令和７年版

環境白書

福岡県

表紙の写真

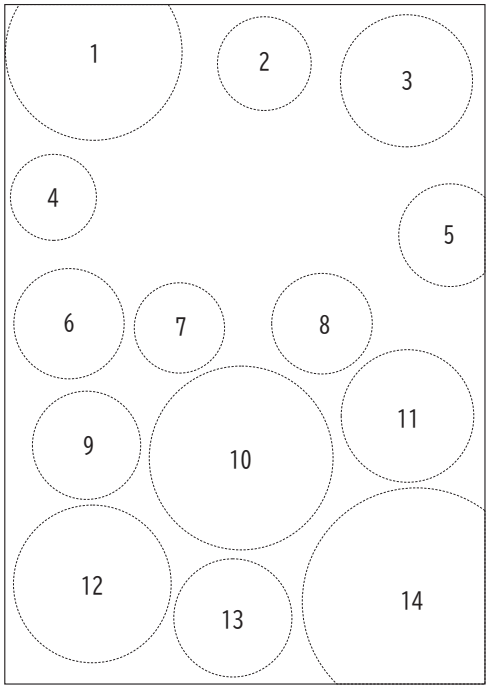

1　手光ビオトープでの生物多様性セミナー(令和7年8月、福津市)
2　リニューアルオープンした平尾台自然観察センター
3　藻場保全活動に向かう水産高校生（令和7年9月、岡垣町）
4　絶滅危惧ＩＡ類 ヨシゴイ
5　海岸漂着物アート作品(めぐるクリスマス 2024)
6　海岸愛護団体の活動（令和6年7月、福岡市）
7　県産認定リサイクル製品「ふくくる」
8　カヌーで楽しむ水辺の安全講座(令和7年7月、古賀市)
9　絶滅危惧Ⅱ類 ナメコ
10　こどもエコクラブの花の栽培活動
11　福岡県みんなでスポ ＧＯＭＩ ！ ｉｎ 新宮海岸（令和7年10月、新宮町）
12「メタセコイアの道」（築上町、福岡県美しい景観選受賞作品）
13「夕日の楽園」（糸島市、福岡県美しい景観選受賞作品）
14　羊群原の広がる初秋の大平山

環境白書の刊行に当たって

本県では、「誰もが安心して、たくさんの笑顔で暮らせる福岡県」を目指してさまざまな施策を展開しており、その実現のためには豊かで快適な環境を持続可能なものとしていくことが重要です。

本県の環境行政の施策大綱である「第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）」では、「環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会」を将来像に掲げ、技術・システム・ライフスタイルのイノベーションによる「経済・社会のグリーン化」、資源の効率的活用と廃棄物の適正処理による「循環型社会の推進」、生物多様性の保全・利用とワンヘルスの実現による「自然共生社会の推進」など7つの柱を設定し、各分野での取り組みを進めているところです。

「経済・社会のグリーン化」においては、2050年温室効果ガス排出量実質ゼロの達成を目指し、県内中小企業への脱炭素経営の導入を推進します。温室効果ガス排出量の算定から削減目標設定、脱炭素経営計画の策定までを一貫して支援することで、地球温暖化対策をさらに強化するとともに、環境と経済の好循環を実現し、地域の活性化へとつなげていきます。

また「循環型社会の推進」として、県内から排出されるさまざまなプラスチックをリサイクルするため、プラスチックの資源循環を目指す「プラスチック Re: born（リ ボーン）プロジェクト」を展開します。使用済プラスチックの排出状況などを調査した上で、使用済プラスチックの排出者と利用者が一体となった共同研究を支援し、持続可能なプラスチック資源循環の枠組みを構築していきます。

今後も、これらの取り組みをはじめ、環境総合ビジョンの７つの柱で設定した目標の達成に向けた施策を推進していきます。

環境白書は、環境に関する年次報告書として公表するものであり、本県の環境の現状や取り組みの概要などを取りまとめています。次世代に豊かな自然や美しいまち、限りある資源を引き継いでいくことは、私たちの重要な責務です。本書を多くの皆さまに活用していただき、持続可能な社会の実現に向けた活動の輪がさらに広がっていくことを期待しています。

令和７年12月

福岡県知事　服部 誠太郎

第１部　総説

第１章　福岡県の環境の現状と取組のあらまし ・・ 1

第２章　県内の主な取組 ・・・・・・・・・・・・・・ 12
第１節　福岡県の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
1　福岡県 脱炭素経営 はじめの一歩。応援プログラム・・・・・・・・・・・・・・・・・・12
2　水素供給拠点の構築・・・・・・・・・・・・・・・13
3　ＦＣ商用車普及と水素ステーション整備の一体的推進・・・・・・・14
4　グリーン成長戦略日韓学生会議・・・・・・・・・15
5　太陽光発電設備等の共同購入とＪ－クレジット制度の活用・・・・・・・・・・・16
6　ペロブスカイト太陽電池の普及促進・・・・・・・17
7　省エネルギー住宅の普及に向けた取組・・・・・・18
8　プラスチックの資源循環に向けて・・・・・・・・19
9　リサイクル総合研究事業化センターの最新の取組・・・・・・・・・・・・・・・・・・・20
10　全国初の使用済ＥＶバッテリー資源循環モデルの構築・・・・・・・・・・・・・・21
11　食品ロスの削減に向けて・・・・・・・・・・・・22
12　海洋ごみ問題の解決に向けて・・・・・・・・・・・23
13　平尾台自然観察センターのリニューアルオープン・・・・・・・・・・・・・・ 24
14　生物多様性に関するワンヘルス教育プログラム・・・・・・・・・・・・25
15　特定外来生物アライグマの防除体制構築・・・・・・・・・・・・・・・・・・・26
16　福岡県大気汚染予報（福岡県大気汚染予測情報）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・27
17　福岡 そうおん・しんどう・あくしゅう マップ・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 28
18　アジア諸地域との環境協力の推進・・・・・・・・29
第２節　市町村の取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
1　北九州市　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
2　福岡市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 31
3　大牟田市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
4　久留米市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
5　直方市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
6　飯塚市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
7　八女市 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
8　古賀市・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35
9　久山町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36
ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）・・・・・・・・・・・ 37

第２部　環境の現況と対策

第１章　福岡県環境総合ビジョンの概要 ・・・・・ 41
1　位置付けと役割 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
2　将来像と施策体系 ・・・・・・・・・・・・・・・ 41
3　推進体制・進行管理 ・・・・・・・・・・・・・・ 43

第２章　経済・社会のグリーン化・・・・・・・・・ 48
第１節　経済・社会のグリーン化の推進 ・・・・・・・ 49
1　環境配慮型ビジネススタイルの普及 ・・・・・・ 49
2　環境配慮型ライフスタイルの普及 ・・・・・・・ 50
3　環境負荷低減に寄与する産業の育成と環境関連産業の集積 ・・・・・・・・・・・・・・ 51
4　環境に配慮した農林水産業の振興 ・・・・・・・ 53
5　税制のグリーン化 ・・・・・・・・・・・・・・・ 54
第２節　グリーンイノベーションの推進 ・・・・・・・ 55
1　県試験研究機関を活用した環境関連技術実用化の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・ 55
2　事業者における技術開発の支援・・・・・・・・・ 59

第３章　持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり ・・・・・・・・・・ 60
第１節　地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進 ・・・・・・・・・・・・・・ 61
1　県民、ＮＰＯ、事業者等の各主体が行う自主的な取組への支援 ・・・・・・・・・・・・ 61
2　各主体の情報提供や連携等のネットワーク構築・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
3　持続可能な地域づくりの推進・・・・・・・・・・ 63
4　環境に関する観光ブランドの推進・・・・・・・・ 63
第２節　環境を考えて行動する人づくりの推進 ・・・・ 64
1　「持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）」の推進 ・・・・・・・・・・・・・・ 64
2　人づくりを支える拠点・場の整備・・・・・・・・ 66
3　人づくりを支える人材・機会等の提供・・・・・・ 67

第４章　脱炭素社会への移行 ・・・・・・・・・・・ 68
第１節　地球温暖化問題の現状 ・・・・・・・・・・・ 69
1　地球温暖化問題の概要 ・・・・・・・・・・・・・ 69
2　国内外の動向 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 70
3　日本の温室効果ガスの排出状況 ・・・・・・・・・ 71
第２節　総合的な地球温暖化対策の推進 ・・・・・・・ 72
1　福岡県地球温暖化対策実行計画 ・・・・・・・・・ 72
2　福岡県地球温暖化対策実行計画の進捗状況 ・・・ 73
第３節　温室効果ガスの排出削減（緩和策）・・・・・ 76
1　再生可能エネルギーの導入促進 ・・・・・・・・・ 76
2　再生可能エネルギーの利用の促進 ・・・・・・・・ 79
3　水素エネルギー利活用の推進 ・・・・・・・・・・ 79
4　運輸における取組 ・・・・・・・・・・・・・・・ 79
5　家庭における取組 ・・・・・・・・・・・・・・・ 80
6　事業所における取組 ・・・・・・・・・・・・・・ 81
7　公共施設における取組 ・・・・・・・・・・・・・ 82
8　農林水産業における取組 ・・・・・・・・・・・・ 83
9　脱炭素型の都市・地域づくりの推進 ・・・・・・ 83
10　温暖化対策に資する取組の促進 ・・・・・・・・ 84
11　二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進・ 85
第４節　温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）・・・・ 86
1　森林の保全 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
2　都市の緑化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
3　二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 86
4　農地土壌炭素吸収源対策 ・・・・・・・・・・・・ 87
第５節　気候変動の影響への適応（適応策）・・・・・ 88
1　福岡県気候変動適応センター・・・・・・・・・・ 88
2　農林水産業に関する対策 ・・・・・・・・・・・・ 88
3　水環境・水資源に関する対策 ・・・・・・・・・・ 89
4　自然生態系に関する対策 ・・・・・・・・・・・・ 89
5　自然災害・沿岸域に関する対策 ・・・・・・・・・ 89
6　健康に関する対策 ・・・・・・・・・・・・・・・ 90
7　産業・経済活動に関する対策・・・・・・・・・・ 90
8　県民生活・都市生活に関する対策 ・・・・・・・・ 90

第５章　循環型社会の推進 ・・・・・・・・・・・・ 91
第１節　資源の利用の状況 ・・・・・・・・・・・・・ 92

1　資源の利用の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 92
2　福岡県廃棄物処理計画の推進 ・・・・・・・・・・ 93
3　全国における一般廃棄物の排出の状況 ・・・・・ 94
4　福岡県における一般廃棄物の排出と処理の状況・ 94
5　市町村における一般廃棄物の排出の状況 ・・・・ 97
6　全国における産業廃棄物の排出の状況 ・・・・・ 97
7　福岡県における産業廃棄物の排出と処理の状況・ 97
第２節　限りある資源の効率的な利用 ・・・・・・・ 100
1　持続可能な消費と生産を考えた取組 ・・・・・・100
第３節　資源循環利用の推進 ・・・・・・・・・・・ 107
1　法に基づく取組 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 107
2　リサイクル製品の利用促進 ・・・・・・・・・・ 112
3　資源循環型まちづくりの推進 ・・・・・・・・・ 113
4　各種バイオマスの利用促進 ・・・・・・・・・・ 115
5　福岡県リサイクル総合研究事業化センター ・・・ 116
第４節　廃棄物の適正処理による環境負荷の低減 ・・ 121
1　一般廃棄物に関する法律等の整備 ・・・・・・・ 121
2　一般廃棄物の適正処理の推進 ・・・・・・・・・ 121
3　海洋ごみに関する対策 ・・・・・・・・・・・・ 121
4　産業廃棄物の適正処理の確保 ・・・・・・・・・ 122
5　廃棄物の不適正処理の防止・・・・・・・・・・ 127
6　災害廃棄物の適正処理 ・・・・・・・・・・・・ 128

第６章　自然共生社会の推進 ・・・・・・・・・・・ 129
第１節　自然環境の現況 ・・・・・・・・・・・・・ 130
1　地形 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
2　気候 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
3　植生 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
4　動物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
第２節　福岡県生物多様性戦略 2022-2026 ・・・・・ 132
第３節　生物多様性の保全と自然再生の推進 ・・・・・ 133
1　重要地域の保全・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
2　野生生物の適切な保護と管理 ・・・・・・・・・ 139
3　生物多様性プラットフォームを活用した啓発 ・ 144
4　地球温暖化対策との連携 ・・・・・・・・・・・ 144
5　自然環境の保全によるワンヘルスの取組・・・・144
6　環境影響評価制度の適切な運用 ・・・・・・・・ 144
7　生物多様性に配慮した公共工事の推進 ・・・・・ 146
8　生態系を利用した防災・減災 ・・・・・・・・・ 149
第４節　生物多様性の持続可能な利用 ・・・・・・・・ 150
1　生物多様性に配慮した農林水産業の推進・・・・・ 150
2　里地里山里海の適切な利用と管理・・・・・・・・ 152

第７章　健康で快適に暮らせる生活環境の形成・・153
第１節　総合的な対策 ・・・・・・・・・・・・・・ 154
1　公害対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 154
2　都市計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 156
第２節　大気環境の保全 ・・・・・・・・・・・・・ 158
1　大気環境の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 158
2　大気汚染防止対策 ・・・・・・・・・・・・・・ 166
第３節　水環境の保全 ・・・・・・・・・・・・・・ 173
1　水環境の現況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 173
2　水質監視体制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178
3　水質保全対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178
第４節　土壌環境の保全 ・・・・・・・・・・・・・ 189
1　土壌汚染対策法に基づく適切な管理・・・・・・・ 189
2　農用地土壌汚染の現状と対策 ・・・・・・・・・ 190
第５節　化学物質等による環境・健康影響対策 ・・・・ 191
1　化学物質の適正管理 ・・・・・・・・・・・・・ 191
2　ダイオキシン類の現況と対策 ・・・・・・・・・ 195
3　農薬流通の動向と安全対策 ・・・・・・・・・・ 197
第６節　その他の生活環境の保全 ・・・・・・・・・・ 199
1　騒音・振動・悪臭対策・・・・・・・・・・・・・ 199
2　環境放射線 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
3　花粉症対策 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
4　地盤沈下 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 205
5　学校に及ぼす公害の状況と対策 ・・・・・・・・ 206
6　畜産経営環境保全の現状と対策 ・・・・・・・・ 207

第８章　国際環境協力の推進 ・・・・・・・・・・・ 209
第１節　環境技術・ノウハウを活用した
　　国際環境協力の推進 ・・・・・・・・・・・・・ 210
1　アジア諸地域との環境協力 ・・・・・・・・・・ 210
第２節　民間及び国連機関と連携した
　　国際環境協力の促進 ・・・・・・・・・・・・・ 213
1　県内環境関連企業の海外展開に対する支援・・・・ 213
2　国連ハビタット福岡本部との連携 ・・・・・・・ 213

第３部　資料

1　環境に係る県民・事業者への支援制度・・・・・・ 219
2　環境に関する人材派遣制度・・・・・・・・・・ 224
3　年間を通じて募集している
　　県民参加型事業・・・・・・・・・・・・・・・・ 225
4　環境関連法律・条例一覧 ・・・・・・・・・・・ 227
5　環境行政の推進体制 ・・・・・・・・・・・・・ 231
6　環境部門関係予算 ・・・・・・・・・・・・・・ 243
7　環境関連各種計画概要 ・・・・・・・・・・・・ 244
8　環境関連福岡県知事表彰一覧 ・・・・・・・・・ 246
9　県の環境関連施設 ・・・・・・・・・・・・・・ 247
10　大気関係資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 248
11　水質関係資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 251
12　土壌関係資料 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 278
13　一般廃棄物関係資料 ・・・・・・・・・・・・・ 280
14　騒音・振動関係資料 ・・・・・・・・・・・・・ 285
15　ダイオキシン類関係資料 ・・・・・・・・・・・ 289
16　市町村の環境行政 ・・・・・・・・・・・・・・ 290

《用語の解説について》
本文中、※印のある用語については、当該ページ下欄で解説しています。
《根拠法令について》
各項目の下部に〔　〕書きで当該施策の根拠となる法令（略称）を記載しています。

～　福岡県環境部ＳＮＳアカウント　～

福岡県環境部 X

「ふくおか環境広報隊」

エコトン

エコトンファミリー

「エコトン」は、平成 21（2009）年度に本県の地球温暖化対策マスコットキャラクターとして誕生しました。ファミリーには、お父さん（パパトン）とお母さん（ママトン）、妹のヒメトンもいます。

第１部
総　説

第１章　福岡県の環境の現状と取組のあらまし

私たち人類はその誕生以来、この地球がもたらしてくれる豊かな自然の恵みを享受してきました。きれいな空気、清らかな水、森や海からの豊かな食べ物。これらは、私たちだけでなく、未来の世代から借りている、かけがえのない宝物です。

しかし今、私たちの暮らしや経済活動がこの大切な宝物を使い果たしてしまうおそれに直面しています。人類の活動が引き起こす気候変動や生態系の破壊は、人と動物の関係を変え、新たな感染症のリスクを高め、食料安全保障を脅かし、人間の心身の健康や安全にも直接的な影響を及ぼします。特に近年では、猛暑日の記録的な連続や熱中症の増加、住宅地への大型野生動物の出没など、日常生活においてもその影響を感じざるを得ません。

このような危機的な状況において、私たちは、地球の豊かな恵みを将来の世代に引き継ぐため、地球環境への負荷を減らし、 経済社会活動が持続可能となるような社会を構築していかなければなりません。その際、人と動物の健康と環境の健全性を一つの健康と捉え、一体的に守っていく「ワンヘルス」の視点も重要です。地球環境を守るための取組は、私たち自身の健康や将来世代を守ることそのものであり、私たち一人ひとりが自らの事として捉え、日々の生活の中で一歩ずつ進めていく必要があります。

本県では、環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）に基づく各種施策を通じ、“持続可能な”福岡県を目指しています。

第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）

1　経済・社会のグリーン化　（詳細は第２部第２章）

経済社会活動の発展に伴って増大する環境負荷を低減するためには、様々な分野で環境負荷の低減に寄与する技術や産業の振興が不可欠です。また、環境配慮型のビジネススタイルやライフスタイルへの転換を通じて、これらの技術や産業が社会に広く選択されるようになることが求められています。

県内には、低燃費車や様々な機器の電力消費を抑えるパワー半導体等の省エネルギー・省資源型の製品を生産する産業があり、北九州市、大牟田市の両エコタウンにはリサイクル関連産業の集積が図られています。これらの地域特性を活かし、グリーンアジア国際戦略総合特区において省エネルギー・省資源に大きく寄与する環境配慮型製品の開発・生産拠点の構築を進めています。

さらに、本県の試験研究機関において、環境保全に関する調査研究に取り組むとともに、福岡県リサイクル総合研究事業化センターでは、産学官民の連携によるリサイクル技術と社会システムの開発を進めています。

〇現在取り組んでいる主な施策

・エコ事業所やエコファミリーにおける省エネルギー・省資源の取組の促進
・県の率先した環境物品等の調達によるグリーン購入の推進
・グリーンアジア国際戦略総合特区における環境配慮型製品の開発・生産拠点の構築
・水素製造・供給のイノベーションを推進するとともに、幅広い分野での水素利用の拡大を促進し、成長分野である水素関連産業の集積を図る、「福岡県水素グリーン成長戦略」の推進
・試験研究機関における環境負荷低減に資する調査・研究、福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおける産学官民による共同研究

国内の環境産業の市場規模の推移

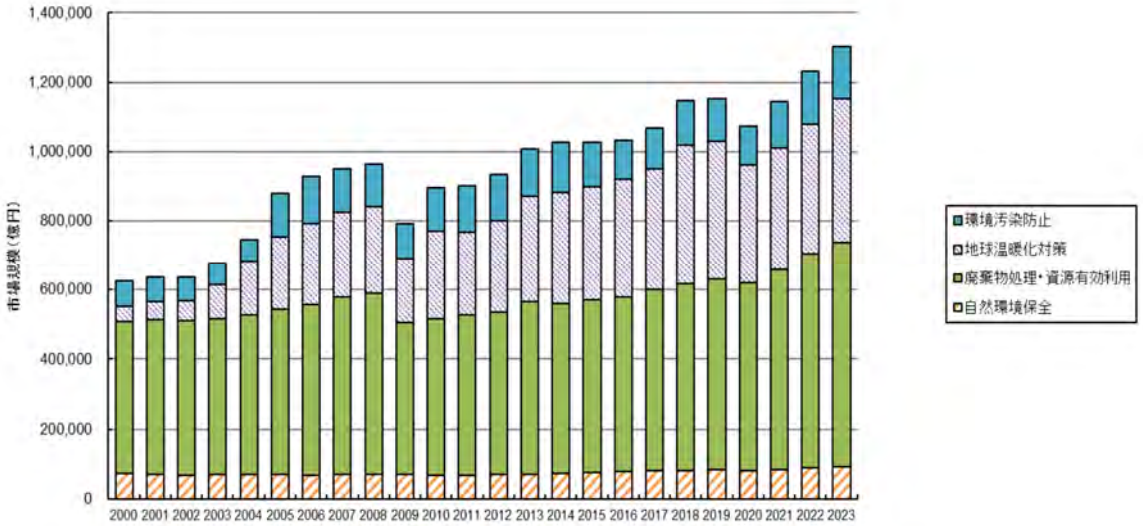

【出典：令和6年度環境産業の市場規模推計等委託業務環境産業の市場規模・雇用規模等に関する報告書】

2　持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり（詳細は第２部第３章）

地域づくり・人づくりは、脱炭素社会への移行、循環型社会の推進、自然共生社会の推進等環境に関する様々な課題を解決し、持続可能な社会を実現していくための分野横断的な取組です。持続可能な社会を実現するためには、地域の課題について考え、解決に向けて行動する力を育むような人づくりとそれらの行動を地域に根差したものにしていく地域づくりが必要です。

環境教育は、環境に対する関心を喚起するとともに、共通の理解を深め、問題解決能力を育成することを通じ、各主体の自主的な環境問題への取組を促進するものとして重要です。

本県では、小中学生向け環境教育教材の作成・提供やこどもたちが環境保全活動や環境学習を行う「こどもエコクラブ」の活動支援を行っており、こどもエコクラブについては、メンバー数が1万人を超え、メンバー数・クラブ数ともに全国２位となっています（令和６（2024）年度末時点）。

また、地域における取組を通じて本県の望ましい環境を創出し、地球環境の保全に貢献するため、「福岡県環境県民会議」を設置し、県民・事業者・行政が一体となって、福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）の推進を図っています。

さらに、県内の各保健福祉環境事務所に「地域環境協議会」を設置し、地域の実情に応じた地球温暖化対策・3R・自然共生の推進等の事業を実施しています。地域の住民やこどもたち、事業者の環境を考え行動する意識を育むとともに、地域住民・事業者等が事業に参画することにより、地域の環境活動の担い手となることを目指しています。

加えて、「ふくおか環境ひろば」や「ふくおかエコライフ応援サイト」、「ふくおか環境広報隊」などウェブサイトや SNS 等での情報発信を通じ、各主体の自主的な環境保全の取組やネットワーク化を促進しています。

〇現在取り組んでいる主な施策

・ウェブサイトやSNSを利用した環境情報の発信
　「ふくおか環境ひろば」（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hiroba1.html）
　「ふくおかエコライフ応援サイト」（https://www.ecofukuoka.jp/）
　「ふくおか環境広報隊」（https://x.com/fukuokakankyou）
・環境県民会議や地域環境協議会による県民・事業者・行政が一体となった環境保全への取組
・小学生向け環境教育副読本の作成・配布、小中学生向け地球温暖化対策ワークブックの提供
・こどもエコクラブ活動の支援

3　脱炭素社会への移行　（詳細は第２部第４章）

地球温暖化は、気温や海水温の上昇、異常気象、生態系の変化など様々な分野に影響をもたらしています。特に近年、国内外で深刻な気象災害が多発するなど、地球温暖化による気候変動により、今後このような災害リスクが更に高まると予測されています。

このような状況に対処するため、平成 27（2015）年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）において、平均気温上昇を産業革命以前に比べ 2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をすることを世界共通目標とした「パリ協定」が採択され、平成30（2018）年に気候変動に関する政府間パネル（IPCC）は、「1.5℃特別報告書」をとりまとめ、地球温暖化を

1.5℃に抑制するためには、二酸化炭素排出量が令和12（2030）年までに45％削減され、32（2050）年頃には正味ゼロに達する必要があること等を示しました。

我が国では、令和2（2020）年に「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、3（2021）年4月の気候サミットで「日本の 2030年度の温室効果ガス排出を 2013年度から 46％削減する」ことを表明しました。さらに、7（2025）年 2 月に閣議決定された改定地球温暖化対策計画において、「2035年度、2040年度に、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ 60％、73％削減する」という新たな目標を掲げました。

本県では、令和 4（2022）年 3 月に「福岡県地球温暖化対策実行計画」を改定し、32（2050）年度までに本県の温室効果ガス排出の実質ゼロを目指し、12（2030）年度の温室効果ガス排出量を平成 25（2013）年度比で 46％削減することを目標に掲げ、県民、事業者、市町村などと連携・協力し、温室効果ガスの排出削減や吸収源に関する対策（緩和策）と気候変動の影響を防止・軽減する対策（適応策）を総合的・計画的に推進しています。

令和 4（2022）年度の本県の温室効果ガス排出量は 4,648 万トンであり、平成 25（2013）年度比で 25.3％減少しています。

福岡県の温室効果ガス排出量の推移

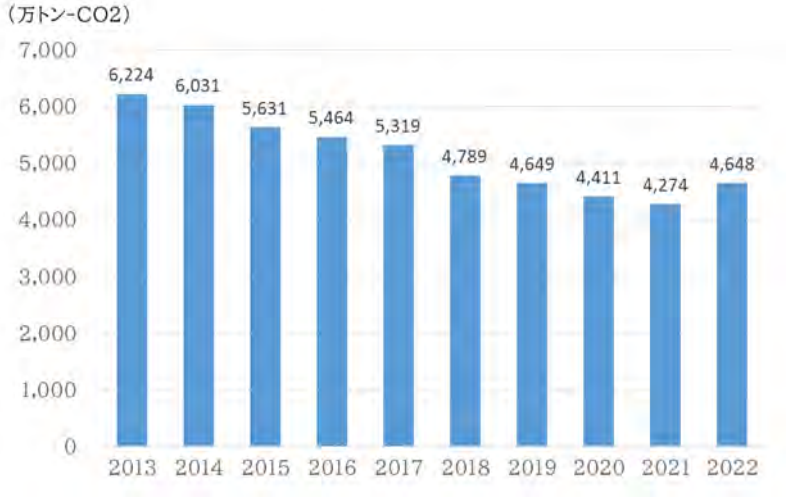

○現在取り組んでいる主な施策

・温室効果ガス排出量の算定支援等による中小企業の脱炭素経営推進
・アドバイザーの派遣による再生可能エネルギーの導入促進
・共同購入による家庭・企業の太陽光発電設備等の導入促進
・福岡県地球温暖化防止活動推進センターや福岡県地球温暖化防止活動推進員による地域における省エネルギー・省資源の普及啓発
・エコファミリーやエコ事業所における省エネルギー・省資源の取組の促進
・福岡未来づくり住宅の普及促進や県内事業者への補助金セミナー・ZEB 見学会の実施による住宅、建築物の省エネルギー対策の促進
・県有施設への太陽光発電設備導入や県公用車への電動車導入による県の率先取組
・福岡県気候変動適応センターにおける気候変動影響や適応情報の収集・分析・発信

4　循環型社会の推進　（詳細は第２部第５章）

高度経済成長を支えた大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会は、私たちに大きな豊かさや便利さを与えると同時に、地球上の有限な資源を大量に消費し、天然資源を巡る争い、廃棄物の不適正処理や環境汚染など、経済社会活動の持続的な発展を阻害する事態をもたらしました。

これらの流れに歯止めをかけるには、資源大量消費型の社会構造から、資源循環利用を基調とした社会システム“循環経済”へと転換を図ることが必要です。

特に、プラスチックは、その有用性から幅広い製品に利用されている一方で、不適正な処理のために少なくとも世界で年間約800万トンが陸上から海洋に流出していると推計され、地球規模での環境汚染が懸念されています。我が国では、令和 4（2022）年 4 月に「プラスチック資源循環法」が施行され、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体における資源循環の取組を促進するための措置が定められました。本県では、2（2020）年7月に「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定し、事業者、県民及び行政が一体となってプラスチックごみの削減を進めています。

また、本来食べられるにもかかわらず捨てられてしまう食品（食品ロス）が、食品の製造・流通、外食・販売、消費の各段階において日常的に発生しています。本県では、平成 28（2016）年度からいち早く食品ロス削減推進事業を県の重点施策に掲げ、県民運動としてその削減に取り組んでいます。

令和 4（2022）年 3 月には「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定し、計画期間（4（2022）年度から 8（2026）年度まで）で食品ロス年間発生量を 1 万トン（5%）削減することを目標に掲げ、各段階ごとの施策を実施しています。

廃棄物の処理については、「福岡県廃棄物処理計画」により3R（廃棄物の発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））の推進や、廃棄物処理の適正化に取り組んでいます。

令和6（2024）年度（速報値）の県内の一般廃棄物（ごみ）の総排出量は163万6千トンであり、前年度から減少しています。5（2023）年度の県内の産業廃棄物の発生量は1,772万5千トン、資源化・減量化量は 1,713万9千トンであり、近年横ばいで推移しています。

一般廃棄物の適正処理推進のため、各市町村は一般廃棄物処理計画を策定し、計画に従って処理を行っています。本県では、市町村等の処理施設の維持管理が適正に行われるよう適宜立入検査を行うほか、施設の維持管理に関する定期的な報告により実態把握を行い、必要に応じて改善指導を行っています。また、福岡県災害廃棄物処理計画に基づき、災害廃棄物の処理について県内廃棄物関係事業者団体や九州・山口各県と相互支援協定を締結し、広域的な災害廃棄物処理に係る連携体制を構築しています。さらに、市町村職員等関係者に対する研修等により実践的な対応能力の向上を図っています。

産業廃棄物については、事業者への立入検査、処理業者や排出事業者への講習会等を行っています。また、不適正処理の早期発見・早期対応のため、安定型最終処分場に対する掘削調査の実施、赤外線カメラ搭載ドローンやウェアラブルカメラの活用、平日夜間及び休日昼間の監視パトロール、県警察の協力によるヘリコプターを使用した空からのパトロールなど、監視指導を強化しています。

福岡県一般廃棄物（ごみ）の総排出量並びに資源化量、減量化量及び最終処分量

福岡県産業廃棄物の発生量並びに資源化量、減量化量及び最終処分量

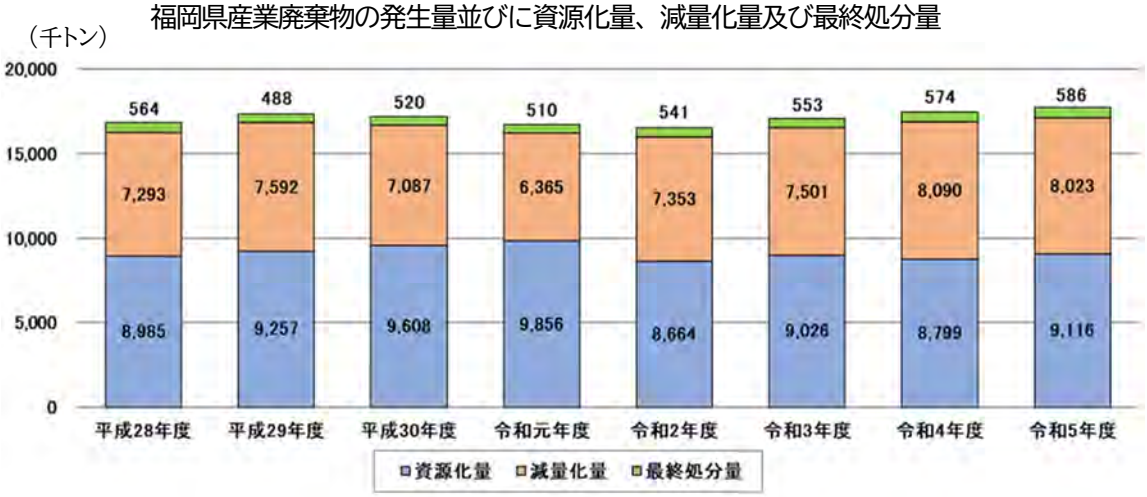

○現在取り組んでいる主な施策

・使用済み EV バッテリーの資源循環モデルの構築
・3R 啓発等による廃棄物減量化の促進
・福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおける産学官民による共同研究
・リサイクル製品認定制度によるリサイクル製品の普及促進
・食べ残し持ち帰りボックスの利用実証や食べもの余らせん隊の促進等による食品ロス削減の推進
・使用済みプラスチックのリサイクル実証やふくおかプラごみ削減キャンペーン等によるプラスチック資源循環の促進
・使用済み太陽光発電パネルのリユース・リサイクルの推進
・一般廃棄物処理施設の整備・維持管理等に関する市町村等への情報提供や助言
・海洋ごみの発生抑制等の海岸漂着物等対策
・災害廃棄物処理に携わる市町村職員等に対する研修の実施
・福岡県不法投棄マッピングシステムを活用した不法投棄事案の情報共有
・赤外線カメラ搭載ドローンやウェアラブルカメラ、遠隔操作対応監視カメラによる産業廃棄物処理施設等への監視指導の強化
・安定型最終処分場に対する掘削調査

5　自然共生社会の推進　（詳細は第２部第６章）

地球の長い歴史の中で、生物は様々な進化を遂げて現在の生態系を形成しています。多種多様な生物からなる生態系は、人類の生存にとって重要な生物多様性の恵みをもたらします。また、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」というワンヘルスの理念の推進において生物多様性の保全は重要な取組です。しかし、環境汚染、地球温暖化などの影響により、生物多様性が失われつつあります。

県内でも、開発や里地里山の荒廃による生物多様性の衰退などのほか、外来生物による在来生態系のかく乱や生息環境の変化に起因したイノシシ、シカ、サルなどの野生鳥獣による農作物被害などが生じています。

本県では、令和４(2022)年３月に「福岡県生物多様性戦略 2022-2026」を策定し、2050 年に「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会」の実現を目指し、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することとしており、鳥獣保護や有害鳥獣対策、森林整備などに取り組んでいます。

また、希少野生動植物の保護を図ることにより生物多様性を確保するため、令和 3(2021)年 5 月に「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を施行しました。条例に基づき特に保護が必要な 20 種を指定希少野生動植物種に指定しています。

さらに、県内の絶滅のおそれのある野生動植物の生息状況等の変化を反映し、保全対策の基礎資料として活用するため、令和7(2025)年3月に「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック2024－」を約10年ぶりに改訂・発刊しました。

これらの取組により、豊かな自然の恵みを持続的に享受できる自然共生社会の実現や、人と野生動植物とが共存する豊かな自然環境の次代への継承を目指します。

森林整備(強度間伐)

水辺(掘割・クリーク)

草原(二次草原)

鳥獣被害対策(シカによる苗木食害防止)

〇現在取り組んでいる主な施策

・九州自然歩道を生物多様性の観点から紹介する動画の制作
・シカの食害による生態系への被害が著しい英彦山及び犬ヶ岳におけるシカの捕獲及び絶滅危惧植物の保護対策
・福岡県アライグマ防除実施計画に基づくアライグマ防除の推進
・外来種問題啓発のための講師派遣
・人・動物・環境の各分野に関する一体的な試験・検査、調査・研究の実施やワンヘルスの普及・啓発を行うワンヘルスセンターの整備
・公共事業における生物多様性への配慮の推進
・総合的な鳥獣被害対策、荒廃森林の整備

6　健康で快適に暮らせる生活環境の形成　（詳細は第２部第７章）

本県では、安全・安心な環境の確保に向けて、大気汚染、水質汚濁、土壌汚染などに対する各種施策を推進するとともに、市町村と協力して騒音・振動・悪臭などの公害対策にも取り組んできました。このほか、環境大気中の放射性物質に関する常時測定及び緊急時を想定したモニタリング体制を確保しています。

今後も大気環境、水環境について、監視体制を構築することにより、環境保全への各種対策の実施と情報の提供及び大気汚染物質の越境汚染対策を行い、健康で快適に暮らせる生活環境の確保を図ります。

ア　大気環境の保全

大気環境の常時監視は、大気汚染防止対策上、最も基本となるものであり、県内55局の常時監視測定局で測定されたデータはテレメータシステム（遠隔監視装置）により県保健環境研究所及び県庁に集約され、県ホームページで公開されるとともに、大気保全行政に活用されています。

代表的な大気汚染物質には、二酸化硫黄（SO_2）、二酸化窒素（NO_2）、一酸化炭素（CO）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（Ox）、微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）などがあり、これらの物質には環境基準が定められています。

令和6（2024）年度の測定結果によると、SO_2、NO_2、CO及びSPMは全測定局で環境基準を達成しています。O_Xは、全国的に環境基準達成率が非常に低く、本県においても全測定局で環境基準を達成できていません。なお、$PM_{2.5}$は平成26（2014）年度まで環境基準を達成できていませんでしたが、徐々に改善し、令和3（2021）年度以降は全測定局で環境基準を達成しています。

大気環境基準達成状況の推移

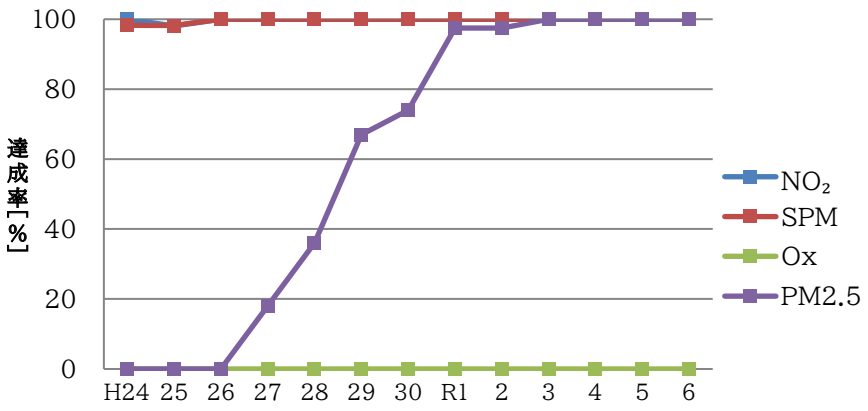

また、保健環境研究所が開発した大気汚染予測システム「Fcast」(エフキャスト)を用いて、県内(4地域別)における光化学オキシダントや$PM_{2.5}$の独自予測を毎日実施しており、令和4年(2022)年2月から、高濃度の光化学オキシダントや$PM_{2.5}$の発生が予測される場合には、県公式LINEアカウントにより県民に対し高濃度予測情報を配信しています。また、7(2025)年1月から、予測結果を「大気汚染予報」として県ホームページ及び県公式Xにより配信しています。

発生源対策として、大気汚染防止法等に基づき、令和6(2024)年度には延べ 432 件の工場・事業場の監視指導を行うとともに、自動車排出ガス対策を進めています。

建築物等の解体、改造又は補修に伴う石綿飛散防止対策として、測定機器(アスベストアナライザー)を2台配備するとともに、令和 6(2024)年度には延べ640件の特定粉じん排出等作業現場に立入検査を行い、作業基準の遵守の徹底等を指導しました。また、災害に備え、九州・山口9県とアスベスト調査専門家団体(2団体)との間で、被災建築物等の石綿調査に関する支援協定を4(2022)年6月13日に締結しました。

○現在取り組んでいる主な施策

・大気環境状況の把握
・$PM_{2.5}$やO_Xの注意喚起等の実施
・$PM_{2.5}$やO_Xの予測情報の発信
・工場・事業場に対する監視指導の実施(ばいじん、VOC、ダイオキシン、水銀等)
・解体等工事現場に対する監視指導の実施(石綿飛散防止対策)
・低公害車等の普及促進

イ　水環境の保全

本県の河川、海域及び湖沼の水質については、水質測定計画に基づき、県、国、政令市等が環境基準の達成状況を監視しています。

本県では、水質汚濁防止法等に基づき、工場・事業場の排水を規制し、水質汚濁の防止に努めています。また、環境基準の達成維持を図るため、全国一律の排水基準に比べ、より厳しい上乗せ排水基準を設定しています。水質汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(海域、湖沼)の環境基準達成率を公共用水域全体で見ると、昭和 53(1978)年度の 44.4%に対し、平成元(1989)年度は 66.1%、令和6(2024)年度は80.6%となっており、工場排水の規制や下水道、浄化槽の整備促進等の取組により徐々に改善し、近年、全体の環境基準達成率は概ね70%から90%の間で推移しています。

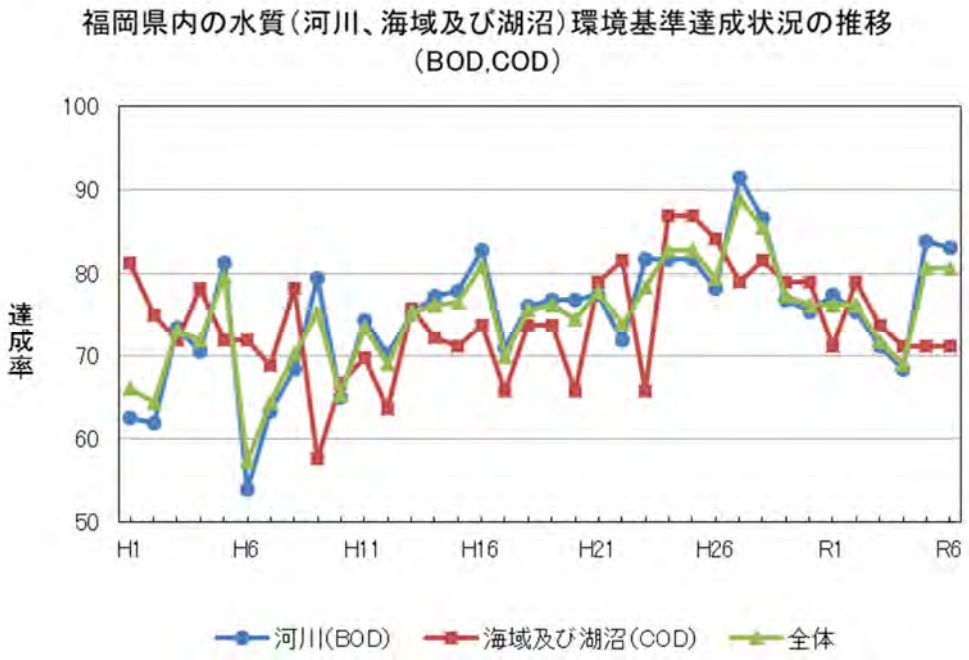

水環境の保全には、流域ごとの特性に応じた対策が必要であり、各水系の河川整備基本方針や河川整備計画等において健全な水循環に向けた取組を行っています。

○現在取り組んでいる主な施策

・公共用水域や地下水の水質汚濁状況の監視
・立入検査による特定施設の実態把握及び排水基準遵守状況の確認
・有害物質使用・貯蔵事業場情報の集約と共有

7　国際環境協力の推進　(詳細は第２部第８章)

急激な経済発展を遂げているアジア諸地域においては、人口の増大に伴う廃棄物排出量の増大や河川等水質の悪化、大気汚染などの環境問題が顕在化しています。

本県では、同地域の環境問題の解決に貢献するため、本県に蓄積された環境技術やノウハウを活用し、同地域への環境協力を推進しています。具体的な取組として、アジア諸地域の行政官に対する研修や、研修を通して構築した人的ネットワークを活用した国際環境協力事業を実施しています。

また、アジア太平洋地域において、安全な水の確保、廃棄物の適正な処理など居住環境の改善を推進している国連ハビタット福岡本部の活動を支援しています。

○現在取り組んでいる主な施策

・アジア諸地域の環境分野の行政官を対象とした国際環境人材育成研修の実施
・ベトナム・ハノイ市における県内企業と連携した環境技術の導入支援
・ベトナム・フエ市（旧 フエ省）における福岡方式廃棄物処分場の整備及び普及展開への支援
・タイ・バンコク都におけるごみ減量化支援
・国連ハビタット福岡本部への支援

1　福岡県 脱炭素経営 はじめの一歩。応援プログラム

環境保全課

福岡県は、県内企業への脱炭素経営の導入を推進するため、令和 7(2025)年 10 月に「福岡県 脱炭素経営 はじめの一歩。応援プログラム」を開始しました。

本プログラムでは、県内中小企業を対象に、次の支援を実施しています。

① 温室効果ガス排出量の算定支援
　年間300社を対象に、温室効果ガス排出量の算定を無料で支援します。

② 温室効果ガス排出量の削減目標の設定支援
　年間55社を対象に、国際認証(SBT 認定※)に準拠した温室効果ガス排出量の削減目標の設定を無料で支援します。

③ 脱炭素経営計画の策定支援
　脱炭素経営計画(省エネ・再エネ設備の導入など温室効果ガスの削減計画)の策定に要する費用を補助します。

これらの取組を通じて、県内の温室効果ガス排出量の過半を占める産業部門・業務部門における地球温暖化対策を一層推進していきます。

脱炭素経営はじめの一歩。応援プログラムの概要

※国連グローバルコンパクト(UNGC)や世界自然保護基金(WWF)などが共同運営する国際認証制度。企業がパリ協定(世界の平均気温の上昇を 1.5 度に抑制)に整合した温室効果ガス排出量の削減目標を設定し、これが SBT 事務局に認められれば、国際認証(SBT 認定)を受けることができる。

SDGs ゴール・ターゲット関連図

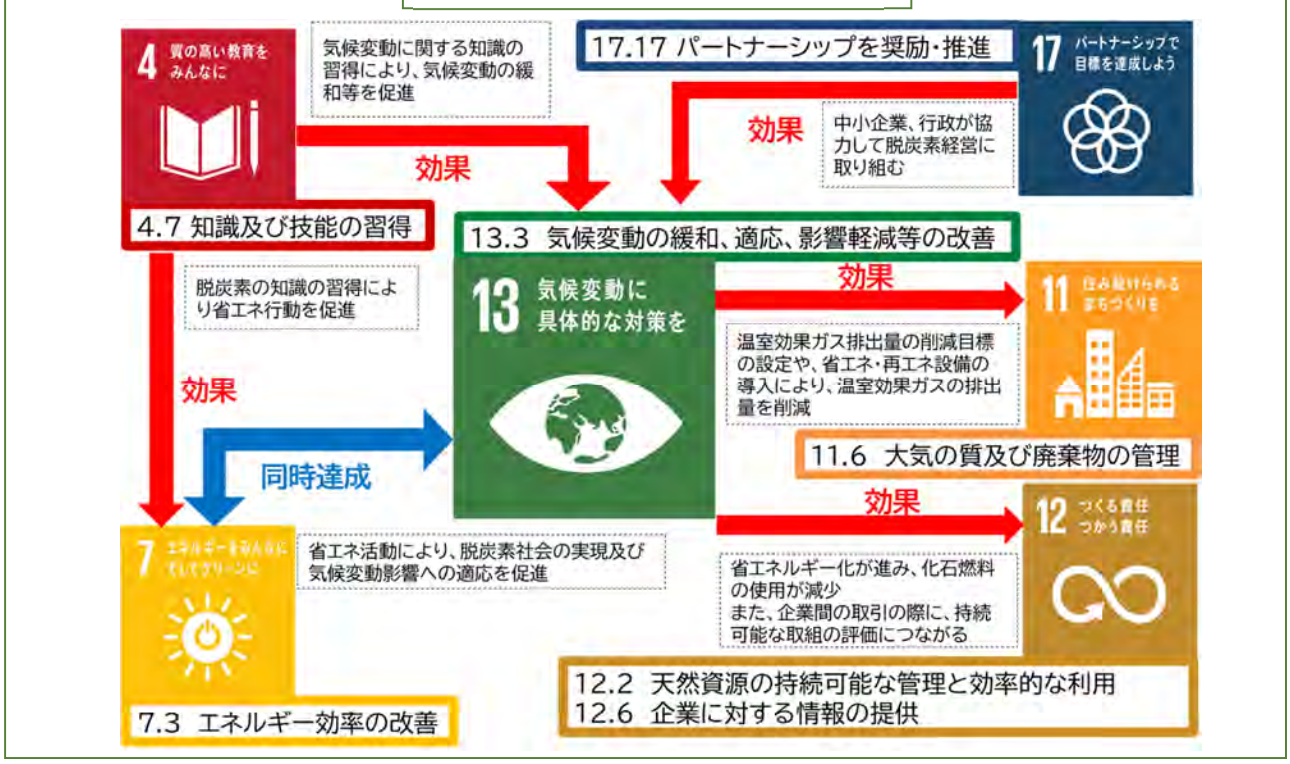

2　水素供給拠点の構築

自動車・水素産業振興課

1　北九州市響灘臨海エリアを中心とした水素供給拠点の構築

水素は、2050 年カーボンニュートラル達成に必要不可欠なエネルギー源であり、我が国においても、大規模なサプライチェーン構築と社会実装の加速化が求められています。

令和6（2024）年5月には、低炭素水素等の供給及び利用を促進する「水素社会推進法」が成立し、水素サプライチェーンの構築に向けた動きが具体化しています。

福岡県では、水素需給のポテンシャルが高い「北九州市響灘臨海エリア」を中心とした拠点整備を目指し、令和5（2023）年5月に北九州市や水素の利活用を目指す企業と「福岡県水素拠点化推進協議会」を発足しました。6（2024）年には、協議会の会員の一部からなる企業を中心に、事業可能性調査を実施し、水素の需要量や輸送インフラ整備等について検討するなど、水素供給拠点の実現に向けた取組を進めています。

「水素拠点化推進協議会」発足

2　県内各地への水素サプライチェーンの展開

水素供給拠点の構築を目指している響灘臨海エリア以外における港湾部や内陸部等、県内各地にサプライチェーンを展開するためには、水素等の運搬コストを削減することが重要です。

需要地で水素を製造し、近隣で活用する「地産地消型水素製造プロジェクト」を進めるため、事業者が実施する事業可能性調査に対して支援を行っています。

響灘臨海エリアでの水素供給拠点の取組と合わせ、地産地消型水素製造プロジェクトを推進していくことで、福岡県が水素の先進拠点となることを目指します。

脱炭素化への対応を経済成長の機会と捉え、「経済と環境の好循環」をつくっていくため、引き続き取組を進めていきます。

水素需給のポテンシャルが高い
北九州市響灘臨海エリア

SDGs ゴール・ターゲット関連図

３　ＦＣ商用車※普及と水素ステーション整備の一体的推進

※水素と酸素の化学反応によって発電した電気でモーターを回して走るトラック、バス等

自動車・水素産業振興課

１ FC商用車普及・水素ステーション整備の促進

本県では、令和4（2022）年8月に策定した「福岡県水素グリーン成長戦略」の柱の一つに「水素利用の拡大」を掲げています。中でも、モビリティ分野における利用拡大については、水素を安定的且つ大量に消費するトラックやバス等の商用分野での普及が不可欠となっているため、FC 商用車に対し、FC トラック導入費支援、FC 商用車にかかる水素燃料費支援を実施、商用車に対応した水素ステーションに対し、運営費支援を実施してきました。

令和5（2023）年7月、県内物流事業者2社が、県の補助金を活用して西日本で初となるFC小型トラックの商用運用を開始し、現在（7（2025）年10月末）では合計 18 台（実証含む）の FC 小型トラックが県内に導入されています。

運行に必要な水素を供給するインフラとしては、合計8か所の水素ステーションが立地しており、その数は西日本最多、全国4位の数となっています。

大型 FC トラック

２「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域※」における「中核地方公共団体」の指定

国は、燃料電池商用車を本格的に普及させるため、水素ステーションの整備費、運営費に対して重点的な支援を実施する方針です。

FC トラック導入支援、水素ステーションに対する運営費支援等、これまで行ってきた取組が評価され、令和7（2025）年5月、福岡県が国の「燃料電池商用車の導入促進に関する重点地域」の「中核地方公共団体」に全国6都県のうちの一つとして選定されました。

選定による国の支援策を最大限に活用し、九州初の大規模水素ステーションの整備や大型 FC トラック等の本格導入を推進し、水素による脱炭素物流拠点の先進拠点として発展させていきます。

※燃料電池商用車の導入や、需要と一体となった水素ステーションの整備を2030年度までの期間において先行的に推進していく中核地方公共団体及び地理的に隣接する都道府県を含めた地域。

SDGs ゴール・ターゲット関連図

４　グリーン成長戦略日韓学生会議

～カーボンニュートラル実現に向けた学生からの提言～

国際交流課

「グリーン成長戦略日韓学生会議※」は、日韓関係の未来を担う人材を育成するため、日韓8つの自治体の大学生がフィールドワークや講義を通じて環境・エネルギー政策を学ぶとともに、日韓の歴史や文化等に対する理解を深める事業です。

今年度は、日本側から12名、韓国側から10名の大学生が、「カーボンニュートラルと連携した地域循環型経済モデルの提案」、「住民参加型再生可能エネルギー普及方策」をテーマに、グループワーク等を通じてグリーン成長戦略に関する提案発表を行いました。

参加者からは、再生可能エネルギーを普及させるには、住民に興味を待たせ、住民にメリットがある手法が必要との発想から、住民の健康づくりの目的を兼ねたエアロバイク発電、太陽光パネルの下のスペースを有効活用して野菜作り、太陽光パネルでアートを作れば街の景観づくり・観光活性化にも資する等の提案や、資源エネルギー問題の解決は日韓両国の共通の課題であるとの立場に立ち、日韓両国でエネルギーを融通し合う仕組みの提案など、ユニークなアイデアが発表されました。

提案発表会の様子

※日韓海峡を挟んだ8県市道（福岡県、佐賀県、長崎県、山口県、釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）の首長が一堂に会する「日韓海峡沿岸県市道交流知事会議」を両地域の発展と友好関係を促進することを目的に毎年開催。令和4（2022）年、「グリーン成長戦略の推進」をテーマとして開催された同会議（福岡県開催）での合意に基づき、「グリーン成長戦略日韓学生会議」を開催しました。

SDGs ゴール・ターゲット関連図

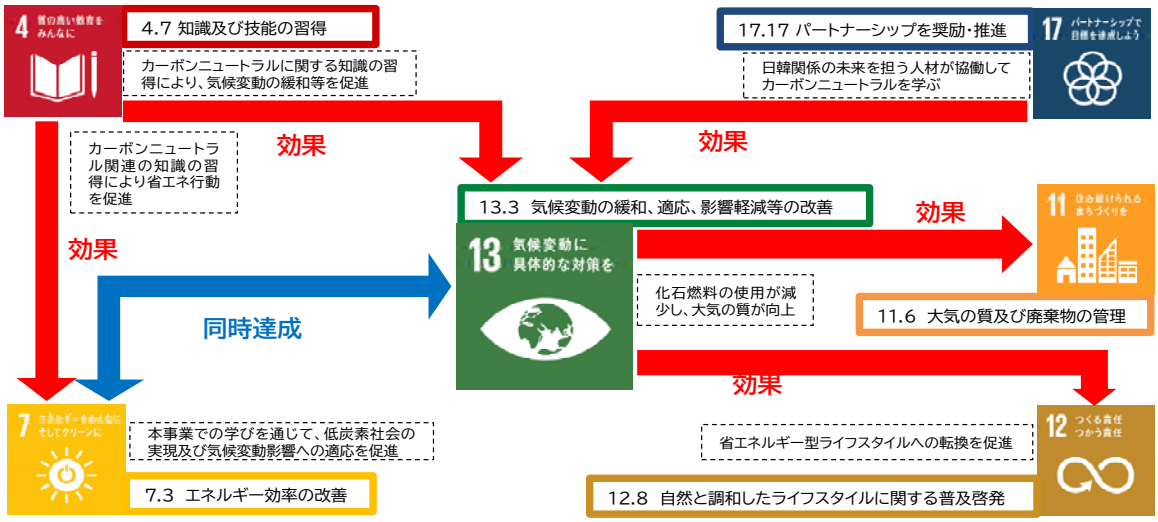

5　太陽光発電設備等の共同購入と J-クレジット制度の活用

環境保全課

1　共同購入による太陽光発電設備等の導入促進

福岡県では、家庭や企業の脱炭素化を推進するため、スケールメリットにより太陽光発電設備や蓄電池の購入費用を低減する共同購入の仕組みを活用して、太陽光発電設備等の導入を促進しています。

令和6（2024）年度は、購入希望者のとりまとめや入札による施工業者の選定、設置工事の施工管理を行う支援事業者を企画提案公募により選定し、協定を締結した上で、事業を開始しました。

令和6（2024）年度は155世帯が共同購入に参加しており、7（2025）年度も引き続き参加者を募集しています。

共同購入事業の流れ

支援事業者（アイチューザー株式会社）との協定締結式

2　J-クレジット制度※を活用した脱炭素型ライフスタイルの意識醸成

福岡県では、脱炭素型ライフスタイルの意識醸成を図るため、太陽光発電設備等により削減した CO_2 排出量をとりまとめ、削減した CO_2 排出量の環境価値を国が認証する「J-クレジット制度」を活用して企業等に売却し、その収益を地球温暖化対策に資する取組に活用する取組を進めています。

令和6（2024）年度は、排出量取引を行うために必要な CO_2 排出量の削減方法や削減量のモニタリング方法に関する計画書を作成しました。また、取組に協力いただく会員の募集や、CO_2 排出削減量のとりまとめ、排出量取引を行う「福岡カーボンクレジット倶楽部」を開設しました。

令和7（2025）年 10 月末現在、114 名と1事業者が倶楽部に入会しています。

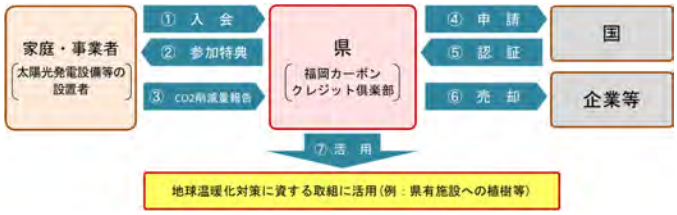

J クレジット制度の仕組み

※太陽光発電設備や省エネ設備の導入による CO_2 の排出削減量等を取引可能な「クレジット（環境価値）」として国が認証する制度

SDGs ゴール・ターゲット関連図

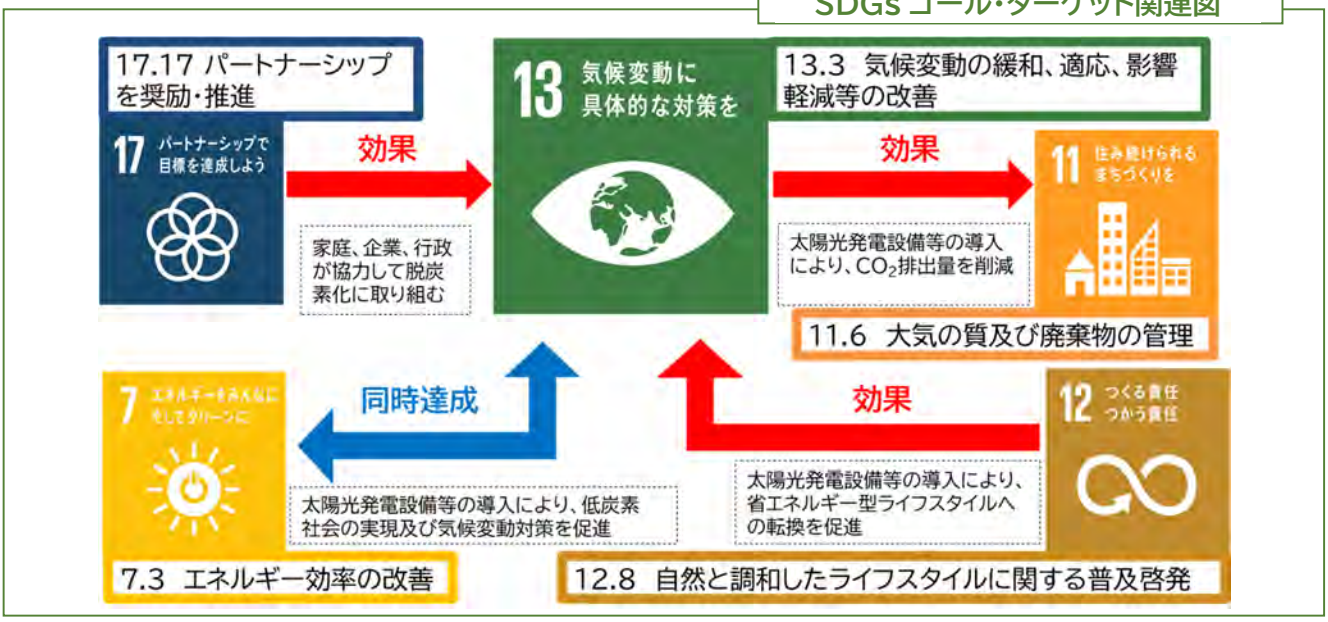

6　ペロブスカイト太陽電池の普及促進

総合政策課エネルギー政策室

太陽光発電の導入容量は大幅に拡大し、日本は国土面積並びに平地面積当たりの導入容量が主要国で最大であり、太陽光発電設備の設置に適した土地が減少しています。

このため、近年の太陽光発電設備の導入容量の伸びは全国的に緩やかであり、本県も同様の傾向にあります。

2050 年カーボンニュートラルに向けては、耐荷重の小さい体育館や工場の屋根、ビル壁面等、シリコン型太陽電池では設置できなかった場所への導入が不可欠です。

次世代技術として期待されているペロブスカイト太陽電池は国内の研究者が開発した日本発の技術であり、従来のシリコン型太陽電池と比較し、厚みが約 100 分の1、重さが約 10 分の1と、薄くて、軽量、柔軟です。

また、主な原料であるヨウ素は、日本の生産量が世界第2位の約3割のシェアを占めており、サプライチェーンを他国に頼らずに安定して確保できます。

これらの優れた特徴を持つペロブスカイト太陽電池の普及促進のため、今年度は以下の取り組みを行います。

(1)県有施設への率先導入

避難所に指定されている県立学校または県有施設の体育館の屋根1か所に、ペロブスカイト太陽電池及び蓄電池を設置。

(2)普及拡大に向けた実証支援

民間事業者による将来の拡張性が高い設置場所での実証を支援。

[参考]ペロブスカイト太陽電池の種類

（出典：次世代型太陽電池戦略）

SDGs ゴール・ターゲット関連図

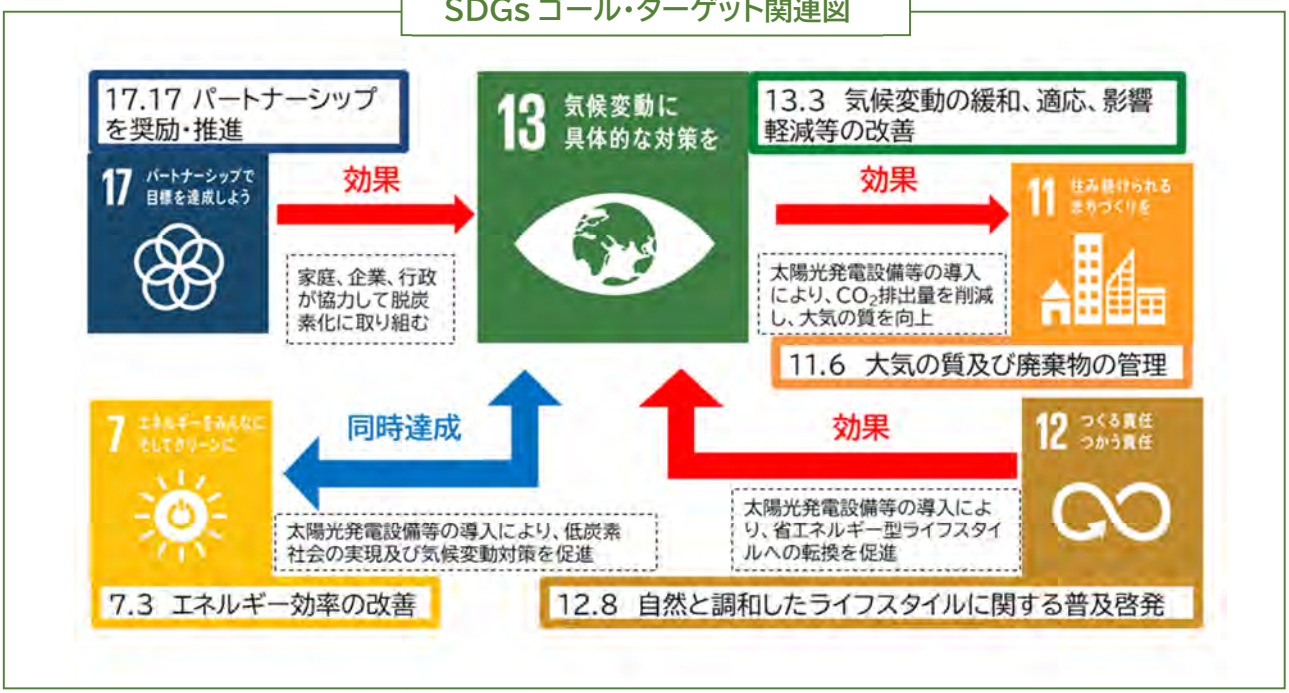

7　省エネルギー住宅の普及に向けた取組

住宅計画課

我が国におけるエネルギー消費の約3割を、住宅・建築物分野（業務・家庭部門）が占めています。脱炭素社会の実現に向けて、省エネルギー性能に優れた住宅の普及が必要です。

令和5（2023）年度の県の ZEH※1普及率は、注文戸建住宅で 43.7％程度、建売戸建住宅で 5.7％程度に留まっており、家庭での脱炭素化を推進していく必要があります。そのため本県では、省エネ住宅の普及を目指し、以下の取組を実施します。

1　「福岡未来づくり住宅」※2の普及推進

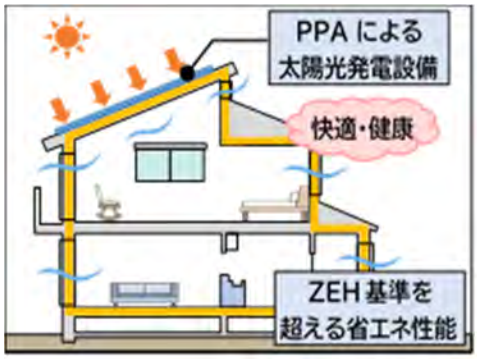

「福岡未来づくり住宅」のイメージ

ハウスビルダー※3及び PPA※4事業者と連携し、ZEH 基準を超える省エネ性能（住宅性能評価断熱等級６以上）を有し、初期費用ゼロで導入できる PPA により ZEH に必要不可欠な太陽光発電設備を導入した「福岡未来づくり住宅（モデル住宅）」を建設し、そのモデル住宅が発揮する光熱費等の削減効果、温熱環境の改善による健康への好影響などを専門的知見から分析・検証し、工務店が建築主に対し省エネ住宅を提案しやすく、受注しやすい環境整備を図ることで、「福岡未来づくり住宅」の普及を推進していきます。

※１　太陽光発電や省エネ設備の導入などにより、エネルギー収支をゼロ以下にする住宅
※２　ZEH 基準を超える省エネ性能を有し、PPA により太陽光発電設備を導入した住宅
※３　戸建住宅の供給を行う事業者
※４　住宅所有者と契約した事業者が太陽光発電設備を設置し、発電した電力を販売・供給する仕組み

2　木造戸建て住宅性能向上改修費補助金

既存戸建て住宅を対象に、省エネ化する際に要する工事費の一部を、補助します。

県民に対し、これらの取組や住宅の省エネルギー化の重要性について広く情報提供していくことで、省エネルギー住宅の普及を進めて参ります。

SDGs ゴール・ターゲット関連図

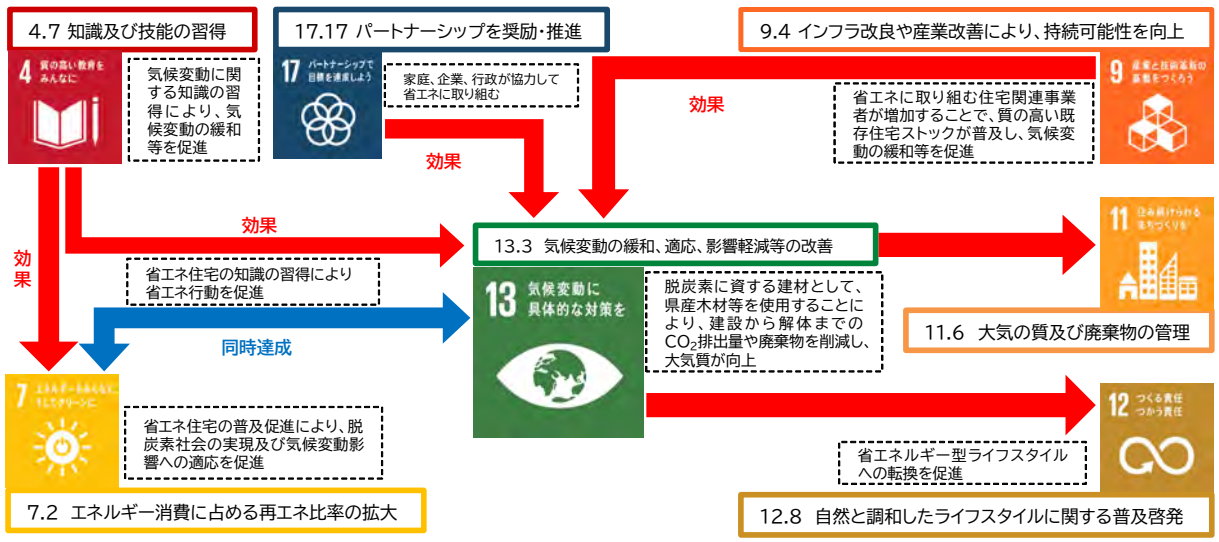

8　プラスチックの資源循環に向けて

循環型社会推進課

世界全体では、毎年約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出し、このままでは2050年には海洋中のプラスチックごみの重量が魚の重量を超えると試算する報告があります。

県では、「ワンウェイプラスチックの使用削減」「効果的・効率的で持続可能なリサイクルの推進」「バイオプラスチック等の代替品の適切な利用促進」の３つを柱に、各種の取組を進めています。

プラスチックの使用削減に関しては、事業者などと連携して参加型の啓発イベントを実施しています。令和6（2024）年度は、県内のイオン及びサンリブ店舗において、プラスチックごみ削減に関するクイズラリーやステージイベント、ワークショップなどを開催しました。

併せて、プラスチックごみ削減に役立つ情報を一元的に提供する「ふくおかプラごみ削減応援サイト」を運用し、県民・事業者向けの取組事例や、積極的な取組を実施する事業者のインタビューなどを発信しています。

リサイクルの推進に関しては、福岡県リサイクル総合研究事業化センター等と連携し、県内から排出される様々な使用済プラスチックのリサイクル実証事業として令和7（2025）年度からプラスチックRe:（リ）bornプロジェクトに取り組みます。

また、単独市町村では対応が困難なプラスチック使用製品廃棄物の再資源化の取組を促進するため、複数市町村と民間事業者による検討会を設置し、市町村の分別収集・再資源化実証や具体的な実施体制の検討支援を実施しています。

プラスチック代替品の利用促進に関しては、令和6（2024）年度から、バイオプラスチック等を活用した先進的なプラスチック代替製品の開発を支援する補助金事業を開始しました。プラスチック代替製品の種類を増やすことにより、石油由来プラスチックの使用削減につなげることを目指しています。

啓発イベントの様子

SDGs ゴール・ターゲット関連図

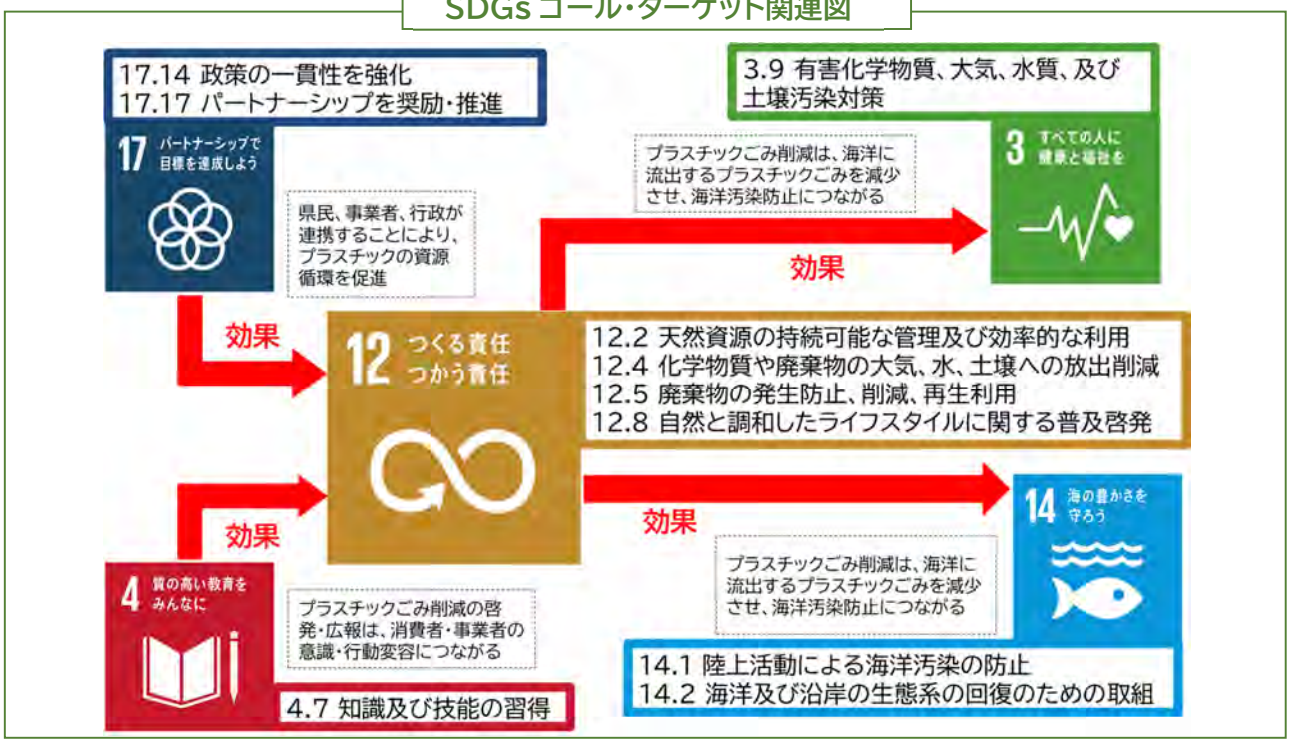

９　リサイクル総合研究事業化センターの最新の取組

循環型社会推進課

本県が平成13(2001)年に設立した福岡県リサイクル総合研究事業化センター(リ総研)では、産学官民による共同研究開発の支援や地域展開に向けた事業化支援、環境・リサイクル情報の発信を行っています。

１　硅砂副生成物の高取焼陶土活用

小石原焼・高取焼で知られる東峰村の小石原エリアでは、陶芸に適した良質な粘土資源の枯渇が問題となっています。一方、隣接する嘉麻市の日本硅砂鉱業(株)では、モルタル原料の生産時に発生する規格外品(硅砂副生成物)の有効活用が課題でした。

この2つの課題を解決するため、リ総研では、令和3(2021)年度から6(2024)年度まで、高取焼の窯元である(有)鬼丸雪山窯元(東峰村)、日本硅砂鉱業(株)(嘉麻市)、福岡県工業技術センター化学繊維研究所による研究チームを編成し、リ総研コーディネーターが総合的にサポートし、硅砂副生成物を陶芸用粘土(陶土)の原料として活用する共同研究を進めました。

その結果、副生成物の特性をいかした新たな陶土「山田土(やまだつち)」が開発され、令和7(2025)年から嘉麻市で製造・販売が開始されました。リ総研は、本事業の更なる拡大に向けて引き続き支援していきます。

山田土と山田土で制作した陶器

知事表敬の様子

２　全国初！プラ製医薬品ボトルの環境配慮設計ガイド策定

県とリ総研では、令和4(2022)年度から6(2024)年度まで、(公社)福岡県薬剤師会及び大日本印刷(株)と共同で「使用済医薬品ボトルの回収・再資源化に向けた実証事業」に取り組みました。

この取組により、リサイクルしやすい医薬品ボトルの設計の重要性が明らかになったため、令和7(2025)年4月、全国で初めて「プラスチック製医薬品ボトルのリサイクルに向けた環境配慮設計ガイド(最終案)」を策定し、医薬品ボトルの本体、キャップ、ラベル、緩衝材等の材質、形状等について具体的な設計指針を提示しました。また、このガイド(中間案)と本実証事業において製作した「お薬手帳カバー」「お薬ボックス」が、包装技術分野における顕著な業績をあげた取組として評価され、第48回木下賞(包装技術賞)を自治体として初めて受賞しました。

リ総研では、ガイドの活用を国や医薬品業界等に働きかけていきます。

木下賞(包装技術賞)

環境配慮設計ガイド（最終案）
https://www.recycle-ken.or.jp/news/detail/383

SDGs ゴール・ターゲット関連図

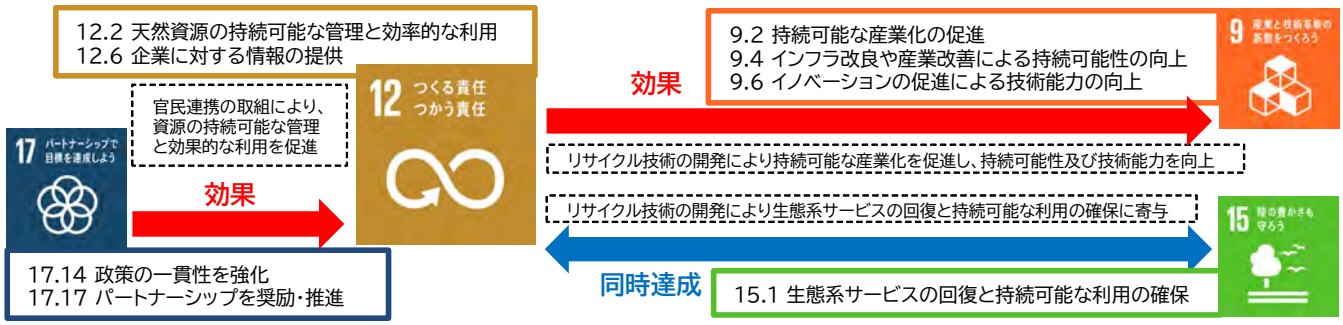

１０　全国初の使用済ＥＶバッテリー資源循環モデルの構築

循環型社会推進課

我が国では、今後、EV（電気自動車）の普及に伴い、使用済バッテリーの排出量も加速度的に増加していくことが予想されます。

EVのバッテリーに含まれるレアメタルは、その多くを海外に依存しており、経済安全保障上の懸念があるほか、欧州では、バッテリー製造時のリサイクル材の使用率が定められたことなどを背景に、我が国においても、令和12（2030）年までに車載用をはじめとするバッテリーのリサイクルシステム確立を目指すこととしています。

こうした中、県では、福岡県リサイクル総合研究事業化センターとともに令和6（2024）年7月、自動車メーカーや金属リサイクル事業者等で構成する「グリーンEVバッテリーネットワーク福岡（GBNet（ジービーネット）福岡）」を設立しました。

GBNet（ジービーネット）福岡は、バッテリーの「回収」、「リユース」、「リサイクル」、「再製造」の一連の工程を、全国に先駆けて、福岡県で実証することにより、課題の抽出と解決に取り組み、バッテリー資源循環の「福岡モデル」を構築します。

これにより、EVバッテリーの製造拠点化を目指し、環境と経済の好循環を実現します。

EVバッテリーの資源循環に当たっては、国内での安定したバッテリー回収が必要ですが、現状、中古EVの多くが海外へ輸出されています。中古EVの輸出はレアメタルの国外流出につながり、国益の大きな損失となります。

こうした課題の解決に向けて、国内での中古EVの利用を推進するため、今年度、自治体としては全国初となる「中古EVリース事業」を開始しました。

バッテリー診断を行うことにより、バッテリーが性能を維持していることを実証するとともに、中古EVリースの事業性について検証を行います。

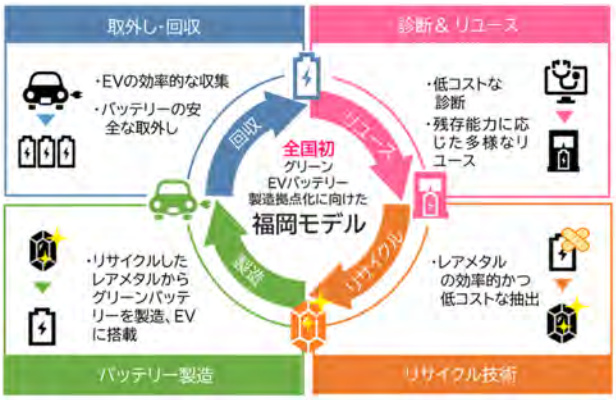

福岡モデル（使用済ＥＶバッテリー資源循環システム）

SDGs ゴール・ターゲット関連図

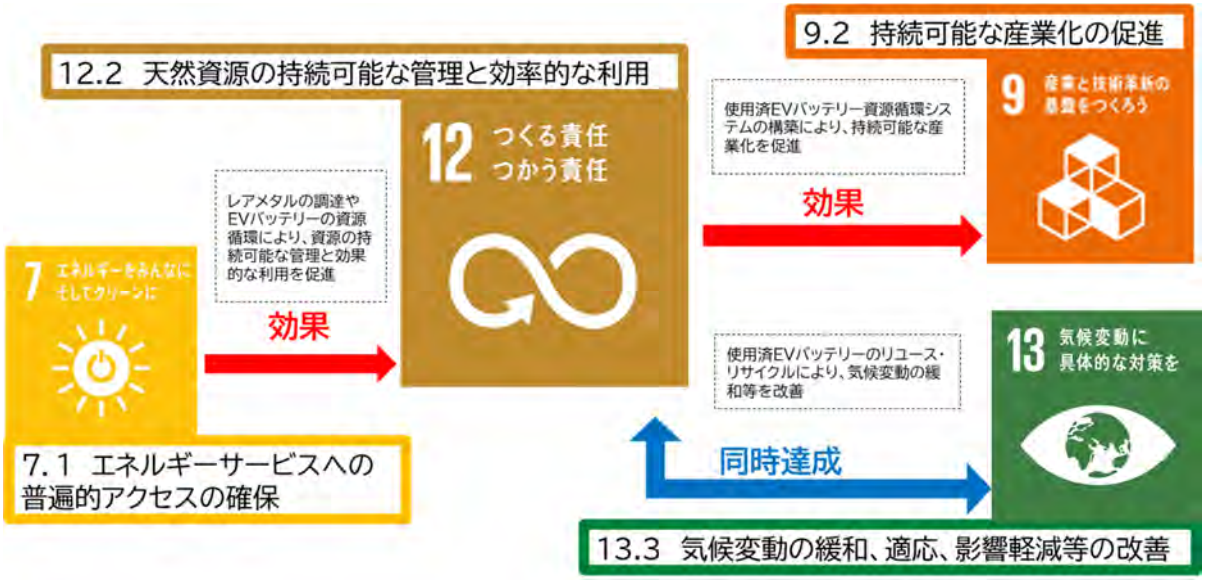

１１　食品ロスの削減に向けて

循環型社会推進課

我が国では、食品ロス（食べられるのに捨てられてしまう食品）が年間 464 万トン（事業系231 万トン、家庭系233 万トン）発生しています。

本県は、平成 28（2016）年度、県民、事業者、関係団体及び行政で構成する「福岡県食品ロス削減推進協議会」を設置、令和4（2022）年3月、「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定し、各主体が連携して、製造・流通、外食・販売、消費の各段階で発生する食品ロスの更なる削減に取り組んでいます。

＜フードバンク活動の普及促進＞

食品提供者の開拓やフードバンク活動の周知を行うほか、継続的に食品を提供する企業等へフードバンク協力証の贈呈を行っています。

＜「福岡県食品ロス削減県民運動協力店・事業所」＞
（愛称：食べもの余らせん隊）

食品ロス削減に取り組む店舗や事業所を登録し、県ホームページ等に掲載して紹介しています。また、令和5（2023）年度から、小売店と連携して「てまえどり」の啓発を実施しています。

＜食品ロス削減優良取組知事表彰＞

令和4（2022）年度から、食品ロス削減に資する優れた取組を表彰し、県ホームページ等で広く情報発信しています。

＜県民への普及啓発＞

「食品ロス削減ガイドブック」等の啓発資材の作成・配布や「30・10 運動」（会食時、乾杯後 30 分と終了前 10 分を離席せずに食べ残しを減らす運動）の呼びかけ等を行っています。また、食品ロス削減に関して専門的・実践的な内容を教えることができる人材である「食品ロス削減マイスター」を養成し、地域の学習会等に派遣しています。

＜「持って帰っていいと（eat）ボックス」＞

令和7（2025）年度から、飲食店での食べ残しによる食品ロスを削減するため、オリジナルの食べ残し持ち帰りボックス「持って帰っていいと（eat）ボックス」を飲食店に無償配付し、食品ロス削減効果等の検証を行っています。

食べもの余らせん隊ステッカー

てまえどり啓発の様子

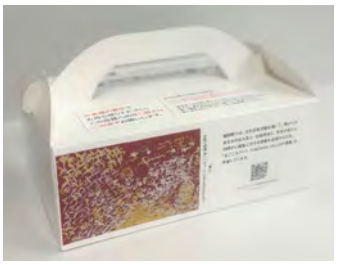

持って帰っていいと（eat）ボックス

SDGs ゴール・ターゲット関連図

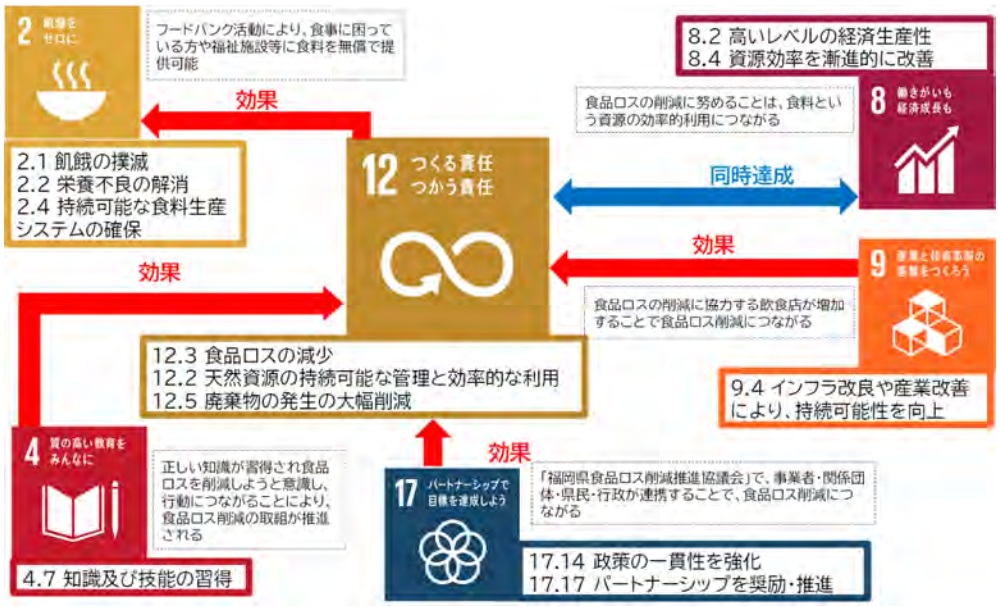

１２　海洋ごみ問題の解決に向けて

廃棄物対策課

本県は、玄界灘、周防灘及び有明海によって三方を海に囲まれており、海岸線の総延長は約645km を有しています。

海岸は陸と海が接し、砂浜、岩礁、干潟など多種多様な生物が生息・生育する貴重な場となっているほか、漁業活動や港として利用されるなど重要な役割も果たしています。

しかしながら、近年、この海岸に国内や周辺の国から大量の漂着物が押し寄せ、世界的な課題となっています。

海のプラスチックごみの約8割は私たちが暮らす陸地で発生し、河川などを通じて海に流出していると言われており、海だけでなく陸域も含めごみの発生抑制に努めることが必要です。

本県では、平成 24 年(2012)年に「福岡県海岸漂着物対策地域計画」を策定(平成 28(2016)年改訂)し、県内の海岸の良好な景観、多様な生物の保全、生活環境の確保等総合的な海岸観光の保全を図っています。

具体的には、国の「海岸漂着物等地域対策推進事業」を活用し、海岸における海洋ごみの回収・処理を行っています。

また、海洋ごみの発生抑制に向け、地元自治体や住民の方々と協力した海岸清掃などの海岸環境保全活動やポスター、チラシ、啓発動画を用いた啓発活動などの取組を行っています。

そのほか、県内の海岸における漂着物組成調査や、陸域で発生したごみが河川を通じて海へ流れ込んでいる実態を把握する調査を実施するとともに、陸域での散乱ごみ対策に参考となる情報をまとめた「福岡県散乱ごみ対策事例集」を作成し、市町村への配布や HP への公開を行いました。

令和 7(2025)年度は、海岸だけでなく陸地も含めた県全体に清掃の取組を広げていくため、9 月 28 日(日)～10 月 31 日(金)を「1 万人のクリーンアップ大作戦」キャンペーン期間として、海岸、河川敷、道路などでの県内一斉清掃を実施しました。キャンペーンには、15，000人を超える方に参加いただき、約 44 トンのごみを回収しました。また、本キャンペーンにあわせて 10 月 5 日(日)にスポーツごみ拾い大会「福岡県みんなでスポ GOMI！in 新宮海岸」を開催し、このスポ GOMI で回収した漂着ごみを使って制作したアート作品をクリスマスイベント会場で展示しました。(参加人数、回収量は速報値。)

「福岡県みんなでスポ GOMI！in 新宮海岸」の様子

SDGs ゴール・ターゲット関連図

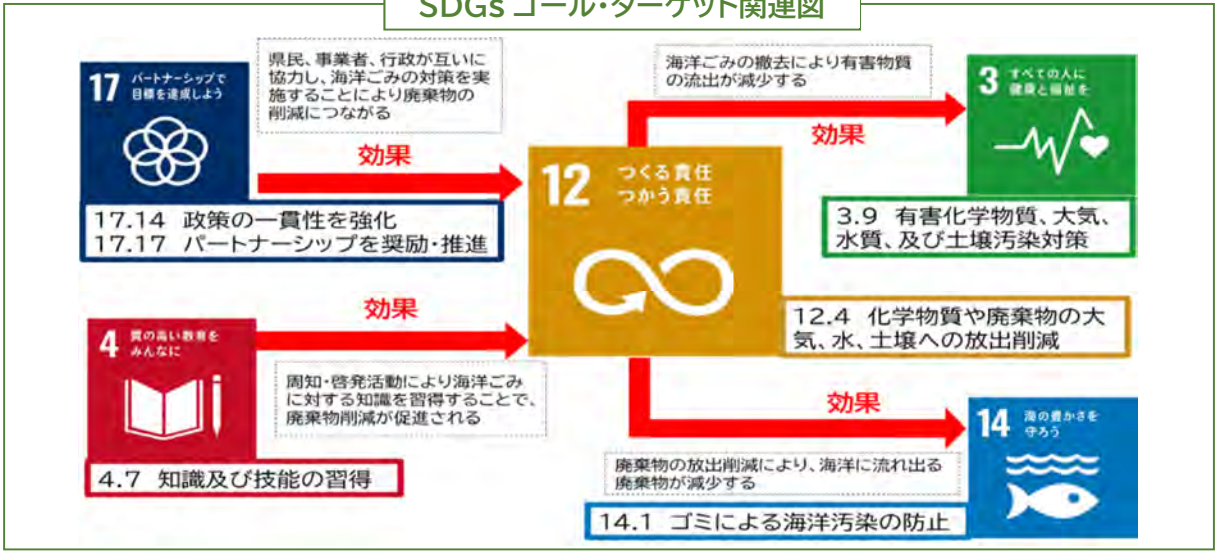

１３　平尾台自然観察センターのリニューアルオープン

自然環境課

本県では、我が国有数のカルスト台地である平尾台において、自然に触れ合いながら、生物多様性やワンヘルスについても学べる自然保護の拠点施設として「平尾台自然観察センター」を整備しています。

「平尾台自然観察センター」では、展示物による解説に加え、フィールド案内や体験型自然観察会等のイベントを開催することで、北九州国定公園と平尾台の持つ様々な魅力を発信してきました。

このたび、老朽化した展示物を刷新し、解説のデジタル化や多言語対応をはじめ、地元平尾台の観光資源についても紹介する改修を行い、令和7（2025）年5月17日にリニューアルオープンしました。

リニューアルオープン後は、新たにプロジェクションマッピングなどのデジタル技術を活用し、更なる魅力を発信するとともに、体験を通じて生物多様性への理解を深める場を提供していきます。

平尾台自然観察センター外観

平尾台自然観察センター内観

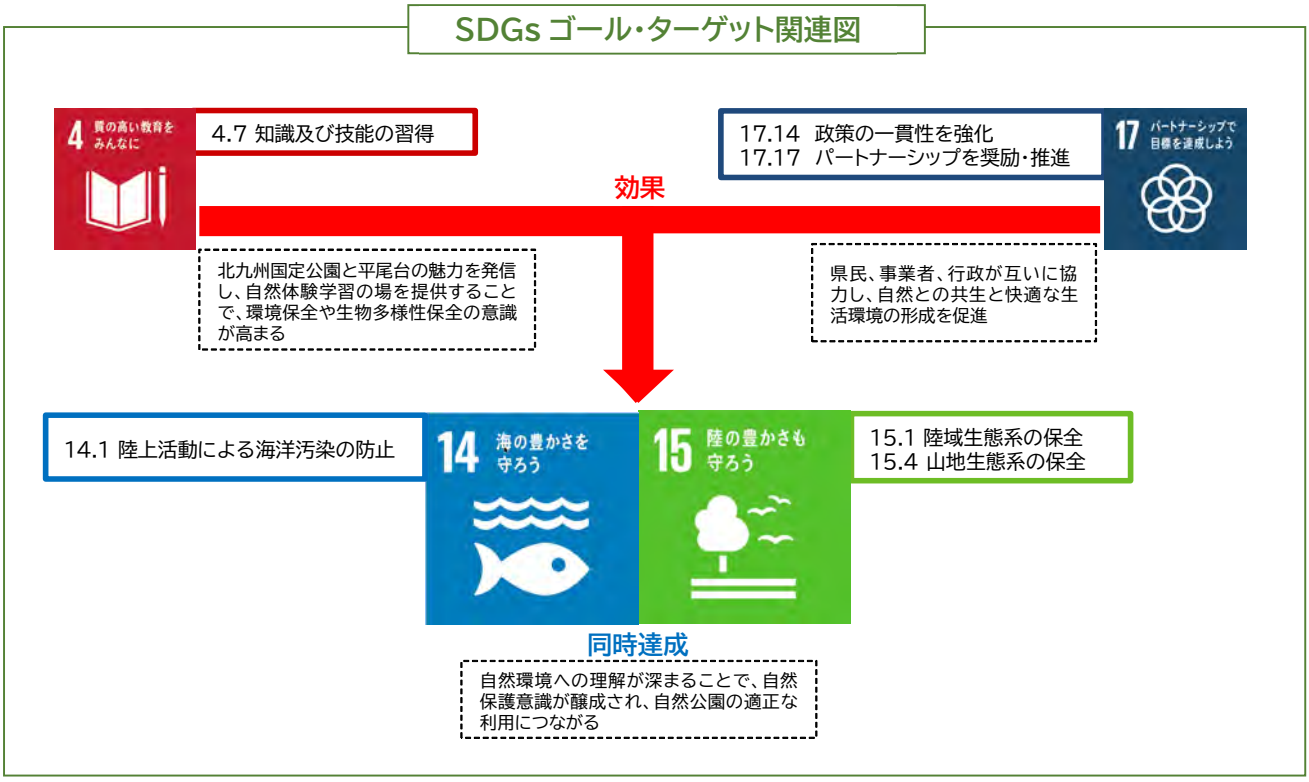

１４　生物多様性に関するワンヘルス教育プログラム

自然環境課

みやま市に令和9（2027）年度中の開設を目指す「ワンヘルスセンター」内に、生物多様性豊かな1960 年代の筑後地域の里地里山及び田園・掘割の景観・生態系を再現した「屋外のワンヘルス体験学習・研究ゾーン（仮称）」の整備を進めています。

また、施設の整備とともに、ワンヘルスとの関連が大きく、小学生にとって最も興味を引く生物多様性をテーマに、この「屋外のワンヘルス体験学習・研究ゾーン（仮称）」を活用した小学生向けのワンヘルス教育プログラムの策定にも取り組んでいます。

本プログラムは、普段の学校の授業において「人と動物と環境とのつながり（ワンヘルス）」をより実感できるよう、社会科見学や校外学習で活用される内容とするほか、学年やカリキュラム等に応じて内容を選択でき、効果的な環境学習を行うことで、生物多様性に関する理解を促進することを目的としています。

令和6（2024）年度から本プログラムの作成に着手し、7（2025）年度からは県内のモデル校において実施・検証を行っています。9（2027）年度以降、県内の全小学校で共有し、生物多様性に関するワンヘルス教育の充実を目指しています。

また、学習教材として、生物多様性と人の生活の関わりについて、分かりやすく説明した小学生向けの教育動画を作成し、県公式 YouTube チャンネルや生物多様性総合プラットフォーム「福岡生きものステーション」で公開しました。その他にも、3Dデジタル標本等、ワンヘルス教育に活用できる教材の充実を進めます。

これらの取組により、県内のワンヘルス教育を進め、生物多様性に関する理解を深めて自然に配慮した行動を取ることができるよう促し、生物多様性の保全及びワンヘルスの推進に努めていきます。

ワンヘルス教育動画

SDGs ゴール・ターゲット関連図

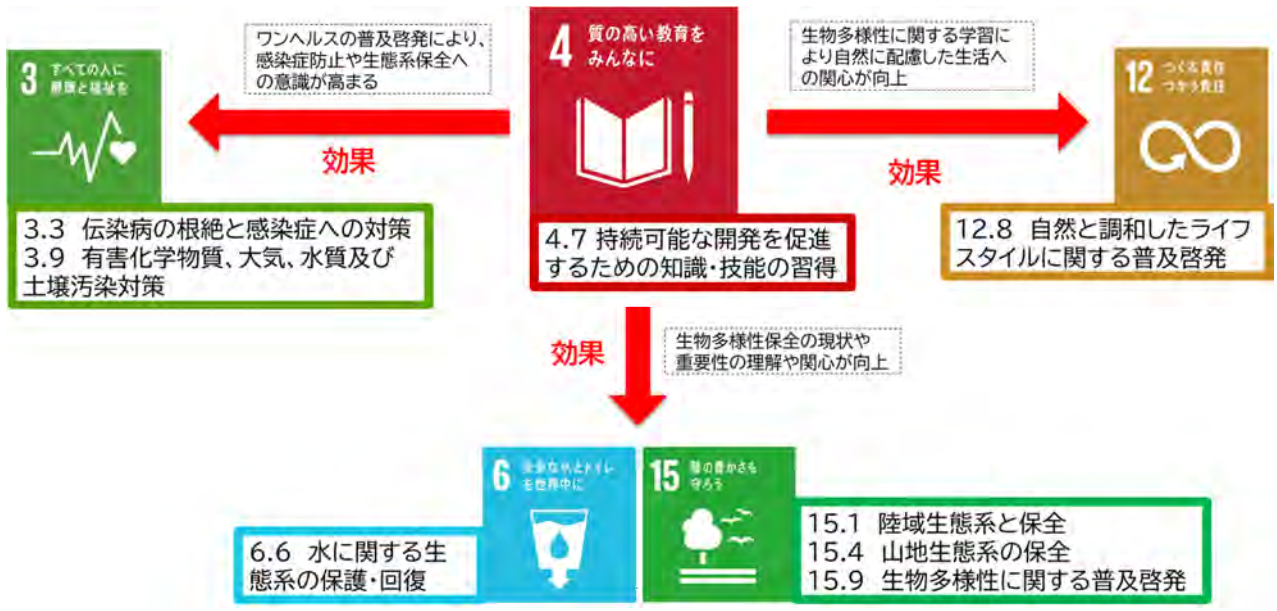

１５　特定外来生物アライグマの防除体制構築

自然環境課

令和5(2023)年4月に施行された「改正外来生物法」により、国内に既に定着した特定外来生物について都道府県及び市町村は防除の役割を新たに担うことになりました。法改正を受け、県は、動植物の専門家からなる特定外来生物防除対策検討委員会を設置し、緊急度の高い種について検討を行いました。同委員会での意見を踏まえ、優先的に防除を行う種としてアライグマを選定し、6(2024)年3月に福岡県アライグマ防除実施計画を策定しました。

令和6(2024)年度から、市町村職員や地域住民を対象に防除講習会を開催し防除の担い手を育成するとともに、計画に参加する市町村に対してアライグマ専用捕獲器を無償貸与、捕獲個体の処分体制の整備を進めています。また、目撃情報や捕獲情報を基に、アライグマの行動域や分布する地域を可視化する「捕獲情報分析システム」を開発し、公開・運用しています。

アライグマをはじめとする外来生物問題の主な原因は、愛玩、鑑賞用に人為的に海外から持ち込んだものが、管理放棄や逃亡により野生化したことにあります。こうしたことから、外来種を入れない、野外に捨てない、他地域に拡げないという、予防面の啓発も重要であるため、生物多様性保全の意義や外来種問題をわかりやすく解説する講師派遣事業を実施しています。

これらの取組により、県・市町村・地域が一体となったアライグマ防除実施体制を構築し、計画的、効果的及び継続的な防除を進め、ワンヘルスの推進に寄与する生物多様性の保全に努めていきます。

アライグマ

SDGs ゴール・ターゲット関連図

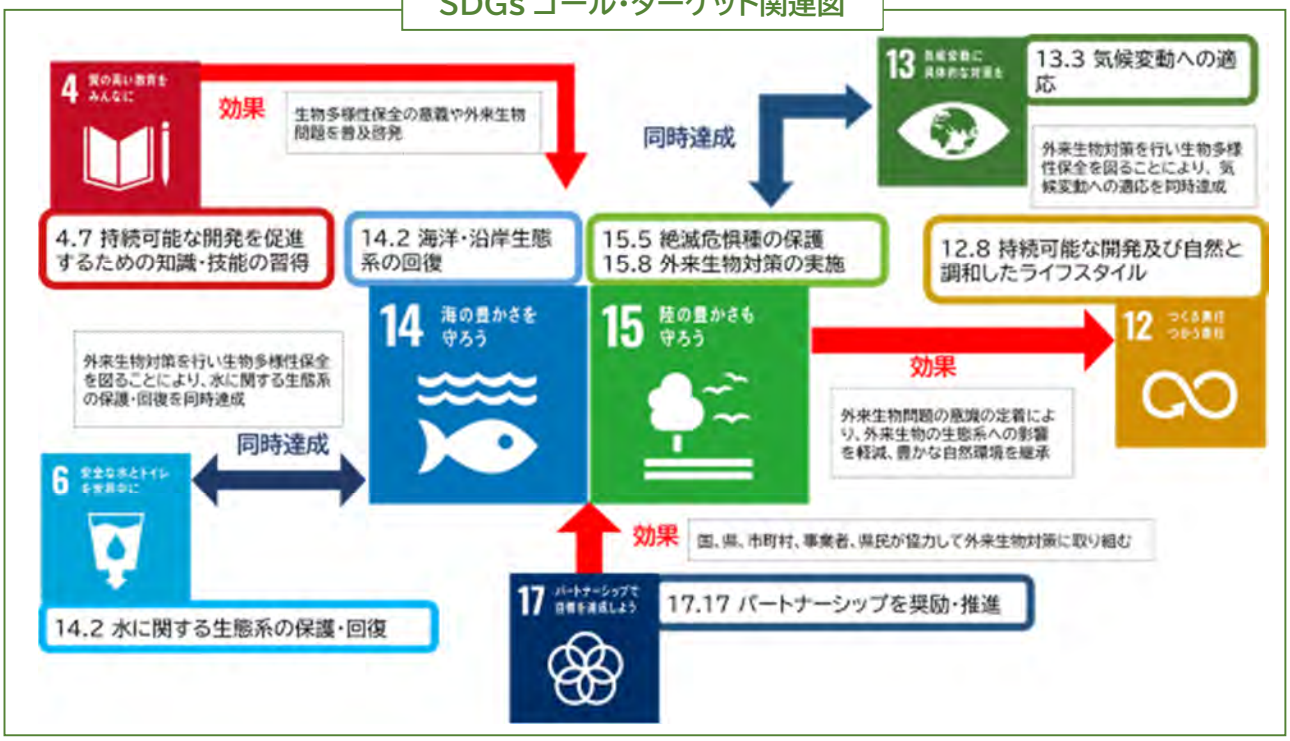

１６　福岡県大気汚染予報（福岡県大気汚染予測情報）

環境保全課

本県では、光化学オキシダント（光化学スモッグ）や $PM_{2.5}$（微小粒子状物質）などの大気汚染について、予測システムの開発や予測情報の発信等の取組みを実施しています。

１　大気汚染予測システム（Fcast）の開発

福岡県保健環境研究所では、平成 30（2018）年度から「大気汚染予測システム」の研究開発に取り組んでおり、AI の活用により精度を向上させた新たな大気汚染予測システム「Fcast」（エフキャスト）を開発しました。これにより、一定の精度を確保※した予測ができるようになりました。

※光化学オキシダントの当日予測では90％以上の予測精度を確保。

「福岡県大気汚染予報（福岡県大気汚染予測情報）」ウェブサイト

２「福岡県大気汚染予報（福岡県大気汚染予測情報）」ウェブサイトの公開

令和7（2025）年1月から、大気汚染予測システム「Fcast」の解析結果を、「福岡県大気汚染予報」として WEB 上（公表用ホームページ、X）で発信しています。大気汚染予報を常時公開するのは、福岡県が国内の自治体で初めてとなります。発信項目は、光化学オキシダント、$PM_{2.5}$、二酸化硫黄、黄砂であり、県内4地域別（福岡、北九州、筑豊、筑後）に3日先まで6時間毎の予測結果を公開しています。

特に「呼吸器系や循環器系に疾患をお持ちの方」「アレルギー体質の方」「高齢者や小さいお子様」は大気汚染物質の影響を受けやすいと言われています。福岡県では、外出時のマスク着用などの参考にしていただけるよう、大気汚染予報の周知に引き続き取り組んでいきます。

「福岡県大気汚染予報（福岡県大気汚染予測情報）」

SDGs ゴール・ターゲット関連図

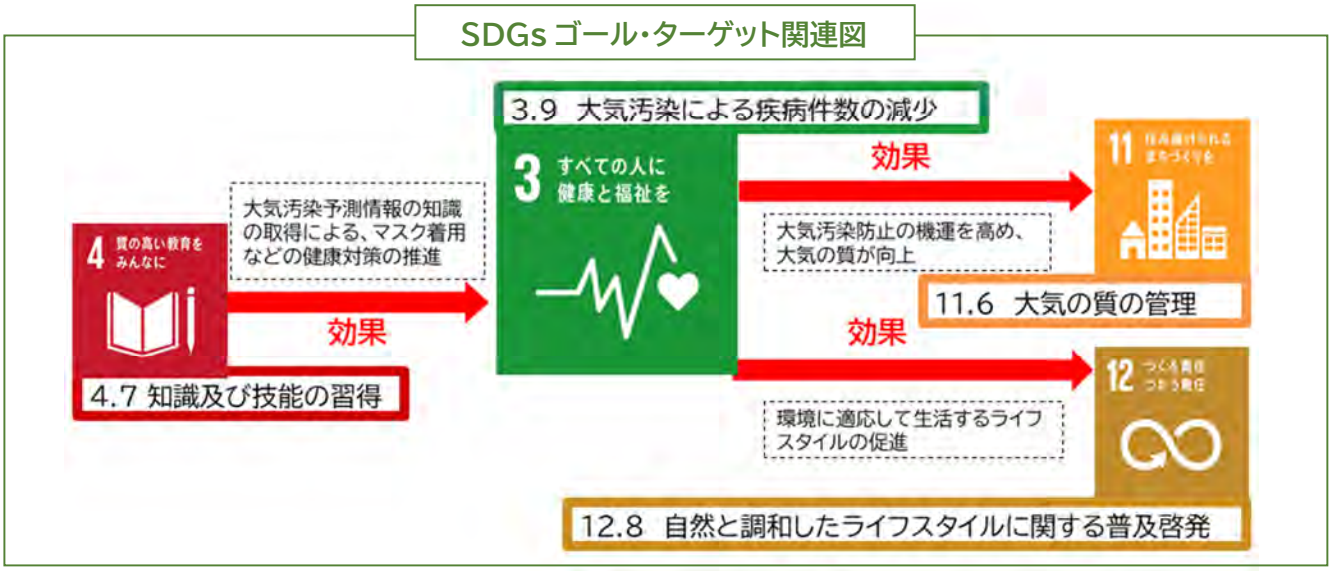

１７　福岡　そうおん・しんどう・あくしゅう　マップ

環境保全課

騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく規制基準は、工場や事業場、建設作業現場などから発生する騒音・振動・悪臭に適用され、土地の利用用途などに応じて区域毎に定められています。

この規制区域図（規制基準の適用区分を示す地図）は、これまで、県市町村の窓口において紙地図を閲覧し確認する必要がありました。

本県では、規制区域図の利便性を向上させるため、GIS（地理情報システム）を活用してデジタル化し、WEB 上で公開する取組を実施しています。

１　GIS を利用した規制区域図のデジタル化

令和6（2024）年度、GIS を活用して、県内60市町村分の規制区域図を全てデジタル化しました。これにより、これまで市町村ごとに異なっていた地図の縮尺などが統一され、市町村界をまたいで閲覧可能な区域図のデータを作成することができました。

「福岡　そうおん・しんどう・あくしゅう　マップ」

２　「福岡　そうおん・しんどう・あくしゅう　マップ」（ウェブサイト）の公開

令和7（2025）年3月から、デジタル化した規制区域図を「福岡　そうおん・しんどう・あくしゅう　マップ」として WEB 公開を開始しました。これにより、県市町村窓口に出向かなくとも、家や職場などから WEB 上で確認できるようになり、利便性は大幅に向上しました。また、デジタル化により、画面上で拡大・縮小などの操作が可能になり、住所やランドマークとなる建物名から検索できるなど、紙地図を閲覧するよりも見やすく、使いやすいシステムとなりました。

県内全域の規制区域図を GIS を活用してデジタル化し、WEB 上で公開するのは九州初であり、全国でも3例目の取組みとなります。本県では、規制区域図の利便性を高めるために、引き続き、ウェブサイトの適切な運用などの取組を行っていきます。

SDGs ゴール・ターゲット関連図

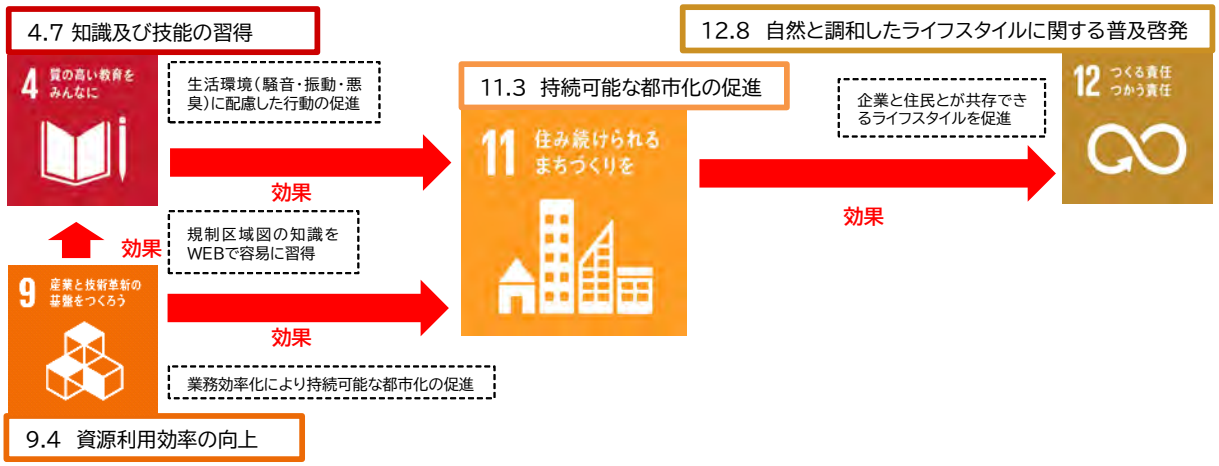

１８　アジア諸地域との環境協力の推進

～友好提携都市・バンコク都が抱えるごみ問題の解決を支援～

環境政策課

本県では、経済発展が進むアジア諸地域の環境問題の解決に貢献するため、アジア諸地域との環境協力を実施しています。

中でも、友好提携都市であるタイ・バンコク都は観光客の増加や都市の発展に伴ってごみの排出量が増え、ごみの減量化が課題になっています。

そこで、令和6（2024）年度に本県は、バンコク都におけるごみ減量化への支援を開始しました。

１　意識啓発に関する支援

バンコク都民の3R（リデュース・リユース・リサイクル）に関する意識向上を目的に「バンコク都民向け啓発動画」を制作し、バンコク都に提供しました。

バンコク都民向け啓発動画（二次元コードから視聴できます）

動画には、都民の行動のヒントとして、福岡県内の企業や団体による3Rの取組事例を盛り込んでおり、この動画を現地での啓発に役立ててもらうことで、都民の意識の向上を図ります。

２　行政職員対象ワークショップの開催

バンコク都における持続可能な再資源化の仕組みづくりを支援するため、現地の行政職員を対象とした技術指導も行っています。

令和6（2024）年度には現地でワークショップを開催し、特に課題となっている食品ごみの減量化について議論しました。7（2025）年度は異なるテーマでワークショップを開催する予定です。

ワークショップの様子

SDGs ゴール・ターゲット関連図

北九州市の取組

「北九州市生物多様性戦略 2025-2030」の推進

環境局ネイチャーポジティブ推進課

北九州市では、令和7(2025)年5月に「北九州市生物多様性戦略2025-2030」を策定しました。

北九州市は、響灘、関門海峡、周防灘と、特徴が異なる3つの海に囲まれ、市域の約4割を森林が占め、曽根干潟や響灘ビオトープなど、全国的にも希少な生きものの生息地があるなど、政令指定都市でありながら、都市に近接した豊かな自然「アーバンネイチャー」にあふれる都市です。

アーバンネイチャーを活用した戦略推進の活動拠点として、「北九州市ネイチャーポジティブセンター」を設置しました。生物多様性に関する10の公共施設をセンターとして束ね、面的に取組を推進します。

さらに、産学官民が連携して取り組むため、新たに「北九州市ネイチャーポジティブネットワーク」を構築します。市民、コミュニティ、企業、行政など、ステークホルダーが緊密に連携し、「オール北九州」でネイチャーポジティブに取り組みます。

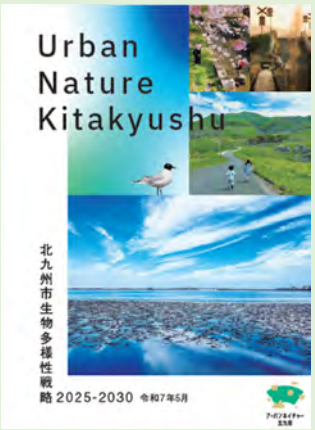

北九州市生物多様性戦略
2025-2030

全国初 太陽光パネルのリユース・リサイクル「北九州トライアングルモデル」の構築

環境局グリーン成長推進部再生可能エネルギー導入推進課

平成 24(2012)年から始まった国の FIT 制度(固定価格買取制度)により、太陽光発電の導入が急速に進んできましたが、買取期間の終了に伴うパネルの大量廃棄が大きな課題となっています。こうした中、北九州市では、高度なリユース・リサイクル技術を有している地場企業と北九州市が連携し、まだ使える太陽光パネルをリユースし、使いきったパネルをリサイクルすることで、再エネ導入と資源循環の課題を一挙に解決する全国初のモデルを構築しました。

本モデルでは、株式会社浜田が、太陽光パネルのリユース診断や、リユースパネルを活用した電力販売(PPA)の事業展開、株式会社新菱が、廃棄される太陽光パネルの高度リサイクルにより貴重な資源の回収を行い、北九州市が、公共施設へのリユースパネル太陽光発電設備の率先導入を実施します。リユースとリサイクルの両面から太陽光パネル大量廃棄問題に対して取り組むことで、環境負荷の低減と経済性の両立を実現します。

北九州トライアングル
モデル（全体像）

福岡市の取組

国産ペロブスカイト太陽電池の普及促進

環境局脱炭素社会推進課

福岡市は、脱炭素社会の実現に向け、「2040 年度温室効果ガス排出量実質ゼロ」のチャレンジを掲げ、様々な取組みを進めています。その1つとして、電力需要に対し創エネ余地が少ないという都市部の課題に対して、薄型で軽量・柔軟という特徴を持つフィルム型ペロブスカイト太陽電池を、新たな地産地消創エネモデル確立のキーテクノロジーとして市内へ導入することを後押しします。

令和7（2025）年度の福岡市の国産ペロブスカイト太陽電池関連事業

・市有施設への率先導入等（2億 1,000 万円）

・民間事業者向け設置補助制度の創設（2,700 万円）

ペロブスカイト太陽電池
取組発表の様子

プラスチックリサイクルの推進

環境局計画課

福岡市は、プラスチック分別収集のモデル事業の結果などから、焼却時と比べて二酸化炭素排出量を約5割削減できることや家庭系燃えるごみの約1割の減量に繋がることが確認できたため、令和9（2027）年2月から、プラスチックの分別収集を開始します。

今後、分別の意義・ルール等について市政だよりや SNS、動画など様々な媒体を活用した広報を実施していきます。

モデル事業の排出状況

生物多様性に関する情報発信

環境局環境調整課

福岡市は、市民・企業・NPO などの多様な主体間の交流や活動に必要な生物多様性に関する情報の発信拠点として、令和7（2025）年1月に「生物多様性ふくおかセンター」を WEB 上に設置しました。

こどもでも楽しく生物多様性を学べるページや、オンライン参加型イベントの調査結果をもとに作成した「ふくおかいきものマップ」、生物多様性に関する取組・イベントの紹介ページを設けています。当センターを通じて、生物多様性への理解や、多様な主体の交流・連携が生まれることを期待しています。

生物多様性ふくおかセンター　キービジュアル

生物多様性ふくおかセンター

大牟田市の取組

空き地等の適正管理に関する取組

環境部環境保全課

大牟田市の空き地等の適正管理に関する取組は、「大牟田市空き地及び空家等の適正管理に関する条例」に基づいて行っています。

具体的には、空き地等に雑草の繁茂や樹木のはみだしなど適正な管理がされていないと判断した場合は、所有者等に対して、除草や剪定などの適正管理を指導しています。

空き地等の適正管理に関する相談件数は増加傾向にあり、年間 700 件を超えています。このうち 400 件前後について所有者等に対して、条例に基づく適正管理の指導を行っています。

適正管理の指導は対面を原則としており、市外の所有者等に対しては文書等で粘り強い指導を継続しています。また、近年では、相続人不明の空き地等も増えてきていることから、相続人調査の強化にも努めており、これらの取組の結果、相談件数が増加する中にあっても、9 割弱の解決率となっています。

樹木のはみだしの改善例

雑草の繁茂の改善例

久留米市の取組

ごみ分別アプリ「さんあ～る」の導入

環境部資源循環推進課

久留米市では、令和7(2025)年8月から、ごみ分別アプリ「さんあ～る」の運用を始めました。アプリでは、ごみの分別方法を簡単に検索できます。住んでいる地域(校区)を設定することで、収集日をカレンダー形式で確認できます。さらに、ごみの収集日をスマートフォンに知らせる機能がついており、ごみの出し忘れ防止に便利です。大雨や台風時のごみ収集の有無など、リアルタイムで通知します。また、英語、韓国語、中国語、インドネシア語など8言語にも対応しています。音声AIアシスタントの「アレクサ」にも対応しており、音声操作も可能です。市民の方々にアプリを活用いただき、更なるごみの分別、リサイクル促進に努めていきます。

アプリのトップ画面

直方市の取組

直方市環境サミット

環境部環境政策課

直方市では、令和3(2021)年度から高校生が環境をテーマに研究発表を行う『直方市環境サミット』を開催しています。

令和6(2024)年度の開催では、鞍手高校、筑豊高校、直方高校、大和青藍高校、鞍手竜徳高校の生徒たちが、「ごみ問題」や「フードロス対策」などをテーマに、活動報告や”課題解決に向けて私たちができること”など発表を行いました。このイベントは、高校生たちの環境意識を高めるとともに、幅広い世代に環境問題への関心を促す重要な機会となっています(令和 7(2025)年度は令和8(2026)年2月開催予定)。

また、直方市では、令和4(2022)年2月に「ゼロカーボンシティ」宣言を行いました。脱炭素社会を実現していくために、行政・企業・市民が一体となってカーボンニュートラルの取組を推進していきます。

直方市環境サミットの様子

直方市環境サミットのウェブページ

飯塚市の取組

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例の施行

市民環境部環境整備課

脱炭素社会の実現に向け、国が再生可能エネルギーの導入拡大を推進する中で、平成 24(2012)年に固定価格買取制度が開始されました。その結果、飯塚市でも太陽光発電設備の設置が拡大しましたが、急速な設備設置事業の増加に伴い、開発による災害等への懸念、周辺住民の生活環境への影響など、様々な課題が浮き彫りとなり、市民からは、太陽光発電事業に対する不安の声が多数挙げられる状況となりました。

こうした状況の中、再エネ特措法などの関係法令の整備が進み、課題解決に一定程度の進捗があったものの、上述の課題などに起因した太陽光発電事業に対する市民の不安は解消されず、太陽光発電設備に特化した条例制定の要望が多数寄せられたことから、「飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例」の制定に至りました(令和 7(2025)年 8 月 1 日施行)。

今後は、本条例を適正に運用することにより、事業に伴う災害の発生を防止し、事業者による自然・生活環境保全の徹底、事業者と地域住民との対話などを通じて、地域と共生する発電設備設置事業の推進を図ります。

飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例

八女市の取組

クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定

市民部環境課

福岡県に「熱中症特別警戒アラート」が発表された場合、熱中症による人の健康に関る被害の発生を防止するため、八女市では、令和７(2025)年５月23日に、株式会社イズミ(ゆめタウン八女)および株式会社ナフコ(ホームプラザナフコ八女インター店、ホームプラザナフコ八女店、ホームプラザナフコ黒木店)と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定」を締結し、クーリングシェルター(指定暑熱避難施設)に指定しました。

また、八女市役所「まちの茶屋」および各支所をクーリングシェルターに指定しました。

八女市におけるクーリングシェルターは、民間施設と公共施設をあわせて、10施設となっています。

協定締結式の様子

＜指定暑熱避難施設とは＞
市町村では、熱中症による人の健康に関る被害の発生を防止するため、冷房設備を有する等の要件を満たす施設（公民館、図書館等）を指定暑熱避難施設として指定しています。

八女市ゼロカーボンシティ宣言

企画部企画政策課

八女市は、令和 7(2025)年 4 月 3 日の定例記者会見において「八女市ゼロカーボンシティ宣言」をしました。
脱炭素の取組は、温室効果ガスの排出が原因とされる気候変動への対策はもとより、新たな技術やビジネスを生み出す手段として捉える動きが国内外で強まっています。

そのような中で八女市もこの潮流に乗り遅れることなく環境保全、地域産業の発展、災害に強いまちづくり等の観点から脱炭素を進めていく必要があります。

市民、事業者、行政が一体となり令和 32(2050)年の「ゼロカーボンシティ」の達成に向け全力で取り組み、八女市を世界に誇る環境先進都市へと進化させることを目指します。

八女市ゼロカーボンシティ宣言

古賀市の取組

ワンヘルス講座の開催

市民部環境課

古賀市では、令和 5(2023)年3月18日に表明した「ワンヘルス宣言」の理念に基づき、市内の小中学生とその保護者を対象に、親子で学ぶ環境講座「親子で学ぶワンヘルスと馬のふれあい体験」を6(2024)年11 月に開催しました。

講座では、ワンヘルスの基本方針などについての講話を行った後、福岡県馬術競技場にて馬とのふれあい体験を行い、人と動物の関わり方について、親子で体験を通じて学ぶ機会を提供しました。

今後もワンヘルスの普及啓発につながる取組を行っていきます。

ふれあい体験の様子

剪定枝等のグリーンリサイクル化の推進

市民部環境課

古賀市では、令和 6(2024)年度から、市の事業等で発生した剪定枝等を処理する際、清掃工場で焼却処理せずにグリーンリサイクルセンターに搬入し、チップ化するスキームを構築しました。

令和7(2025)年度も引き続き剪定枝等のグリーンリサイクルを推進します。

剪定枝等の搬入の様子

久山町の取組

久山町河川の環境を守る条例の制定

町民生活課

久山町では、誰もが豊かに暮らす町を目指し、きれいな水と空気それを作り出す山林を守り受け継ぐまちづくりを行ってきました。豊かな山林を源として形成された町内の河川は訪れる人の心を和ませ、自然と親しむ憩いの場となっています。

この度、久山町では河川の環境を保全し、後の世代へ引き継いでいくために、「久山町河川の環境を守る条例」を制定しました。

条例に基づき、猪野川河川敷（猪野地区内）を環境保全区域として指定しており（令和６年７月１日時点）、住んでいる地域を保全するという意志で地元の方を指導員として任命し、区域の巡回・監視に活躍いただいています。

条例の内容

・条例施行日：令和６年７月５日

・町内河川に環境保全区域を指定し、区域内では以下のものが禁止となります。

（1）バーベキュー等（火器を用いて食品を調理すること）

（2）花火

・中止勧告等に従わない者は、２万円以下の過料が科されます。

周辺の緑に溶け込む看板

久山町河川の環境を守る条例

ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）と環境施策

平成27（2015）年9月に開催された国連サミットにおいて、SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）が採択されました。SDGsは、先進国を含む国際社会全体が取り組む、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境を巡る広範な課題に取り組むため、気候変動対策など17のゴールと 169 のターゲットが示されています。

SDGsの多くのゴールが環境施策と関連があります。「県内の主な取組」においては各取組に関連のあるSDGsの主なゴール・ターゲットを明示しています。

ＳＤＧｓ １７のゴール

1 貧困をなくそう	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる	10 人や国の不平等をなくそう	各国内および各国家間の不平等を是正する
2 飢餓をゼロに	飢餓を終わらせ、食糧安全保障および栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する	11 住み続けられるまちづくりを	包摂的[1)]で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
3 すべての人に健康と福祉を	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	12 つくる責任つかう責任	持続可能な生産消費形態を確保する
4 質の高い教育をみんなに	すべての人に包摂的[1)]かつ公平な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する	13 気候変動に具体的な対策を	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
5 ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等[2)]を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う	14 海の豊かさを守ろう	持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
6 安全な水とトイレを世界中に	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	15 陸の豊かさも守ろう	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する	16 平和と公正をすべての人に	持続可能な開発のための平和で包摂的[1)]な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
8 働きがいも経済成長も	包摂的[1)]かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する	17 パートナーシップで目標を達成しよう	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する
9 産業と技術革新の基盤をつくろう	強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摂的[1)]かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る		

【SDGs関連用語の説明】
1）包摂的 … 誰一人取り残されることなく、世界の構成員の一人一人が社会のシステムに参画できること。
2）ジェンダー平等 … 男性と女性の役割の違いによって生まれる社会的・文化的性差をジェンダーと呼び、この性差に起因する差別を撤廃すること。

第２部
環境の現況と対策

第１章　福岡県環境総合ビジョンの概要

本県では、目指す将来像を『環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会へ』とする「福岡県環境総合ビジョン（第五次福岡県環境総合基本計画）」を令和4（2022）年3月に策定し、各種施策を推進しています。

１　位置付けと役割

県政運営の基本である福岡県総合計画（計画期間：令和４（2022）年度からの５年間）を踏まえ、環境面に関する事項を実現していくためのものであり、以下の２つの役割を持っています。

- ○ 本県において持続可能な社会を目指すための環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱
- ○ 県民・事業者・行政など、全ての主体が環境について考え行動する際の指針

２　将来像と施策体系

環境・経済・社会の３つの側面を調和させつつ、前計画に引き続きSDGsの考え方を活用し、分野横断的に課題に取り組むことにより、環境と経済の好循環を実現する持続可能な社会の構築を目指します。

一方、地球温暖化（気候変動）やプラスチックごみ等、近年の環境問題を取り巻く状況は大きく変化していることに留意する必要があります。

このことから、環境の将来像を実現するため、相互に関連する７つの柱を設定し、柱ごとに目指す姿を示した上で、全体として持続可能な社会を目指します。

【７つの柱のイメージ】

① 経済・社会のグリーン化

－技術・システム・ライフスタイルのイノベーション－

○ 事業者が、環境配慮型のビジネススタイルへの転換、商品・サービスの開発・普及に努め、県民一人一人が、環境配慮型のライフスタイルを選択する経済・社会のグリーン化が進んだ社会。

○ 環境負荷の低減に寄与する産業が発展し、新たな価値の創出や社会システムの変革等グリーンイノベーションが進んだ社会。

○ 環境負荷低減努力が利益に結び付き、環境関連産業が基幹産業の一つとなっている社会。

② 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

－多様な主体による環境啓発活動や環境教育－

○ 県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践することで、持続可能な社会を実現している暮らしやすい地域。

○ 個々に行われていた環境教育、環境学習等が広がり、地域に根差した環境保全の取組のネットワークが拡大した社会。

③ 脱炭素社会への移行

－地球温暖化防止と気候変動への適応－

○ 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用、森林の適正管理が進む等、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策（緩和策）が進んだ社会。

○ 集中豪雨等の自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及等の対策（適応策）が進み、気候変動の影響による被害を防止・軽減することにより、迅速に回復できる社会。

④ 循環型社会の推進

－資源の効率的活用と廃棄物の適正処理－

○ 県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的・効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。

○ 廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

⑤ 自然共生社会の推進

－生物多様性の保全・利用と「ワンヘルス」の実現－

○ 県民一人一人や事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。

○ 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と生きものが環境の中で一つにつながり、健やかにともに生きることにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。

⑥ 健康で快適に暮らせる生活環境の形成

－心地よい空気・水・土・居住環境の保全－

○ きれいな空気・清らかな水・安全な土壌・静かな居住環境等が守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。

○ 個性豊かで、美しいまち並みと景観の保全形成に取り組み、誇りを持って次の世代に継承することができる社会。

⑦ 国際環境協力の推進

－県内の環境技術によるアジアの環境問題の改善－

○ アジア諸地域と構築した人的ネットワークや、県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。

○ NPOや事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

3　推進体制・進行管理

(1) 推進体制

○ 福岡県における総合的な計画推進

PDCAサイクルによる継続的な改善を図るため、庁内協議機関である「福岡県環境対策協議会」(会長:副知事、委員:各部長及び教育長)を活用し、全庁的な進捗状況・問題点等の共有を行い、計画の推進を図るとともに、必要に応じて施策の見直し・強化等を検討します。

○ 県民や事業者、行政等、各主体との連携による計画推進

県民団体や事業者団体、行政(市長会、町村会、政令市)が参加する「福岡県環境県民会議」を活用し、各主体の活動テーマに反映させ、県民・事業者・市町村・本県が一体となって計画の推進を図ります。

○ 地域連携による計画推進

県内市町村等と連携するとともに、本環境総合ビジョンや環境に関する優良事例等の情報発信を行います。また、市町村等に対しても、地域において様々な主体との連携や情報発信を促します。

さらに、本県の各保健福祉環境事務所に設置されている「地域環境協議会」を活用し、地域が一体となって計画の推進を図ります。

○ 広域連携による計画推進

大気汚染物質の移流や海岸漂着物対策等、県境や国境を越えた環境問題に対処するため、隣接する佐賀県や熊本県、大分県をはじめとした九州内各県その他関係自治体や他国自治体との連携、国への働きかけ等を行い、計画の推進を図ります。

(2) 進行管理

○ 進捗状況の点検及び公表

指標の動向やその要因、施策の実施状況調査、更に環境に関する県民意識調査を実施する等により点検を行い、計画の進捗状況について取りまとめ、福岡県環境対策協議会及び福岡県環境審議会に報告するとともに、環境白書により公表します。

○ 環境の状況変化に応じた計画の見直し等

環境の状況変化、国内外の環境政策の動向等を踏まえ、必要に応じて計画期間中であっても見直しを行います。

【環境総合ビジョン指標一覧】

柱	指標項目	目標	進捗
経済・社会のグリーン化	「エコ事業所」登録事業所数	2,974 事業所 令和 8(2026)年度	2,834 事業所 令和 6(2024)年度
	新たに電動化や情報通信等の次世代技術に取り組む自動車関連企業数	75 社・団体 (5 年間累計) 令和 8(2026)年度	48 社・団体 令和6(2024)年度
	特区制度を活用して設備投資を行った企業数	累計 300 社 令和 8(2026)年度	累計 210 社 令和 6(2024)年度
	リサイクル技術の実用化件数	累計 49 件 令和 8(2026)年度	累計 48 件 令和 6(2024)年度
持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり	こどもエコクラブ登録団体数	200 クラブ 令和 8(2026)年度	268 クラブ 令和 6(2024)年度
	環境講座・環境イベント等の開催数	1,560 件 令和 8(2026)年度	1,656 件 令和 6(2024)年度
脱炭素社会への移行	再生可能エネルギー発電設備導入容量	405 万 kW 令和 8(2026)年度	338 万 kW 令和 6(2024)年度
	家庭(1世帯当たり)における エネルギー消費量※	23.3 GJ／世帯 令和 8(2026)年度	30.4 GJ／世帯 令和 4(2022)年度
	事業所(床面積当たり)におけるエネルギー消費量※	1.04 GJ／㎡ 令和 8(2026)年度	1.13 GJ／㎡ 令和 4(2022)年度
	公共建築物等における木材利用量	累計 55,000 ㎥ 令和 8(2026)年度までの 5 年間	累計 33,975 ㎥ 令和 6(2024)年度までの 3 年間

※GJ(ギガジュール):J(ジュール)はエネルギーの単位。1GJ は、エアコン 1 台(2020 年式、冷暖房兼用、冷房能力 2.8kW)の 1 年間の消費電力量(815kW)の約 1/3 に相当する。

柱	指標項目	目標	進捗
循環型社会の推進	一般廃棄物最終処分量	171 千トン以下 令和 7(2025)年度	150 千トン 令和 6(2024)年度
	産業廃棄物最終処分量	526 千トン以下 令和 7(2025)年度	586 千トン 令和 5(2023)年度
	食品ロス削減県民運動協力店(食べもの余らせん隊)登録店舗数	1,500 店舗 令和 8(2026)年度	2,424 店舗 令和 6(2024)年度
自然共生社会の推進	生物多様性プラットフォーム(ホームページ)のアクセス数	384,200 件 令和 8(2026)年度	374,054 件 令和 6(2024)年度
	平尾台自然観察センターの利用者数	44,000 人 令和 8(2026)年度	1,210 人 令和 6(2024)年度 ※令和 6 年中はリニューアル工事により休館したため、イベント参加者等のみの数。
	農地等の維持・保全に取り組む面積	42,180 ha 令和 8(2026)年度	42,019 ha 令和 6(2024)年度
健康で快適に暮らせる生活環境の形成	環境基準の達成率	環境基準達成率の向上・達成維持を図る 令和 8(2026)年度	大気 (SPM、NO_2:100%) 水質 (BOD、COD:80.6%) DXN類 (大気:100%、公共用水域水質:100%、公共用水域底質、地下水:100%、土壌:100%) 騒音 (航空機:73.8%、新幹線:44.6%、自動車:95.6%) 令和 6(2024)年度
	河川及び海岸愛護団体登録数	700 団体 令和 8(2026)年度	554 団体 令和 6(2024)年度
国際環境協力の推進	本県が行う国際環境協力の案件数	累計 27 件 令和 8(2026)年度	累計 23 件 令和 6(2024)年度
	本県が行う国際環境協力に係る研修への参加者数	累計 315 人 令和 8(2026)年度	累計 512 人 令和 6(2024)年度

【環境総合ビジョンとSDGs 17のゴールとの関連】
※7 つの柱及び施策の方向に関連する主な SDGs ゴールを示しています。

柱	SDGs ゴール→ / 施策の方向↓	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう
1 経済・社会のグリーン化	経済・社会のグリーン化の推進		○	○	○	○
	グリーンイノベーションの推進		○	○		
2 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり	地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進				○	○
	環境を考えて行動する人づくりの推進		○		○	○
3 脱炭素社会への移行	温室効果ガスの排出削減(緩和策)		○	○	○	○
	温室効果ガスの吸収源対策(緩和策)					
	気候変動の影響への適応(適応策)	○	○	○	○	
4 循環型社会の推進	限りある資源の効率的な利用		○		○	
	資源循環利用の推進			○		
	廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	○	○	○	○	
5 自然共生社会の推進	生物多様性の保全と自然再生の推進		○	○	○	○
	生物多様性の持続可能な利用		○	○	○	
6 健康で快適に暮らせる生活環境の形成	統合的な対策		○	○	○	
	大気環境の保全			○	○	
	水環境の保全			○		
	土壌環境の保全			○		
	化学物質等による環境・健康影響対策		○	○		
	その他の生活環境の保全			○		
7 国際環境協力の推進	環境技術・ノウハウを活用した国際協力の推進			○		
	民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進					

6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさも守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○
	○	○	○		○	○	○	○	○		○
○	○	○			○	○	○	○	○		○
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
					○		○		○		
○			○		○		○	○	○		○
○		○	○		○	○	○	○	○		○
○	○	○	○		○	○	○		○		○
○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
○	○	○	○		○	○	○	○	○		○
		○	○		○	○	○	○	○		○
○		○	○		○	○		○	○	○	○
		○	○		○	○	○		○	○	○
○			○		○	○	○	○	○	○	○
○					○	○		○	○		○
○			○		○	○		○	○	○	○
○			○		○	○			○	○	○
○			○		○	○	○				○
	○	○	○	○	○	○	○				○

第２章　経済・社会のグリーン化

第2章では、経済･社会のグリーン化とグリーンイノベーションを支援する取組について掲載しています。本県では、関連産業技術の実用化･普及促進や環境関連産業の振興、グリーンエネルギーの普及促進、環境に配慮した農林水産業の振興などのため、様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- ○ 事業者が、環境配慮型のビジネススタイルへの転換、商品･サービスの開発･普及に努め、県民一人一人が、環境配慮型のライフスタイルを選択する経済･社会のグリーン化が進んだ社会。
- ○ 環境負荷の低減に寄与する産業が発展し、新たな価値の創出や社会システムの変革等グリーンイノベーションが進んだ社会。
- ○ 環境負荷低減努力が利益に結び付き、環境関連産業が基幹産業の一つとなっている社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進捗
「エコ事業所」登録事業所数	2,374 事業所 令和 3(2021)年度当初	2,974 事業所 令和 8(2026)年度	2,834 事業所 令和 6(2024)年度
新たに電動化や情報通信等の次世代技術に取り組む自動車関連企業数	9 社･団体/年 令和 2(2020)年度	75 社･団体 (5 年間累計) 令和 8(2026)年度	48 社･団体 令和6(2024)年度
特区制度を活用して設備投資を行った企業数	累計 164 社 令和 2(2020)年度	累計 300 社 令和 8(2026)年度	累計 210 社 令和 6(2024)年度
リサイクル技術の実用化件数	累計 37 件 令和 2(2020)年度	累計 49 件 令和 8(2026)年度	累計 48 件 令和6(2024)年度

第１節　経済・社会のグリーン化の推進

〔グリーン購入法〕

令和3(2021)年6月、地球温暖化への対応を経済成長の制約でなく成長の機会と捉え、「経済と環境の好循環」を実現するための産業政策「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」が策定されました。本県では、グリーン成長戦略で示された14の重要分野のうち、既に風力産業や水素産業のほか、自動車産業、農林水産業等の分野に取り組んでいるほか、産業用ロボットやパワー半導体等、省エネルギー・省資源型の製品を生産する産業も集積しており、これらの取組をさらに進めていく必要があります。

1　環境配慮型ビジネススタイルの普及

(1) 事業所における省エネルギー行動の推進

【環境保全課】

事業所における地球温暖化対策を推進するため、電気やガソリン使用量の削減など、省エネルギー・省資源に取り組む事業所を「エコ事業所」として登録し、補助金やセミナー等活動に役立つ情報の提供などの支援を行っています。令和6(2024)年度末で2,834の事業所が参加しています。

また、事業者が環境に関する方針や目標を自ら設定し、経営の中で自主的に環境保全に関する取組を進め、目標達成に向けて取り組む環境マネジメントの認証取得を支援するため、環境省が策定した「エコアクション 21」に関するセミナーや認証取得に向けた無料のコンサルティング会を開催しています。

(2) グリーン購入の推進

【環境保全課】

国等の公的機関が率先して環境物品等(環境負荷低減に資する製品・サービス)の調達を推進するとともに、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換を図り、持続的発展が可能な社会の構築を推進するため、「グリーン購入法」が制定されました。

本県では、グリーン購入法第10条に基づき、「福岡県環境物品等調達方針」を作成し、県の全機関を挙げて環境に配慮した物品等の調達に取り組んでいます。

令和 6(2024)年度の環境物品等調達方針では、22 分類 209 品目について調達率100％の目標を掲げて取組を行い、その目標達成状況は、99.9％となっています。

福岡県環境物品等調達方針の
目標達成状況　(単位：％)

年度	R4	R5	R6
紙類	99.9	99.9	99.9
文具類	99.9	99.9	99.9
オフィス家具等	99.8	99.9	99.9
画像機器等	100	100	100
電子計算機等	99.9	99.7	99.9
オフィス機器等	99.9	99.9	99.9
移動電話等	100	100	100
家電製品	100	100	100
エアコンディショナー等	100	100	100
温水器等	100	100	100
照明	100	100	100
自動車等	94.5	100	100
消火器	100	100	100
制服・作業服等	100	100	99.9
インテリア・寝装寝具	－	－	99.3
作業手袋	－	－	100
その他繊維製品	－	－	100
設備	100	100	100
災害備蓄用品	99.5	99.7	99.3
役務	－	－	100
ごみ袋等	－	99.7	99.9
計	99.9	99.9	99.9

※目標達成率の算定方法:金額ベースで算定。

(3) リサイクル製品の利用促進

【循環型社会推進課】

再生資源を原材料とし、一定の基準を満たす製品に対し、県が認定を行う建設資材対象の「福岡県リサイクル製品認定制度」及び生活関連用品対象の「福岡県県産リサイクル製

品認定制度」を創設し、その利用を促進しています。（詳細は第５章に記載）

(4) 再生可能エネルギーの導入促進

【総合政策課エネルギー政策室】

本県では、平成28年（2016）年度から、県内の民間事業者を対象に、専門的な知識や豊富な経験を有する人材を派遣し、課題解決を図ることにより、再生可能エネルギーの導入等を支援する「福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー」の派遣を実施しています。（詳細は第4章に記載）

(5) 福岡県公共工事生物多様性配慮指針

【自然環境課】

「福岡県生物多様性戦略」の生物多様性の保全と再生を図るという行動指針に基づいた施策の1つとして、本県が率先して「生物多様性に配慮した公共工事の推進」に取り組むことを目的とした「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」を策定し、生物多様性を保全するために配慮すべき視点などを明確に示し、本県が実施する公共工事が、より生物多様性に配慮したものとなるよう、取組を進めていきます。（詳細は第６章に記載）

2　環境配慮型ライフスタイルの普及

(1) 家庭における省エネルギー行動の推進

【環境保全課】

家庭における地球温暖化対策を推進するため、電気やガス、水道、ガソリン使用量の削減など、省エネルギー・省資源に取り組む県民を「エコファミリー」として募集し、「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」の運用などを通じて、活動の支援を行っています。令和６(2024)年度末で 18,707 名の県民が参加しています。

エコふぁみは、電気・ガス等の使用量を記録・グラフ化できるほか、自発的な取組を促進するため、アプリに掲載されているエコ活動や環境イベントなどに参加することで貯まったポイントを、県産品が当たる抽選に使用できる特典をもうけています。

九州エコファミリー応援アプリ

(2) その他の県民参加型事業

【環境政策課、循環型社会推進課】

子どもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境保全活動・学習を行うことを支援する「こどもエコクラブ事業」や、事業者や県民による使い捨てプラスチックの使用削減を推進する「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」、事業者や学生団体と連携した楽しく学べるクイズラリー等の参加型のプラスチックごみ削減啓発イベントの実施など、環境配慮型のライフスタイルの普及啓発を進めています。（第3部（資料）に年間を通じて募集している県民参加型事業の一覧表を掲載）

(3) 建築物・住宅の省エネルギー化

【建築指導課、住宅計画課】

省エネ性能や創エネ機器の効果的な活用に関する技術や効果に関する情報提供を進める「住宅情報提供推進事業」や、良質な住宅供給促進のための「ふくおか型長期優良住宅ローン制度」、また「建築物省エネ法」「エコまち法」による新規・既存建築物の省エネ化促進などを通して、建築物・住宅における省エネルギー化の促進を図っています。（詳細は第4章に記載）

3　環境負荷低減に寄与する産業の育成と環境関連産業の集積

(1) エネルギー関連産業の育成・支援

【総合政策課エネルギー政策室】

エネルギーに関する製品、技術等を紹介する展示会の開催やエネルギーの地産地消に取り組む市町村・事業者への支援等を通じ、エネルギー関連産業の育成・支援及び再生可能エネルギーの導入を促進しています。（詳細は第4章に掲載）

(2) 洋上風力発電の導入と産業集積の促進

【総合政策課エネルギー政策室】

ア　洋上風力発電の導入促進

福岡県響灘沖における『再エネ海域利用法」に基づく洋上風力発電導入を推進しています。

令和7（2025）年10月には、同法に基づく区域の整理が行われ、響灘沖は、これまでの「準備区域」から「有望区域」へと格上げされました。今後、国や関係者と緊密に連携し、「促進区域」指定に向けた協議を進めていきます。

イ　風力発電産業の集積

将来の成長が期待される風力発電産業の集積及び県内企業の参入促進に向け、産学官で構成する「福岡県風力発電産業振興会議」において、風力発電産業に関する最新情報の提供や参入促進に向けた勉強会の開催、展示会における関連企業等のPRを行っています。

ウ　風車メンテナンス技術者の育成支援

風力発電は風車の故障や不具合による稼働率の低下を防ぐため、適切なメンテナンスが不可欠です。しかし、国内における風力発電の導入拡大による風車メンテナンス技術者の不足が懸念されており、確保・育成が急務となっています。

本県では、離職者に対する公共職業訓練及び県内高校生・高等専門学校の学生向けの企業見学会・出前授業を実施することにより、風車メンテナンス技術者の育成に取り組んでいます。

(3) エコタウン事業

【循環型社会推進課】

エコタウン事業は、地域の産業蓄積などを活かし、環境産業の振興を通じた地域振興を図りつつ、地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会を構築することを目的として、国において平成 9（1997）年度に創設された制度です。

本県では、平成 9（1997）年 7 月に北九州市が、10（1998）年 7 月に大牟田市がエコタウンの承認を受けています。それぞれの地域の持つポテンシャルを活かしながら、環境・リサイクル産業の集積促進が積極的に図られています。（詳細は第 5 章に掲載）

(4) グリーンアジア国際戦略総合特区

【商工政策課】

〔総合特別区域法〕

平成 23（2011）年 12 月、本県は北九州市、福岡市とともに、「グリーンアジア国際戦略総合特区」の指定を受けました。

本県は、我が国においてアジアに最も近い大都市圏であり、古くからの交流の歴史と緊密なネットワークを有しています。また、高度成長期の公害問題を克服した技術やノウハウがあり、環境に優しい低燃費車や生産プロセスの効率化を図る産業用ロボット、家電製品等の電力消費を抑えるパワー半導体など、環境に関わる先端技術や産業の集積があります。

本特区は、これらの強みを活かして、環境を軸とした産業の国際競争力を強化し、アジアから世界に展開する産業拠点の構築を図り、アジアの資源問題や環境問題の解決にも貢献し、アジアとともに発展することを目指しています。

本特区では、「都市環境インフラのパッケージ化によるアジア展開」、「環境配慮型製品の開発・生産拠点の構築」、「資源リサイクル等に関する次世代拠点の形成」、「アジアとのシームレスなビジネス環境の実現」の 4 つの柱に沿って事業を展開しています。

国による税制・金融面の支援に加え、本県

による企業立地促進交付金の上乗せや不動産取得税の課税免除、両政令市による固定資産税の課税免除など様々な支援施策を講じてきました。

これらの取組により、特区指定から現在までに、多くの企業が特区の支援制度を活用し、活発な設備投資を行っています。

引き続き、環境を軸とした産業拠点の形成に向けた取組を進めていきます。

産業用ロボット

(5) グリーンデバイス開発・生産拠点の形成

【先端技術産業振興課】

半導体市場は、デジタル化社会の進展に伴い右肩上がりで成長すると予想されています。

特に、カーボンニュートラル実現の「鍵」とも言われる“グリーンデバイス”(省エネに直結するパワー半導体や低消費電力化を実現する半導体)に注目が集まっています。

半導体（グリーンデバイス）

県内には、ソニーや三菱電機など世界トップクラスの企業をはじめ、約400社の半導体関連企業が集積しています。また、大学や高専、半導体分野の公的支援機関、半導体の輸出入拠点である福岡空港や北九州空港などが集積しています。

こうした強みを活かし、カーボンニュートラル時代の製造業を支える“グリーンデバイス”の一大開発・生産拠点を形成するため、令和4(2022)年に福岡県グリーンデバイス開発・生産拠点構想を打ち出しました。

本構想の下、「地元企業のサプライチェーンの強化」「人材の育成・確保」「企業誘致の強化」の３つの柱に沿って各種事業を戦略的に展開し、拠点形成を推進していきます。

(6) 北部九州自動車産業グリーン先進拠点プロジェクト

【自動車・水素産業振興課】

北部九州は、産学官が一体となったこれまでの取組により、年間150万台の生産能力を持つ自動車産業の拠点に成長しました。

一方で近年、自動車産業は、脱炭素化の流れや「電動化」、「自動運転」といったCASE と呼ばれる技術革新など、100 年に一度といわれる大変革期を迎えています。

このような流れに対応するため、令和4(2022)年5月、産学官が一体となり、「世界に選ばれる電動車開発・生産拠点の形成」、「CASE に対応したサプライヤーの集積」、「工場や輸送分野における脱炭素化の実現」、「先進的なクルマ・モビリティの実証の推進」の４つの目標からなる「北部九州自動車産業グリーン先進拠点推進構想」を策定しています。今後はこの構想の下、地元サプライヤーの電動化分野への業態転換の促進、自動運転といった次世代技術への参入支援、生産工場のカーボンニュートラルの促進などに取り組み、北部九州自動車産業のグリーン先進拠点化を目指します。

(7) 福岡県水素グリーン成長戦略

【自動車・水素産業振興課】

福岡県は、環境にやさしい水素エネルギー社会の実現に向け、平成16(2004)年8月に全国に先駆けて産学官による推進組織「福岡水素エネルギー戦略会議」を設立しました。研究開発や社会実証、新産業の育成・集積など、水素エネルギーの開発・普及を総合的に展開し、世界を先導する水素拠点の形成を

目指した取組を進めてきました。

水素は、「2050 年カーボンニュートラル」を実現するためのキーテクノロジーです。現在、世界各国で「グリーン水素」を巡る競争が激化しており、我が国においても大規模なサプライチェーンの構築と社会実装を加速することが求められています。

こうした時代の動きを踏まえ、県では、令和4(2022)年８月、水素の巨大市場への参入支援や「グリーン水素」へのシフトを目指す「福岡県水素グリーン成長戦略」を策定し、①水素製造・供給のイノベーション、②水素利用の拡大、③水素関連産業の集積の3つの柱のもと、脱炭素への対応を成長の機会と捉え、経済と環境の好循環をつくる「グリーン成長」を推進しています。

商用ＦＣ船

4　環境に配慮した農林水産業の振興

(1) 環境に配慮した農業の推進について

【食の安全・地産地消課】

本県では、環境に配慮した農業を進めるため、農薬の適正使用や、減農薬・減化学肥料栽培を推進しています。

減農薬栽培については、天敵を利用した防除体系の開発や、水稲種子の温湯消毒など化学農薬の代替技術の普及に取り組んでいます。

減化学肥料栽培については、堆肥投入による土づくりや有機質肥料の施用を推進しています。

こうした減農薬・減化学肥料栽培を更に進めるため、「ふくおかエコ農産物認証制度」を創設し、エコ農産物の生産拡大や販売拡大のため、直売所や量販店などでのPRにも取り組んでいます。

また、「環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律」に基づき、令和5(2023)年３月に「福岡県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」を県内全 60 市町村と共同で策定し、環境に配慮した農林水産業の取組を推進しています。

(2) 環境に調和した林業の推進について

【林業振興課】

森林は温室効果ガスの吸収のほか、木材の供給や水源のかん養、土砂災害の防止といった多面的な機能を有しています。

本県では、こうした森林の持つ多面的機能の持続的発揮を図るため、健全な森林づくりを推進しています。(詳細は第４章に掲載)

(3) 環境に配慮した水産業の推進について

ア　漁場の整備

【水産振興課】

本県には、外海性の筑前海、内湾性の有明海、内海性の豊前海の3つの海と筑後川、矢部川などの多くの河川や湖沼などの内水面があります。

本県では、それぞれの海域特性に合わせた漁場の整備や漁場環境の改善を実施しています。

筑前海においては、広範囲にわたる大規模な魚礁設置による漁場の整備や投石による藻場造成、増殖礁設置による幼稚魚の育成場の造成を行っています。

有明海や豊前海においては、漁場環境の悪化により生産性が低下した漁場の生産力を回復させるための覆砂や堆積物除去を実施しています。

覆砂漁場に発生したアサリ

イ　資源管理型漁業

【水産振興課】

水産物は限りある資源であることから、無計画に取り尽くしてしまうと枯渇してしまいます。水産資源を持続的に利用していくためには、産卵期の魚介類を保護するための禁漁期間の設定や、魚を獲る網の目合いを大きくし、小型魚は再度海に帰すといった、水産資源を管理しながら漁獲する資源管理型漁業の取組が重要です。そこで、本県では漁業者との協議や調整を図りながら資源管理型漁業を推進し、水産資源の持続的利用に努めています。

ウ　漁業者等による藻場の保全活動

【漁業管理課】

沿岸の浅海域において、様々な海藻が繁茂する藻場は、アワビやサザエなどの漁場としてだけでなく、魚介類の産卵や育成の場としても重要です。また、海藻に吸収・固定される CO_2 は「ブルーカーボン」と呼ばれ、脱炭素社会の実現にも大きな役割が期待されています。しかし、近年、藻場ではウニ類が増加しており、一部の藻場で海藻が減少する要因となっています。

漁業者によるウニの除去

このため、県では筑前海沿海の漁協等で構成される「福岡県ブルーカーボン推進協議会」を令和６(2024)年4月に立ち上げ、会員によるウニ類の除去や海藻のタネの投入などによる藻場の保全活動の取組、除去したウニの養殖を支援しています。

同協議会では会員の活動報告や県内各地の先進事例発表などを通じ、様々な知見を取り入れ活動を深化させています。

また、令和7(2025)年4月には協議会会員である県と(一社)ふくおかFUNが、(一財)セブン―イレブン記念財団と「福岡セブンの海の森」整備・保全協定を締結し、筑前海の藻場保全活動に取り組むことになりました。今後も多様な主体との連携を深め、ブルーカーボンの創出を推進していきます。

5　税制のグリーン化

(1) 福岡県森林環境税

【林業振興課】

森林を健全な状態で次世代へ引き継ぐため、福岡県森林環境税を活用し、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策や、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施しています。

(2) 産業廃棄物税

【循環型社会推進課】

産業廃棄物税は、産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場への搬入に対して課税するもので、排出事業者を産業廃棄物の排出抑制とリサイクルに向けた取組に誘導することを目的とするものです。本県では、平成 17(2005)年度から産業廃棄物税を導入し、その財源で循環型社会の構築に向けた取組を進めています。(詳細は第5章に記載)

(3) グリーンアジア国際戦略総合特区

【商工政策課】

〔総合特別区域法〕

環境を軸とした産業の拠点化を目指すグリーンアジア国際戦略総合特区を推進するため、国による法人税の軽減措置に加え、特区に係る事業の用に供するため取得した建物及びその敷地に係る不動産取得税の課税免除を行っています。

(4) 自動車税

【税務課】

自動車環境対策として、環境負荷の大きな自動車の税率を重くし、一方で環境負荷の小さな自動車の税率を軽くする、自動車税のグリーン化の取組を推進します。

第２節　グリーンイノベーションの推進

保健環境研究所は、令和 9(2027)年度の供用開始を予定している「ワンヘルスセンター」の中核施設として、多分野の専門家と連携し、「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」が、互いにどのように影響し、支え合っているかを考察した上で、これらの持続的な調和や最適化の方法を科学的に探究する「ワンヘルス研究」に取り組んでいます。その中でも、同所が開発し、令和 7(2025)年 1 月に運用を開始した大気汚染予測システム(Fcast)では、$PM_{2.5}$ などの大気汚染物質濃度が 3 日先まで予測可能となり、県民の健康被害防止などに役立っています。

その他、工業技術センター、農林業総合試験場、水産海洋技術センターにおいても、環境保全に関する取組を行っています。

1　県試験研究機関を活用した環境関連技術実用化の推進

(1) 保健環境研究所の取組

【保健環境研究所】

ア　保健環境研究所の概要

保健環境研究所の組織機構と業務概要

組織機構	環境関連業務概要
管理部	
総務課	
企画情報管理課	・企画情報管理課：テレメータによる大気汚染の測定 気候変動適応センターの運営
計測技術課	・計測技術課：ダイオキシン類等有害化学物質に関する試験・検査及び調査・研究
保健科学部	
病理細菌課	
ウイルス課	
生活化学課	
環境科学部	
大気課	・大気課：大気環境保全等に関する試験・検査及び調査・研究
水質課	・水質課：水環境保全等に関する試験・検査及び調査・研究
廃棄物課	・廃棄物課：処分場適正管理、リサイクル技術等に関する試験・検査及び調査・研究
環境生物課	・環境生物課：生物多様性等に関する試験・検査及び調査・研究

関係機関との連携

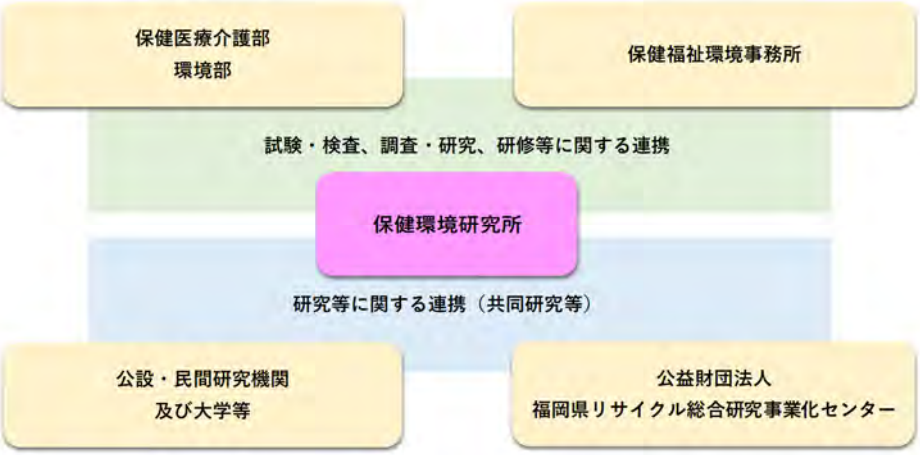

イ　最新の研究成果

(ｱ) 大気中のベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤の分析方法に関する研究

プラスチック製品は、紫外線により変色や強度の低下など光劣化を生じるため、これを防ぐ紫外線吸収剤という化学物質を使用しています。紫外線吸収剤のうち現在使用量の多いベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤(BUVs)の一部は、難分解性や高蓄積性などが指摘されており、人体及び生態系に対する影響の懸念から国際的に規制されている物質です。

環境中のBUVsについて水質や底質では複数の報告がありますが、大気については報告がほとんどなく、早急な汚染状況の把握が必要です。ところが、大気中BUVsの既存の採取方法は、大型の採取装置を使用し、電源が必要なため調査地点に制約があります。さらにBUVsの測定には、特殊な測定機器が必要であるなどの問題があります。また、大気中BUVsの移動や人体への曝露量を考える上で、存在形態(粒子態･ガス態)は重要な情報であり、粒子態とガス態を分離して汚染状況を把握する必要があります。

そこで、大気中のBUVsの汚染把握を目的として、小型で簡便な存在形態別の採取方法と汎用測定機器を用いた多成分同時測定方法による分析方法を開発し、試行的に当所の屋上で調査を実施しました。

分析方法の開発では、図に示すような採取装置について、材質や構造が異なるろ紙の比較、検討をしたところ、PTFEメンブレンろ紙が粒子態及びガス態の分離に対して最も有効であることがわかりました。また、汎用性の高いミニポンプを使用することにより、大気中BUVsを粒子態とガス態に分離して採取する小型で簡便な方法を確立しました。さらに、汎用測定機器であるLCMSを使用し、分析条件を検討することで同時に 5 種類のBUVsについて高感度に測定することが可能となりました。この測定方法と先の採取方法を組み合わせることにより、大気中BUVsを効率よく高感度に分析

採取装置の模式図(左)とその写真(右)

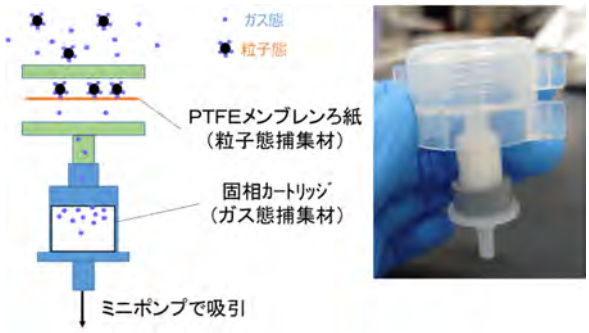

することができるようになりました。

このように開発した分析方法を用いて、当所の屋上で令和6(2024)年6月から7(2025)年2月に毎月 1 回、大気中の5種類のBUVs濃度について調査を実施しました。その結果、一部期間を除いて5種類全てのBUVsが検出され、主要な存在形態がガス態であることが分かりました。また、平均気温が高かった7月から9月にガス態濃度が高くなっていましたが、粒子態濃度はガス態濃度と比較して低く、月ごとの変化も小さかったことから、気温は粒子態濃度よりもガス態濃度に影響を与える可能性が示唆されました。

今後も分析可能な物質を拡充し、様々な環境のBUVs等を調査し、環境中化学物質の実態を明らかにすることで環境保全に貢献していきます。

大気中BUVs(UV-326)の濃度

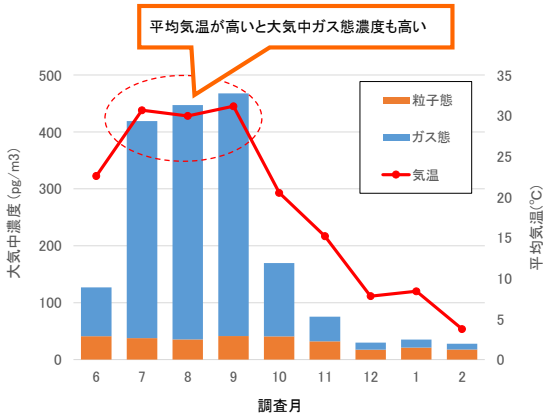

(ｲ) 野生動物の生息状況把握への環境ＤＮＡの適用に関する研究

野生動物の生息状況を把握することは、人の健康、動物の健康、環境の健全性を一つとして捉えるワンヘルスへのアプローチとして、人の生活環境と野生動物の生息環境の適切な距離を保つために重要な知見となります。しかし、野生動物の調査は、魚類、鳥類及び哺乳類など調査対象とする分類群ごとに採捕や同定に係る専門的知識が必要であること、また、調査には人員と時間を要するため、広範囲の調査が難しいといった課題があります。

さて、環境中には動物から剥がれ落ちた皮膚や排泄される糞尿などを介して、その環境に生息している動物の DNA(環境 DNA)が放出されています。近年の分析技術の向上により、これらの環境 DNA を捕集･分析し、その情報を解析することが可能になってきました。特に、特定の種の個別検出ではなく、網羅的な分析を可能とした環境 DNA メタバーコーディング法が開発されたことにより、環境 DNA 研究は大きく進展しました。

当所では、これまでに魚類を対象として環境 DNA を用いた魚類相把握の可能性を検証してきました。その結果、河川では、少量ずつ混合する採水方法の工夫や調査時期に偏りが無いよう季節ごとに調査することによって、採捕調査で確認された魚種や文献等の記録がある魚種を網羅的に検出できるようになりました。一方で、DNA 配列が類似しているため環境 DNA 分析では分類が困難な近縁種が存在するといった課題も明らかになってきました。

これまでの魚類を対象とした環境 DNA の研究過程において、イヌやウシなど魚類以外の動物の DNA が検出される事例が散見されました。近年、鳥類や哺乳類を標的とした環境 DNA の検出方法に関する論文が公開されていることから、試料の採取方法や分析方法を最適化することで魚類以外の野生動物も効果的な DNA 検出が可能になり、それら野生動物のモニタリングに活用できると考え研究を開始しました。

鳥類の目視観察と環境ＤＮＡ調査の比較

種　名	目視観察		環境DNA
	R4. 2. 12	R4. 2. 26	R4. 2. 25
ツクシガモ	3	3	●
マガモ	14	18	▲
カルガモ	38	18	分類不可
コガモ	3	4	●
オカヨシガモ	4	6	▲
ヒドリガモ	16	12	分類不可
オナガガモ	8	23	●
ハシビロガモ	1	2	●
スズガモ	－	1	－
ホシハジロ	3	8	●

（更谷ら、*伊豆沼・内沼研究報告*（2024）を一部改変）

まず鳥類への環境 DNA の適用について、目視観察を実施している人工湿地で池の水を採水し、環境 DNA メタバーコーディング法による鳥類相調査方法を検討しました。その結果、池の水に接している機会が多いカモ類(目視観察 10 種のうち 9 種)の DNA が検出されました。その中で、DNA 配列が類似しているマガモとカルガモなどは種の識別ができないことがわかりました。今後、識別ができなかった種については新たな識別方法を検討するとともに、他の鳥類についても生息状況調査への環境 DNA の適用について検討していきたいと考えています。

また、太宰府市内の里山において哺乳類を対象とした環境 DNA 調査を検討しました。哺乳類は河川などの環境水に常に接しているわけではないため、多様な環境試料から DNA の検出を試みました。その結果、自動撮影カメラで哺乳類の接触が確認された岩石や樹木をふき取った試料や足跡の土壌から、哺乳類の DNA を検出できました。これらの方法は局所的な接触の有無に大きく影響されます。今後、哺乳類の環境 DNA を安定して捕集できる方法を検討する予定です。

アライグマの足跡

(2) 環境保全に関する調査・研究

研究機関名	主な調査・研究の内容(実施期間)
保健環境研究所	大気中ベンゾトリアゾール系紫外線吸収剤の分析法開発と汚染状況の把握(R4-6)
	大気シミュレーションモデルによる大気汚染対策効果の評価に関する研究(R3-8)
	生物応答試験と網羅分析の迅速化による化学物質スクリーニング法の開発(R4-6)
	堆積物微生物燃料電池を用いた閉鎖性水域の底質改善に関する研究(R4-6)
	浸出水等に含まれる POPs 等の分析法の構築(R6-8)
	福岡県における侵略的外来水生植物の防除に係る研究(R6-8)
	環境DNAを用いた水生外来種の分布把握手法に関する研究(R5-7)
	環境DNAを用いた野生生物の生息状況把握に関する研究(R5-7)
	ワンヘルス・アプローチに向けた生態系把握への環境 DNA の適用に関する研究(R4-6)
工業技術センター	プラスチック再生利用に関する技術の高度化研究(R5-6)
	未利用バイオマスを用いたプラスチックへの複合化技術の構築(R6-7)
	廃木材を利用した活性炭の調製(R6)
	無焼成プロセスを活用した建材製造技術の開発(R6)
	メカノケミカル法による無焼成セラミックスの製造方法の調査(R6)
	県内特産物によって得られる廃棄物の香り成分としての検討(R6-7)
	液中プラズマを用いたインジゴ生成反応の発色制御による低環境負荷な染色技術の開発(R5-7)
	久留米絣のくくり糸や残糸を使った特徴的なソックスの開発(R6)
	硅砂副生成物の高取焼陶土活用プロジェクト(R5-6)
	PVC(塩ビ)端材と木材端材を原材料とする新素材とリサイクル商品の開発研究会(R5-6)
	シリコーンゴムのアップサイクル商品開発に向けた可能性調査(R6)
	サスティナブルな広葉樹由来樹脂ペレットの開発および3D プリントによる高意匠家具量産技術の開発(R6-8)
	脱水汚泥・鶏糞やコーヒー粕等のリサイクルによる特殊肥料の開発(R6)
農林業総合試験場	イチゴ環境保全型増収技術の開発(R7-8)
	振動を活用したトマトの総合的病害虫管理技術の開発(R5-9)
	農産物及び土壌放射能性核種のバックグラウンドレベルの監視(H27-)
	ヒートポンプ周年利用による促成ナス増収技術の開発(R4-6)
	プラズマ照射による空気中の窒素固定および種子の発芽率向上技術の開発(R5-6)
	土壌還元消毒における糖含有廃棄物の利用技術の開発(R4-6)
	災害リスクを増加させない森林管理技術の開発(R3-7)
	スギ花粉発生源調査(H18-)
	荒廃森林整備事業効果調査(H21-)
	無花粉スギの生産・増殖効率の改善(R2-6)
	松くい虫の防除に関する調査(S48-)
	薬剤防除自然環境等影響調査(S52-)
	八女茶の有機栽培に対応可能な病害虫防除体系の開発(R4-6)

研究機関名	主な調査・研究の内容(実施期間)
水産海洋技術センター	指定海域の水質基準達成状況の調査(S52-)
	赤潮発生に関する調査及び研究(S51-)
	藻場の変遷と増殖手法に関する調査及び研究(H29-)
	干潟域の生物生産に関する調査及び研究(H21-)
	覆砂等による干潟環境改善に関する調査(S62-)
	貝毒による被害防止に関する調査(S51-)
	県内主要河川等での水質環境及び生物分布に関する調査(S51-)
	河川における外来生物の駆除に関する調査(H14-)

2　事業者における技術開発の支援

(1) リサイクル総合研究事業化センター

【循環型社会推進課】

福岡県リサイクル総合研究事業化センターにおいては、廃棄物の特性に応じて、リサイクル技術や分別回収等の社会システムの研究開発及び実用化を産学官民の連携により推進するとともに、北九州、大牟田のエコタウンと連携して、研究開発支援や研究成果を活用した事業化を進めています。また、企業連携による研究開発を促進するため、企業間のネットワークづくりに取り組んでいます。(詳細は第5章に掲載)

(2) 福岡県水素グリーン成長戦略会議

【自動車・水素産業振興課】

本県では、令和４(2022)年８月に策定した「福岡県水素グリーン成長戦略」の柱の一つに、「水素関連産業の集積」を掲げています。この戦略のもと、「福岡県水素グリーン成長戦略会議」では、水素・燃料電池関連分野への参入を目指す企業向けに、水素関連分野への参入等の相談にワンストップで対応する「福岡県水素グリーンイノベーションサポート窓口」の運営や、技術アドバイザーの派遣、県内企業が行う水素・燃料電池関連分野の製品開発等への助成といった、各種の支援策を実施しています。

第３章 持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり

第 3 章では、持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくりの取組について掲載しています。本県では、今日の環境問題を解決するために、県民・事業者の自主的な環境保全活動を促進するための取組を実施するとともに、環境教育の推進や環境啓発活動の実施等により、県民の環境保全に対する意識を高めるため、様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- 県民誰もが環境負荷の少ない行動を実践することで、持続可能な社会を実現している暮らしやすい地域。
- 個々に行われていた環境教育・環境学習等が広がり、地域に根差した環境保全の取組のネットワークが拡大した社会。
- ニーズに応じた環境関連情報が行き渡り、各主体が積極的に地域課題解決に向け連携している社会。
- 経済・社会活動が「環境」をキーワードにして動き、豊かな環境を持続的に利用できている社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進捗
こどもエコクラブ登録団体数	143 クラブ 令和 2(2020)年度	200 クラブ 令和 8(2026)年度	268 クラブ 令和 6(2024)年度
環境講座・環境イベント等の開催数	1,043 件 令和 2(2020)年度	1,560 件 令和 8(2026)年度	1,656 件 令和 6(2024)年度

第１節　地域資源を活かした魅力ある地域づくりの推進

地球環境問題や廃棄物の問題など、今日の環境問題を解決するために、県民･事業者の自主的な環境保全活動を促進するための取組を実施するとともに、環境啓発活動の実施等により、県民の環境保全に対する意識を高めるように努めています。

１　県民、ＮＰＯ、事業者等の各主体が行う自主的な取組への支援

(1) 地域環境協議会

【環境政策課】

地域環境協議会は、地域における地球温暖化対策･3R･自然共生の推進母体となって、地域の住民･事業所等と協働で地域の実情に応じた事業を行い、地域の活動の担い手を育成するため、各保健福祉環境事務所に設置されています。令和６(2024)年度は、管内の市町村や地域の地球温暖化防止活動推進員、NPO等と連携して、環境イベントへの参画や水辺教室、学校や公民館等での地球温暖化対策の講演･講座、地域の特性に合わせた環境保全プロジェクトなど64事業を実施しました。

各地域環境協議会における環境保全プロジェクト

事務所名	プロジェクト名	内容
筑紫	自然体験活動	外部講師を招いて自然を活用した体験活用や自然観察会を開催する。
宗像･遠賀	自然とともに生きていく人材育成プロジェクトイン　テビカ	福津市手光ビオトープにおいて、自然観察会、環境整備･維持管理活動等を行い、環境を考えて行動する人材の育成を図る。
嘉穂･鞍手	生きものにぎわいの森づくりin 英彦山	英彦山をフィールドとして活用し、自然体験･環境教育イベントを実施する。
北筑後	生物多様性保全啓発事業	うきは市において、水辺教室や自然観察会を実施する。
南筑後	自然環境保全活動促進事業(自然観察会)	地域の大人や子供らが参加する自然観察会を実施する。
京築	自然観察会･再生事業･リーダー育成事業	広谷湿原の希少植物の観察会や、参加者による生物多様性に係る意見･情報交換を行う。

(2) 環境関連福岡県知事表彰

【環境政策課】

本県は環境関連の活動に顕著な功績のあった個人、団体、企業又は地区について、その活動に応じ、環境保全功労者知事表彰、エコファミリー表彰、エコ事業所表彰、循環型社会形成推進功労者知事表彰、鳥獣保護功績者表彰、環境美化推進功労者等知事表彰及び食品ロス削減優良取組知事表彰を実施しています。(第３部に一覧表を掲載)

(3) ふくおか農林漁業応援団づくり

【食の安全・地産地消課】

本県では、農林水産業への県民の理解促進を図るため、「いただきます！福岡のおいしい幸せ」を県民スローガンに掲げ、農林水産業を応援する「地産地消応援ファミリー」への登録を推進しています。また、飲食店では「地産地消応援の店」、企業や団体では「応援団体」への登録を働きかけることで、農林漁業の応援団づくりを進めています。

これらの取組により、「応援ファミリー」は令和６(2024)年度末現在で 64,925 世帯、「応援の店」は 1,913 店、「応援団体」は 981 団体に拡大しました。

また、体験を重視した交流等により、県民の理解促進を図っています。応援ファミリーを対象とした農林漁業体験ツアーを、令和 6(2024)年度には 35 回実施し、974 人が参加しました。そのほか、まち(都市部)とむら(農山漁村)の交流を促進する団体等の活動支援では、6(2024)年度は 17 団体を支援しました。

(4)河川・海岸清掃の推進

【河川管理課、港湾課】

本県では、「クリーンリバー推進対策事業」及び「クリーンビーチ推進事業」により、県が管理する河川や海岸において、清掃、除草などの愛護活動に取り組むボランティア団体、NPO法人、地元企業、学校等を愛護団体等として登録する制度を設け、活動に対する報償費の支給等により、その活動を支援しています。

2　各主体の情報提供や連携等のネットワーク構築

(1) 環境情報の整備・提供

【環境政策課】

本県では、平成 16(2004)年度から環境の総合的なホームページ「ふくおか環境ひろば」(URL:https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hiroba1.html)を開設し、本県が保有している環境に関する情報、イベント情報等を公開し、各主体の環境保全活動の促進を図っています。

ふくおか環境ひろば

ここから
アクセス

また、令和5(2023)年から、福岡県環境部SNSアカウントを活用した情報発信を始めており、県が実施する環境施策や、その他環境に関する情報について、幅広くかつタイムリーに発信しています。

福岡県環境部 SNS アカウント：
ふくおか環境広報隊 X

@fukuoka
kankyou

(2) 環境月間

【環境政策課】

昭和 47(1972)年 6 月にストックホルムで開催された国連人間環境会議を記念して、6 月 5 日が「世界環境デー」と定められました。また、環境基本法では 6 月 5 日を「環境の日」とし、国及び地方公共団体はこの趣旨にふさわしい事業を実施することを定めており、環境省では、環境の日を中心とする 6 月の 1 か月間を「環境月間」として呼びかけを行っています。

本県においてもこの環境月間に合わせ、広く環境保全についての関心と理解を深め、意欲を高めるような事業や啓発活動を実施しています。

令和 7(2025)年度は、街頭啓発活動として福岡市博多区でキックオフイベントを開催するとともに、本県の環境関連事業の紹介パネルやリサイクル総合研究事業化センターの研究成果品等を県庁ロビーに展示する「環境月間県庁ロビー展」を実施しました。

環境月間の街頭啓発活動の様子

(3) 環境教育ガイドの作成

【環境政策課】

学校等における環境教育の取組を支援するため、本県の各担当部局が保有する環境教育関連の事業、教材、人材等の情報を取りまとめ、「環境教育ガイド」(URL:https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/envdatabase.html)として県ホームページに掲載しています。

環境教育ガイド

(4) ＮＰＯ等との協働

【社会活動推進課】

NPO等との協働を進めるため、NPO・ボランティアと企業、行政で構成する会議を開催し、協働を進めるにあたっての具体的な課題や目標について意見交換を行っています。

また、多様な主体からの協働に関する相談対応や協働のコーディネートなど協働支援を行っています。

(5) 災害廃棄物処理に係る連携

【廃棄物対策課】

災害に伴い発生する災害廃棄物について、迅速かつ適切な処理を可能にするため、関係者間の連携強化や人材育成に努めます。(詳細は第5章に掲載)

(6) 地球温暖化対策に関するポータルサイト「ふくおかエコライフ応援サイト」

【環境保全課】

各主体における地球温暖化対策を促進するため、「ふくおかエコライフ応援サイト」(URL:https://www.ecofukuoka.jp)を運用しています。(詳細は第4章に掲載)

(7) 福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム「福岡生きものステーション」

【自然環境課】

希少野生生物や外来種等の情報、生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するプラットフォーム(ホームページ)を活用し、生物多様性への関心や理解を深める取組を進めます。(詳細は第6章に掲載)

3 持続可能な地域づくりの推進

(1) 地域循環共生圏

【環境政策課】

脱炭素、循環、自然共生の統合的アプローチに基づき、地域の循環資源を中心に、再生可能資源、ストック資源の活用、森・里・川・海が生み出す自然的なつながり、資源循環や人口交流等による経済的なつながりを深めていく地域循環共生圏の考え方を踏まえ、それぞれの地域の特性を生かした持続可能な地域づくりを推進します。

(2) 地域づくり関連事業

【総合政策課エネルギー政策室、林業振興課】

環境に係る各分野における地域づくりを推進するため、次のような取組を行っています。(詳細は各分野の章にそれぞれ記載)

地域づくりを推進する各分野の取組

分野	内容	詳細
再エネ・省エネ	エネルギーに関する展示会 エネルギーの地産地消支援	第2章
自然環境	森林づくり活動支援	第6章

4 環境に関する観光ブランドの推進

【観光振興課】

豊かな自然に恵まれ、環境問題に長年の経験と技術を持つ北九州市や大牟田市などと連携して、環境関連施設に関する情報発信や同施設をめぐる修学旅行の誘致など、環境に焦点を当てた観光ブランドの推進に取り組みます。

第２節　環境を考えて行動する人づくりの推進

〔環境教育等促進法〕

環境教育は、環境に対する関心を喚起するとともに、各主体の行動への環境配慮を促進するものとして、今日、その重要性は、ますます高まっています。

中でも、人格形成過程にあるこどもに対する環境教育は、その効果の大きさや、その後の取組の広がりが期待できることなどから、特に重点的に取り組んでいるところです。

１　「持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）」の推進

(1) 持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）

【環境政策課】

平成 17(2005)年から始まった「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の 10 年」の動きなどに対応するため、24(2012)年 10 月に「環境教育等促進法」が完全施行されました。

本県では、「福岡県環境総合ビジョン」を環境教育等促進法に基づく「行動計画」と位置付け、更なる環境教育の充実を図る取組を進めています。

(2) 義務教育における取組

ア　環境教育副読本等環境教育教材の作成

【環境政策課】

次世代を担うこどもたちに地球環境問題をはじめとする環境問題を紹介するとともに、これらの環境問題が私たちの日常生活と深く関わっていることを明らかにし、その解決のために自らできることを学んでもらうため、環境教育副読本「みんなの環境」(A4 判、52 頁、28,800 部)を作成し、県内の小学校５年生の児童に配布しています。また、副読本を使用して環境教育を行う教員のため、副読本の内容を補完するデータや解説等を掲載した「環境教育副読本資料編」(A4 判、64 頁、2,100 部)を作成しています。

令和 6(2024)年 5 月には、(公財)消費者教育支援センターが主催する「消費者教育教材資料表彰 2024」において、本県の副読本及び資料編が優秀賞を受賞しました。

また、平成 30(2018)年度から令和 2(2020)年度にかけて、地球温暖化対策に係るワークブック(小学校3･4年生用、5･6年生用、中学生用及び教員･保護者用)を作成し、学校や社会教育施設等での活用により、地球温暖化への理解を深めることで、家庭における地球温暖化対策への取組を促進することとしています。

環境教育副読本「みんなの環境」

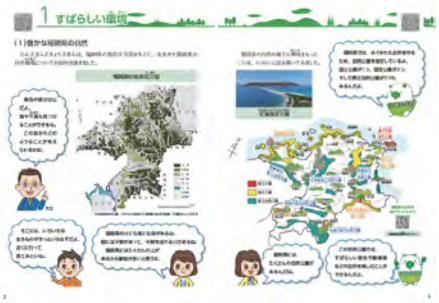

ここから PDF 版を
ダウンロードできます

地球温暖化対策ワークブック

３・４年生用　　５・６年生用　　中学生用

<各 PDF 版をダウンロードできます>

イ　総合的な学習の時間等の取組

【義務教育課】

県内の小・中学校等では、生活の基盤となる環境の役割や大切さの理解、環境保全のための実践的な態度や能力等を育成することを目的に、総合的な学習の時間等をはじめ学校の教育活動全体を通して環境教育が行われています。

具体的には、樹木観察やネイチャークラフトを通して森林の働きの大切さや、河川等の生き物調査、水質調査や清掃等の活動を通して自然環境への認識を深め、環境保護について学んでいます。また、古紙や空き缶、ペットボトル等の回収を通して、身の回りにある環境問題について考える活動も行っています。

(3) 高等学校における取組

【高校教育課】

高等学校学習指導要領(平成30(2018)年3月告示)で「環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意すること」と明記されており、義務教育段階までの環境教育に関する学習や体験活動を基礎に、生徒自らが環境教育の振興・広報・環境保全活動への意欲を増進させる取組や主体的な探究活動を進めています。

教科の学習として、地理歴史科において「地球環境問題」、「資源・エネルギー問題」、公民科において、「環境保護」、理科において「生態系とその保全」、「日本の自然環境」、家庭科において「持続可能な消費生活・環境」などを学習し、環境問題について理解を深め、主体的に環境に配慮し、行動できる生徒を育成しています。

また、総合的な探究の時間や課題研究において、環境に関する観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を行い、講演会や地域の環境保全に係る体験活動等を実施している学校もあります。

(4) 県立社会教育施設における取組

【社会教育課】

県立青少年教育施設(社会教育総合センター、英彦山青年の家、少年自然の家「玄海の家」)では、各施設の特色を生かしながら、参加者が環境問題について考える機会を提供しています。

例えば、海浜に漂着したゴミを材料として工作物を作る「漂着物アート」では、活動を通して、「どのようなゴミが多いか」や「プラゴミが環境に与える影響」などについて考えます。

また、山の活動では、山に住む様々な生き物を採集したり、観察したりする活動を通して、自然の豊かさを実感します。間伐材等を使った「木工クラフト」では、「間伐を行うことは、森を守ることにつながる」ことを知り、ワンヘルスの取組と併せて環境保全の意識を高めます。

これらの活動を通して、参加した児童・生徒は、「環境を守るために私たちにできることは何か」について考え、日々の生活で自分にできることを実践する意欲を高めています。

2　人づくりを支える拠点・場の整備

(1) 福岡県環境県民会議

【環境政策課】

福岡県環境県民会議は、本県の望ましい環境を創出し、地域における環境への取組を通じて地球環境の保全に貢献することを目的に平成 8(1996)年 2 月に設置されたものです。

平成 25(2013)年 8 月には、「ごみと資源を考える福岡県民会議」と一本化し、それまでの地球温暖化防止が中心となっていた活動テーマを環境全般に広げました。

県民、事業者及び行政が一体となって福岡県環境総合ビジョンの推進を図っています。

福岡県環境県民会議で取り組んでいる
環境総合ビジョンに沿った活動テーマ

1．地域づくり ・ 人づくりの推進
2．グリーン化の推進
3．環境保全に係る各構成団体の自主的取組の推進
(1) 脱炭素社会についての取組
(2) 循環型社会についての取組
(3) 自然共生社会・ワンヘルスについての取組
(4) 快適な生活環境の形成

(2) こどもエコクラブ

【環境政策課】

こどもエコクラブ事業は、こどもたちが地域の中で楽しみながら自主的に環境保全活動・学習を行うことを支援する事業です。

令和 6(2024)年度は、県内で 268 クラブ、10,979 名のこどもたちがこどもエコクラブに登録し、リサイクル活動や環境調査など地域の中で自主的な環境保全活動・学習に取り組みました。

また、令和 6(2024)年度から、県内のこどもエコクラブに対してリサイクル製品を活用した花の栽培セットを提供し、活動支援に取り組んでいます。

こういった県による支援のほか、こどもエコクラブに対しては、協賛企業からクラブの活動に使用する物品の寄贈が行われています。

活動内容を掲載した情報誌
「福岡県こどもエコクラブ通信」

(3) 自然共生社会に関する啓発・環境学習

【自然環境課】

ア　環境ものさし

淡水魚の県内分布データ等をもとに作成した環境ものさし(環境指標下敷き)を用いると、それぞれの魚がすむ環境の生物多様性の豊かさをポイント化し、計ることができます。

河川での自然観察会などで活用されており、こどもたちがゲーム感覚で生物多様性を理解することができるものとなっています。

環境ものさし（環境指標下敷き）
「福岡県の淡水魚～魚を使った環境しらべ～」

イ　平尾台自然観察センター

平成 12(2000)年度に開館した北九州国定公園の平尾台自然観察センターは、カルスト台地の展示解説やジオラマ、ハイビジョンシアタ

ーなどを備えており、自然の仕組みや自然とのふれあいを学ぶ施設として多くの県民に利用されています。また、センターでは野外観察会等を開催し、県民が平尾台の自然により親しめる機会を作っています。さらに、地元のボランティアとともに外来生物の駆除や散策コースの整備を行うなど、平尾台の環境整備を通じてボランティア意識の醸成にも貢献しています。

平尾台自然観察センターは、令和7(2025)年5月17日にリニューアルオープンしました。リニューアルオープン後は、新たにプロジェクションマッピングなどのデジタル技術を活用し、北九州国定公園と平尾台の持つ様々な魅力を発信するとともに、体験を通じて生物多様性への理解を深める場として提供していきます。

平尾台自然観察センター

平尾台自然観察センター
リニューアル内容

1．展示設備を更新し、情報発信力を強化
(1) タッチパネルディスプレイなどICTを活用
(2) 大画面スクリーンでの映像解説
(3) 多言語化（日本語を含め５ヶ国語）
(4) ワンヘルスに関するコーナー
2．県の率先取組として、省エネルギー化の推進
高効率照明、高効率空調、太陽光パネルの導入
3．老朽化部分の改修
展望デッキ、外壁、駐車場、サイン等

3　人づくりを支える人材・機会等の提供

【環境保全課、循環型社会推進課、林業振興課】

(1) 環境教育に係る人材派遣制度

「ふくおか環境マイスター」「エコアドバイザー」「3Rの達人」「食品ロス削減マイスター」の派遣等、環境教育に係る人材を派遣する制度により、地域や学校における環境教育の推進を図っています。(第3部に一覧表を掲載)

(2) 人づくり関連事業

環境に係る各分野における人づくりを推進するため、次のような取組を行っています。(詳細は各分野の章に記載)

人づくりを推進する各分野の取組

分野	内容	詳細
省エネ・脱炭素	自主的な取組を行うエコファミリー・エコ事業所の活動支援	第2章
3R	福岡県食品ロス削減県民運動 ふくおかプラごみ削減キャンペーン	第5章
緑化・森林	緑の教室、県民参加の森林(もり)づくり等	第6章
水環境	生活排水や水生生物に係る啓発資材の作成・配布	第7章

第４章　脱炭素社会への移行

第４章では、脱炭素社会への移行に向けた取組について掲載しています。

地球温暖化は、気象災害だけでなく、熱中症の増加、農作物の品質低下、動植物の生態系の変化など、様々な分野で影響をもたらしています。このような温暖化の影響に対処するため、令和 32(2050)年度に本県の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指し、温室効果ガス排出削減・吸収源対策である「緩和策」や気候変動の影響を防止・軽減する「適応策」に関する様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- 省エネルギー型のライフスタイル・ビジネススタイルが浸透し、地域の特性を活かした太陽光、風力等の再生可能エネルギーや水素エネルギーの活用、森林の適正管理が進む等、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出削減と吸収源に関する対策(緩和策)が進んだ社会。
- 集中豪雨等の自然災害に備えたインフラ整備や、高温に強い農作物の品種開発・普及等の対策(適応策)が進み、気候変動の影響による被害を防止・軽減することにより、迅速に回復できる社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進捗
再生可能エネルギー発電設備導入容量	269 万kW 令和２(2020)年度	405 万kW 令和８(2026)年度	338 万kW 令和6(2024)年度
家庭(1世帯当たり)におけるエネルギー消費量※	26.9 GJ／世帯 平成 30(2018)年度	23.3 GJ／世帯 令和８(2026)年度	30.4 GJ／世帯 令和４(2022)年度
事業所(床面積当たり)におけるエネルギー消費量※	1.13 GJ／㎡ 平成 30(2018)年度	1.04 GJ／㎡ 令和８(2026)年度	1.13 GJ／㎡ 令和４(2022)年度
公共建築物等における木材利用量	累計 46,227 ㎥ 令和２(2020)年度までの５年間	累計 55,000 ㎥ 令和８(2026)年度までの５年間	累計 33,975 ㎥ 令和６(2024)年度までの３年間

※GJ(ギガジュール):J(ジュール)はエネルギーの単位。1GJ は、エアコン１台(2020 年式、冷暖房兼用、冷房能力 2.8kW)の１年間の消費電力量(815kW)の約 1/3 に相当する。

第１節　地球温暖化問題の現状

【環境保全課】
〔地球温暖化対策推進法、気候変動適応法〕

地球温暖化は、私たち人間の活動によって排出される二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの増加によって引き起こされます。世界の年平均気温は、100 年あたり 0.76℃の割合で上昇しており、大きな社会問題となっています。

1　地球温暖化問題の概要

工業化以降、人為起源の二酸化炭素やメタン等の温室効果ガスが大量に排出されることで、地球温暖化がもたらされています。特に二酸化炭素は、化石燃料の燃焼などによって膨大な量が排出されており、今世紀末の世界平均気温は、令和32(2050)年頃に二酸化炭素排出量が正味ゼロとなるシナリオでも、産業革命以前に比べ 1.0～1.8℃上昇すると予想され、最も温室効果ガス排出量が多いシナリオでは3.3～5.7℃上昇する可能性が非常に高いとされています。

また、近年、世界各地で人類がこれまでに経験したことがない異常気象による災害が発生し、本県においても平成29年7月九州北部豪雨をはじめ、大規模な水害が頻発しています。地球温暖化は、気象災害だけでなく熱中症の増加、農作物の品質低下、動植物の生態系の変化など、様々な分野で影響をもたらしています。生態系の崩壊が進み、人と野生動物の生存領域が近接することで、新たな人獣共通感染症が発生するおそれもあることから、ワンヘルスの観点からも地球温暖化対策は重要な課題です。

このような気候変動の影響に対処するため、温室効果ガスの排出削減や吸収源に関する対策(緩和策)とともに、気候変動の影響を防止・軽減する対策(適応策)に積極的に取り組むことが求められています。

緩和と適応

【出典:中央環境審議会 第129回地球環境部会資料(環境省)】

気候変動の影響

分野	予測される気候変動の影響
農林水産業	米の収量・品質の低下(白未熟粒の発生、一等比率の低下) 水ストレス増大によるスギ林の衰退 マアジ等の回遊性の浮魚類の分布や漁獲量の変化
水環境・水資源	水温の上昇、無降水・少雨が続くこと等による渇水の発生
自然生態系	ニホンジカの生息域の拡大、低温性の種から高温性の種への遷移
自然災害・沿岸域	短時間強雨の発生頻度の増加などに伴う水害の頻発化・激甚化 海面上昇や高潮等による浸水被害の拡大 土石流や地すべり等の発生頻度の増加や規模の拡大
健康	熱中症搬送者数の増加、暑熱による高齢者への影響
産業・経済活動	企業の生産過程、生産物の販売、生産施設の立地などへの直接的、物理的な影響
国民生活・都市生活	大雨、台風、渇水等による各種インフラ・ライフラインへの影響 都市域でのより大幅な気温の上昇

【「気候変動影響評価書」(環境省)、「気候変動の影響への適応に向けた将来展望」(農林水産省)を参考に県作成】

2　国内外の動向

(1) 国際的な動向

平成27(2015)年にパリで開催された国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)では、令和2(2020)年以降の温室効果ガスの排出量削減等に先進国・途上国の区別なく、全ての締約国が参加して取り組むことに合意した、新たな国際枠組であるパリ協定が採択され、「平均気温上昇を産業革命以前に比べ2℃未満に抑え、1.5℃以下に抑える努力をする」ことが世界共通目標とされました。

平成30(2018)年には、気候変動に関する政府間パネル(IPCC)が「1.5℃特別報告書」をとりまとめ、地球温暖化を 1.5℃に抑制するためには、二酸化炭素排出量が令和12(2030)年までに45%削減され、32(2050)年頃には正味ゼロに達する必要があること等が示されました。

令和 3(2021)年には、米国主催の下で気候サミットが開催され、参加各国が 12(2030)年を目標年とする「自国の貢献する決定(NDC)」のさらなる引上げや、脱炭素化に向けた取組を発表し、世界の脱炭素化に向けた国際協調を呼びかけました。

また、IPCC が公表した「第 6 次評価報告書第1作業部会報告書」では、温暖化は人間の影響であることは「疑いの余地がない」こと、たとえ 1.5℃の気温上昇であっても高温などの極端現象の頻度や強度が増加することなどが示されました。

令和 5(2023)年に IPCC が公表した「第 6 次評価報告書統合報告書」では、地球温暖化を 1.5℃や 2℃に抑制するためには、2050 年代初頭及び 2070 年代初頭に、世界全体でネットゼロを達成する必要があることが示されました。

また、COP28(令和 5(2023)年, ドバイ)では、パリ協定下の世界全体の気候変動対策の進捗状況を評価するグローバル・ストックテイクが初めて実施され、日本が主張してきた、1.5℃目標達成のための全ての国による緊急的な行動の必要性が強調されたほか、令和 7(2025)年までの世界全体の排出量ピークアウト、全ての温室効果ガスを対象とした排出削減目標策定、世界全体での再エネ 3 倍・エネルギー効率改善率 2 倍、エネルギーシステムにおける化石燃料からの移行、持続可能なライフスタイルへの移行等が決定されました。

(2) 国内の動向

我が国は、パリ協定に基づき、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、平成28(2016)年度に「地球温暖化対策計画」を閣議決定し、温室効果ガス排出量を令和12(2030)年度までに基準年度(2013 年度)比で26%削減する目標を掲げました。

平成30(2018)年度には、「気候変動適応法」の施行により、適応策が法的に位置づけられ、関係者が一丸となって適応策を強力に推進するため、「気候変動適応計画」が策定されました。

令和元(2019)年度には、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が閣議決定され、今世紀後半のできるだけ早期に脱炭素社会の実現を目指すことが掲げられました。

令和2(2020)年度には、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。

令和3(2021)年度に開催された気候サミットにおいて、「2030年度の温室効果ガス排出を2013年度から46%削減することを目指す。さらに 50%の高みに向け、挑戦を続ける」ことが表明されました。これを受け、地球温暖化対策推進法が改正、公布され、「地球温暖化対策計画」や、「気候変動適応計画」、エネルギー需給に関する国の中長期的政策の基本指針である「エネルギー基本計画」、経済と環境の好循環につなげるための産業政策である「2050 年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」が改定されました。

令和 4(2022)年度には、エネルギー安定供給の確保が世界的に大きな課題となる中、GXの実現を通して、2030 年度の温室効果ガス46%削減や 2050 年ネット・ゼロの国際公約の達成を目指すとともに、安定的で安価なエネルギー供給につながるエネルギー需給構造の転換の実現、さらには、我が国の産業構造・社会構造を変革し、将来世代を含む全ての国民が希望を持って暮らせる社会を実現すべく、「GX 実現に向けた基本方針」が閣議決定されました。

令和 5(2023)年度には、「GX 実現に向けた基本方針」に基づき、国際公約達成と我が国の産業競争力強化・経済成長の同時実現に向けて、巨額の GX 投資を官民協調で実現するため、「脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律(GX 推進法)」が公布されたほか、脱炭素電源の利用促進を図りつつ、電気の安定供給を確保するため、「脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律(GX 脱炭素電源法)」が公布されました。

また、GX 推進法に基づき、エネルギー安定供給の確保に向け、徹底した省エネに加え、再エネや原子力などのエネルギー自給率の向上に資する脱炭素電源への転換など GX に向けた脱炭素の取組を進めるとともに、GX の実現に向け、「GX 経済移行債」等を活用した大胆な先行投資支援、カーボンプライシングによるGX 投資先行インセンティブ、新たな金融手法の活用などを含む「成長志向型カーボンプライシング構想」の実現・実行を行うため、「脱炭素成長型経済構造移行推進戦略」(GX 推進戦略)が閣議決定されました。

令和6(2024)年度には、ロシアによるウクライナ侵攻(2022 年)により改めて顕在化したエネルギー需給構造上の課題やDX・GXの進展に伴う電力需要の増加等を踏まえ、エネルギー安定供給・経済成長・脱炭素を同時に実現するためのエネルギー政策の将来像として、「第7次エネルギー基本計画」が閣議決定されました。

3　日本の温室効果ガスの排出状況

平成 23(2011)年に発生した東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故以降は、我が国のエネルギーを巡る環境が大きく変化し、原子力発電所停止による火力発電所の稼働増によって発電の際に発生する二酸化炭素が増加することとなりました。

また、「地球温暖化対策計画」の改定を閣議決定し、世界全体での 1.5℃目標と整合的で、2050年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な路線にある野心的な目標として、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを 2013年度からそれぞれ 60%、73%削減する目標を掲げました。

日本の令和 5(2023)年度の温室効果ガス総排出量※は、約10億1,700万トンであり、基準年の平成 25(2013)年度比で27.1%減少(前年度比4.2%減少)しています。

基準年から減少した主な要因は、省エネ意識の高まりや高効率設備の導入等によるエネルギー消費量が減少したこと、再生可能エネルギーの導入拡大や原発の再稼働等に伴う電力由来の二酸化炭素排出量が減少したことなどが考えられます。

※二酸化炭素換算量。以下同じ。

日本の温室効果ガス排出量

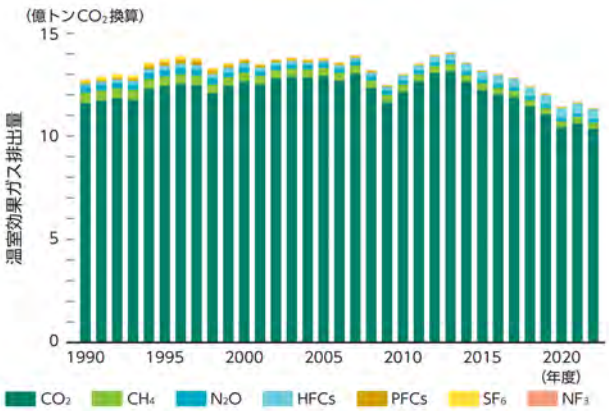

資料：環境省

第２節　総合的な地球温暖化対策の推進

【環境保全課】
〔地球温暖化対策推進法、気候変動適応法〕

本県では、福岡県地球温暖化対策実行計画(第2次)に基づき、エネルギー、家庭、業務、産業などあらゆる部門において、県民や事業者、行政といった全ての主体と連携し、地球温暖化対策を総合的・計画的に推進しています。

1　福岡県地球温暖化対策実行計画

本県は、令和3(2021)年度に、国内外の動向、福岡県の温室効果ガス排出量の将来予測やエネルギーの需給見通しを踏まえ、地球温暖化対策推進法第 21 条に基づく「地方公共団体実行計画(区域施策編)」、気候変動適応法第 12 条に基づく「地域気候変動適応計画」に位置づける「福岡県地球温暖化対策実行計画」の改定を行いました。

この計画では、令和32(2050)年度までに本県の温室効果ガス排出の実質ゼロ、すなわち2050 年カーボンニュートラルの達成を目指し、12(2030)年度の温室効果ガス排出量を平成 25(2013)年度比 46%削減することを目標に掲げ、温室効果ガスの排出削減や吸収源に関する対策である「緩和策」と気候変動の影響を防止・軽減する対策である「適応策」を総合的・計画的に推進することとしています。

福岡県地球温暖化対策実行計画（第２次）の施策体系

温室効果ガスの排出削減と吸収源対策(緩和策)	温室効果ガスの排出削減		
		再生可能エネルギー等の導入拡大・利用促進	再生可能エネルギーの導入の促進
			再生可能エネルギーの利用の促進
			水素エネルギー利活用の推進
		省エネルギー対策の強化	運輸(自動車)における取組
			家庭における取組
			オフィスビル・店舗・中小企業の工場等における取組
			公共施設における取組
			農林水産業における取組
			脱炭素型の都市・地域づくりの推進
		温暖化対策に資する取組の促進	循環型社会の推進
			環境教育の推進
			国際環境協力の推進
		CO_2 以外の温室効果ガス排出削減の推進	
	吸収源対策		
		森林の保全	
		都市の緑化	
		二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用	
		農地土壌炭素吸収源対策	
気候変動の影響への適応(適応策)	農林水産業に関する対策		
	水環境・水資源に関する対策		
	自然生態系に関する対策		
	自然災害・沿岸域に関する対策		
	健康に関する対策		
	産業・経済活動に関する対策		
	県民生活・都市生活に関する対策		
	分野を横断した施策		

この目標を達成するためには、エネルギー、家庭、業務、産業などあらゆる部門において、積極的な取組を行う必要があることから、地球温暖化対策やエネルギー政策を全庁的に推進する「福岡県地球温暖化対策施策連絡調整会議」や「福岡県エネルギー政策推進本部」、「福岡県環境対策協議会」において、多岐にわたる地球温暖化対策の推進・進行管理に関する検討・調整を行うとともに、県内 6 か所に設置する「地域環境協議会」において、地域における取組を推進しています。

また、多様な主体との連携するため、環境審議会、環境県民会議、地球温暖化防止活動推進センター、気候変動適応センター等を活用しつつ、県民、事業者、国、市町村等との連携・協力により、計画の推進を図っています。加えて、地球温暖化対策に関するポータルサイト「ふくおかエコライフ応援サイト」(URL：https://www.ecofukuoka.jp)を運用し、補助金やセミナー等の支援メニュー、エコ活動に参加・登録できる制度、環境イベントなど、取組の参考となる各種情報を発信し、各主体における地球温暖化対策を促進しています。

2　福岡県地球温暖化対策実行計画の進捗状況

本県では、毎年度、取組の進捗状況の把握や、県内の温室効果ガス排出量の算定を行い、削減目標の達成状況を点検・評価するとともに、環境審議会、環境県民会議、省エネルギー推進会議に報告を行っています。

令和 4(2022)年度の本県温室効果ガス排出量は 4,648 万トンであり、基準年度の平成25(2013)年度比で 25.3%減少し、順調に推移しています。(関連:第1部第1章 表「福岡県の温室効果ガス排出量の推移」(4頁)参照)

福岡県の温室効果ガス排出量

（単位：万t-CO_2）

温室効果ガス排出区分	基準年度（2013年度）排出量	前年度（2021年度）排出量	現況（2022年度）		
			排出量	前年度比	基準年度比
合計	6,224	4,274	4,648	8.7%	▲25.3%
二酸化炭素	6,138	4,203	4,578	8.9%	▲25.4%
エネルギー転換部門（発電所等）	65	46	46	▲0.7%	▲28.8%
家庭部門	1,047	548	724	32.1%	▲30.8%
業務部門（商業・サービス・事業所等）	1,113	567	740	30.6%	▲33.5%
産業部門（工場等）	2,247	1,620	1,653	2.0%	▲26.4%
運輸部門（自動車・船舶等）	969	785	845	7.6%	▲12.8%
工業プロセス分野（セメント製造等）	613	555	488	▲12.0%	▲20.3%
廃棄物分野（一廃・産廃）	85	81	82	0.8%	▲3.2%
メタン	36	32	31	▲2.5%	▲14.8%
一酸化二窒素	42	32	32	0.1%	▲24.7%
代替フロン等4ガス（HFC、PFC、SF_6、NF_3）	7	8	7	▲12.1%	▲2.6%

また、各主体の進捗状況を把握しやすくするため、部門別の目標を設定しており、令和 4(2022)年度の本県の部門別二酸化炭素排出量は、基準年度の平成 25(2013 年)年度に比べ、家庭部門における1世帯当たりの排出量で36.9%減少、業務部門における事業所床面積当たりの排出量で 35.5%減少、運輸部門(自動車)における1台当たりの排出量で16.1%減少となっており、電力の排出係数※の影響を受けずに削減努力を正しく把握できるエネルギー消費量についても、家庭部門における1世帯当たりの消費量で 13.5%減少、業務部門における事業所床面積当たりの消費量で 9.2%減少となっています。

さらに、令和 6(2024)年度の再生可能エネルギー発電設備導入容量は、338万kW(目標:405万kW(8(2026)年度))となっており、5(2023)年度の一般廃棄物の総排出量は、1,673千トン(目標:1,681 千トン(7(2025)年度))となっています。

基準年度から温室効果ガス排出量が減少した主な要因は、国同様、省エネ意識の高まりや高効率設備の導入等により、エネルギーの高効率的利用が進んだこと、再生可能エネルギーの導入拡大や廃棄物が減少し焼却処理によって排出される二酸化炭素排出量が減少したことなどが考えられます。

福岡県における部門別温室効果ガス排出量及びエネルギー消費量の状況

温室効果ガス排出量の削減目標(2030 年度)			基準年度(2013 年度)	現況(2022 年度)	
区分		基準年度比	排出(消費)量	排出(消費)量	基準年度比
温室効果ガス排出量		▲46%	6,224 万 t	4,648 万 t	▲25.3%
エネルギー消費量		−	548 PJ	476PJ	▲13.1%
部門	部門別の削減目標※(2030 年度)		基準年度(2013 年度)	現況(2022 年度)	
	区分	基準年度比	排出(消費)量	排出(消費)量	基準年度比
家庭	(1 世帯当たり)CO_2排出量	▲69%	4.6 t	2.9 t	▲36.9%
	(同上)エネルギー消費量	▲37%	35.1 GJ/世帯	30.4GJ/世帯	▲13.5%
業務	(床面積当たり)CO_2排出量	▲60%	176.3 kg/m^2	113.6 kg/m^2	▲35.5%
	(同上)エネルギー消費量	▲20%	1.24 GJ/m^2	1.13 GJ/m^2	▲9.2%
運輸(自動車)	(1 台当たり)CO_2排出量	▲37%	2.63 t	2.21t	▲16.1%

※エネルギー消費量については、削減の目安

福岡県における再生可能エネルギー発電設備導入容量と一般廃棄物の総排出量の状況

目標	当初値	目標値	現況
再生可能エネルギー発電設備導入容量	269 万 kW(2020 年度)	405 万 kW(2026 年度)	338 万 kW(2024 年度)
一般廃棄物の総排出量	1,769 千トン(2018 年度)	1,681 千トン(2025 年度)	1,673千トン(2023 年度)

※1kWh 発電時に排出される二酸化炭素排出量。

第３節　温室効果ガスの排出削減（緩和策）

本県では、温室効果ガスの排出量を削減するため、再生可能エネルギー等の導入拡大・利用促進、家庭・事業者等における省エネルギー対策の強化、循環型社会の推進など温暖化対策に資する取組の強化、二酸化炭素以外の温室効果ガス排出量削減の推進に取り組んでいます。

1　再生可能エネルギーの導入促進

(1) 本県における再生可能エネルギーの導入状況

【総合政策課エネルギー政策室】

平成24(2012)年7月1日に再生可能エネルギー固定価格買取制度が施行されました。

本制度による認定を受けた県内の発電設備の導入容量は、令和 6(2024)年度末現在、全国第9位(約321 万 kW)となっています。

本県による推計では、令和 6(2024)年度末現在の再生可能エネルギー発電設備の導入容量は約338 万 kW となっており、8(2026)年度末までに405 万 kW とする県総合計画の目標達成に向け、今後も、再生可能エネルギーの更なる導入促進に向けた各種の取組を推進していきます。

再生可能エネルギー固定価格買取制度認定状況
（発電設備の導入容量（運転開始済み分））

順位	都道府県名	導入容量
1	茨城県	5,197,707 kW
2	北海道	4,411,258 kW
3	福島県	4,304,227 kW
4	愛知県	4,070,911 kW
5	千葉県	3,844,162 kW
9	**福岡県**	3,212,978 kW

(令和 6(2024)年度末現在)
【出典:資源エネルギー庁資料(FIT 導入容量)から県作成】

再生可能エネルギー発電の種類		福岡県内の再生可能エネルギー発電設備の導入容量 導入容量(kW)		
		令和4年度末	令和5年度末	令和6年度末
太陽光発電	10kW 未満(住宅用)	664,173	707, 311	754, 590
	10kW 以上(非住宅用)	1,848,942	1,943,649	1,976,574
風力発電		38,736	39,585	39,585
水力発電		25,734	26,711	26,761
地熱発電		0	0	0
バイオマス発電(※)		508,199	560,227	583,763
合計		3,085,783	3,277,483	3,381,273

【県における推計値(資源エネルギー庁資料(FIT 導入容量)等を基に独自に推計)】
※廃棄物発電含む。また、導入容量については、設備容量にバイオマス比率を乗じて算出。
※端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

(2) 再生可能エネルギーの普及に向けた取組

【総合政策課エネルギー政策室、環境保全課】

ア　本県における率先導入

地域におけるエネルギー問題への意識改革を進め、地域の資源や特性を活かした再生可能エネルギーの導入を県内各地に拡げるため、県有施設への再生可能エネルギーの導入を率先して進めています。

これまでに、水力発電設備を5か所（計14,600kW)に導入したほか、県有施設85か所(計 1,520kW)に太陽光発電設備等を導入してきました。

イ　ペロブスカイト太陽電池の県有施設への率先導入

環境省の補助事業を活用し、ペロブスカイト太陽電池を指定避難所に導入します。

また、指定避難所への設置を予定していることから、停電時の電力供給を可能とするため、蓄電池を併せて導入します。

ウ　ペロブスカイト太陽電池等の普及拡大に向けた実証支援

ペロブスカイト太陽電池等※の普及拡大に向け、将来の拡張性が高い場所での実証に要する経費を補助します。

※今後普及が見込まれる技術を用いており、「薄い、軽い、曲げられる」等の特徴をもった次世代型太陽電池をいう。

ペロブスカイト太陽電池

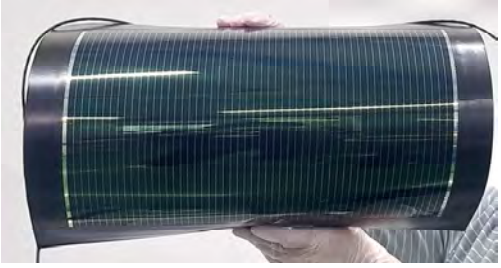

エ　共同購入による家庭や企業での太陽発電設備等の導入促進

令和6(2024)年度から、家庭や企業における脱炭素化を推進するため、スケールメリットにより太陽光発電設備等の購入費用を低減する共同購入の仕組みを活用して、太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進しています。

共同購入の枠組み

オ　再生可能エネルギーの導入支援

本県では、平成 28(2016)年度から、県内の民間事業者等を対象に、専門的な知識や豊富な経験を有する人材を派遣し、課題解決を図ることにより再生可能エネルギーの導入等を支援する「福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣事業」を実施しています。

再生可能エネルギー導入支援
アドバイザー派遣事業の概要

1.対象者
　県内に事業所を有する民間事業者、市町村、自治会、NPO法人等
2.対象事業
　①再生可能エネルギーの導入検討
　②既に導入している再生可能エネルギー設備のメンテナンス、安全対策の検討
3.対象分野
　①太陽光発電、②小水力発電、③風力発電、④バイオマス発電・熱利用、⑤地中熱利用、⑥蓄電池
4.利用料
　無料(1 案件につき原則 2 回まで)

さらに、本県では、分散型エネルギーに関する総合相談窓口を開設し、民間事業者等からの再生可能エネルギー導入に関する各種相談に対応しています。

加えて、県有財産の有効活用を図るとともに、民間活力による再生可能エネルギー導入を促進するため、県有未利用地や学校など県有施設の屋根を民間事業者に貸し付け、太陽光発電設備を整備する取組を行っています。

カ　エネルギーに関する情報発信

本県では、ホームページ「ふくおかのエネルギー（福岡県エネルギー総合情報ポータルサイト）」において、エネルギーに関する公募・助成情報や、セミナー・イベント開催情報などを発信しています。

エネルギーに関する最新情報については、ホームページ「ふくおかのエネルギー」（URL：https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokaenergy.html）で御確認ください。

キ　コージェネレーションの導入促進

コージェネレーション（熱電併給システム）とは、天然ガスや石油、LPガス等を燃料として発電を行い、その際に生じる廃熱も回収し、給湯や冷暖房などに有効利用するシステムであり、エネルギーを最も効率的に活用することができる方法の一つとされています。

本県では、システムの特長や、最新の技術・導入事例、国や県の導入支援制度などを紹介する民間事業者向けのセミナーを開催するなど、コージェネレーションの普及に向けた取組を推進しています。

コージェネレーションの仕組み

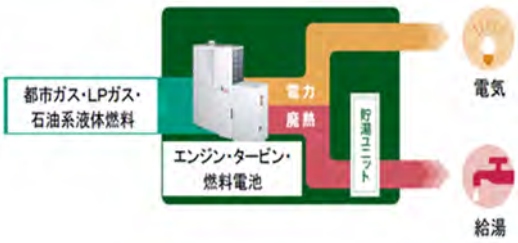

(3) エネルギー対策特別融資制度の運用

【総合政策課エネルギー政策室】

民間事業者においては、「電力コストの上昇」や「原油・原材料価格の高騰」などが経営上の懸念事項となっています。生産コストの低減や産業競争力の強化を図る観点からも、省エネルギー設備や再生可能エネルギー設備の導入が必要とされていますが、その導入に当たって多額の費用を伴うことが課題となっています。

このような現状を踏まえ、本県では、24の取扱金融機関及び信用保証協会と連携して、中小企業者を対象とした「福岡県エネルギー対策特別融資制度」を運用しています。

福岡県エネルギー対策特別融資制度の概要

1. 融資対象者
   県内に事業所を有する中小企業者
2. 融資対象設備等
   省エネルギー設備
   再生可能エネルギー設備
   コージェネレーション、
   エネルギーマネジメントシステム、蓄電池
   建築物の省エネ改修　など
   （県内に設置する場合に限る）
3. 融資限度額
   再生可能エネルギー設備：2億円以内
   その他の設備等　　：1億円以内
4. 融資期間
   再生可能エネルギー設備：15年以内
   その他の設備等　　：10年以内
5. 融資利率
   1.1～1.3%
6. 保証料率
   0.13～1.56%

(4) カーボンニュートラルポートの取組

【港湾課】

脱炭素社会の実現に貢献するため、県は苅田港・三池港において「カーボンニュートラルポート（CNP）」の形成を目指し、地元企業や国、県、市町などで構成する協議会を開催しています。

今後は、脱炭素化に配慮した港湾機能の高度化、水素・アンモニア等の利活用及び、それらの受入環境の整備など官民一体となり、脱炭素化に関する取組について協議会で議論し、港湾地域の面的・効率的な脱炭素化を図ります。

2　再生可能エネルギーの利用の促進

【環境保全課、道路建設課】

公共施設において、再生可能エネルギーから発電した電力を率先して利用します。

また、事業者における再生可能エネルギーの利用を促進するため、ふくおかエコライフ応援サイトで再エネ電気小売業者に関する情報を発信しています。

さらに、道路管理における再生可能エネルギーの利用推進について検討しています。

3　水素エネルギー利活用の推進

【自動車・水素産業振興課】

本県では、利用時に CO_2 を排出しないエネルギーである水素の利用拡大に向け、令和 4 (2022)年 8 月に策定した「福岡県水素グリーン成長戦略」の柱の一つに、「水素利用の拡大」を掲げています。この戦略のもと、「福岡県水素グリーン成長戦略会議」では、商用車の脱炭素化を目指し燃料電池商用車の普及促進を図るため、燃料電池トラックを導入する県内運送企業向けの導入補助や燃料費補助、水素調達、関連技術・製品の導入等を目指す企業の相談にもワンストップで対応する「福岡県水素グリーンイノベーションサポート窓口」の運営といった、各種の支援策を実施しています。(戦略の詳細は第2章に掲載)

4　運輸における取組

(1) 電動車の率先導入

【環境保全課、循環型社会推進課】

福岡県環境保全実行計画(第5期改定版)の目標達成に向けて、新規導入・更新する公用車については、代替可能な電動車等がない場合を除きすべて電動車等とし、2030年度までに公用車を全て電動車等にすることとしています。

また、電動車の購入に活用できる「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の案内や、電動車を含む次世代自動車の購入等に利用できる「福岡県環境保全施設等整備資金融資制度(エコふくローン)」の運用により財政支援を行い、県内における次世代自動車の普及・促進に取り組みます。

(2) エコドライブの普及・促進

【環境保全課】

ふくおかエコライフ応援サイトや県ホームページで「急発進や急加速をやめる」「タイヤの空気圧を点検する」など、地球温暖化防止につなげる運転技術や心がけであるエコドライブの具体的な方法を示し、普及・促進を図っています。

(3) 交通の円滑化

【公園街路課、道路維持課、道路建設課、警察本部】

本県の都市活動における二酸化炭素排出量の約 2 割を運輸部門が占め、運輸部門のうち、約 9 割を自動車が占めている状況であり、二酸化炭素排出量の削減が求められています。

円滑な交通を確保し、排出ガスの抑制を図るため、以下の交通環境対策に取り組み、省エネルギー化を推進しています。

- 踏切での渋滞解消のための鉄道と道路の立体交差化
- 幹線道路をはじめとする体系的な道路ネットワークの整備
- 交差点の改良

警察本部交通管制センターでは、テレビカメラや車両感知器などにより、主要幹線道路の交通量や交通渋滞などの情報を収集するとともに、収集した情報をコンピューターで解析して信号機のコントロールを行うなど、交通状況に応じた最適な信号制御を行っています。また、渋滞情報や交通情報を交通情報板、ラジオ放送、カーナビゲーション、インターネット等を通じてドライバーに提供することにより、交通渋滞の軽減に取り組んでいます。

これらの対策により、

・交通渋滞による車両の停止回数が少なくなるため停止中や発進時に排出される排気ガスや騒音が減少する
・スムーズな車の流れを作ることにより走行時間が大幅に短縮する

など、エネルギーの省力化により、人・地球に優しい環境づくりを推進しています。

(4) 公共交通・自転車の利用促進

【交通政策課、道路建設課】

バスや鉄道などの公共交通は、輸送量当たりの二酸化炭素排出量が自家用車よりも少なく、自転車は、二酸化炭素を排出しないなど、ともに地球環境に優しい移動手段です。しかし、モータリゼーションの進展等により自家用車利用が増え、都市部での交通渋滞や、公共交通の利用減少によるバスや鉄道の減便などが発生しています。

本県では、国、市町村、交通事業者等と連携し、公共交通網の整備、公共交通利用促進の啓発活動、自転車の活用推進等に取り組んでいます。

〔主な取組〕

・路線バス、コミュニティバス(デマンド交通を含む)維持・確保のための補助
・第三セクター鉄道等への安全輸送設備整備等に対する補助
・公共交通利用促進キャンペーンの実施
・県ホームページでの情報提供
・自転車の活用推進
・自転車道や自転車通行帯の整備

(5) 道路・トンネル照明、信号機のＬＥＤ化

【道路維持課、警察本部】

道路照明及び信号機のLED化は、平成30(2018)年度に完了しました。トンネル照明のLED 化についてもほぼ完了しており、エネルギー効率の向上ひいては環境負荷の低減を図っています。

5 家庭における取組

【環境保全課】

(1) 福岡県地球温暖化防止活動推進センター

地球温暖化対策の普及啓発活動の拠点として、令和5(2023)年度から5年間、(一財)九州環境管理協会を「福岡県地球温暖化防止活動推進センター」(温防センター)に指定しています。温防センターでは、地球温暖化防止活動推進員等と連携し、以下の取組を行っています。

・ホームページや広報誌による情報発信
・県民等からの照会・相談への対応
・学習教材や啓発資材の作成・貸出
・各種講師の派遣
・地球温暖化防止活動推進員の活動支援
・うちエコ診断の実施
・環境家計簿の作成・普及
・温室効果ガス排出量の調査・算定

(2) 地球温暖化防止活動推進員

地域に密着した地球温暖化対策を進めるため、各市町村長からの推薦に基づき、福岡県地球温暖化防止活動推進員を委嘱しています。

家庭や地域における地球温暖化対策の取組を促進するため、現在、91名の推進員が県、温

地球温暖化防止活動推進員による街頭啓発活動

お祭りなどの地域のイベントで、クイズや実験を交えながら省エネ・節電を呼びかけたり、幼稚園や小学校へ講師として出向き、環境に関する講座を行ったりしています。

【推進員の活動紹介】https://www.ecofukuoka.jp/advice/4121.html

防センター、市町村と連携し、県内各地で以下の取組を展開しています。

・環境学習会・研修会等の開催
・児童・生徒等を対象とした出前講座
・市町村主催イベント等でのブース出展
・地域住民等からの相談対応

(3) 省エネルギー型ライフスタイルへの転換

家庭における地球温暖化対策を推進するため、省エネルギー・省資源に取り組む県民を「エコファミリー」として募集し、「九州エコファミリー応援アプリ(エコふぁみ)」の運用などを通じて活動の支援を行っています。(詳細は第2章に掲載)

また、ふくおかエコライフ応援サイトで取組の参考となる各種情報や、県内の環境イベント情報などについて掲載し、情報発信を行っています。

(4) 住宅の省エネルギー化

【環境保全課、住宅計画課】

本県では、脱炭素社会に資する住まいづくりの促進のため、新築住宅、既存住宅の省エネルギー性能の向上に向けて、ZEHなどの省エネ性能の高い住宅に関する情報発信や既存住宅の省エネリフォームの促進などの取組を行っています。

＜福岡未来づくり住宅普及促進事業＞

家庭における脱炭素化を一層進めるため、住宅の断熱性能向上とPPAによる太陽光発電設備の導入を行うハウスビルダー及び電力販売契約(PPA)事業者と協力し、ZEH基準を上回る省エネ住宅「福岡未来づくり住宅(モデル住宅)」を18戸建設しました。

また、モデル住宅より収集したデータを専門家協力のもと、電気料金の削減効果や健康への影響等について分析・検証を行い、県民へPRします。工務店などが建主に対して省エネ住宅を提案しやすく受注しやすい整備環境を図ることで、省エネ住宅の普及を推進します。

＜住宅情報提供推進事業＞

県民の住宅における環境負荷低減の必要性の理解を深めるため、「生涯あんしん住宅」において省エネ性能や創エネ機器について展示し、効果的な活用に関する技術や効果に関する情報提供を進めています。

＜太陽光発電設備等共同購入推進事業＞

令和6(2024)年度から、スケールメリットにより太陽光発電設備等の購入費用を低減する共同購入の仕組みを活用して、太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進しています。

令和6(2024)年度は155世帯が共同購入に参加しました。

(5) J－クレジットを活用した温暖化対策の推進

令和6(2024)年度から、国が認証する「J－クレジット制度」を活用して、二酸化炭素排出削減量のとりまとめや排出量取引を行い、その収益を地球温暖化対策に資する取組に活用するため、「福岡カーボンクレジット倶楽部」を開設し、参加者の募集を行っています。

6 事業所における取組

(1) 省エネルギー型ビジネススタイルへの転換

【環境保全課】

事業所における地球温暖化対策を推進するため、省エネルギー・省資源に取り組む事業所を「エコ事業所」として登録し、活動に役立つ情報の提供などの支援を行うほか、環境マネジメントシステムである「エコアクション 21」の認証取得を支援しています。(詳細は第2章に掲載)

(2) 福岡省エネルギー推進会議と連携した中小企業等の脱炭素化促進

【環境保全課】

平成 22(2010)年度に県内中小企業等による省エネルギーの取組を促進する事業の実施を通じて、地球温暖化防止及び企業振興に貢献することを目的として、省エネ技術等保有企業、事業者団体及び行政機関等で構成する「福岡県省エネルギー推進会議」を設置しました。

以下の事業を県と共同で実施し、中小企業等のエネルギーコストの低減や温室効果ガス排出量の削減を推進しています。

ア　省エネルギー相談事業

省エネルギー型設備・機器の導入又は現有設備の運用改善を検討している中小企業等の相談に応じ、運用面・投資面での助言や提案を行うことにより、中小企業の省エネルギー対策の促進を図るため、省エネルギーに関する無料の相談窓口を開設しています。

必要に応じて専門家を派遣し、現地相談を行っており、令和 6(2024)年度は 91 件の省エネ診断を実施しました。

イ　脱炭素化人材育成事業

県内事業者を対象に、企業の経営層・経営スタッフを対象に環境経営に取り組むメリットや先進企業の事例紹介を行う講座、各種機器・設備の運用改善手法等に関する技術者向け講座、国が実施する省エネ補助金の紹介や申請に向けた準備のポイントなどを解説する講座といった脱炭素に関する各種講座等を開催するほか、優れた ZEB(ネット・ゼロ・エネルギー・ビル)の取組を行っている企業の現地視察等を実施し、脱炭素に係る人材の育成を支援しています。

講座の様子

ウ　太陽光発電設備等共同購入推進事業

スケールメリットにより太陽光発電設備等の購入費用を低減する共同購入の仕組みを活用して、太陽光発電設備や蓄電池の導入を促進しています。

エ　中小企業脱炭素経営推進事業

脱炭素経営の普及を推進するため、令和 7(2025)年度から、県内中小企業を対象に、温室効果ガス排出量の算定、削減目標の設定、省エネ・再エネ設備の導入計画(脱炭素経営計画)策定を支援しています。

(3) 病院及び診療所の省エネルギー化の促進

【医療指導課】

病院及び診療所における地球温暖化対策の取組を推進し、省エネルギー化を促進するため、温室効果ガス総排出量の削減が見込まれる設備整備を実施する病院及び診療所に対し助成を行っています。

7　公共施設における取組

【環境保全課】

(1) 福岡県環境保全実行計画の概要

本県では、県自らが一事業者として環境保全に配慮した行動を行い、環境負荷の低減に取り組むため「福岡県庁環境保全行動計画」を策定し、平成 10(1998)年度から知事部局で取組を開始しました。その後、対象機関を県の全機関に拡げた「福岡県環境保全実行計画」を策定、第2期～第5期に渡って取組を推進しました。さらに令和 4(2022)年3月には、引き続き県自らが、地球温暖化対策等に率先して取り組んでいくため、第5期計画を改定しました。

(2) 福岡県環境保全実行計画の実績

第5期計画については、令和6(2024)年度の実績を下表にまとめています。

令和6(2024)年度の実績は、県有施設における LED 照明の導入や、公用車の電動車への買い替え等、省エネの進展によるエネルギー消費量の減少から、温室効果ガス総排出量は、基準年度比で 16.0%減少となりました。

(3) 計画推進に向けた取組

本県では、目標達成に向け、新築及び既存の県有施設への太陽光発電設備の導入、省エネルギー改修等を重点的に取り組むこととしています。

令和 7(2025)年度は、県有施設への太陽光発電設備の設置及び省エネ改修を 29 施設(施工・設計)で実施します。加えて、太陽光発電設備の導入を加速するため、7(2025)年度末までに設計・施工一括発注方式により 32 施設の整備を実施していきます。更新を迎える公用車について、電動車 96 台を導入します。

このような取組により県自ら率先して、脱炭素化を推進していきます。

環境保全実行計画　令和 6 (2024) 年度実績

重点取組項目	令和 6 年度実績	令和 6 年度増減率(平成 25 年度比)	令和 12 年度目標増減率(平成 25 年度比)
温室効果ガス総排出量 (kg-CO_2)	100,045,699	-16.0	-32%
電気使用量 (kWh)	132,270,499	-6.0	-32%
都市ガス使用量 (㎥)	2,956,809	24.3	-32%
LPG・LNG使用量 (kg)	177,394	-12.5	-32%
A重油使用量 (L)	558,243	-66.4	-32%
軽油使用量 (L)	554,607	-46.2	-32%
灯油使用量 (L)	649,223	-36.9	-32%
ガソリン使用量 (L)	3,986,849	-35.7	-32%

※基準年度は原則、平成 25 年度(指定管理者分の基準年度は平成 27 年度であり、基準年度比についてはその分反映済み。)
※温室効果ガス総排出量は、取組の成果を適切に把握するために基準年度(平成 25 年度)の排出係数を用いて算定。

8　農林水産業における取組

(1) 木質バイオマスのエネルギー利用の促進

【林業振興課】

本県では、化石燃料の代替資源として間伐材等に由来する木質チップを利用するため、木材チッパーや木質バイオマスボイラーの導入を推進しています。

令和6(2024)年度は、木質バイオマス発電を検討する事業者や既存事業者に対して、燃料調達に関する助言等を行いました。

(2) 農林水産物の地産地消

【食の安全・地産地消課】

地産地消は、輸送にかかるエネルギーの削減など環境負荷低減にも寄与します。本県では、地産地消を推進するため、積極的に県産農林水産物を利用し、農林水産業を応援する「ふくおか農林漁業応援団」づくりを実施しています。(詳細は第3章に記載)

9　脱炭素型の都市・地域づくりの推進

(1) 集約型の都市づくりの推進

【都市計画課】

人口減少・少子高齢化や自然災害の激甚化・頻発化、新型コロナウイルス感染症を契機としたライフスタイルの変化などに対応するために、多様な世代が快適で魅力ある都市生活を身近なまちなかで送ることができる都市づくりが求められています。

本県では、広域的な観点からの都市づくりの基本的な方針や、持続可能な都市づくりを推進するための戦略を示す「福岡県都市計画基本方針」(令和7(2025)年10月改定)に基づき、豊かで暮らしやすい「集約型の都市づくり」を推進しています。集約型の都市構造が進むと、自動車での移動に伴う CO_2 排出量の削減などが見込まれます。集約型の都市づくりに向けて具体の市町村の都市計画の

策定や立地適正化計画の策定等の取組に対し、情報提供や技術的助言を行っています。

(2) 建築物・住宅の省エネルギー化、長寿命化の促進

ア　建築物の省エネルギー化の促進

【建築指導課】

〔建築物省エネ法、エコまち法〕

我が国における全エネルギー消費量のうち、3 割以上を建築物部門が占めており、産業、運輸部門が減少する中、建築部門の増加が著しいため、省エネ対策の強化が求められています。

本県では、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（以下「建築物省エネ法」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律（以下「エコまち法」という。）の施行を通して、建築物における省エネルギー化の促進を図っています。

＜規制的措置＞

建築物省エネ法により、原則全ての建築物の新築・増改築については、省エネ基準の適合が義務化されています。

この規制的措置を円滑に施行するため、申請者等に対し、制度や評価方法、適合基準等についての説明や、省エネ性能を向上させる省エネ計画の作成方法についての指導・助言を行っています。

＜誘導的措置＞

建築物省エネ法及びエコまち法に基づき、建築物の新築計画が省エネ基準をより向上させた基準に適合しているかについて、審査・認定業務を行っています。また、認定された計画については、建築行為が正しく行われたか報告を求めるなど、確実な履行に取り組んでいます。

イ　住宅の省エネルギー化、長寿命化の促進

【住宅計画課】

地球環境保護と持続可能な社会の実現のため、限りある資源を有効活用する循環型社会の形成に寄与し、環境に配慮した住宅の供給促進が求められています。

本県では、長期優良住宅などの良質な住宅の供給促進、省エネルギー性など環境に配慮した住宅の普及促進や県産木材等を活用した木造住宅の普及などにより「良質な住宅ストックを将来世代に継承できる環境づくり」を目指しています。

＜長期優良住宅普及促進事業＞

長期優良住宅等の良質な住宅の供給促進のため、県内金融機関と提携し、一定の基準を満たした住宅を取得する方に向け、ローンの優遇制度「ふくおか型長期優良住宅ローン制度」を実施しています。

＜木造戸建て住宅性能向上改修促進事業＞

脱炭素社会実現のため、耐震改修と併せた省エネ改修を支援することで、住宅の省エネ化を促進していきます。

１０　温暖化対策に資する取組の促進

【環境政策課、循環型社会推進課】

環境に係る各分野において、温暖化対策にも有効な次のような取組を行っています。（詳細は各分野の章にそれぞれ記載）

温暖化対策にも有効な各分野の取組

分野	内容	詳細
環境教育	環境教育副読本 こどもエコクラブ	第3章
3R	福岡県食品ロス削減県民運動 ふくおかプラごみ削減キャンペーン	第5章
国際協力	アジア自治体間環境協力推進事業	第8章

１１　二酸化炭素以外の温室効果ガス排出削減の推進

【環境保全課、循環型社会推進課】

オゾン層は破壊しないものの強力な温室効果ガスである代替フロンについては、冷凍空調機器の冷媒用途を中心に使用されており、冷凍空調機器の廃棄時に加え、使用中においても経年劣化等により冷媒フロン類が機器から漏えいする可能性があるため、その排出抑制を進めることが必要です。

このため、フロン排出抑制法に基づき、フロン類の製造から廃棄までのライフサイクル全体にわたる包括的な対策が図られていますが、業務用冷凍空調機器の廃棄時における冷媒フロン回収率は4割程度に低迷しています。こうした状況を踏まえ、令和元(2019)年6月に同法が改正され、2(2020)年から業務用冷凍空調機器を廃棄する際の規制が強化されました。

県では、関係者に対し、法改正の周知を図るとともに、立入検査等によりフロン類の排出抑制に取り組んでいます。

また、ノンフロン製品本体の購入や買替えを支援する融資を行っています。

第４節　温室効果ガスの吸収源対策（緩和策）

本県では、大気中の温室効果ガスを吸収・固定するため、森林の保全、都市の緑化、二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用、農地土壌炭素吸収源対策に取り組んでいます。

1　森林の保全

【林業振興課】

森林は木材の供給や水源のかん養、土砂災害の防止といった機能を有しています。

本県では、こうした森林の持つ多面的機能の持続的発揮を図るため、間伐などの森林整備を推進しています。

令和6（2024）年度は、福岡県森林環境税を活用した強度間伐※等の取組により 1,203 haの森林整備が実施されました。

強度間伐※直後の林内

また、森林を県民共有の財産として守り育てていくため、福岡県森林環境税を活用し、県民自らが企画立案し、実行する森林（もり）づくり活動への支援を実施しています。

ボランティアによる植樹活動

2　都市の緑化

【林業振興課】

県有施設の緑化や、都市公園の整備を通じて、緑地の保全、創出及び地域緑化を推進しています。

令和6（2024）年度は、大牟田北高校や福岡県緑化センターにおいて、緑化木の植栽などを行い、緑地空間を整備しました。

3　二酸化炭素固定化のための県産木材の長期的利用

【林業振興課】

本県では、「福岡県内の建築物等における木材の利用の促進に関する方針」に基づき、公共及び民間建築物の木造・木質化を促進することとしています。

うきは警察署竹野駐在所の木造化に加え、浮羽工業高等学校校舎の木質化などを行いました。これにより、公共建築物等における木材利用量は、11,600m^{3}となりました。

公共建築物等における木材利用量

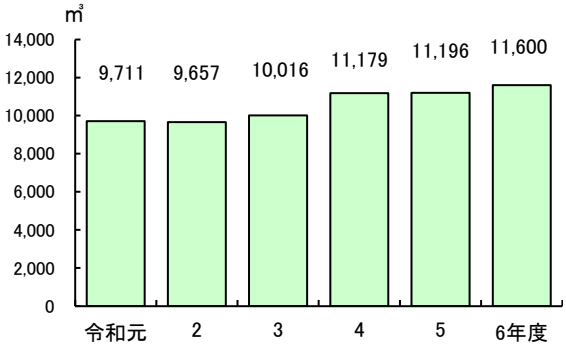

※強度間伐：間伐率をより高く設定した間伐。

4　農地土壌炭素吸収源対策

【食の安全・地産地消課】

堆肥等の有機物を土壌中に投入すると、それに含まれる炭素は微生物により分解され、一部は大気中に放出されますが、一部は土壌中に貯留され、二酸化炭素の排出抑制に寄与します。

本県では、化学肥料・化学合成農薬を原則5 割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動を支援する「環境保全型農業直接支払交付金」を活用するなど、その取組を支援しています。

農地・草地土壌の炭素収支モデル

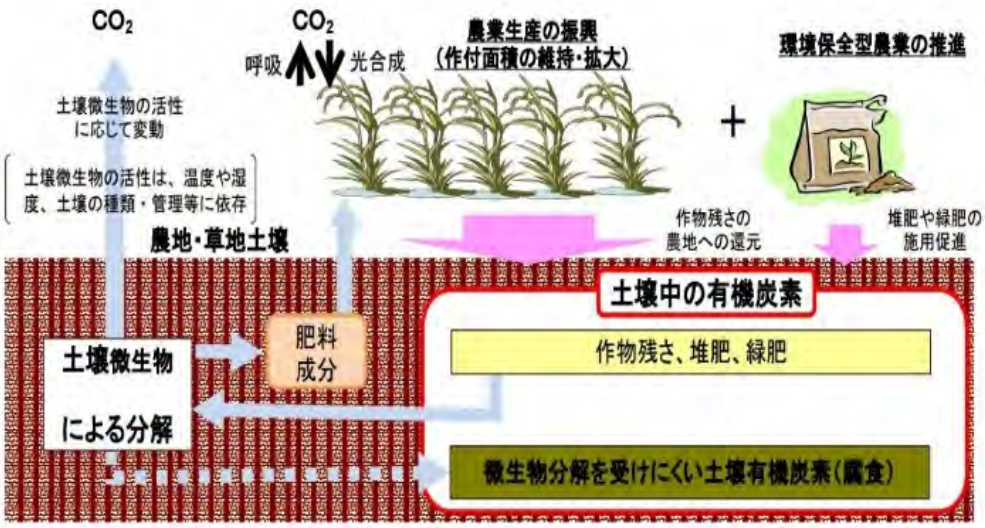

【資料：農林水産省「農業分野における気候変動・地球温暖化対策について」（平成 30 年 3 月作成版）】

第５節　気候変動の影響への適応（適応策）

本県では、気候変動の影響による被害を防止・軽減するため、高温に耐性のある農作物の品種開発や普及、治水・治山・砂防・道路防災などの自然災害対策等に取り組んでいます。

1　福岡県気候変動適応センター

【環境保全課】

令和元(2019)年度に、気候変動に関する情報の収集・発信拠点として、「福岡県気候変動適応センター」を設置し、国の気候変動適応センターや福岡管区気象台等と連携し、本県の地域特性に応じた気候変動の予測やその影響、適応策に関する情報を収集し、ホームページ等(https://www.lccac.pref.fukuoka.lg.jp/)で情報提供しています。

また、気候変動の影響や適応策について関係者と情報共有するとともに、専門家等の助言・提言により、福岡県における効果的な適応策の推進を図るため、「気候変動適応推進協議会」を開催しています。

FLCCAC
福岡県気候変動適応センター

2　農林水産業に関する対策

(1) 温暖化に対応した品種の開発

【農林水産政策課、水田農業振興課】

県農林業総合試験場では、競争力が高く、かつ気候変動に対応した新品種の育成に取り組んでいます。これまでに、高温に強い米の品種として、「元気つくし」、「実りつくし」を育成しました。導入実績(令和6(2024)年産)は、それぞれ、6,360ha(20%※)、310ha(1%※)となっています。今後も、米をはじめ果樹等の品目でも高品質で高温に強い特性を持つ品種の開発に取り組みます。

※（)内の割合は、令和6年産県内水稲作付面積 32,600ha に対する割合

(2) 気象情報に基づく技術対策情報の提供

【経営技術支援課】

農業は、大雨や少雨、 台風等の気象の影響を受けやすく、被害の発生が農家所得の減少に直結します。 そこで、本県では、気象情報を基に、必要に応じて技術対策情報を発出しています。

令和6(2024)年度は、「高温に伴う農作物等の技術対策」や「農作物等の寒害及び雪害の被害防止に向けた技術対策」など延べ8回の情報提供を行いました。

令和６年度に県内に発表した情報等の状況

発表月日	情報の名称
５月13日	高温に伴う農作物等の技術対策
６月27日	梅雨期の大雨に対する農作物等への技術対策
８月２日	長期間の高温に対する農作物等の技術対策
８月26日	台風10 号接近に伴う農作物等の技術対策
11 月１日	11 月２日にかけての大雨よる農作物等に対する技術対策
１月８日	農作物等の寒害及び雪害の被害防止に向けた技術対策
２月３日	農作物等の寒害及び雪害の被害防止に向けた技術対策
３月 18 日	農作物等の寒害及び雪害の被害防止に向けた技術対策

※農業者には、普及指導センター、JA 全農ふくれんなどを通じて情報提供

3　水環境・水資源に関する対策

【水資源対策課】

水の貴重さや水資源開発の重要性への理解、節水への意識を高めるための普及啓発として、国が定める「水の日」、「水の週間」に啓発物品の配布や中学生を対象にした水の作文コンクール等を実施しています。

また、雨水の利用について普及・啓発を行っており、これまで情報発信力のある拠点に雨水タンクや集水ネットを設置してきました。花壇や農作業に雨水を利用してもらうことにより、水資源の有効活用に対する県民の意識向上を図っています。

4　自然生態系に関する対策

(1) 生物多様性の現状の把握

【自然環境課】

生物多様性の現状や変化の状況を把握することは、生物多様性の保全の基盤となります。

このため、本県では希少種や外来種を含めた多様な生物の分布情報の調査・収集を行っています。福岡県アライグマ防除実施計画(令和6(2024)年3月策定)では、特定外来生物であるアライグマの生息状況推定分布図を公表しています。

福岡県アライグマ防除実施計画」におけるアライグマの生息状況推定分布

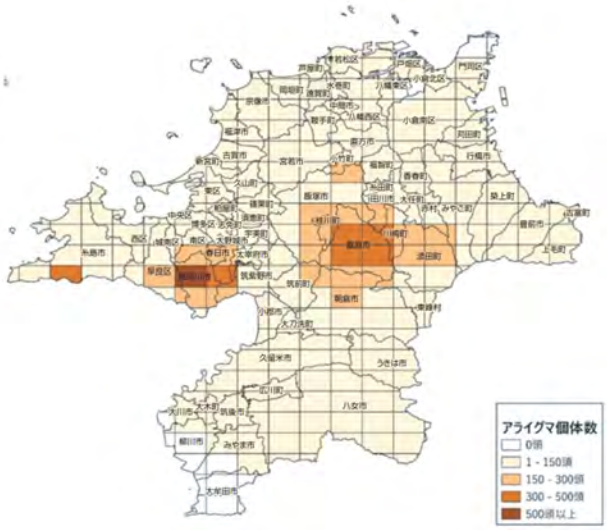

5　自然災害・沿岸域に関する対策

(1) 情報伝達手段の多重化の促進

【防災企画課、消防防災指導課】

災害時に、市町村が住民に必要な避難情報等を伝達するための情報基盤を整備するとともに、市町村が実施する伝達手段の多重化について助言等の支援を行っています。

(2) 自然災害対策

【農村森林整備課、道路維持課、河川管理課、河川整備課、港湾課、砂防課】

県民の生命と財産を守るため、治水、治山、砂防、道路防災などの自然災害対策を推進し、災害に強い県土づくりを進めます。

- 保安林及び治山施設(治山ダム等)の整備
- 公共インフラの防災対策
- 河道や堤防等の整備
- 海岸保全施設の整備
- 洪水・高潮・津波・土砂災害ハザードマップ等作成支援
- 砂防関係施設の整備

(3) グリーンインフラ・Eco-DRR

【自然環境課、県土整備企画課】

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。本県における社会資本整備や土地利用等についても、生態系ネットワークの保全・再生・活用、健全な水資源の循環など、グリーンインフラを活用した自然共生社会づくりの普及と導入の働きかけを進めます。

グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域を作る考え方が「生態系を活用した防災・減災(Eco-DRR)」であり、その普及と導入の働きかけを進め、広く啓発を行います。

6　健康に関する対策

(1) 熱中症予防の普及啓発・注意喚起

【健康増進課、私学振興課、環境保全課、体育スポーツ健康課】

「熱中症」は、高温多湿な環境に長くいることで、徐々に体内の水分や塩分のバランスが崩れ、体温調節機能がうまく働かなくなり、体内に熱がこもった状態を指します。屋外だけでなく屋内で何もしていないときでも発症し、救急搬送されたり、場合によっては死亡することもあります。

本県では、熱中症予防に関する留意点について、県ホームページや県広報紙への掲載、SNSによる発信等により、啓発を行っています。

また、「熱中症特別警戒アラート」発表時の情報伝達体制の整備や、指定暑熱避難施設(クーリングシェルター)及び涼み処の指定状況に関する情報発信も行っています。

このほか、県内学校の体育・スポーツ活動等における熱中症による事故を防止するための熱中症予防の普及啓発を継続して行っています。

(2) 蚊媒介感染症対策

【がん感染症疾病対策課】

デング熱等蚊媒介感染症は、主に、感染した人の血を吸った蚊に刺されることによって感染します。

本県では、デング熱等蚊媒介感染症の発生リスクを評価するために、訪問者が多く蚊の生息に適した場所で、媒介蚊の発生状況を継続的に観測する蚊のモニタリング調査を実施しています。

また、県ホームページやチラシ等を活用し、デング熱等蚊媒介感染症の予防やまん延防止の啓発を行っています。

(3) 光化学オキシダント等の注意喚起

【環境保全課】

地球温暖化との関係性が指摘されている光化学オキシダント等の濃度上昇時においては、大気汚染防止法に基づき注意報等を発令し、報道機関や県ホームページ、市町村等を通じて速やかに県民へ注意を呼びかけています。

7　産業・経済活動に関する対策

【中小企業振興課】

本県では、商工会議所、商工会が市町村と共同で作成する事業継続力強化支援計画の策定を促進しており、令和 6(2024)年度末時点で、56計画(67団体)を認定しています。

また、策定された計画に基づき、商工会等が実施する事業継続計画(BCP)作成支援のためのワークショップの開催や災害予防タスクチームの派遣に対し、補助金を交付することで、商工会等を通じて事業者の防災、減災意識の向上や事前対策の取組を支援しているところです。

8　県民生活・都市生活に関する対策

【水資源対策課水道整備室・下水道課】

災害時においても従前どおり水の使用を可能とするためには、水道と下水道の機能を確保することが重要です。

本県では、災害に強い上下水道施設を構築するため、市町村等の事業者が作成した上下水道耐震化計画に基づき、浄水場などの急所施設や避難所などの重要施設に接続する上下水道管路の耐震化を促しています。また、国、県、日本水道協会や日本下水道協会等の関係機関、代表自治体による連絡調整会議を設置し、関係者が一体となって被災自治体を支援する仕組みについて検討していきます。

第５章 循環型社会の推進

第5章では、循環型社会の推進の取組について掲載しています。
地球上の限りある資源を持続的に利用するためには、廃棄物を抑制し、資源の循環的な利用を進めていくことが必要です。本県では、3Rにおける啓発事業や資源循環利用に関する産業の育成、廃棄物の適正処理の確保などの政策を行っています。

◆目指す姿

- ○ 県民や事業者等の活動により、製品のライフサイクル全体での効果的･効率的な資源循環が進み、限られた資源が有効に利用される社会。
- ○ 環境に負荷をかけず、かつ有用性の高い先進的なリサイクルが行われている社会。
- ○ バイオマス等の再生可能な資源が活用され、二酸化炭素の排出量が減少するとともに、天然資源の消費量が減少している社会。
- ○ 技術開発の進展等により、県内の資源循環関連産業が活性化している社会。
- ○ 廃棄物の不法投棄がなく、適正に処理され、県民が快適に暮らせる社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進捗
一般廃棄物最終処分量	176 千トン 令和２(2020)年度	171 千トン以下 令和7(2025)年度	150 千トン 令和６(2024)年度
産業廃棄物最終処分量	510 千トン 令和元(2019)年度	526 千トン以下 令和7(2025)年度	586 千トン 令和5(2023)年度
食品ロス削減県民運動協力店･事業所(食べもの余らせん隊)登録数	1,192 店舗 令和２(2020)年度	1,500 店舗 令和8(2026)年度	2,424 店舗 令和６(2024)年度

第１節　資源の利用の状況

〔循環型社会基本法、廃棄物処理法〕

私たちの社会は、地球上の限りある資源の恩恵を受け成り立っています。この限りある資源を将来にわたって持続的に利用していくためには、不用物をできるだけ発生させない（Reduce：リデュース）、使えるものは繰り返し使う（Reuse：リユース）、再び資源として利用する（Recycle：リサイクル）の順番で取り組む、いわゆる「3R」を推進し、資源の消費を抑制することが重要です。

1　資源の利用の状況

【廃棄物対策課、循環型社会推進課】

環境省が作成する環境・循環型社会・生物多様性白書において、国内における物質フローが示されています。

下図は、平成12（2000）年度と令和4（2022）年度の国内における物質フロー（ものの出入り）を表したもので、図の左側は資源の投入、図の右側は利用・消費を示しています。また、図下部の帯は、利用・消費に伴い発生した廃棄物の一部が再生されて資源の投入側に戻る循環利用を示しています。

天然資源等投入量は、平成 12（2000）年度の 19 億 2,100 万トンから、令和 4（2022）年度には 11 億 6,200 万トンに削減されており、資源生産性（GDP/天然資源等投入量）は、平成 12（2000）年度の約 25.3 万円/トンから令和 4（2022）年度には約 47.5 万円/トンと向上しています。

また、循環利用量は、平成12（2000）年度の 2 億 1,300 万トンから、令和 4（2022）年度には 2 億 2,600 万トンに増加しており、投入側の循環利用率（循環利用量/（循環利用量＋天然資源等投入量））は、平成12（2000）年度の約10％から令和4（2022）年度には約16.3％に向上しています。

このことから、平成12（2000）年度に比べ、より効率的に資源が利用されていると言えます。

国内における物質フロー（資源採取・消費・廃棄等によるものの流れ）

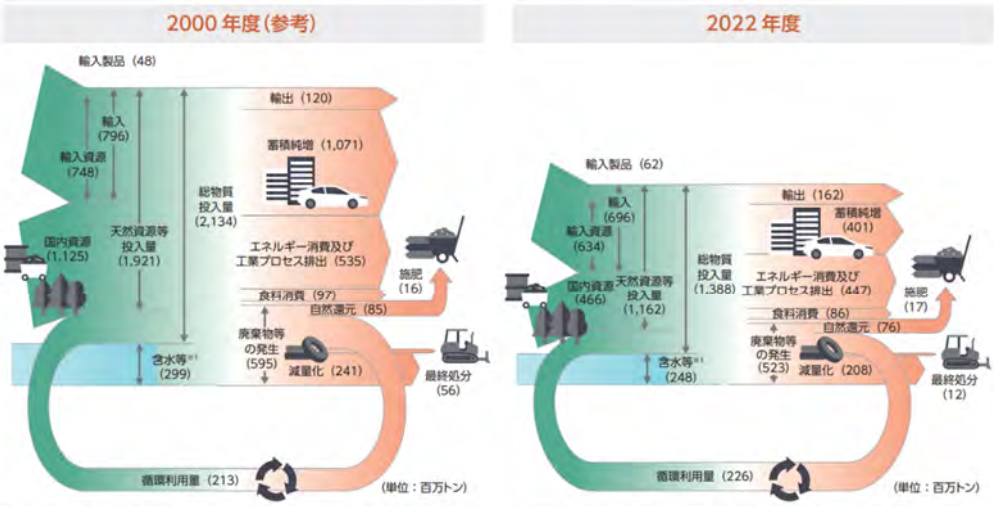

注：含水等：廃棄物等の含水等（汚泥、家畜ふん尿、し尿、廃酸、廃アルカリ）及び経済活動に伴う土砂等の随伴投入（鉱業、建設業、上水道業の汚泥及び鉱業の鉱さい）。
資料：環境省

【出典：令和７年版環境・循環型社会・生物多様性白書】

資源生産性の推移

【出典:令和７年版環境・循環型社会・生物多様性白書】

循環利用率の推移

【出典:令和７年版環境・循環型社会・生物多様性白書】

廃棄物の分類

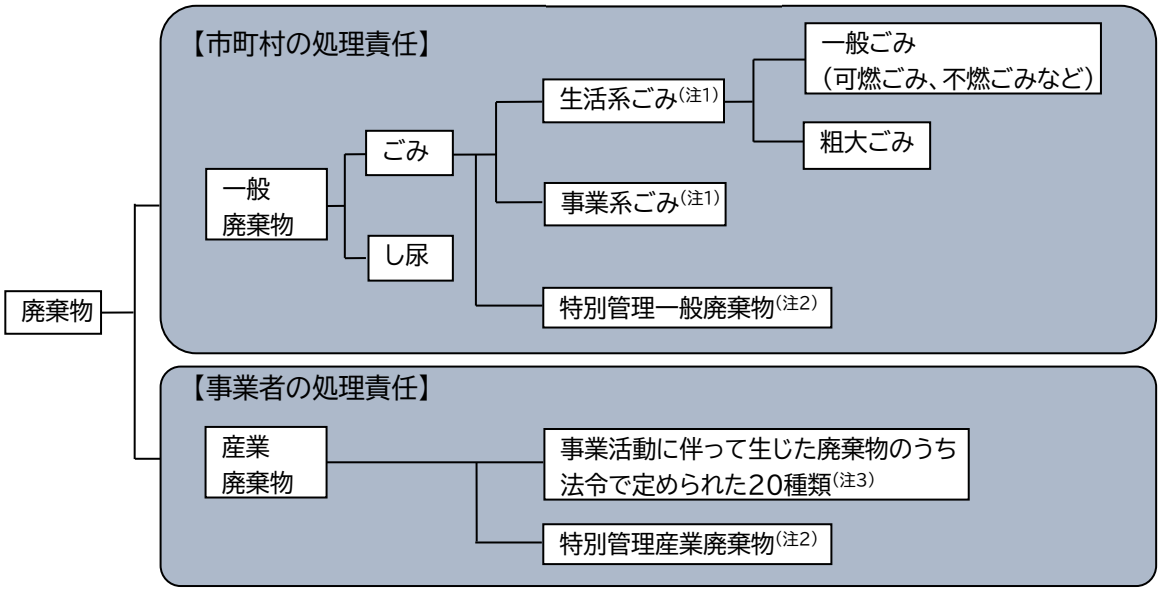

注１）「生活系ごみ」、「事業系ごみ」は排出元による分類で、一般家庭から排出されるごみを生活系ごみ、事業場から排出されるごみを事業系ごみと言います。
注２）「特別管理一般廃棄物」、「特別管理産業廃棄物」とは、一般廃棄物又は産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれがある性状を有するものです。
注３）表中の「法令で定められた 20 種類」とは、具体的には燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず(★)、木くず(★)、繊維くず(★)、動植物性残さ(★)、動物系固形不要物(★)、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、動物のふん尿(★)、動物の死体(★)、ばいじん、産業廃棄物処理物です。
(★)印は、対象となる業種が指定されているものです。

2　福岡県廃棄物処理計画の推進

【廃棄物対策課】

循環型社会を形成していくためには、まず、できる限り廃棄物の発生を抑制し、次に、廃棄物となったものについては、不適正処理の防止その他の環境への負荷の低減に配慮しつつ、再使用、再生利用、熱回収の順にできる限り循環的な利用を行う必要があります。

このような発生抑制及び循環的な利用を徹底した上で、なお利用できないものについては、適正に処理する必要があります。

このため、本県では、令和３(2021)年３月に策定した「福岡県廃棄物処理計画」に基づいて、7(2025)年度を目標年度として、廃棄物の発生抑制〔Reduce(ﾘﾃﾞｭｰｽ)〕、再使用〔Reuse(ﾘﾕｰｽ)〕、再生利用〔Recycle(ﾘｻｲｸﾙ)〕の推進などの施策に取り組んでいるところです。

3　全国における一般廃棄物の排出の状況

【廃棄物対策課】

令和5(2023)年度における全国の一般廃棄物(ごみ)の総排出量は、約 3,897 万 4 千トンと推計されており、前年度より減少しています。

ごみ総排出量の推移(全国)

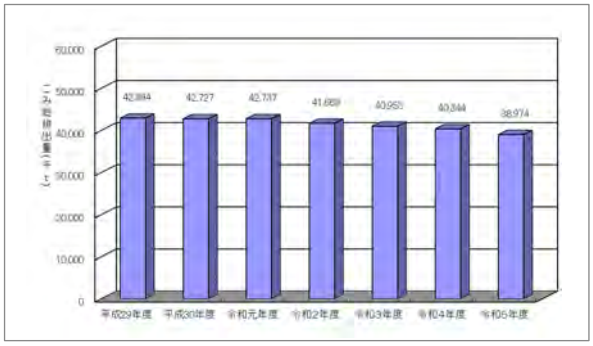

【出典:日本の廃棄物処理　令和 5 年度版】
※総排出量は災害廃棄物を除く値である

4　福岡県における一般廃棄物の排出と処理の状況

【廃棄物対策課】

ごみやし尿等、主に人の日常生活に伴って発生する一般廃棄物の処理は、市町村が策定する処理計画に従って行われています。令和 6(2024)年度(速報値)における処理状況は、次のとおりです。

(1) ごみ

令和 6(2024)年度における県内のごみ総排出量は 163 万 6 千トンで、前年度から減少しています。また、1 人 1 日当たりの排出量は 873gで、前年度に比べて 19gの減少となっています。

市町村の清掃事業により計画的に処理されたごみの量は 159 万 5 千トンで、処理方法別に見ると、直接焼却が 122 万 9 千トン(77.1%)、破砕・選別・高速堆肥化等の中間処理や直接資源化を行ったものが 35 万 5 千トン(22.2%)、直接埋立が 1 万 1 千トン(0.7%)となっています。

(2) し尿

総人口 513 万 7 千人のうち令和 6(2024)年度における水洗化人口は、483 万 6 千人に達しています。その内訳は、公共下水道 421 万 3 千人(87.1%)、浄化槽 61 万 7 千人(12.8%)、地域し尿処理 6 千人(0.1%)となっています。6(2024)年度に汲み取りを行ったし尿は、100 万 1 千 kl です。このうち、市町村の清掃事業により計画的に収集されたし尿の処理方法ごとの割合は、し尿処理施設 86.3%、下水道投入8.9%となっています。

し尿処理人口の内訳(全国との比較)

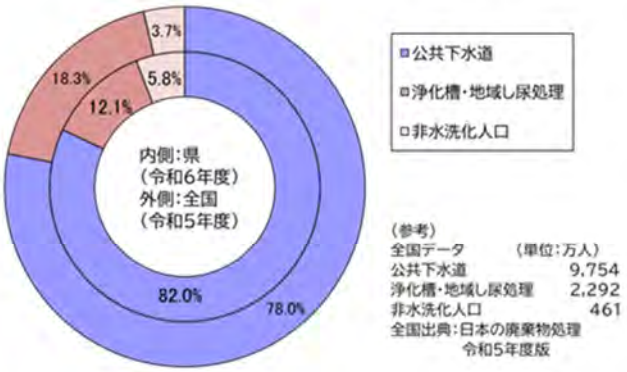

ごみ処理状況

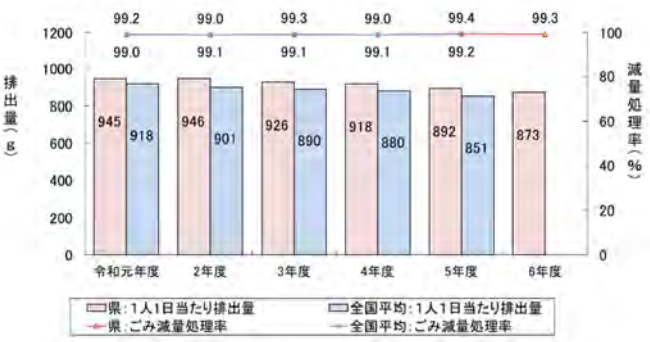

※　1 人 1 日当たり排出量は災害廃棄物を除いた値である

し尿処理状況

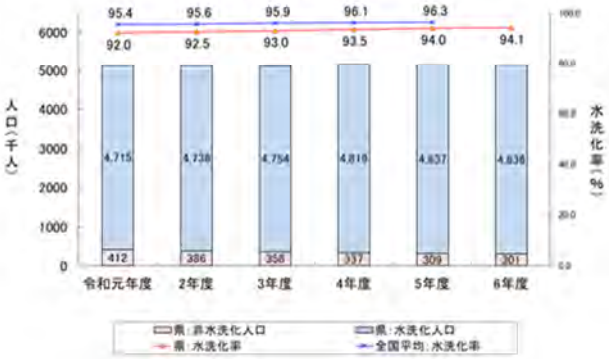

ごみ処理状況

区分			令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
総人口　（千人）			5,123	5,110	5,156	5,146	5,137
１人当たり排出量　（ｇ／日）			946	926	918	892	873
ごみ総排出量（ｔ／年）	収集ごみ量		1,352,671	1,286,495	1,334,860	1,292,527	1,258,840
	直接搬入量		352,197	335,392	331,186	336,493	330,023
	集団回収量（Ａ）		63,777	51,405	60,521	51,514	47,461
	合計（Ｂ）		1,768,645	1,726,567	1,673,293	1,680,535	1,636,324
	１日当たり排出量		4,846	4,730	4,584	4,592	4,483
ごみ処理量（ｔ／年）	直接焼却		1,312,958	1,241,949	1,285,373	1,252,049	1,228,845
	構成比（％）		(76.9)	(76.9)	(77.3)	(76.9)	(77.1)
	直接埋立		16,547	9,953	11,766	10,361	11,016
	構成比（％）		(1.0)	(0.6)	(0.7)	(0.6)	(0.7)
	焼却以外の中間処理		287,888	247,943	274,929	249,262	240,771
	構成比（％）		(16.9)	(15.3)	(16.5)	(15.3)	(15.1)
	直接資源化（Ｃ）		91,057	115,574	90,767	115,713	113,932
	構成比（％）		(5.3)	(7.2)	(5.5)	(7.1)	(7.1)
	合計		1,708,450	1,615,419	1,662,835	1,627,385	1,594,564
	中間処理後再生利用量（Ｄ）		218,118	207,813	189,832	191,404	192,839
再生利用率（Ａ＋Ｃ＋Ｄ）／（Ｂ）×100　（％）			21.1	20.8	21.8	21.3	21.6

※令和６年度は、速報値である。構成比は、端数処理により合計が一致しない場合がある。

し尿処理状況

区分			令和２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
処理計画区域人口　（千人）			5,123	5,110	5,156	5,146	5,137
水洗化人口（千人）	公共下水道		4,107	4,128	4,193	4,203	4,213
	構成比（％）		(80.2)	(80.8)	(81.3)	(81.7)	(82.0)
	浄化槽		617	618	618	628	617
	構成比（％）		(12.0)	(12.1)	(12.0)	(12.2)	(12.0)
	地域し尿処理		13	8	8	6	6
	構成比（％）		(0.2)	(0.2)	(0.2)	(0.1)	(0.1)
	計		4,736	4,754	4,819	4,837	4,836
	構成比（％）		(92.5)	(93.0)	(93.5)	(94.0)	(94.1)
非水洗化人口　（千人）			386	356	336	309	301
構成比（％）			(7.5)	(7.0)	(6.5)	(6.0)	(5.8)
汲み取りし尿内訳（ｋｌ／年）	総量　（Ａ）		1,099,842	1,100,564	1,061,509	1,056,347	1,001,226
	計画処理量	下水道投入（Ｂ）	98,985	94,567	91,159	91,936	88,848
		構成比（％）	(9.0)	(8.6)	(8.6)	(8.7)	(8.9)
		し尿処理施設（Ｃ）	951,094	955,937	920,839	915,035	863,240
		構成比（％）	(86.5)	(86.9)	(86.7)	(86.6)	(86.2)
		農地還元等	49,063	49,271	48,696	48,689	48,583
		構成比（％）	(4.5)	(4.5)	(4.6)	(4.6)	(4.8)
		計	1,099,142	1,099,775	1,060,694	1,055,783	1,000,671
		構成比（％）	(100.0)	(99.9)	(99.9)	(99.9)	(99.9)
	自家処理量		700	789	815	564	555
	構成比（％）		(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)	(0.1)
処理施設等による処理率（Ｂ＋Ｃ）／　Ａ　×１００　（％）			95.5	95.5	95.3	95.3	95.1

※令和６年度は、速報値である。構成比は、端数処理により合計が一致しない場合がある。

令和６年度　一般廃棄物（ごみ）の処理・処分状況　　（単位：千トン/年）

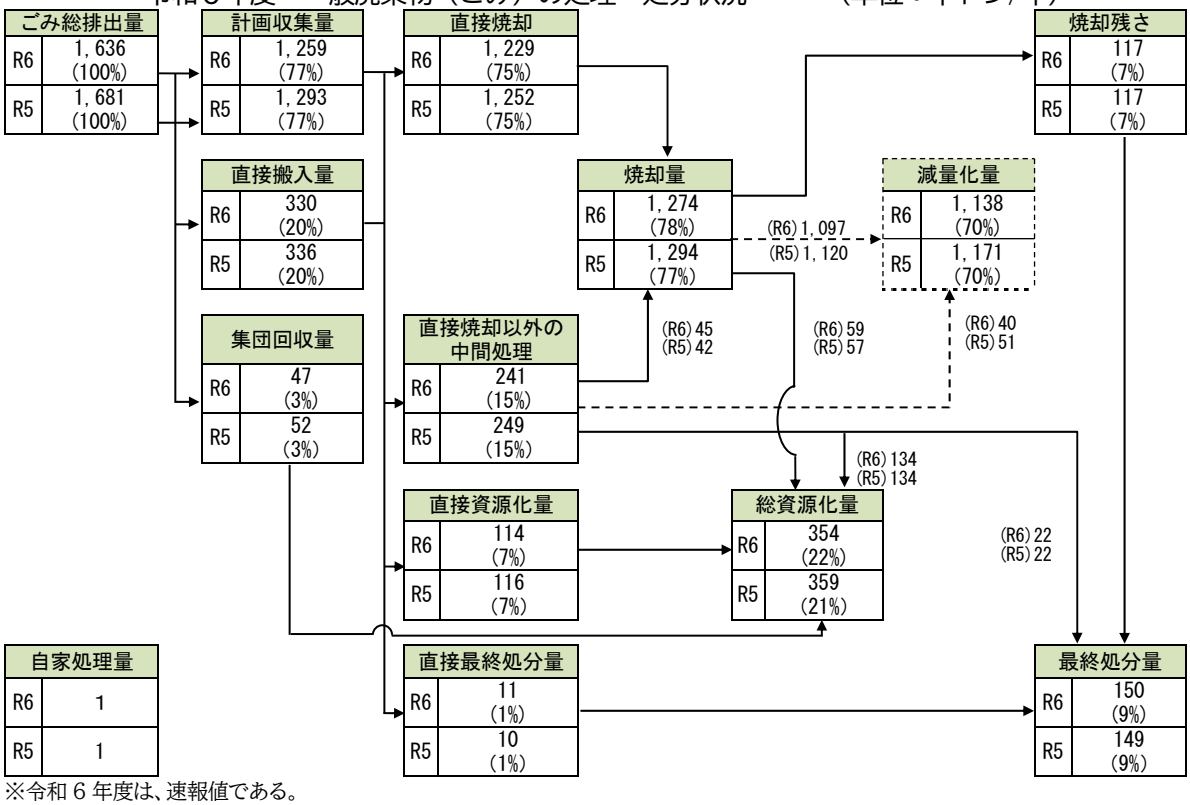

※令和６年度は、速報値である。
※図中の数値については、端数処理により収支が合わない場合がある。

5　市町村における一般廃棄物の排出の状況

【廃棄物対策課】

令和 6(2024)年度(速報値)の県内の 1 人 1 日当たりのごみの排出量は 873gになりますが、1 人 1 日当たりのごみの排出量が少ない市町村及び 5(2023)年度に比べ 1 人 1 日当たりのごみ排出量の削減率が高い市町村は、以下のとおりです。

(1) 1 人 1 日当たりのごみ排出量が少ない市町村

順位	市町村名	排出量(g/人日)
1	大木町	639
2	粕屋町	645
3	みやま市	659

(2) 1 人 1 日当たりのごみ排出量の削減率が高い市町村（前年度比）

順位	市町村名	削減率(%)
1	上毛町	15.6
2	東峰村	12.7
3	広川町	6.8

6　全国における産業廃棄物の排出の状況

【廃棄物対策課】

令和4(2022)年度における全国の産業廃棄物の排出量は、約3.7億トンと推計されており、近年、ほぼ横ばいとなっています。

産業廃棄物の排出量の推移(全国)

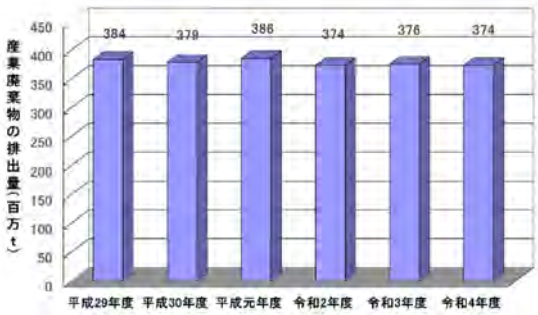

産業廃棄物の種類別排出量

(令和4年度／全国)

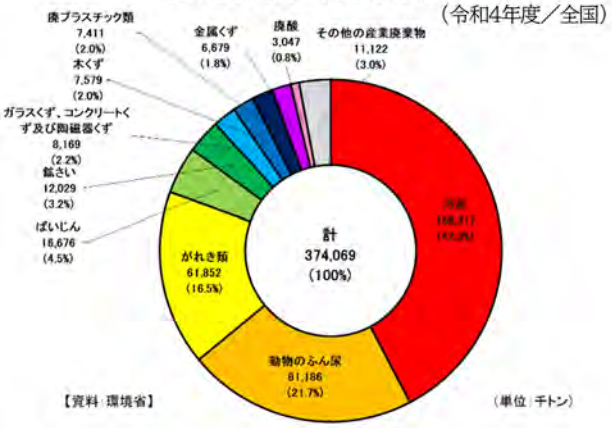

産業廃棄物の業種別排出量

(令和4年度／全国)

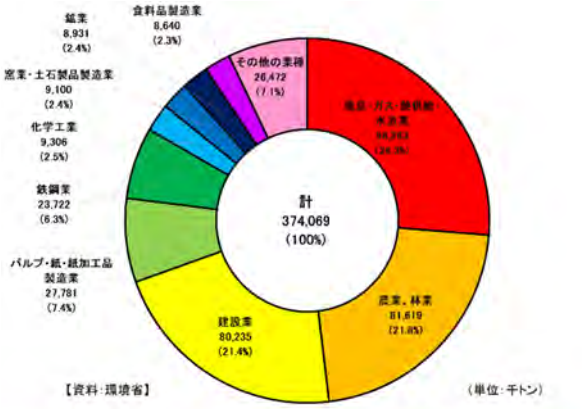

7　福岡県における産業廃棄物の排出と処理の状況

【廃棄物対策課】

本県における産業廃棄物の発生量は、僅かな増減があるものの、近年は、ほぼ横ばいで推移しています。今後、より一層の排出抑制及び適正な循環的利用の促進は、県内の生活環境の保全と産業の健全な発展を図る上で、極めて重要な課題です。

そのため、本県では「福岡県廃棄物処理計画」を策定し、県下における廃棄物の適正処理の推進に向けた基本方針や排出抑制、減量化、リサイクルの推進に向けた目標を設定しています。

令和5(2023)年度の県内の事業場等での産業廃棄物の排出量は 1,564万7千トンとなっています。

排出量を産業廃棄物の種類別に見ると、汚

泥が全体の 51.9%を占め、最も多くなっており、以下、がれき類22.2%、金属くず7.4%、ばいじん3.8%、ガラスくず等3.6%、鉱さい2.9%となっており、これら6種類で排出量全体の約 9 割を占めています。

産業廃棄物の種類別排出量

（令和５年度推計／福岡県）

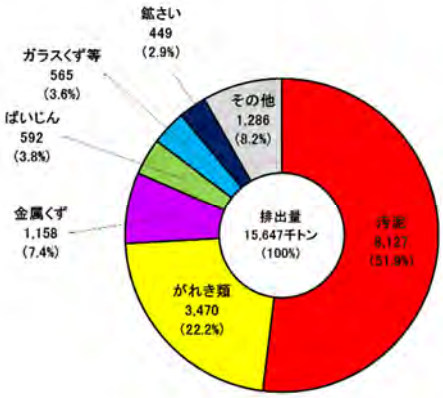

また、産業別に見ると、電気・ガス・熱供給・水道業から排出される産業廃棄物が全体の40.9%を占め、最も多くなっており、続いて、製造業 25.1%、建設業17.7%となっており、これら3業種で排出量全体の約8割を占めています。

産業廃棄物の業種別排出量

（令和５年度推計／福岡県）

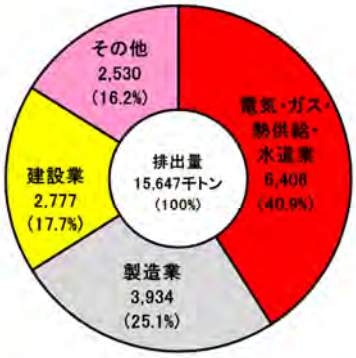

産業廃棄物全体の処理状況を見ると、発生量 1,772 万 5 千トンの 78%に当たる 1,384 万 9 千トンが排出事業者又は産業廃棄物処理業者によって脱水、焼却等の中間処理が行われ、これにより 802 万 3 千トン(45%)が減量化されています。

また、発生量の 51%に当たる 911 万 6 千トンがセメント原料や建設資材、堆肥等に資源化されており、これに減量化量を合わせた資源化・減量化量は 1,713 万 9 千トン(97%)となっています。また、発生量の 3%に当たる58 万 6 千トンが最終処分されています。

主な産業廃棄物の種類別資源化率、減量化率、最終処分率(令和５年度)

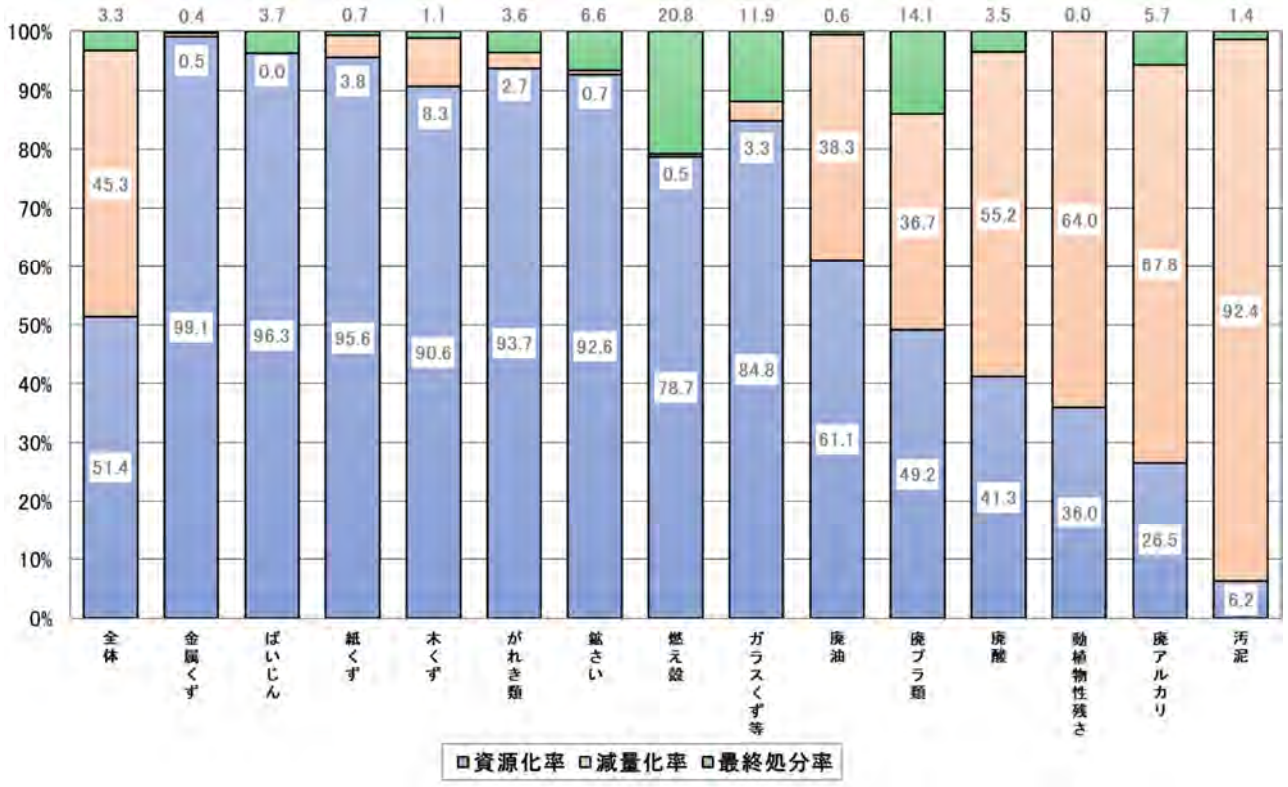

令和５年度　産業廃棄物の処理・処分状況

(単位:千トン/年)

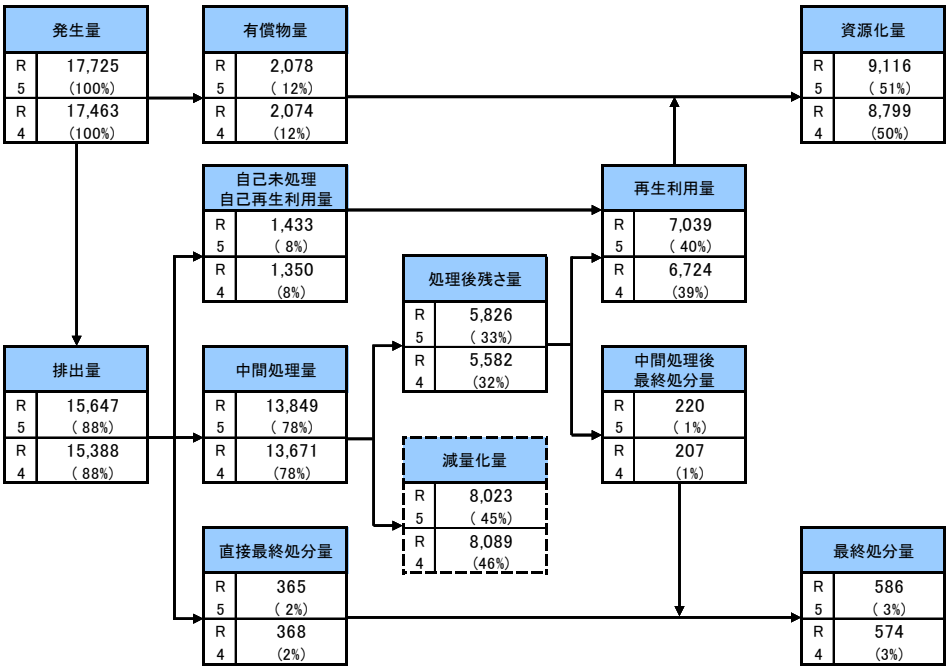

※図中の数値については端数処理により収支が合わない場合がある。

第２節　限りある資源の効率的な利用

〔循環型社会基本法、資源有効利用促進法、食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環法〕

資源を有効に利用するためには、廃棄物の発生抑制〔Reduce（リデュース）〕、再使用〔Reuse（リユース）〕、再生利用〔Recycle（リサイクル）〕（3R）を進める必要があります。特に、再生利用〔Recycle（リサイクル）〕に比べて環境負荷削減効果が大きい、廃棄物の発生抑制〔Reduce（リデュース）〕と再使用〔Reuse（リユース）〕の2Rの取組を優先的に進める必要があります。

本県では、3Rを進めるために、様々な取組を行っています。

１　持続可能な消費と生産を考えた取組

【廃棄物対策課】

令和 3（2021）年3月に策定した福岡県廃棄物処理計画に基づき、市町村が一般廃棄物の減量等に取り組むことができるよう、市町村の一般廃棄物の処理状況や先進的な取組等に関する情報などを収集・提供するとともに、必要な技術的助言を行います。

（1）３Ｒに関する取組

【循環型社会推進課】

ア　ごみの減量化・リサイクルに関する普及啓発活動

ごみの減量化・リサイクルを推進するために、「3Rの達人」派遣事業等の普及啓発活動を行い、県民の意識の高揚を図っています。

（ｱ）３Ｒの達人派遣事業

3Rについての知識と経験を有する個人やNPO法人を「3Rの達人」として登録し、地域や職場、学校等で開催される学習会等に講師として派遣しています。

上毛町の小学校での３Ｒ教室の様子

（ｲ）「九州まちの修理屋さん」事業

九州 7 県（沖縄を除く）共同でごみの減量化に関する意識啓発を行っています。

ものの修理（リペア）を推奨するため、県内の修理店を「まちの修理屋さん」として紹介しています。

「九州まちの修理屋さん」登録店ステッカー

イ　産業廃棄物リサイクル施設整備に対する助成（＊産業廃棄物税使途事業）

産業廃棄物の減量化や資源の有効利用を図るため、先導性のあるリサイクル施設の整備費用の一部を助成しています。令和 6（2024）年度は１件の事業に対して補助金を交付しました。

ウ　産業廃棄物税とその使途

産業廃棄物税は、産業廃棄物の焼却施設及び最終処分場への搬入に対して課税するもので、排出事業者を産業廃棄物の排出抑制とリサイクルに向けた取組に誘導することを目的とするものです。本県では、平成17(2005)年度から産業廃棄物税を導入し、その財源で循環型社会の構築に向けた取組を進めるため、次のような事業を実施しています。

産業廃棄物税の仕組み

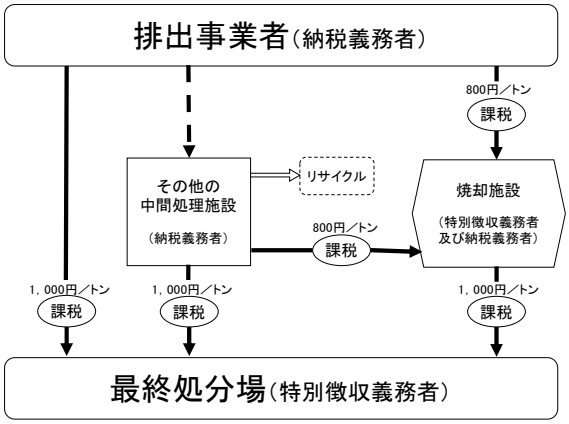

主な産業廃棄物税収使途事業

【目的】排出抑制・再生利用等の促進その他適正な処理の推進

産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進

○産廃リサイクル施設整備事業費
産業廃棄物のリサイクル施設の整備に要する経費の一部を補助することにより、産業廃棄物の減量化や資源の有効利用を図るもの。

○リサイクル製品活用促進事業費
リサイクル製品認定制度の運用及びリサイクル製品の普及促進

環境を担う人材の育成と交流

○環境人材育成・ネットワーク事業費
環境研修の実施及びリサイクル関連企業や大学関係者とのネットワークの構築

産業廃棄物の適正処理体制の整備

○産廃処理指導強化事業費
廃棄物不法投棄等対策専門員による立入検査及び監視パトロール車による巡回指導等

○産廃不適正処理対策費
排出事業者等に対する監視指導の強化等

○監視指導強化事業費
監視業務の高度化や、不適正処理の未然防止等

○産廃処理業者実務研修事業
（公社）福岡県産業資源循環協会が開催する研修会への助成

市町村の環境行政支援

○保健所設置市産廃対策交付金
保健所設置市（北九州市、福岡市、久留米市）が実施する産業廃棄物の適正処理推進事業を支援するための交付金を交付するもの。

○市町村産廃対策支援事業
市町村（北九州市、福岡市、久留米市を除く。）が実施する産業廃棄物最終処分場の適正処理推進対策や不法投棄防止対策を支援することにより、産業廃棄物の適正処理の推進を図るもの。

(2) プラスチック資源循環促進事業

【循環型社会推進課】

ア　ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク

ワンウェイ(使い捨て)プラスチックの使用削減等を県全体で進めるために、令和 2(2020)年 7 月に業界団体、消費者団体、学識経験者、行政等で構成する「ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク」を設置しました。ネットワークでは、プラスチックごみ削減の取組の方向性を定めた「ふくおかプラスチック資源循環憲章」を策定し、取組事例の共有や意見交換等を行っています。

イ　ふくおかプラごみ削減協力店

令和 2(2020)年 7 月に、プラスチックごみの削減に取り組む福岡県内の事業者を対象とした登録制度「ふくおかプラごみ削減協力店」を創設しました。

令和6(2024)年度末時点での登録店舗数は、4,570店舗です。

ウ　ふくおかプラごみ削減キャンペーン

令和2(2020)年度から、10 月をレジ袋も含めたプラスチックごみ削減強化月間として「ふくおかプラごみ削減キャンペーン」を実施し、事業者や県民による使い捨てプラスチックの使用削減の取組を推進しています。

プラスチックごみ削減ロゴマーク

エ　消費者参加型啓発事業の実施

県民の取組を一層推進するため、令和5(2023)年度から、事業者や学生団体と連携し、気軽に、楽しく学べる参加型の啓発イベントを実施しています。

具体的には、アサヒビール、福岡ソフトバンクホークスと連携し、折れたバットをアップサイクルしたリユースカップを用いて、みずほ PayPay ドーム福岡内の使い捨てプラカップの削減に取り組んでいます。

また、県内のイオン、サンリブの店舗にて、プラスチックごみ削減に取り組む企業と連携した、プラスチックごみ削減について楽しく学べるクイズラリーや特別イベントを実施しています。

折れたバットをアップサイクルしたリユースカップ

クイズラリーの様子

オ　ふくおかプラごみ削減応援サイトの構築

令和5(2023)年9月に、プラスチックごみ削減に係る情報を広く発信するポータルサイト「ふくおかプラごみ削減応援サイト」を開設しました。

県内のプラスチックごみ削減に関連するイベント情報のほか、県民・事業者向けの取組事例の紹介や、積極的な取組を実施する事業者のインタビュー記事を掲載し、県民や事業者のプラスチックごみ削減の取組を推進しています。

ふくおかプラごみ削減応援サイト

カ　テイクアウト容器等のプラスチック代替品切替に対する助成等

増加しているワンウェイプラスチックの使用削減を図るため、令和4(2022)年度から 6(2024)年度まで、テイクアウト容器などをプラスチック代替品へ切り替える飲食店に対する助成を行うとともに、SNS や九州エコファミリー応援アプリ「エコふぁみ」を活用し、消費者へ代替品使用店舗の利用促進を図りました。さらに、4(2022)年7月から、㈱出前館と協定を締結し、飲食店及び消費者への代替品の認知度・理解度向上などにつながる広報活動を連携して行っています。

プラスチック代替品取扱店 PR ステッカー

プラスチック代替品一例
(紙でできた弁当容器)

キ　先進的なプラスチック代替製品の開発支援

バイオマスプラスチック等を活用したプラスチック代替製品の普及促進を図るため、バイオマスプラスチック等を活用し、これまでにないプラスチック代替製品の開発に取り組む県内中小企業を対象とした、開発費用の補助制度を令和6(2024)年度から開始しました。

令和6(2024)年は、補助対象として 1 件の事業に対して補助金を交付しました。

ク　使用済プラスチックの回収・再資源化に関する実証事業支援

令和4(2022)年4月から施行された「プラスチック資源循環促進法」に対応できるよう、福岡県リサイクル総合研究事業化センター(リ総研)を通じてクリーニングの衣類用カバー及び医薬品のボトルを対象に、使用済プラスチックに係る関係者(排出者、収集運搬業者、リサイクル業者)のマッチングを行い、新たな自主回収・再資源化スキームを構築する実証事業を実施しました。

実証の結果、クリーニングの衣類用カバーについては、回収したカバーから再生カバーを作成する方法や、回収時に異物の付着を防止する方法などの検討を重ね、複数回の試作を行った結果、再生カバーの製作に成功しました。

医薬品ボトルについても、回収したボトルを再資源化し、お薬手帳カバーなどの再生プラスチック製品の製作に成功しました。さらに実証事業の中で、リサイクルしやすい医薬品ボトルの設計の重要性が明らかになったため、全国初となる「プラスチック製医薬品ボトルのリサイクルに向けた環境配慮設計ガイド(最終案)」を策定しました。

また、同法において市町村による製品プラスチックの分別収集・再商品化が努力義務として規定されたことを受けて、令和6(2024)年度から県内市町村に対してプラスチック資源循環の取組を促進するための支援事業に取り組んでいます。

クリーニング
衣類用カバー

医薬品ボトル

(3) 食品ロス削減推進事業

【循環型社会推進課】

我が国では、食品ロス(食べられるのに捨てられてしまう食品)が全国で年間 464 万トン(うち事業系 231 万トン、家庭系 233 万トン)発生しています。

この食品ロスの削減を国民運動として推進するため、令和元(2019)年 10 月に「食品ロス

削減推進法」が施行されました。

本県では、同法に基づき、令和4(2022)年3月に「福岡県食品ロス削減推進計画」を策定しました。

また、製造・流通、外食・販売、消費の各段階で発生する食品ロスの削減のため、事業者・関係団体・県民・行政で構成する「福岡県食品ロス削減推進協議会」を設置し、各主体が連携して次のような取組を推進しています。

ア　食べもの余らせん隊の登録促進

食品ロス削減に取り組む活動(例:料理提供量の調整、ばら売り・少量パック等による食料品販売など)を実践する店舗や事業所を「食べもの余らせん隊」として登録し、食品ロス削減に取り組む環境に優しい店舗・事業所として県ホームページ等に掲載して紹介しています。

また、「食べ物余らせん隊」として登録した食品メーカーと小売店等の事業者間の連携をマッチングし、その取組を情報発信しています。

イ　食べ残しをなくそう30(さんまる)・10(いちまる)運動

本県では、飲食店から排出される食品ロスを削減するため、懇談会や懇親会時に乾杯後30 分と終了前 10 分を離席せずに食べ残しを減らす「食べ残しをなくそう 30･10 運動」について呼びかけています。

ウ　フードバンク活動の普及促進

まだ食べられるにもかかわらず通常の販売が困難になった食品を引き取り、生活困窮者や福祉施設等に無償提供する「フードバンク」活動が実施されています。

本県では、リ総研を通じて、食品提供企業の開拓やフードバンク活動ガイドラインの策定をするとともに、平成 31(2019)年 4 月には、県内フードバンク活動の推進を目的とする一般社団法人福岡県フードバンク協議会の設立を支援し、活動の基盤強化を図ってきました。

さらに、寄贈食品のトレーサビリティを確保するネットワークシステムとして「フードバンク活動支援システム」を開発し、令和 2(2020)年から同協議会により運用を開始しました。

フードバンク活動支援システムの概要

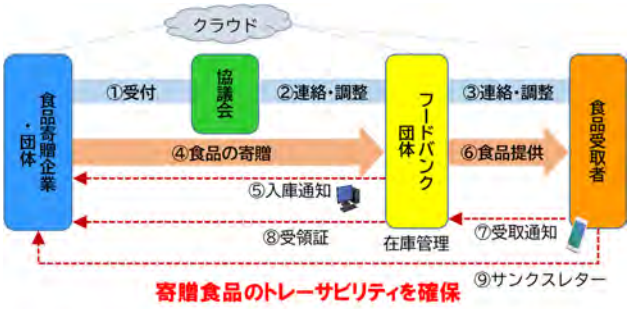

令和 4(2022)年度からは、継続的に食品を提供する企業へのフードバンク協力証の贈呈に取り組んでいます。

こうした取組を通じて、フードバンク活動の普及を促進しています。

エ　「食品ロス削減」ポスターコンテスト

県内の小・中学生を対象に食品ロスの削減に関するポスターを募集し、それぞれ金賞、銀賞、銅賞、佳作を決定しました。(令和6(2024)年度の応募総数:350 点)

ポスターコンテスト金賞作品(小学校低学年の部)

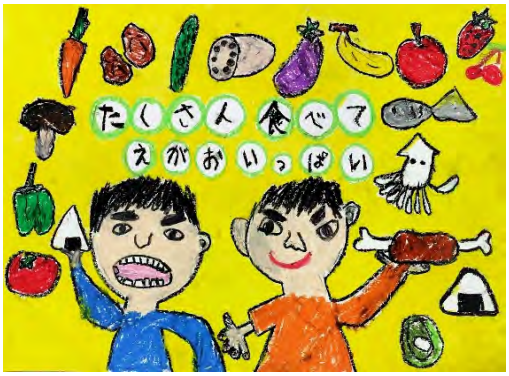

柳川市立両開小学校3年　鳥井　奏汰さん

オ　食品ロス削減マイスターの派遣

食品ロスの現状や各業界における取組に加え、家庭でできる取組の紹介やエコクッキングなどの実践的な内容を教えることができる講師役として、県が認定した「食品ロス削減マイスター」を、令和 4(2022)年度から地域・学校・職場で開催される学習会等に派遣しています。

食品ロス削減マイスターによる講座の様子

カ　食品ロス削減優良取組知事表彰

令和4(2022)年度から、食品ロス削減の気運醸成及び取組の更なる推進を目的として、「福岡県食品ロス削減優良取組知事表彰」を行い、受賞した食品ロス削減に資する優れた取組を県ホームページ等で広く情報発信しています。

表彰式の様子（令和６年度）

キ　食べ残し持ち帰りボックスの導入拡大

令和 7(2025)年度から、外食時の食品ロスを削減するため、食べきれなかった料理を持ち帰る「持って帰っていいと(eat)ボックス」を飲食店に配付し、利用実態や食品ロス削減効果等を検証します。

持って帰っていいと(eat)ボックス

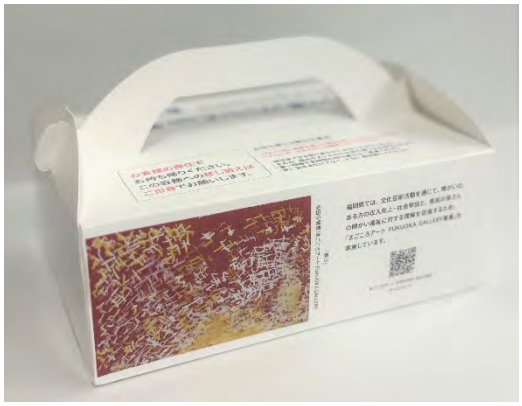

(4) 農業用廃プラスチックの再生

【食の安全・地産地消課】

令和6(2024)年度農業用廃プラスチックの県内の排出量及び処理量は、2,308トンで、排出量のほとんどがビニールハウスなど園芸用で使用されたものです。

一方、回収後の処理別の内訳では、火力発電の熱エネルギーの原料などの再生処理が2,164トン、埋立処理が28トン、焼却処理が116トンとなり、再生率は約 94%となっています。

本県と関係団体で構成する福岡県農業用廃プラスチック適正処理推進協議会では、研修会を実施するなど、リサイクルを基本とした農業用廃プラスチックの適正処理を推進しています。

農業用廃プラスチックの排出量･処理量
令和6年度排出量(t)

種類 / 利用区分		(a)プラスチックフィルム 塩化ビニルフィルム	ポリオレフィン系フィルム	その他プラスチックフィルム	計	(b)その他のプラスチック	(C) 合計 (a)+(b)
排出量	園芸用	783	826	173	1,782	513	2,295
	その他	2	7	0	9	4	13
	計	785	833	173	1,791	517	2,308

令和６年度の処理量（ｔ）

種類 / 処理方法		(a)プラスチックフィルム 塩化ビニルフィルム	ポリオレフィン系フィルム	その他プラスチックフィルム	計	(b)その他のプラスチック	(C) 合計 (a)+(b)
処理量	①再生処理	738	781	152	1,679	485	2,164
	①のうち、熱回収				0		0
	②埋立処理	10	10	2	22	6	28
	③焼却処理	39	42	9	90	26	116
	④その他				0		0
	⑤（①～④）計	785	833	173	1,791	517	2,308

第３節　資源循環利用の推進

〔容器包装リサイクル法、家電リサイクル法、小型家電リサイクル法、自動車リサイクル法、食品リサイクル法、建設リサイクル法、プラスチック資源循環法〕

本県では、容器包装、家電、食品などの個別リサイクル法、食品ロス削減推進法、プラスチック資源循環法などの各種法制度に基づき3R を推進するとともに、リサイクル製品やバイオマスの利活用を促進しています。

また、福岡県リサイクル総合研究事業化センターを設立し、廃棄物の特性に応じたリサイクル技術や分別回収等の社会システムの開発及び実用化を産学官民の連携により推進しています。

1　法に基づく取組

(1) 循環型社会基本法

【循環型社会推進課】

廃棄物の発生を減らし、資源の有効利用を図り、適正な処分を行うことによって、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が低減される「循環型社会」の形成に向けて、平成 12 (2000)年 6 月「循環型社会基本法」が制定されました。

また、併せて容器包装をはじめ、家電、食品、

循環型社会の形成のための法体系

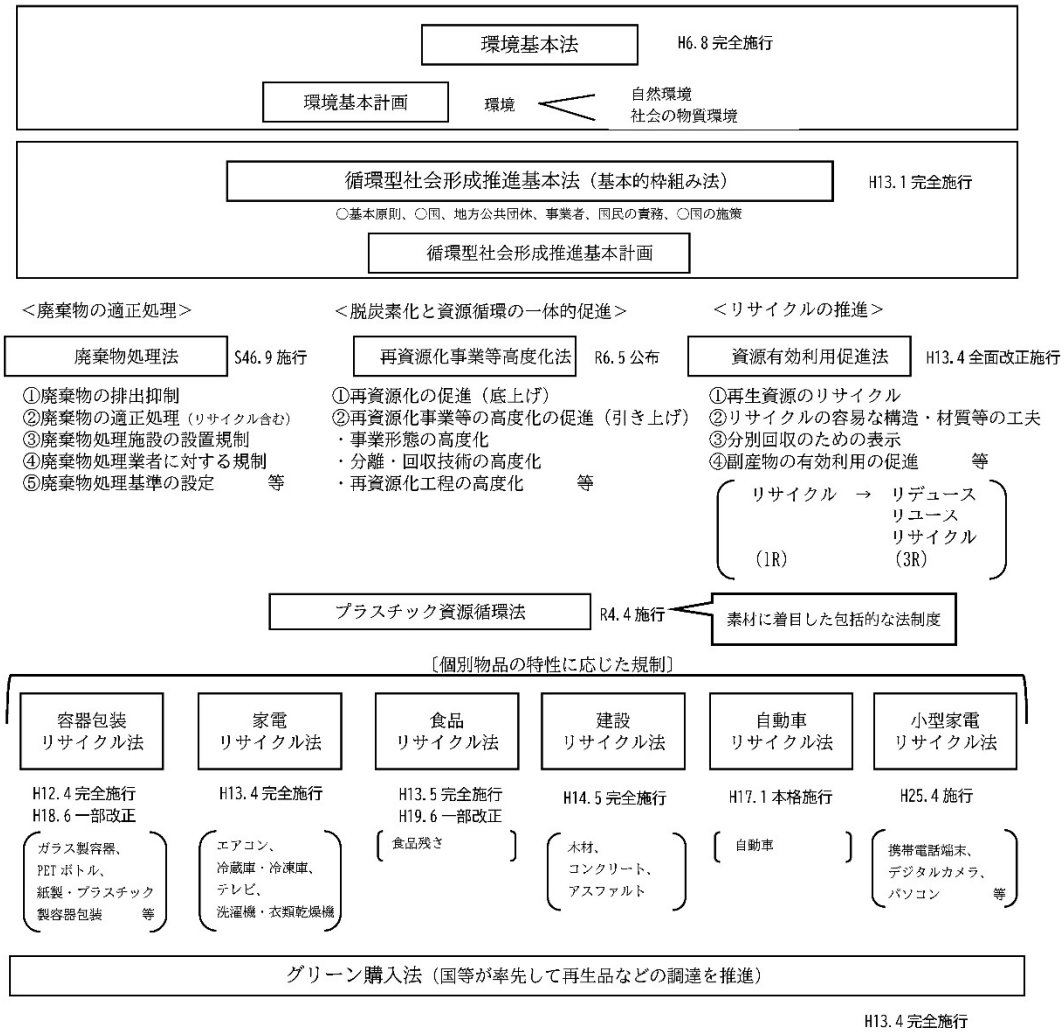

建設、自動車など各種リサイクル法、食品ロス削減推進法やプラスチック資源循環法が制定・改正されるとともに、廃棄物処理法や再生資源利用促進法(改正後:資源有効利用促進法)が改正されるなど、新しい法制度に基づく3R の取組が行われています。

(2) 容器包装リサイクル法

【循環型社会推進課】

ア　現況

容器包装廃棄物は家庭ごみに占める割合が高く、容積比で約60%、重量比で約25%に達しており、その減量化が課題となっています。

家庭ごみに占める容器包装廃棄物の割合
(令和6年度)

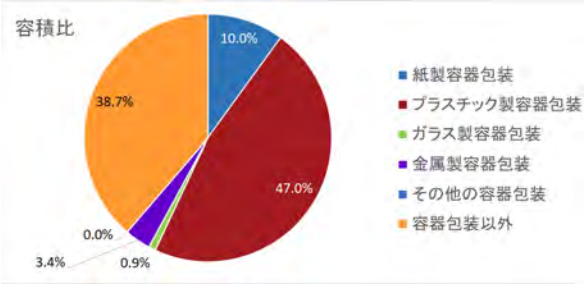

【資料:環境省「容器包装廃棄物の使用・排出実態調査」】

イ　対策

「容器包装リサイクル法」が平成7(1995)年6月に制定され、9(1997)年4月から本格施行、12(2000)年4月から完全施行されました。

この法律は、それまで市町村だけが容器包装廃棄物の処理責任を負っていた仕組みを改め、消費者・市町村・事業者の適切な役割分担の下、リサイクルを促進しようとするものです。

リサイクルの現状と課題を踏まえ、平成 18(2006)年に改正容器包装リサイクル法が成立しました。20(2008)年4月から完全施行された改正法には、リサイクル義務を果たさない事業者に対する罰則の強化や、事業者が市町村に資金を拠出する仕組みの創設などが盛り込まれました。

容器包装リサイクル法における役割分担

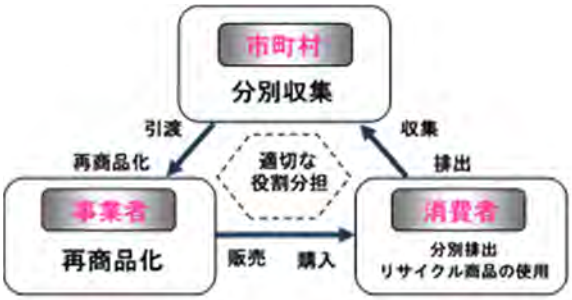

この法律に基づき、市町村は3年ごとに分別収集計画を策定することとされており、計画策定を通じて、分別収集実施市町村数、分別収集量及び再商品化量は制度施行当初から着実に増加しています。なお、令和4(2022)年度には、県内の全市町村が第10期分別収集計画(5(2023)～9(2027)年度)を策定しました。

本県においても、「福岡県第10期分別収集促進計画」(令和5(2023)年度～9(2027)年度)を策定し、市町村の分別収集が円滑に実施されるように、次のような取組を実施しています。

(ｱ) パンフレットやイベント等による県民や事業者への啓発

(ｲ) 分別収集対象品目拡大に向けた市町村への助言

(ｳ) 市町村分別収集計画の進行管理

(ｴ) 容器包装リサイクルに関する市町村への情報提供等

容器包装リサイクル法に基づく
福岡県分別収集実施市町村の割合

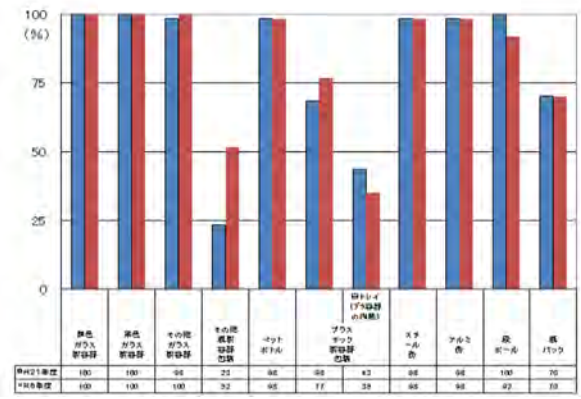

(3) 家電リサイクル法

【循環型社会推進課】

「家電リサイクル法」は家庭や事業所から排出される廃家電のリサイクルシステムを確立し、廃棄物の減量と有用な部品・素材のリサイクルを図り、循環型社会の実現を目指すため、平成13(2001)年4月に施行されました。

対象機器は、平成21(2009)年4月から家庭用エアコン、テレビ(ブラウン管、液晶、プラズマ)、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機の4品目となっています。

これらの対象家電については、小売店による回収、メーカーによるリサイクル実施を義務付けるとともに、消費者が対象機器の収集運搬料金とリサイクル料金を負担するという役割分担により、リサイクルが行われています。

また、対象家電を持ち込む指定引取場所は、メーカーによって、A・B二つのグループに分かれていましたが、排出者や小売業者の利便性を考え、平成21(2009)年10月1日から共有化が実施されました。令和6(2024)年度における全国の指定引取場所における引取台数は、廃家電4品目合計で約1,458万台となり、前年度に比べて約13万台増加しました。

家電リサイクル法制度の概要

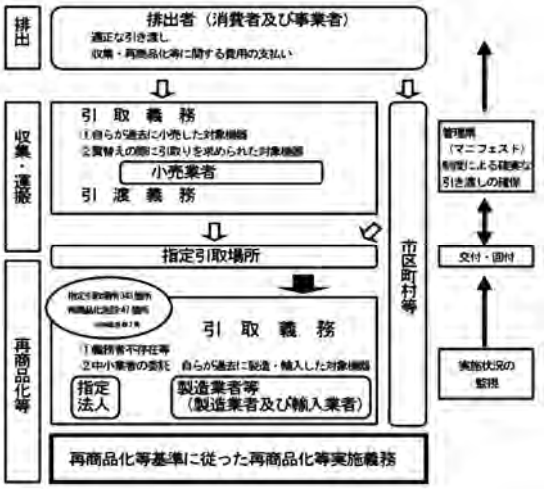

平成27(2015)年4月から、製造事業者に対して義務付けられる廃家電4品目の再商品化率について見直しが行われ、家庭用エアコン80%以上、液晶テレビ・プラズマテレビ74%以上、冷蔵庫・冷凍庫70%以上、洗濯機・衣類乾燥機82%以上に引き上げられました。ただし、ブラウン管テレビについては55%のまま変更ありませんでした。

令和6(2024)年度における全国の廃家電4品目の再商品化率は、エアコン93%、液晶テレビ・プラズマテレビ85%、冷蔵庫・冷凍庫80%、洗濯機・衣類乾燥機93%、ブラウン管テレビ72%となっており、昨年度に引き続き、法定基準を上回る再商品化率を達成しています。

(4) 小型家電リサイクル法

【循環型社会推進課】

携帯電話やデジタルカメラなどの小型家電には、鉄、アルミ、貴金属、レアメタルといった有用な金属が含まれています。日本において1年間に使用済みとなる小型家電は65万トンであり、そのうち有用な金属は28万トンにもなると推測されています。

これらの大半は埋立処分されていたことから、有用金属の再資源化、鉛などの有害な物質の適正処理などを目的として、平成25(2013)年4月に「小型家電リサイクル法」が施行されました。

本法は、市町村が回収した使用済小型家電を国が認定した再資源化を行う事業者(認定事業者)に引渡し、認定事業者が有用な金属等を再び原材料として使用するものです。

使用済小型家電リサイクルの流れ

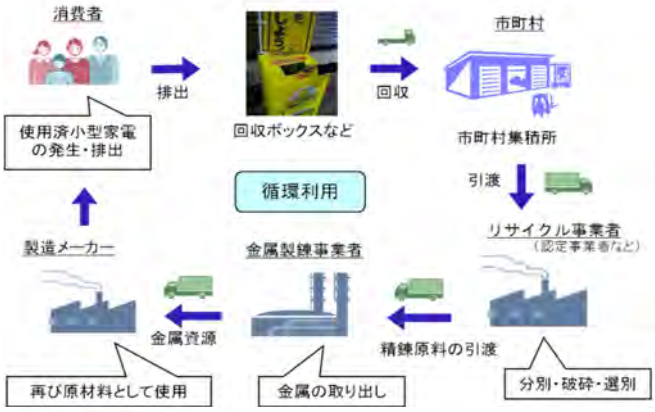

E-Waste
小型家電

〈小型家電再資源化マーク〉

このマークは、小型家電リサイクル法に基づく認定事業者、本法に基づき分別収集を行う市町村であることを示しています。

この使用済小型家電のリサイクル制度が円滑に進むためには、多くの市町村が制度に参加することが重要です。

本県では、市町村への会議・研修等の機会や県ホームページを活用し、法施行以前に取り組んだ広域回収モデル事業や県内市町村の取組状況、認定事業者の情報を提供するなど、更なる参加市町村の拡大を図っていくこととしています。

なお、小型家電のうちパソコンについては、資源有効利用促進法に基づき、事業所から排出されるパソコンの回収・リサイクルが平成 13(2001)年 4 月から実施され、家庭から排出される使用済パソコンについても、15(2003)年 10 月から「ゆうパック」を利用した回収・リサイクルの取組が実施されています。

家庭から排出される使用済パソコンの回収・リサイクルの仕組み

〈PCリサイクルマーク〉
このマークがついているパソコンは、新たな回収・リサイクル料金を負担することなく、廃棄することができます。

また、自作のパソコンや倒産したメーカーのパソコンなど回収するメーカーがないパソコンについては、平成16(2004)年７月から「一般社団法人パソコン3R推進協会(旧パソコン3R推進センター)」による回収システムが整備されています。

パソコンについては、使用済小型家電リサイクル制度と併せて、これらの回収方法も活用し、再資源化を進めていくこととされています。

(5) 自動車リサイクル法

【廃棄物対策課】

ア　概要

使用済自動車は、有用金属・部品を含み、資源として価値が高いものです。自動車製造業者を中心とした関係者に適切な役割分担を義務付け、使用済自動車のリサイクル・適正処理を図る仕組みとして、「自動車リサイクル法」が施行されています。

この自動車リサイクル法は、エアコンの冷媒として使用され、大気に放出されるとオゾン層を破壊する「フロン類」、処理の難しい「エアバッグ類」や使用済自動車から有用資源を回収した後に残るシュレッダーダストを適正にリサイクル・処理することを目的とし、これらリサイクル等に必要な費用については、自動車所有者が負担することになっています。

イ　使用済自動車引取業等の状況

この法律の定めるところにより、使用済自動車の引取り等を業として行う場合は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事(保健所を設置する市にあっては、市長。本県の場合は、北九州市、福岡市、久留米市の各市長)の登録又は許可が必要です。

使用済自動車の引取業者等登録及び許可状況

(令和7年3月31日現在)

	県	北九州市	福岡市	久留米市	計
引取業	398	86	81	46	611
フロン類回収業	196	44	22	13	275
解体業	129	23	11	5	168
破砕業	16	11	5	1	33
計	739	164	119	65	1,087

(6) 食品リサイクル法

【環境政策課】

食品の売れ残りや食べ残し、食品の流通過程や製造過程において発生している廃棄物の大部分が焼却・埋立処分されていたことから、発生抑制と減量化により、最終的に焼却・埋立処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料の原材料として再生利用するために、食品関

連事業者による食品循環資源の再生利用等を促進させる「食品リサイクル法」が、平成 13(2001)年５月に施行されました。

食品廃棄物等の発生及び処理状況（2021 年度）

（単位:万トン）

	発生量（食品ロス量）	再生利用等量				焼却・埋立等量
		飼料化	肥料化	その他	計	
事業系廃棄物及び有価物	1,525 (236)	863	163	141	1,167	195
家庭系廃棄物	707 (236)	－	－	－	55	652
合　計	2,232	－	－	－	1,222	847

【資料:環境省「環境・循環型社会・生物多様性白書(令和7年版)」】

食品リサイクル法では、食品廃棄物の再生利用等の実施率を令和６(2024)年度までに、食品製造業は 95%、食品卸売業は 75%、食品小売業は 60%、外食産業は 50%に向上させることを目標として定めています。

この目標に向けて、食品関連事業者は食品廃棄物の発生抑制、再生利用、熱回収、減量化に取り組むことになっています。

食品産業における食品廃棄物等の再生利用等実施率
（令和４(2022)年度）

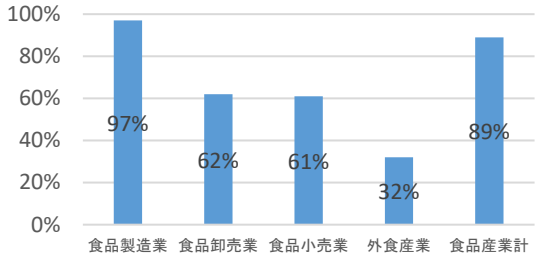

【「令和4年度食品循環資源の再生利用等実態調査」(農林水産省)を基に県作成】

(7) 建設リサイクル法

【県土整備企画課、建築指導課】

建設工事に伴い排出される建設廃棄物は、産業廃棄物全体の排出量の約 2 割を、不法投棄量の約５割を占めています。さらに、昭和40年代の建築物が更新期を迎え、今後、令和 10(2028)年頃をピークに、建設廃棄物の排出量の増大が予測されます。この建設廃棄物について分別解体及び再資源化を行うため、平成12(2000)年 5 月に「建設リサイクル法」が制定され、14(2002)年５月から施行されました。

建設リサイクル法の対象となる特定建設資材は、①コンクリート、②コンクリート及び鉄からなる建設資材、③木材、④アスファルト・コンクリートであり、特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又は施工に特定建設資材を使用する新築工事等で一定規模以上の建設工事については、その受注者等に対し、分別解体及び再資源化等を行うことを義務付けています。

現在、特定建設資材廃棄物は、排出者による分別及び再資源化が促進され、国土交通省の調査結果によると、平成 30(2018)年度における再資源化等率は全体で約 97.2%になります。

特定建設資材廃棄物については、再資源化の取組をより一層徹底し、その他の建設資材廃棄物については、リサイクル技術の開発等を積極的に行い、建設リサイクルを推進していく必要があります。

(8) プラスチック資源循環法

【循環型社会推進課】

プラスチックは、その有用性から、幅広い製品に使用されている一方で、年間約800万トンのプラスチックごみが海洋に流出し、地球規模での環境汚染が懸念されています。

このようなプラスチックごみ問題を背景に令和 4(2022)年 4 月に、プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するため「プラスチック資源循環法」が施行されました。

回避可能なプラスチックの使用は合理化(Reduce・Reuse)した上で、必要不可欠な使用については、より持続可能性が高まることを前提に再生材や再生可能資源(紙・バイオプラスチック等)に適切に切り替え(Renewable)、徹底したリサイクルを実施し(Recycle)、それが難しい場合には熱回収によるエネルギー利用を図ることで、プラスチックのライフサイクル

全体を通じて資源循環を促進していくことが必要です。

プラスチック資源循環

【環境省「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」の普及啓発ページ】

2　リサイクル製品の利用促進

(1) リサイクル製品認定制度（＊産業廃棄物税使途事業）

【循環型社会推進課】

本県では、平成17(2005)年12月に、資源の循環利用及び廃棄物の減量の促進を図り、循環型社会の形成に資することを目的として、品質、安全性等について一定の基準を満たすリサイクル製品の認定を県が行い、その利用促進を図る「福岡県リサイクル製品認定制度」を創設しました。

制度の概要は次のとおりです。

ア　認定対象品目

再生資源を原材料として製造した建設資材16品目

イ　認定要件

①国内に所在し、生活環境保全措置が講じられている工場で製造されること、②認定基準に適合していること、③関係法令を遵守して製造等がなされること、などを要件としています。

ウ　認定基準

認定対象品目ごとに、①対象資材、②品質性能、③再生資源の含有率、④環境安全性、⑤品質管理(規格等の取得状況)、⑥環境負荷の 6 項目について定めています。

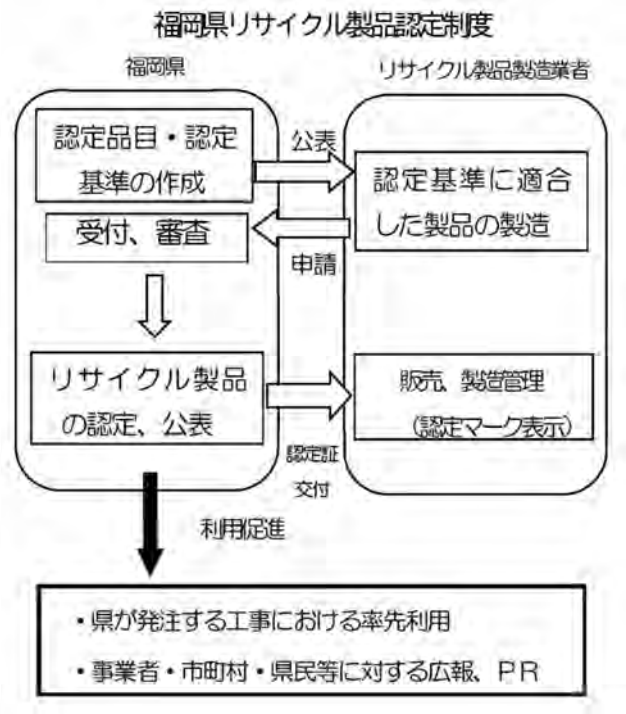

福岡県リサイクル製品認定マーク

令和 7(2025)年 9 月までに 39 回の認定を行い、「福岡県認定リサイクル製品」として396 製品を認定しています。

認定リサイクル製品は、本県が発注する公共工事において、優先利用するほか、認定リサイクル製品の情報を県ホームページに掲載するなど事業者や県民等への積極的な広報を行い、利用促進を図っています。

(2) 県産リサイクル製品認定制度

【循環型社会推進課】

本県では、平成27(2015)年11月に、県内のリサイクル産業の育成や再生資源の有効活用の拡大を図ることを目的として、一定の基準を満たす県内で製造されたリサイクル製品(生活関連用品)の認定を県が行い、その利用促進

を図る「福岡県県産リサイクル製品認定制度」を創設しました。

制度の概要は、次のとおりです。

ア　認定対象品目

再生資源を原材料として製造した生活関連用品21分類（認定対象は順次拡大の予定です。）

イ　認定要件

①県内にある工場や本社を県内に置く事業者により製造等されること、②認定基準に適合していること、③関係法令を遵守して製造等がなされること、などを要件としています。

ウ　認定基準

グリーン購入法に基づき策定した本県の環境物品等調達方針を参考に認定品目ごとに認定基準を定めています。

平成28(2016)年２月に初めての認定を行って以降、令和7(2025)年９月までに20回の認定を行い、「福岡県県産認定リサイクル製品」として116製品を認定しています。

エ　利用促進

県産認定リサイクル製品は、本県において率先利用するほか、県ホームページへの掲載やパンフレット作成など市町村や県民等への積極的な広報を行い、利用促進を図ります。

また、県産認定リサイクル製品を「販売」又は「使用」で応援いただく事業所を登録・広報する「県産リサイクル応援事業所」の運用を平成29(2017)年４月１日に開始し、令和7(2025)年6月までに157事業所の登録を行いました。

さらに、県民や事業者が「県産認定リサイクル製品」に親しみを感じるよう愛称を公募し、平成31(2019)年２月に「ふくくる」に決定しました。

福岡県県産リサイクル製品認定マーク

3　資源循環型まちづくりの推進

【循環型社会推進課】

エコタウン事業は、地域の産業蓄積などを活かし、環境産業の振興を通じた地域振興を図りつつ、地域の独自性を踏まえた廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進を通じた資源循環型経済社会を構築することを目的として、国において平成９(1997)年度に創設された制度です。

また、既存の枠にとらわれない先進的な環境調和型まちづくりを実現するために、地方公共団体が主体となり、地域住民、地域産業と連携して取り組むものであり、これまでに全国で26地域が承認されています。

本県では、平成9(1997)年7月に北九州市が、10(1998)年7月に大牟田市がエコタウンの承認を受けています。それぞれの地域の持つポテンシャルを活かしながら、環境・リサイクル産業の集積促進が積極的に図られています。

エコタウン事業概要

項目	北九州市	大牟田市
承認年月	平成 9 月 7 月	平成 10 年 7 月
場所	北九州市全域	健老町・新開町地区
特色	西日本有数の港湾機能や鉄道・道路網が整備されていること、企業等に環境関連技術が蓄積されていることなどから、アジアを視野に入れた広域・国際的な環境産業拠点となることを目指しています。	有明海沿岸道路や三池港の活用、環有明海地域との連携により、農業、水産業地域と石炭化学技術の融合を図ることで、主として生活密着型のリサイクル産業を推進しています。
主な施設の概要	〈実証研究エリア〉 ・福岡大学資源循環・環境制御システム研究所 ・九州工業大学社会ロボット具現化センター、 グリーンマテリアル研究センター　等 〈総合環境コンビナート〉 ・ペットボトルリサイクル ・OA機器リサイクル ・自動車リサイクル ・家電リサイクル ・蛍光管リサイクル ・建設混合廃棄物リサイクル ・非鉄金属、小型家電、二次電池リサイクル 〈響灘東部地区　他〉 ・パチンコ台リサイクル ・廃木材、廃プラスチックリサイクル ・汚泥・金属等リサイクル ・超硬合金リサイクル ・携帯電話リサイクル ・風力発電事業 ・食品廃棄物リサイクル ・古紙・製紙スラッジリサイクル ・都市鉱山リサイクル ・OA機器リユース ・食用油リサイクル ・使用済有機溶剤精製リサイクル ・古紙リサイクル ・空き缶リサイクル ・自動車リサイクル ・古着リサイクル ・太陽光発電パネルリサイクル ・ガラスリサイクル	〈中核施設〉 ・大牟田リサイクル発電所 ・大牟田・荒尾RDFセンター ・大牟田市リサイクルプラザ（資源化施設） ・大牟田市エコサンクセンター 〈環境リサイクル産業団地〉 ・紙おむつリサイクル ・小型家電等リサイクル ・建設系廃棄物リサイクル ・飲料容器リサイクル ・リサイクル改良土の製造 ・溶融設備の再利用 ・水再生処理施設設計 ・環境計量証明事業 ・RDFセンター設備等補修整備 ・アスファルト混合物、再生骨材、再生路盤材等の製造　等 〈企業化支援施設〉 ・RPF（プラスチック及び紙から製造されるリサイクル燃料） 製造 ・アミューズメント機器等リサイクル　等

4　各種バイオマスの利用促進

(1) バイオマスの活用状況

【林業振興課】

大量生産、大量消費、大量廃棄の経済システムは、地球温暖化や廃棄物の増加などの環境負荷をもたらしています。

このような中、循環型社会の実現と地球温暖化防止に資するためには、再生利用が可能な資源であるバイオマスの利用を推進する必要があります。

バイオマス(biomass)とは、バイオ(生物)とマス(量)を合わせた言葉であり、「再生可能な生物由来の有機性資源で、化石資源を除いたもの」とされています。

バイオマスはその発生状態により、①廃棄物系バイオマス、②未利用系バイオマス、③資源作物の 3 種類に分類されます。

①廃棄物系バイオマス

生活や産業活動から排出される生ゴミや製材所残材など

②未利用系バイオマス

農林業において広く薄く発生するわらや林地残材(伐採後に林地に置かれたままの径の小さい間伐材や枝など)

③資源作物

食料などの生産を目的とせず、エネルギー源や製品材料を目的に栽培される菜の花やトウモロコシなど

バイオマスの発生量と活用状況（令和 6 年度）

	発生量(万 t)	活用率(%)
家畜排泄物	66	86
食品廃棄物	67	15
木質系	42	70
汚泥	32	95
農作物非食用部	24	82
合計	232	63

注:表示単位未満を四捨五入しているため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

令和6(2024)年度において232万トンのバイオマスが発生し、そのうち約 6 割が活用されています。家畜排泄物や汚泥、農作物非食用部の活用は進んでいますが、今後、木質系や食品廃棄物の活用率を高めていく必要があります。

(2) 木質バイオマスの活用

【林業振興課】

本県では、伐採された木材のうち未利用の間伐材等は17万トンで、このうち61%、10万6千トンが資源として利用されています。

また、県内の製材所で丸太を加工する際に発生する製材端材は7万7千トンで、うち 96%、7万4千トンが資源として利用されています。

(3) 下水汚泥の活用

【下水道課】

下水汚泥は下水の処理過程にて発生するバイオマスであり、発生量は下水道の普及に伴って年々増加しています。地球温暖化対策の推進や循環型社会の構築が求められる現況において、下水汚泥の有効活用が促進されています。

こうした状況の中、本県の流域下水道においても有効活用を進めており、県内の流域下水道で最大規模となる御笠川浄化センターで下水汚泥の減容化及び資源化を目的として、平成12(2000)年度から「油温減圧式乾燥施設」を、令和元(2019)年度から「下水汚泥固形燃料化施設」を稼動しています。このほか、下水汚泥の発生過程において有機物を細菌の働きにより分解し、メタン含有率約 60%のガスを発生させる消化槽も導入しており、発生したガスを各施設の燃料として有効利用しています。

「油温減圧式乾燥施設」では、下水汚泥と廃食用油を混合し、減圧・加熱することにより、石炭に近い発熱量を有する乾燥汚泥となります。この処理過程にて下水汚泥の含水率が低下し、約 1/4 程度に減容化されます。現在、この乾燥汚泥は石炭火力発電所での石炭との混焼燃料や肥料の原料として活用されています。

「下水汚泥固形燃料化施設」では、下水汚泥を 250℃～350℃で蒸し焼き(炭化処理)することにより、固形燃料となります。この固形燃料を石炭火力発電所での石炭との混焼燃料とし

て活用することで、下水汚泥の資源化を促進するとともに、温室効果ガスの削減による地球温暖化防止に貢献します。

御笠川浄化センターでは、令和 6(2024)年度に発生した下水汚泥のうち、77.6%を「下水汚泥固形燃料化施設」、11.3%を「油温減圧式乾燥施設」で処理し、残り 11.1%については場外搬出等を行い、次表のとおり再利用を図っています。

令和６年度下水汚泥の処理（御笠川浄化センター）

処理方法	受入量(t)		活用方法
固形燃料化	29,573	77.6%	石炭混焼燃料
油温減圧乾燥	4,287	11.3%	石炭混焼燃料、肥料原料
場外搬出等	4,238	11.1%	セメント原料等

(4) 環境保全施設等整備資金融資事業（エコふくローン）

【循環型社会推進課】

福岡県環境保全施設等整備資金融資制度により財政支援を行い、県内に事業所を有する中小企業者等の次世代自動車の購入・最新規制適合車への買い替え、廃棄物資源化・再生利用施設、バイオマスプラスチックを原料とする製品の製造施設の整備等を促進します。

5 福岡県リサイクル総合研究事業化センター

【循環型社会推進課】

リサイクルをシステムとして地域に定着させるためには、技術だけでなく、分別回収やリサイクル製品の販路の確保等の課題が数多くあります。

このため、本県では、平成13(2001)年６月に福岡県リサイクル総合研究事業化センター(リ総研)を設立し、産・学・官・民の協力により、廃棄物の特性に応じたリサイクル技術と併せて、効果的な分別収集システム等の社会システムを開発しています。

リ総研は、課題解決のための研究機能、研究成果の展開を図る実践支援機能、環境情報の発信機能により、実用的なリサイクルに関する研究を推進するとともに、研究開発支援や研究成果を活用した事業化を進めています。

また、太陽光発電パネルリサイクル推進事業や使用済プラスチックの回収・再資源化に関する実証事業支援等の実施機関としての役割も担っています。さらに、令和 6(2024)年度からは使用済 EV バッテリー資源循環モデル構築事業を開始しています。

（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センターの機能

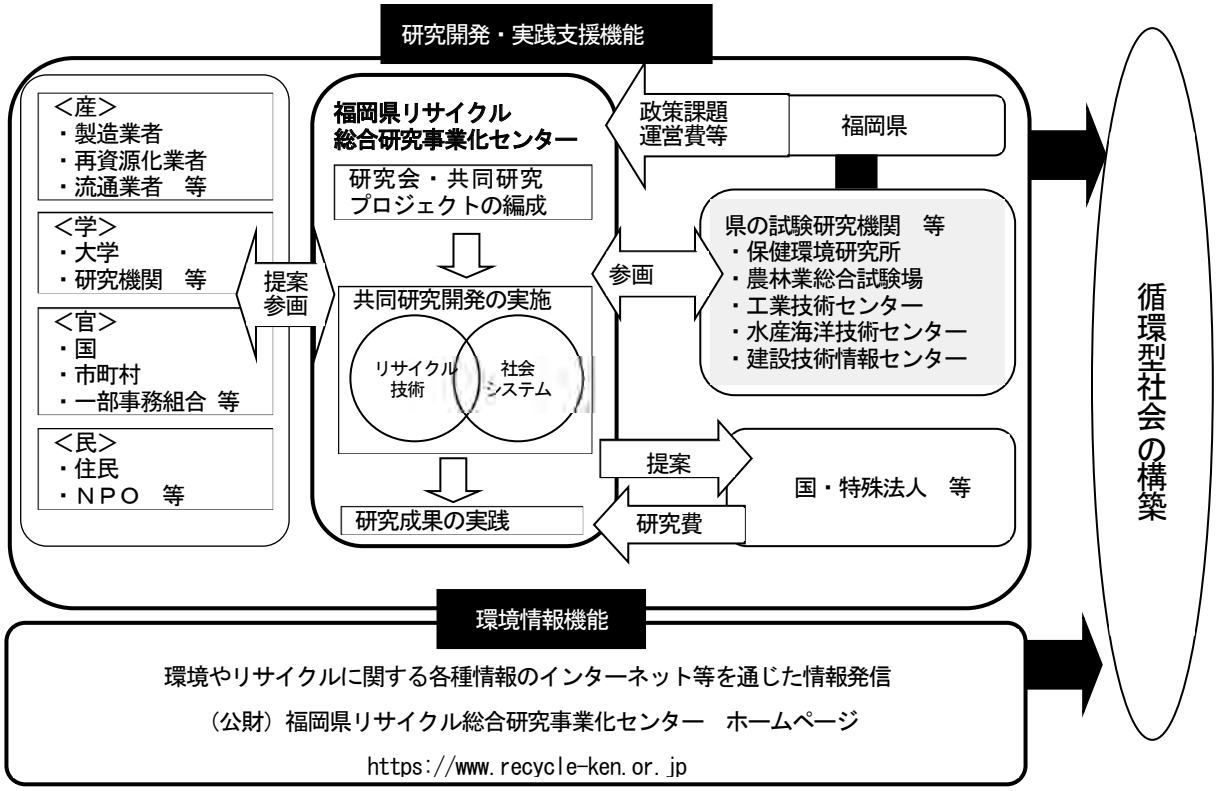

（1）研究成果事例

<u>未利用アカモクから化粧品原料を抽出する技術を開発</u>

（株）マサエイ水産加工は、アカモク（海藻）を採取・加工し、加工食品として販売していますが、加工の際、色や硬さなどが基準に適さない未利用アカモクが発生します。この未利用アカモクは、今まで有効利用先がなかったため廃棄されていました。

リ総研では、化粧品製造業者の佳秀工業（株）、（株）マサエイ水産加工、福岡県工業技術センター生物食品研究所による研究チームを編成し、リ総研のコーディネーターによる総合的なサポートの下、共同研究を進めました。

その結果、未利用アカモクから化粧品原料（アカモクエキス）を抽出する技術が開発され、佳秀工業（株）は、令和4（2022）年にアカモクエキスを含有する化粧品を商品化し、販売を開始しました。

リ総研は、本事業の更なる拡大に向けて引き続き支援していきます。

未利用アカモクから抽出した
アカモクエキスを含有した化粧品の商品化

（2）研究開発取組状況（令和６（2024）年度）

<u>ア　研究会</u>

・　竹をバイオマス資源として伐採・回収するシステムを社会実装する研究会

・ 放置竹林の竹を原料とするトマト養液栽培用培土の開発等総合的利活用事業化研究会
・ フルボ酸とカキ殻を活用したチップバーン発生抑制策とAIを用いたデジカメ画像解析によるチップバーン検出方法の研究会
・ 植物発酵エキス製造工程で発生する残渣の養豚用飼料開発と事業化研究会
・ PVC(塩ビ)端材と木材端材を原材料とする新素材とリサイクル商品の開発研究会
・ 臭気対策による「再生油 Bio」の高度利用(BDF 化及び SAF 化)研究会
・ 絶縁油リサイクルシステムの生産性向上研究会
・ 日本酒製造の過程で発生する酒粕等の副産物を主成分とした機能性養鶏用飼料の開発研究会
・ ゴルフクラブの製造工程から排出される CFRP のリサイクル事業化研究会
・ 廃棄建設足場鋼材の再生リサイクル技術研究会

イ 共同研究プロジェクト

・ 廃プラスチックを添加したアスファルトの舗装材料への利用研究プロジェクト
・ リサイクル鉄粉によるスマート農業の実証と販売体制構築プロジェクト
・ 硅砂副生成物の高取焼陶土活用プロジェクト
・ 浮遊選鉱法によって改質した燃焼灰を使用したジオポリマーコンクリートによる実建物の実証プロジェクト

(3) レアメタルリサイクル推進事業

レアメタルとは、元々埋蔵量が少なかったり、量は多くても経済的・技術的に取り出すことが困難な 31 種類の金属の総称です。

自動車や電子電気機器等のハイテク産業には必須の素材であるため、レアメタルの安定的な確保は、我が国の産業競争力を確保する重要な課題の一つとなっています。

本県には、北九州市と大牟田市に 2 つのエコタウンがあり、エコタウンを中心としてリサイクル産業等の集積が進んでいることや大学等においてもレアメタル抽出等の研究実績があるなど、レアメタルリサイクルを推進する上で多くのポテンシャルがあるため、平成 20(2008)年度から事業化に向けた取組を積極的に進めてきました。

これまで、使用済電子機器からのタンタルリサイクルの事業化や使用済蛍光管からのレアアースリサイクルの事業化を実現しました。

また、レアメタル等の有用な金属の再資源化を目的として、平成 25(2013)年 4 月に小型家電リサイクル制度がスタートしましたが、本県では、制度開始前の先行的な取組として、21(2009)年から、大牟田市、筑後市及び大木町において、ゲーム機やデジタルカメラ、携帯電話などの使用済小型家電の回収モデル事業を開始し、23(2011)年度からは全国で初めて県域を越えて九州一円 17 自治体で、さらに、24(2012)年度には参加自治体を 30(県内は 17 自治体)に拡大し、広域回収モデル事業を実施しました。

本モデル事業においては、各自治体の実情に応じた回収方法の採用や広域的な回収など、使用済小型家電の回収システムの構築を図ることができました。

現在、県内の多くの自治体が小型家電リサイクル法に基づき小型家電の回収を行っています。

これらの取組に加えて、令和6(2024)年度からは使用済EVバッテリーの資源循環モデル構築に向けた事業にも取り組んでいます。(詳細は(7)使用済 EV バッテリー資源循環モデル構築事業に掲載)

(4) 太陽光発電パネルリサイクル推進事業

太陽光発電については、平成 24(2012)年に開始した再生可能エネルギーの固定価格買取制

度により導入が急速に進展したことに伴い、今後、使用済みとなった太陽光パネルの排出量が加速度的に増加することが想定されます。

現在、パネルの多くが埋立処理されており、資源の有効利用の観点から、将来のパネルの排出量の増加に備え、リサイクルにつなげる仕組みが必要です。

県内には全国的にも数少ない太陽光パネルの高度な処理技術を持つリサイクル業者があり、効率的な回収システムがあれば、パネルのリサイクル推進が可能な環境にあります。

このため、本県とり総研は、令和元(2019)年度から 2(2020)年度にかけて各所に点在するパネルを効率的に回収するシステムの実証試験を実施しました。そのうえで、「廃棄太陽光パネルスマート回収システム」を全国に先駆けて開発し、3(2021)年 7 月から運用を開始しました。

このシステムは、排出者(メンテナンス業者)、収集運搬業者、リサイクル業者等が、廃棄パネルに関する情報(保管量、保管場所、種類)をクラウド上の支援ソフトで共有し、点在する廃棄パネルを効率的(スマート)に回収、リサイクルするものです。

今後、太陽光パネルリサイクルの関係者と設置した「太陽光発電(PV)保守・リサイクル推進協議会」を通じて、多くの関係者にシステムの活用を促すことにより、点在する廃棄パネルを効率的(スマート)に回収し、再資源化を推進します。

廃棄太陽光パネルスマート回収システムの概要

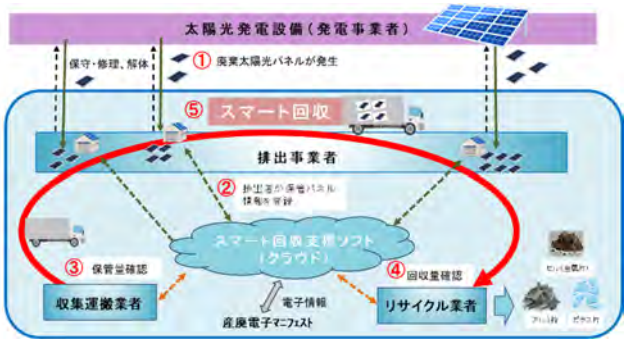

(5) 太陽光パネルリユースモデル事業

使用済みパネルのうち、まだ発電可能なものをリユースすることにより将来の排出量の平準化を図るため、令和5(2023)年度から、「太陽光パネルリユースモデル事業」を実施しています。

本事業では、県とり総研が関連事業者等と協同して、診断・物流・発電の一連の実証や事業採算性の検証を行い、低コストで信頼性の高い診断方法の確立など、太陽光パネルリユースモデルの構築を目指しています。

太陽光パネルリユースモデル事業の概要

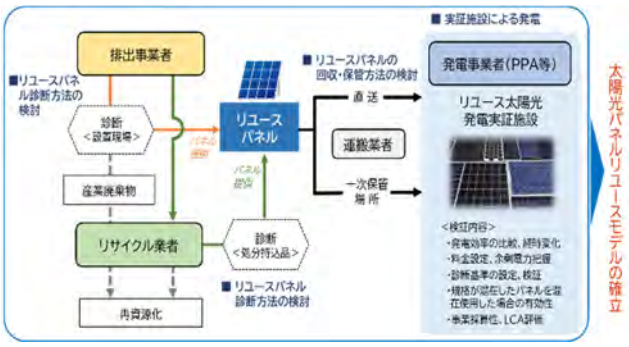

(6) 紙おむつリサイクル推進事業

高齢化社会の進行に伴い、紙おむつの使用量・排出量は増加することが予測され、紙おむつのリサイクルは大きな課題となっています。

県内リサイクル事業者は、リ総研等との共同研究により、使用済紙おむつを水溶化処理してパルプなどを分離・回収し、建築資材の原料等として再利用する技術を確立しました。この技術は、環境省が令和2(2020)年3月に策定した「使用済紙おむつの再生利用等に関するガイドライン」においてもリサイクル技術のひとつとして取り上げられています。

紙おむつリサイクルシステムの概要

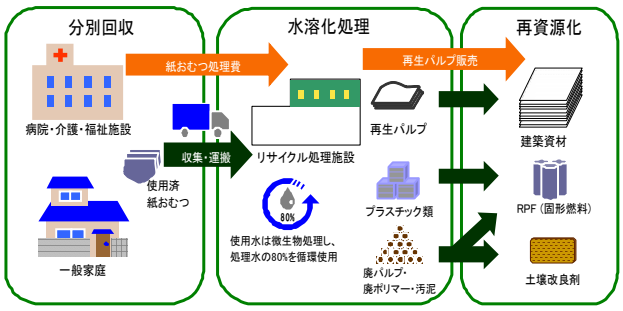

また、大木町においては、この共同研究の成果を活用して、平成23(2011)年10月に全国で初めて家庭からの紙おむつの分別回収とリサイクルが開始されました。27(2015)年度には、福岡都市圏において紙おむつのリサイクル事業化を目的とした自治体や病院、介護施設等の関係者をメンバーとする「紙おむつリサイクルシステム検討委員会」において、排出実態調査及び広域回収実験の結果等を基に、「紙おむつリサイクルシステム(案)」を取りまとめました。

今後とも情報発信に努め、紙おむつリサイクルを推進していくこととしています。

(7) 使用済ＥＶバッテリー資源循環モデル構築事業

EV(電気自動車)の普及に伴い、今後、バッテリーの廃棄量も加速度的に増えていくことが予測されます。我が国では、EVバッテリーに含まれるレアメタルの調達を海外に依存しており、経済安全保障上の懸念があることから、国内におけるバッテリーのリサイクルシステムの確立が喫緊の課題となっています。

本県とり総研では、国家的課題である使用済EVバッテリーの資源循環システムを全国に先駆けて構築するため、令和6(2024)年7月に「グリーンEVバッテリーネットワーク福岡(愛称:GBNet(ジービーネット)福岡)」を設立しました。

GBNet福岡は、自動車メーカー、金属リサイクル業者等の企業・団体で構成され、使用済EVバッテリーの「回収」「リユース」「リサイクル」「再製造」の一連の工程に取り組み、資源循環の「福岡モデル」構築を目指しています。

福岡モデル（使用済ＥＶバッテリー資源循環システム）

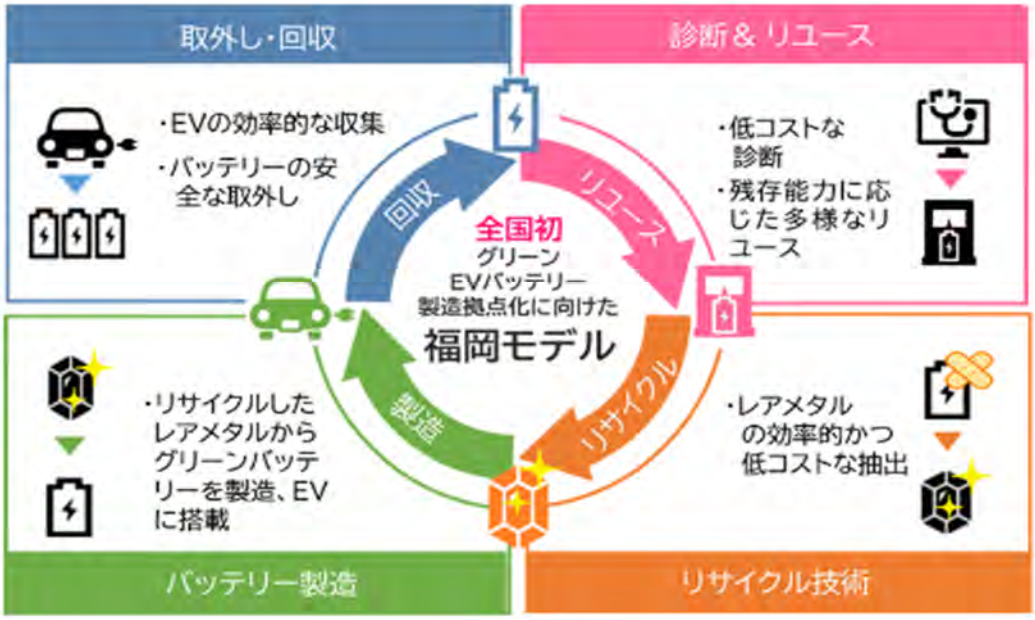

第４節　廃棄物の適正処理による環境負荷の低減

〔廃棄物処理法〕

一般廃棄物については、市町村に処理責任がありますが、本県では市町村等の関係機関と連携し、適正な処理のため各種施策を実施しています。また、災害廃棄物の処理体制の整備にも取り組んでいます。

産業廃棄物については、排出事業者がその責任において適正に処理することが原則であり、本県では、その適正処理の徹底のため、安定型最終処分場の定期掘削調査などの各種施策を実施しています。

1　一般廃棄物に関する法律等の整備

【廃棄物対策課】

一般廃棄物の適正処理に関しては、廃棄物処理法、同法施行令及び施行規則が施行されています。

平成 27(2015)年 7 月の改正では、災害対策を実施･強化するための法整備がなされました。

2　一般廃棄物の適正処理の推進

(1) 市町村の一般廃棄物処理計画と処理体制の整備

【廃棄物対策課】

市町村は、一般廃棄物の排出抑制のための方策や分別収集体制の確立及び処理施設の整備等について計画を策定し、その計画に従って廃棄物の処理を行っています。

廃棄物処理施設については、マテリアルリサイクル推進施設(容器包装の選別･保管や粗大ごみの破砕･資源回収等を行う施設)や熱回収施設(焼却施設)等を環境負荷や立地等に配慮しつつ、効率的かつ計画的に整備していくことが必要です。

(2) 一般廃棄物処理施設の維持管理の指導

【廃棄物対策課】

市町村等の処理施設の維持管理が適正に行われるよう適宜立入検査を行うほか、施設の排ガス、排水の検査等の定期的な報告を求め、実態把握を行い、必要に応じ改善指導を行っています。

(3) ごみ散乱防止対策

【廃棄物対策課】

道路や河川、観光行楽地等における空き缶やペットボトル等のごみの散乱が後を絶ちません。

本県では、県民への啓発を主眼とし、地区衛生組織等のボランティア団体による美化運動の推進等に努めています。

また、平成 5(1993)年 3 月に「福岡県ごみ散乱防止条例」を制定し、県、市町村、県民、事業者及び土地の占有者が連携して、たばこの吸い殻、空き缶等のごみの散乱を防止することを目的とした「環境美化の日」の設定や普及啓発を行っています。

県内の全ての市町村においても、同様の条例が制定されており、行政、住民、事業者が一体となってごみ散乱防止対策に取り組んでいます。

3　海洋ごみに関する対策

(1) 海岸漂着物等対策

【廃棄物対策課】

本県の海洋ごみ(海岸漂着ごみや漂流ごみ、海底ごみ)は、河川を経由した流れ込みやポイ捨て等による国内由来によるものが多数含まれています。また、海岸漂着ごみにおけるプラスチック類や発泡スチロールの割合が、個数で 90%、重量で 30%を占めています。

こうした海洋ごみは、自然環境や生活環境に

悪影響を及ぼすばかりでなく、海岸における美しい景観を損ない、漁業活動に支障を来すなど経済活動にも悪影響を与えています。

本県では、海洋ごみの発生の状況や原因を確認するため、継続的に海岸漂着ごみ組成調査を実施するとともに、令和5(2023)年度から令和6(2024)年度まで河川ごみ実態把握調査を行い、その結果を受けて福岡県散乱ごみ対策事例集を作成しました。

また、海洋ごみに対する理解や認識を深め、ポイ捨てをしない、ごみの分別を行うといった簡単な行動から少しずつ始めていくことなど海岸環境の保全に向けた普及啓発を目的として、海洋ごみ発生抑制に係る啓発動画「密着！漂着！海のごみに突撃インタビュー！」を作成したほか、令和7(2025)年度は、海岸のみならず河川・道路などでの清掃の取組を促進する「1 万人のクリーンアップ大作戦」やスポGOMIイベントを実施しました。

「密着！漂着！海のごみに突撃インタビュー！」

(視聴できます)

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/umigomikeihatudouga.html

(2) クリーンリバー・クリーンビーチ推進事業

【河川管理課、港湾課】

本県では、「クリーンリバー推進対策事業」及び「クリーンビーチ推進事業」により、県が管理する河川や海岸において、清掃、除草などの愛護活動に取り組むボランティア団体、NPO法人、地元企業、学校等を愛護団体等として登録する制度を設け、活動に対する報償費の支給等により、その活動を支援しています。(第3章にも記載)

4 産業廃棄物の適正処理の確保

(1) 産業廃棄物に関する法律等の整備

【廃棄物対策課】

産業廃棄物の適正な処理体制の整備や不適正処理を防止するため、廃棄物処理法において、国における基本方針や都道府県における廃棄物処理計画の策定、マニフェスト制度の見直し、野外焼却の禁止等が定められています。

平成 30(2018)年 4 月の改正においては、家電リサイクル法及び小型家電リサイクル法に指定されている 32 品目のうち、廃棄物ではなく、かつ再使用されないものが有害使用済機器として定められ、当該機器の保管又は処分を行おうとする場合は届出が必要となりました。

有害使用済機器の保管等届出状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

届出の種類	届出件数				
	県	北九州市	福岡市	久留米市	合計
保管のみ	6	10	2	0	18
保管及び処分(再生を含む)	0	3	2	0	5
計	6	13	4	0	23

(2) 産業廃棄物処理施設の設置許可状況

【廃棄物対策課】

事業者の設置する最終処分場(埋立場)及び一定規模以上の中間処理施設については、許可を要することとなっています。

(3) 産業廃棄物処理業の許可状況

【廃棄物対策課】

産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事(政令で定める市にあっては市長。本県の場合、北九州市、福岡市、久留米市の各市長)の許可が必要であり、通常の産業廃棄物と特別管理産業廃棄物について、それぞれ収集運搬業及び処分業の許可が必要です。

ただし、収集運搬(積替え、保管を含まない。)については、平成 23(2011)年 4 月から許可の合理化が行われ、原則として知事の許可のみで県内全域の収集運搬業が可能となっています。

産業廃棄物処理施設設置許可状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

施設の種類		許可件数				
		県	北九州市	福岡市	久留米市	合計
汚泥	脱水施設	44	30	15	13	102
	乾燥施設	3	4	0	0	7
	焼却施設	4	19	0	1	24
廃油	油水分離施設	5	10	0	1	16
	焼却施設	5	18	1	1	25
廃酸・廃アルカリの中和施設		1	5	0	0	6
廃プラスチック類	破砕施設	25	58	5	4	92
	焼却施設	9	20	2	2	33
木くず・がれき類の破砕施設		171	132	27	91	421
有害物質を含む汚泥のコンクリート固型化施設		0	1	0	0	1
水銀等を含む汚泥のばい焼施設		0	1	0	0	1
廃水銀等の硫化施設		0	0	0	0	0
汚泥・廃酸・廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設		1	9	0	0	10
廃石綿、石綿含有産業廃棄物の溶融施設		0	1	0	0	1
その他の産業廃棄物の焼却施設		7	18	2	1	28
PCB	焼却施設	0	0	0	0	0
	分解施設	0	3	0	0	3
	洗浄・分離施設	0	1	0	0	1
最終処分場	遮断型	1	0	0	0	1
	安定型	21	4	4	1	30
	管理型	11	5	1	0	17
計		308	339	57	115	819

産業廃棄物処理業許可状況

（令和７年３月31日現在）

業の種類			許可区域				
			県	北九州市	福岡市	久留米市	合計
産業廃棄物	収集運搬業		6,349	180	31	10	6,570
	処分業	中間処理	384	155	68	53	660
		最終処分	13	4	4	1	22
特別管理産業廃棄物	収集運搬業		719	52	3	6	780
	処分業	中間処理	11	25	2	2	40
		最終処分	1	0	0	0	1
合計			7,477	416	108	72	8,073

(4) 産業廃棄物処理の監視指導（※産業廃棄物税使途事業あり）

【監視指導課、廃棄物対策課】

産業廃棄物は、排出事業者がその責任において適正に処理することが原則であり、また、循環型社会の形成に向けて、一層の廃棄物の排出抑制や減量化・資源化の促進が求められています。

本県は、排出事業者及び処理業者に対して適正処理を指導しています。

ア　法令の周知徹底

【監視指導課】

廃棄物処理法や条例の周知を図るため、本県では次の施策を実施しています。

産業廃棄物の適正処理に必要な知識の習得を目的として産業廃棄物処理業者に対する講習会を実施しています。また、排出事業者の処理責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理の徹底を図ることを目的として、排出事業者に対する講習会を実施しています。（令和2(2020)年度以降は新型コロナウイルス感染拡大防止のため県ホームページに資料を掲載すること等により実施）

加えて、排出事業者で構成される団体の研修会などに職員を講師として派遣しています。

さらに、県民向けの啓発活動として、例年、福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会※と合同で、博多駅前など県内の複数か所で「不法投棄撲滅キャンペーン」を実施しています。

イ　監視指導

【監視指導課】

不法投棄をはじめ産業廃棄物の不適正処理が依然として発生していることから、処理業者等に対する不信感や生活環境保全上の支障に対する不安の声が県民から寄せられています。

そのため、本県では、排出事業者、処理業者に対して監視指導を行い、適正処理の徹底を図っています。

本県における不法投棄等不適正処理の状況

	R2	R3	R4	R5	R6
発生量(ﾄﾝ)	40	2,750	24	0	58
発生件数	2	1	1	0	1
改善状況	改善中	改善中	改善済	―	改善中

（1件当たり10トン以上のもの。政令市、中核市分を除く）

令和6(2024)年度における監視指導は、次のとおりです。

(ｱ) 排出事業者に対する監視指導

排出事業者の処理責任を明確にし、産業廃棄物の適正処理を一層徹底するため、有害物質関連の事業場や処理施設を有する事業場、さらには排出量の多い事業場等の立入検査及び処理実績報告の徴収を行い、法令の遵守、処理体制の整備、処理施設の適正管理を指導しました。

(ｲ) 処理業者に対する監視指導

産業廃棄物処理業者は、その性格上社会的な責任が大きいこと、また、取り扱う産業廃棄物が多量かつ多種類に及ぶことから、全ての処理業者を対象として立入検査及び処理実績報告の徴

※福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会：県、環境省、県警、第七管区海上保安本部、北九州市、福岡市、久留米市及び(公社)福岡県産業資源循環協会で構成する協議会(令和７年３月31日時点)。不法処理の未然防止及び不適正処理事案に対する迅速かつ適正な対応を目的としています。

収を行い、許可事業範囲の徹底、処理処分に関する基準の遵守、処理施設の適正管理を指導しました。

(ｳ) 立入検査と行政処分

産業廃棄物の適正な処理を確保するため、廃棄物処理法等に基づき、産業廃棄物処理業者や事業場の廃棄物処理施設等への立入検査を令和6(2024)年度は 4,424 件実施しています。

また、廃棄物処理法に違反する処理等が行われた場合には、改善命令、措置命令、業の停止、業許可の取消し等の行政処分を行います。

(ｴ) 県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する事前届出制度

産業廃棄物の処理の適正化を図るため、平成25(2013)年11月に「福岡県県外産業廃棄物の県内搬入処理に関する要綱」を制定しました。

県外から搬入される産業廃棄物の種類、数量等を事前に把握することにより、効率的な監視・指導の実施、不適正処理の早期発見・早期対応に努めています。

(ｵ) 産業廃棄物運搬車両検問

警察と連携し、産業廃棄物運搬車両検問を実施しています。

実際に産業廃棄物を運搬している車両を停車させて、積載している産業廃棄物の量や性状を確認し、産業廃棄物管理票(マニフェスト)※との照合を実施しています。

令和 6(2024)年度は県内 8 か所で実施し、許可証の写しの不携帯などについて、処理業者に対して適正に運用するよう指導しました。

ウ　監視指導の強化

【監視指導課】

産業廃棄物の不適正処理事案の未然防止、早期解決を目的として、次のような取組により、監視指導を強化しています。

(ｱ) 警察官等の配置

現職の警察官2名を監視指導課に配置するとともに、警察官OBを専門員として監視指導課及び各保健福祉環境事務所に計20名配置するなど、監視指導体制の強化を図っています。

(ｲ) 安定型最終処分場の掘削調査

平成 25(2013)年度から、産業廃棄物の不適正処理の早期発見・早期対応を図るため、県内の安定型最終処分場に対する掘削調査を実施しています。

令和6(2024)年度においては、3処分場の掘削調査を実施し、その調査結果を県ホームページで公表しました。

(ｳ) 立入検査の強化

効果的・効率的な監視指導を行うため、平成28(2016)年度から、産業廃棄物処理業者の許可情報、指導実績等を一元的に管理するシステムを運用しています。

平成 30(2018)年度からは、立入検査の効率化・強化を図るため、赤外線カメラ搭載ドローンを導入し、廃棄物の量や表面温度を正確かつ迅速に把握して、過剰保管への早期対応や火災の未然防止に努めています。

令和元(2019)年度からは、的確かつ速やかな行政指導、排出事業者責任の早期追及、積極的かつ厳正な行政処分を行うことを目的として、産業廃棄物処分業者に対して、廃棄物対策課、監視指導課、担当保健福祉環境事務所が合同で立入検査を実施しており、令和6(2024)年度においては、39業者を対象に合同立入検査を行い、違反が認められた業者に適正処理を指導しました。また、監視指導担当職員の資質向上のため、過去の事案を題材とした研修を行うことにより、不適正処理の早期発見・早期対応の取組をさらに強化しています。

令和 2(2020)年度からは、監視指導業務にウェアラブルカメラや遠隔操作対応監視カメラを導入し、不適正処理に対して迅速・的確に対応する体制を構築しています。

※産業廃棄物管理票(マニフェスト):排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、処理業者へ交付する書類。処理終了後に処理業者からその旨を記載したマニフェストの写しの送付を受けることにより、委託内容どおりに産業廃棄物が処理されたことを確認し、もって適正処理を確保するためのもの。

令和5(2023)年度からは、より迅速な監視指導を行うため、AI－OCR※を導入しました。

エ　不適正処理現場の是正

【監視指導課】

廃棄物処理法に基づく措置命令、改善命令及び行政指導を行っているものの課題の解消に長期間を要している事案について、将来に向けた生活環境保全上の支障がないよう、周辺環境のモニタリングや各種調査による現状の詳細な把握、専門家会議での対応方針の検討、地元自治体や住民との協議・調整等、必要な対策を迅速かつ重点的に実施し、課題解消に取り組んでいます。

オ　適正な産業廃棄物処理施設確保の推進

【廃棄物対策課、循環型社会推進課】

産業廃棄物を処理するためには、適正な処理施設の確保とともに、周辺(又は近隣)住民の理解を得ることが極めて重要です。

このため、設置者と住民との意見の調整を図るための手続を定めた「福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例」を制定し、その適正な運用を図り、産業廃棄物処理施設の確保に努めています。

令和6(2024)年度は、この条例に基づき、3件の事業計画が提出され、手続を進めています。

しかし、産業廃棄物処理施設に対する不安感等を背景に、周辺地域の住民と事業者との意見調整に時間を要している事例もあります。

また、現状では県内の最終処分場については残余容量に余裕があり、今後は、民間による最終処分場の整備状況や残余容量を見極めながら、公共関与による整備についても引き続き検討を行っていきます。

カ　優良産業廃棄物処理業者認定制度の優良基準適合認定

【廃棄物対策課】

廃棄物処理法において、優良産廃処理業者認定制度が規定されています。

優良産廃処理業者認定制度は、法人の許可情報、産業廃棄物の処理状況等の情報を、一定期間インターネットを利用する方法により公表するなど、産業廃棄物の排出事業者が優良認定業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的としています。

産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準(①遵法性、②事業の透明性、③環境配慮の取組、④電子マニフェスト、⑤財務体質の健全性、⑥5年以上継続して優良認定を受けようとする都道府県又は政令市の産業廃棄物処理業の許可を受けていること)への適合性を都道府県知事(政令で定める市にあっては市長。本県の場合、北九州市、福岡市、久留米市の各市長)が認定した場合には、通常5年の産業廃棄物処理業の許可の有効期間を7年とする等のメリットが付与されます。

優良産廃処理業者認定状況

(令和７年3月31日現在)

業の種類	認定件数				
	県	北九州市	福岡市	久留米市	合計
産業廃棄物収集運搬業	221	20	6	5	252
産業廃棄物処分業	48	28	14	18	108
特別管理産業廃棄物収集運搬業	146	12	0	5	163
特別管理産業廃棄物処分業	3	9	0	1	13
計	418	69	20	29	536

※AI-OCR:活字、手書き文字を読み取ることができるソフトウェア。ほとんどが手書きのマニフェストを AI-OCR を用いて電子化し分析することで、中間処理の状況等を短時間で把握することが可能となる。

(5) 市町村への環境行政支援（＊産業廃棄物税使途事業）

【循環型社会推進課】

産業廃棄物の適正処理の推進を図るため、保健所設置市（北九州市、福岡市、久留米市）が実施する産業廃棄物の適正処理推進事業及び市町村（北九州市、福岡市、久留米市を除く。）が実施する産業廃棄物最終処分場の適正処理推進事業や不法投棄防止事業を支援しています。

5　廃棄物の不適正処理の防止

（※産業廃棄物税使途事業あり）

【監視指導課】

廃棄物の不法投棄防止に関する監視と情報交換を目的として、平成6(1994)年3月に福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会を設置するとともに、県内9地域に県保健福祉環境事務所を中心として警察署及び市町村等で構成する地域連絡協議会※を設置しています。

この地域連絡協議会を中心として、不法投棄監視体制の整備を進めています。また、6保健福祉環境事務所管内においては、42の市町村で不法処理防止推進員制度※が整備されています。

加えて、平成 28(2016)年度から、デジタルカメラのGPS機能を活用して、本県が把握した不法投棄場所を不法投棄物の種類や量等の関連情報とともに電子地図上にマッピングするシステムを整備・運用し、市町村等と情報を共有しているほか、不法投棄が疑われる現場等に監視用小型カメラを設置し、不法投棄等の早期発見、早期対応、未然防止を図っています。

不適正処理現場の状況　（改善指導前）

不適正処理現場の状況　（改善指導後）

その他の監視指導活動

・巡回監視パトロール
　各保健福祉環境事務所職員等による不法投棄の防止及び早期発見のための巡回監視
・スカイパトロール
　県警所有のヘリコプター等による空からの不適正処理等監視
・平日夜間、休日昼間における監視パトロール

※地域連絡協議会：保健福祉環境事務所環境（指導）課を中心に管内の警察署、市町村、農林・県土整備事務所等で構成し、不法投棄対策等を協議する協議会。
※不法処理防止推進員制度：不法投棄等の疑いがある情報を地域住民（ボランティア等）から収集する制度

6　災害廃棄物の適正処理

【廃棄物対策課】

大規模な地震や水害等の災害時には、大量の災害廃棄物が発生します。このため、「福岡県災害廃棄物処理計画」に基づき、災害廃棄物の処理について、県内廃棄物関係事業者団体と協定を締結するとともに、九州・山口各県との間で相互支援協定を締結し、広域的な災害廃棄物処理に係る連携体制を構築しています。さらに県では、市町村における災害廃棄物処理の実効性を高めるため、市町村災害廃棄物処理計画の策定支援や、市町村職員等関係者に対する研修等を行っています。

令和7（2025）年8月6日からの大雨では、事前に関係団体へ支援に向けた体制確保を要請するとともに、発災後には被災自治体へ災害廃棄物処理に関する必要な助言を行いました。さらに、特に大きな被害を受けた自治体へ職員を派遣し、仮置場の運営等に関して、必要な助言を行いました。

第６章　自然共生社会の推進

第6章では、自然共生社会の推進の取組について掲載しています。
私たちは、自然から多くの恵みを受けて生活しています。この恵みを将来にわたって持続的に利用するために、生物多様性の保全をはじめとした自然と共生するための様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- ○ 県民一人一人や事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において常に生物多様性に配慮した行動がとられている社会。
- ○ 豊かな自然の保全と社会経済活動が両立し、人と生きものが環境の中で一つにつながり、健やかにともに生きることにより成立した里地里山や里海等の地域、文化が保全される等、生物多様性の恵みを持続的に享受できる社会。
- ○ 地域の自然や生きものに関心を持つ人々が増え、また、自然資本から得られる生物多様性の恵みが重要な地域資源として見直され、人々の郷土愛を育んでいる社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進捗
生物多様性プラットフォーム（ホームページ）のアクセス数	177,391 件 令和 2（2020）年度	384,200 件 令和 8（2026）年度	374, 054 件 令和6（2024）年度
平尾台自然観察センターの利用者数	39,980 人 平成 30（2018）年度	44,000 人 令和 8（2026）年度	1,210 人 令和6（2024）年度 ※令和 6 年度はリニューアル工事により休館したため、イベント参加者等のみの数
農地等の維持・保全に取り組む面積	41,545 ha 令和 2（2020）年度	42,180 ha 令和 8（2026）年度	42,019 ha 令和6（2024）年度

第１節　自然環境の現況

【自然環境課、農山漁村振興課】

本県は、山、川、海が相互に影響を及ぼしながら豊かな自然環境を形成し、多くの動植物による様々な生態系が形作られています。これらの恵まれた自然を未来に引き継ぐことは、現代に生きる我々に課せられた責任であると言えます。

1　地形

本県は、筑前海、豊前海、有明海の三つの海に面しています。

主な山地としては、脊振山地(脊振山 1,055m)、英彦山地(英彦山 1,199m)、釈迦岳山地(釈迦岳 1,230m)、古処山地(古処山 860m)、三郡山地(三郡山 936m)、福智山地(福智山 901m)があります。

河川では、遠賀川、筑後川、矢部川などの大河が平野部を形作りながら県土を縦横断しています。遠賀川は筑豊盆地、直方平野、遠賀平野などを形成しながら筑前海に注ぎ、また、九重連山に源を発する筑後川と、釈迦岳山地から流れ出した矢部川は、その間に県内第一の穀倉地帯である筑後平野を形成しながら有明海に注いでいます。

県東部では今川をはじめとする中小河川が豊前平野を経て豊前海に、また、県北西部では室見川、那珂川、多々良川などが福岡平野を経て、博多湾に注いでいます。

玄界灘に面した海岸は、弧状の砂浜海岸と岬が交互に出現するいわゆる隆起沈降性海岸で、海岸防風林のクロマツと相まって、白砂青松の景観を呈しています。

2　気候

年間を通すと、温暖的要素が強いと言えます。一方で日本海側に位置する福岡、北九州地方は冬季には大陸からの寒気の影響を受け、日本海型気候区の特徴を示しています。筑後平野を中心とする内陸平野部は、三方を山に囲まれており、内陸型気候の特徴を示し、筑豊盆地は、気温の日較差や年較差が大きく、盆地特有の気候を示しています。

降水量は、平均で年間 1,800 ㎜程度あります。

3　植生

森林面積は224,937ヘクタールで、人工林の割合が高い(約 6 割)のが特徴です。県内の自然植生は標高 750～800mを境に、おおむね上部ではブナなどの夏緑樹林帯、下部ではシイ、カシなどの照葉樹林帯となっています。

森林以外でも平尾台に広がるネザサ・ススキ草原などの貴重な半自然的植生があります。

4　動物

英彦山地など山地の自然林や、有明海、豊前海、博多湾の干潟等は、哺乳類、鳥類、昆虫類、甲殻類など多くの動物にとって重要な生息地となっています。

また、九州の最北部に位置し、大陸にも近いという地理的条件から、渡り鳥の中継地としても重要な役割を果たしています。

県内の主な山と川

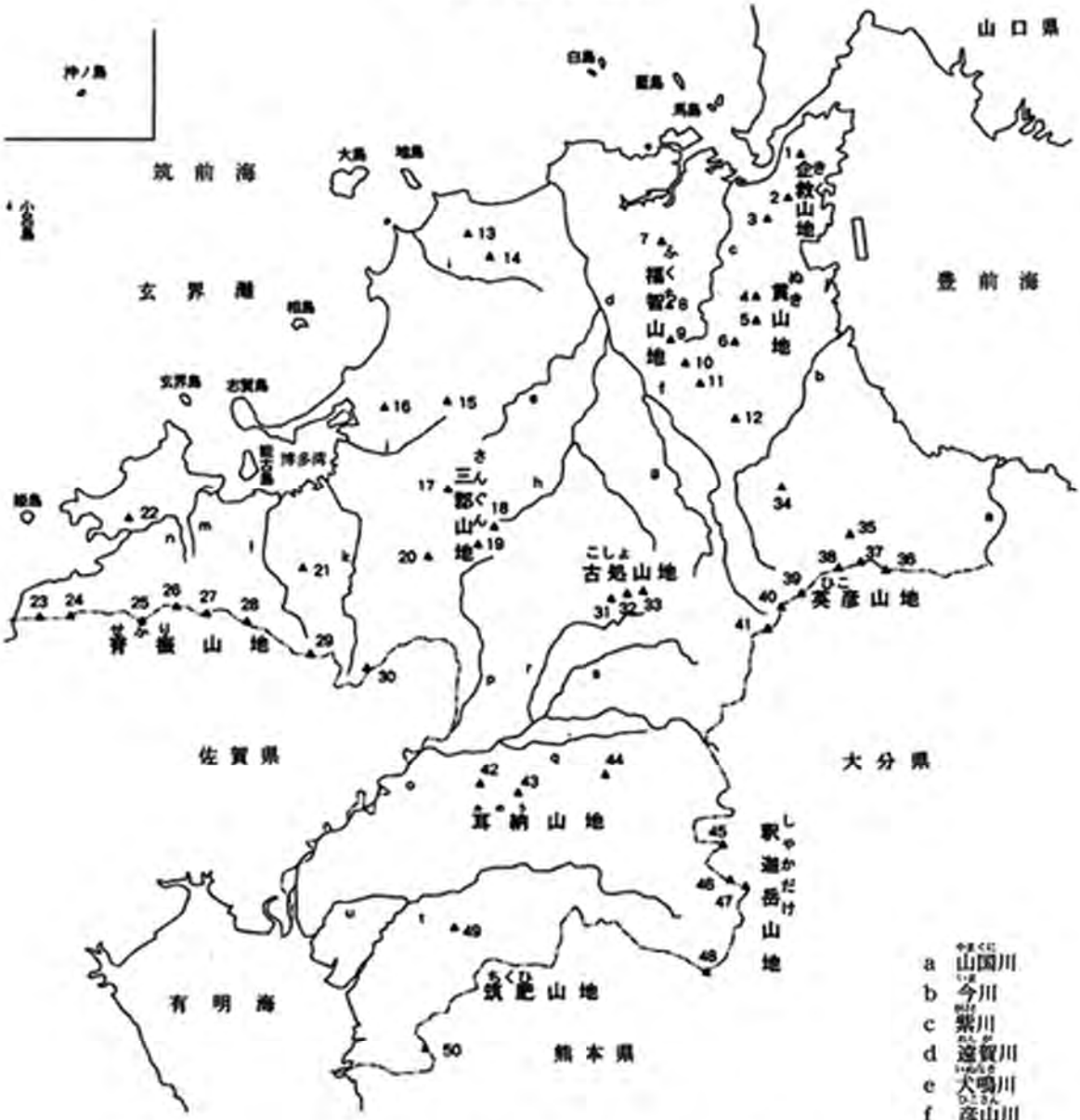

1	風師山	14	城山	27	井原山	40	英彦山
2	戸上山	15	犬鳴山	28	金山	41	岳滅鬼山
3	足立山	16	立花山	29	脊振山	42	高良山
4	貫山	17	若杉山	30	九千部山	43	発心山
5	平尾台	18	三郡山	31	古処山	44	鷹取山
6	竜ケ鼻	19	宝満山	32	屏山	45	熊渡山
7	皿倉山	20	四王寺山	33	馬見山	46	御前山
8	尺岳	21	油山	34	蔵持山	47	釈迦岳
9	福智山	22	可也山	35	求菩提山	48	三国山
10	牛斬山	23	十坊山	36	雁股山	49	清水山
11	香春岳	24	浮岳	37	経読岳	50	三池山
12	飯岳山	25	羽金山	38	犬ケ岳		
13	孔大寺山	26	雷山	39	鷹ノ巣山		

a	山国川
b	今川
c	紫川
d	遠賀川
e	犬鳴川
f	彦山川
g	中元寺川
h	内住川
i	釣川
j	多々良川
k	那珂川
l	室見川
m	瑞梅寺川
n	雷山川
o	筑後川
p	宝満川
q	巨瀬川
r	小石原川
s	佐田川
t	矢部川
u	沖端川

第２節　福岡県生物多様性戦略 2022-2026

【自然環境課】

〔生物多様性基本法、地域生物多様性増進法、外来生物法〕

多様な生物は生態系の中でそれぞれの役割を担って相互に影響しあい、生態系のバランスを維持しながら、様々な恵みを人間にもたらしています。持続可能な社会を実現するには、社会経済活動を自然環境に調和したものとすることにより、健全な生態系を維持し、自然と人間との共生を確保することが大切です。

生物多様性の恵みを将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現していくためには、私たちの暮らしの中で生物多様性を育んでいくことが大切です。

国内では、平成 7(1995)年の「生物多様性国家戦略」の策定、20(2008)年の生物多様性基本法の制定など、保全のための方針や制度が整えられました。直近では、令和4(2022)年 12 月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において、平成22(2010)年に採択された愛知目標の後継となる、令和12(2030)年までの世界目標「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択されたことを受け、国において、同目標を踏まえた「生物多様性国家戦略２０２３-2030」を5(2023)年3月に閣議決定しました。12(2030)年のネイチャーポジティブ(自然再興)の実現を目指し、生物多様性保全のための施策を推進することとしています。

本県では、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画として平成 25(2013)年 3 月に「福岡県生物多様性戦略」を策定しました。その後の社会情勢の変化や各種施策の実施状況を踏まえ、令和 4(2022)年 3 月、新たな戦略として「福岡県生物多様性戦略2022-2026」を策定しました。4(2022)年からの 5 年間では、15の重点プロジェクトを含む 148 の施策を実施することとしています。

行政だけでなく、連携・協働により、中長期の目標として2050年に「生きものを支え、生きものに支えられる幸せを共感できる社会」の実現を目指します。

重点プロジェクト一覧

	重点プロジェクト
1	生物多様性情報総合プラットフォームによる情報発信
2	自然公園等における自然体験活動の推進
3	生物多様性に関する環境教育教材の充実・活用促進
4	食品ロス削減の推進
5	まちとむら交流促進
6	里地里山における野生動物の生息状況等調査
7	希少野生動植物種保護条例に基づく希少種保護の推進
8	福岡県レッドデータブックの改訂
9	野生鳥獣の適正な管理と被害防止の推進
10	野生動物における SFTS 感染状況調査
11	侵略的外来種防除マニュアル等を活用した外来種防除の促進
12	森林の有する公益的機能の発揮に向けた森林整備
13	事業者における生物多様性保全の取組の促進
14	県の各種計画における生物多様性保全等の視点の導入
15	生物多様性アドバイザー制度の利用促進

第３節　生物多様性の保全と自然再生の推進

〔自然公園法、福岡県立自然公園条例、福岡県環境保全に関する条例、瀬戸内海環境保全特別措置法、福岡県自然海浜保全地区条例、環境影響評価法、福岡県環境影響評価条例、福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例〕

本県では、人との関わりの中で豊かな自然の姿を保ってきた自然環境が多くを占めますが、都市周辺における開発などによる環境の改変も行われつつあります。本県では、自然公園法の適正な運用のほか、自然環境保全基本方針を定めて自然環境保全対策を推進しています。

自然環境保全は、「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」というワンヘルスの理念の推進においても重要な取組の一つです。

1　重要地域の保全

(1) 自然公園

【自然環境課】

〔自然公園法、福岡県立自然公園条例〕

ア　現況

自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図ることを目的として指定されます。本県では国立公園 1、国定公園 3、県立自然公園 5 地域が指定されており、その総面積は 88,101 ヘクタール、県土面積の 17.7%を占めています。

自然公園の適正な利用を図るため、国定公園等においては、歩道、園地、野営場等の利用施設を計画的に整備するとともに、整備した施設の維持管理に努めています。

なお、自然公園の適正な保護及び利用の増進を図るため、公園ごとに「公園計画」を策定しており、自然公園を取り巻く社会状況等の変化に対応して、順次見直しを行っています。平成26(2014)年 9 月には、玄海国定公園の公園区域及び公園計画を変更しました。また、29(2017)年 9 月には生態系維持回復計画を追加するため、耶馬日田英彦山国定公園の公園計画を変更しました。

イ　自然公園の保護対策

自然公園内で工作物の設置、土地の形状変更等を行う場合は、許可又は届出が必要であり、許可に当たっては修景緑化等を指導し、自然景観の保護に努めています。また、違反行為の防止・自然公園の適正な利用等の普及啓発を図るため、「自然公園指導員」や「環境保全指導員」による指導を行っています。

特に、北九州国定公園と筑豊県立自然公園にまたがる平尾台地区においては、オフロード車等の違法乗入れによる自然破壊を防止するため、乗入れ規制地域を指定するとともに、「平尾台地区保護管理計画」を定め、平尾台の実情に応じた保護対策を行っています。

ウ　九州自然歩道

九州自然歩道は、環境省の長距離自然歩道構想に基づき、東海自然歩道に次ぐ我が国 2 番目の長距離自然歩道として整備されました。総延長 2,932 ㎞で、このうち県内のコースは 261 ㎞です。

この自然歩道は、多くの県民が四季を通じて手軽に安全に歩くことで、豊かな自然や歴史、文化に触れ、自然保護に対する理解を深めることを目的として整備されたものです。本県では、計画的に標識等の再整備工事を行っており、令和6(2024)年度は、英彦山コース(添田

町）約1.5kmについて、標識・歩道橋等の整備を行いました。

また、県民の心身の健康増進や自然保護意識醸成のため、運動靴等で気軽に歩くことができる入門コースを 10 箇所選定しています。

福岡県の自然公園等の状況

福岡県の自然公園　（令和６年度実績）

区分	公園名	面積（ha）	（内訳） 特別保護地区	特別地域	普通地域	指定年月日（最終変更年月日）	許可、届出等件数（6 年度）	（内訳） 特別保護地区（許可）	特別地域（許可）	普通地域（届出）	国協議等（協議、通知）
国立	瀬戸内海	46	-	43	3	S31.5.1 (H3.7.26)	-	-	-	-	-
国定	玄海	5,870	-	5,785	85	S31.6.1 (H26.9.30)	40	-	37	-	3
	耶馬日田英彦山	8,269	322	6,912	1,035	S25.7.29 (H29.9.28)	17	1	13	2	1
	北九州	8,107	320	7,787	-	S47.10.16 (H8.10.2)	13	8	5	-	-
	小計	22,246	642	20,484	1,120		70	9	55	2	4
県立	太宰府	16,568	-	1,656	14,912	S25.5.13 (S53.3.31)	2	-	1	1	-
	筑豊	8,550	-	79	8,471	S25.5.13 (H8.5.17)	1	-	-	1	-
	筑後川	14,690	-	2,149	12,541	S25.5.13 (H4.5.13)	2	-	1	1	-
	矢部川	17,830	-	910	16,920	S25.5.13 (H3.5.15)	10	-	4	6	-
	脊振雷山	8,171	-	1,301	6,870	S40.9.14 (S50.2.15)	2	-	1	-	1
	小計	65,809	-	6,095	59,714		17	-	7	9	1
合計		88,101	642	26,622	60,837		87	9	62	11	5

(2) 地域指定による保全

【自然環境課】

〔福岡県環境保全に関する条例、瀬戸内海環境保全特別措置法、福岡県自然海浜保全地区条例〕

自然的社会的諸条件から見て、その区域における自然環境の保全が特に必要な地域４か所を「福岡県自然環境保全地域」として、また、自然海浜の保全及び適正な利用を図るため、瀬戸内海の自然海浜３か所を「福岡県自然海浜保全地区」に指定しており、令和３(2021)年には、福岡県自然海浜保全地区条例において、自然海浜地区の指定対象の拡充を行いました。

地域内においては、工作物の設置、地形の変更、土石・鉱物の採取等の行為について許可又は事前届出制(自然海浜保全地区では届出のみ)をとっています。

また、本県では、自然海浜保全地区において、漂着ごみ等の収集及び処理業務を関係市に委託して実施し、自然豊かな環境の保全に努めています。

福岡県自然環境保全地域一覧表（参照：前頁位置図）

自然環境保全地域名	位置	面積	特質	指定
猪野	糟屋郡久山町大字猪野字神路山	15.2ha（特別地区 15.0ha、普通地区 0.2ha）	スダジイを主体とした優れた照葉樹林	S49. 3.30
大島	宗像市大島字神崎	10.7ha（特別地区 2.0ha、普通地区 8.7ha）	ハマヒサカキを主体とした優れた海岸植物群落	S50. 3. 6
鳥屋山	朝倉市大字佐田字鳥屋	15.71ha（特別地区 15.71ha）	スダジイ・アカガシを主体とした優れた照葉樹林	S53. 3.31
沖ノ島	宗像市大島字沖ノ島	92.5ha（特別地区 92.5ha）	タブノキを主体とする優れた原生林及び野鳥の生息地	S58. 3.31

福岡県自然海浜保全地区一覧表（参照：前頁位置図）

自然海浜保全地区名	位置	海岸延長	特質	指定
喜多久	北九州市門司区大字喜多久	1.2 km	トベラ、マサキを優占種とした海岸林が良好な状態で生育する自然海浜	S57. 3. 6
三毛門	豊前市大字沓川及び三毛門	2.0 km	なだらかな礫混じりの砂浜が発達し、大潮時には浅海性の周防灘沿岸有数の広大な干潟が現れる。	S57. 3. 6
松江浦	豊前市大字松江	1.0 km	なだらかな礫混じりの砂浜が発達し、大潮時には広大な干潟が現れる。	S62.12.24

(3) 国定公園内での絶滅危惧植物保全の取組

【自然環境課】

耶馬日田英彦山国定公園の英彦山及び犬ヶ岳地区には、福岡県レッドデータブックに掲載されている絶滅危惧植物が多数生育しており、豊かな生物多様性が形成されています。

しかし、平成３(1991)年の台風19号をはじめとする自然災害に加え、本公園区域内で生息域の拡大、生息数の増加が進んでいるニホンジカの食害により、絶滅危惧植物の個体数の減少やブナ群落をはじめとする森林の疎林化や草原化、林床植生の貧弱化などが進み、貴重な生態系が失われつつあります。

このため、平成26(2014)年度から英彦山、28(2016)年度から犬ヶ岳の絶滅危惧植物の生育状況及び生育環境の調査を行うとともに、種子の採取を行いました。採取した種子は、保健環境研究所で冷凍保存しています。

オオヤマレンゲ(モクレン科)
(福岡県レッドデータブック２０２４絶滅危惧ⅠA類)

また、ブナの植樹を行い、移植先にはシカ食害防止のための防護柵を設置し、地元ボランティア団体と連携して管理しています。

増えすぎたニホンジカの個体数の適正化に向けては、指定管理鳥獣捕獲等事業により、ニホンジカの捕獲を実施しています。

このような取組により、絶滅危惧植物を含む生態系への被害防止を図っています。

林床の植物を採食するシカ

(4) 開発行為の規制

【自然環境課】

〔福岡県環境保全に関する条例〕

本県では、宅地の造成等の開発事業のうち開発規模が 3 ヘクタール以上のものについて届出制をとり、事業者に対して自然環境への配慮を求め、必要な助言、勧告を行っています。

また、ゴルフ場造成(3ヘクタール以上)や住宅団地造成(5ヘクタール以上)等の開発行為については許可制とし、生活環境の保全に著しい影響を及ぼさないようにしています。

福岡県環境保全に関する条例に基づく届出・許可等の状況

(令和 7 年 3 月 31 日現在)

	届出・通知(条例第 25 条・26 条)				許可・協議(条例第 28 条・29 条)				
	宅地の造成等	土石の採取・鉱物の掘採	水面の埋立	計	ゴルフ場(3ha 以上)	住宅団地(5ha 以上)	工場	水面の埋立	計
R6	15	0	1	16	0	3	1	0	4
R5	11	1	0	12	0	0	0	0	0
R4	7	2	0	9	0	4	0	0	4

(5) 温泉の保護と利用

【自然環境課】

温泉法は、温泉を保護し、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガス※による災害を防止し、その適正な利用を図ることを目的として定められています。温泉ゆう出のための土地掘削や動力を装置する場合などは、知事の許可を受けるよう定められています。温泉を掘削又は増掘する場合と動力(ポンプ)を装置する場合には、福岡県環境審議会の答申に基づく知事の許可が必要とされています。

温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする場合には、温泉の採取の場所ごとに、採取の許可又は可燃性天然ガスの濃度の確認を受けることが必要とされてます。

また、温泉を公共の浴用又は飲用に供しようとする場合には、知事又は保健所設置市の市長の許可が必要です。

令和7(2025)年３月末現在における本県の温泉ゆう出源泉数は 446 か所です。

温泉法に基づく許可件数(保健所設置市分を含む)

区分		令和４年度	令和５年度	令和６年度
温泉掘削		1	3	2
増掘		0	0	0
動力装置		2	4	2
可燃性天然ガス対策	採取(変更含む)	1	2	4
	濃度確認	1	4	2
温泉利用	浴用	6	8	10
	飲用	1	1	0

※可燃性天然ガス:メタンガス(無色・無臭)をさし、有機物の腐敗・発酵等によって生成されます。

県内の主な温泉地

可燃性天然ガス分離設備等の様子

(6) 文化財の保護

【文化財保護課、文化振興課】

〔文化財保護法、文化財保護条例、世界遺産条約〕

本県は、豊かな自然に恵まれており、先人たちが遺した文化遺産や代々受け継がれてきた伝統芸能など、貴重な文化財が豊富にあります。

これらの文化財は、ひとたび壊されると元に戻らない貴重な歴史の痕跡であることから、公開・活用によってその大切さを広く周知し、県民の理解と協力の下で確実に保存して、後世へ伝えるべきものです。

そのため、文化財の保護制度等を十分に活かし、文化財の意義を踏まえた上でその保存と活用を図り、「文化財とともに暮らす豊かな福岡県」を目指す必要があります。

ア　文化財の体系

文化財保護法に定められている文化財は、有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観及び伝統的建造物群の6つの類型に大別され、それ以外に文化財の保存技術や埋蔵文化財についても保護の対象とされています。

イ　本県の文化財

本県には、令和7年(2025)年5月現在で特別天然記念物「古処山ツゲ原始林」、天然記念物「平尾台」に代表される 2,593 件(国:368 件、県:704 件、市町村:1,521件)が文化財として指定され、保護が図られています。

平成 29(2017)年 7 月に世界遺産に登録された「『神宿る島』宗像・沖ノ島と関連遺産群」(宗像市・福津市)については、国指定天然記念物「沖の島原始林」に指定されている沖ノ島をはじめとする構成資産及び緩衝地帯を適切に未来へ継承するため、関係自治体等と連携し、世界遺産の保存活用に係る取組を行っています。

(7) 有明海の再生

【漁業管理課】

有明海は福岡、佐賀、長崎及び熊本の4県に囲まれており、最大 6mにも及ぶ干満差により干潮時には広大な干潟が出現します。この特徴的な干潟を利用し、全国屈指の生産を誇るノリ養殖やアサリ、タイラギ、サルボウ等の採貝漁業、エビ、カニ、クラゲ等を対象とした漁船漁業など多様な漁業が営まれています。

しかし、近年、自然環境や社会情勢等の変化に伴い、有明海の水質や底質環境に変化が見られるようになり、漁業生産は減少を続けました。このような現状に鑑み、平成 14(2002)年に、国民的資産である有明海及び八代海等を豊かな海として再生することを目的とする「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」が制定され、同法に基づき、本県は、有明海の海域環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興を総合

的かつ計画的に推進するための県計画を策定し、次に示す1～5の事業を国や県、市町村において実施しています。

1　下水道、浄化槽その他排水処理施設の整備に関する事業
2　海域の環境の保全及び改善に関する事業
3　河川、海岸、港湾、漁港及び森林の整備に関する事業
4　漁場の保全及び整備に関する事業
5　漁業関連施設の整備に関する事業

また、県水産海洋技術センターにおいて、国、国立研究開発法人水産研究・教育機構水産技術研究所、関係県、関係漁業団体と連携した水質や底質などの環境調査、ノリ養殖安定対策やアサリ、タイラギ等二枚貝類の増殖対策に関する調査研究を実施し、水産海洋技術センターのホームページや研修会を活用して、調査情報の迅速な提供や研究成果の普及を図っています。

アサリ稚貝を効率的に集めるための砂利袋の設置

アサリ稚貝の移植放流

2　野生生物の適切な保護と管理

(1) 条例による希少野生動植物種の保護

【自然環境課】

〔福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例〕

県内に生息・生育する野生動植物は生態系の重要な構成要素であるだけでなく、自然環境の重要な一部として県民の豊かな生活に欠かすことのできないものです。そこで、県、市町村、事業者及び県民が一体となって希少野生動植物種の保護を図ることにより生物の多様性を確保し、人と野生動植物種が共生する豊かな自然環境を次代に継承することを目的に、「福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例」を制定し、令和３(2021)年５月１日に施行しました。

また、本条例第９条に基づき、希少野生動植物種の中でも特に保護を図る必要がある20種を「指定希少野生動植物種」として指定しています。

キビヒトリシズカ、ムラサキ、コバンムシの３種については、生育状況・生育環境調査、生育地の環境改善、普及啓発の実施を定めた保護回復事業計画を令和３(2021)年9月に策定し、その保護を図っています。

「指定希少野生動植物種」の捕獲、所持、陳列・広告等には規制があり、違反した場合には罰則が適用されることがあります。

指定希少野生動植物種（20種）

植物（１０種）

種名	科名
ミスミソウ	キンポウゲ科
キビヒトリシズカ	センリョウ科
ヤシャビシャク	ユキノシタ科
ミズスギナ	ミソハギ科
サワトラノオ	サクラソウ科
サギソウ	ラン科
トキソウ	ラン科
オキナグサ	キンポウゲ科
ムラサキ	ムラサキ科
ウスギワニグチソウ	ユリ科

鳥類（２種）

種名	科名
ヨシゴイ	サギ科
コアジサシ	カモメ科

昆虫類（２種）

種名	科名
コバンムシ	コバンムシ科
カワラハンミョウ	ハンミョウ科

魚類（２種）

種名	科名
セボシタビラ	コイ科
ハカタスジシマドジョウ	ドジョウ科

貝類（４種）

種名	科名
ミヤザキムシオイ	ヤマタニシ科
ヤマボタル	ヤマボタル科
オバエボシガイ	イシガイ科
カタハガイ	イシガイ科

キビヒトリシズカ

ムラサキ

コバンムシ

(2) 福岡県レッドデータブック

【自然環境課】

レッドデータブックとは、絶滅のおそれのある野生の動植物のリスト(レッドリスト)及びそれらの生息・生育状況を取りまとめた本のことです。

国際自然保護連合(IUCN)により、昭和41(1966)年に初めて作成された際、最も危機的なカテゴリーに選ばれた生物の解説が赤い用紙に印刷されていたことから、レッドデータブックと呼ばれています。

本県でも、県内の絶滅のおそれのある生物の現状を把握し、県民が希少野生生物への理解を深め、これからの保全対策の資料として役立てられるよう、平成 13(2001)年 3月、「福岡県の希少野生生物－福岡県レッド

データブック 2001－」を発刊しました。

次に、平成23(2011)年度に植物群落、植物、哺乳類、鳥類の改訂版、平成26(2014)年度には爬虫類、両生類、魚類、昆虫類、貝類、甲殻類その他、クモ形類等についての改訂版を発刊しました。

その後、10年が経過し、生息状況や生息環境などに変化が生じ、また、新たに生息が確認された希少種なども存在することから、令和7(2025)年3月に「福岡県の希少野生生物－福岡県レッドデータブック 2024－」を発刊し、「福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム(福岡生きものステーション)」ホームページをリニューアルしました。

このレッドデータブックは、希少野生生物保護の必要性や生態系保全の意義についての県民啓発及び環境教育の資料として活用されているほか、環境保全施策の基礎資料や開発事業を行う際の自主的な環境配慮に当たっての資料としても利用されています。

福岡県レッドデータブック 2024

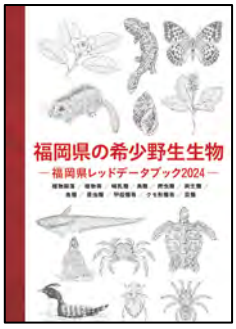

「福岡県レッドデータブック 2024」における種・群落の内訳

分類群		カテゴリー							掲載種数合計
		絶滅	野生絶滅	絶滅危惧ⅠA類	絶滅危惧ⅠB類	絶滅危惧Ⅱ類	準絶滅危惧	情報不足	
植物等	種子植物	36	1	196	164	94	49	22	**562**
	シダ植物	6	0	44	20	17	2	2	**91**
	蘚苔類	0	0	0	2	5	6	2	**15**
	藻類	0	0	3	1	2	4	7	**17**
	地衣類	1	0	3	1	0	2	1	**8**
	菌類	0	0	0	0	2	7	15	**24**
	植物等小計	43	1	246	188	120	70	49	**717**
動物	哺乳類	4	0	1	1	10	11	0	**27**
	鳥類	2	0	11	16	44	41	5	**119**
	爬虫類	0	0	1	1	0	0	4	**6**
	両生類	0	0	1	1	5	5	0	**12**
	魚類	2	1	15	21	22	27	21	**109**
	昆虫類	15	0	39	70	91	125	98	**438**
	甲殻類等	0	0	5	8	11	26	23	**73**
	クモ形類等	0	0	0	0	1	7	6	**14**
	貝類	1	0	28	54	72	88	53	**296**
	動物小計	24	1	101	172	256	330	210	**1,094**
15分類群合計		**67**	**2**	**347**	**360**	**376**	**400**	**259**	**1,811**

区分	カテゴリー				掲載群落数合計
	Ⅰ	Ⅱ	Ⅲ	Ⅳ	
植物群落	14	29	39	15	**97**

(3) 黄金川スイゼンジノリの保全対策

【自然環境課、水産振興課】

朝倉市の黄金川は、地下水の自然湧水を源流とした河川であり、全国唯一のスイゼンジノリの生育地です。

近年、黄金川では湧水の減少により、地下水をポンプで揚水して放流しなければならない状況となっており、生育環境の悪化によるスイゼンジノリの絶滅が危惧されています。

そこで、平成 26(2014)年度から朝倉市や

地域住民と連携し、「黄金川スイゼンジノリ保全協議会」を立ち上げ、スイゼンジノリの保全対策事業を支援しています。

(4) 鳥獣の保護と管理

【自然環境課、経営技術支援課】

ア　鳥獣行政の現況

鳥獣は、人間の生存の基盤となっている自然環境を構成する重要な要素の一つであり、私たちの生活環境を保持・改善する上で欠くことのできないものです。

博多湾や曽根干潟など、渡り鳥の飛来地として重要な干潟では、県民の方々による自然観察会や清掃活動などの野生生物保護運動が活発に行われるようになっています。

一方で、イノシシやシカ、カラスなど一部の鳥獣による農林水産物の被害や、イノシシやサルの民家周辺への侵入や人身被害などの問題も生じています。

このため、鳥獣の個体数管理、生息環境管理及び被害防除対策の実施による総合的な鳥獣の保護及び管理の推進により、人と野生鳥獣との共生を図ることが、重要な課題となっています。

イ　鳥獣保護管理事業

本県では、野生鳥獣の保護繁殖と狩猟の適正化を図ることを目的として、5 か年ごとに「鳥獣保護管理事業計画」(現在第 13 次、令和 4(2022)年度～8(2026)年度)を策定しています。

これに基づき、鳥獣保護区の指定のほか、傷病野生鳥獣医療所の設置、キジの放鳥、探鳥会、野生鳥獣保護モデル校の指定や被害の防止の目的での捕獲、狩猟免許試験、狩猟者に対する指導取締りなどの事業を実施しています。

(ｱ) 鳥獣保護区

鳥獣保護区は、多様な鳥獣の生息環境を維持し、地域における生物多様性の保全に重要な役割を果たすとともに、自然とのふれあいの場、鳥獣の観察や環境教育の場として利用されており、国及び県により指定されます。

国指定鳥獣保護区は、国際的・全国的な鳥獣保護の観点から、鳥獣の繁殖地や重要な渡り鳥の渡来地等が対象とされ、県内では宗像市の沖ノ島と福岡市の和白干潟・多々良川河口が指定されています。また、県指定鳥獣保護区として、北九州市の帆柱山等 44 か所を指定しています。

鳥獣保護区等の指定状況

(令和7年 11 月 15 日現在)

区分	指定者	箇所数	面積(ha)
鳥獣保護区	国指定	2	385
	県指定	44	62,914
	合計	46	63,299
特定猟具(銃器)使用禁止区域	県指定	100	28,494
指定猟法(鉛散弾)禁止区域	県指定	2	645

(ｲ) 傷病野生鳥獣医療所の設置

福岡市動物園等の協力を得て、傷病野生鳥獣医療所を県内 8 か所に設置しています。生物多様性の保全に貢献する観点から、人間活動に起因する傷病であり、野生復帰させることが適当である鳥獣について救護対象とし、鳥獣の野生復帰に努めています。

また、自然の状態での野生復帰が可能な個体やヒナについては保護しないよう啓発を行っています。

傷病野生鳥獣医療所取扱い件数

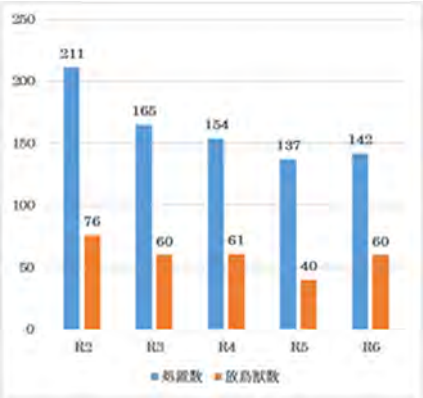

(ｳ) 愛鳥週間行事

野鳥の保護思想の普及啓発を図るため、毎年の愛鳥週間(5 月 10 日～16 日)に、各地域で探鳥会を開催するほか、愛鳥週間ポスター原画募集等を行っています。

(I) 有害鳥獣捕獲と第二種特定鳥獣管理計画

鳥獣による農林水産物の被害は、さらなる被害対策が必要な状況であり、市街地においては人的被害も発生しています。

農林産物の被害が大きいイノシシとシカは、「第二種特定鳥獣管理計画」を策定し、個体数管理や被害防除等による総合的な対策を講じています。

また、サルについても、平成20(2008)年度に地域個体群に応じた被害防止対策等を示した「福岡県ニホンザル対策基本方針」を策定しています。

(5) 狩猟の適正化

【経営技術支援課】

狩猟による鳥獣捕獲は、趣味という側面だけでなく、個体数調整による鳥獣被害の未然防止という重要な役割も果たしています。

しかしながら、近年、狩猟者登録件数は減少傾向にあったことから、狩猟者の育成・確保が課題となっています。

また、本県及び猟友会では、安全講習等の取組を行っておりますが、県内で重大事故も発生していることから、今後一層の事故発生防止に努めなければなりません。

ア　狩猟免許試験及び講習

狩猟者確保対策として狩猟免許試験の複数回実施や休日開催を行うとともに、免許更新時に、鳥獣保護管理等に関する知識や技術の維持向上を図るための講習会を実施しています。

主要な鳥獣の捕獲数推移（狩猟、捕獲）

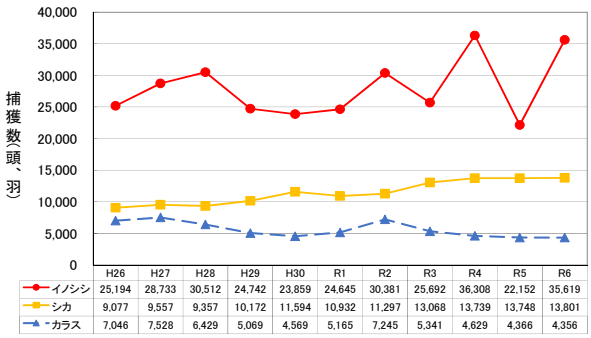

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6
イノシシ	25,194	28,733	30,512	24,742	23,859	24,645	30,381	25,692	36,308	22,152	35,619
シカ	9,077	9,557	9,357	10,172	11,594	10,932	11,297	13,068	13,739	13,748	13,801
カラス	7,046	7,528	6,429	5,069	4,569	5,165	7,245	5,341	4,629	4,366	4,356

狩猟者登録件数の推移

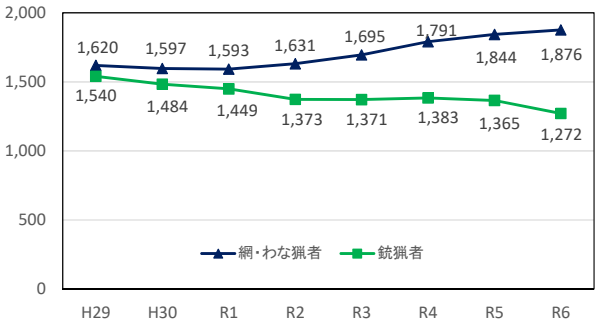

イ　巡回指導

狩猟事故等による人や財産への被害を防止するため、狩猟期間中には重点的に巡回指導を行っているほか、期間外においても、違法な狩猟が行われないよう、注意喚起や巡回指導を行っています。

(6) 外来生物への対応

【自然環境課、港湾課】

ア　外来生物について

外来生物とは、元々その地域にいなかったのに、人間の活動によって他の地域から入ってきた生物のことです。

外来生物の中には、在来の生物を捕食し、地域の生物多様性に悪影響を与えるなど、私たちの暮らしを脅かすものがいます。

環境省では、外来生物法を改正し(令和5(2023)年4月施行)、国、都道府県、市町村、事業者、国民の責務規定や各主体の連携に係る規定等を新設しました。また、当該法律に基づき生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼす162種類の移入動植物を特定外来生物として指定し、その飼育、栽培、保管、運搬、販売、譲渡、輸入などを規制しています。

このうち、令和5(2023)年6月からアカミミガメとアメリカザリガニは条件付特定外来生物とされ、規制の一部が適用除外となり、一般家庭等での飼育等や友人・知人などへの無償での譲渡し等については許可なしで行うことができます。

イ　本県の取組

(ｱ) 福岡県侵略的外来種リストの作成

県の地域性や実情を踏まえ、影響・被害が大きく対策が必要な外来種(侵略的外来種)を明確化し、県民の外来種問題への関心を高め、防除意識の向上を図ることを目的に「福岡県侵略的外来種リスト 2018」を作成しました。

リストでは県内に定着している外来種を中心に侵略性を評価し、植物 188 種、動物 116 種の計 304 種を「①重点対策」「②要対策」「③要注意」「④定着予防」の4つのカテゴリーに区分し、外来種対策を実施するための基礎資料として利用しています。

福岡県侵略的外来種リスト２０１８

(ｲ) 福岡県侵略的外来種防除マニュアルの作成

「福岡県侵略的外来種リスト2018」にて整理した侵略的外来種のうち、福岡県において特に対策の優先度が高いと評価された重点対策外来種 20 種を対象に、生態的特徴や類似種との識別点、防除効果が高いとされている防除手法などをまとめた「福岡県侵略的外来種防除マニュアル 2021」を作成しました。

作成したマニュアルは、様々な主体が自主的に外来種防除を実施できるよう、県内市町村と共有するほか、県ホームページや環境イベント等で周知・啓発を行っています。

(ｳ) 特定外来生物に係る取組

本県では、特定外来生物であるアライグマの分布状況(下図参照)を取りまとめて公表するとともに、防除方法などの普及啓発に努めており、平成 27(2015)年に県内で初めて確認されたツマアカスズメバチや 29(2017)年に国内及び県内で初めて確認されたヒアリについては、アカカミアリと併せて(以下「ヒアリ等」という。)県ホームページ等で県民への周知や注意喚起、発見情報提供の呼びかけを行っています。

アライグマの発見件数(令和6年度)

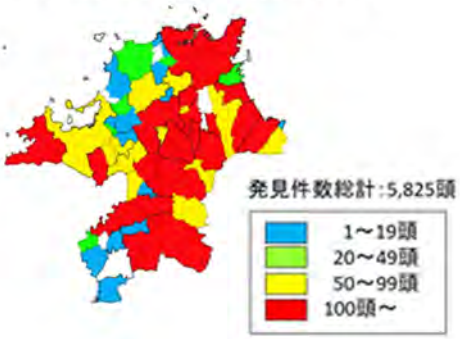

ヒアリ等については、平成30(2018)年度に行政職員や事業者等を対象とした防除講習会を開催したほか、疑わしいアリを発見してから防除が完了するまで、行政や県民がそれぞれどのようなことを行うかをまとめた「福岡県ヒアリ等対応マニュアル」を作成しました。

また、本県の管理港湾において捕獲トラップの設置や日常点検等の防除対策を実施するとともに、海外からの貨物を取り扱う荷主に対して注意喚起と発見情報提供の呼びかけを行っています。

令和6(2024)年3月にはアライグマ防除実施計画を策定し、7(2025)年7月1日現在で42市町村が本計画に参加しています。本計画期間中の県内のアライグマの生息数の低下を目指し、計画参加市町村に対する専用捕獲器の無償貸与を行うとともに防除従事者育成のためのアライグマ防除講習会、アライグマの分布情報を表示する捕獲情報分析システムの運用等を実施し、アライグマ防除の推進を図っています。また、アライグマをはじめとする外来種問題啓発のための講師派遣を行っています。

3　生物多様性プラットフォームを活用した啓発

【自然環境課】

生物多様性の保全等の取組を社会全体で推進するためには、まず生物多様性の現状や重要性について広く県民の関心を呼び理解を深めることが重要です。

本県レッドデータブック掲載の希少野生生物や侵略的外来種の情報生物多様性に関する情報を一元的に発信・提供するホームページ「福岡県生物多様性情報総合プラットフォーム（福岡生きものステーション）」を構築し、生物多様性保全のための情報を効果的に発信・啓発していきます。

生物多様性情報総合プラットフォーム
福岡生きものステーション

https://biodiversity.pref.fukuoka.lg.jp/

4　地球温暖化対策との連携

【自然環境課】

生物の生存基盤となる気温や降水量などの環境条件が変化すれば、生態系もそれに応じて変化していくため、地球温暖化と生物多様性は密接な関わりがあります。予想される生態系への影響は、種の絶滅や高山植物やサンゴ礁などの地域固有の生態系の消失、回遊性魚介類の漁獲量減少など様々ですが、これらのような生物多様性や生態系サービスの変化は、農林水産業や観光業などの各種産業や、私たちの暮らしに影響を与えます。

このため、令和４(2022)年３月に策定した福岡県地球温暖化対策実行計画(第 2 次)と、福岡県生物多様性戦略 2022-2026 に基づき、相互に連携しながら総合的な対策を実施しています。

5　自然環境の保全によるワンヘルスの取組

【ワンヘルス総合推進課、自然環境課】

ワンヘルスとは「人と動物の健康と環境の健全性は一つ」と捉え、これらを一体的に守ろうという考え方です。「福岡県ワンヘルス推進行動計画」では、人と動物の双方に感染する「人獣共通感染症」への対策を柱の一つとしています。

西日本を中心に感染者報告数が年々増加傾向にあり、本県においても死亡例が確認されている人獣共通感染症の「重症熱性血小板減少症候群（SFTS）」について、感染拡大の要因の一つとして考えられる野生動物（シカ、イノシシ、アライグマ）を対象に、SFTS ウイルスの感染状況を調査しました。この調査結果に基づき、市町村、医療機関、県民等に対する情報提供や注意喚起を行います。

SFTS ウイルス感染状況調査結果

	シカ（R5）	イノシシ（R5）	アライグマ（R6）
陽性	30 検体	16 検体	36 検体
陰性	44 検体	59 検体	75 検体
陽性率	40.5%	21.3%	32.4%

6　環境影響評価制度の適切な運用

【自然環境課】

環境影響評価とは、事業の実施に際し、その事業が環境に与える影響について、事業者が事前に調査、予測及び評価を行うことにより、事業内容を環境保全上よりよいものにしていく制度です。事業者は、環境影響評価法や福岡県環境影響評価条例で定める対象事業を行う場合には、事前に環境影響評価を実施し、その結果を踏まえて環境の保全についての適正な配慮をすることとされています。県は、事業者が行う環境影響評価について、住民、市町村及び学識者等の意見を踏まえ審査等を行うことにより、制度の適切な運用を担っています。

(1) 法律に基づく環境影響評価

〔環境影響評価法〕

規模が大きく環境に著しい影響を及ぼすおそれのある道路、ダム、区画整理等の事業であって、国が実施又は許認可等で関与するものについて環境影響評価の手続等を定めたものです。

(2) 条例に基づく環境影響評価

〔福岡県環境影響評価条例〕

規模が環境影響評価法の対象規模に満たない事業や同法が対象としない事業であって一定規模以上のものについて、環境影響評価の実施を義務付けています。

令和６年度に法律又は条例に基づく環境影響評価の手続が行われた事業

区分	事業名	事業者	事業予定地	手続の状況
法律	(仮称)新小倉発電所６号機建設計画	九州電力株式会社	北九州市	方法書手続終了（R6.7）
	佐賀空港滑走路延長事業	佐賀県	佐賀県佐賀市	方法書手続終了（R6.9）
条例	国道201号　香春町～行橋市	国土交通省　九州地方整備局	行橋市、みやこ町	評価書手続終了（R7.1）

(3) その他の環境影響評価

環境影響評価法や福岡県環境影響評価条例の対象規模に満たない小規模の事業についても、福岡県環境保全に関する条例に基づく開発行為等の許可や届出に係る規模要件に該当する場合には、事業の実施において環境の保全について適正な配慮がなされるよう、事業者に対し環境影響評価の実施を求めています。

また、その他の法令に基づき行われる環境影響評価や、法令に基づくことなく事業者の任意で行われる環境影響評価もあります。

これらの環境影響評価は、環境影響評価法や福岡県環境影響評価条例とは異なる手続やルールにより行われるものですが、本県では、これらの環境影響評価に対しても審査を行い、環境の保全の観点から意見を述べるなどしています。

環境影響評価法（条例）における手続の概略

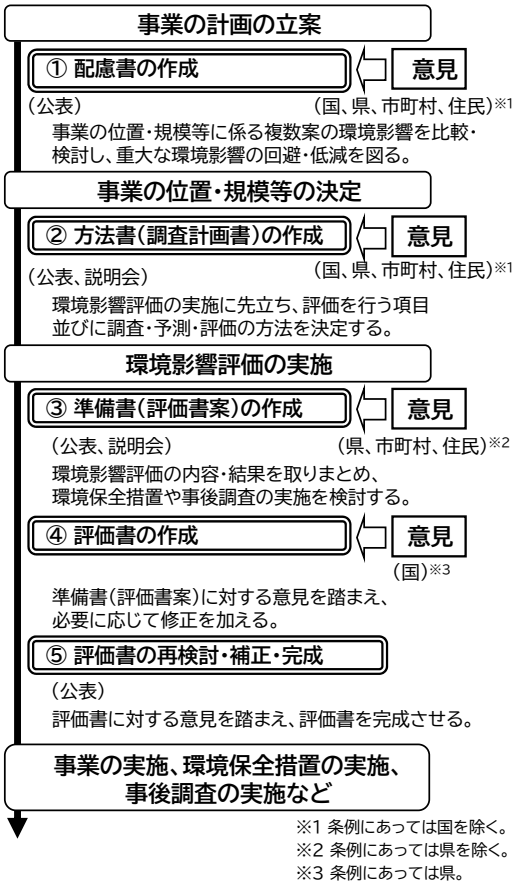

※1 条例にあっては国を除く。
※2 条例にあっては県を除く。
※3 条例にあっては県。

7　生物多様性に配慮した公共工事の推進

【自然環境課、公園街路課、道路維持課、道路建設課、河川管理課、河川整備課、港湾課、水産振興課】

本県では、野生動植物の生息地である森林や水辺の保全など、自然の回復・再生につながる環境に配慮した公共事業を推進しています。具体的には、透水性舗装の採用、多様な河川の生態系を保全・創出するための多自然川づくりの推進、農地の保全や環境保全型農業の推進などを実施しています。

また、自然公園の施設整備に当たっては、自然景観に配慮し、木材や石材等の自然素材を積極的に活用するなど、自然環境への配慮を行っています。なお、本県では、平成26(2014)年5月に「福岡県公共工事生物多様性配慮指針」を、28(2016)年６月に「福岡県緑化ガイドライン～生物多様性に配慮した緑化を目指して～」を策定し、本県の公共工事部局職員を対象として研修を実施し、施設構造や工法の検討に役立つ事例集を編纂するなど、本県が実施する公共工事が生物多様性に配慮したものとなるよう取組を進めています。

公共工事の実施と生物多様性の配慮の流れ

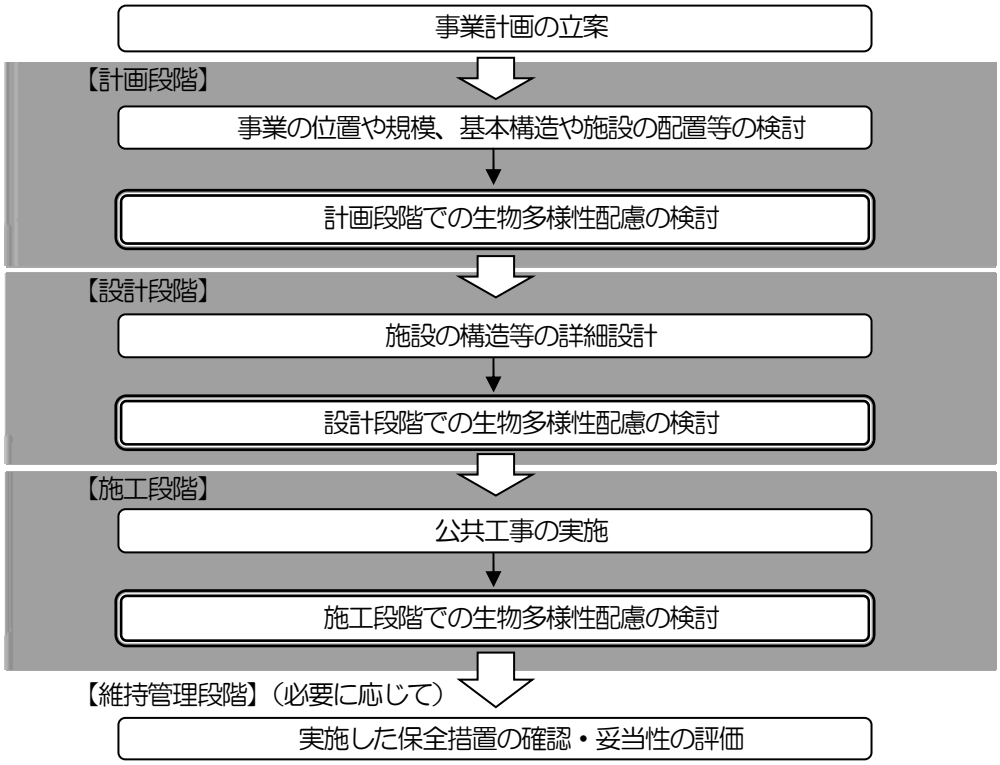

(1) 都市公園

【公園街路課】

本県における令和 5(2023)年度末現在の都市公園の整備状況は、総数 6,284 か所、総面積 4,784.59 ヘクタール、都市計画区域人口 1 人当たり 9.72 ㎡となっています。現在、都市等において、水と緑豊かな潤いのある生活を送ることができるよう、都市公園をはじめとする公園緑地を整備するとともに、既存の緑地を保全することで、都市域における水と緑の公的空間の確保を図っています。

県営公園は、福岡市に東公園、西公園、大濠公園、天神中央公園及び名島運動公園、北九州市に中央公園、春日市に春日公園、飯塚市に筑豊緑地、筑後市・みやま市に筑後広域公園の 9 公園があります。筑後広域公園については平成17(2005)年７月に一部開園し、引き続き整備を進めています。また、福岡市東区の国営海の中道海浜公園の整備が国土交通省により進められています。

福岡県における生活圏別都市公園整備状況

広域生活圏	都市計画区域	市町村名	都市計画区域人口（千人）	都市公園数（箇所）	都市公園面積（ha）	1人当り公園面積（㎡/人）
福岡	福岡広域	福岡市	1,612	1,698	1,365.62	8.47
		春日市	112	88	91.77	8.19
		大野城市	102	148	124.93	12.25
		志免町	46	43	46.58	10.13
		粕屋町	49	14	20.98	4.28
		篠栗町	30	4	16.00	5.33
		久山町	9	12	22.20	24.67
		新宮町	32	79	22.71	7.10
		宇美町	37	52	110.95	29.99
		須恵町	29	0	0.00	0.00
		古賀市	49	135	53.81	10.98
		糸島市	102	271	58.28	5.71
		筑紫野市	103	202	101.83	9.89
		那珂川市	47	70	16.49	3.51
		太宰府市	70	140	31.20	4.46
		宗像市	96	165	162.15	16.89
		福津市	66	139	60.74	9.20
		朝倉市	38	6	34.46	9.07
		筑前町	30	78	23.73	7.91
	計（10市8町）	政令市を除く	1,047	1,646	998.81	9.54
	計（11市8町）	政令市を含む	2,659	3,344	2,364.43	8.89
北九州	北九州広域	北九州市	938	1,720	1,197.04	12.76
		中間市	39	7	18.27	4.68
		岡垣町	31	38	14.70	4.74
		芦屋町	14	16	14.87	10.62
		水巻町	28	17	39.69	14.18
		遠賀町	20	63	26.32	13.16
	北九州広域	苅田町	35	33	19.89	5.68
		行橋市	73	33	32.27	4.42
		豊前市	20	5	23.46	11.73
	上毛町（準）	上毛町	0	0	0.00	0.00
	京築広域	築上町	9	0	0.00	0.00
	京築広域	吉富町	7	3	30.79	43.99
	みやこ町（準）	みやこ町	8	0	0.00	0.00
	計（3市9町）	政令市を除く	284	215	220.26	7.76
	計（4市9町）	政令市を含む	1,222	1,935	1,417.30	11.60

広域生活圏	都市計画区域名	市町村名	都市計画区域人口（千人）	都市公園数（箇所）	都市公園面積（ha）	1人当り公園面積（㎡/人）
筑後		久留米市	300	464	240.20	8.01
		小郡市	59	43	37.73	6.39
		大刀洗町	16	0	0.00	0.00
		広川町	20	8	16.94	8.47
		八女市	48	7	7.47	1.56
		筑後市	49	14	79.49	16.22
		大川市	31	8	31.68	10.22
		大牟田市	106	243	120.22	11.34
		柳川市	63	0	0.00	0.00
		みやま市	28	11	39.19	14.00
	計（8市2町）		720	798	572.92	7.96
筑豊		直方市	56	100	77.28	13.80
		小竹町	8	0	0.00	0.00
		鞍手町	15	2	5.71	3.81
		宮若市	17	1	13.63	8.02
		飯塚市	123	66	178.00	14.47
		桂川町	13	7	44.06	33.89
		嘉麻市	22	7	18.76	8.53
		田川市	45	18	71.73	15.94
		添田町	8	6	20.77	25.96
		川崎町	15	0	0.00	0.00
	福智町（準）	福智町	0	0	0.00	
	大任町（準）	大任町	0	0	0.00	
	計（5市7町）		322	207	429.94	13.35
合計	政令市を除く52市町（26市26町）		2,373	2,866	2,221.93	9.36
	政令市2市		2,550	3,418	2,562.66	10.05
	全体54市町（28市26町）		4,923	6,284	4,784.59	9.72

(2) 河川

【河川管理課、河川整備課】

本県の一級河川は筑後川をはじめ 4 水系、二級河川は那珂川、御笠川、釣川、紫川、今川をはじめ 52 水系の合計 341河川で、総延長は 2,178.6km になります。そのうち本県管理区間延長は、一・二級河川総延長の約 87.9%で 1,915.1km です。平成 9(1997)年の河川法改正により、法律の目的として、治水・利水機能を確保することに加え、河川環境の整備と保全についても、位置付けられました。この改正により、本県では河川整備を行う際には、河川が本来有する多様な生物の生息・生育・繁殖環境に配慮し、併せて美しい自然環境を保全する、多自然川づくりを進めています。本県において、特に環境に配慮した河川整備事業は、下表のとおりです。

環境に配慮した河川整備事業

事業・制度名	河川名	市町村	概要
かわまちづくり支援制度 （社会資本整備総合交付金）	高良川 他	久留米市 他	まちづくりと一体的に水辺空間の整備を図ることを目的としています。そのため河川本来の自然環境の整備保全や周辺の景観との調和を図りつつ、地域整備と一体となった整備事業を行っています。
マイタウン・マイリバー 整備事業 （社会資本整備総合交付金）	紫川	北九州市	大都市の中心市街地等で河川の改修が急務でかつ良好な水辺空間の整備の必要性が高く、沿川における市街地の整備と併せて河川改修を進めることが効果的と考えられる河川について、水辺環境の向上に配慮した整備を行っています。
郷土の水辺整備事業 （県単独事業）	室見川 他	福岡市 他	河川及び周辺環境の一体的整備を図ることにより、人と自然にやさしい水辺空間を形成し、河川の積極的利用を推進するとともに、地域のまちづくりに寄与しています。
ふれあいの川づくり事業 （県単独事業）	猪位金川 他	田川市 他	魚道整備など生態系に配慮した川づくりを行っています。

県内河川延長

	水系名	河川数	河川延長 (km)	県管理延長 (km)
一級河川	山国川	6	37.8	37.8
	遠賀川	76	497.3	363.5
	筑後川	86	549.2	442.7
	矢部川	24	218.3	195.1
	4 水系	192	1302.6	1039.1
二級河川	那珂川	4	42.3	42.3
	御笠川	11	48.6	48.6
	釣 川	11	55.5	55.5
	紫 川	6	39.0	39.0
	今 川	6	55.7	55.7
	その他	111	634.9	634.9
	52 水系	149	876.0	876.0

また、河川の環境に関する基礎情報を系統的に整備し、河川整備事業や河川管理を円滑に推進するために、河川に生息する生物の生息・生育状況の調査を行う「河川水辺の国勢調査」を次表の河川でおおむね5年に1度実施しています。

「河川水辺の国勢調査」実施河川

種別	水系名	調査河川名
二級河川	紫川	紫川
	那珂川	那珂川

(3) 海岸

【港湾課】

本県の海岸は、北に日本海に面し外洋性の強い玄界灘沿岸、東に周防灘に面する豊前豊後沿岸、南に日本一の干満の差 6mを有する有明海沿岸と、それぞれの特性を持った 3 つの沿岸に分かれており、海岸線延長は約 645 ㎞に及びます。

豊前豊後沿岸及び有明海沿岸は、干満の差が大きく、干潮時には広大な干潟が出現し、野鳥の楽園であると同時に潮干狩りなどのレクリエーションの場となっています。

玄界灘沿岸は半島・岬が多く白砂青松の海岸線が続く良好な自然環境に恵まれ、海水浴やマリンスポーツなどの海洋レジャーに多くの人々が利用しており、ほぼ全域が玄海国定公園に指定されています。

近年、玄界灘沿岸では、一部の海岸で砂浜の侵食が進行しているため、良好な海岸環境や砂浜の回復と保全を目的とした海岸整備事業を実施しています。整備に当たっては、自然環境との調和に配慮しています。

海岸整備事業

海岸名	事業主体	事業概要	施工年度
新松原海岸	福岡県	突堤 1基 養浜 1式	令和元年度～令和11年度
和白海岸	福岡県	人工リーフ 3基	平成19年度～令和17年度

(4) 漁港

【水産振興課】

漁港機能の持続的な利用と豊かな自然環境の創造を図るため、以下の事業を行っています。

ア　農山漁村地域整備交付金（水産物供給基盤整備事業）

貴重な渡り鳥の飛来地として有名な曽根干潟に漁港区域を有する曽根漁港の整備に当たっては、干潟の保全に配慮した整備を実施しています。

イ　農山漁村地域整備交付金（漁業集落環境整備事業）

漁港機能の増進と漁業集落における生活環境改善を総合的に図るため、集落排水処理施設などの事業を実施しています。

8　生態系を利用した防災・減災

【自然環境課、県土整備企画課】

グリーンインフラとは、社会資本整備や土地利用等のハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める取組です。本県における社会資本整備や土地利用等についても、生態系ネットワークの保全・再生・活用、健全な水資源の循環など、グリーンインフラを活用した自然共生社会づくりの普及と導入の働きかけを進めます。

グリーンインフラの概念の中でも特に防災・減災に注目し、生態系が有する多様な機能を活かして災害に強い地域を作る考え方が「生態系を活用した防災・減災（Eco-DRR）」であり、その普及と導入の働きかけを進め、広く啓発を行います。

第４節　生物多様性の持続可能な利用

森林は、清涼な水や空気の供給など私たちの生活に欠かせないものです。本県の森林は、県土面積の45%を占め、木材の生産や水源のかん養、県土保全のほか、二酸化炭素の吸収・固定機能による地球温暖化防止など多面的な働きを持っています。

かけがえのない森林を守るため、森林病害虫獣による被害や森林災害の防止に努め、健全な森林の維持造成及び県有施設の緑化や森林づくり活動の支援などの県土緑化の推進に努めています。また、平成 20(2008)年 4 月から森林環境税を導入し、「荒廃した森林の整備」や「県民参加の森林づくりの推進」に取り組んでいます。

1　生物多様性に配慮した農林水産業の推進

【農山漁村振興課、農村森林整備課、林業振興課】

(1) 森林の保全

ア　森林の現況

本県の森林面積は、224,937 ヘクタールで県土面積の 45%を占めています。

森林は、木材を生産するだけでなく、水源のかん養、県土の保全、安らぎや憩いの場の提供など多面的な働きがあり、県民生活に密接な関わりを持っています。

さらに、近年においては、森林による二酸化炭素の吸収・固定機能が地球温暖化防止に寄与することから、その役割が大きく注目されています。

しかしながら、松くい虫やシカ等による被害や火災、気象災害等により、森林の健全な機能が損なわれる事態も生じています。特に、潮風や飛砂から人家や農地を守る重要な機能を有している海岸の防風林においては、松くい虫被害が急増し、ピークとなった平成 24(2012)年度の被害量は、20(2008)年度の 3.5 倍に上りました。このため、25(2013)年度より松くい虫被害対策を強化した結果、近年はピークであった24(2012)年度と比べ20%以下まで減少しました。

イ　森林の保護対策

台風や豪雨、降雪などの気象災害から森林を守るためには、適切な施業による森林の管理が重要です。しかしながら、木材価格の下落による林業採算性の悪化等により、森林・林業を取り巻く状況は依然として厳しいため、「安心して住み続けられる農山漁村づくりを推進」を目標とした「福岡県農林水産振興基本計画」を策定し、公益的機能を発揮できる森林づくりを推進しています。

松くい虫被害対策としては、薬剤散布等による予防対策と枯損松の伐倒駆除を実施していますが、平成 25(2013)年度からは福岡県森林環境税を活用し、市町が実施する伐倒駆除を、30(2018)年度からは予防対策の支援を強化するなど、松くい虫被害の鎮静化に取り組むとともに、被害跡地については保安林緊急改良事業等(治山事業)により機能回復のための植栽を実施しています。

また、植栽木に対するシカの食害防止等のため、侵入防止柵の設置や誘引捕獲などを行い、被害の軽減に努めています。

さらに、林野火災防止の啓発や森林保全巡視員等による巡回、消火機材の配備など各種被害予防に努めています。

(2) 緑化の推進

【林業振興課】

ア　緑化の現況

森林は、水を蓄え、土砂災害を防ぎ、レクリエーションの場を提供するなど、私たちの生活に様々な恵みを与えています。

しかしながら、都市化の進展に伴う身近な森林の減少や林業の不振による森林の荒廃などが懸念されています。

このような中、かけがえのない森林を健全な状態で次の世代に引き継ぐため、県民自らによる森林(もり)づくりへの参加や、森林を守り育てる気運の向上が求められています。

イ　緑化の推進対策

(ｱ) 緑化推進の取組

a 緑の教室等

福岡県緑化センターでは、緑化の普及・啓発及び緑化技術の指導を行うため、県内各地で「緑の教室」や「緑化講習会」等を開催しています。

緑の教室

b 県民参加の森林(もり)づくり

地球温暖化の問題など環境意識の高まりを受けて、県民参加による森林(もり)づくりが盛んになっています。

令和6(2024)年度は、県内 308 か所、約4万6千人の参加者による植栽や間伐などの森林(もり)づくり活動が実施されました。

(ｲ) 県有施設の緑化

身近な緑の造成を図るため県有施設を率先して緑化し、地域緑化の推進に寄与しています。

(ｳ) 緑化木の生産

本県は、県南部を中心に緑化木の生産が盛んであり、全国有数の生産地となっています。

しかし、近年は緑化木の需要が減少しており、今後は、植樹以外の新たな用途の開拓に取り組み、県産緑化木の需要拡大を図ります。

(ｴ) 緑の募金

緑の役割と大切さを県民に啓発し、緑化の推進などの取組を行うため、公益財団法人福岡県水源の森基金が実施主体となり「緑の募金」運動に取り組んでいます。

令和6(2024)年度は、約 5,461 万円の募金が集まり、地域の緑づくりや緑の少年団の育成などに活用されています。

(3) 福岡県森林環境税を活用した取組

【林業振興課】

本県では、森林を健全な状態で次世代に引き継ぐため、平成20(2008)年4月に福岡県森林環境税を導入し、荒廃した森林の再生や県民参加の森林(もり)づくりに取り組んできました。

これまでに整備された森林では、水源かん養など森林の有する公益的機能が回復しつつある一方で、森林・林業を取り巻く情勢は厳しさを増しており、森林を森林所有者の林業活動だけでは支えられない状態が続いていることから、今後新たに森林の荒廃が進むことが懸念されています。

このため、平成 30(2018)年度以降も「福岡県森林環境税」を継続し、森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策や、森林を守り育てる気運の向上に向けた施策を実施しています。

＜平成 30 年度から取り組んでいる施策＞

〇森林の有する公益的機能の発揮に向けた施策

・強度間伐※等の実施

・間伐を繰り返す体制の構築

・海岸防風林の松くい虫駆除・予防対策

公益的機能を長期的に発揮する
スギ・ヒノキ等の針葉樹と広葉樹が
混在する森林（イメージ）

〇森林を守り育てる気運の向上に向けた施策

・森林（もり）づくり活動の公募

・展示効果の高い森林整備

・森林の重要性の情報発信

県民参加の森林（もり）づくり（イメージ）

2　里地里山里海の適切な利用と管理

(1) ふくおか農林漁業応援団づくり

【食の安全・地産地消課】

農林水産業や農山漁村地域の役割と重要性に対する県民の理解を深め、地産地消を推進するため、「農林漁業応援団」づくりを進めています。（詳細は第3章に記載）

(2) 歴史・文化と生物多様性とを結びつけた環境学習の支援、推進

【自然環境課】

里地里山里海地域を構成するものの一つとして、歴史的・文化的な建造物や遺構等があり、その周辺の自然と合わせて、多様な生物を育む場となっています。

協賛企業から、売上の一部を本県の自然環境保全活動に寄附していただいており、この寄附金の一部を活用して、歴史・文化と生物多様性とを結び付けた環境学習を実施し、その保存・活用に対する意識の高揚・啓発を行っています。

ア　有明海の環境学習（令和 5(2023)年度～）

有明海は貝類や甲殻類をはじめ有明海固有の生物が多数生息しています。小学生を対象に、「やながわ有明海水族館」（柳川市稲荷町）において、有明海の生物多様性や歴史、文化を学ぶ環境学習を実施しています。

イ　岩戸山古墳（八女市吉田）の自然観察（令和 6(2024)年度～）

地域の生物多様性保全活動を促進するため、八女市吉田にある岩戸山古墳周辺をフィールドとして、自然観察会を開催し、生物多様性や歴史、文化を学ぶ環境学習を実施しています。

※強度間伐：間伐率をより高く設定した間伐。

第７章　健康で快適に暮らせる生活環境の形成

第 7 章では、健康で快適に暮らせる生活環境の形成に向けた取組について掲載しています。大気や水、土壌環境などを常に監視し、様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- ○ きれいな空気・清らかな水・安全な土壌・静かな居住環境等が守られた、県民が健康で心地よく暮らせる社会。
- ○ 個性豊かで、美しいまち並みと景観の保全形成に取り組み、誇りを持って次の世代に継承することができる社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進捗
環境基準の達成率	大気 SPM NO_2 } 100% 水質 BOD COD } 76.1% DXN類 大気 公共用水域水質 公共用水域底質 地下水 土壌 } 100% 騒音 航空機 97.6% 新幹線 70.5% 自動車 96.2% 令和２(2020)年度	環境基準達成率の向上・達成維持を図る 令和8(2026)年度	大気 SPM NO_2 } 100% 水質 BOD COD } 80.6% DXN類 大気 100% 公共用水域水質 100% 公共用水域底質 地下水 土壌 } 100% 騒音 航空機 73.8% 新幹線 44.6% 自動車 95.6% 令和6(2024)年度
河川及び海岸愛護団体登録数	511 団体 令和２(2020)年度	700 団体 令和８(2026)年度	554団体 令和6(2024)年度

第１節　総合的な対策

〔環境基本法、公害紛争処理法、福岡県公害紛争処理条例、
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律〕

本県では、公害防止計画の策定、環境保全協定の締結等を行い、環境保全・公害防止対策を講じるとともに、公害に係る紛争については、福岡県公害審査会を設置し、紛争の解決を図っています。

1　公害対策

(1) 公害紛争処理・公害苦情処理

〔公害紛争処理法、
福岡県公害紛争処理条例〕

ア　公害紛争処理

【自然環境課】

本県では、公害に係る紛争について、司法的な解決とは別に迅速かつ適正な解決を図る附属機関として福岡県公害審査会を設置しています。

審査会は、15 名の委員で構成され、審査会会長の指名によって選任された委員が、あっせん、調停及び仲裁の手続により公害紛争の解決を図るものであり、審査会が設置された昭和46(1971)年以降令和7(2025)年3月までに本審査会で取り扱った事件は、あっせん 1 件、調停 28 件及び仲裁 1 件となっています。

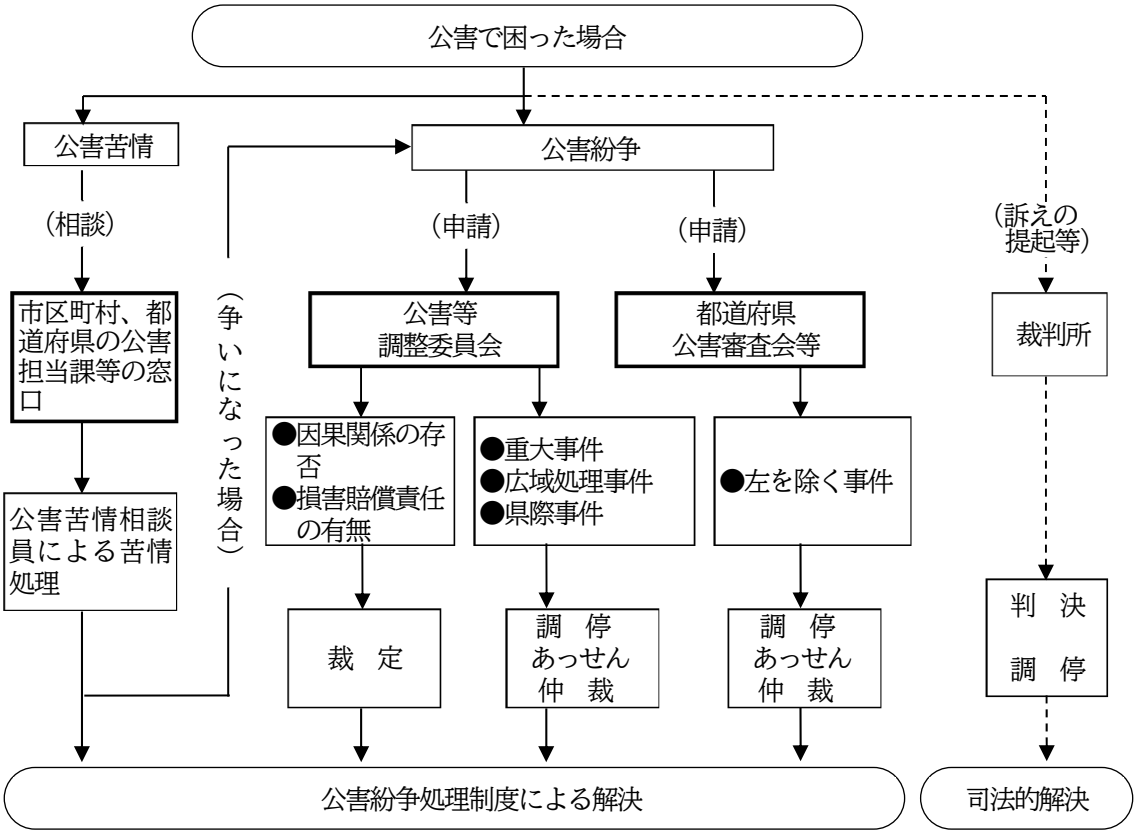

イ　公害苦情処理

【環境保全課】

本県では、県内における公害苦情を統計的に把握するため、公害苦情件数等の調査を実施しています。

令和 5(2023)年度に県内市町村及び県保健福祉環境事務所の公害苦情相談窓口で受け付けた苦情総件数は3,350件で、前年度と比べ 81 件減少し、約 2.4%の減少となっています。

公害に対する苦情は、典型7公害(大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭)に係るものと、典型 7 公害以外の日照、電波障害、廃棄物の不法投棄等に係るものに分けられます。

(ア) 種類別苦情件数

典型7公害の苦情は、大気汚染が最も多く、典型7公害以外の苦情では廃棄物投棄に関する苦情が最も多くなっています。

(イ) 苦情処理状況

令和 5(2023)年度において処理することとなった苦情件数は、新規受付(警察・国等の機関から移送されたものを含む)3,350 件及び前年度からの繰越 100 件の合計 3,450 件から警察・国等の機関へ移送したもの 154 件を除いた3,296件(これを「公害苦情処理係属件数」という。)となっています。

種類別苦情件数の推移

苦情処理の内訳

(受付件数)

令和5年度新規	3,350 件
前年度繰越	100 件
計	3,450 件

(処理の内訳)

他へ移送		154 件
公害苦情処理係属件数		3,296 件
(公害苦情処理係属件数内訳)		
	直接処理	2,783 件
	翌年度繰越	94 件
	その他	419 件

※その他:原因が不明な場合や申立人が管轄区域外に転居した場合など。

なお、公害苦情処理係属件数のうち、令和 5(2023)年度中に処理された件数は 2,783 件で、その処理率は 84.4%となっています。

(2) 公害防止管理者制度

【環境保全課】

〔特定工場における公害防止組織の整備に関する法律〕

公害防止管理者制度とは、製造業(加工業を含む。)及び電気・ガス・熱供給業の特定の工場内に、公害防止に関する責任者を選任させること等により、工場内の公害防止体制の整備を図り、もって公害の防止に資することを目的とする制度です。

この法律が適用される工場(「特定工場」という。)では、公害防止に関する業務を統括する「公害防止統括者」及び公害防止の技術的事項を管理する「公害防止主任管理者」、「公害防止管理者」を選任し、これを知事に届け出ることが義務付けられており、これらの職にはそれぞれ代理者の配置が必要です。

なお、公害防止管理者、公害防止主任管理者及びそれらの代理者は、工場に設置された施設や規模ごとに区分された国家試験等により資格を取得した者から選任することとされており、これらを選任又は解任した際は知事(一部は市町村長)に届け出なければなりません。

公害防止管理者は、従事する業務に応じて、大気関係、水質関係、騒音・振動関係、粉じん関係及びダイオキシン類関係の種類に分かれています。

(3) 融資制度（エコふくローン）

【循環型社会推進課】

福岡県環境保全施設等整備資金融資制度により財政支援を行い、県内に事業所を有する中小企業者等の公害防止施設、環境保全施設の整備、次世代自動車の購入等を促進します。

2　都市計画

【都市計画課、開発・盛土指導課】

都市計画とは、都市内の限られた土地資源を有効に配分し、建築敷地、基盤施設用地及び緑地・自然環境を適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保しようとするものです。

(1) 計画的な土地利用

都市計画区域内においては、用途地域など地域地区を適切に定めて、建築物の用途、容積、高さ等を制限することにより、土地の計画的利用を図り、効率的・集中的な公共投資により、合理的かつ機能的な都市空間の形成を図っています。

さらに、県内の 14 都市計画区域のうち 4 都市計画区域(22 市町)においては、計画的な市街化を図るために、都市計画区域を市街化区域(既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域)と市街化調整区域(市街化を抑制すべき区域)とに区分(一般的に「線引き」という。)しています。

また、都市計画区域外においても、土地利用の整序又は環境保全のために、県内の 23 市町において、準都市計画区域を指定しています。

これらの実効性は、開発許可制度等によって担保されています。

(2) 都市施設の適切な配置

道路、公園、下水道などの都市施設は、都市の生活や都市機能の維持にとって必要な施設であり、都市の骨格をなすものです。計画に当たっては、土地利用計画や都市施設相互の有機的な関連を勘案しつつ、適切な規模・構造と位置を定めています。また、ごみ焼却場、汚物処理場などの位置についても、生活環境を悪化させないように配慮し、決定しています。

(3) 市街地の面的整備

健全な市街地の形成を図る手法として、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るため土地区画整理事業が活用されています。また、市街地内の老朽木造建築物が密集している地区等において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業等が活用されています。

住宅地の造成などに対しては、開発許可制度により公共施設の整備に一定の水準を確保しています。さらに、きめ細かなまちづくりの手段として、良好な居住環境を形成し、保全するために、地区の特性に合った地区計画制度の導入を促進しています。

(4) 美しいまちづくりの推進

平成 17(2005)年の「景観法」の全面施行を受け、本県では「福岡県美しいまちづくり条例」を改定し、市町村における景観計画策定による規制誘導を図る取組みを推進するとともに、県民の発意と参加による地域の個性を反映した美しいまちづくりを推進するための各種施策を行っています。

具体的には、複数の市町村にわたる広域的な景観形成を本県の重要な施策と位置付け、良好な景観の保全・形成を図るべく、現在、豊かな自然環境に恵まれた筑後地域及び京築地域を対象に、3 つの広域的な景観計画を運用しているところです。

また、美しいまちづくりについて県民とともに語り合い、考える「景観大会」を毎年開催し、地域住民団体や市町村によるまちづくり活動を支援するために「まちづくり専門家」の派遣事業等も行っています。

【景観大会の様子】

美しい景観選表彰式

景観選作品展示

(5) 花による美しいまちづくりの推進

花による美しいまちづくりは、地域の特色を活かして、環境に配慮しながら、まちの身近な生活空間を花や草木で彩ることで、まちなかに花があふれる、人々が集い憩う美しい空間を創出することを目的とした取組です。

この取組は、花き産業の振興を図るだけでなく、美しいまちなみを形成することで、地域住民の生活の質を高め、心の豊かさにもつながるものです。また、こどもたちの情操教育にも良い影響を与え、地域への愛着を育むことにも貢献できます。

福岡県では、市町村が整備する花壇への助成や、「花による美しいまちづくりコーディネーター」による講演会やセミナーの開催、県庁舎や県営公園などの公共施設へのフラワーボックスの設置や花壇整備等を進めていきます。

第２節　大気環境の保全

【環境保全課】
〔大気汚染防止法、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

工場や事業場に起因する大気汚染は大きく改善されたため、都市化の進展や自動車保有台数の増加などを背景とした、都市生活型の環境問題への取組を推進してきました。

また、近年では、国境を越える広域的な大気汚染への取組が重要となっています。

大気汚染防止対策を進める上で、大気環境の状況を把握する必要があるため、常時監視測定局を整備して測定を行っています。また、自動車排出ガス対策、工場・事業場や石綿含有建材除去作業に対する監視指導を行っています。

1　大気環境の現況

高度経済成長期には特に石油系燃料消費量が増大したため大気汚染が急速に進行しましたが、昭和 40 年代に「公害対策基本法」や「大気汚染防止法」が成立し、工場や事業場における大気汚染防止対策が着実に進展しました。また、自動車排出ガス対策として大気汚染防止法に基づく単体規制（いわゆる排ガス規制）の強化が行われたことから、県内の大気汚染の状況は大きく改善されました。一方で、光化学オキシダントについては、移流等の影響により環境基準を達成できない状況が続いています。

(1) 常時監視体制

県内の大気環境の状況を把握するため、県内の常時監視測定局において自動連続測定機による常時監視を行っています（18 市町 55 か所）。

常時監視データは、テレメータシステム（遠隔監視装置）により、県保健環境研究所（中央監視局）及び県庁（環境保全課）に送信されており、毎時の常時監視データを県ホームページで公開しています。

また、常時監視データなどから、大気汚染状況が悪化し人の健康や生活環境に被害が生じるおそれがあると判断される場合には、関係機関に対して情報を提供し、緊急時の措置を講じることとしています。

これらの取組に加え、保健環境研究所が開発した大気汚染予測システムを用いて、県内（4地域別）における光化学オキシダントや $PM_{2.5}$ の独自予測を毎日実施しており、高濃度の光化学オキシダントや $PM_{2.5}$ の発生が予測される場合には、県公式LINEアカウントにより県民に対し高濃度予測情報を配信しています。

また、令和7（2025）年1月から、全国の自治体で初めてとなる大気汚染予報の常時公開「福岡県大気汚染予報」の発信を開始しました。

なお、常時監視を実施していない地域については、大気環境測定車（さわやか号）により必要に応じて調査を実施しています。

テレメータシステムによる測定データの流れ

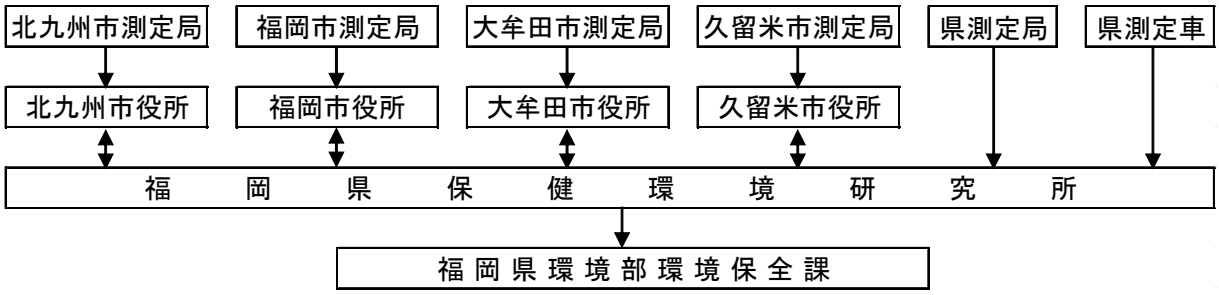

大気汚染常時監視測定局配置図

大気汚染常時監視測定局一覧表

（令和7年3月31日現在）

設置主体	一般環境大気測定局（一般局）						自動車排出ガス測定局（自排局）					
福岡県（◯印）	1	苅田	6	柳川	11	八女	14	古賀				
	2	豊前	7	糸島	12	朝倉						
	3	田川	8	宗像	13	篠栗						
	4	直方	9	太宰府								
	5	筑後小郡	10	飯塚								
北九州市（□印）	1	門司	6	企救丘	11	黒崎	14	門司港自排				
	2	松ヶ江	7	若松	12	塔野	15	三萩野自排				
	3	小倉	8	若松ひびき	13	戸畑	16	西本町自排				
	4	北九州	9	江川			17	黒崎自排				
	5	曽根	10	八幡								
福岡市（◇印）	1	春吉	4	南	7	香椎	9	天神	12	別府橋	15	今宿
	2	祖原	5	東	8	元岡	10	千鳥橋	13	比恵	16	石丸
	3	吉塚	6	長尾			11	西新	14	大橋		
大牟田市（○印）	1	国設大牟田	3	七浦								
	2	新地	4	橘								
久留米市（△印）	1	えーるピア久留米	3	城南中学校								
	2	三潴中学校	4	田主丸中学校								

大気汚染常時監視測定局別測定項目一覧

ア　一般環境大気測定局

（令和7年3月31日現在）

市町	測定局	測定項目											
		SO_2	NO_2	CO	SPM	Ox	$PM_{2.5}$	NMHC	T-HC	風向風速	温度	湿度	その他
北九州	門司	○	○			○				○			
	松ヶ江		○		○	○	○			○			
	小倉		○			○				○			
	北九州	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	曽根	○	○		○	○	○			○			
	企救丘		○		○	○	○			○			
	若松	○	○		○	○	○			○			
	若松ひびき	○	○		○	○	○			○			
	江川		○		○	○	○	○	○	○			
	八幡	○	○			○				○			
	黒崎	○	○		○	○	○			○			
	塔野		○		○	○	○			○			
	戸畑	○	○		○	○	○			○			
福岡	春吉	○	○		○	○	○			○			
	祖原	○	○		○	○		○	○	○			○
	吉塚	○	○		○	○	○			○			
	南		○		○	○				○			
	東		○		○	○				○			
	長尾		○		○	○	○			○			
	香椎		○		○	○	○	○	○	○			
	元岡		○		○	○	○			○			
大牟田	国設大牟田	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	新地	○	○		○		○			○			
	七浦	○			○	○		○	○	○			
	橘	○	○		○	○				○			
久留米	えーるピア久留米	○	○		○	○				○			
	三潴中学校				○	○	○			○			
	城南中学校	○	○		○	○	○			○			
	田主丸中学校				○	○	○			○			
苅田	苅田	○	○		○	○	○			○			
豊前	豊前	○	○		○	○	○			○			
田川	田川	○	○		○	○	○			○			
直方	直方	○	○		○	○	○			○			
小郡	筑後小郡	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○
柳川	柳川	○	○		○	○	○			○			
糸島	糸島	○	○		○	○	○			○			
宗像	宗像	○	○		○	○	○			○			
太宰府	太宰府	○	○		○	○	○			○			
飯塚	飯塚	○	○		○	○	○			○			
八女	八女	○	○		○	○	○			○			
朝倉	朝倉	○	○		○	○	○			○			
篠栗	篠栗	○	○		○	○	○			○			
測定局数		30	39	2	39	41	33	7	7	42	3	3	3

イ　自動車排出ガス測定局

（令和7年3月31日現在）

市町	測定局	測定項目								
		SO_2	NO_2	CO	SPM	Ox	$PM_{2.5}$	NMHC	T-HC	風向風速
北九州	門司港自排		○	○	○	○	○			○
	三萩野自排		○		○			○	○	
	西本町自排		○		○		○			○
	黒崎自排		○	○	○					
福岡	天神	○	○	○	○			○	○	
	千鳥橋		○		○		○	○	○	
	西新		○		○		○			
	別府橋		○		○					
	比恵		○		○					
	大橋		○		○		○			
	今宿		○		○					
	石丸		○		○	○	○			○
古賀	古賀		○	○	○		○			○
測定局数		1	13	4	13	2	7	3	3	4

一般環境大気測定局

	17市町	42局

自動車排出ガス測定局

	3市	13局
計	18市町（2市重複）	55局

※　測定項目

SO_2　：二酸化硫黄

NO_2　：二酸化窒素

CO　：一酸化炭素

SPM　：浮遊粒子状物質

Ox　：光化学オキシダント

$PM_{2.5}$　：微小粒子状物質

NMHC：非メタン炭化水素

T-HC：全炭化水素(メタン及び非メタン炭化水素)

(2) 環境基準※達成状況

二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質は全測定局で環境基準を達成しています。

このうち、浮遊粒子状物質は、黄砂等の気象現象の影響により、環境基準達成状況が変動することがあります。

また、光化学オキシダントは全国的に環境基準達成率が非常に低く、本県においても全測定局で環境基準を達成できていません。一方、微小粒子状物質($PM_{2.5}$)の環境基準達成率は顕著に改善しており、令和3(2021)年度以降は全測定局で環境基準を達成しています。

大気汚染常時監視測定局の環境基準達成状況（達成局数／測定局数、令和６年度）

局区分	項目	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他	全般	達成率
一般環境大気測定局	二酸化硫黄	8/8	3/3	4/4	2/2	13/13	30/30	100%
	二酸化窒素	13/13	8/8	3/3	2/2	13/13	39/39	100%
	一酸化炭素	1/1	−	1/1	−	−	2/2	100%
	浮遊粒子状物質	10/10	8/8	4/4	4/4	13/13	39/39	100%
	光化学オキシダント	0/13	0/8	0/3	0/4	0/13	0/41	0%
	微小粒子状物質	10/10	5/5	2/2	3/3	13/13	33/33	100%
自動車排出ガス測定局	二酸化硫黄	−	1/1	−	−	−	1/1	100%
	二酸化窒素	4/4	8/8	−	−	1/1	13/13	100%
	一酸化炭素	2/2	1/1	−	−	1/1	4/4	100%
	浮遊粒子状物質	4/4	8/8	−	−	1/1	13/13	100%
	光化学オキシダント	0/1	0/1	−	−	−	0/2	0%
	微小粒子状物質	2/2	4/4	−	−	1/1	7/7	100%

備考 1:有効測定項目(二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質は年間測定時間数が 6,000 時間以上、微小粒子状物質は年間測定日数が 250 日以上の測定項目）について集計しています。ただし、光化学オキシダントの項目は除きます。

備考 2:環境基準の評価方法は、光化学オキシダントについては短期的評価(1 時間値が 0.06ppm 以下)により評価しています。二酸化窒素及び微小粒子状物質については、1 日平均値の年間 98%値(年間における 1 日平均値のうち、低い方から 98%に相当する値が、二酸化窒素は 0.06ppm、微小粒子状物質は 35μg/m^{3}を超えない値)により評価しています。また、微小粒子状物質については、1 年平均値(1 年平均値が 15μg/m^{3}以下)についても評価を行います。二酸化硫黄、一酸化炭素及び浮遊粒子状物質については、1 日平均値の高い方から 2%の範囲にあるものを除外して評価します(年間における 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2%の範囲にある測定値を除外した後の最高値が、二酸化硫黄は 0.04ppm、一酸化炭素は 10ppm、浮遊粒子状物質は 0.1mg/m^{3}以下)。ただし、2%の範囲にあって、1 日平均値につき環境基準を 2 日以上連続して超えた場合は除外しないこととなっています。

ア　二酸化硫黄（SO_2）

二酸化硫黄は、石油や石炭などの燃料中に含まれる硫黄分の燃焼により発生します。石油の消費拡大に伴い排出量が増加しましたが、環境基準の設定や排出規制の強化により、低硫黄燃料への転換や脱硫装置の設置が進み、現在は排出量が大幅に低減されています。

令和6(2024)年度は、県内 17市町 31測定局(一般局30、自排局 1)で常時監視を行っており、全測定局で環境基準(長期的評価)を達成しています。

また、過去 10 年間、継続測定している局の地域別年平均値には改善傾向が見られます。

二酸化硫黄濃度経年変化（一般局）

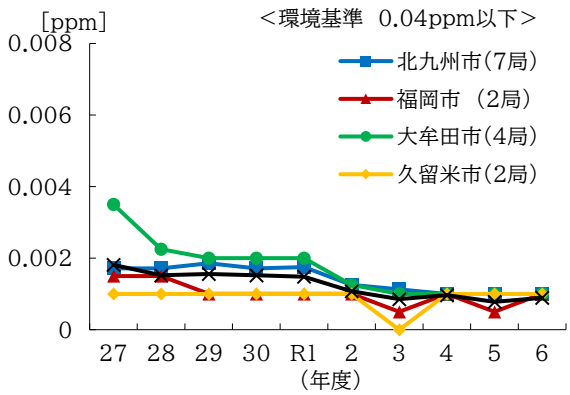

(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

※環境基準:環境基本法に基づき政府が設定するもので、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準値。大気、水質、騒音、土壌、ダイオキシン類について定められています。

イ　二酸化窒素（NO_2）

二酸化窒素は、主に石油や石炭などの燃料の燃焼に伴い発生し、工場や事業場のばい煙発生施設及び自動車等から排出されます。

令和 6(2024)年度は、県内 18 市町 52 測定局(一般局 39、自排局 13)で常時監視を行っており、全測定局で環境基準(長期的評価)を達成しています。

なお、過去 10 年間、継続測定している局の地域別年平均値には、緩やかな改善傾向が見られます。

二酸化窒素濃度経年変化（一般局）

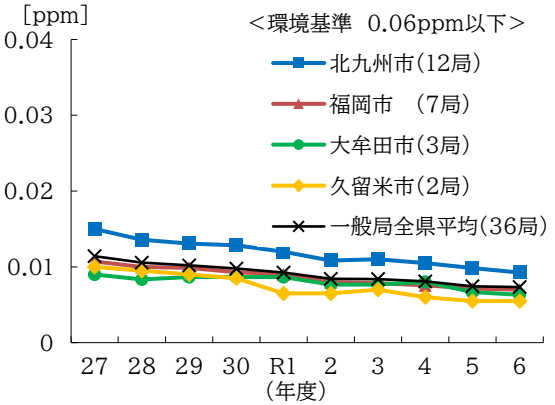

(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

二酸化窒素濃度経年変化（自排局）

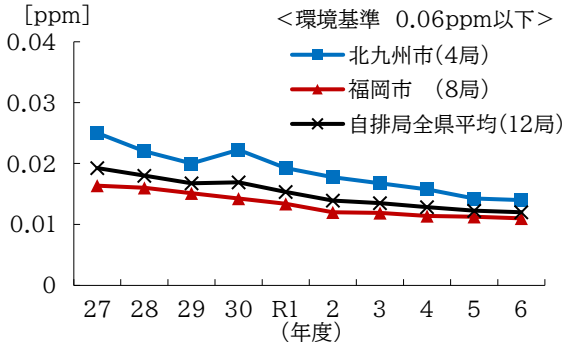

(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

ウ　一酸化炭素（CO）

一酸化炭素は、主に自動車から排出されるため、自動車交通量の多い沿道で測定しています。

令和 6(2024)年度は、県内 4 市 6 測定局(一般局 2、自排局 4)で常時監視を行っており、全測定局で環境基準を達成しています。

また、過去 10 年間、継続測定している自排局における地域別年平均値は各地域とも低い濃度で推移しています。

一酸化炭素濃度経年変化（自排局）

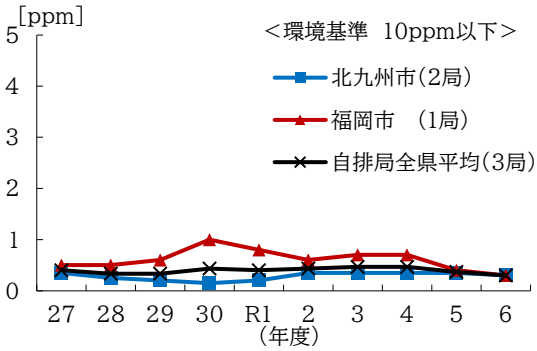

(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

エ　浮遊粒子状物質（ＳＰＭ）

大気中の粒子状物質は、工場や事業場のばい煙発生施設や粉じん発生施設から排出されるばいじん及び粉じん、自動車から排出される黒煙、自動車の走行による道路上の粉じん飛散粒子、黄砂や火山活動等の自然現象によるものなど多種多様であり、浮遊粒子状物質と降下ばいじんに大別されます。

浮遊粒子状物質は、浮遊している粉じんのうち粒径が 10 マイクロメートル以下の細かい粒子で、大気中に比較的長時間滞留しています。

令和6(2024)年度は、県内 18 市町 52 測定局(一般局 39、自排局 13)で常時監視を行っており、全測定局で環境基準(長期的評価)を達成しています。

なお、環境基準達成状況は黄砂等の気象現象の影響を受け、大きく変動します。環境省は、黄砂の実態解明のための調査を自治体と協力して平成 14(2002)年度から全国で開始し、本県もその調査に 24(2012)年度まで参加しました。25(2013)年度以降は、越境大気汚染に関する調査研究の中で、黄砂の問題についても引き続き取り組んでいます。

浮遊粒子状物質濃度経年変化（一般局）

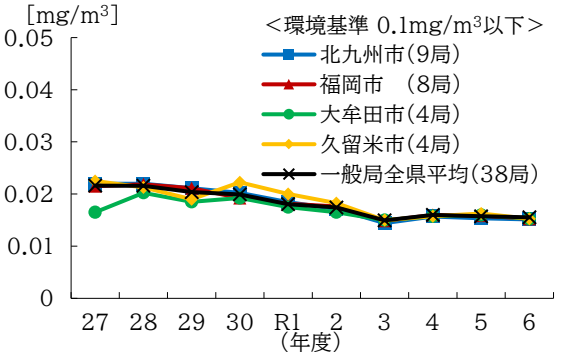

(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

浮遊粒子状物質濃度経年変化（自排局）

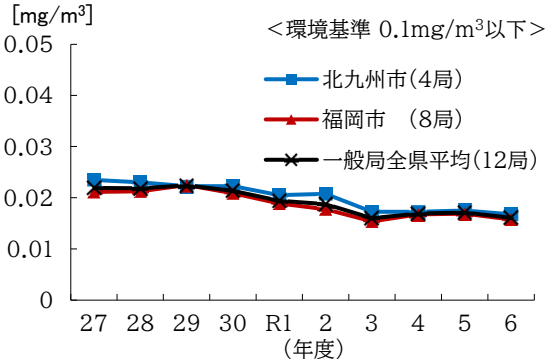

(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

オ　光化学オキシダント(Ｏｘ)

光化学オキシダントは、大気中の窒素酸化物や炭化水素が太陽の紫外線と光化学反応を起こすことにより二次的に生成される、オゾンを主体とした酸化性物質の総称です。

濃度が高くなると、目がチカチカする、のどが痛くなるなどの影響が出ることがあるため、一定濃度以上になった場合には、大気汚染防止法の規定に基づく「光化学オキシダント注意報」を本県(北九州市の区域においては市)から発令し、県民等に注意を呼びかけています。

過去 6 年間の注意報の発令状況は表のとおりで、直近では令和元(2019)年5月に2回、県内の広域に注意報を発令しました。

光化学オキシダントの経年変化
(昼間 0.06ppm を超えた時間数割合)

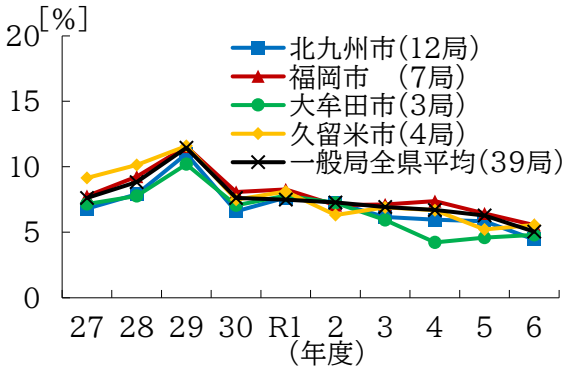

(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

過去 6 年間の光化学オキシダント注意報発令状況

年度	日付	注意報発令区域
R1	5.23	北九州市
		福岡市
		宗像市、福津市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
	5.24	北九州市
		福岡市
		直方市、宮若市、小竹町、鞍手町、中間市
		飯塚市、嘉麻市、桂川町
		古賀市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
		糸島市
		宗像市、福津市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町
		行橋市、苅田町、みやこ町
R2～	発令なし	

光化学オキシダントは全国のほとんどの測定局で環境基準を達成できない状態が続いており(令和6(2024)年度の全国達成率は一般局 0.1%、自排局 0%)、本県においても県内 17 市町 43 測定局(一般局 41、自排局 2)のすべてで環境基準を達成していません。

なお、光化学オキシダントの環境基準は、昼間の 1 時間ごとの濃度(1 時間値)で評価するため、1 年のうち 1 時間でも基準を超えると環境基準未達成となりますが、昼間の時間の約 95%は基準を達成しています。

光化学オキシダントの増減は気象要因の影響が大きいため、環境省から近年の傾向を評価する新しい指標として「Ox 濃度 8 時間値の日最高値の年間 99 パーセンタイル値の 3 年移動平均値」が提案されています。

新しい指標による評価では、本県の光化学オキシダントは、平成27(2015)年度以降悪化傾向を示していましたが、30(2018)年度以降は改善傾向で推移しています。

光化学オキシダントの経年変化
(指標：8 時間平均日最高値の 3 年移動平均)

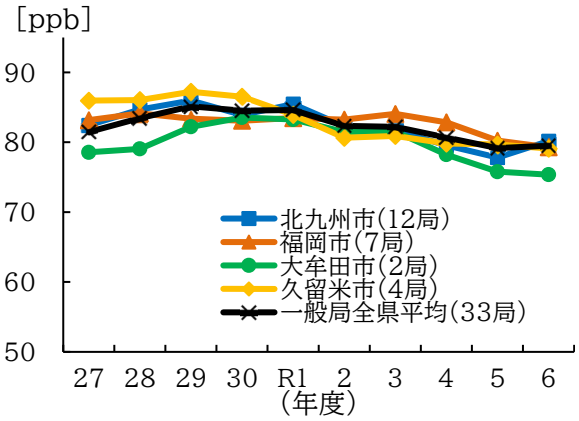

(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

カ　微小粒子状物質（PM2.5）

微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質のうち粒径が 2.5 マイクロメートル以下の粒子で、平成 21(2009)年に環境基準が設定されました。

平成 23(2011)年度から測定体制の整備を行い、令和 6(2024)年度末現在、県内 18 市町 40 測定局(一般局 33、自排局 7)で$PM_{2.5}$の常時監視を行っています。$PM_{2.5}$の環境基準は年平均値(長期基準)及び日平均値の年間98パーセンタイル値(日平均値の低い方から98%に相当する値)(短期基準)で評価を行っています。

以前は、全国的にも環境基準の達成率が低く、本県においても平成 26(2014)年度まで環境基準を達成できていませんでしたが、徐々に改善し、令和3(2021)年度以降は全測定局で環境基準を達成しています。

微小粒子状物質濃度の年平均値の経年変化

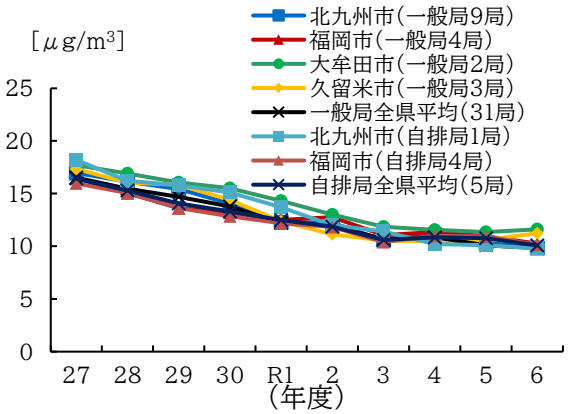

(注)過去 8 年間、継続測定している局の年平均値

微小粒子状物質濃度の日平均値の
年間９８パーセンタイル値の経年変化

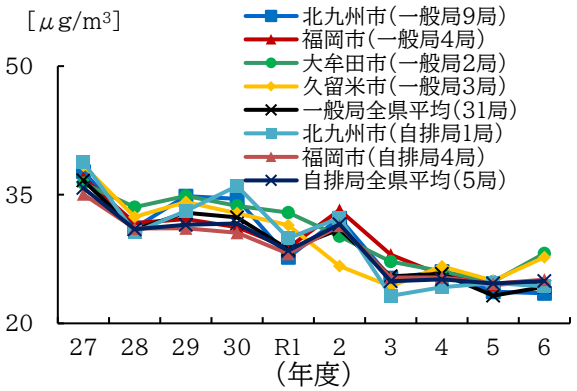

(注)過去 8 年間、継続測定している局の日平均値の年間98パーセンタイル値の平均値

本県では、平成 24(2012)年度から$PM_{2.5}$の濃度が暫定的な指針値である日平均値 70 $\mu g/m^3$ を超えると予想される場合に、「$PM_{2.5}$に関する注意喚起」を実施し、注意を呼びかけています。注意喚起実施状況は下表のとおりで、直近では令和 3(2021)年 3 月に、北九州地域で注意喚起を実施しました。(参照:第3部248頁)また、$PM_{2.5}$成分分析を県内 6 地点で実施しました。

$PM_{2.5}$に関する注意喚起実施状況

年度	日付	注意喚起実施地域
H26	H26.6.1	福岡地域
	H27.3.22	北九州地域
		福岡地域
H29	H29.7.27	福岡地域
R2	R3.3.30	北九州地域

キ　炭化水素

炭化水素は、自動車や有機溶剤使用工場、ガソリンスタンド等多種多様な発生源から排出され、主に地球温暖化に関与するメタンと光化学オキシダント生成に関与する非メタン炭化水素とに大別されます。

令和 6(2024)年度は、県内 4 市10測定局(一般局 7、自排局 3)でメタンと非メタン炭化水素について常時監視を行いました。

過去 10 年間、継続測定している局の全炭化水素濃度の地域別年平均値の経年変化は、ほぼ横ばい状況で推移しています。

全炭化水素濃度経年変化

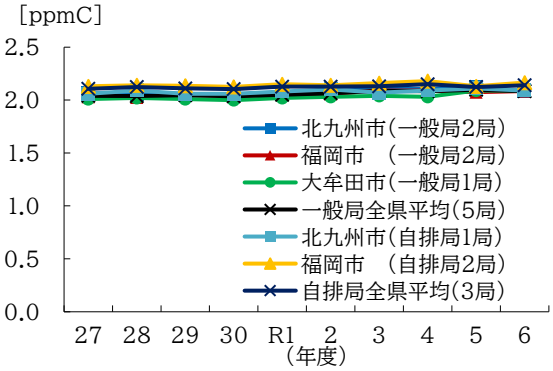

(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

また、非メタン炭化水素については、光化学オキシダント生成防止濃度レベルとして国の中央環境審議会から指針値(6 時から 9 時までの 3 時間平均値が 0.20～0.31ppmC以下が適当)が答申されていますが、指針値を超過した日数は減少傾向にあります。なお、平成 18(2006)年度から炭化水素を含む揮発性有機化合物 (VOC)の排出規制を行っています。

非メタン炭化水素の 6～9 時の 3 時間平均値が 0.31ppmC を超えた日数割合経年変化

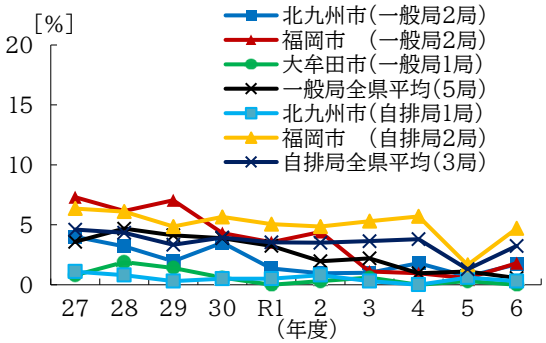

(注)過去 10 年間、継続測定している局の年平均値

ク　有害大気汚染物質

大気中の濃度が低濃度であっても、人が長期的に暴露した場合に健康影響が懸念される有害大気汚染物質について、平成 9(1997)年度からモニタリング調査を実施しています。

このうち、環境基準が設定されているベンゼン等 4 物質の測定結果は、全測定地点において環境基準を達成しています。

また、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指標となる数値(指針値)が設定されているアクリロニトリル等 11 物質の測定結果は、全地点において指針値を下回っていました。

ベンゼン等 4 物質の環境基準達成状況（達成局数／測定局数、令和 6 年度）

項　目	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	全　般
ベンゼン	4/4	4/4	4/4	1/1	3/3	16/16
トリクロロエチレン	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
テトラクロロエチレン	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
ジクロロメタン	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13

アクリロニトリル等 11 物質の指針値達成状況（達成局数／測定局数、令和 6 年度）

項　目	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	全 般
アクリロニトリル	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
アセトアルデヒド	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
塩化ビニルモノマー	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
塩化メチル	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
水銀	4/4	4/4	3/3	1/1	3/3	15/15
ニッケル化合物	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
クロロホルム	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
1,2－ジクロロエタン	4/4	4/4	1/1	1/1	3/3	13/13
1,3－ブタジエン	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
ヒ素及び無機ヒ素化合物	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12
マンガン及び無機マンガン化合物	4/4	4/4	0/0	1/1	3/3	12/12

2　大気汚染防止対策

大気汚染防止法等に基づき、ばい煙等の発生源である工場・事業場の監視指導を行っているほか、自動車排出ガス対策を進めています。

また、オゾン層保護や地球温暖化防止のため、フロン排出抑制法に基づきフロン類の適正な排出抑制を推進するとともに、酸性雨の実態把握や植物など生態系への影響について調査しています。

加えて、石綿（アスベスト）については、建築物の解体現場等からの飛散防止対策に加え、健康被害者からの認定申請及び給付請求等の受付や相談業務を行っています。

(1) 工場・事業場対策

大気汚染防止法の規定により、ばい煙発生施設、一般粉じん発生施設、特定粉じん発生施設、揮発性有機化合物（VOC）排出施設、水銀排出施設を新設、構造変更等する場合には、都道府県知事等への事前届出が必要です。

ばい煙発生施設には、ボイラー、廃棄物焼却炉などが該当し、ばい煙の排出基準が定められています。

一般粉じん発生施設には、堆積場、ベルトコンベアなどが該当し、粉じんの飛散防止のため、施設の構造等に関する基準が定められています。

特定粉じん発生施設には、石綿（アスベスト）を含有する製品の製造に係る解綿用機械などが該当し、規制基準の遵守義務があります。

VOC排出施設は、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダントによる大気汚染を防止するために平成 18（2006）年度から規制対象とされました。塗装用の乾燥施設などが該当し、排出基準が定められています。

水銀排出施設は、水銀に関する水俣条約の的確かつ円滑な実施を確保するため、平成30（2018）年度から規制対象とされました。石炭を燃焼するボイラーや廃棄物焼却炉などが該当し、排出基準が定められています。

工場・事業場から届け出られた施設については、届出提出時に書面審査を行うとともに、立入検査により施設の実態把握や排出基準遵守状況等を確認し、必要に応じ行政指導等を行っています。

令和2（2020）年の大気汚染防止法の改正により、3（2021）年4月からすべての石綿含有建材が規制対象とされ、建築物等の解体や除去等の作業を行う場合には、作業前に石綿使用の有無を確認する事前調査を実施し、一定規模以上の工事については事前調査の結果を都道府県知事等へ報告することが義務付けられました。

また、令和 5（2023）年10月からは、建築物、令和8（2026）年1月からは工作物の事前調査を有資格者など一定の知識を有する者に実施

させることも義務付けられました。

なお、石綿が使用された建築物等の解体等工事を行う場合には、法に定められた作業基準を遵守する必要があります。加えて、吹付け石綿や石綿を含有する保温材、耐火被覆材、断熱材が使用された建築物等については、作業実施前に都道府県知事等への届出が必要です。

ア　施設の設置状況

ばい煙発生施設は、前年度と比較すると、工場・事業場数は約 1.9％増加し、施設数は約0.7％減少しています。

一般粉じん発生施設は、前年度と比較すると、工場・事業場数は約 0.6％減少し、施設数は約0.6％減少しています。

特定粉じん発生施設は、県内には設置されていません。

VOC排出施設は、前年度と比較すると、工場・事業場数は約 2.8％減少し、施設数は約2.6％減少しています。

水銀排出施設は、前年度と比較すると、工場・事業場数は約 2.4％減少し、施設数は約3.8％減少しています。

イ　立入検査等の実施

ばい煙発生施設等を設置している工場・事業場に対して立入検査を行い、ばい煙等の自主測定結果の確認、排出ガスの分析検査の実施などにより、排出基準等の遵守状況を把握しています。

水銀排出施設については、自主測定検査の確認の結果、令和６(2024)年度に１事業場で排出基準の超過が見られたため、行政指導を行い、現在は改善しています。

また、石綿含有建材の除去等を行う解体等工事(特定粉じん排出等作業)への立入検査を実施し、石綿飛散防止のための作業基準の遵守状況を確認しました。

石綿事前調査結果報告件数

（令和6年４月１日～令和7年3月31日報告分）

	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	合　計
電子	6,378	12,565	524	1,600	11,178	32,245
紙	46	7	7	1	18	79
合計	6,424	12,572	531	1,601	11,196	32,324

石綿事前調査結果報告件数（建材ごとの件数）

（令和6年４月１日～令和7年3月31日報告分）

	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	合　計
レベル１	21	31	0	10	18	80
レベル2	50	30	7	4	30	121
レベル3	2,919	7,492	478	1,015	4,961	16,865
合計	2,990	7,553	485	1,029	5,009	17,066

ばい煙発生施設等設置状況

（令和７年3月31日現在）

	施行令別表第1の項番号	施設名	北九州市	福岡市	大牟田市		久留米市	その他の地域	合計
					工場	事業場			
大気汚染防止法該当施設	1	ボイラー	587	461	45	23	236	1,587	2,939
	2	ガス発生炉・加熱炉	4	3	0	0	0	2	9
	3	焙焼炉・焼結炉・焙焼炉	8	0	1	0	0	1	10
	4	溶鉱炉・転炉	5	0	0	0	0	1	6
	5	溶解炉	57	0	10	0	7	60	134
	6	金属加熱炉	198	0	3	0	0	63	264
	7	石油加熱炉	8	0	0	0	0	0	8
	8	触媒再生炉	0	0	0	0	0	0	0
	8-2	いおう燃焼炉	0	0	0	0	0	0	0
	9	焼成炉・溶融炉	35	0	7	0	1	31	74
	10	反応炉・直火炉	44	0	8	0	0	6	58
	11	乾燥炉	93	11	10	4	7	172	297
	12	電気炉	6	0	0	0	0	1	7
	13	廃棄物焼却炉	29	13	1	7	8	58	116
	14	銅・鉛・亜鉛の焙焼炉等	0	0	9	0	0	0	9
	15	カドミウム乾燥施設	0	0	0	0	0	0	0
	16	塩素急速冷却施設	0	0	0	0	0	0	0
	17	塩化第二鉄溶解槽	0	0	0	0	0	3	3
	18	活性炭の製造反応炉	0	0	0	0	0	0	0
	19	塩素反応施設等	17	0	30	0	0	0	47
	20	アルミニウム電解炉	0	0	0	0	0	0	0
	21	燐鉱石の反応施設等	1	0	0	0	0	0	1
	22	弗酸の製造用凝縮施設等	2	0	0	0	0	0	2
	23	ﾄﾘﾎﾟﾘ燐酸ﾅﾄﾘｳﾑ製造用反応施設	0	0	0	0	0	0	0
	24	鉛精錬用等溶解炉	0	0	0	0	0	0	0
	25	鉛蓄電池の溶解炉	0	0	0	0	0	0	0
	26	鉛系顔料の溶解炉等	0	0	0	0	0	0	0
	27	硝酸製造施設	8	0	0	0	0	0	8
	28	コークス炉	6	0	0	0	0	0	6
	29	ガスタービン	0	35	2	0	9	9	55
	30	ディーゼル機関	90	55	9	22	16	48	240
	31	ガス機関	0	2	2	0	0	0	4
	32	ガソリン機関	0	0	0	0	0	0	0
	施設数		1,198	580	137	56	284	2,042	4,297
	工場・事業場数		289	288	31	21	126	904	1,659
鉱山保安法該当施設	ガス事業法	ボイラー	19	0	11	0	0	15	45
		ガス発生炉・加熱炉	0	0	0	0	0	0	0
		ガスタービン	95	199	1	4	25	72	396
	電気事業法	ディーゼル機関	281	540	6	24	99	547	1,497
		ガス機関	17	27	0	1	11	24	80
		ガソリン機関	0	0	0	0	0	0	0
		その他	0	0	0	0	0	1	1
	施設数		412	766	18	29	135	659	2,019
	工場・事業場数		250	572	6	24	84	414	1,350
施設数合計			1,610	1,346	237		419	2,695	6,307
施設数割合（％）			25.5	21.4	3.8		6.6	42.7	100
工場・事業場数合計			539	720	65		210	1,185	2,719

一般粉じん発生施設等設置状況

（令和７年3月31日現在）

施行令別表第2の項番号	施設名	北九州市	福岡市	大牟田市		久留米市	その他の地域	合計
				工場	事業場			
1	コークス炉	4(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	4(0)
2	堆積場	192(13)	33(0)	15(0)	9(0)	18(0)	215(13)	482(26)
3	コンベア	901(31)	98(0)	29(0)	2(0)	20(0)	1,228(37)	2,278(68)
4	破砕機・摩砕機	100(8)	17(0)	9(0)	2(0)	4(0)	172(5)	304(13)
5	ふるい	88(4)	13(0)	0(0)	0(0)	3(0)	102(11)	206(15)
施設数		1,285(56)	161(0)	53(0)	13(0)	45(0)	1,717(66)	3,274(122)
工場・事業場数		80(6)	39(0)	10(0)	2(0)	17(0)	166(7)	314(13)
施設数合計		1,341	161	66		45	1,783	3,396
施設数割合（％）		39.5	4.7	1.9		1.3	52.6	100
工場・事業場数合計		86	39	12		17	166	320

（注）（ ）内の数字は電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法該当施設

VOC排出施設設置状況

（令和７年3月31日現在）

施行令別表第１の２の項番号	施設名	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	合計
1	化学製品製造の用に供する乾燥施設	0	0	0	0	0	0
2	塗装施設（吹付塗装に限る。）	4	0	0	0	31	35
3	塗装の用に供する乾燥施設	5	0	1	0	2	8
4	粘着テープ等の製造に係る接着の用に供する乾燥施設	9	0	0	0	25	34
5	接着の用に供する乾燥施設（上記等以外）	3	0	0	5	4	12
6	オフセット輪転印刷の用に供する乾燥施設	1	0	0	0	0	1
7	グラビア印刷の用に供する乾燥施設	3	0	0	0	9	12
8	工業の用に供する洗浄施設	1	0	0	0	0	1
9	貯蔵タンク	9	0	0	0	0	9
施設数合計		35	0	1	5	71	112
施設数割合（％）		31.2	0.0	0.9	4.5	63.4	100
工場・事業場数合計		10	0	1	2	22	35

水銀排出施設設置状況

（令和７年3月31日現在）

施行令別表第３の３の項番号	施設名	北九州市	福岡市	大牟田市		久留米市	その他の地域	合計
				工場	事業場			
1	小型石炭混焼ボイラー	0(5)	0(0)	0(2)	0(0)	0(0)	0(0)	0(7)
2	石炭燃焼ボイラー（上記以外）	0(0)	0(0)	0(1)	0(0)	0(0)	0(3)	0(4)
3	非鉄金属製造一次施設（銅、工業金）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
4	非鉄金属製造一次施設（鉛、亜鉛）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
5	非鉄金属製造二次施設（鉛、銅、亜鉛）	0(0)	0(0)	9(0)	0(0)	0(0)	1(0)	10(0)
6	非鉄金属製造二次施設（工業金）	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	2(0)	0(0)	1(0)	0(0)	0(0)	8(0)	11(0)
8	廃棄物焼却施設	34(0)	13(0)	1(0)	7(0)	8(0)	57(0)	120(0)
9	水銀回収施設	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)	0(0)
施設数		36(5)	13(0)	11(3)	7(0)	8(0)	66(3)	141(11)
工場・事業場数		19(3)	6(0)	4(3)	4(0)	5(0)	39(2)	77(8)
施設数合計		41	13	21		8	69	152
施設数割合（％）		27.0	8.6	13.8		5.3	45.4	100
工場・事業場数合計		22	6	9		5	39	81

（注）（　）内の数字は電気事業法、ガス事業法及び鉱山保安法該当施設

立入検査実施状況

（令和7年3月31日現在）

区分＼地域	北九州市	福岡市	大牟田市	久留米市	その他の地域	合計
工場・事業場※	220	9	6	3	194	432
施設※	1,386	22	6	3	1,566	2,983
特定粉じん排出等作業	68	228	18	10	316	640

※ばい煙発生施設、水銀排出施設、VOC排出施設及び粉じん発生施設（大気汚染防止法、電気・ガス事業法、鉱山保安法）を対象とした立入検査実施件数。

ウ　排出規制の状況

(ｱ) 硫黄酸化物

ａ K値規制

K値とは、一つのばい煙発生施設から排出された硫黄酸化物が、排出口(煙突)から大気中に拡散しながら地上に到達した時の最大着地濃度(煙源から排出された汚染物質が拡散し、地表面に到達してもたらす濃度の最大値)を定数化したもので、国が地域ごとにその数値を定めています。K値規制とは、ばい煙発生施設ごとに排出口(煙突)の高さとK値から硫黄酸化物の許容排出量を求め(＝排出基準)、排出基準以下になるよう硫黄酸化物の排出量を規制するというものです。

県内を 6 地域(北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、苅田町、その他の地域)に区分してK値が定められており、各K値に基づく排出基準(一般排出基準)で規制するほか、北九州市、大牟田市、苅田町に昭和 49(1974)年 4 月 1 日以降に設置されたばい煙発生施設については、より厳しいK値に基づく排出基準(特別排出基準)で規制を行っています。

ｂ 総量規制

工場等が密集しており施設ごとの排出基準(K値規制)のみでは二酸化硫黄の環境基準を維持することが困難な地域を国が総量規制地域として指定(指定地域)し、指定地域について知事が総量削減計画を策定するとともに総量規制基準を定め、一定規模以上の工場(特定工場等)から排出される硫黄酸化物の合計量を規制するというものです。

本県では、北九州市、大牟田市、苅田町が総量規制地域として指定されています。

ｃ 燃料使用規制

総量規制地域内の小規模工場等(特定工場等以外の工場)には総量規制基準は適用されませんが、硫黄酸化物による大気汚染に寄与しているため、燃料使用基準を定め、基準に適合する燃料を使用させることにより大気環境の改善を図るというものです。

また、都市中心部においては、冬季にビル暖房等による燃料使用量の増加等により一時的に大気環境が悪化することから、地域ごとに燃料使用基準を定め、都市中心部の大気環境の改善を図っています。

本県では、福岡市の中央区(昭和 47(1972)年 11 月 30 日当時の区)と博多区の一部地域を適用区域とし、燃料使用基準を定め、冬季の一定期間、規制を行っています。

(ｲ) 窒素酸化物

窒素酸化物の排出基準として、ばい煙発生施設の種類及び規模ごとに、排出口における濃度基準(許容限度)を全国一律に国が定めています。

また、本県では、北九州市及び苅田町における窒素酸化物による大気汚染を防止するため、昭和 60(1985)年に「北九州市等地域における窒素酸化物対策基本方針」を策定し、大規模工場等に対して窒素酸化物の排出総量抑制を指導するなど、窒素酸化物対策を推進しています。

エ　光化学オキシダント対策

本県では、環境基準超過が続く光化学オキシダントについて、緊急時対策基本要綱を制定しています。要綱では、オキシダント濃度が上昇し、人の健康または生活環境に被害が生じるおそれがある場合には、その事態を広く一般に知らせるとともに、状況に応じて、ばい煙を多量に排出する事業者及び揮発性有機化合物(VOC)排出者に対し、ばい煙及びVOC排出量の削減を要請することとしています。

なお、光化学オキシダント注意報の発令時には、注意報発令を県民の皆さんにより広くお知らせするため、発令区域の市町村と協力するとともに、テレビやラジオのほか、県ホームページや県公式 LINE、「防災メール・まもるくん」等を活用して周知を図っています。さらに、平成 20(2008)年度からは、毎時の光化学オキシダント濃度を県ホームページで常時公開しています。(参照:第 3 部248頁)

光化学オキシダント対策においては、国内発生源対策に加えて、国境を越えた環境汚染への対策が喫緊の課題となっています。このため、本県では平成 20(2008)年度から 22(2010)年度にかけて東アジアにおける国際環境協力の重要性をテーマにしたフォーラムやシンポジウムを開催し、国際環境協力の枠組み作りの必要性について情報発信するなど、越境大気汚染対策を推進しました。

オ　微小粒子状物質（$PM_{2.5}$）対策

本県では、環境省の「$PM_{2.5}$ に関する専門家会合」報告に従い、平成 25(2013)年から、$PM_{2.5}$ の濃度が暫定的な指針値である日平均値 70μg/m^3 を超えると予想される場合に注意喚起を行っています。(参照:第3部248頁)

なお、$PM_{2.5}$ に関する注意喚起実施時には、注意喚起情報を県民の皆さんにより広くお知らせするため、発令区域の市町村と協力するとともに、テレビやラジオのほか、県ホームページや県公式 LINE、「防災メール・まもるくん」等を活用して周知を図っています。

$PM_{2.5}$ においては、国内発生源に加えて、広域的な越境汚染への対策が重要な課題となっています。このため、平成 22(2010)年度以降、国と各県が共同で$PM_{2.5}$ の汚染機構を解明するための研究を行っています。

(2) 自動車排出ガス対策

自動車は、人や物資の輸送手段として、社会経済活動や国民生活に欠かせない重要な役割を果たしており、県内の自動車保有台数も、ここ 10 年で 4.7%増加しています。自動車から排出される窒素酸化物や粒子状物質等については、大気汚染への影響が大きいことから、国において、自動車排出ガス規制を車種及び物質ごとに、段階的に強化するなど各種の対策が進められており、最新の規制対応車輌の排出ガスは大幅に改善されています。これらの取組みの効果を確認するため、自動車排出ガス測定局における常時監視等を今後も継続することとしています。

また、本県では福岡県環境物品等調達方針を定め、低公害車等(低燃費かつ低排出ガス認定車を含む)を優先して導入することにより、県民や事業者へも広く普及していくよう啓発に努めています。

(3) 酸性雨に関する調査研究

昭和 63(1988)年度以降、環境省からの委託による酸性雨の調査を実施していますが、平成 2(1990)年度からは、環境省の委託事業に加え、本県独自に平野部(太宰府市)において雨水の成分分析調査と山間部のブナなどの森林植生への影響を調べています。本県では、今後ともこれらの調査を継続することとしています。

雨水の pH 及び降水量の経年変化（太宰府市）

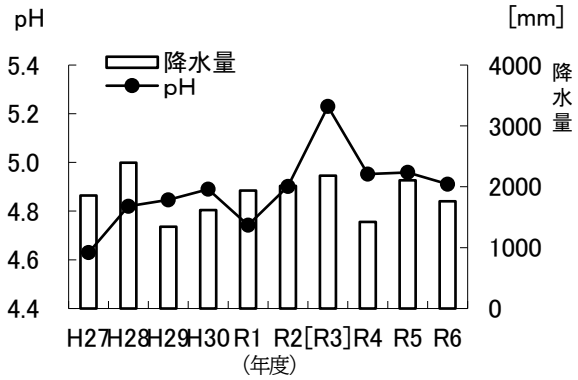

※令和 3 年度は降雨採取装置の故障により欠測が長期にわたるため、参考値

森林植生影響調査の概要

調査年度	調査地点	平均衰退度	調査対象樹木
R2	脊振山(福岡市)	0.1～0.2	ブナ・アカガシ
R3	英彦山(添田町)	1.0～1.6	ブナ・モミ・スギ
R4	釈迦岳(八女市)	0.4～0.6	ブナ
R5	古処山～屏山(朝倉市・嘉麻市)	0.1～0.3	ブナ・アカガシ
R6	宝満山～三郡山(太宰府市・筑紫野市・宇美町)	0.3～2.0	ブナ・モミ

※衰退度:目視により樹木の衰退度を、0(良好)～4(枯死)の５段階で評価

(4) オゾン層保護対策

冷蔵庫やカーエアコンなどの冷媒として使用される特定フロン(CFC, HCFC)は、大気中に放出されると地球を取り巻くオゾン層を破壊することが知られております。オゾン層が破壊されると、過度の紫外線が地上に到達して、皮膚ガンや白内障の増加など人の健康や自然の生態系に影響を及ぼすおそれがあります。このため、オゾン層を破壊しない代替フロン(HFC)への転換が進められてきましたが、代替フロンは極めて高い温室効果を有するため、地球温暖化防止の観点からもフロン類(特定フロン、代替フロン)の排出を抑制することが必要となっています。

フロン類の排出抑制等に関連する法律には、「家電リサイクル法」、「自動車リサイクル法」及び「フロン排出抑制法」があります。家電リサイクル法は家庭用の冷蔵庫及びルームエアコンの冷媒フロンの回収について、自動車リサイクル法は使用済自動車のカーエアコンのフロン冷媒回収について、フロン排出抑制法は業務用冷凍空調機器の冷媒フロンの排出抑制について、それぞれ規定しています。

フロン排出抑制法では、冷媒フロンの大気中への放出禁止や業務用冷凍空調機器の管理者やフロン類充塡回収業者の責務などが定められています。本県では、解体等工事現場などへの立入検査、業務用冷凍空調機器の管理者への啓発活動を行うなど、フロン類の適正な管理及び排出抑制の促進に努めています。

第３節　水環境の保全

〔水質汚濁防止法、瀬戸内海環境保全特別措置法、
福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

本県では、国(国土交通省九州地方整備局)や政令市などとともに、水質測定計画に基づき、公共用水域や地下水における水質の汚濁状況を常時監視しています。

また、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、計画的かつ効率的な汚水処理施設の整備を目的とする汚水処理構想を策定し、県、市町村、そして県民が一体となって、下水道、集落排水、浄化槽等の整備を進めています。

1　水環境の現況

【環境保全課】

〔水質汚濁防止法〕

県内の公共用水域の水質については、水質測定計画に基づき、国(国土交通省九州地方整備局)、独立行政法人水資源機構、北九州市、福岡市、久留米市とともに 185 の環境基準点(河川 146、海域 34、湖沼 5)で環境基準の達成状況を監視しています。

汚濁状況は、水質汚濁防止法、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例、瀬戸内海環境保全特別措置法等による排水規制及び事業場における排水処理施設の整備並びに生活排水対策の推進等により改善が図られています。

環境基準項目のうち、健康項目(人の健康の保護に関する環境基準)については、カドミウムなど 27 項目が定められています。また、生活環境項目(生活環境の保全に関する環境基準)は、生物化学的酸素要求量(BOD)※、化学的酸素要求量(COD)※等の 13 項目が定められています。

水質汚濁の代表的指標であるBOD(河川)又はCOD(海域、湖沼)の環境基準達成率を公共用水域全体で見ると、令和 6(2024)年度は80.6%となっています。

閉鎖性水域※の富栄養化※の指標である全窒素及び全リンの環境基準達成率は、海域では全窒素、全リンとも高い割合で推移しており、令和 6(2024)年度は全窒素が 100%、全リンが 77.8%となっています。

また、湖沼においては、全リンの環境基準達成率が低い状況が続いており、令和 6(2024)年度は 25.0%となっています。

健康項目については、海水の影響によりふっ素又はほう素が環境基準値を超過したほか、河川 1 地点でふっ素が超過しました。ふっ素の超過について、原因の特定には至っておりませんが、一時的なものと考えられ、継続的に調査を実施します。

(1) 河川の現況

県内には、遠賀川、筑後川、矢部川などの大規模河川が貫流し、また、多くの中小河川が流れています。

河川の水質の状況については、国、県、北九州市、福岡市及び久留米市で分担して 146 の環境基準点において水質測定を実施しています。令和 6(2024)年度においては、BODについて 142 の環境基準点のうち118 地点で環境基準を達成しています。

※生物化学的酸素要求量(BOD):水中の有機物などを微生物が分解するときに消費する酸素量のことで、河川や工場排水の汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行しています。
※化学的酸素要求量(COD):水中の有機物などを酸化剤で酸化するときに消費する酸素量のことで、海域や湖沼などの汚濁の程度を表す指標として用いられ、その値が大きいほど、水質汚濁が進行しています。
※閉鎖性水域:ダム湖等の湖沼や湾・灘など陸岸に囲まれ水が滞留しやすい水域をいい、これらの水域は富栄養化による各種利水障害が生じやすいという特徴があります。
※富栄養化:閉鎖性水域に窒素・リン等の栄養塩類が多い状態になることです。藻類の異常繁殖により赤潮等の原因となります。

県内主要水域水質汚濁概況図

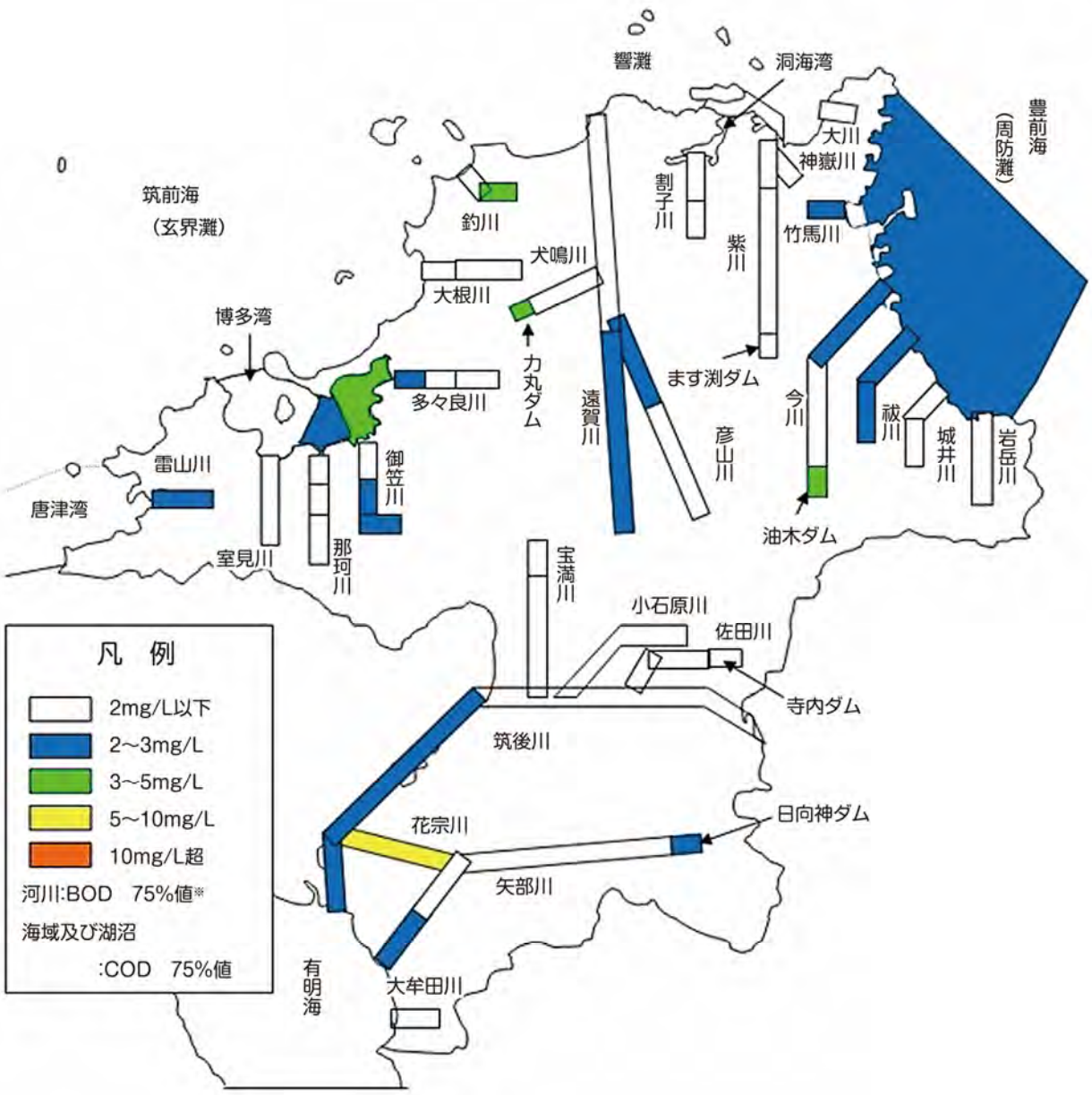

※75%値:測定データを、値が小さいものから順に並べ、データ数の 75%目に当たる値であり、データが 12 個あれば、値の小さいものから 9 番目のデータが 75%値となります。河川のBOD、海域及び湖沼のCODは、この 75%値が環境基準値以下の場合に、環境基準を達成していると判断されます。

(2) 海域の現況

本県は、瀬戸内海(豊前地先海域及び北九州地先海域)、筑前海(博多湾及び唐津湾を含む)、有明海と、三方を個性ある海に囲まれています。また、そのうち瀬戸内海、有明海、博多湾及び唐津湾は、閉鎖性の高い海域となっています。

県、北九州市及び福岡市では、豊前地先海域4地点、北九州地先海域6地点、筑前海2地点、博多湾8地点、有明海11地点、唐津湾3地点の計34の環境基準点において水質測定を実施しています。令和 6(2024)年度は、CODについて33の環境基準点のうち24の地点で環境基準を達成しています。

また、全窒素及び全リンについては、平成 8(1996)年度に博多湾が、9(1997)年度には洞海湾、響灘及び周防灘が、11(1999)年度には有明海が、13(2001)年度には唐津湾が類型指定されています。これら9水域で令和6(2024)年度に実施した全窒素及び全リンの測定結果では、全窒素が 9 水域、全リンが 7 水域で環境基準を達成しています。

(3) 湖沼の現況

県内で類型指定が行われている湖沼は、遠賀川水系八木山川の力丸ダム、筑後川水系佐田川の寺内ダム、矢部川の日向神ダム、今川の油木ダム、紫川のます渕ダムの人工湖(ダム湖)5 か所で、天然の大規模湖沼はありません。

力丸ダム、日向神ダム及び油木ダムは県、寺内ダムは独立行政法人水資源機構、ます渕ダムは北九州市により、環境基準点において水質を測定しています。

令和 6(2024)年度は、CODについて 5 つの環境基準点のうち 3 地点で環境基準を達成しています。また、全リンについては 4 水域で類型指定されており、6(2024)年度は 1 水域で環境基準を達成しています。

(4) 地下水の現況

県内における地下水の水質汚濁の状況を監視するため、水質汚濁防止法に基づき、地下水調査を実施しています。

ア　概況調査

地域の地下水質の概況を把握するために実施している調査です。県では、平成 9(1997)年度から県域を 10 ㎞メッシュに区画し、これを更に 5 ㎞で 4 区画に分割して、環境基準項目を中心に概況調査(ローリング調査)を実施しています。

令和 6(2024)年度は環境基準項目 28 項目及び要監視項目 5 項目について 20 井戸でローリング調査を実施し、1井戸でふっ素及び砒素が、1井戸で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値を超えて検出されました。

なお、概況調査は国土交通省や市町村においても実施しており、令和 6(2024)年度は県全体で 58 井戸の調査を実施しています。

イ　汚染井戸周辺地区調査

概況調査等において井戸の汚染が判明した地域で、汚染の範囲を確認するためなどに実施する調査です。

県では、令和 6(2024)年度は 29 井戸で調査を実施しました。

ウ　継続監視調査

過去に環境基準超過が判明した地区について、汚染井戸及び非汚染井戸を選定し、汚染の継続的な監視を行う調査です。

県では、令和 6(2024)年度は 2 市1町の 7 井戸で、テトラクロロエチレン等について、モニタリングを実施しました。市町村では 4 市 2 町が実施しており、6(2024)年度は県全体で 82 井戸について調査しました。

(5) 海水浴場等

県内の主要な海水浴場等については、毎年度、県及び政令市が遊泳期間前と遊泳期間中に水質調査を実施しています。

令和 6(2024)年度は、16 の海水浴場で調査した結果、遊泳不適の海水浴場はありませんでした。

生活環境項目（ＢＯＤ、ＣＯＤ）に関する水域別環境基準達成状況

区分	水域名	測定地点数	達成率(%)及び達成地点数				
			２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
河川	豊前海流入河川	21	19.0 (4)	38.1 (8)	9.5 (2)	66.7 (14)	42.9 (9)
	北九州市内河川	26	100 (26)	100 (26)	100 (26)	100 (26)	100 (26)
	遠賀川	16	81.3 (13)	62.5 (10)	68.8 (11)	100 (16)	81.3 (13)
	筑前海流入河川	15	86.7 (13)	66.7 (10)	60.0 (9)	80.0 (12)	73.3 (11)
	博多湾流入河川	23	100 (23)	100 (23)	95.7 (22)	95.7 (22)	95.7 (22)
	筑後川	20	75.0 (15)	65.0 (13)	80.0 (16)	65.0 (13)	90.0 (18)
	矢部川	12	50 (6)	50 (6)	58.3 (7)	66.7 (8)	83.3 (10)
	大牟田市内河川	9	77.8 (7)	55.6 (5)	44.4 (4)	88.9 (8)	100 (9)
小計		142	75.4 (107)	71.1 (101)	68.3 (97)	83.8 (119)	83.1 (118)
海域	豊前地先海域	4	50.0 (2)	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)
	北九州地先海域	6	100 (6)	100 (6)	100 (6)	100 (6)	100 (6)
	筑前海	2	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)
	博多湾	8	50.0 (4)	37.5 (3)	25.0 (2)	25.0 (2)	25.0 (2)
	有明海	10	100 (10)	100 (10)	100 (10)	100 (10)	100 (10)
	唐津湾	3	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)
小計		33	81.8 (27)	75.8 (25)	72.7 (24)	72.7 (24)	72.7 (24)
湖沼	力丸ダム	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	日向神ダム	1	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	寺内ダム	1	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	油木ダム	1	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ます渕ダム	1	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
小計		5	60.0 (3)	60.0 (3)	60.0 (3)	60.0 (3)	60.0 (3)
総計		180	76.1 (137)	71.7 (129)	68.9 (124)	81.1 (146)	80.6 (145)

(注)1 (　)内数値は、環境基準達成測定地点数を示す。
2 河川はBOD(75%値)、海域・湖沼はCOD(75%値)の達成状況を示す。

生活環境項目（全窒素、全リン）に関する水域別環境基準達成状況

区分	水域名	水域数	項目名	達成率(%)及び達成水域数				
				2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
海域	豊前地先海域	1	全窒素	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
			全リン	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
	北九州地先海域	2	全窒素	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)
			全リン	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)
	博多湾	3	全窒素	100 (3)	100 (3)	100 (3)	66.7 (2)	100 (3)
			全リン	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)	100 (3)
	有明海	2	全窒素	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)	100 (2)
			全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	50.0 (1)	0 (0)
	唐津湾	1	全窒素	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
			全リン	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
計		9	全窒素	100 (9)	100 (9)	100 (9)	88.9 (8)	100 (9)
			全リン	77.8 (7)	77.8 (7)	77.8 (7)	88.9 (8)	77.8 (7)
湖沼	力丸ダム	1	全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	寺内ダム	1	全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	油木ダム	1	全リン	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)
	ます渕ダム	1	全リン	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)	100 (1)
計		4	全リン	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)	25.0 (1)

（注）（　）内数値は、環境基準達成水域数を示す。

地下水調査結果（令和6年度）

実施主体 / 調査区分	県		国土交通省		政令市・中核市		その他の市町村		調査井戸延数
	市町村数	井戸数	市町村数	井戸数	市町村数	井戸数	市町村数	井戸数	
概況	15	20 (2)	4	6 (0)	3	25 (1)	1	7 (0)	58 (3)
汚染井戸周辺地区	2	11 (6)	0	0 (0)	2	18 (2)	0	0 (0)	29 (8)
継続監視	3	42 (6)	0	0 (0)	3	59 (18)	3	16 (6)	117 (30)

（注）（　）内の数値は、環境基準超過のあった井戸の数を示す。
（注）県の概況調査については、定点調査を含む。
（注）県の汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査については、土壌汚染対策関連調査を含む。

2　水質監視体制

【環境保全課】

県内の公共用水域の水質の実態を明らかにするため、本県では毎年度水質測定計画を定め、国、政令市及びその他の市町村と分担協力して、水質調査を実施しています。

環境基準項目のほか、要監視項目も調査しており、令和２(2020)年５月に要監視項目に設定されたPFOS及びPFOA※を調査対象に追加しています。

県内でもPFOS及びPFOAの指針値を超過する事例が確認されており、関係自治体と協力して、飲用による曝露の防止や継続的な監視調査等を実施しています。

令和７年度水質測定計画（公共用水域調査）の概要

調査区分	県		国（国土交通省・水資源機構）		政令市・中核市		その他の市町村		合計	
	地点数	延回数	地点数	延回数	地点数	延回数	地点数	延回数	地点数	延回数
河川	83	900	28	304	104	842	107	546	322	2,592
海域	19	348	-	-	29	616	-	-	48	964
湖沼	9	132	7	108	1	36	-	-	17	276
合計	111	1,380	35	412	134	1,494	107	546	387	3,832

令和７年度水質測定計画（地下水調査）の概要

調査区分	県			国（国土交通省）			政令市・中核市			その他の市町村			合計
	市町村数	井戸数	井戸延数	市町村数	井戸数	井戸延数	市町村数	井戸数	井戸延数	市町村数	井戸数	井戸延数	井戸延数
概況	19	20	20	10	23	92	3	25	25	2	12	12	149
継続監視	5	35	44	-	-	-	3	42	63	4	19	19	126

3　水質保全対策

(1) 環境基準類型指定

【環境保全課】

環境基準のうち生活環境の保全に関する項目については、現況の水質や利水状況等を勘案して、水域ごとに環境基準の目標レベル(類型)を設けることになっており、これを類型指定といいます。

公共用水域の類型指定については、昭和40年代から 50 年代にかけ国及び都道府県が行っており、本県においても、40 年代後半から 50 年代前半にかけ水域ごとに類型指定を行いました。

その後、相当の期間が経過し、水域の利用の態様に変化が見られることから、本県では、水域類型の見直しを順次行っており、平成 26 (2014)年度には大牟田市内河川に係る類型見直しについて告示をしました。

また、平成 15(2003)年度には、水生生物保全の観点から「水生生物の保全に係る水質環境基準」が新たに設けられ、令和 3(2021)年 3 月までに県内全ての水域において水生生物保全環境基準の類型指定が完了しました。

令和7(2025)年2月には、類型指定等に関する事務処理基準が改正され、地域のニーズや実情に応じた環境基準の柔軟な運用が可能となったことから、科学的知見等に応じて、地域関係者と協議した上で、類型指定の適時適切な見直しを図ります。

環境基準の目的、項目及び類型の数

目的	項目	河川	湖沼	海域
利水 環境保全	BOD など 5項目	6類型	4類型	3類型
富栄養化 防止	全窒素 全リン	－	5類型	4類型
水生生物 保全・再生産	全亜鉛など 3項目	4類型	4類型	2類型
	底層溶存 酸素量	－	3類型	3類型

※有機フッ素化合物の一種(PFOS:ペルフルオロオクタンスルホン酸、PFOA:ペルフルオロオクタン酸)

水域類型指定見直し状況

年月日	水域	区分
平成 8年 6月14日	博多湾及び博多湾流入河川	環境基準類型指定及び見直し
平成10年 4月 1日	北九州市内河川	環境基準類型指定及び見直し
平成11年 3月31日	豊前海流入河川(北部)	環境基準類型指定及び見直し
平成13年 3月30日	遠賀川水系	環境基準類型指定及び見直し
平成13年10月31日	唐津湾水域	環境基準類型指定及び見直し
平成15年 3月31日	ます渕ダム、油木ダム	環境基準類型指定
平成16年 3月31日	豊前海流入河川(南部)	環境基準類型指定及び見直し
平成18年 3月31日	矢部川水系	環境基準類型指定及び見直し
平成23年 5月 6日	筑後川水系	環境基準類型指定及び見直し
平成26年 7月 1日	大牟田市内河川	環境基準類型指定及び見直し
平成29年 4月 7日	博多湾流入河川、大牟田市内河川	水生生物の保全に係る環境基準類型指定
平成30年 3月23日	豊前海流入河川、遠賀川水系	水生生物の保全に係る環境基準類型指定
平成31年 3月29日	筑前海流入河川、矢部川水系、日向神ダム	水生生物の保全に係る環境基準類型指定
令和 2年 3月17日	北九州市内河川、ます渕ダム	水生生物の保全に係る環境基準類型指定
令和 3年 3月26日	筑後川水系、寺内ダム、海域	水生生物の保全に係る環境基準類型指定

(2) 発生源対策

【環境保全課】

ア　工場・事業場対策

水質汚濁防止法では、特定施設の設置又は構造の変更等についての届出及び排水基準の遵守等を規定しています。

本県では、同法に基づいて工場・事業場から届出のあった内容を審査するとともに、特定事業場の立入検査を実施しています。

また、「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例」により、国の定めた基準よりも厳しい上乗せ排水基準を設定し、汚濁物質の規制強化を実施しています。

さらに、閉鎖性の高い海域における富栄養化の防止を目的として、富栄養化の要因物質である窒素及びリンに係る排水規制を法に基づき実施しています。

(ｱ) 特定施設の届出状況

令和 6(2024)年度末における特定事業場(瀬戸内海環境保全特別措置法の許可を含む)の総数は 4,542事業場であり、そのうち排水基準が適用される有害物質関係及び日平均排水量50m^{3}以上の特定事業場は838事業場で全体の18.5%を占めています。

水質汚濁防止法による届出特定事業場数
(瀬戸内海環境保全特別措置法による許可を含む)
(令和７年3月31日現在)

区　分	特定事業場数				計
	県	北九州市	福岡市	久留米市	
排水量 50 m^3/日以上	607	52	25	36	720
有害物質関係 (排水量 50 m^3/日未満)	90	17	3	8	118
小　計	697	69	28	44	838
上記以外	3,077	138	196	293	3,704
合　計	3,774	207	224	337	4,542

(ｲ) 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置等の許可制度

一定規模以上の特定事業場における特定施設の設置又は構造等の変更については、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき許可制が採用されています。

本県及び北九州市では、特定施設の設置等の許可に際して、水質事前評価を基に周辺公共用水域の水質悪化のおそれがないか等について、審査を行っています。

(ｳ) 立入調査（排水基準監視調査等）

本県では、排水基準が適用される特定事業場に対して立入検査等を行い、基準違反に対しては改善命令等の行政措置を講じることにより、排水水質の改善を図っています。

また、排水基準が適用されない小規模な特定事業場に対しては、「福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領」に基づいて排水水質の改善指導を行っています。

(ｴ) 水質事故時の措置

水質汚濁防止法では、特定事業場の設置者等に油等の流出による被害拡大を防止するための応急措置や、事故の状況等に関する知事への届出を義務付けています。

水質汚濁防止法等に基づく
立入検査、改善命令、罰則の適用等の状況

（令和６年度）

内容 ＼ 県・政令市の別			県	北九州市	福岡市	久留米市	計
第22条	水質立入検査	昼間	278	44	30	39	391
		夜間	0	0	0	0	0
		計	278	44	30	39	391
	構造立入検査	昼間	4	51	18	6	79
		夜間	0	0	0	0	0
		計	4	51	18	6	79
第13条	改善命令等	改善命令	4	0	0	0	4
		一時停止命令	0	0	0	0	0
第13条の2	改善命令等	改善命令	0	0	0	0	0
		一時停止命令	0	0	0	0	0
第13条の3	改善命令等	改善命令	0	0	0	0	0
		一時停止命令	0	0	0	0	0
第23条	措置要請		0	0	0	0	0
行政指導			38	15	20	1	74
第14条の2	事故時の措置命令		0	0	0	0	0
第18条	緊急時の措置命令		0	0	0	0	0
第31条	罰則の適用	直罰	0	0	0	0	0
その他の条項		その他	0	2	0	0	2

また、本県では、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例(平成 15(2003)年 7 月施行)により、同法の対象とならない水質事故の場合の応急措置や届出を義務付けているほか、油回収等の措置命令に係る規定を設けています。

なお、水質事故が発生した場合には、河川管理者、水道事業者等の関係機関と連絡を取り合い、適切な措置を図っており、原因者が判明した場合には、原因物質の除去等の対策を指導するとともに、必要に応じて水質検査を実施しています。

特に、油流出事故に関しては発生件数が多いことから、関係事業者等に対する事故の発生防止に関する注意喚起や通報の徹底及び関係機関との連携強化を図っています。

イ　生活排水対策

生活排水の処理施設の整備が遅れている水域においては、河川の水質改善が進まない状況が続いており、水質保全行政の重要課題の一つとなっています。このため、平成 2(1990)年の法改正では、生活排水対策の推進に関する規定が設けられました。

これまでに、水質環境基準達成率の低い水域などの 13 地域(12 市 7 町)を、生活排水対策重点地域として指定しています。

生活排水対策重点地域に指定された市町については、「生活排水対策推進計画」を策定し、下水道、合併処理浄化槽等の整備のほか、水質浄化に関する啓発活動を行っていますが、まだ十分な成果が表れていない地域があり、今後も当該市町に対し水質改善に向けた対策を講ずるよう働きかけを行っていきます。

ウ　ゴルフ場農薬に係る調査等

本県では、ゴルフ場農薬に係る自主管理体制を徹底させるために、ゴルフ場に対する調査・指導等を実施しています。

令和6(2024)年度において、県内市町村では、2 市 1 町が調査を実施しており、県全体で 7 ゴルフ場に対し調査を実施しました。

この結果を踏まえ、各ゴルフ場に対し自主検査の徹底等の指導を行いました。

(3) 閉鎖性水域

【環境保全課】

内湾、内海、湖沼等の閉鎖性の高い水域は、流入する汚濁物質が蓄積しやすい上、窒素及びリン等の栄養塩類の蓄積によって富栄養化することにより、湖沼においては浄水場のろ過障害や異臭味などの水道の利水障害が、海域においては赤潮等による漁業被害が生じるおそれがあることから、従来の水質保全対策に加え、次のような対策を実施しています。

ア　瀬戸内海の水質汚濁防止対策

COD、窒素及びリンに係る総量削減制度の実施により、関係自治体と協力して総合的な対策を講じ、一層の水質保全を図っています。

なお、対象となる本県の瀬戸内海に係る指定地域は、北九州市(遠賀川流域を除く)、行橋市、豊前市、京都郡、築上郡、田川郡添田町及び赤村(遠賀川流域を除く)の計３市６町1村です。

(ｱ) 総量削減計画

国は、令和 4(2022)年 1 月 24 日に令和6(2024)年度を目標とする第９次総量削減基本方針(瀬戸内海)を策定しました。この総量削減基本方針に基づき、本県は「化学的酸素要求量、窒素含有量及びリン含有量に係る総量削減計画(以下「第 9 次総量削減計画」という。)」を策定し、4(2022)年10月28日に告示しました。

(ｲ) 総量規制基準

1 日の平均排水量が 50m^3 以上の指定地域内事業場の排出水に適用される規制基準です。

本県では、これまでの総量削減計画による取組の結果、大幅な負荷量削減が図られています。第９次総量削減計画においても引き続き現行の総量規制基準を適用し、削減目標の達成を目指しています。

イ　有明海の水質汚濁防止対策

有明海では、平成 12(2000)年度に大規模なのり不作問題が発生しました。これを契機に、14(2002)年 11 月、有明海などの環境を保全するため、「有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律」が施行されました。

これに伴い、本県では、平成15(2003)年３月に、再生に向けた施策を計画的に推進するため、「有明海の再生に関する県計画」を策定しました。

水質は、平成 13(2001)年度以降改善が見られますが、一部の項目については環境基準をわずかに上回っており、関係機関と連携し、汚水処理施設の整備等に努めています。

ウ　閉鎖性海域の富栄養化防止対策

本県における閉鎖性の高い海域は、瀬戸内海、博多湾、唐津湾及び有明海であり、これらの流域内の事業場のうち、日平均排水量が 50m^3 以上の特定事業場について、窒素及びリンの排水規制が、平成 5(1993)年 10 月から実施されています。

本県では、これらの事業場の排水に対する監視・指導を実施しています。

(4) 地下水保全対策

【環境保全課】

本県では、昭和 59(1984)年からトリクロロエチレン等３物質に係る地下水調査を開始し、飲用井戸等衛生対策指導実施要領の制定(63(1988)年 4 月)等により、飲用水の衛生確保等の対策を講じてきました。

平成 9(1997)年度からは地下水の環境基準項目を中心に調査を実施し、基準超過の場合には、汚染範囲の確認や原因究明等に取り組んでいます。

また、水質汚濁防止法の改正(平成 24(2012)年６月施行)により、有害物質を使用、貯蔵する施設の設置者に対し、地下浸透防止のための構造、設備及び使用の方法に関する基準の遵守、定期点検及びその結果の記録、保存を義務付ける規定が設けられたことから、同法に基づく特定事業場等の立入検査の際には、有害物質の地下浸透防止策及び使用や排出の状況の確認を行っています。

さらに、同法では、地下水の保全に関する規定の対象が特定事業場又は有害物質貯蔵指

定事業場に限られていることから、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例において、法の対象とならない地下水汚染事例に対応するための規定を設け、有害物質による地下水汚染の防止等に努めています。

(5) 汚水処理構想

ア　汚水処理構想

【下水道課】

汚水処理構想とは、計画的かつ効率的に汚水処理施設を整備するため、都道府県が市町村の意見を反映させた上で策定するものです。

本構想では、各種汚水処理施設(下水道、集落排水施設、浄化槽等)の有する特性等を踏まえ、建設費と維持管理費を合わせた経済比較を基本としつつ、地域特性を考慮し、最適な整備手法を選定しています。

汚水処理構想の策定により、各種汚水処理施設が計画的かつ効率的に整備されることで、より一層の整備期間の短縮と整備費用の縮減が図られ、未普及地区における汚水処理施設の早期普及が可能となります。

また、既整備地区における改築更新の最適化を図ることで改築費用の抑制、維持管理費の縮減を図り、持続可能な汚水処理の運営を可能とするものです。

役割分担のイメージ

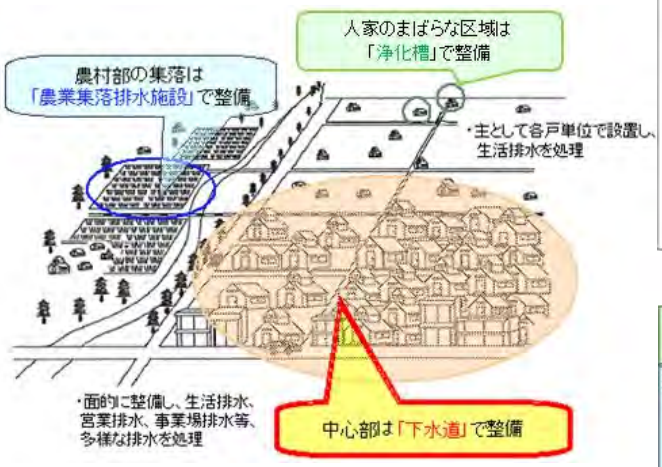

本県では、平成 6(1994)年度に「福岡県汚水処理構想」を策定し、その後、14(2002)年度、20(2008)年度及び 28(2016)年度に見直しを行っています。

平成 28(2016)年度の見直しでは、26(2014)年 1 月の国からの通知※を踏まえて、本県の構想を策定しています。本構想では、県全体での汚水処理施設の概成を目指し、効率的かつ適正な汚水処理の普及促進を図ってきました。

その結果、目標としていた令和 7(2025)年度に汚水処理人口普及率「95%」を達成する見込みです。しかし、汚水処理の普及状況には依然として地域格差があり、低い地域での普及率向上が重要となります。

また、今後も老朽化による施設更新費用の増加や人口減少による使用料収入の減少、経営状況の悪化といった課題に対応するため、効率的で持続可能な汚水処理施設の運営管理を行うことが求められています。

これらを踏まえ、令和7(2025)年3月に4回目の見直しとなる「福岡県汚水処理構想～『地域に根差す』ふくおか水環境の未来～」を策定しました。本構想では、新たな目標を17(2035)年度に汚水処理人口普及率「98%」とし、持続可能な汚水処理を推進していきます。

汚水処理人口普及率の推移

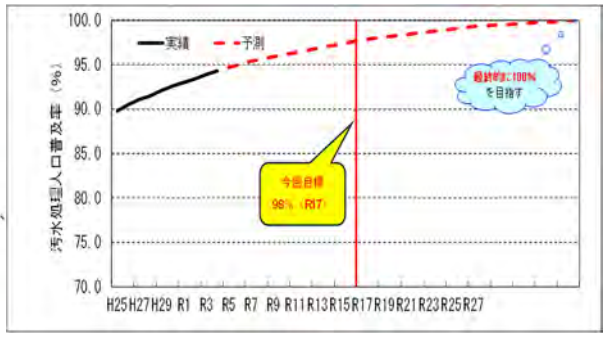

汚水処理人口普及率の見通し

		現況（令和4年度）	本構想目標（令和17年度）
整備済（人）	下水道	4,277,240	4,338,907
	農業集落排水	46,792	29,921
	漁業集落排水	4,479	2,328
	コミュニティ・プラント	8,005	5,810
	浄化槽	462,333	450,959
	計	4,798,849	4,827,925
未普及（人）		292,063	110,802
合計（行政人口）（人）		5,090,912	4,938,727
汚水処理人口普及率		94.3%	97.8%

※農林水産省、国土交通省、環境省の 3 省連名通知(H26.1.30)
「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想の見直しの推進について」

イ　下水道の整備

【下水道課】

(ｱ) 流域下水道の整備

流域下水道とは、特に水質保全が必要である水域を対象として、2 以上の市町村の区域から発生する下水を排除し、終末処理場を有するもの又は雨水のみを排除し流量を調整する施設を有するものです。幹線管渠、ポンプ場、処理場及び雨水調整池などの建設及び管理は原則として県が行います。処理区域内の下水は、それぞれの市町村が整備する公共下水道（流域関連公共下水道）によって集められ、流域下水道の幹線管渠に接続し処理場で浄化します。

本県で実施している流域下水道は、御笠川那珂川、多々良川、宝満川、宝満川上流、筑後川中流右岸、遠賀川下流、矢部川及び遠賀川中流の 8 か所です。平成 18（2006）年度までに全 8 か所の流域下水道が供用を開始しています。（次頁上段表参照）

(ｲ) 公共下水道の整備

快適な生活環境を確保し、公共用水域の水質を保全するためには、公共下水道をはじめとした汚水処理施設の整備は必要不可欠であり、特に公共下水道については中小市町村の普及促進が今後の大きな課題です。

本県においては、「福岡県汚水処理構想」を策定し、汚水処理施設の整備を進めています。

現在、公共下水道に着手しているのは次頁の中段の表のとおり 27 市 20 町です。

令和6（2024）年度末における公共下水道の処理人口普及率は 84.7%と、全国平均 81.8%を上回っていますが、北九州市、福岡市を除くと 69.8%と低い現状にあります。

今後も、汚水処理構想に基づき、計画的かつ効率的に整備していきます。（次頁表参照）

福岡県流域下水道の事業概要

（令和7年3月現在）

箇所名		御笠川那珂川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
処理区名		御笠川	多々良川	宝満川	宝満川上流	筑後川中流右岸	遠賀川下流	矢部川	遠賀川中流
着手(当初事業認可)年度		S.46	S.60	S.59	H.5	H.6	H.7	H.9	H.11
処理開始年度		S.50	H.6	S.63	(H.10)	(H.15)	H.15	H.18	H.18
全体計画	計画面積(ha)	9,634	4,756	1,615	1,550	2,667	3,271	2,458	2,842
	計画人口(千人)	707.2	199.6	64.3	39.3	62.1	79.8	61.5	62.4
	計画処理能力(m³/日)	274,200	67,000	28,280	16,400	27,000	35,000	28,800	28,700
	管渠延長(km)	29.3	31.7	18.9	40.9	30.8	19.1	28.8	37.1
6年度末	処理面積(ha)	8,988	3,649	1,080	992	1,764	2,133	1,550	846
	処理人口(千人)	708.4	190.9	60.0	38.0	70.6	85.4	48.6	27.5
	処理水量(m³/日)	203,032	47,197	24,587	－	17,429	20,569	12,663	5,456
	管渠延長(km)	29.3	31.7	12.1	31.2	30.8	19.1	28.8	34.7
関連市町名		(6市) 福岡市 筑紫野市 春日市 大野城市 太宰府市 那珂川市	(6町) 宇美町 篠栗町 志免町 須恵町 久山町 粕屋町	(2市1町) 小郡市 筑紫野市 基山町 (佐賀県)	(2市1町) 筑紫野市 太宰府市 筑前町	(2市1町) 小郡市 朝倉市 大刀洗町	(1市3町) 中間市 水巻町 遠賀町 鞍手町	(3市1町) 八女市 筑後市 みやま市 広川町	(2市1町) 直方市 宮若市 小竹町

※ 全体計画の計画処理能力は日最大汚水量、令和６年度末処理水量については日平均流入水量である。
※ 宝満川上流流域下水道については、平成10年４月１日から宝満川浄化センターで処理している。
※ 宝満川流域下水道の処理水量には、宝満川上流流域下水道の処理水を含んでいる。

公共下水道事業実施市町村（令和７年３月現在）

北九州市、福岡市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、行橋市、豊前市、中間市、小郡市、筑紫野市、春日市、 大野城市、宗像市、太宰府市、糸島市、古賀市、福津市、うきは市、宮若市、朝倉市、みやま市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、筑前町、大刀洗町、広川町、苅田町、みやこ町、吉富町、築上町(27市20町)

下水道普及率の推移

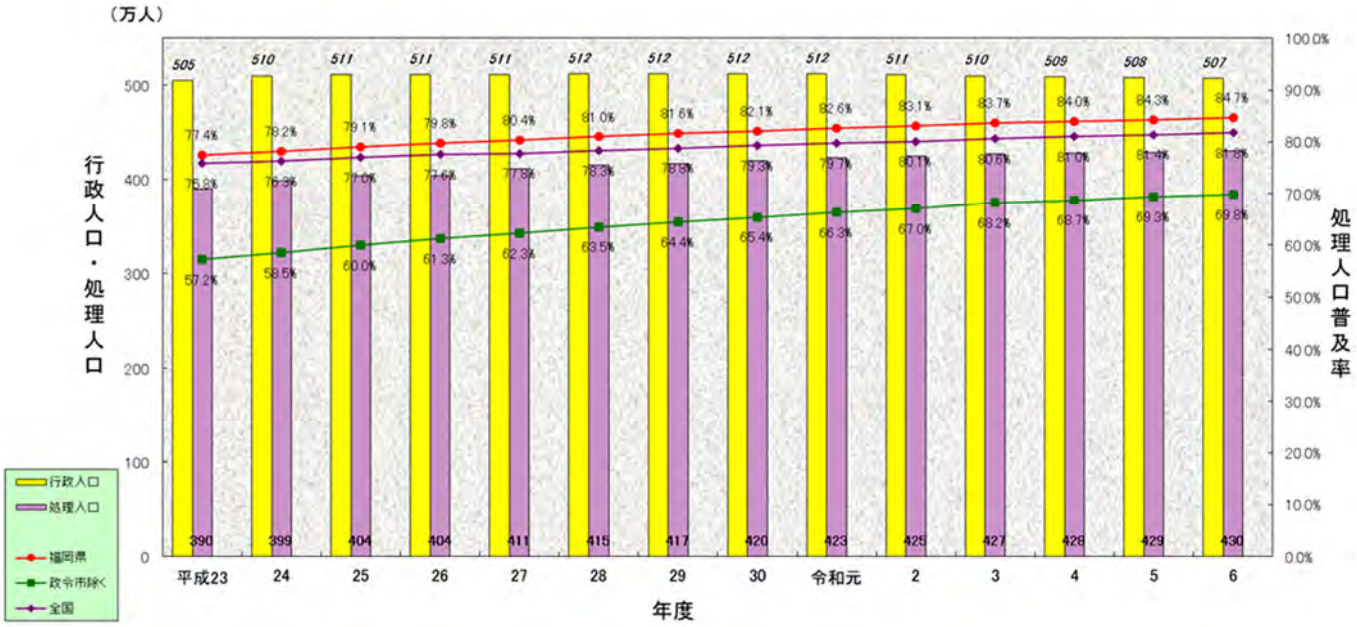

注)行政人口は、令和７年３月末現在の住民基本台帳人口。

福岡県の下水道普及率　　（令和７年３月現在）

市町村名	処理場名（流域処理場）	A 行政人口（人）	B 処理人口（人）	整備面積（ha）	C 水洗化人口（人）	B/A 下水道処理人口普及率（%）	C/B 水洗化率（%）	種別 単公	種別 流関	種別 特環	備考
1　政令市	（下水道事業実施）										
北九州市	皇后崎・新町・日明・北湊・曽根	908,181	906,899	16,662	903,283	99.9%	99.6%	単		特	
福岡市	中部・東部・和白・西部・西戸崎・新西部	1,609,050	1,604,830	17,201	1,601,337	99.7%	99.8%	単	流	特	[御笠]
小計	（2市）	2,517,231	2,511,729	33,863	2,504,620	99.8%	99.7%	2	1	2	
2　中核市 及び 一般市	（下水道事業実施）										
大牟田市	北部・南部	103,759	77,318	2,029	57,801	74.5%	74.8%	単			
久留米市	中央・南部・田主丸	299,539	264,787	5,582	233,877	88.4%	88.3%	単			
直方市	(遠賀川中流)	54,591	20,840	591	15,867	38.2%	76.1%		流		[遠中]
飯塚市	飯塚	123,604	58,150	1,588	53,366	47.0%	91.8%	単			
柳川市	柳川	61,088	11,855	421	8,902	19.4%	75.1%	単			
八女市	(矢部川)	59,205	16,344	569	13,051	27.6%	79.9%		流		[矢部]
筑後市	(矢部川)	48,972	19,659	541	15,511	40.1%	78.9%		流		[矢部]
大川市	大川市	30,880	8,525	240	6,182	27.6%	72.5%	単			
行橋市	行橋	71,839	16,907	354	15,394	23.5%	91.1%	単			
豊前市	豊前市	23,149	9,423	452	7,472	40.7%	79.3%	単			
中間市	(遠賀川下流)	38,829	34,197	819	31,358	88.1%	91.7%		流		[遠下]
小郡市	(宝満川)(福童)	59,463	57,138	1,325	52,632	96.1%	92.1%		流		[宝満][筑中]
筑紫野市	(御笠川)(宝満川)(宝満川上流)	106,161	101,341	1,638	100,520	95.5%	99.2%		流	特	[御笠][宝満][宝満上流]
春日市	(御笠川)	111,647	111,647	1,380	111,182	100.0%	99.6%		流		[御笠]
大野城市 ※	(御笠川)	103,068	103,034	1,469	102,852	※ 100.0%	99.8%		流		[御笠]
宗像市	宗像	96,572	95,370	2,668	94,493	98.8%	99.1%	単			
太宰府市	(御笠川)(宝満川上流)	71,440	71,208	1,430	69,609	99.7%	97.8%		流	特	[御笠][宝満上流]
古賀市	古賀	59,182	51,119	1,005	47,652	86.4%	93.2%	単			
福津市	福間・津屋崎	69,200	68,982	1,298	64,226	99.7%	93.1%	単		特	
うきは市	屋部・吉井・浮羽	27,178	25,063	1,034	21,665	92.2%	86.4%			特	
宮若市	(遠賀川中流)	25,910	5,102	229	3,279	19.7%	64.3%		流	特	[遠中]
朝倉市	(福童)	49,752	30,571	925	24,712	61.4%	80.8%		流	特	[筑中]
みやま市	上長田・(矢部川)	34,038	4,528	167	2,586	13.3%	57.1%	単	流		[矢部]
糸島市	前原・黒磯	103,984	72,340	1,169	69,992	69.6%	96.8%	単		特	
那珂川市	(御笠川)	49,255	48,561	710	48,054	98.6%	99.0%		流	特	[御笠]
小計	（25市）	1,882,305	1,384,009	29,631	1,272,235	73.5%	91.9%	12	13	8	
3　町	（下水道事業実施）										
宇美町	(多々良川)	36,733	34,105	710	32,499	92.8%	95.3%		流		[多々良]
篠栗町	(多々良川)	31,233	30,143	536	29,366	96.5%	97.4%		流		[多々良]
志免町	(多々良川)	46,325	46,325	807	44,878	100.0%	96.9%		流		[多々良]
須恵町	(多々良川)	29,512	24,101	481	24,140	81.7%	100.2%		流		[多々良]
新宮町	新宮中央	33,036	28,664	450	27,991	86.8%	97.7%	単			<福岡市和白>
久山町	(多々良川)	9,386	9,145	352	8,838	97.4%	96.6%		流	特	[多々良]<福岡市東部>
粕屋町	(多々良川)	48,431	47,588	769	45,985	98.3%	96.6%		流		[多々良]
芦屋町 ※	芦屋町	12,585	12,580	524	12,511	※ 100.0%	99.5%	単		特	
水巻町	(遠賀川下流)	27,483	26,780	587	24,549	97.4%	91.7%		流		[遠下]
岡垣町	岡垣町	31,246	30,233	798	29,415	96.8%	97.3%	単			
遠賀町	(遠賀川下流)	18,856	16,193	410	15,232	85.9%	94.1%		流		[遠下]
小竹町	(遠賀川中流)	6,853	1,600	64	800	23.3%	50.0%		流		[遠中]
鞍手町	(遠賀川下流)	14,736	8,257	317	6,375	56.0%	77.2%		流		[遠下]
筑前町	三輪中央・(宝満川上流)	30,854	27,960	784	24,431	90.6%	87.4%	単	流		[宝満上流]
大刀洗町	(福童)	16,141	14,753	526	13,734	91.4%	93.1%		流		[筑中]
広川町	(矢部川)	19,060	9,450	326	6,946	49.6%	73.5%		流		[矢部]
苅田町	苅田町	37,363	20,957	439	17,767	56.1%	84.8%	単			
みやこ町	豊津	17,589	1,437	34	1,237	8.2%	86.1%	単			
吉富町	吉富	6,477	4,482	169	2,564	69.2%	57.2%	単			
築上町	椎田・築城	16,219	5,790	162	4,678	35.7%	80.8%	単		特	
小計	（20町）	490,118	400,543	9,244	373,936	81.7%	93.4%	8	13	3	
4　その他市町村	（下水道事業未実施）										
小計	（2市9町2村）	183,167									
県総計	（29市29町2村）	5,072,821	4,296,281	72,739	4,150,791	84.7%	96.6%	22	27	13	
【政令市除く】		2,555,590	1,784,552	38,876	1,646,171	69.8%	92.2%	20	26	11	

注1）行政人口は、令和7年3月末現在の住民基本台帳人口。
注2）市町村名に「※」が付いているものは、普及率を四捨五入した結果、100.0%となる市町村を示す。
注3）処理場名において、（　）は流域処理場、備考の<　>は他市町の処理場。
注4）種別とは次のとおり。（単公）：単独公共下水道 、（流関）：流域関連公共下水道 、（特環）：特定環境保全公共下水道
注5）備考の[　]は流域下水道名。　[御笠]：御笠川那珂川流域下水道、[多々良]：多々良川流域下水道、[宝満]：宝満川流域下水道、
[宝満上流]：宝満川上流流域下水道、　[筑中]：筑後川中流右岸流域下水道、
[遠下]：遠賀川下流流域下水道、[矢部]：矢部川流域下水道、[遠中]：遠賀川中流流域下水道

ウ　農業集落排水汚水処理施設の整備

【農村森林整備課】

農業集落排水汚水処理施設（以下「農業集落排水施設」という。）の整備は、農業集落からのし尿、生活雑排水などの汚水や雨水を処理するための汚水処理施設・管路施設、発生汚泥の循環利用に資する施設の整備を通じて、農業用水の水質や農村生活環境の改善が図られるほか、河川や湖沼などの公共用水域の水質保全に貢献しています。

(ｱ) 施設の長寿命化に向けた取組

農業集落排水施設は、昭和 59(1984)年から整備が始まり、これまで 71 地区で供用開始され、整備人口は45,272 人と、農村地域の生活環境の改善に大きく寄与しています。

近年では農業集落排水施設の整備が進み、県内の新規処理場建設数は減ってきています。しかしながら、既存施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化を図るため、施設の性能の低下や劣化等の状況を把握する機能診断を行い、ポンプ施設の部分更新など機能強化対策に取り組んでいます。

本県では、平成 18(2006)年度から令和 6(2024)年度までに 38 地区の機能診断を実施し、また、平成 20(2008)年度から令和 6(2024)年度に機能強化対策を 13 地区で実施しました。

(ｲ) 今後の課題

今後は、施設の設置後 20 年を超える地区が急速に増加することを踏まえ、計画的に機能診断等を行い、老朽化対策を講じることが必要です。

エ　漁業集落排水施設の整備

【水産振興課】

漁業集落排水施設の整備により、漁業集落からのし尿、生活雑排水などの汚水や雨水を処理するための処理施設や管路施設などの整備を通じて、漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善が図られます。

(ｱ) 施設の長寿命化に向けた取組

漁業集落排水施設は、昭和 54(1979)年から整備が始まり、これまで 13 地区で供用開始され、整備人口は11,757人と、漁業集落の生活環境の改善に大きく寄与しています。

現在、漁業集落排水施設の整備が進んでいますが、供用開始から長期間経過した施設が増加し、塩害など厳しい状況におかれている既存施設の老朽化が進んでいることから、長寿命化を図るため、施設の性能の低下や劣化等の状況を把握する機能診断を行い、ポンプ施設の部分更新など改築工事に取り組んでいます。

平成28(2016)年度までに対象となる12地区全てで機能診断を実施し、また、改築工事を11 地区で実施しました。

(ｲ) 今後の課題

今後は、機能診断結果に基づき、老朽化対策を講じることが必要です。

オ　浄化槽※等の整備

【廃棄物対策課】

〔浄化槽法〕

(ｱ) 浄化槽の現況

本県の浄化槽の設置基数は、令和6(2024)年度末で約 18 万4千基に達しています。このうち約 14万4千基はし尿と生活雑排水を併せて処理する合併処理浄化槽ですが、残りの約4万基は生活雑排水を処理しないままに流す単独処理浄化槽です。単独処理浄化槽は、平成13(2001)年 4 月の浄化槽法等の改正により新設できなくなっており、既存の単独処理浄化槽は、合併処理浄化槽への速やかな転換が求められています。

浄化槽の設置や維持管理等については浄化槽法に定められています。浄化槽法は令和元(2019)年 6 月に大きく改正され、特定既存単独処理浄化槽※への指導権限の強化や浄化槽台帳の整備等浄化槽維持管理の向上のための措置が講じられています。

※浄化槽：平成 13 年 4 月の改正により、浄化槽法では、合併処理浄化槽のみが「浄化槽」として定義されていますが、本書においては、便宜上、合併処理浄化槽と単独処理浄化槽を合わせた総称を「浄化槽」と表記しています。

※特定既存単独処理浄化槽：既存の単独処理浄化槽であって、そのまま放置すれば生活環境保全上及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれがあるもの

(ｲ) 浄化槽の整備の促進

公共用水域の水質汚濁の主な原因は、生活排水です。合併処理浄化槽は、下水道が未整備又は整備が困難な地域における生活排水対策に有効であり、これを推進するため、昭和62(1987)年度に市町村の整備事業に対する国庫補助制度が、平成元(1989)年度からは、県費補助制度も創設されました。

また、平成 9(1997)年度からは、合併処理浄化槽の面的かつ計画的な整備を図るため、市町村が設置及び維持管理主体となって合併処理浄化槽を整備する浄化槽市町村整備推進事業等に対する県費補助制度も創設し、より安定した管理体制の下で合併処理浄化槽の整備を促進しています。

更に、平成 29(2017)年度からは、合併処理浄化槽への転換に伴う単独処理浄化槽、汲み取り便槽の撤去費及び配管費に対する県費補助を行い、合併処理浄化槽の普及に努めています。

令和6(2024)年度は、44市町村において県費による補助事業を実施しており、6(2024)年度までに約 11 万9千基の浄化槽が整備されました。

(ｳ) 浄化槽の適正管理の促進

10 月 1 日は浄化槽の日であり、本県でも様々な機会を捉え、浄化槽の普及促進や維持管理適正化に向けて取組を行っています。

令和 2(2020)年度には、合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理、浄化槽そのものについて知ることが出来る動画を制作し、現在もインターネットを通じた配信を行っています。

福岡県浄化槽動画一覧（視聴できます）

https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/johkaso-douga.html

浄化槽が十分な性能を発揮するためには、維持管理(保守点検及び清掃)が適正に行われていることが必要です。このため、浄化槽管理者は、年に 1 回、都道府県知事が指定する検査機関による浄化槽の検査(11 条検査)を受けることが義務付けられており、その結果に基づき、維持管理や施設の改善等を行うこととされています。本県の 11 条検査受検率は約 7 割であり、全国平均と比べると高い状況にありますが、さらなる受検率向上のため、令和元(2019)年度からは、未受検の浄化槽管理者に対して一斉に文書を送付し、立入検査等とあわせて受検を促進する取組を行っています。

浄化槽設置基数　（令和7年3月末現在）

人槽	令和３年３月	令和４年３月	令和５年３月	令和６年３月	令和７年３月
～20	159,902	159,327	162,107	163,129	163,566
21～100	17,769	16,475	17,456	17,217	16,984
101～300	3,147	2,908	2,951	2,867	2,820
301～500	604	590	565	558	544
501～1,000	207	200	221	204	197
1,001～2,000	108	112	118	112	113
2,001～5,000	46	45	55	48	46
5,001～	6	5	8	6	5
合計 (うち合併処理浄化槽)	181,789 (137,773)	179,662 (139,444)	183,481 (140,742)	184, 141 (143, 142)	184, 275 (144, 251)

(I) コミュニティ・プラント

上記のほか、市町村の定める一般廃棄物処理計画に基づき設置されている地域し尿処理施設(コミュニティ・プラント)があります(令和7(2025)年9月1日現在12施設)。

(6) 水辺環境保全活動の促進

【環境保全課】

身近な川や池などの水辺環境を保全していくためには、行政、地域、学校、NPOなどの各活動主体が協力しながら、水辺での環境教育や水辺環境の保全につながる取組を県内各地に広げていく必要があります。

県では、市町村と協力しながら、小・中学校の児童・生徒等を対象とした水辺教室を実施しています。また、そのような水辺環境保全活動を推進する指導者の養成を目的として水生生物講座を開催するとともに、環境保全啓発用資材「水辺に学ぶ－ふくおか水辺の保全活動プログラム」、「水辺で生きる－ふくおかの水辺の生きものガイドブック」、「川の生き物観察ガイドブック」等を作成し、これらを活用しながら事業を実施しています。

第４節　土壌環境の保全

〔土壌汚染対策法、農用地土壌汚染防止法〕

土壌汚染対策法に基づき、土地所有者等に対し調査・対策の指導を行うとともに、土壌汚染が判明した土地の周辺地下水の汚染状況の把握や周知に努めています。

また、大牟田市における鉱業活動（亜鉛製錬）に由来する農用地のカドミウム汚染について、本県では、昭和48(1973)年８月、平成５(1993)年６月、16(2004)年11月、26(2014)年４月に大牟田市の一部を農用地土壌汚染防止法に基づく農用地土壌汚染対策地域に指定し、汚染防止対策を実施しています。

１　土壌汚染対策法に基づく適切な管理

【環境保全課】

(1) 土壌汚染対策の現況

近年、土地取引時等の自主的な土壌調査により土壌汚染が判明する事例が増加しており、汚染土壌が適切に管理されないことが懸念されています。

本県は、水道未給水人口が約23万５千人であり、土壌汚染周辺地区での井戸水飲用による県民リスクを低減することが重要です。

本県では、土壌汚染を起因とした県民の健康被害を防止するため、土壌汚染が判明した場合には、周辺地下水の汚染状況の把握や周知に努め、土壌汚染対策法に基づき、土地所有者等に対し適切な対策を指導しているところです。

(2) 県内の土壌汚染事例と措置の状況

県内では令和６(2024)年度末現在、土壌汚染対策法に基づく「要措置区域」が本県で６件、福岡市で５件、久留米市で２件、「形質変更時要届出区域」が本県で45件、北九州市で91件、福岡市で23件、久留米市で12件、指定されています。

また、指定区域及び自主的な土壌調査によって土壌汚染が判明した事例において、汚染土壌の除去や浄化などの措置が進められています。

本県では、周辺の飲用井戸の地下水調査を実施し、周辺住民等にその結果を周知するとともに、措置を継続中の土地所有者等に対し土壌の汚染状態に応じた措置を指導しました。

土壌汚染対策法の施行状況（令和６年度）

	福岡県	北九州市	福岡市	久留米市
３条調査の結果報告件数	6	3	8	0
３条ただし書の確認件数	15	4	15	0
４条届出件数	284	84	146	55
４条３項調査命令件数	1	0	1	0
５条調査命令件数	0	0	0	0
６条要措置区域指定件数*	6	0	5	2
11条形質変更時要届出区域指定件数*	45	91	23	12
14条申請件数	5	15	2	1
22条汚染土壌処理業許可件数*	4	4	0	0

注)福岡県の件数には北九州市、福岡市、久留米市の件数は含まれません。＊印の項目は、令和７年３月末現在の件数です。

(3) 今後の取組

本県では、水質汚濁防止法や廃棄物処理法等に基づき、新たに土壌汚染が生じないよう事業者を指導します。

一方、過去に生じた土壌汚染については、法に基づく土壌調査や自主的な土壌調査等を通じて把握していくことになります。

汚染が確認された場合には、汚染の状況や周辺の地下水の利用状況を踏まえ、本県において周辺地区での地下水調査を実施するとともに、土地所有者等に対し土壌の除去等の措置を指導します。また、土壌汚染の状況や周辺

地下水の調査結果等について、周辺住民等に速やかに情報提供を行います。

2　農用地土壌汚染の現状と対策

【食の安全・地産地消課】

(1) 現状

農用地土壌汚染防止法では、カドミウム、銅、ヒ素といった特定有害物質による農用地の土壌の汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るために必要な措置を講じることとしています。

県内には、大牟田市に鉱業活動(亜鉛製錬)に由来するカドミウム汚染地域があり、本県は基準値を超える米が生産される地域を農用地土壌汚染対策地域に指定し、玄米中のカドミウム濃度調査や汚染防止対策等を実施しています。

令和6(2024)年度は下表のとおり、7 地点で玄米中のカドミウム濃度調査を実施しました。

令和 6 年度玄米中のカドミウム濃度調査結果
(農用地土壌汚染対策地域内)

地点名	分析値 (ppm)
No.1	0.07
No.2	0.19
No.3	0.04
No.4	0.06
No.5	0.20
No.6	0.12
No.7	0.16

※食品衛生法に基づく米のカドミウムの基準値は 0.4ppm 以下(玄米・精米)

(2) 対策

大牟田市における農用地土壌汚染対策は、6 つの対策地域(昭和開、昭和開西部、昭和開北部、昭和開北部第二、北部、南部)を中心に客土※や農作物技術対策指導等を実施しています。

昭和開地区では平成 7(1995)～11(1999)年度に 38.19 ヘクタールの客土工事を実施し、10(1998)～13(2001)年度のカドミウム調査で問題ないとの結果となったため、17(2005)年 2 月に対策地域の指定を解除しました。

昭和開西部地区では平成 17(2005)～21(2009)年度に 44.53 ヘクタールの客土工事を実施し、19(2007)～21(2009)年度のカドミウム調査で問題ないとの結果となったため、23(2011)年 6 月に対策地域の指定を解除しました。

昭和開北部地区では平成 21(2009)～25(2013)年度まで 55.42 ヘクタールの客土工事を実施し、24(2012)～26(2014)年度のカドミウム調査で問題ないとの結果となったため、27(2015)年 4 月に対策地域の指定を解除しました。

昭和開北部第二地区では平成 29(2017)～令和 2(2020)年度まで 32.09 ヘクタールの客土工事を実施し、平成30(2018)～令和2(2020)年度のカドミウム調査で問題ないとの結果となったため、令和4年(2022)年5月に対策地域の指定を解除しました。

客土工事が完了していない地域等においては、カドミウムの吸収抑制対策として、農作物技術対策の指導や土壌改良資材の購入費に対する補助等を実施しています。

ア　客土

汚染土の上に非汚染土を 30cm 盛る「上乗客土」を実施しています。その効果を確認するため、客土完了後に玄米中のカドミウム濃度調査を実施しています。

イ　農作物技術対策指導

水田におけるカドミウム吸収抑制のため、水稲の湛水管理などの技術指導を関係機関が一体となって行っています。

ウ　土壌改良資材の購入費に対する補助

農作物のカドミウム吸収抑制を図るため、客土が完了していない対策地域等の関係農家を対象に、カドミウムの吸収抑制に有効な土壌改良資材の購入費について補助を行っています。

※客土:汚染された農地の上に汚染されていない土を被せること。

第５節　化学物質等による環境・健康影響対策

〔化学物質排出把握管理促進法、ダイオキシン類対策特別措置法〕

現代社会においては、多様な化学物質が利用されており、環境中には多くの種類の化学物質が存在します。

本県では、ダイオキシン類などの有害化学物質による環境汚染防止対策の促進や、PRTR制度に基づく化学物質の適正管理の促進を図っています。

1　化学物質の適正管理

【環境保全課】

これまで、私たちは様々な化学物質を大量に利用することで快適な生活を実現してきました。化学物質は、工業用原料として用いられる基礎的な化学製品から、合成洗剤、化粧品、農薬、医薬品といった身近な製品に至るまで広く利用されています。便利で豊かな現代社会は、このような化学物質に支えられているといっても過言ではありません。

一方で、化学物質の中には、ダイオキシン類のように、製造や使用、廃棄の過程で人の健康や生態系に悪影響を及ぼすなど、環境汚染をもたらすものがあります。

現在、国内で流通している化学物質は数万種とも言われ、更に毎年膨大な数の化学物質が生成されており、問題が明らかになるたび、物質ごとに規制を行う対応だけでは難しい面があります。

従来の規制的手法に加え、包括的、計画的対応が求められている中で、化学物質の新たな管理の仕組みとして、PRTR制度が平成 13(2001)年度から導入されています。

(1) ＰＲＴＲ制度

〔化学物質排出把握管理促進法〕

ア　ＰＲＴＲとは

PRTR(Pollutant Release and Transfer Register)とは、事業所から環境中への化学物質の排出量及び廃棄物としての移動量を事業者が届出し、国がその結果を集計･公表する制度です。

この制度は、有害な化学物質を一つ一つ規制していく方法とは異なり、情報公開によって事業者自身による管理を促し削減を図るもので、事業者からの排出量等の届出は、平成 14(2002)年度(13(2001)年度排出分)から開始されました。

イ　集計結果の概要

令和 6(2024)年度は、5(2023)年度中の排出量･移動量について届出が行われました。

(ｱ) 県内の届出排出量・移動量等の概況

本県の届出排出量は、前年度と比べ約 20.9%増加し、届出移動量は約 1.7%増加しました。(なお、有価売却される化学物質は、PRTRにおける「移動量」の対象とはなりません。)

排出量・移動量の概況

(以下、この項では、特に記載がない限り、県内の令和５年度排出分の数値を記載しています。)

区分	数値	全国順位	対全国比
届出事業所数	1,137	9 位	3.5%
届出排出量	6,440 ﾄﾝ	5 位	4.7%
届出移動量	13, 475 ﾄﾝ	7 位	5.1%
届出外排出量	6, 748 ﾄﾝ	9 位	3.3%

※「届出外排出量」とは、従業員数や取扱量の要件を充たさない事業者、対象業種外の事業者、家庭及び移動体(自動車、航空機等)など、届出を要しないものからの排出量を国が推計したものです。

届出排出量・移動量の経年変化

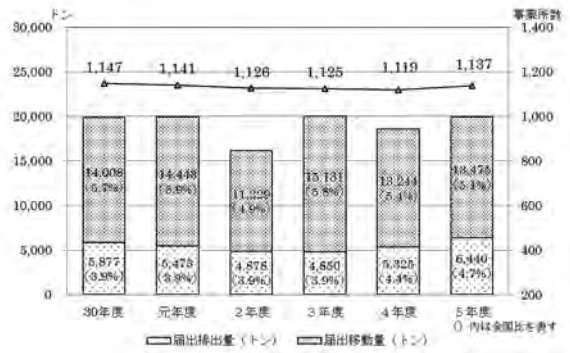

(ｲ) 県内の届出量の排出・移動先

届出排出量の排出先を見ると、大気と公共用水域でほぼ全てを占めています。届出移動量については、ほとんどが廃棄物としての移動となっています。

届出排出量の排出先割合

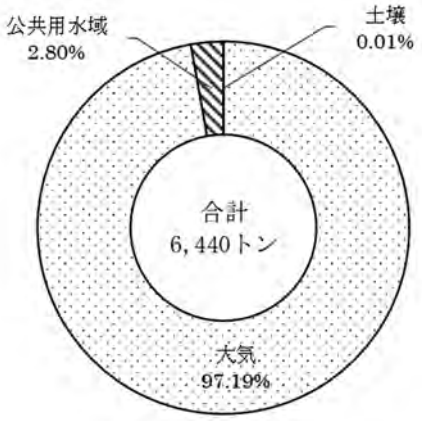

届出移動量の移動先割合

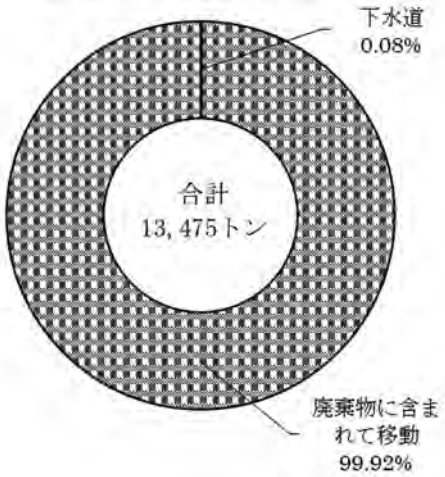

(ｳ) 県内の届出における業種別内訳

届出状況を業種別に見ると、届出事業所数では、燃料小売業が半数を占めています。

届出事業所数の業種別内訳

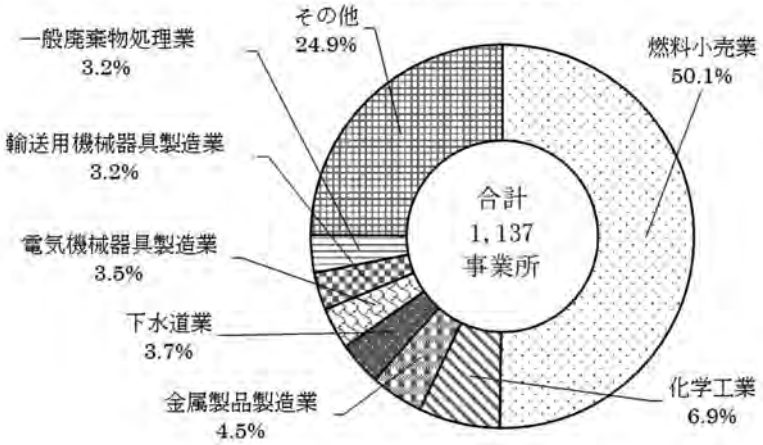

届出排出量では、輸送用機械器具製造業が約3割を占めるほかは、業種により分散しています。

届出排出量の業種別内訳

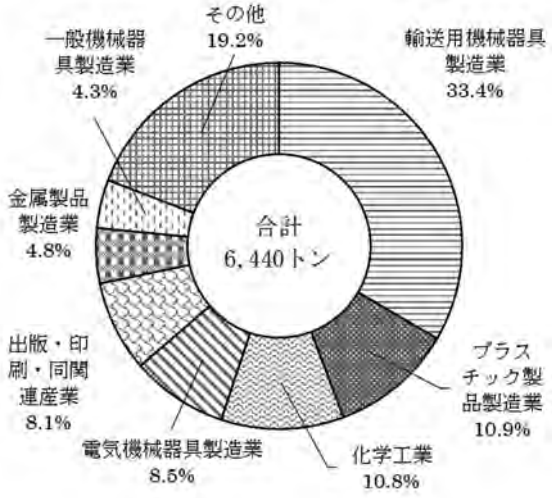

届出移動量では、鉄鋼業が約6割を占め、化学工業を合わせた上位2業種で全体の約9割を占めています。

届出移動量の業種別内訳

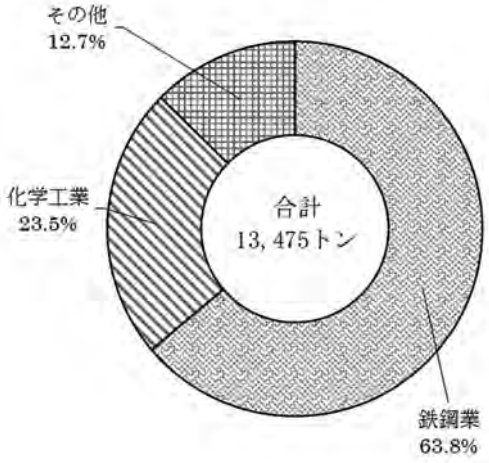

(エ) 県内の届出における市町村別内訳

届出状況を市町村別に見ると、大気への排出量では、苅田町、北九州市、宮若市など製造業が盛んな市町が上位を占めています。

大気への排出量の市町村別内訳

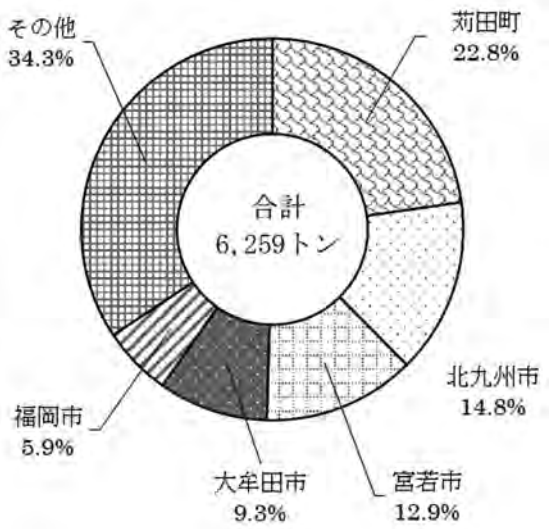

公共用水域への排出量では、化学工業、下水道業や産業廃棄物処分業などが立地する北九州市、福岡市、大牟田市及び久留米市の上位 4 市で全体の約 8 割を占めています。

公共用水域への排出量の市町村別内訳

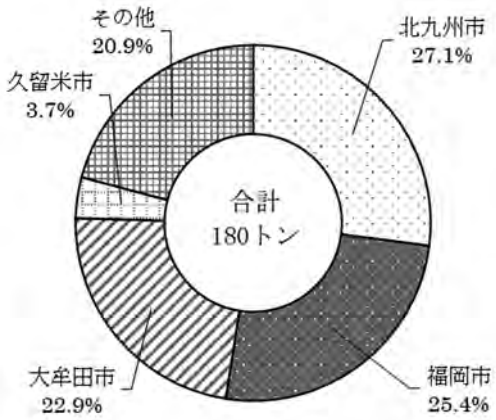

廃棄物としての移動量では、鉄鋼業や化学工業などが盛んな北九州市及び大牟田市の上位 2 市で全体の約 9 割を占めています。

廃棄物としての移動量の市町村別内訳

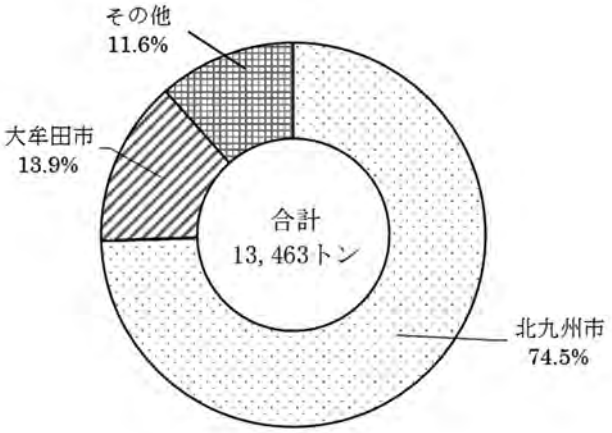

(オ) 県内で環境中への排出量の多い物質

届出排出量(集計値)と届出外排出量(推計値)を加えた排出量全体は、13,188 トンです。

このうち、排出量が多い上位 10 物質の合計は、9,817 トンで排出量全体の 7 割以上を占めています。

排出量の物質別内訳

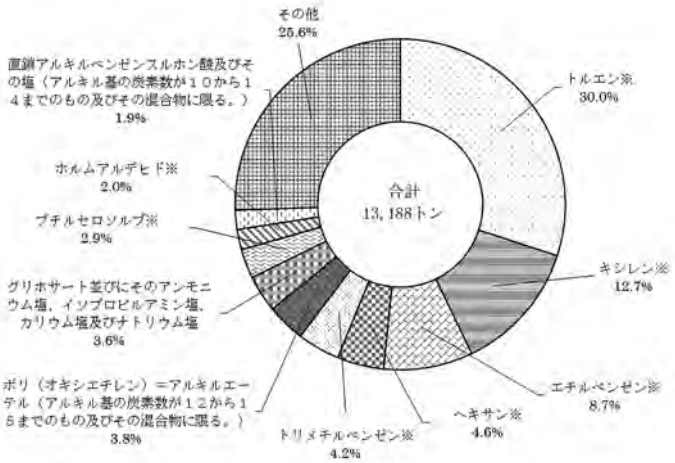

凡例：※・・・揮発性有機化合物（VOC）
（注）「その他」にも VOC が一部含まれます。

ウ　ＰＲＴＲ制度の活用による今後の化学物質対策

PRTR制度により、事業者は、様々な箇所からの環境への排出量を把握し、行政に届け出ることになります。

この制度を単なる届出制度で終わらせるのではなく、事業者が化学物質の自主的な管理の改善を進め、化学物質のリスクに対しての危機管理意識を持ち、環境への無駄な排出を抑制できるよう、更なる啓発に努めていきます。

(2) 有害物質使用・貯蔵事業場情報の集約と共有

災害や事故に備え、有害物質等を使用・貯蔵する事業場等に関する情報の把握や、関係機関との情報の共有を行います。

2　ダイオキシン類の現況と対策

【環境保全課、廃棄物対策課】

〔ダイオキシン類対策特別措置法〕

ダイオキシン類は、ごみの焼却による燃焼過程の他、金属の精錬過程や紙などの塩素漂白過程など、様々なところで発生します。そのため、環境中には広く存在していますが、その量は極めてわずかです。

ダイオキシン類は、「人工物質として最も強い毒性を持つ物質である」と言われていますが、これは日常の生活の中で摂取する量の数十万倍の量を摂取した場合の急性毒性のことで、私たちが日常生活の中で摂取する量により急性毒性が生じるようなことは考えられません。

ダイオキシン類については、平成12(2000)年に施行された「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく措置等により、我が国におけるダイオキシン類の排出量は大幅に減少しています。

ダイオキシン類とは

ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)及びコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を総称してダイオキシン類といいます。

ダイオキシン類は、無色無臭の固体でほとんど水に溶けませんが、脂肪などには溶けやすい性質を持っています。

また、ダイオキシン類は、酸、アルカリをはじめとする他の化学物質とは容易に反応しない安定した性質を持っていますが、太陽からの紫外線で徐々に分解されると言われています。

なお、ダイオキシン類の毒性の強さは、最も毒性が強い「2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン」を 1 としてそれぞれの異性体ごとの係数(毒性等価係数:TEF)により換算した毒性を合計した値(毒性等量:TEQ)で表します。

日本におけるダイオキシン類の事業分野別の推計排出量に関する削減目標量

単位:g-TEQ／年

事業分野	削減目標量	(参考)推計排出量	
		平成９年	令和５年
1 廃棄物処理分野	106	7,205～7,658	60
(1)一般廃棄物焼却施設	33	5,000	25
(2)産業廃棄物焼却施設	35	1,505	15
(3)小型廃棄物焼却炉等(法規制対象)	22	700～1,153	10
(4)小型廃棄物焼却炉(法規制対象外)	16		9.0
2 産業分野	70	470	41
(1)製鋼用電気炉	31.1	229	13.9
(2)鉄鋼業焼結施設	15.2	135	10.1
(3)亜鉛回収施設	3.2	47.4	1.2
(4)アルミニウム合金製造施設	10.9	31.0	10.6
(5)その他の施設	9.8	27.3	5.6
3 その他	0.2	1.2	0.0
合　計	176	7,676～8,129	101

【資料:「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」(平成 24 年 8 月、環境省)及び「ダイオキシン類の排出量の目録(排出インベントリー)について」(令和 7 年3月、環境省)】

(1) ダイオキシン類に係る環境調査

環境中におけるダイオキシン類濃度の実態を把握するため、国、県、北九州市、福岡市などが、大気、水質、底質、土壌などの概況調査を実施しています。

令和 6 年度ダイオキシン類概況調査実施状況
（地点数）

実施機関＼媒体名		大気	公共用水域 水質	公共用水域 底質	地下水	土壌
国等	環境省	1	0	0	0	0
	国土交通省	0	5	4	0	0
県		4	6	6	2	4
政令市 中核市	北九州市	4	21	5	1	5
	福岡市	7	14	14	1	1
	久留米市	2	3	3	9	2
その他市町村		3	10	0	7	6
計		21	59	32	20	18

ア　大気環境

8市の 21地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

大気環境調査結果（令和 6 年度）

単位:pg-TEQ/m^3

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
一般環境	15	0.0043～0.073	0.6
発生源周辺	6	0.0036～0.028	

イ　公共用水域の水質

海域12地点、河川45地点及び湖沼2地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

公共用水域の水質調査結果（令和 6 年度）

単位:pg-TEQ/L

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
海　域	12	0.039～0.73	1
河　川	45	0.014～0.50	
湖　沼	2	0.011～0.039	

ウ　公共用水域の底質

海域7地点、河川24地点及び湖沼1地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

公共用水域の底質調査結果（令和 6 年度）

単位:pg-TEQ/g

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
海域	7	0.75～24	150
河川	24	0.30～12	
湖沼	1	6.7	

エ　地下水環境

8市の20地点において調査を実施した結果、環境基準に適合していました。

なお、久留米市では、この調査とは別に、汚染が判明した地区において継続監視調査を実施しており、その結果を基に対策の検討がなされています。

地下水環境調査結果（令和 6 年度）

単位:pg-TEQ/L

調査地点数	測定範囲	環境基準
20	0.0000072～0.24	1

オ　土壌環境

7市1町の18地点において調査を実施した結果、全ての調査地点で環境基準に適合していました。

土壌環境調査結果（令和 6 年度）

単位:pg-TEQ/g

調査区分	調査地点数	測定範囲	環境基準
一般環境	16	0～1.3	1000
発生源周辺	2	0.010～48	

注:土壌については、環境基準のほか、必要な調査を実施する目安として調査指標が設定されている。(調査指標:250pg-TEQ/g)

(2) 発生源対策

ア　特定施設設置者による測定状況

ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、大気基準適用施設又は水質基準適用事業場の設置者は、排出ガス・排出水についてダイオキシン類による汚染状況の測定を実施して、県等に報告することとされています。

また、廃棄物焼却炉である特定施設の排出ガス・排出水の測定を行う場合は、ばいじん及び焼却灰その他燃え殻についても測定を実施して、県等に報告することとされています。

令和 6(2024)年度に報告された排出ガス測定結果について、北九州の1施設にて排出基準を超過しましたが、北九州市が改善対策の実施を指導した結果、現在は排出基準に適合しています。

事業者による測定結果【排出ガス】(令和 6 年度)

特定施設の種類		対象施設数	報告施設数	排出基準超過施設数
廃棄物焼却炉	福岡県	161	68	0
	北九州市	35	30	1
	福岡市	16	16	0
	久留米市	13	12	0
その他	福岡県	24	22	0
	北九州市	9	9	0
	福岡市	0	0	0
	久留米市	5	5	0
計		263	162	1

事業者による測定結果【排出水】(令和 6 年度)

	対象事業場数	報告事業場数	排出基準超過事業場数
福岡県	6	6	0
北九州市	19	5	0
福岡市	3	3	0
久留米市	0	0	0
計	28	14	0

事業者による測定結果【燃え殻等】(令和 6 年度)

区分		対象施設数	報告施設数	処分基準該当施設数
燃え殻	福 岡県	161	54	0
	北九州市	26	23	0
	福 岡市	13	13	0
	久留米市	13	12	0
	計	213	102	0
ばいじん	福 岡県	161	55	0
	北九州市	25	23	0
	福 岡市	13	13	0
	久留米市	13	12	0
	計	212	103	0

燃え殻等の処分を行う場合には、当該燃え殻等に含まれるダイオキシン類の量が 3ng-TEQ/g 以内となるように処理することが義務付けられています。そのため、各事業者に対し、燃え殻等の適正な処分の徹底を指導しています。

なお、未測定事業者に対しては、自主測定の実施を強く指導しています。

イ　行政による立入測定状況

ダイオキシン類対策特別措置法の適正な施行を確保するため、県、政令市及び中核市において特定施設設置事業者に対して立入測定を実施しています。

令和 6(2024)年度は、大気基準適用の9施設及び水質基準適用の 2 事業場に立入測定を行ったところ、大気基準適用の1施設で排出基準を超過しましたが、本県が改善対策の実施指導を行った結果、現在は排出基準に適合しています。

行政による立入測定結果（令和 6 年度）

区分		検査数	排出基準超過施設数
大気基準適用施設	福岡県	4	1
	北九州市	4	0
	福岡市	0	0
	久留米市	1	0
水質基準適用事業場	福岡県	1	0
	北九州市	1	0
	福岡市	0	0
	久留米市	0	0
計		11	1

(3) ごみ焼却施設からの削減対策の推進

ごみ焼却施設から発生するダイオキシン類の削減は重要な課題です。

このため、排ガスのダイオキシン類濃度に関する維持管理基準が設定され、既存施設に対する基準値が大幅に強化されました。県内の各市町村等が設置する焼却施設については、施設の新設・改造等を行ったことにより、全ての施設において基準を達成しています。

3　農薬流通の動向と安全対策

【食の安全・地産地消課】

(1) 農薬流通の動向

令和5(2023)農薬年度(4(2022)年 10 月～5(2023)年 9 月)の県内の農薬流通量は、7,010トンで前年度に比べ 158トン減少しています。

毒性別内訳では、普通物全体は 1.5％減少し、毒物及び劇物指定農薬は 11.3％減少しています。

農薬の流通量

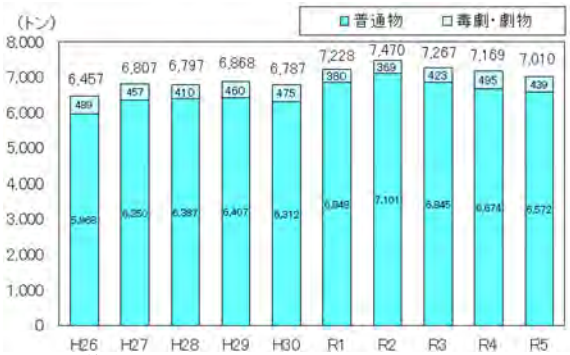

※ 普通物：毒物・劇物に該当しない農薬を指す通称
※ 端数処理にて、合計が一致しない場合がある。
（資料：日本植物防疫協会「JPP-NET」より）

(2) 農薬の安全使用対策

ア　農薬の登録制度と使用規制

農薬は、環境や人畜への安全性を確保するため、農薬取締法に基づいた登録が義務付けられています。さらに、水環境を汚染するおそれがあるものについては、水質汚濁性農薬に指定され、その使用が特に厳しく規制されています。

農薬使用者においても、同法の規定により農薬ごとに定められている使用基準を遵守し、適正に使用することが責務となっています。

イ　農薬安全使用の推進

農薬による環境及び人畜魚介類への危害防止を図るため、県や市町村では農薬安全使用の周知徹底に努めています。

本県では、農薬使用者や農薬販売者等を対象に、立入検査や農薬安全使用講習会などを実施し、農薬の安全使用の啓発活動に取り組んでいます。

また、農薬の使用量が多いゴルフ場において、農薬使用状況の調査、現地指導を実施し、農薬による被害の防止、周辺環境の保全に取り組んでいます。

市町村、農業協同組合等で構成する地域農薬安全使用対策協議会は、地域ごとに農薬の安全使用の啓発活動に取り組んでいます。さらに、必要に応じて、各協議会から養蜂家へ農薬散布の情報を提供し、みつばちに対する農薬被害を低減させるよう取り組んでいます。

また、本県では、効率的な農薬使用による環境負荷の低減を進めるため、農作物の病害虫の発生状況を的確に把握し、防除適期などの情報を関係機関等に提供するとともに、農薬だけに頼らない防除技術の開発・普及に取り組んでいます。

第６節　その他の生活環境の保全

〔騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

騒音･振動･悪臭といった私たちの生活に大変身近な環境問題については、地方自治体が担う役割は大きなものとなっています。また、放射線･放射能については、県内各地の放射線量を常時測定するとともに、定期的に水道水等の放射能を測定しています。学校に及ぼす公害については、国の補助により、校舎の改築などによる対策を行っています。

1　騒音・振動・悪臭対策

【環境保全課】

〔騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、公害防止等生活環境の保全に関する条例〕

騒音や振動は私たちの生活に大変身近なものであり、地方自治体が担う役割は大きなものとなっています。

騒音規制法及び振動規制法では、工場等への特定施設の設置や建設現場での特定作業の実施について市町村長へ届け出るよう定めています。

また、近年では、都市化の進展やどライフスタイルの変化もあり、規制の対象とならない家庭生活から発生する騒音に対する苦情も増加しています。

(1) 騒音・振動の現況

騒音規制法及び振動規制法では、特定の施設を設置している工場や事業場(特定工場等)、特定の作業を行う建設工事(特定建設作業)、自動車交通から発生する騒音及び振動を主な規制対象としています。

また、騒音規制法の規制対象外施設ではあるものの規制することが望ましい施設については、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例及び北九州市公害防止条例により規制しています。

ア　特定工場等の騒音・振動

騒音規制法に基づく届出数については、前年度と比較すると、特定施設数は約1.3％増加、特定工場等数は約 1.2％増加となっています。

振動規制法に基づく届出数については、前年度と比較すると、特定施設数は約 0.9％増加、特定工場等数は約0. 2％増加となっています。

また、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例及び北九州市公害防止条例に基づく届出数については、前年度と比較すると、特定施設数は約3. 2％減少、特定工場等数は約4. 7％減少しています。

騒音規制法及び公害防止等生活環境の保全に関する条例に基づく特定施設の設置状況

（令和７年３月 31 日現在）

施設の種類	特定施設数			
	法による届出	条例による届出		計（前年度）
		県条例	市条例（北九州市）	
1　金属加工機械	6,963	234	15	7,212　（　7,075　）
2　空気圧縮機等	31,286		1,403	32,689　（　32,245　）
3　土石用破砕機等	1,572		16	1,588　（　1,570　）
4　織機	3,168		0	3,168　（　3,163　）
5　建設用資材製造機械	207		0	207　（　207　）
6　穀物用製粉機	236		0	236　（　236　）
7　木材加工機械	2,202		201	2,403　（　2,386　）
8　抄紙機	17		0	17　（　17　）
9　印刷機械	1,875		0	1,875　（　1,879　）
10　合成樹脂用射出成形機	1,394		0	1,394　（　1,422　）
11　鋳型造型機	134		0	134　（　134　）
12　クーリングタワー		219	70	289　（　298　）
13　ドラム缶洗浄機		0		0　（　0　）
14　ロータリーキルン		13	0	13　（　13　）
15　重油バーナー		245	0	245　（　262　）
16　電気炉		2	0	2　（　2　）
計	49,054	713	1,705	51,472　（　50,909　）
工場・事業場数	6,438	373	754	7,565　（　7,542　）

振動規制法に基づく特定施設の設置状況

（令和７年３月 31 日現在）

施設の種類	施設数	（前年度）
1　金属加工機械	4,218	（　4,211　）
2　圧縮機	5,966	（　5,860　）
3　破砕機等	972	（　954　）
4　織機	2,672	（　2,672　）
5　コンクリートブロックマシン等	120	（　120　）
6　木材加工機械	200	（　200　）
7　印刷機械	973	（　961　）
8　ゴム練用又は合成樹脂練用ロール機	297	（　297　）
9　合成樹脂用射出成形機	1,244	（　1,237　）
10　鋳型造型機	161	（　161　）
計	16,823	（　16,673　）
工場・事業場数	3,040	（　3,034　）

イ　特定建設作業に伴う騒音・振動

騒音規制法に基づく届出数については、前年度と比較すると約 8.5%増加しています。

また、振動規制法に基づく届出数については、前年度と比較すると約 4.7%増加しています。

騒音規制法に基づく特定建設作業の届出状況

（令和６年度）

作業の種類	届出件数（前年度）
1　くい打機等を使用する作業	346（300）
2　びょう打機等を使用する作業	2（0）
3　さく岩機を使用する作業	2,229（2,041）
4　空気圧縮機を使用する作業	175（172）
5　コンクリートプラント等を設けて行う作業	7（4）
6　バックホウを使用する作業	111（125）
7　トラクターショベルを使用する作業	1（1）
8　ブルドーザーを使用する作業	5（7）
計	2,876（2,650）

振動規制法に基づく特定建設作業の届出状況

（令和６年度）

作業の種類	届出件数（前年度）
1　くい打機等を使用する作業	334（306）
2　鋼球を使用して破壊する作業	1（0）
3　舗装盤破砕機を使用する作業	5（6）
4　ブレーカーを使用する作業	1,026（993）
計	1,366（1,305）

ウ　自動車騒音・道路交通振動

本県における自動車保有台数は、令和6(2024)年度末で約332万台であり、ここ10年間で約 4.7%増加しています。

交通量の増加等により、特に交通量の多い幹線道路周辺地域において、自動車交通に起因する騒音・振動等の問題が生じています。

自動車騒音については、「道路に面する地域」の騒音実態を把握するため、県及び市が調査を行っています。

令和 6(2024)年度に県及び市が調査を実施した県内 50 市町 1,474 路線(過年度実施分を含む)における環境基準の達成率は、次表のとおりとなっています。

環境基準達成状況（自動車騒音）

達成率(%)の区分	路線数
90 以上 ～ 100	1,248
80 以上 ～ 90 未満	90
70 以上 ～ 80 未満	62
60 以上 ～ 70 未満	26
50 以上 ～ 60 未満	23
40 以上 ～ 50 未満	5
30 以上 ～ 40 未満	5
20 以上 ～ 30 未満	2
10 以上 ～ 20 未満	2
0 以上 ～ 10 未満	8
近隣に住居なし	3
計	1,474

エ　新幹線鉄道騒音・振動

山陽新幹線は、本県では北九州市から福岡市まで 4 市 2 町を通過し、その全長距離は約 80 ㎞となっています。小倉・博多間では季節列車等を含めて 1 日平均約 171 本の列車が運行されています。

令和 6(2024)年度に県、北九州市及び福岡市が実施した山陽新幹線 14 測線 36 地点の騒音測定結果で環境基準を達成していたのは16地点でした。この調査は平成 8(1996)年度から 28 年間継続して実施していますが、騒音レベルの全体(算術)平均は、図に表すとおり 70 デシベル前後で推移しています。

また、騒音測定と併せて行った山陽新幹線 14 測線 20 地点の振動測定結果は、いずれの地点においても環境庁長官が運輸大臣に勧告(昭和 51(1976)年 3 月 12 日)した指針値である 70 デシベルの範囲内でした。

九州新幹線は、本県では博多駅から大牟田市まで 6 市を通過し、その全長距離は約 60 ㎞となっています。博多・熊本間では 1 日平均約 108 本の列車が運行されています。

令和 6(2024)年度に県及び福岡市が実施した九州新幹線 26 測線 38 地点の騒音測定結果で環境基準を達成していたのは、17地点でした。

また、26 測線 35 地点の振動測定結果は、いずれの地点においても指針値である70デシ

ベルの範囲内でした。

継続測定地点における新幹線鉄道騒音経年変化

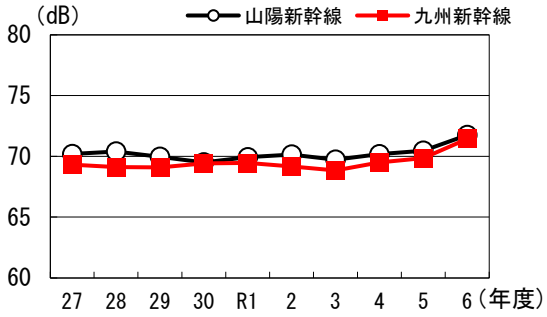

オ　航空機騒音

県内には、公共用飛行場として福岡空港及び北九州空港が、航空自衛隊飛行場として芦屋飛行場及び築城飛行場が立地しています。

本県及び北九州市では、航空機騒音の年次推移及び航空機の運用状況を把握するため、県内5か所に航空機騒音測定装置を設置して、常時測定を行っていますが、令和 6(2024)年度は福岡空港(福岡市)及び芦屋飛行場(遠賀町)の 2 地点において環境基準未達成となっています。

航空機騒音測定装置設置場所

対象飛行場	設置場所
福岡空港	福岡市(福岡市下水道局筥松第 2 ポンプ場)
	太宰府市(福岡県保健環境研究所)
芦屋飛行場	遠賀町(島津公民館)
	北九州市(浅川児童館)
築城飛行場	築上町(チアフルついき)

常時測定局における航空機騒音の推移

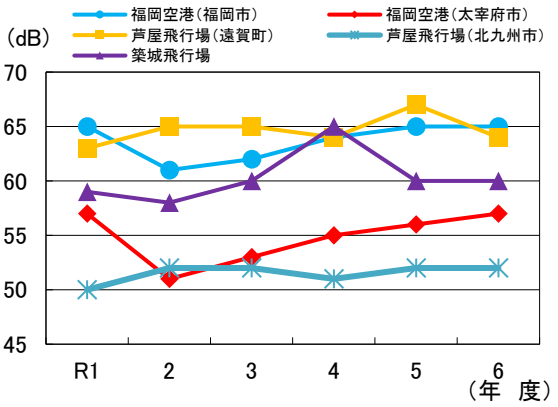

注 常時監視局の環境基準は、芦屋飛行場(北九州市)が 57dB、その他測定地点は 62dB

また、令和 6(2024)年度に県、北九州市、福岡市及び春日市が実施した短期測定の結果は下表のとおりとなっています。

短期測定局における環境基準達成状況

対象飛行場	測定地点(前年度)		基準達成(前年度)	
福岡空港	17	(17)	12	(13)
芦屋飛行場	11	(12)	11	(11)
築城飛行場	8	(8)	4	(5)

なお、県では飛行場の施設管理者に対して測定結果を通知するとともに、環境基準未達成の場合は騒音対策の強化を要請しています。

カ　近隣騒音

近隣騒音と呼ばれるものには、カラオケ等の深夜営業騒音の他、家庭用機器設備(クーラー室外機等)や音響機器(ピアノ、ステレオ等)の音、ペットの鳴き声等のいわゆる生活騒音があります。

近年、都市化の進展やライフスタイルの変化に伴い、生活騒音が問題となっています。この問題は、個人の日常的な生活行動に伴って発生するものであり、お互いに被害者にも加害者にもなり得るという特徴を持ち、近隣関係が大きく影響します。このため、基本的には当事者間で話し合うなど自主的に解決することが望まれます。

(2) 騒音・振動防止対策

ア　騒音に係る環境基準の類型指定

環境基本法第 16 条の規定に基づき、人の健康を保護し生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として「騒音に係る環境基準」が定められています。

環境基準に係る騒音評価は、等価騒音レベル※により行い、環境基準の類型の当てはめは知事(市の区域内の地域については、市長)が行うこととされており、県内の全市町村について類型の当てはめを行っています。

イ　法律等に基づく対策

騒音規制法及び振動規制法では、「知事(市の区域内の地域については、市長)は、騒音・振動を防止することにより生活環境を保全すべき地域を指定し、この指定地域内の特定工場等

及び特定建設作業について、騒音・振動の規制基準を定め規制する」とされていることから、県内の全市町村について地域指定を行うとともに、規制基準を定めています。

また、自動車交通騒音・振動については、国が定めた一定限度を超える騒音・振動により道路周辺の生活環境が著しく損なわれる場合は、「市町村長は、公安委員会等に対して対策を要請できる」とされています。

このほか、騒音については、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例により規制を行っています。

ウ　特定工場等の騒音・振動対策

騒音規制法では圧延機械等 27 施設、福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例では高速切断機等 11 施設を、また、振動規制法では液圧プレス等 15 施設を特定施設として定め、これらの施設を設置する特定工場等を規制対象としています。

市町村長は、特定施設設置届等があった段階から、特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合するよう行政指導を行い、規制基準に適合せず周辺の生活環境が損なわれる場合には、計画変更勧告や改善勧告、更に改善命令の措置を行うことができるとされています。

工場の騒音・振動防止には、低騒音・低振動型の機器を採用する等の発生源対策や防音・防振対策を進めていくことが重要であり、住宅と工場の混在が著しい地域においては工場団地を整備する等、土地利用面からの解決も望まれます。

エ　建設作業に伴う騒音・振動対策

騒音規制法ではくい打ち機等を使用する作業等の 8 作業を、また、振動規制法ではくい打ち機等を使用する作業等の 4 作業を特定建設作業として定め、規制対象としています。

市町村長は、特定建設作業に伴い発生する騒音・振動が規制基準に適合せず周辺の生活環境が著しく損なわれる場合には、改善勧告及び改善命令の措置を行うことができるとされています。

建設作業の騒音・振動防止には、作業方法の改良、低騒音・低振動型の建設機械の使用が有効です。

オ　自動車騒音・振動対策

自動車騒音は、自動車本体から発生する騒音に、交通量、速度、道路構造等の各種要因が複雑に絡み合っており、交通量の多い幹線道路沿いで問題になっています。

また、道路周辺の振動は、自動車重量、走行条件、路面の平坦性、舗装状態、路床条件等の道路構造等が発生要因となっています。

したがって、抜本的な問題解決のためには、自動車本体から発生する騒音の規制、構造の改善、走行状態の改善、交通量の抑制、道路構造の改善及び沿道対策等の諸施策を総合的に推進していく必要があります。

なお、県及び市の調査結果において、環境基準の達成率が低い路線の道路管理者に対しては、騒音対策の強化を要請しています。

カ　新幹線鉄道騒音・振動対策

新幹線鉄道の騒音については「新幹線鉄道騒音に係る環境基準」(昭和 50(1975)年環境庁告示)及び「新幹線鉄道騒音対策要綱」(51(1976)年閣議了解)に基づき、振動については「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(51(1976)年運輸大臣宛環境庁長官通知)に基づき、環境基準の達成に向け、種々対策を講じています。

特に、山陽新幹線沿線においては、関係行政機関及び関係事業者が連携して、騒音レベルを 75 デシベル以下とするための「75 デシベル対策」を推進しており、これまでに沿線における居住等の密集状況に応じた対策を第 1 次から第 5 次まで順次実施しています。

また、九州新幹線については、平成13(2001)年度に船小屋・新八代間の本県に係る区間において、18(2006)年度に博多(那珂川)・船小屋間において、環境基準の地域類型

※等価騒音レベル:変動騒音の表し方の一種で、ある時間範囲について、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として表したもの。単位はデシベル[dB]。

の当てはめを行いました。

なお、騒音・振動調査の結果、環境基準を超過していた地点については、鉄道管理者に騒音対策の強化を要請しています。

キ　航空機騒音対策

【環境保全課、空港政策課、空港事業課、防災企画課】

航空機騒音については「航空機騒音に係る環境基準」(昭和 48(1973)年環境庁告示)に基づき、県において 58(1983)年に福岡空港、60(1985)年に築城飛行場及び芦屋飛行場について、環境基準の地域類型の当てはめを行いました。

北九州空港は、周防灘沖合 3kmに位置する 24 時間利用可能な海上空港であり、航空機騒音による生活環境への影響は低く抑えられていることから、環境基準の地域類型の当てはめを行っていませんが、関係機関との連携を図りながら、実態把握に努めていくこととしています。

福岡空港では、離着陸時の騒音を軽減させるため、急上昇方式※、ディレイド・フラップ進入方式※及び低フラップ角着陸方式※という運航方式が実施されており、また、低騒音型機が導入されています。

また、福岡空港は、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」に基づく特定飛行場及び周辺整備空港に指定されており、空港周辺整備機構(昭和 60(1985)年設立)が国の委託を受けて、住宅防音工事の助成、建物の移転補償及び緩衝緑地帯の整備等を行い、固有事業として再開発事業及び代替地造成事業等を行っています。このほか国において、学校、病院等の防音工事や共同利用施設整備の助成等が行われています。福岡空港におけるこれらの環境対策事業は、滑走路増設事業の完了から 4 年後に空港運営の民間委託先である福岡国際空港株式会社に引き継がれる予定とされています。

築城飛行場及び芦屋飛行場については、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき、国において、学校、病院、住宅等の防音工事の助成、建物等の移転補償、土地の買い入れ、緑地帯の整備、テレビ受信料に対する助成等の各種施策が実施されています。なお、住宅防音工事の助成区域は L_{den}62 デシベル以上の区域(第 1 種区域)であり、築城飛行場については平成 4(1992)年に区域が拡大され、また、芦屋飛行場については配備機種の変更に伴い、16(2004)年に北九州市の一部が区域に追加指定されました。

(3) 悪臭の現況

悪臭防止法は、工場・事業場※から発生する不快な臭いによって、生活環境が損なわれることを防ぐためのもので、従来は、悪臭の原因となる特定物質の濃度を規制することで対応してきました。

近年は、身近な飲食店等のサービス業に対する苦情が増加傾向にあり、従来の物質濃度規制による対応が難しくなってきているため、県では、人の嗅覚によって臭いの強さを測定する「臭気指数」による規制の導入を推進しています。

悪臭防止法では、特定施設の届出義務が規定されておらず、規制地域内において事業活動を行う全ての工場その他の事業場が規制対象とされており、小規模の飲食店や畜産施設も規制対象とされています。

一般には芳香といわれるコーヒーの焙煎臭やパン焼きの臭い等も、周辺状況や臭いの強さによっては悪臭となり得るため、すべての事業者が悪臭発生源になり得るということを自覚し、臭気対策に配慮することが大切です。

(4) 悪臭防止対策

悪臭防止法に基づき、知事は町村の区域について、市長は市の区域内の地域について、規制地域を指定し、規制基準を設定しています。

従来は、アンモニアや硫化水素など、不快な臭いの原因となる 22 種類の特定悪臭物質について、物質ごとに濃度基準を定め規制する

※急上昇方式: 離陸時に住宅からの距離の増大を図るため、高度 1,500m 前後まで急上昇を続ける方式。
※ディレイド・フラップ侵入方式: フラップ下げ操作をなるべく遅くすることにより、機体の抵抗を減少させ、エンジンの必要推力を小さくすることで騒音を軽減する進入方式。
※低フラップ角着陸方式: 浅いフラップのまま着陸することにより、機体の空気抵抗の減少に見合うエンジン出力が減少される方式
※家庭や田畑等は工場・事業場に含まれていません。

物質濃度規制が行われてきましたが、県では物質濃度規制に代えて臭気指数規制（人が感じる臭いの強さを基準とする規制）の導入を推進しています。

臭気指数は、人の嗅覚によって臭気を測定するため、複数の臭いが入り混じった複合臭や未規制物質への対応が可能であること、特定悪臭物質濃度測定方法より分析費が安価であること等の長所があります。

令和7（2025）年 10 月現在、14 市 17 町が臭気指数規制を導入しており、臭気指数規制の更なる導入を推進していきます。

また、悪臭は、他法令の規制対象施設から発生することも多く、自治体間及び関係機関との連携が重要であるため、本県では、工場・事業場等に指導を行う市町村を対象とした研修会を毎年開催するとともに、技術的な助言等を行っています。

悪臭防止法に基づく規制地域及び規制内容

（令和7年 10 月 1 日現在）

規制方法	市町村名	規制内容
臭気指数規制※1	飯塚市、筑後市、行橋市、豊前市、中間市、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、古賀市、福津市、うきは市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町、芦屋町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、大刀洗町、広川町、大任町	全域臭気指数 12※2 で規制
	朝倉市、苅田町	A区域及びB区域に分けて規制 （A区域は臭気指数 12、B区域は臭気指数 15※3）
臭気指数規制及び物質濃度規制	八女市	旧八女市（旧上陽町を含む）、旧立花町の区域は、全域臭気指数 12 で規制 旧黒木町、旧星野村、旧矢部村は全域A区域として物質ごとに規制
物質濃度規制	直方市、水巻町	A区域とB区域に分けて物質ごとに規制
	上記以外 27市町村	全域A区域として物質ごとに規制

※1 臭気指数規制は、人の嗅覚により「におい」の強さを測定し評価する方法により規制を行うものです。
この測定方法は「嗅覚測定法」と呼ばれ、測定したい「におい」を希釈していき、においを感じなくなった時点の希釈倍数（臭気濃度）の対数を 10 倍した数値（臭気指数）で、においの強さを表します。 臭気指数＝10×log［臭気濃度］
※2 臭気指数 12 は、「何のにおいであるかが分かる弱いにおい」を表します。
※3 臭気指数 15 は、「楽に感知できるにおい」を表します。
（注）市の区域については、各市において規制地域・規制内容を定めています。

(5) 福岡 そうおん・しんどう・あくしゅう マップ

騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法に基づく規制区域図（県内 60 市町村分）は、これまで県や市町村の窓口に出向いて紙の地図を確認する必要がありました。本県では、GISを活用したデジタル化を行い、令和7（2025）年 3 月から「福岡 そうおん・しんどう・悪臭 マップ」として WEB 上で公開しており、利便性が大幅に向上しました。（詳細は第2章第1節に掲載）

福岡 そうおん・しんどう・あくしゅう マップ
https://soushinmap.pref.fukuoka.lg.jp
/pref-fukuoka/Portal

2　環境放射線

【環境保全課】

県内の各地域における放射線量を測定するため、地域ごとに固定型の放射線測定器(モニタリングポスト)を設置し、県内９か所で常時測定を行っています。また、県保健環境研究所(太宰府市)において、ゲルマニウム半導体検出器と呼ばれる放射能の検出装置を使用し、水道水や大気中から降下してくる雨やちり等に含まれる放射能を測定しています。これらの測定データは、平成 24(2012)年 9 月に開設した「ふくおか放射線・放射能情報サイト」(URL:https://houshasen.pref.fukuoka.lg.jp)で公表しています。

ふくおか放射線・放射能情報サイト
(URL:https://houshasen.pref.fukuoka.lg.jp)

また、万が一の事態に備え、本県では国の原子力災害対策指針等に基づき、平成28(2016)年 2 月に「緊急時モニタリング計画」及び実施要領を策定しており、令和6(2024)年3月にはこれらの改訂を行っています。

本県では、この計画及び要領に基づき、県内 23 地点に可搬型の放射線測定器(サーベイメータ)を配備するなど、緊急時に直ちに県内全域の放射線量を測定する体制を整備しています。さらに UPZ 内(緊急時防護措置を準備する区域:原子力発電施設からおおむね 30km)の 7 か所に固定式電子線量計を設置するとともに、移動しながら放射線量を測定することができる環境放射線モニタリングカーを導入するなど、監視強化に努めています。

3　花粉症対策

【林業振興課】

スギやヒノキの花粉症は国民の 4 割が罹患しているとも言われており、社会問題となっています。

花粉症対策の一環として、県内では平成 21(2009)年度から少花粉スギ、令和 4(2022)年度からは少花粉ヒノキの苗木生産が開始されました。

また、これらの少花粉苗木の植栽に対する支援強化を実施しています。

4　地盤沈下

【農村森林整備課、環境保全課、水資源対策課】

(1) 地盤沈下の現況

本県及び佐賀県にまたがる筑後・佐賀平野には、有明粘土層と呼ばれる沖積(ちゅうせき)層(沖積粘土層)※が分布していますが、含水比が高く極めて軟弱であるため、地下水位の低下による地盤沈下が生じやすいと言われています。

筑後平野の地盤沈下は、昭和 45(1970)年に実施された国土地理院の 1 級水準測量で沈下の兆候が認められ、さらに、48(1973)年～49(1974)年の測量で年間最大約５㎝の沈下が認められました。

地盤沈下は、筑後平野南部の柳川市、みやま市等の地域で、主として農用地において発生し、地元農家に被害が生じていました。このため、昭和 50 年代後半から九州農政局などにより原因究明調査が実施されましたが、地盤沈下の原因が特定されるまでには至っていません。

地盤沈下の実態を把握するためには、広範囲にわたる地盤沈下量の観測を実施する必要があるため、本県では、５市１町(大牟田市、柳

※沖積(ちゅうせき)層:最後の氷期の最低温期(約２万年前)以後に台地を刻む谷を埋めて堆積した、軟らかで水を含んだ粘土・泥炭のこと。
(出典:広辞苑第６版)

川市、筑後市、大川市、みやま市、大木町)に水準測量観測点を設置し、昭和 60(1985)年から地盤沈下の観測を行っています。

本県で観測された沈下量は、過去最大値で11.8cm/年(昭和62(1987)年2月)、累計沈下量は、最大値で88.4cm(60(1985)年3月～令和 7(2025)年 2 月)に達していますが、近年は一部で隆起傾向が見られる地域もあります。

令和 6(2024)年度は、104 点の観測を実施しました。6(2024)年2月～7(2025)年2月の単年度の最大沈下量は約0.4cm、最大隆起量は1.2cm でした。

地盤変動観測結果

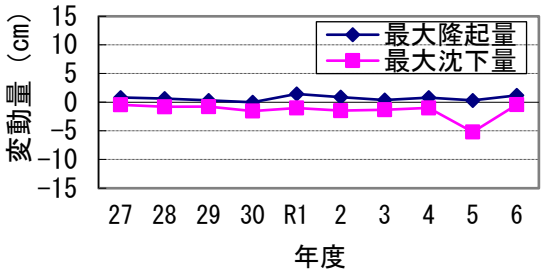

(2) 地盤沈下対策

筑後平野における地盤沈下の防止と地下水の適正な保全を図り、同地区の実情に応じた総合的な対策を推進するため、国や県などにより、地盤沈下の観測、地下水位や地下水採取量の調査のほか、地盤沈下対策に関連した事業として、地盤沈下に起因して排水不良となった農地等では湛水(たんすい)防除事業※が実施されています。

また、国は平成 3(1991)年 3 月、「筑後・佐賀平野地盤沈下防止等対策要綱推進協議会」(事務局:国土交通省水管理・国土保全局)を設置し、地盤沈下防止等のための情報交換を実施しています。

本県では、平成13(2001)年3月に、「福岡県筑後平野南部地区地盤沈下対策構想」を策定するとともに、庁内に「福岡県筑後平野南部地区地盤沈下・海底陥没対策連絡会」(事務局:農林水産部農村森林整備課)を設置し、対策について協議しています。

5 学校に及ぼす公害の状況と対策

【教育庁教育総務部施設課】

(1) 被害の概況

公害(騒音、大気汚染)の被害・影響を受けている学校は、騒音 140 校(県下公立学校の12.0%)、大気汚染0校(同0%)です。

学校における公害の被害の状況

(令和7年5月1日現在)

騒音

発生源	学校数
航空機	113(6)
自動車等	25
電(列)車等	2
計	140(6)

大気汚染

発生源	学校数
工場・事業所のばい煙	0
計	0

( )内は内数で、県立学校数

(2) 対策

ア 騒音

航空機騒音対策は、国土交通省及び防衛省の騒音防止対策事業として、国の補助により、校舎の改築、騒音防止装置等の整備を行っています。

航空基地等周辺における学校防音改築工事実施状況

(令和7年 5月 1日現在)

区分		令和6年度までに実施済の学校	今後必要と思われる学校	計
福岡空港	県立	1	0	1
	市町村立	35	0	35
芦屋基地	県立	2	0	2
	市町村立	29	5	34
築城基地	県立	3	0	3
	市町村立	38	0	38
計	県立	6	0	6
	市町村立	102	5	107

イ 大気汚染

大気汚染地域における学校の校舎改築及び公害防止工事を国の補助により行っています。

※湛水(たんすい)防除事業:立地条件の変化によって排水不良となった地域にポンプ等の排水施設を設置し、田畑などの冠水被害を未然に防ぐもの。

6　畜産経営環境保全の現状と対策

【畜産課】

(1) 畜産経営における環境問題の現況

畜産経営においては、飼養規模の拡大や地域における混住化の進行を背景として、家畜排せつ物による悪臭や水質汚濁といった環境問題への関心が高まっていることから、周辺地域と調和した畜産経営の確立が図られています。

本県における令和6(2024)年度の畜産経営に起因する環境問題(苦情)の発生件数は、14 件です。

畜種別では、乳用牛 5 件(35.7%)、肉用鶏 3 件(21.4%)、豚 2 件(14.3%)、採卵鶏 2 件(14.3%)、肉用牛 1 件(7.1%)、その他 1 件(7.1%)となっています。戸数に対する畜種別の苦情発生割合は、その他が最も高く 10.0%、次いで肉用鶏が 9.1%となっています。

発生原因別では、悪臭関連が64.3%で最も多く、水質が 21.4%、悪臭と害虫が14.3%となっています。

畜産環境問題発生件数の推移

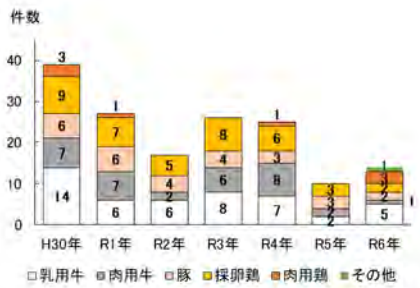

畜産環境問題の発生原因

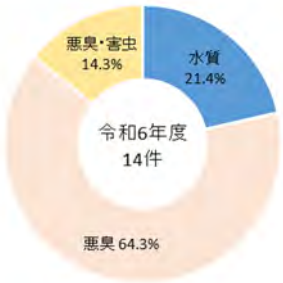

(2) 畜産経営における環境保全対策

平成 11(1999)年 11 月、家畜排せつ物の野積み、素掘りといった不適切な処理に起因して発生する環境問題に対処するため、「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」が施行され、関係者が一体となって畜産環境対策に係る施策を推進してきた結果、法律に基づく管理基準は全ての適用対象農家において遵守される状況となっています。

その一方で、畜産経営の大規模化、地域的偏在に起因して、生産したたい肥を自らの経営内で、あるいは地域内や広域流通により有効利用することが新たな課題となっています。

また、平成 17(2005)年 3 月に公表された「環境と調和のとれた農業生産活動規範」において、環境と調和した農業生産活動を実行するための基本的ポイントが示され、家畜排せつ物の利活用の推進に努めることとなっています。

このような状況の中で、本県では「福岡県資源循環型畜産確立基本方針」及び「家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画」(以下「県計画」という。)を策定し、家畜排せつ物の適切な処理と利用を促進し、畜産経営による環境問題発生の防止、地域社会と調和した畜産経営の確立及びたい肥の流通促進と有効利用を図るため、次のような対策を講じています。

ア　指導体制の整備

県及び畜産関係団体による畜産経営技術指導推進委員会(畜産経営環境保全部会)を県及び農林事務所段階において開催するとともに、巡回指導、実態調査を行い、環境保全に関する啓発、畜産経営に起因する環境問題の発生防止及び地域からの苦情等への適切な対応を実施しています。

イ　家畜排せつ物処理施設の整備

悪臭・害虫等の環境問題の発生を防止するとともに、家畜排せつ物を農作物の生産に欠かせない良質たい肥として利用する地域資源の循環利用体制を構築するため、県計画に基づき、国や県の補助事業や制度資金等を活用し

た家畜排せつ物処理施設機械の整備を推進しています。

ウ　環境問題防止対策の推進

畜産環境問題の発生防止のため、適正な飼養管理及び家畜排せつ物処理に関する技術指導を行うとともに、適正な飼養規模の遵守等推進を図っています。

第８章　国際環境協力の推進

第８章では、国際環境協力の推進のための取組について記載しています。
本県に蓄積された環境技術やノウハウを活用し、アジア諸地域の環境問題を解決し、環境と調和した持続可能な発展に貢献することを目指し、様々な施策を行っています。

◆目指す姿

- ○ アジア諸地域と構築した人的ネットワークや県内に蓄積された環境技術・ノウハウ等を活用し、アジアの環境問題の改善、持続可能な社会の構築を促進する社会。
- ○ NPOや事業者等の民間における国際環境協力が活性化している社会。

◆指標

指標項目	計画策定時	目標	進捗
本県が行う国際環境協力の案件数	累計 14 件 令和２(2020)年度	累計 27 件 令和８(2026)年度	累計 23 件 令和６(2024)年度
本県が行う国際環境協力に係る研修への参加者数	累計 231 人 令和２(2020)年度	累計 315 人 令和８(2026)年度	累計 512 人(※) 令和６(2024)年度

※ オンライン研修の参加者266人を含む。
(令和2(2020)年度～4(2022)年度は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、オンラインで研修を実施。)

第１節　環境技術・ノウハウを活用した国際環境協力の推進

本県に蓄積された環境技術やノウハウを活用し、アジア諸地域の環境課題を解決し、環境と調和した持続可能な発展に貢献することを目指しています。

1　アジア諸地域との環境協力

【環境政策課】

アジア諸地域の環境問題の解決に貢献するため、本県に蓄積された環境技術やノウハウを活用し、同地域への環境協力を推進しています。

(1) 国際環境人材育成事業

アジア諸地域から環境施策の中核を担う行政官を本県に招き、環境技術や政策等に関する研修を実施しています。平成 18(2006)年度から開始し、令和6(2024)年度までに246人の研修員を受け入れました。本研修の実施により、同地域における環境問題の解決に貢献するとともに、環境分野における人的ネットワークの構築を目指しています。

令和 6(2024)年度は、各地域の実状に応じ、一般廃棄物や大気汚染対策をテーマとする「アセアン・インド向けコース」と、廃棄物の処理・循環利用をテーマとする「中国向けコース」を実施しました。研修では講義のほか、県内の環境施設等の視察や意見交換を行い、研修生の理解がより深まるよう工夫しています。

アセアン・インド向けコース 研修の様子

(2) 国際環境協力事業

ベトナム・ハノイ市及びフエ市(旧 フエ省)、中国・江蘇省、タイ・中央政府及びバンコク都、インド・デリー準州における環境改善に貢献するため、国際環境人材育成事業を通して構築した人的ネットワークを活用して、環境協力を実施しています。

ア　ベトナム・ハノイ市

ベトナム・ハノイ市に対しては、環境に配慮した廃棄物埋立場である福岡方式廃棄物最終処分場をハノイ市に初めて導入するため、JICA草の根技術協力事業※を活用して本県専門家を派遣し、処分場の整備に係る技術支援を行ってきました。平成27(2015)年度にハノイ市・スァンソンに福岡方式廃棄物最終処分場が竣工し、令和 2(2020)年度、同処分場の埋立終了に伴い、同協力事業は終了しました。

現在は、環境省の「脱炭素社会実現のための都市間連携事業」を活用し、ハノイ市の環境改善と脱炭素化を促進するため、県内企業と連携し、本県の環境技術の情報提供やワークショップを実施しています。

現地調査の様子

※JICA草の根技術協力事業…開発途上国の住民を対象として、その地域の経済及び社会の開発または復興に協力することを目的として自己の利益に関わりなく行う国際協力活動で、国際協力の意思のある日本の団体が提案する活動を独立行政法人国際協力機構(JICA)が提案団体に業務委託して、JICA と団体の協力関係のもとに実施する共同事業。

イ　ベトナム・フエ市（旧 フエ省）

ベトナム・フエ市（旧 フエ省）に対しては、ハノイ市と同様に、JICA草の根技術協力事業を活用し、福岡方式廃棄物最終処分場の整備や維持管理に係る技術支援を行っています。

ウ　中国・江蘇省

中国・江蘇省に対しては、平成 26（2014）年度から令和元（2019）年度まで、環境省の「中国大気環境改善のための都市間連携事業」を活用して、受入研修やモデル事業等、江蘇省の大気環境の改善に向けた取組を実施しました。

現在は、年に数回のオンライン会議を実施するなど、協力関係を継続しています。

エ　タイ・バンコク都

タイ・バンコク都に対しては、平成24（2012）年2月の環境協力協定締結後、当時、バンコク都が重要課題としていた環境教育に関する支援を行いました。本県の環境教育副読本を参考にした、バンコク都版環境教育副読本の作成に協力し、28（2016）年度に都内の小学校において、この副読本を使用した環境教育授業が開始されました。

現在は、バンコク都では観光客の増加や都市の発展に伴ってごみの量が増え、その減量化が課題になっています。そのため、令和 6（2024）年度から、再資源化の仕組みづくりにつながる技術指導や都が行う住民への意識啓発の支援を実施しています。（詳細は第1部第2章に記載）

オ　タイ・中央政府

タイ・中央政府に対しては、タイ国内における福岡方式廃棄物最終処分場の導入・普及展開を目指して技術支援を行ってきました。

JICA 草の根技術協力事業を活用して処分場整備を支援し、平成27（2015）年度、ナコンラチャシマ県シーキウ市において福岡方式廃棄物最終処分場が竣工しました。29（2017）年度から再びJICA草の根技術協力事業を活用し、福岡方式の普及展開支援や住民向けの3R啓発支援、シーキウ市処分場の維持管理指導などの技術支援を令和5（2023）年度まで行いました。

カ　インド・デリー準州

インド・デリー準州に対しては、平成 29（2017）年度、福岡県・デリー準州友好提携 10 周年記念事業として、大気環境セミナーを開催しました。令和元（2019）年度は、大気汚染改善に係る協力事業構築に向けた基礎調査を実施し、事業開始に向けて 6 年度まで協議を続けました。

(3) 日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業

平成4（1992）年度に開催された「日韓海峡沿岸県市道交流知事会議」の合意に基づき、九州北部3県（福岡県、佐賀県、長崎県）及び山口県（12（2000）年度から参加）の日本側 4 県と韓国南岸 1 市 3 道（釜山広域市、全羅南道、慶尚南道、済州特別自治道）で環境技術交流事業を行っています。

令和3（2021）年度からは、「環境政策・研究事例発表会」を実施しています。

会議の様子

(4) 福岡方式廃棄物最終処分場の紹介・解説動画の作成

令和4(2022)年度、福岡方式廃棄物最終処分場の構造や処分場内での水・空気の動きなどを英語・タイ語・ベトナム語・日本語で分かりやすく解説する動画を作成しました。引き続きこの動画を活用し、福岡方式の技術を発信していきます。

福岡方式廃棄物最終処分場の紹介・解説動画

YouTube チャンネル
『FUKUOKA GREENTECH Channel』

第２節　民間及び国連機関と連携した国際環境協力の促進

本県には、蓄積された環境技術やノウハウがあり、環境に関わる先端技術や産業の集積があります。本県では、これらの環境関連産業のアジアへのビジネス展開を支援し、アジアにおける環境問題の解決に貢献することを目指しています。

1　県内環境関連企業の海外展開に対する支援

(1)環境技術の情報発信

【環境政策課】

令和 2(2020)年度に作成した「福岡県環境関連企業技術ガイドブック」をもとに、本県に拠点を構える企業が有する環境技術について、国内外への情報発信を行っています。

本ガイドブックは、日本語、英語、中国語、タイ語及びベトナム語の５つの言語に対応しており、以下の二次元コードからダウンロードすることができます。

福岡県環境関連企業技術ガイドブック

(2) グリーンアジア国際戦略総合特区

【商工政策課】

〔総合特別区域法〕

本県の先進的な環境技術を活かして、環境を軸とした産業の国際競争力を強化するため、グリーンイノベーションの新たな創造をさらに推し進め、アジアの活力を取り込み、アジアから世界に向けて展開する「グリーンアジア国際戦略総合特区」を推進します。(詳細は第2章第1節に記載)

(3) グローバルコネクト福岡

【スタートアップ推進課】

ア　設置目的

県内中小企業の今後の発展のために、これまでのアジアに加え、米国、欧州などの「新たな市場の開拓」や、様々な規制や通関手続きなど「海外展開に向けたノウハウ不足」への対応が必要です。このため、本県では、令和7(2025)年5月に「グローバルコネクト福岡」を開設し、スタートアップや県内中小企業の海外展開を支援しています。

イ　支援内容

中小企業の「新たな市場の開拓」に対応するため、アジアや米国、欧州への海外展開を支援するアドバイザーを配置し、個別相談に対応するとともに、海外のバイヤーを招へいした商談会を開催します。

また、「海外展開に向けたノウハウ不足」に対応するため、法規制や商品分野、市場別のマーケティング戦略を学ぶ「海外展開セミナー」や、中小企業の貿易事務や市場調査を担う輸出支援事業者とのマッチングイベントを開催します。

2　国連ハビタット福岡本部との連携

【国際政策課】

国連ハビタットは、開発途上国における住居や道路などの整備の支援、安全な水の供給や廃棄物の処理など、人々の居住環境に関わる様々な分野で活動を行っています。

国連ハビタット福岡本部は、平成 9(1997)年に設立され、九州唯一の国連機関としてアクロス福岡(所在地:福岡市)に事務所を設置し、イランから太平洋諸国に至る42か国を管轄し

ています。本県は、福岡市、地元経済界とともに、国連ハビタット福岡本部の活動を支援しています。

国連ハビタット福岡本部は、アジア太平洋地域において、アフガニスタンにおける住民参加型の都市開発支援計画をはじめ、令和 6(2024)年 12 月末時点で 90 の事業を実施しています。プロジェクト総予算は、約 335 億円です。国連ハビタット福岡本部の下、アジア太平洋地域に約 300 名の職員が働いています。

国連ハビタット福岡本部は、県内の自治体や環境関連企業が有する優れた環境技術やノウハウを、アジアの都市に紹介し、普及する活動も行っています。本県は、国連ハビタット福岡本部の活動支援を通じて、アジア太平洋地域の居住環境改善に貢献しています。

ECOECOECO
エコトン

第３部
資　料

1 環境に係る県民・事業者への支援制度

（1） 省エネ施設設備等導入支援

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課（室）名	所管課（室）電話番号
太陽光発電設備等共同購入推進事業	県内に住宅や事業所を有する県民、事業者	スケールメリットにより太陽光発電設備等の購入費用を低減し、太陽光発電設備や蓄電池の導入を支援。	アイチューザー株式会社	詳しくは、下記アドレスを参照。https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/taiyoukou-kyoudou.html（第2部第4章第3節1(2)に関連記事）	環境保全課	092-643-3356
福岡県環境保全施設等整備資金融資	県内に事業所を有する中小企業者又は中小企業団体	次世代自動車の購入・最新規制適合車への買い替え、公害防止施設及び環境保全施設等の整備等に要する資金の融資。	循環型社会推進課	詳しくは、下記アドレスを参照。https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kankyou-yushi.html	循環型社会推進課	092-643-3372
リサイクル施設整備費補助事業	県内に事業所を置く事業者又は県内に事業所を設置しようとする事業者	産業廃棄物の減量化や資源の有効利用を図るため循環型社会の形成に寄与する効果が大きいと認められる産業廃棄物のリサイクル施設の整備に要する経費の一部を補助。	循環型社会推進課	詳しくは、下記アドレスを参照。https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shisetu.html	循環型社会推進課	092-643-3372
エネルギー対策特別融資	県内に事業所を有する中小企業者	省エネルギー対策、再生可能エネルギー設備・コージェネレーションの導入等を促進するための低利融資。	総合政策課エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照。https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yuushi01.html（第2部第4章第3節1(3)に関連記事）	総合政策課エネルギー政策室	092-643-3148
福岡県再生可能エネルギー導入支援アドバイザー派遣事業	県内に事業所を有する民間事業者、市町村、自治会、NPO法人等	県内の民間事業者等に対し、専門的な知識や豊富な経験を有する「再生可能エネルギー導入支援アドバイザー」を派遣し、課題解決を図ることにより再生可能エネルギーの導入等を支援。	総合政策課エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照。https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saieneadobaiza-haken.html（第2部第4章第3節1(2)に関連記事）	総合政策課エネルギー政策室	092-643-3228
地球温暖化対策施設整備事業	病院、診療所の開設者	温室効果ガス総排出量の削減が見込まれる設備整備を実施する病院及び診療所に対する補助。	医療指導課		医療指導課	092-643-3273
活力ある高収益型園芸産地育成事業	営農集団、認定農業者等	省力栽培温室の内張りカーテン、循環扇などの省エネ設備の整備に対する補助。	各市町村		園芸振興課	092-643-3488
環境保全型農業直接支払交付金	農業者の組織する団体等	化学肥料・化学合成農薬の5割低減の取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動を支援。	各市町村		食の安全・地産地消課	092-643-3571

資料

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課(室)名	所管課(室)電話番号
ふくおか型長期優良住宅推進プロジェクト	ふくおか型長期優良住宅を建設又は購入する人	長期優良住宅の普及促進のため、県と提携した各金融機関により住宅ローンを優遇。	各金融機関	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/smile-scrumh24.html (第2部第4章第3節9(2)に関連記事)	住宅計画課	092-643-3732
福岡県木造戸建て住宅性能向上改修促進事業補助金	県内市町村	耐震性のない木造戸建て住宅を対象に、住宅性能向上改修工事に要する費用の一部を助成する市町村に対する補助。	県内市町村	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/sumai-taisin.html (第1部第2章第2節5に関連記事)	住宅計画課	092-643-3732
福岡県FC商用車の運行に係る水素燃料代補助金	福岡県内でFC商用車を貨物自動車運送事業に使用する事業者等	燃料電池商用車に係る水素燃料代の一部を助成。	福岡県水素グリーン成長戦略会議		自動車・水素産業振興課	092-643-3447
福岡県FCトラック等対応水素ステーション運営費補助金	福岡県内でFCトラック等への充填が可能な水素ステーションを運営する事業者	水素ステーション運営費用の一部を助成。	福岡県水素グリーン成長戦略会議		自動車・水素産業振興課	092-643-3447
福岡県大規模水素ステーション整備支援交付金	福岡県内で大規模水素ステーションを整備する事業者	大規模水素ステーション整備費用の一部を助成。	福岡県水素グリーン成長戦略会議		自動車・水素産業振興課	092-643-3448
福岡県大規模水素ステーション土地賃借料補助金	福岡県内で大規模水素ステーションを整備する事業者	大規模水素ステーション土地賃借料の一部を助成。	福岡県水素グリーン成長戦略会議		自動車・水素産業振興課	092-643-3448

（2）環境関連産業への研究助成等支援

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課（室）名	所管課（室）電話番号
福岡県リサイクル総合研究事業化センター研究開発事業	「産」「学」「官」「民」のうち異なる２者以上又は「産」の２者以上で構成された共同研究メンバー	リサイクル技術・システムの開発・事業化に向けた産学官民の共同研究に対する支援。	（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センター	詳しくは、下記アドレスを参照。https://www.recycle-ken.or.jp/（第2部第5章第3節5に関連記事）	循環型社会推進課	092-643-3381
エネルギー先端技術展	エネルギー分野の取引拡大や新規参入を目指す企業及び企業等との連携を望む研究機関	エネルギー分野における技術・製品をアピールする場を提供し、ビジネスチャンスの拡大や産学連携の活性化等を支援することを目的とした展示会を開催。	（公財）北九州観光コンベンション協会	詳しくは、下記アドレスを参照。https://eco-t.solution-expo.jp/	総合政策課エネルギー政策室	092-643-3148
風力発電産業育成・参入促進事業	県内の離職者	風車メンテナンスに特化した、公共職業訓練を実施。	総合政策課エネルギー政策室	第2部第2章第1節3（2）に関連記事	総合政策課エネルギー政策室	092-643-3228
風力発電産業育成・参入促進事業	県内の高校生・高等専門学校の学生	風車メンテナンス業務を体験できる企業見学会・出前授業を実施。	総合政策課エネルギー政策室	第2部第2章第1節3（2）に関連記事	総合政策課エネルギー政策室	092-643-3228
水素関連製品開発支援事業	県内企業を含む「産」「学」「官」、「産」「学」、「産」「官」又は「産」「産」で構成される共同開発チーム	地域産業・経済の活性化に貢献する、新規性・創造性に富んだ水素エネルギー関連製品開発支援。	福岡県水素グリーン成長戦略会議	詳しくは、下記アドレスを参照。https://f-suiso.jp（第2部第2章第1節3（7）に関連記事）	自動車・水素産業振興課	092-643-3448

資料

（3）省エネ相談・セミナー等

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課(室)名	所管課(室)電話番号
環境教育教材の貸出	県民、事業者、自治体職員	環境教育教材について、環境教育ガイドとしてホームページ上で公開し、要望のあった教材を貸出。	各問合せ先	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/env-kyozai.html 第2部第3章第1節2(3)に関連記事	環境政策課	092-643-3355
ホームページ「ふくおかエコライフ応援サイト」	県民、事業者、自治体職員	事業者が各自のエネルギー使用量や光熱水費を管理できる環境家計簿機能を設けている他、県の施策・事業や家庭・事業所での取組の参考となる各種情報、イベント情報などを掲載。	環境保全課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.ecofukuoka.jp/ 第2部第4章第2節1に関連記事	環境保全課	092-643-3356
省エネルギー相談事業	県内企業等	中小企業等を対象とした省エネに関する無料相談窓口を開設するとともに、必要に応じて専門家派遣による現地相談を実施。	環境保全課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syouenesodan.html 第2部第4章第3節6(2)に関連記事	環境保全課	092-643-3356
脱炭素化人材育成事業	県内企業等	環境経営に取り組むメリット等を経営層向けに紹介する講座や、設備の運用改善手法等に関する技術者向け講座、省エネ補助金の申請に向けたポイントについて説明する講座を実施。	環境保全課	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/eco-seminar.html 第2部第4章第3節6(2)に関連記事	環境保全課	092-643-3356
エコアクション21認証取得支援	県内企業等	環境マネジメントシステム「エコアクション21」の認証取得を支援するための導入セミナー等を実施。	各問合せ先	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/ea21-support.html 第2部第2章第1節1(1)に関連記事	環境保全課	092-643-3356
分散型エネルギー発電事業等に向けた総合相談窓口	分散型エネルギーの導入検討を行う事業者等	分散型エネルギーの導入を行う事業者等からの各種法規制や融資制度、系統連系、発電設備等に関する各種相談に対応。	総合政策課エネルギー政策室	第2部第4章第3節1(2)に関連記事	総合政策課エネルギー政策室	092-643-3148
ホームページ「ふくおかのエネルギー」	県民、事業者、自治体職員	県のエネルギー総合情報ポータルサイトとして、再生可能エネルギーの県内での導入事例・導入状況の他、再生可能エネルギー発電設備の設置に関連する法令等の窓口や公募・助成情報等を提供。	総合政策課エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuokaenergy.html (第2部第4章第3節1(2)に関連記事)	総合政策課エネルギー政策室	092-643-3148

制度名	支援対象	支援内容	申込窓口	備考	所管課(室)名	所管課(室)電話番号
再生可能エネルギー導入支援システム	県民、事業者、自治体職員	県民・事業者及び市町村による再生可能エネルギー導入の取組を支援するシステムとして、平成24年7月24日からインターネット上で公開。当システムの機能は、以下のとおり。 ①日照時間、風況、バイオマスの賦存量などを、250mメッシュ単位で情報提供 ②分かりやすいマップで簡単に検索可能 ③希望条件から適地を簡単に検索可能 ④太陽光発電による年間発電量の簡易計算が可能 当システムの利用により、必要な情報をワンストップで確認できることから、再生可能エネルギー導入検討に要する労力・時間が大幅に削減され、導入検討作業が飛躍的に効率化。	総合政策課エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照。 https://www.f-energy.jp/search/ (第2部第4章第3節1(2)に関連記事)	総合政策課エネルギー政策室	092-643-3148
コージェネレーション導入セミナー	コージェネレーションの導入を検討する民間事業者等	コージェネレーションの特長や、最新の技術・導入事例、国や県の導入支援制度を紹介するセミナーを開催。	総合政策課エネルギー政策室	詳しくは、下記アドレスを参照 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/cgsseminar.html (第2部第4章第3節1(2)に関連記事)	総合政策課エネルギー政策室	092-643-3148

資料

2 環境に関する人材派遣制度

制度名	分野	概要	問い合わせ先
環境カウンセラー	環境全般	○市民・事業活動において環境保全に関する豊富な経験や専門的知識を有し、その経験や知見に基づき、市民・NGO・事業者などの行う環境保全活動に対し助言など(＝環境カウンセリング)を行うもの。 【申込方法】 右記ホームページより、要望にあった環境カウンセラーを検索し、電話、FAX又はメールにより、直接相談してください(ホームページを御覧になれない方は、右記問い合わせ先まで問い合わせください。)。 【費用】 活動の種類・内容により異なるため、あらかじめ環境カウンセラーと相談が必要です。	環境カウンセラー全国事務局 【TEL】 03-6280-5345 ※平日8:30～17:00(土日祝、年末年始を除く) 【FAX】 03-6701-7382 【メール】 jimukyoku@kankyo-counselor.or.jp 【HP】 https://edu.env.go.jp/counsel/
ふくおか県政出前講座	環境全般	○県職員が本県の取組などを説明するもの。 【対象】 おおむね20人以上の県民が参加する集会 【申込方法】 郵送、FAX、電子申請又はメールにより、申込書を提出してください(実施希望日の1か月前までにお申し込みください。)。 【費用】 講師派遣は無料。その他必要な経費は申込者の負担です。 ※一部講座について、オンライン対応が可能です。	総務部県民情報広報課広聴係 【TEL】 092-643-3103 【FAX】 092-643-3107 【メール】 kocho@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/demaekouza.html
福岡県地球温暖化防止活動推進センター事業(講師派遣制度)	環境全般	○福岡県地球温暖化防止活動推進センターに登録されたふくおか環境マイスターやエコアドバイザーが地球温暖化に関する出前講座を行うもの。 【対象】 県民、県内の事業所、幼稚園、保育園、学校、学校教職員、市町村担当者等 【申込方法】 郵送、FAX又はメールにより、申込書を提出してください(実施希望日の1か月前までにお申し込みください。)。 【費用】 講師派遣は無料、その他必要な経費(会場費等)は申込者の負担です。	福岡県地球温暖化防止活動推進センター 【TEL】 092-674-2360 【FAX】 092-674-2361 【メール】 fccca@keea.or.jp 【HP】 https://www.ecofukuoka.jp/center/5932.html
3Rの達人	循環型社会	○県内で率先して3Rに取り組む個人やNPO法人に所属している方が、3Rに関する県民の意識の高揚、3R活動の活性化を図るため、地域コミュニティーや職場、学校等において実施される3Rの学習会、講演会、実践教室等などを行うもの。 【対象】 15人以上の県民が参加する地域学習会やセミナーなど 【申込方法】 郵送、FAX又はメールにより、申請書を提出してください(実施希望日の1か月前までにお申し込みください。)。 【費用】 講師派遣は無料・その他必要な経費は申込者の負担です。	環境部循環型社会推進課企画係 【TEL】 092-643-3371 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/tatsujin.html
食品ロス削減マイスター	循環型社会	○食品ロス削減に関して専門的・実践的な内容を教えることができる方が、食品ロス削減に関する県民の意識の醸成と、県内で行われる食品ロス削減の活動の活性化を図るため、地域コミュニティーや職場、学校等において学習会、講演会、実践教室等を行うもの。 【対象】 概ね10人以上の県民が参加する学習会等 【申込方法】 メール、郵送又はFAXにより、申請書を提出してください(実施希望日の1か月前までにお申し込みください。)。 【費用】 講師派遣は無料・その他必要な経費は申込者の負担です。	環境部循環型社会推進課リサイクル係 【TEL】 092-643-3372 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/meister-haken.html

※各制度の目的に合致しない場合は、派遣をお断りさせていただくことがあります。

3　年間を通じて募集している県民参加型事業

事業名 （分野）	概要	問い合わせ先
こどもエコクラブ （環境全般）	○幼児（3歳）から高校生まで誰でも参加できる身近な環境活動に取り組むクラブ 【対象】 　幼児（3歳）から高校生まで 【申込方法】 　右記問い合わせ先にお問い合わせください。また、右記ホームページから直接登録可能です。 【特典】 （1）全国事務局が加入している「賠償責任保険」による活動中の事故に伴う賠償のサポート （2）環境学習プログラムなどを掲載したニュースレターの配布 （3）協賛企業から県事務局に寄贈される環境啓発物品などの活動に役立つグッズの配布 （4）全国事務局や県事務局が開催する交流会や環境学習会における他のクラブとの交流	こどもエコクラブ全国事務局（公益財団法人日本環境協会） 【TEL】 03-5829-6359 【FAX】 03-5829-6190 【HP】 https://www.j-ecoclub.jp/ こどもエコクラブ福岡県事務局（環境部環境政策課企画広報班） 【TEL】 092-643-3355 【FAX】 092-643-3357 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jec.html
エコファミリー （脱炭素社会）	○省エネルギー・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組んでいただく県民 【対象】 　県内に居住している方 【申込方法】 　スマートフォンに「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」をダウンロードしてください。スマートフォンをお持ちでない場合は、お近くの市区町村環境担当窓口又は県の環境保全課及び各保健福祉環境事務所で配布している「ふくおかエコライフ応援book（福岡県環境家計簿）」を活用してください。 【特典】 （1）【エコふぁみ】協賛店で割引等が受けられる応援パスポートの取得 （2）【エコふぁみ】ポイントを貯めてくじを引くと、抽選でプレゼントを進呈 （3）【福岡県環境家計簿　エコふぁみ】電気、ガス、水道等の使用量を報告した世帯の中から抽選で、協賛企業賞の進呈	環境部環境保全課地球温暖化対策係 【TEL】 092-643-3356 【FAX】 092-643-3849 【メール】 chikyu@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.ecofukuoka.jp/administrator/4126.html
エコ事業所 （脱炭素社会）	○「電気使用量削減」、「自動車燃料使用量削減」、「その他地球にやさしい活動（3R、グリーン購入等）」に取り組む事業所 【対象】 　県内に所在する事業所 【申込方法】 　右記問い合わせ先に申込書を提出してください。また、右記ホームページから直接申込み可能です。 【特典】 （1）県の建設工事、物品・サービス関係の競争入札参加資格審査において加点 （2）エコアクション21認証に向けた無料コンサルティングの優先受講 （3）県ホームページなどウェブサイト等でのPR、先進的な取組を行っている事業所を知事表彰 （4）低金利融資の対象	環境部環境保全課地球温暖化対策係 【TEL】 092-643-3356 【FAX】 092-643-3849 【メール】 chikyu@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.ecofukuoka.jp/administrator/4125.html
食べもの 余らせん隊 （循環型社会）	○食べ残しや期限切れなどの食品ロスを減らすため、「福岡県食品ロス削減県民運動」の一環として、食品ロス削減に取り組む事業所 【対象】 　福岡県内で営業する事業所 （飲食店、小売店、食品メーカー等含め全ての業種が対象） 【申込方法】 　右記問い合わせ先にお問い合わせください。 【特典】 （1）登録事業所を県ホームページ等で公表	環境部循環型社会推進課リサイクル係 【TEL】 092-643-3372 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 http://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/amarasentai.html

事業名 （分野）	概要	問い合わせ先
県産リサイクル 応援事業所 （循環型社会）	○生活関連用品のリサイクル製品で一定の基準を満たして県が認定した「県産認定リサイクル製品」の積極的な販売、使用に取り組む事業所 【対象】 事業を営む個人又は法人（県内・県外は問わない） 【申請方法】 持参、郵送、FAX又はメールにより、右記問い合わせ先に申込書を提出してください。 【特典】 （1）登録事業所を県ホームページで公表 （2）「県産認定リサイクル製品」を一定額以上購入した事業所「優良事業所」は、県の建設工事、物品・サービス関係の入札参加資格審査において加点	環境部循環型社会推進課リサイクル係 【TEL】 092-643-3372 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kensan-ohen.html
九州まちの 修理屋さん （循環型社会）	○ものを長く使う工夫や修理店を県民に広く紹介するため、県内の修理店を「九州まちの修理屋さん」として登録。 【対象】 県内の修理店 【申込方法】 右記問い合わせ先にお問い合わせください。 【特典】 （1）登録店舗を県ホームページで公表	環境部循環型社会推進課企画係 【TEL】 092-643-3371 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/shuriyasan-shoukai.html
ふくおかプラごみ 削減協力店 （循環型社会）	○プラスチックごみの削減の取組みを促進するため、ワンウェイ（使い捨て）プラスチックの使用削減等に取り組む事業所を登録。 【対象】 県内に所在する事業所 【申込方法】 右記問い合わせ先にお問い合わせください。 【特典】 （1）登録店舗を「ふくおかプラごみ削減応援サイト」で公表 （2）県の建設工事、物品・サービス関係の競争入札参加資格審査において加点 （3）「ふくおか県政推進サポート資金」利用可能	環境部循環型社会推進課企画係 【TEL】 092-643-3371 【FAX】 092-643-3377 【メール】 recycle@pref.fukuoka.lg.jp 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/puragomi.html
クリーンリバー 推進対策事業 （生活環境）	○河川愛護の意識を醸成するとともに、河川環境の保全を図り、潤いある水辺環境の創出を推進するため、県管理河川において除草・清掃活動を行う団体を登録。 【対象】 県管理河川の除草・清掃活動を行うボランティア団体等 【申込方法】 最寄りの県土整備事務所・支所にお問い合わせください。 【支援内容】 （1）河川浄化報償金の支給 （2）傷害・賠償責任保険の加入 （3）アダプトサインの設置 （4）自走式草刈機等の貸し出し	県土整備部河川管理課管理係 【TEL】 092-643-3666 【FAX】 092-643-3669 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kasenaigoo.html
クリーンビーチ 推進事業 （生活環境）	○県が管理する海岸において、清掃などの愛護活動に取り組むボランティア団体、NPO法人、地元企業、学校等を海岸愛護団体として登録。 【対象】 県管理海岸において清掃活動を行うボランティア団体等 【申込方法】 最寄りの県土整備事務所・支所にお問い合わせください。 【支援内容】 （1）報償金の支給 （2）傷害・賠償責任保険の加入 （3）アダプトサインの設置	県土整備部港湾課管理係 【TEL】 092-643-3674 【FAX】 092-643-3688 【HP】 https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/kaiganaigo.html

4 環境関連法律・条例一覧

※ 各法律・条例については、福岡県の環境ホームページ「ふくおか環境ひろば」
（URL：https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hiroba1.html）で検索することができます。

【環境一般】

環境基本法	環境の保全について基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基準や原因者負担の原則など環境施策の基準となる枠組みを定めている。
環境影響評価法	規模が大きく、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある事業を実施するに当たって事業者が環境の保全について適正な配慮を行うことを確保するため、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等について定めている。
特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	ばい煙、汚水、騒音、粉じん、振動及びダイオキシン類の発生施設が設置されている工場（特定工場）における公害の防止を目的とした組織（公害防止管理者の配置等）の整備を図るための手続等について定めている。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 〔グリーン購入法〕	国、独立行政法人等及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な事項を定め、併せて事業者の環境保全に向けた事業活動を促進すること等について定めている。
国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律 〔環境配慮契約法〕	国全体の温室効果ガスの排出量削減に向けて、政府が率先的に目標を達成するため、庁舎で使用する電気の購入や庁舎の改修事業等について、環境負荷の配慮等を適切に評価した上で契約先を選定すること等について定めている。
環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律 〔環境教育等促進法〕	持続可能な社会の構築のため、環境保全活動及び環境教育の実施に当たり重視すべき基本的な考え方、学校・地域・職場等の様々な場における環境教育の推進方策や人材育成、拠点整備のための施策等について定めている。
環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律 〔環境配慮促進法〕	事業活動等に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表について定めている。
福岡県環境影響評価条例	環境影響評価法の対象規模に満たない事業や同法が対象としない事業種であって、一定規模以上のものについて、事業者が環境の保全について適正な配慮を行うことを確保するため、環境影響評価が適切かつ円滑に行われるための手続等について定めている。
福岡県公害防止等生活環境の保全に関する条例	公害対策に加え、県民の生活環境の保全を図る観点から「福岡県公害防止条例」の全部を改正し、特定施設に係る各種規制に加え、地下水保全に係る措置、水質事故時の措置のほか、日常生活等に起因する生活環境保全上の配慮事項等を定めている。
その他：○人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律　等	

【地球環境】

地球温暖化対策の推進に関する法律 〔地球温暖化対策推進法〕	我が国の地球温暖化対策の推進を図るため、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにし、地球温暖化対策に関する基本方針を定めること等、取組を促進する法的な枠組みを定めている。国及び地方公共団体には、実行計画の策定と実施状況の公表を義務付けている。
特定物質等の規制等によるオゾン層の保護に関する法律	国際的な協力の下、オゾン層を確保するため、オゾン層を破壊する物質（特定物質）の製造・排出の規制及び使用の合理化（抑制及び代替物質の利用の促進）に関する措置について定めている。
フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 〔フロン排出抑制法〕	オゾン層の保護及び地球温暖化防止の重要性に鑑み、オゾン層を破壊し地球温暖化に多大な影響をもたらすフロン類の大気中への排出を抑制するため、フロン類の管理の適正化に関する指針やフロン類を使用した機器の管理者等の責務等を定めている。
気候変動適応法	気候変動適応を推進するため、国、地方公共団体、事業者及び国民が担うべき役割を明らかにするとともに、気候変動適応に関する計画の策定、情報基盤の整備等について定めている。
その他：○都市の低炭素化の促進に関する法律〔エコまち法〕　等	

【大気汚染】

大気汚染防止法	大気の汚染による国民の健康や生活環境の被害を防止するため、工場等から発生するばい煙、揮発性有機化合物（VOC）、粉じん及び水銀等の排出規制や、建物等の解体等の作業に伴うアスベストの飛散防止対策実施の義務について定めている。
特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 〔オフロード法〕	特定特殊自動車からの排出ガスを抑制するため、技術上の基準や使用の方法を定めている。
その他：○自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法　等	

【アスベスト】

石綿による健康被害の救済に関する法律	石綿による健康被害の特殊性に鑑み、石綿による健康被害等の救済について定めている。
その他：○大気汚染防止法　○廃棄物処理法　○建築基準法　○労働安全衛生法　等	

資料

【水質汚濁】

水質汚濁防止法	公共用水域及び地下水の水質の汚濁を防止するため、工場等から公共用水域に排出される排水や同排水の地下浸透について規制するとともに、生活排水対策を推進するための枠組みについて定めている。
瀬戸内海環境保全特別措置法	瀬戸内海の環境の保全を図るため、環境保全上有効な施策を推進するための計画の策定や特定施設の設置の規制、富栄養化による被害の発生の防止、自然海浜の保全等について定めている。
有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律	有明海などの再生を図るため、海域の特性に応じた環境保全並びに漁業の振興に関し、実施すべき施策に関する計画の策定やその実施を促進する特別の措置等について定めている。
水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例	水質汚濁防止法に基づき、同法排水基準について、県独自の上乗せ基準を定めている。
その他：○特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法 ○水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律　○海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律 ○下水道法　○河川法　○湖沼水質保全特別措置法　等	

【土壌汚染】

土壌汚染対策法	土壌汚染対策を実施するため、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置等について定めている。
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律	農用地の土壌の汚染の防止及び除去並びにその汚染に係る農用地の利用の合理化を図るため、カドミウム、銅及びヒ素等の特定有害物質としての指定、汚染対策地域の指定、都道府県知事による汚染対策計画の策定及び常時監視等、農用地土壌汚染対策の措置を講じるための枠組みについて定めている。

【化学物質】

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律 〔化学物質排出把握管理促進法〕	事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、化学物質による環境保全上の支障を未然に防止するため、事業者による特定の化学物質の排出量等の把握及び国への届出並びに同化学物質の性状及び取扱いに関する情報の提供等の仕組みについて定めている。
化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	難分解性の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれがある化学物質による環境の汚染を防止するため、新規の化学物質の製造又は輸入に際し事前にその化学物質の性状を審査する制度を設けるとともに、その化学物質の有する性状等に応じ、製造、輸入、使用等に必要な規制を行うことについて定めている。
ダイオキシン類対策特別措置法	ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を行うため、ダイオキシン類発生施設の届出や自主測定の義務付け、排出基準の設定、汚染状況の調査、対策地域の指定、汚染土壌に係る措置等、ダイオキシン類対策を総合的に推進するための仕組みについて定めている。

【騒音・振動】

騒音規制法	工場等における事業活動及び建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を定めている。
振動規制法	工場等における事業活動及び建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を定めている。
騒音防止条例	カラオケ、拡声器等の営業騒音を規制し社会生活の静穏を保つため、各ケースに応じた音量基準の設定や商業宣伝を行う者及び飲食店営業者等の遵守事項等について定めている。

【悪臭】

悪臭防止法	工場等における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制を行うとともに、規制地域を指定するなど悪臭防止対策の枠組みについて定めている。

【地盤沈下】

○建築物用地下水の採取の規制に関する法律　○工業用水法　等

【廃棄物・リサイクル】

循環型社会形成推進基本法 〔循環型社会基本法〕	循環型社会の形成に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本法の基本理念にのっとり循環型社会の形成について基本原則を定めるとともに、基本計画の策定その他循環型社会の形成に関する施策の基本となる事項を定めている。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 〔廃棄物処理法〕	廃棄物の排出の抑制及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理、並びに生活環境の保全を目的とし、事業者等に対する規制を中心に、廃棄物の処理に関する施策を総合的に推進するための仕組みについて定めている。
資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律 〔再資源化事業等高度化法〕	効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進を図るため、再資源化のための廃棄物の収集、運搬及び処分の事業並びに再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化を促進するための措置について定めている。
資源の有効な利用の促進に関する法律 〔資源有効利用促進法〕	使用済物品や副産物の発生の抑制並びに再生資源等の利用の促進を図るため、再生可能資源を扱う特定資源事業者の計画作成の義務付け及び国による指導・勧告等施策の推進に必要な事項について定めている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 〔容器包装リサイクル法〕	容器包装廃棄物のリサイクルを促進するための仕組みについて定めたもので、消費者には分別排出やリサイクル商品の使用を、市町村には分別排出された廃棄物の分別収集の実施を、事業者には分別収集された廃棄物のリサイクルを各々の役割として定めている。
特定家庭用機器再商品化法 〔家電リサイクル法〕	特定家電製品（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・エアコン・洗濯機・衣類乾燥機）の適正な処理と資源の有効な利用を確保するため、同廃棄物について小売業者による収集及び運搬、製造業者等による再商品化の義務付け等、施策を推進するための仕組みについて定めている。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 〔建設リサイクル法〕	建設資材廃棄物の発生抑制及び同廃棄物の再資源化による資源の有効利用を促進するため、対象建設工事の届出の義務付けや解体工事業者の登録制度の導入等、建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するための施策について定めている。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 〔食品リサイクル法〕	食品に係る資源の有効な利用の確保及び食品に係る廃棄物の排出の抑制を促進するため、食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生の抑制に関し基本的な事項を定めるとともに、再生利用事業者の登録制度を設ける等、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用を促進するための措置について定めている。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 〔自動車リサイクル法〕	使用済自動車に係る廃棄物の減量及び再生資源並びに再生部品の利用を通じ、同廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図るため、自動車製造業者等による使用済自動車の引き取り及び引き渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するために必要な事項を定めている。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 〔小型家電リサイクル法〕	廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保の観点から、使用済小型電子機器等の再資源化を行おうとする者が再資源化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とすること等を通じ、広域的かつ効率的な使用済小型電子機器等の再資源化を促進する。
食品ロスの削減の推進に関する法律 〔食品ロス削減推進法〕	食品ロスの削減を推進するため、国、地方公共団体、事業者及び消費者の責務を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めている。
プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律 〔プラスチック資源循環法〕	プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取組を促進するための措置について定めている。
浄化槽法	浄化槽の製造、施工、保守点検、清掃などについて、技術上の基準や浄化槽関係の事業に従事する関係業者の責任の明確化・資格制度を定めたほか、浄化槽の正しい使用や、水質検査業務についても規定されている。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法 〔PCB特別措置法〕	長期にわたり処分されていない状況にあるポリ塩化ビフェニル廃棄物の確実かつ適正な処分を推進するため、国及び都道府県等に処理計画の策定を義務付けるとともに、事業者に対し保管及び処分の状況の届出と一定期間内の処分を義務付けるなど、施策の推進に必要な事項について定めている。
美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境並びに海洋環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律〔海岸漂着物処理推進法〕	海岸漂着物等対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、国、地方公共団体、事業者及び国民の責務を明らかにするとともに、政府による基本方針の策定その他の海岸漂着物等対策を推進するために必要な事項を定めている。
福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 〔紛争予防条例〕	産業廃棄物処理施設の設置に係る設置者と地域住民との間の紛争を予防し、同施設の適正な設置計画の決定に資するため、紛争の予防に関する手続や紛争のあっせんなどについて定めている。
福岡県使用済自動車等の適正な保管の確保に関する条例	使用済みの自動車及びタイヤ等の適正な保管を確保し、良好な生活環境を保全するため、多量保管の届出の義務付けや保管基準等、使用済自動車等の適正な保管を確保するために必要な事項を定めている。
福岡県ごみ散乱防止条例	街の美観の保持及び快適な県民生活を確保するため、たばこの吸い殻や空き缶等のごみの散乱防止に向けた啓発、環境美化の日の設定及びごみ散乱防止協力協定の締結等について定めている。
福岡県浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例	浄化槽の保守点検を業とする者について登録制度を設けることにより、浄化槽の適正な管理を図っている。
福岡県産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例	環境への負担の低減及び生活環境の保全に資することを目的として、産業廃棄物の不適正処理の防止に関する措置その他必要な事項を定めている。
福岡県産業廃棄物税条例	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等を促進すること及び税収による循環型社会実現に向けた施策を行うことを目的とする。
福岡県産業廃棄物税基金条例	産業廃棄物税収の使途を明確にするための基金を設置する。
その他：○家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律　等	

資料

【自然環境】

生物多様性基本法	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策を推進することにより、自然と共生する社会を実現することを目的としている。基本原則及び国、地方公共団体、事業者、国民等の責務を定めている。
地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律 〔地域生物多様性増進法〕	ネイチャーポジティブ（自然再興）の実現に向け、地域における生物多様性の増進のための活動を促進するため、当該活動に係る計画の認定制度の創設、認定を受けた活動に係る特例など必要な措置について定めている。
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律 〔カルタヘナ法〕	国際的に協力して生物の多様性の保全及び持続的な利用を図るため、遺伝子組換え技術を用いた生物の使用等の規制に関して必要な措置について定めている。
絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律 〔種の保存法〕	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存を図るため、野生動植物に係る捕獲、譲渡、輸入等の制限や禁止など、保護施策を推進するための仕組みについて定めている。
特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律 〔外来生物法〕	特定外来生物による生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害を防止するため、特定外来生物の飼養、輸入等に係る規制や野外等に存する特定外来生物の防除等の措置について定めている。
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣の保護及び鳥獣による農林水産業や生態系に係る被害の防止を図るため、鳥獣保護管理事業計画の策定や狩猟免許制度など、鳥獣の保護、管理、狩猟の適正化を推進するための施策について定めている。
自然環境保全法	自然環境を保全することが特に必要な区域等の自然環境の適正な保全を総合的に推進するため、自然環境保全地域等の指定や当該地での行為の制限など必要な措置について定めている。
自然公園法	すぐれた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図るため、国立及び国定公園の指定や当該地での行為の制限など必要な措置について定めている。
自然再生推進法	自然再生に関する施策を総合的に推進し、生物多様性の確保を通じて自然と共生する社会の実現を図るため、自然再生の基本理念、実施者の責務、その他推進上必要な事項を定めている。
エコツーリズム推進法	エコツーリズムを通じて、自然環境を保全し、後世に伝えていくことをはじめとして、国民の健やかで文化的な生活を実現していくことを目的として、地域で取り組むエコツーリズムに関する総合的な枠組みを定めている。
温泉法	温泉に係る土地掘削や利用等に係る許可制度や温泉源保護のための都道府県知事の採取制限命令等、温泉の保護やその利用の適正を図るための仕組み等について定めている。
福岡県環境保全に関する条例	環境の保全について基本となる事項や自然環境保全基本方針の策定の義務付け等を定めるとともに、自然環境を保全することが特に必要な地域の指定及び一般地域における一定規模以上の開発行為の規制について規定している。
福岡県自然海浜保全地区条例	自然海浜の保全及び適正な利用を図るため、自然海浜保全地区の指定及び同地区内の各種行為の届出等に関し必要な事項を定めている。
福岡県立自然公園条例	県内のすぐれた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図るため、福岡県立自然公園の指定、保護、利用等について定めている。
福岡県希少野生動植物種の保護に関する条例	県内に生息・生育する希少野生動植物種を保護するために、指定希少野生動植物種に係る捕獲の禁止などの規制や罰則、保護施策の実施について定めている。

【立地規制】

工場立地法	工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場敷地面積に対し一定比率の緑地等の配置を義務付けるなど、工場の立地に係る公害の防止を図るための措置について定めている。
その他：○国土利用計画法　○都市計画法　○建築基準法　等	

【費用負担・助成】

公害防止事業費事業者負担法	事業者が事業活動による公害を防止するために実施する公害防止事業について、その費用を事業者が負担する旨規定するとともに、公害防止事業の範囲、負担する費用の範囲や額など、制度運用に必要な事項について定めている。
その他：○公害の防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律	

【紛争処理・被害救済】

公害紛争処理法	公害に係る紛争を円滑に処理するため、あっせん、調停、仲裁及び裁定の制度等、紛争処理を進めるための手続について定めている。
福岡県公害紛争処理条例	公害紛争処理法に基づき、審査会の設置、紛争処理に係る費用負担の在り方等、公害に係る紛争の処理に関し必要な事項を定めている。
その他：○公害健康被害の補償等に関する法律　○鉱業法　等	

5 環境行政の推進体制

(1) 環境行政組織の変遷

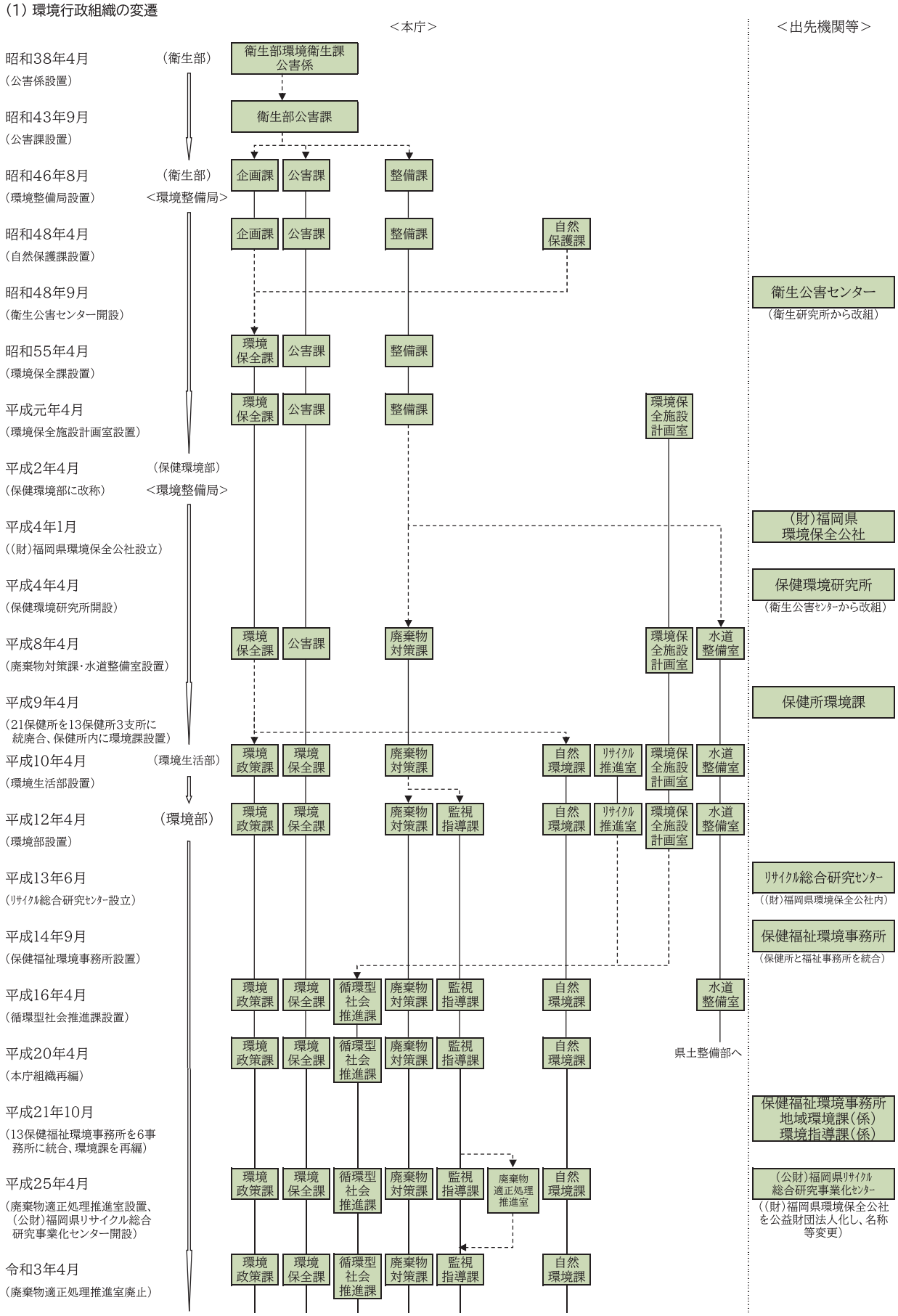

資料

（2）環境行政組織図

- 知事
  - 副知事
    - **環境部**
      - 環境政策課 ― 総合企画調整、環境総合基本計画、環境教育、国際環境協力
      - 環境保全課 ― 公害苦情、PRTR、ダイオキシン類対策、地球温暖化対策、大気保全、騒音、振動、悪臭、水質保全、土壌環境保全、地盤沈下、フロン回収、環境放射線監視
      - 循環型社会推進課 ― 廃棄物の発生抑制、再使用の促進、リサイクルの推進、公共関与による産業廃棄物処理の推進、容器包装、リサイクルシステムの開発
      - 廃棄物対策課 ― 廃棄物対策、浄化槽、廃棄物処理施設対策
      - 監視指導課 ― 産業廃棄物監視・指導
      - 自然環境課 ― 環境影響評価、温泉、公害紛争処理、生物多様性の保全、鳥獣保護、自然公園
      - **保健福祉環境事務所（地域環境課（係））・環境指導課（係））　（県内6か所）**
        - 筑紫　（筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市）
        - 宗像・遠賀　（中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡）
        - 嘉穂・鞍手　（直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡）
        - 北筑後　（小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡）
        - 南筑後　（大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡、八女郡）
        - 京築　（行橋市、豊前市、京都郡、築上郡）
      - **保健環境研究所**
        - 大気課（大気汚染、悪臭等に係る分析測定及び調査研究）
        - 水質課（工場排水・公共用水域等各種水質、土壌に係る分析測定及び調査研究）
        - 廃棄物課（廃棄物に係る分析測定及び調査研究）
        - 環境生物課（衛生動物に係る調査研究、動物学的・植物学的調査研究）
      - **（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センター**
        - リサイクル技術・システムの開発・普及
    - **総務部** ― 環境税制の推進（税務課）
    - **企画・地域振興部** ― エネルギー施策の総合企画、調査及び調整、再生可能エネルギー・コージェネレーションの導入促進、エネルギー対策特別融資制度（総合政策課エネルギー政策室）　公共交通の利用促進（交通政策課）
航空機騒音対策（空港対策局）国連ハビタット福岡本部を通じた国際貢献（国際政策課）
    - **人づくり・県民生活部** ― NPO・ボランティア団体等多様な主体の協働の推進（社会活動推進課）
消費者教育の推進（生活安全課）
    - **保健医療介護部** ― 健康に関する対策（健康増進課、がん感染症疾病対策課）
病院及び診療所の省エネルギー化の促進（医療指導課）
ワンヘルスの推進（ワンヘルス総合推進課）
    - **福祉労働部** ― こどもの貧困の解消の推進（こども未来課）
    - **商工部** ― グリーンアジア国際戦略総合特区の推進（商工政策課産業特区推進班）
環境関連産業の海外展開（スタートアップ推進課）
水素エネルギーの普及推進（自動車・水素産業振興課）
環境に関する観光ブランドの推進（観光振興課）
環境保全に関する調査研究（工業技術センター）
    - **農林水産部** ― 農薬安全対策、農用地土壌汚染対策（食の安全・地産地消課）
畜産経営環境保全対策（畜産課）
狩猟・鳥獣被害対策（経営技術支援課）
農業集落生活排水対策、農用地地盤沈下対策（農村森林整備課）
森林の保全（農山漁村振興課、農村森林整備課、林業振興課）
緑化の推進、森林環境税（林業振興課）
漁場環境の保全（漁業管理課）
漁場・漁港の環境整備、漁業集落生活排水対策（水産振興課）
環境保全に関する調査研究（農林業総合試験場、水産海洋技術センター）
    - **県土整備部** ― 公共工事に伴う廃棄物リサイクルの推進（県土整備企画課技術調査室）　道路緑化（道路維持課）
交通環境対策（道路維持課、道路建設課）
河川環境整備（河川管理課、河川整備課）　海岸環境整備（港湾課）　渓流の保全（砂防課）
    - **建築都市部** ― 都市計画、良好な景観の整備（都市計画課）
建築資材リサイクル（建築指導課）　都市公園の整備（公園街路課）
下水道の整備（下水道課）　建築物・住宅の省エネルギー化の促進（建築指導課、住宅計画課）
    - **教育庁** ― 環境教育の推進（高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、社会教育課）
    - **警察本部** ― 環境関係事犯の取締り（生活経済課）　自動車交通公害対策（交通規制課）

（3）庁内横断環境行政組織

ア 福岡県環境対策協議会

会長	副知事（環境部担当）

委員			
	総務部長	企画・地域振興部長	人づくり・県民生活部長
	保健医療介護部長	福祉労働部長	環境部長
	商工部長	農林水産部長	県土整備部長
	建築都市部長	教育長	

＜各部会＞

（令和7年11月1日現在）

部	幹事	環境政策部会	環境保全実行計画推進部会	水環境部会	廃棄物部会	リサイクル部会	自然環境部会	環境教育部会
総務部	行政経営企画課長	○	○					
	財産活用課長		○					
	総務事務厚生課長		○			○		
企画・地域振興部	総合政策課長	○	○				○	
	市町村振興局政策支援課長						○	○
	市町村振興局行財政支援課長			○				
	空港対策局空港政策課長						○	
人づくり・県民生活部	社会活動推進課長	○	○		○		○	○
	生活安全課長			○		○		○
	私学振興・青少年育成局青少年育成課長							○
保健医療介護部	保健医療介護総務課長	○	○	○				○
	健康増進課長			○				
	生活衛生課長			○				
	薬務課長			○				
	保健環境研究所長			○				
福祉労働部	福祉総務課長	○	○					
環境部	環境政策課長	◎	○	○	○	○	○	◎
	環境保全課長		◎	◎	○	○	○	○
	循環型社会推進課長				○	◎		○
	廃棄物対策課長			○	◎	○	○	○
	監視指導課長			○	○			
	自然環境課長			○	○		◎	○
商工部	商工政策課長	○	○					○
	中小企業技術振興課					○		
	工業保安課長						○	
農林水産部	農林水産政策課長	○	○				○	○
	農山漁村振興課長				○	○		○
	食の安全・地産地消課長			○		○		○
	水田農業振興課長				○			
	経営技術支援課長				○	○		
	畜産課長			○		○		
	農村森林整備課長			○		○		
	林業振興課長			○	○	○		○
	水産局漁業管理課長			○	○	○		○
	水産局水産振興課長			○	○	○		○
県土整備部	県土整備総務課長	○	○		○			
	県土整備企画課長						○	
	県土整備企画課技術調査室長					○		
	道路維持課長				○			○
	河川管理課長			○	○			○
	河川整備課長			○	○			
	港湾課長			○	○			○
	水資源対策課長			○				
	水資源対策課水道整備室長			○				
建築都市部	建築都市総務課長	○	○		○		○	
	建築指導課長			○		○		
	公園街路課長				○			
	下水道課長			○				
	県営住宅課長			○	○	○		
	営繕設備課長				○	○		
会計管理局	会計課長		○					
企業局	管理課長	○	○					
議会事務局	総務課長		○					
教育庁	教育総務部財務課長	○	○					○
	教育総務部施設課長					○		
	教育総務部文化財保護課長						○	
	教育振興部高校教育課長							○
	教育振興部義務教育課長							○
	教育振興部特別支援教育課長							○
	教育振興部社会教育課長						○	○
人事委員会事務局	任用課長		○					
監査委員事務局	総務課長		○					
警察本部	総務部総務課長		○					
労働委員会事務局	調整課長		○					
構成する幹事数		12	21	26	22	20	14	25

◎は部会の庶務を処理する課又は室

イ 地球温暖化対策施策連絡調整会議

議長	環境部次長

構成員				
	総務部行政経営企画課長	企画・地域振興部総合政策課長	企画・地域振興部エネルギー政策室長	人づくり・県民生活部社会活動推進課長
	保健医療介護部保健医療介護総務課長	保健医療介護部健康増進課長	福祉労働部福祉総務課長	環境部環境政策課長
	環境部環境保全課長	商工部商工政策課長	農林水産部農林水産政策課長	農林水産部農山漁村振興課長
	県土整備部企画課長	建築都市部建築都市総務課長	企業局管理課長	教育庁教育総務部財務課長
	警察本部総務部総務課長			

資料

（4）各種施策に係る照会先一覧

環境総合基本計画の柱	施策			連絡先	連絡先
－	環境総合基本計画全般			環境部環境政策課	092-643-3355
経済・社会のグリーン化	グリーン購入			環境部環境保全課	092-643-3356
	福岡県水素グリーン成長戦略	水素エネルギー新産業の育成		商工部自動車・水素産業振興課	092-643-3448
		FCモビリティ及び水素ステーション		商工部自動車・水素産業振興課	092-643-3447
	農林水産業	環境保全型農業		農林水産部食の安全・地産地消課	092-643-3571
		水産業	漁場整備、資源管理型漁業	農林水産部水産局水産振興課	092-643-3562
			漁場の保全	農林水産部水産局漁業管理課	092-643-3555
	試験研究機関	保健環境研究所		保健環境研究所	092-921-9941
		工業技術センター		工業技術センター	092-925-5977
		農林業総合試験場		農林業総合試験場	092-924-2971
		水産海洋技術センター		水産海洋技術センター	092-806-0854
持続可能な社会を実現するための地域づくり・人づくり	環境啓発			環境部環境政策課	092-643-3355
	環境教育	環境教育ツール		環境部環境政策課	092-643-3355
		義務教育での取組		教育庁教育振興部義務教育課	092-643-3910
		高等学校での取組		教育庁教育振興部高校教育課	092-643-3905
		社会教育施設での取組		教育庁教育振興部社会教育課	092-643-3887
脱炭素社会への移行	地球温暖化対策			環境部環境保全課	092-643-3356
	低炭素型エネルギー社会の構築	省エネルギー	都市計画	建築都市部都市計画課	092-643-3711
			建築物	建築都市部建築指導課	092-643-3722
			住宅	建築都市部住宅計画課	092-643-3732
			交通	企画・地域振興部交通政策課	092-643-3084
				県土整備部道路維持課	092-643-3655
				県土整備部道路建設課	092-643-3660
				県土整備部港湾課	092-643-3674
				建築都市部公園街路課	092-643-3725
				警察本部交通部交通規制課	092-641-4141
			日常生活、事業活動	環境部環境保全課	092-643-3356
			県の取組	環境部環境保全課	092-643-3359
			融資制度	企画・地域振興部 総合政策課エネルギー政策室	092-643-3148
			農業	農林水産部園芸振興課	092-643-3488
		分散型エネルギー		企画・地域振興部 総合政策課エネルギー政策室	092-643-3148
	気候変動の影響への適応（適応策）	健康に関する対策	蚊媒介感染症対策	保健医療介護部がん感染症疾病対策課	092-643-3597
			熱中症の予防啓発	保健医療介護部健康増進課	092-643-3598
			熱中症（特別）警戒アラートに関すること	環境部環境保全課	092-643-3356
循環型社会の推進	廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進	廃棄物処理計画		環境部廃棄物対策課	092-643-3363
		各種リサイクル法	容器包装	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
			家電	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
			小型家電	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
			自動車	環境部廃棄物対策課	092-643-3364
			建設	県土整備部県土整備企画課技術調査室	092-643-3644
				建築都市部建築指導課	092-643-3720
		リデュース、リユース、リサイクル	啓発	環境部循環型社会推進課	092-643-3371
			産業廃棄物税	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
		プラスチック資源の循環促進		環境部循環型社会推進課	092-643-3371
		食品ロスの削減		環境部循環型社会推進課	092-643-3372
		リサイクル製品認定制度	建設資材	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
			生活関連用品	環境部循環型社会推進課	092-643-3372
		バイオマスの活用	バイオマス活用基本方針	農林水産部林業振興課	092-643-3549
			木質系	農林水産部林業振興課	092-643-3549
			下水汚泥	建築都市部下水道課	092-643-3727
	産業の育成	リサイクル技術・システムの開発、普及		（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センター	093-695-3065
		（公財）福岡県リサイクル総合研究事業化センターの推進		環境部循環型社会推進課	092-643-3381
		エコタウン		環境部循環型社会推進課	092-643-3381
自然共生社会の推進	生物多様性	生物多様性戦略		環境部自然環境課	092-643-3367
		啓発		環境部自然環境課	092-643-3367
		鳥獣の保護と管理		環境部自然環境課	092-643-3367
				農林水産部経営技術支援課	092-643-3560
		外来生物		環境部自然環境課	092-643-3367
		希少野生生物		環境部自然環境課	092-643-3367

環境総合 基本計画の柱	施策			連絡先	連絡先
自然共生社会の推進	自然と調和した基盤整備、まちづくり	自然公園		環境部自然環境課	092-643-3369
		自然環境保全		環境部自然環境課	092-643-3369
		環境影響評価		環境部自然環境課	092-643-3368
		公共工事	生物多様性配慮指針	環境部自然環境課	092-643-3368
			都市公園	建築都市部公園街路課	092-643-3757
			河川	県土整備部河川管理課 河川整備課	092-643-3666 092-643-3691
			海岸	県土整備部港湾課	092-643-3674
			漁港	農林水産部水産局水産振興課	092-643-3566
		温泉		環境部自然環境課	092-643-3368
	森林の保全・再生	森林の保全		農林水産部農山漁村振興課	092-643-3505
				農林水産部農村森林整備課	092-643-3544
				農林水産部林業振興課	092-643-3548
		緑化の推進		農林水産部林業振興課	092-643-3536
		森林環境税		農林水産部林業振興課	092-643-3540
健康で快適に暮らせる生活環境の形成	総合	公害	公害苦情	環境部環境保全課	092-643-3359
			公害紛争	環境部自然環境課	092-643-3368
			公害防止管理者	環境部環境保全課	092-643-3359
		都市計画		建築都市部都市計画課	092-643-3711
	大気汚染			環境部環境保全課	092-643-3360
	水質	水質汚濁		環境部環境保全課	092-643-3359
		汚水処理		建築都市部下水道課	092-643-3727
			下水道	建築都市部下水道課	092-643-3727
			農業集落排水施設	農林水産部農村森林整備課	092-643-3511
			漁業集落排水施設	農林水産部水産局水産振興課	092-643-3566
			浄化槽	環境部廃棄物対策課	092-643-3398
		水辺環境の保全		環境部環境保全課	092-643-3359
	土壌汚染	土壌汚染対策		環境部環境保全課	092-643-3361
		農用地土壌汚染対策		農林水産部食の安全・地産地消課	092-643-3571
	廃棄物の適正処理	一般廃棄物		環境部廃棄物対策課	092-643-3363
		産業廃棄物処理施設等許可		環境部廃棄物対策課	092-643-3364
		産業廃棄物不適正処理に係る監視・指導		環境部監視指導課	092-643-3395
	化学物質	PRTR制度		環境部環境保全課	092-643-3359
		ダイオキシン類		環境部環境保全課	092-643-3359
				環境部廃棄物対策課	092-643-3364
					092-643-3398
		農薬安全対策		農林水産部食の安全・地産地消課	092-643-3571
	その他	騒音・振動・悪臭		環境部環境保全課	092-643-3360
		地盤沈下		農林水産部農村森林整備課	092-643-3510
				環境部環境保全課	092-643-3359
		放射線		環境部環境保全課	092-643-3360
		学校施設への対策		教育庁教育総務部施設課	092-643-3900
		畜産経営環境保全対策		農林水産部畜産課	092-643-3496
国際環境協力の推進	アジア自治体間環境協力			環境部環境政策課	092-643-3352
	グリーンアジア国際戦略総合特区			商工部商工政策課産業特区推進室	092-643-3416
	グローバルコネクト福岡			商工部スタートアップ推進課	092-643-3430
	国連ハビタット福岡本部運営支援事業			企画・地域振興部国際政策課	092-643-3214

【参考】環境部関係出先機関（保健福祉環境事務所）

名称		連絡先	所管区域
筑紫保健福祉環境事務所	地域環境課	092-513-5611	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、糸島市、那珂川市
	環境指導課	092-513-5612	
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	地域環境課	0940-36-2475	中間市、宗像市、古賀市、福津市、糟屋郡、遠賀郡
	環境指導課	0940-36-6322	
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	地域環境課	0948-21-4975	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡、田川郡
	環境指導課	0948-21-4812	
		0948-21-4813	
		0948-21-4814	
北筑後保健福祉環境事務所（久留米分庁舎）	環境課地域環境係	0942-30-1052	小郡市、うきは市、朝倉市、朝倉郡、三井郡
	環境課環境指導係	0942-30-1058	
南筑後保健福祉環境事務所（八女分庁舎）	地域環境課	0943-22-6963	大牟田市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、みやま市、三潴郡、八女郡
	環境指導課	0943-22-6964	
京築保健福祉環境事務所	環境課地域環境係	0930-23-9050	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
	環境課環境指導係	0930-23-2380	

資料

（5）附属機関等

名称	設置年月	内容	構成等
福岡県環境審議会	平成6年8月	環境に関する基本的事項及び自然環境の保全に関する重要事項の調査審議	学識経験者、関係行政機関職員等 37名
福岡県公害審査会	昭和46年1月	公害に関する紛争解決のため、あっせん、調停及び仲裁を行う	委員は、議会の同意を得て知事が任命。15名
福岡県公害専門委員	昭和44年4月	地方自治法第174条の規定に基づく公害の技術的事項に関する助言、指導	学識経験者に委嘱10名
福岡県環境影響評価専門委員	平成4年11月	環境影響評価に関して専門的な見地から意見を述べる地方自治法第174条の規定に基づく専門委員	学識経験者15名
福岡県産業廃棄物審議会	平成3年1月	産業廃棄物の処理に関する重要な事項等について調査審議する	学識経験者5名
福岡県環境対策協議会	昭和48年4月	庁内協議機関として、環境対策の重要事項に関する連絡、審議及び調整を行う	環境政策部会等7部会を設置
福岡県産業廃棄物広域処理推進協議会	平成元年11月	福岡県廃棄物処理計画に基づき、産業廃棄物の広域的処理体系を早期に確立する	県知事が会長、市長会及び町村会の各会長が副会長。各市町村長で組織。県内4地区推進協議会を設置
福岡県廃棄物不法処理防止連絡協議会	平成6年3月	廃棄物の不法処理防止に関する情報交換、監視及び環境保全活動を行う	県、県警、市町村、業界団体等9名 県内9地域連絡協議会を設置
福岡県環境県民会議	平成8年2月	県民、事業者及び行政が一体となって、福岡県の望ましい環境を創出し、地域における環境への取組を通じて地球環境の保全に貢献するため、取り組むべき方策を検討し、その対策の推進を図ることを目的とする	県民団体、事業者団体、行政機関 35名
福岡県省エネルギー推進会議	平成22年7月	事業所における省エネルギーの取組を推進し地球温暖化防止と企業振興に貢献することを目的とする	民間企業、事業者団体、行政機関等 26団体
福岡県食品ロス削減推進協議会	平成28年6月	製造・流通・小売・消費の各段階で発生する食品ロスの削減を推進するため、県民・事業者・関係団体及び行政が一体となって、県民運動に取り組む	学識経験者、食品関係事業者団体、消費者団体、行政機関等 45名
福岡県気候変動適応推進協議会	令和元年9月	気候変動の影響や適応策について情報を共有するとともに、気象台や専門家からの助言を得て、県内における気候変動の推進を図るための協議会を開催する。	専門家、国立環境研究所、福岡管区気象台、県研究機関、県関係部局、政令指定都市、中核市

（6）附属機関等委員名簿

ア 福岡県環境審議会（環境基本法第43条、平成6年8月設置）

令和7年11月1日現在

氏名	職名	任命期間
青野　正志	九州地方整備局企画部長	7.1.24～9.1.23
浅野　直人	福岡大学名誉教授	7.1.24～9.1.23
穴井　謙	福岡大学工学部建築学科教授	7.1.24～9.1.23
池山　喜美子	(公社)全国消費生活相談員協会元九州支部長	7.1.24～9.1.23
伊藤　茜	九州大学大学院工学研究院地球資源システム工学部門助教	7.1.24～9.1.23
伊藤　洋	北九州市立大学名誉教授	7.1.24～9.1.23
井上　善博	原鶴温泉旅館協同組合組合長	7.1.24～9.1.23
江頭　祥一	福岡県議会議員	7.8.7～9.1.23
太田　保光	九州経済産業局資源エネルギー環境部長	7.1.24～9.1.23
笠原　玉青	九州大学大学院農学研究院環境農学部門准教授	7.6.6～9.1.23
梶原　剛二	日本野鳥の会筑豊支部長	7.1.24～9.1.23
久場　隆広	九州大学大学院工学研究院環境社会部門教授	7.1.24～9.1.23
久保　潤一郎	(一社)福岡県糸島猟友会会長	7.1.24～9.1.23
後藤　大輝	福岡県立英彦山青年の家社会教育主事	7.1.24～9.1.23
後藤　富和	弁護士	7.1.24～9.1.23
酒井　かおり	九州大学大学院農学研究院資源生物科学部門准教授	7.1.24～9.1.23
酒井　美和子	小郡市三井郡教育研究所事務局長	7.1.24～9.1.23
佐藤　しのぶ	九州工業大学大学院工学研究院物質工学研究系准教授	7.1.24～9.1.23
髙橋　義彦	福岡県議会議員	7.1.24～9.1.23
立道　英樹	第七管区海上保安本部警備救難部長	7.4.29～9.1.23
辻　真弓	産業医科大学医学部衛生学教授	7.1.24～9.1.23
丹村　智子	西日本新聞社報道センター部次長	7.4.15～9.1.23
野原　隆士	福岡県議会議員	7.8.7～9.1.23
林　泰輔	福岡県議会議員	7.8.7～9.1.23
林　真実	消費生活アドバイザー・環境カウンセラー	7.1.24～9.1.23
林田　直子	福岡経済同友会幹事	7.1.24～9.1.23
原中　誠志	福岡県議会議員	7.8.7～9.1.23
藤光　康宏	九州大学大学院工学研究院地球資源システム工学部門教授	7.1.24～9.1.23
松本　すが子	JA福岡県女性協議会副会長	7.7.11～9.1.23
満永　俊典	九州農政局生産部長	7.1.24～9.1.23
森　美穂子	久留米大学医学部講師	7.1.24～9.1.23
森本　美鈴	NPO法人ふくおか環境カウンセラー協会理事	7.1.24～9.1.23
安田　章人	九州大学基幹教育院人文社会科学部門准教授	7.1.24～9.1.23
柳橋　泰生	福岡大学環境保全センターセンター長	7.1.24～9.1.23
横溝　敏子	福岡県地域婦人会連絡協議会会計	7.1.24～9.1.23
渡辺　美穂	福岡県議会議員	7.8.7～9.1.23
渡辺　亮一	福岡大学工学部社会デザイン工学科教授	7.1.24～9.1.23

イ　福岡県公害審査会（公害紛争処理法第13条、昭和46年1月設置）

令和7年11月1日現在

氏名	職名	任命期間
青柳　明彦	公益社団法人福岡県医師会理事	7．1.14 ～ 10．1.13
石松　維世	産業医科大学産業保健学部元教授	〃
原　由香里	九州大学応用力学研究所助教	〃
河内　美香	弁護士	〃
高田　正幸	九州大学大学院芸術工学研究院教授	〃
田中　眞紀	公益社団法人福岡県医師会理事	〃
為田　一雄	福岡大学大学院工学研究科准教授	〃
處　愛美	公益社団法人福岡県獣医師会理事	〃
原口　恵子	公益社団法人福岡県薬剤師会常務理事	〃
平岩　みゆき	弁護士	〃
藤林　恵	九州大学大学院工学研究院准教授	〃
松田　真禎	弁護士	〃
安井　英俊	福岡大学法学部教授	〃
柳橋　泰生	福岡大学工学部教授	〃
山内　勝也	九州大学大学院芸術工学研究院准教授	〃

ウ　福岡県産業廃棄物審議会（福岡県産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例第24条、平成3年1月設置）

令和7年4月1日現在

氏名	職名	任命期間
藍川　昌秀	武庫川女子大学環境共生学部教授	7．3．22～9．3．21
ウォンタナースントーンナルモン	佐賀大学大学院理工学研究科准教授	〃
田中　綾子	福岡大学大学院工学研究科教授	〃
樋口　壯太郎	福岡大学名誉教授	〃
渡邊　公一郎	九州大学名誉教授	〃

エ　福岡県公害専門委員

令和7年11月1日現在

氏名	職名	任命期間
嵐谷　奎一	産業医科大学名誉教授	7. 7.1 ～ 9. 6.30
池田　浩人	福岡大学薬学部教授	〃
井上　尚英	九州大学名誉教授	〃
米津　幸太郎	九州大学大学院工学研究院准教授	〃
岩本　眞二	（元）一般財団法人日本環境衛生センター 西日本支局　技術調査役	〃
鵜野　伊津志	九州大学応用力学研究所名誉教授	〃
楠田　哲也	広島大学人間社会科学研究科客員教授	〃
原田　昌佳	九州大学大学院農学研究院教授	〃

オ　福岡県環境影響評価専門委員

令和7年11月1日現在

氏名	職名	委嘱期間
浅野　直人	福岡大学名誉教授	7. 6. 1 ～ 9. 5.31
穴井　謙	福岡大学工学部教授	〃
石橋　知也	長崎大学大学院工学研究科准教授	〃
板橋　秀一	九州大学応用力学研究所助教	〃
内田　泰三	九州産業大学建築都市工学部教授	〃
大嶋　雄治	九州大学大学院農学研究院特任教授	〃
笠間　清伸	九州大学大学院工学研究院教授	〃
紙谷　聡志	九州大学大学院農学研究院教授	〃
鈴木　慎也	福岡大学工学部教授	〃
中原　亨	北九州市立自然史・歴史博物館自然史課学芸員	〃
馬場　稔	北九州市立自然史・歴史博物館名誉館員	〃
林　博徳	九州大学大学院工学研究院准教授	〃
日比野　友亮	北九州市立自然史・歴史博物館学芸員	〃
皆川　朋子	熊本大学大学院先端科学研究部教授	〃
山城　賢	九州大学大学院工学研究院教授	〃

カ　福岡県環境県民会議

令和7年11月1日現在

構成団体	委員		区分
	職名	氏名	
福岡県子ども会育成連合会	会長	大久保　康博	県民団体
福岡県青少年団体連絡協議会	委員長	秋吉　幸二	
(公社)福岡県青少年育成県民会議	会長	長井　政典	
福岡県地域婦人会連絡協議会	会長	川野　栄美子	
(公社)福岡県老人クラブ連合会	常務理事兼事務局長	飯田　みゆき	
(公社)福岡県保育協会	専務理事兼事務局長	山野　浩司	
福岡県私学協会	会長	八尋　太郎	
日本労働組合総連合会福岡県連合会	副事務局長	花田　雅祐生	
福岡県生活協同組合連合会	グリーンコープ生協ふくおか理事長	坂本　寛子	
(社福)福岡県社会福祉協議会	常務理事	徳永　秀昭	
(公財)福岡県地区衛生連合会	理事長	三浦　徳	
(公財)日本野鳥の会福岡支部	副支部長	田村　耕作	
(特活)はかた夢松原の会	理事長	礒谷　慶子	
(特活)ふくおか環境カウンセラー協会	理事長	依田　浩敏	
福岡県商工会議所連合会	福岡商工会議所理事・事務局長	猪野　猛	事業者団体
福岡県中小企業団体中央会	専務理事	山口　洋志	
福岡県商工会連合会	専務理事	初田　寿	
(一社)九州経済連合会	産業振興部長	後藤　亮	
福岡経済同友会	事務局長	縄田　真澄	
九州地区スーパーマーケット協会連合会	事務局長	村山　覚	
(一社)福岡県バス協会	専務理事	河津　隆幸	
(公社)福岡県トラック協会	常務理事	丸山　隆	
(一社)福岡県自動車整備振興会	専務理事	牛島　幹之	
(一社)福岡県建設業協会	専務理事	吉武　正昭	
(公社)福岡県産業資源循環協会	専務理事	迎田　惠之	
福岡県農業協同組合中央会	専務理事	片山　博文	
福岡県森林組合連合会	代表理事専務	梶原　秀康	
福岡県漁業協同組合連合会	代表理事会長	佐藤　政俊	
(公社)福岡県造園協会	事務局長	坂井　忠則	
福岡県市長会	事務局長	大坪　寛治	行政機関
福岡県町村会	事務局長	荻原　憲介	
北九州市	総務政策部長	岩佐　健史	
福岡市	環境政策部長	平城　直子	
福岡県教育委員会	教育振興部長	日髙　吉三郎	
福岡県	環境部長	田村　貴子	

キ　自然公園指導員

令和7年4月1日現在

氏名	所属団体	氏名	所属団体
加藤　博史	筑豊山の会	有吉　政利	豊前市史跡ガイドボランティアの会
三根　豊彦	霊山会	村上　由樹	
是石　知昭	福岡県山岳・スポーツクライミング連盟	高尾　実	久留米山岳会
小泉　武夫	福岡山の会	早戸　純一	
西井田　光広		佐々木 公隆	日本鱗翅学会、博多昆虫同好会
佐々木　公裕	西日本の山に登る会	下川　淳一	糸島植物友の会
佐藤　庸一		二上　秀昭	マウンテンガイド協会
岩本　昌子	ハートランド平尾台(株)	宮原　克久	山階鳥類研究所、日本自然保護協会、日本野鳥の会
本村　きさみ	しんつくし山岳会、九重の自然を守る会	牧野　均	北九州植物友の会、日本野鳥の会、日本シダの会
築島　基樹	久留米昆蟲研究會	山中　秀正	
中垣　義秀	九重の自然を守る会	日野　充章	福大山岳部、久留米山岳会
中野　成隆		山中　秀之	
浦下　和久		伊藤　均	

～自然公園指導員～
　国立公園及び国定公園の風景地を保護し、その利用の適正化を図るため、動植物の保護、自然環境の美化清掃及び事故の予防等について、利用者等への指導業務を行う。

資料

ク　環境保全指導員

令和7年4月1日現在

氏名	所属団体	氏名	所属団体
井上　哲也		久保山　雄二	筑豊博物研究会
築島　基樹	久留米昆蟲研究會	田村　耕作	日本自然保護協会、 日本野鳥の会福岡支部
加藤　博史	筑豊山の会	横山　秀司	日本山岳会北九州支部、 日本山岳文化学会自然保護景観保全分科会
大塚　三紀夫	福岡県勤労者山岳連盟	松富士　将和	日本野鳥の会筑後支部、 矢部川をつなぐ会
唐川　宜久	北九州市立自然史・歴史博物館自然史友の会植物研究部会、 日本自然保護協会、 飯塚登山愛好会	山井　朝徳	日本自然保護協会、 日本山岳会、 ナイス福岡
安永　智希	筑豊博物研究会	生田　哲朗	日本シェアリングネイチャー協会、 福岡県立春日公園自然あそび館、 日本野鳥の会福岡支部
広塚　忠夫	日本自然保護協会、 日本野鳥の会筑豊支部	重松　尚紀	日本自然保護協会、 WWF-J、 日本野鳥の会福岡支部、 那珂川市環境を考える会、 和白干潟を守る会
国分　謙一	久留米の自然を守る会	堀川　真二	
小林　繁	日本自然保護協会、 北九州植物友の会、 日本ｼﾀﾞの会、 北九州市立自然史・歴史博物館自然史友の会	岩本　浩二	香春道草の会
下田　信廣	日本自然保護協会、 日本野鳥の会筑豊支部	樋口　輝己	北九州ケイビングクラブ

～環境保全指導員～

自然環境及び生活環境の適正な保全を図るため、動植物の保護、自然環境の美化清掃及び事故の予防等について、利用者等への指導業務を行う。

6　環境部門関係予算

（単位：千円）

区分	令和６年度予算額	令和７年度予算額	増減額	対前年度比（%）
環境総務費	1,846,938	1,900,527	53,589	103%
職員費	901,404	904,476	3,072	100%
保健環境研究所費	62,867	81,248	18,381	129%
放射能測定調査費	141,011	149,014	8,003	106%
環境総務管理費	8,992	15,249	6,257	170%
保健福祉環境事務所費	2,993	3,095	102	103%
リサイクル推進費	357,267	355,684	△ 1,583	100%
環境保全施設融資費	156,996	156,987	△ 9	100%
環境行政推進費	45,922	42,404	△ 3,518	92%
産業廃棄物税基金積立金	169,486	192,370	22,884	114%
環境保全費	716,064	803,781	87,717	112%
公害防止条例施行事務費	2,411	2,432	21	101%
公害防止基本対策費	129	130	1	101%
大気汚染防止費	78,863	74,390	△ 4,473	94%
水質保全費	58,568	61,199	2,631	104%
騒音規制費	22,588	13,157	△ 9,431	58%
悪臭防止対策費	318	322	4	101%
閉鎖性海域環境保全対策費	350	382	32	109%
公害測定備品整備費	12,793	12,222	△ 571	96%
振動規制費	2,710	2,671	△ 39	99%
公害関係委託事業費	16,217	16,336	119	101%
環境保全費	521,117	620,540	99,423	119%
廃棄物対策費	834,440	1,092,757	258,317	131%
清掃事業連絡調整費	728	729	1	100%
環境衛生改善費	574,159	550,110	△ 24,049	96%
産業廃棄物対策費	259,553	541,918	282,365	209%
自然環境費	339,781	495,574	155,793	146%
環境影響評価審査費	1,034	1,151	117	111%
温泉保護管理費	81	82	1	101%
自然公園費	161,905	161,000	△ 905	99%
九州自然歩道管理費	10,191	10,191	0	100%
休暇村維持管理費	30,941	31,245	304	101%
自然環境費	113,096	268,685	155,589	238%
鳥獣保護対策費	22,533	23,220	687	103%
計	3,737,223	4,292,639	555,416	115%

7　環境関連各種計画概要

計画名	目的及び概要	策定年月	計画期間（年度）	改訂予定年度	策定根拠法令等	基本計画との関係性		担当	
						7つの柱	テーマ	課	係
第五次福岡県環境総合基本計画（福岡県環境総合ビジョン）	県における環境に関する施策の基本的な方向性を示し、環境の面から総合的計画的に県行政を推進するための施策大綱であり、県民、事業者、行政など、すべての主体が環境に関し考え行動する際の指針となるもの。	R4.3	R4～R8	R8	環境基本法の趣旨	－	－	環境政策課	企画広報班
福岡県環境保全行動計画（環境いきいき共創プラン）	平成4年の国連環境開発会議（UNCED）地球サミットにおいて、持続可能な開発の実現のため、21世紀に向けた具体的な行動計画として採択された「アジェンダ21」の理念を引き継いだ、福岡県版のローカルアジェンダ21として具体的な環境保全行動のインデックス機能を持つもの。	H9.3	H9.3～	未定	アジェンダ21	－	－	環境政策課	企画広報班
福岡県地球温暖化対策実行計画（第2次）	本県における地球温暖化に関する施策の基本的な方向性を示し、総合的・計画的に県行政を推進するための施策大綱であり、県民、事業者、行政といった全ての主体が地球温暖化に関して行動する際の指針となるもの。	R4.3	H29～R12	R8	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条 気候変動適応法第12条	3　脱炭素社会への移行	○温室効果ガスの排出削減・吸収源対策（緩和策） ○気候変動の影響への適応（適応策）	環境保全課	地球温暖化対策係
福岡県環境保全実行計画（第5期）	県が率先して地球温暖化対策等の取組を進めることにより、自ら排出する温室効果ガスの削減等の環境負荷の低減を図るとともに、県民、事業者及び市町村による地球温暖化対策等の取組を促進すること。	R2.3	R2～R12	未定	地球温暖化対策の推進に関する法律第21条	3　脱炭素社会への移行	○温室効果ガスの排出削減（緩和策）	環境保全課	調査指導係
福岡県第10期分別収集促進計画	市町村が容器包装リサイクル法に基づき分別収集に取り組む品目と収集量見込みを取りまとめるとともに、県民への普及啓発や市町村に対する技術的援助や助言を通じ、本県における容器包装廃棄物の分別収集を促進するもの。	R4.8	R5～R9	R7	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第9条	4　循環型社会の推進	○限りある資源の効率的な利用 ○資源循環利用の推進	循環型社会推進課	リサイクル係
福岡県廃棄物処理計画	廃棄物処理法第5条の5に基づき、廃棄物の処理の現状や課題を明らかにした上で廃棄物の排出抑制、適正な循環的利用及び適正処理に関する諸課題への対応を行い、循環型社会の形成につなげるもの。	R3.3	R3～R7	R7	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第5条の5	4　循環型社会の推進	○限りある資源の効率的な利用 ○資源循環利用の推進 ○廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	廃棄物対策課	計画指導係
福岡県災害廃棄物処理計画	大規模災害時に被災地の復旧・復興を図るため、災害廃棄物の迅速かつ適切な処理について定めたもの。	H28.3	H28～	未定	－	4　循環型社会の推進	○廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	廃棄物対策課	計画指導係
福岡県生物多様性戦略2022-2026	生物多様性の保全と持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための自然環境分野の総合計画	R4.3	R4～R8	R8	生物多様性基本法第13条	5　自然共生社会の推進	○生物多様性の保全と自然再生の推進 ○生物多様性の持続可能な利用	自然環境課	野生生物係
化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減計画（福岡県）	瀬戸内海の水質保全のため、本県から瀬戸内海に流入する汚濁物質の削減目標を定め、目標を達成するために必要な施策を定めたもの。（当初計画昭和54年）	R4.10	R4～	R9	水質汚濁防止法第4条の3 化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量に係る総量削減基本方針（瀬戸内海）	6　健康で快適に暮らせる生活環境の形成	○水環境の保全	環境保全課	水質係
有明海の再生に関する福岡県計画	有明海の海域の特性に応じた環境の保全及び改善並びに水産資源の回復等による漁業の振興に関し、実施すべき施策について定めたもの。	H15.3	H15～	未定	有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律第5条	6　健康で快適に暮らせる生活環境の形成	○水環境の保全	環境保全課	水質係

計画名	目的及び概要	策定年月	計画期間（年度）	改訂予定年度	策定根拠法令等	基本計画との関係性		担当	
						7つの柱	テーマ	課	係
瀬戸内海の環境保全に関する福岡県計画	瀬戸内海の環境保全に関し実施すべき施策を明らかにし、実施する施策をより効果的なものとするため、中長期的にわたる総合的な計画として策定したもの。	H28.11	H28～	未定	瀬戸内海環境保全特別措置法第4条	6　健康で快適に暮らせる生活環境の形成	○水環境の保全	環境保全課	調査指導係
福岡県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画	ＰＣＢ廃棄物の確実かつ適正な処理の推進に関し必要な事項を定め、ＰＣＢ廃棄物の早期かつ計画的な処理を促進し、もって、ＰＣＢ廃棄物による環境汚染の未然防止、県民の健康保護、生活環境の保全を図ること等を目的とする。	H17.12	H17～R8	未定	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第7条	4 循環型社会の推進	○廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	廃棄物対策課	計画指導係
福岡県汚水処理構想	生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図るため、下水道や浄化槽などの汚水処理施設の計画的かつ効率的な整備を行うもの。	H29.3	H29～R7	R6	－	6　健康で快適に暮らせる生活環境の形成	○水環境の保全	（浄化槽に関すること）廃棄物対策課	（浄化槽に関すること）施設第一係
福岡県海岸漂着物対策地域計画	海岸漂着物処理推進法及び国の基本方針に基づき、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するために策定したもの。	H24.3	H24～	未定	美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律第14条	4 循環型社会の推進	○廃棄物の適正処理による環境負荷の低減	廃棄物対策課	計画指導係
令和6年度福岡県環境物品等調達方針	県の全機関を挙げて、環境に配慮した物品等の調達に取り組むとともに、県民、事業者及び市町村の取組を促進することを目的とする。調達推進品目と調達に当たっての判断基準及び調達目標を定めたもの。	R6.3	R6	毎年	1　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第10条	1　経済・社会のグリーン化	○経済・社会のグリーン化の推進	環境保全課	地球温暖化対策係
福岡県食品ロス削減推進計画	県では、平成28年度から食品ロス削減の推進に取り組んでおり、これまで培ってきた食品ロス削減の気運を高め、更なる取組の推進を図ることを目的に策定。	R4.3	R4～R8	R8	食品ロスの削減の推進に関する法律第12条	4 循環型社会の推進	○限りある資源の効率的な利用	循環型社会推進課	リサイクル係
福岡県アライグマ防除実施計画	本県における特定外来生物アライグマによる生態系、農産物及び生活環境に係る被害の軽減と分布域の拡大防止を目的に策定。	R6.3	R6～R11	未定	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第17条の2	5 自然共生社会の推進	○生物多様性の保全と自然再生の推進	自然環境課	野生生物係

８　環境関連福岡県知事表彰一覧

※表彰対象、被表彰者等詳細については、福岡県の環境ホームページ「ふくおか環境ひろば」（https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hirobal.html）から閲覧することができます。

【環境保全功労者知事表彰】

目的	７年度表彰実績	所管課及び電話番号
環境保全のための活動を自主的、積極的に推進し、その成果が特に顕著である個人又は団体を表彰するもの。	個人２名、２団体、	環境政策課 092-643-3355

【エコファミリー表彰】

目的	６年度表彰実績	所管課及び電話番号
エコファミリーの取組を奨励するため、他の模範となる優秀な取組が実践されたと認められる世帯及びグループを表彰するもの。	１3世帯、１グループ	環境保全課 092-643-3356

【エコ事業所表彰】

目的	６年度表彰実績	所管課及び電話番号
エコ事業所が実施する環境に配慮した事業活動について、特に優れた取組を行っている事業所を顕彰することにより、県内の多くの事業所が積極的に二酸化炭素排出量の削減やその他の環境に配慮した事業活動に取り組み、地球温暖化防止をはじめとした環境改善に貢献することを目的とする。	８事業所	環境保全課 092-643-3356

【循環型社会形成推進功労者知事表彰】

目的	７年度表彰実績	所管課及び電話番号
総物質投入量・資源採取量・廃棄物等発生量・エネルギー消費量の抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル）、熱回収（エネルギーリカバリー）の適切な推進に顕著な功績があった個人、団体又は企業を表彰するもの。	なし	循環型社会推進課 092-643-3371

【鳥獣保護功績者表彰】

目的	７年度表彰実績	所管課及び電話番号
鳥獣の保護活動に功績のあった個人又は団体を表彰するもの。	個人７名、１団体	自然環境課 092-643-3367

【環境美化推進功労者等知事表彰】

目的	６年度表彰実績	所管課及び電話番号
環境の美化、生活環境の改善及び廃棄物関係の事業等に顕著な功績があった個人、企業	個人１５名、３団体、 １地区	廃棄物対策課 092-643-3363

【食品ロス削減優良取組知事表彰】

目的	６年度表彰実績	所管課及び電話番号
食品ロス削減の気運醸成及び取組の更なる推進を目的として、食品ロス削減に資する優れた取組を表彰するもの。	２団体、６企業	循環型社会推進課 092-643-3372

9 県の環境関連施設

【福岡県平尾台自然観察センター】

我が国有数のカルスト台地平尾台に位置し、自然保護の拠点施設として、自然の仕組みや自然公園利用のルールを学ぶための展示やシアターなどを設置しているほか、各種自然観察会などを実施している。

〔場所〕 北九州市小倉南区平尾台1-4-40
〔電話〕 093-453-3737
〔開館時間〕 9:00～17:00
〔休館日等〕 月曜日（祝日の場合は翌日）、年末年始
夏休み期間は無休
〔入場料〕 無料

【福岡県志賀島ビジターセンター】

玄海国定公園内の志賀島に位置し、国宝「金印」レプリカの展示や、自然環境やワンヘルスに関する情報発信をしているほか、自然体験イベントなどを実施している。

〔場所〕 福岡市東区勝馬（休暇村志賀島内）
〔電話〕 092-603-6631（休暇村志賀島）
〔開館時間〕 9:00～17:00
〔休館日等〕 月曜日（祝日の場合は翌日）
〔入場料〕 無料

【福岡県立夜須高原記念の森】

広さ23ヘクタールの森林公園。大型遊具、広大な芝生公園、遊歩道があり、子どもから大人まで自然との一体感が味わえる。土・日を中心に森と親しめる各種イベントを実施している。

〔場所〕 朝倉郡筑前町櫛木3－6
〔電話〕 0946-42-0590
〔開館時間〕 4月～10月　9:00～18:00
ゴールデンウィーク及び夏休み期間　8:30～18:30
11月～3月　9:00～17:00
〔休館日等〕 ゴールデンウィーク及び夏休み期間を除く毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日～1月3日
〔入場料〕 無料

【福岡県立四王寺県民の森】

大野城市、太宰府市、宇美町にまたがる四王寺山一帯の約342ヘクタールの森林公園。森の四季を体験でき、身近な自然や野鳥と親しめる。公園内には、特別史跡の大野城跡などの史跡があり歴史も学ぶことができる。ワンヘルスガイドによる体験ツアーや自然観察など各種イベントを実施している。

〔場所〕 糟屋郡宇美町大字四王寺207
〔電話〕 092-932-7373
〔開館時間〕 4月～9月　9:00～18:00、10月～3月　9:00～17:00
〔休館日等〕 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日～1月3日
〔入場料〕 無料

【福岡県緑化センター】

緑化樹木の展示や病害虫の防除など緑化全般についての相談対応、緑化に関する技術や知識の普及･向上を図るための研修会･講習会等を行っている。四季折々の花を楽しみながら、園内を自由に散策できる。

〔場所〕 久留米市田主丸町益生田1125
〔電話〕 0943-72-1193
〔開館時間〕 8:30～17:00（駐車場9:00～17:00）
〔休館日等〕 毎週月曜日（祝日の場合は翌日）、12月29日～1月3日
〔入場料〕 無料

【福岡県水産資料館】

福岡県の海や漁業について映像を中心に解説。
団体による見学の場合、職員による解説を希望される方は事前申込みが必要。

〔場所〕 福岡市西区今津1141-1
福岡県水産海洋技術センター内
〔電話〕 092-805-3311
〔開館時間〕 9:30～17:00
〔休館日等〕 月曜日（祝日の場合は翌日）、ゴールデンウィーク・年末年始については事前に問い合わせ
〔入場料〕 無料

【あまぎ水の文化村】

遊びながら水の大切さを学ぶことができる施設。
館内には、水に関する図書や資料が置いてあるライブラリーコーナー 、寺内ダムのダム湖の景観を楽しみながらゆっくりできる休憩室などがある。

〔場所〕 朝倉市矢野竹831
〔電話〕 0946-25-0323
〔開館時間〕 4月～10月　10:00～18:00（入園は17:30まで）
11月～3月　10:00～17:00（入園は16:30まで）
〔休館日等〕 毎週月曜日及び毎月第3火曜日（祝日の場合は翌日）、12月28日～1月4日

【福岡県立社会教育総合センター】

敷地面積201,750㎡の施設･設備、また、周辺の豊かな自然を利用して登山、ハイキング、自然観察などの活動や研修ができる宿泊型社会教育施設である。

〔場所〕 糟屋郡篠栗町大字金出3350-2
〔電話〕 092-947-3511
〔休館日等〕 第2月曜日、第4日曜日、12月28日～1月4日
〔利用料金〕 福岡県立社会教育総合センターの利用料金に関する条例による施設利用料金のほか、食費等が必要です。

【福岡県立英彦山青年の家】

耶馬日田英彦山国定公園内、標高800mに位置していることから、多くの自然にも恵まれ、100種類を超える野鳥や1,000種類を超える植物を観察することができる。これらの自然を生かした体験活動等ができる宿泊型社会教育施設である。

〔場所〕 田川郡添田町大字英彦山32-18
〔電話〕 0947-85-0101
〔休館日等〕 原則として第1月曜日、第3日曜日、12月28日～1月4日
〔利用料金〕 食費及びシーツのクリーニング代等を除き、無料

【福岡県立少年自然の家「玄海の家」】

青々と広がる玄界灘と美しく連なるさつき松原の大自然の中で、海浜を中心とした自然体験活動や環境教育等の体験学習を通して、豊かな人間性を持ち、たくましく生きる子どもの成長を支援する宿泊型社会教育施設である。

〔場所〕 宗像市神湊1276
〔電話〕 0940-62-2511
〔休館日等〕 毎週月曜日（祝日は除く）、12月28日～1月4日
〔利用料金〕 食費及びシーツの洗濯代等を除き、無料

１０　大気関係資料

(1) 微小粒子状物質（ＰＭ$_{2.5}$）に関する注意喚起

環境省の「微小粒子状物質（ＰＭ$_{2.5}$）に関する専門家会合」が示した、ＰＭ$_{2.5}$に関する注意喚起のための暫定的な指針（日平均値 70μg/m^3）に基づき、本県では平成 25 年 3 月 9 日から、ＰＭ$_{2.5}$に関する注意喚起を行うこととしており、同年 12 月 6 日からは早朝の判断に加え、午後の早い時間にも注意喚起の判断を行うこととした。

また、環境省において「微小粒子状物質（ＰＭ$_{2.5}$）に関する『注意喚起のための暫定的な指針』に係る判断方法の改善について（第 2 次）」が取りまとめられ、本県では平成 26 年 12 月 18 日から、注意喚起の解除判断を行うとともに、従来の早朝の判断方法を見直した。

ア　注意喚起を行う地域

県内を 4 地域に分け、地域ごとに注意喚起を実施する。

地域	市町村
北九州地域	北九州市、行橋市、豊前市、中間市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、苅田町、みやこ町、吉富町、上毛町、築上町
福岡地域	福岡市、筑紫野市、春日市、大野城市、宗像市、太宰府市、古賀市、福津市、糸島市、那珂川市、宇美町、篠栗町、志免町、須恵町、新宮町、久山町、粕屋町
筑後地域	大牟田市、久留米市、柳川市、八女市、筑後市、大川市、小郡市、うきは市、朝倉市、みやま市、筑前町、東峰村、大刀洗町、大木町、広川町
筑豊地域	直方市、飯塚市、田川市、宮若市、嘉麻市、小竹町、鞍手町、桂川町、香春町、添田町、糸田町、川崎町、大任町、赤村、福智町

イ　注意喚起の判断方法

○同一地域内の 2 か所以上の測定局において、午前 5 時、6 時、7 時の 1 時間値の平均値が 85μg/m^{3}を超過した場合、暫定指針値を超えると予測し、午前 8 時を目途に、地域毎に注意喚起を実施する。

○同一地域内の 1 測定局でも、午前 5 時から 12 時の 1 時間値の平均値が 80μg/m^{3}を超過した場合、暫定指針値を超えると予測し、午後 1 時を目途に、地域毎に注意喚起を実施する。

ウ　注意喚起解除の判断方法

○注意喚起を実施した地域内にある判断基準値を超過した全ての測定局において、ＰＭ$_{2.5}$濃度の 1 時間値が 2 時間連続して 50μg/m^{3}以下に改善した場合、当該局及び近隣局の濃度推移傾向も考慮して、注意喚起を解除する。（ＰＭ$_{2.5}$濃度が解除条件まで改善しない場合、午前 0 時をもって自動解除する。）

エ　注意喚起の方法

○県ホームページに注意喚起情報を掲載
○「防災メール・まもるくん」による県民等への注意喚起を実施
○県公式 LINE による県民等への注意喚起を実施
○報道機関（テレビ、ラジオ）に対する注意喚起情報の提供
○市町村、関係機関等への通知

オ　注意喚起の内容（行動の目安）

○不要不急の外出や屋外での長時間の激しい運動をできるだけ減らす。
○換気や窓の開閉を最小限にし、屋内への外気の侵入をできるだけ少なくする。
○高感受性者（呼吸器系や循環器系疾患のある方、小児、高齢者等）は、より慎重な行動が望まれる。

(2) 光化学オキシダント緊急時対策

大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）第 23 条の規定に基づき、本県では、光化学オキシダントに係る緊急時にとるべき必要な措置を定め、大気汚染の状況に応じた注意報等の発令や事業者への排出量削減要請等を行っている。

ア　注意報等を発令する地域

北九州市以外の地域については福岡県知事が、北九州市域については北九州市長が光化学オキシダントに係る注意報等を発令する。

イ　発令の基準

光化学オキシダントに係る緊急時対策基本要綱に基づき、光化学オキシダントに係る大気の汚染が著しくなり、気象条件から見て当該大気汚染の状態が継続し、人の健康に被害が生ずるおそれがあると認められるときには、県は注意報等を発令する。

○注意報

基準測定点において測定値（オキシダントの含有率の 1 時間値）が 0.12 ppm 以上となり、かつ、気象条件から見て当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。

○警報

基準測定点において測定値が 0.24 ppm 以上となり、かつ、気象条件からみて当該大気汚染の状態が継続する

と認められるとき。

○重大警報

基準測定点において測定値が 0.40 ppm 以上となり、かつ、気象条件から見て当該大気汚染の状態が継続すると認められるとき。

ウ　緊急時対策実施の方法

○県ホームページに注意報等発令情報を掲載

○「防災メール・まもるくん」による県民等への注意報等発令を周知

○県公式 LINE による県民等への注意報等発令を周知

○報道機関（テレビ、ラジオ）に対する注意報等発令情報の提供

○市町村、関係機関等への通知

○主要ばい煙排出事業者、揮発性有機化合物排出事業者への情報提供及び排出削減要請等

エ　注意報等発令時の注意事項（行動の目安）

○外出は控え、屋外での激しい運動等をやめる。

○不要不急の自動車の使用を控える。

○目や喉に刺激を感じたときは洗眼やうがいを行い、症状に応じて医療機関の診断を受ける。

○ばい煙排出事業者、揮発性有機化合物排出事業者は排出ガス量削減等に協力する。

(3) 大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (S48.5.16 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
一酸化炭素 (S48.5.8 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
浮遊粒子状物質 (S48.5.8 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10mg/m^3 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20mg/m^3 以下であること。	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法
光化学オキシダント (S48.5.8 告示)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
二酸化窒素 (S53.7.11 告示)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
ベンゼン (H9.2.4 告示)	1 年平均値が 0.003mg/m^3 以下であること。	キャニスター若しくは捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン (H9.2.4 告示、 H30.11.19 改正)	1 年平均値が 0.13mg/m^3 以下であること。	
テトラクロロエチレン (H9.2.4 告示)	1 年平均値が 0.2mg/m^3 以下であること。	
ジクロロメタン (H13.4.20 告示)	1 年平均値が 0.15mg/m^3 以下であること。	
微小粒子状物質 (H21.9.9 告示)	1 年平均値が 15μg/m^3 以下であり、かつ、1 日平均値が 35μg/m^3 以下であること。	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については、適用しない。
2. 環境基準は、表の物質の欄に掲げる物質ごとに、当該物質による大気の汚染の状況を的確に把握することができると認められる場所において、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合における測定値によるものとする。
3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が 10μm 以下のものをいう。
4. 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることとならないよう努めるものとする。
5. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。
6. ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン及びジクロロメタンによる大気の汚染に係る環境基準は、継続的に

摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることに鑑み、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

7. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

(4) 環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るための指針となる数値

物質	環境上の条件
アクリロニトリル (H15.9.30通知)	年平均値2μg/m^{3}以下
アセトアルデヒド (R2.8.20通知)	年平均値120μg/m^{3}以下
塩化ビニルモノマー (H15.9.30通知)	年平均値10μg/m^{3}以下
塩化メチル (R2.8.20通知)	年平均値94μg/m^{3}以下
水銀 (H15.9.30通知)	年平均値0.04μg-Hg/m^{3}以下
ニッケル化合物 (H15.9.30通知)	年平均値0.025μg-Ni/m^{3}以下
クロロホルム (H18.12.20通知)	年平均値18μg/m^{3}以下
1,2－ジクロロエタン (H18.12.20通知)	年平均値1.6μg/m^{3}以下
1,3－ブタジエン (H18.12.20通知)	年平均値2.5μg/m^{3}以下
ヒ素及び無機ヒ素化合物 (H22.10.15通知)	年平均値6ng-As/m^{3}以下
マンガン及び無機マンガン化合物 (H26.5.1通知)	年平均値0.14μg-Mn/m^{3}以下

備考

1. この指針値は、有害性評価に係るデータの科学的信頼性に制約がある場合も含めて、環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定されたものであるため、環境基準とは性格及び位置付けが異なり、現に行われている大気モニタリングの評価に当たっての指標や事業者による排出抑制努力の指標としての機能を果たすことが期待される。
2. ニッケル化合物については、個別の物質によって健康リスクが異なるが、現時点では、個別の物質ごとに選択して測定することが困難であるため、ニッケル及びその化合物の全量を測定することとされている。

１１　水質関係資料

(1) 水質汚濁に係る環境基準等

※　公共用水域及び地下水の水質測定結果については、「公害関係測定結果」(福岡県行政資料)又は下記アドレス参照。
https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/fukuoka-mizu-ippan-env.html

別表１　人の健康の保護に関する環境基準（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

	項目	基準値
1	カドミウム	0.003mg/L 以下
2	全シアン	検出されないこと。
3	鉛	0.01mg/L 以下
4	六価クロム	0.02mg/L 以下
5	砒素	0.01mg/L 以下
6	総水銀	0.0005mg/L 以下
7	アルキル水銀	検出されないこと。
8	ＰＣＢ	検出されないこと。
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下
11	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
12	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
13	シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
14	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
15	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
16	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
17	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
18	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
19	チウラム	0.006mg/L 以下
20	シマジン	0.003mg/L 以下
21	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
22	ベンゼン	0.01mg/L 以下
23	セレン	0.01mg/L 以下
24	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下
25	ふっ素	0.8mg/L 以下
26	ほう素	1mg/L 以下
27	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下

備考
1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2　「検出されないこと。」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3　海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。

別表２　生活環境の保全に関する環境基準（昭和 46 年 12 月 28 日環境庁告示第 59 号）

１　河川

（1）河川（湖沼を除く。）

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数
ＡＡ	水道１級、自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20ＣＦＵ/100ml 以下
Ａ	水道２級、水産１級及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300ＣＦＵ/100ml 以下
Ｂ	水道３級、水産２級及びＣ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000ＣＦＵ/100ml 以下
Ｃ	水産３級、工業用水１級及びＤ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	－
Ｄ	工業用水２級、農業用水及びＥの欄に掲げるもの	6.0 以上 8.5 以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	－
Ｅ	工業用水３級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2mg/L 以上	－

備考

1　基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の 0.9×ｎ番目（ｎは日間平均値のデータ数）のデータ値（0.9×ｎが整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

2　農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる）。

3　水道１級を利用目的としている測定点(自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。)については、大腸菌数 100ＣＦＵ／100ml 以下とする。

4　いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道１級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300ＣＦＵ/100ml 以下とする。

5　水産１級、水産２級及び水産３級のみを利用目的とする場合については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない（湖沼、海域もこれに準ずる。）。

6　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）　1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水道１級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道２級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道３級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3　水産１級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産２級及び水産３級の水産生物用
水産２級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産３級の水産生物用
水産３級：コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4　工業用水１級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水２級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水３級：特殊な浄水操作を行うもの

5　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

備考
1　基準値は、年間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる）

（2）湖沼（天然湖沼及び貯水量が 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）
ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	浮遊物質量（ＳＳ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数
ＡＡ	水道 1 級、水産 1 級、自然環境保全及びＡ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20ＣＦＵ/100ml 以下
Ａ	水道 2、3 級、水産 2 級及びＢ以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300ＣＦＵ/100ml 以下
Ｂ	水産 3 級、工業用水 1 級、農業用水及びＣの欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	－
Ｃ	工業用水 2 級、環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	－

備考
1　水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級のみを利用目的とする場合については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。
2　水道 1 級を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 100 ＣＦＵ／100ml 以下とする。
3　水道３級を利用目的としている測定点（水浴又は水道２級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 1,000 ＣＦＵ／100ml 以下とする。
4　いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全及び水道 1 級を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300ＣＦＵ/100ml 以下とする。
5　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）1　自然環境保全：自然探勝等の環境の保全
2　水道 1 級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2、3 級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
3　水産 1 級：ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産 3 級の水産生物用
水産 3 級：コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
4　工業用水 1 級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水 2 級：薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
5　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L　以下	0.005 mg/L 以下
Ⅱ	水道1、2、3級（特殊なものを除く。）、水産1種及びⅢ以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L　以下	0.01 mg/L 以下
Ⅲ	水道3級（特殊なもの）及びⅣ以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L　以下	0.03 mg/L 以下
Ⅳ	水産2種及びⅤの欄に掲げるもの	0.6 mg/L　以下	0.05 mg/L 以下
Ⅴ	水産3種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L　以下	0.1 mg/L 以下

備考
1　基準値は、年間平均値とする。
2　水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3　農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。
（注）　1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全
2　水道1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
（「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう）
3　水産1種：サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
水産2種：ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
水産3種：コイ、フナ等の水産生物用
4　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩
生物Ａ	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、生物Ａの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物Ｂ	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特Ｂ	生物Ａ又は生物Ｂの水域のうち、生物Ｂの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L　以上
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L　以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L　以上

備考
1 基準値は、日間平均値とする。
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

2　海域

ア

項目／類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度（ｐＨ）	化学的酸素要求量（ＣＯＤ）	溶存酸素量（ＤＯ）	大腸菌数	n-ヘキサン抽出物質（油分等）
A	水産１級、自然環境保全及びＢ以下の欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	2 mg/L　以下	7.5 mg/L 以上	20ＣＦＵ/100ml 以下	検出されないこと。
B	水産２級、工業用水及びＣの欄に掲げるもの	7.8 以上 8.3 以下	3 mg/L　以下	5 mg/L 以上	－	検出されないこと。
C	環境保全	7.0 以上 8.3 以下	8 mg/L　以下	2 mg/L 以上	－	－

備考

1　いずれの類型においても、水浴を利用目的としている測定点（自然環境保全を利用目的としている測定点を除く。）については、大腸菌数 300ＣＦＵ／100ml 以下とする。

2　大腸菌数に用いる単位はＣＦＵ（コロニー形成単位（Colony Forming Unit））／100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

（注）　1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水産１級：マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産２級の水産生物用

水産２級：ボラ、ノリ等の水産生物用

3　環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩等を含む）において不快感を生じない限度

イ

項目／類型	利用目的の適応性	基準値	
		全窒素	全リン
Ⅰ	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く）	0.2 mg/L　以下	0.02 mg/L　以下
Ⅱ	水産１種及びⅢ以下の欄に掲げるもの（水産２種及び３種を除く）	0.3 mg/L　以下	0.03 mg/L　以下
Ⅲ	水産２種及びⅣの欄に掲げるもの（水産３種を除く）	0.6 mg/L　以下	0.05 mg/L　以下
Ⅳ	水産３種、工業用水、生物生息環境保全	1 mg/L　以下	0.09 mg/L　以下

備考

1　基準値は、年間平均値とする。

2　水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

（注）　1　自然環境保全：自然探勝等の環境保全

2　水産１種：底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される

水産２種：一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される

水産３種：汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される

3　生物生息環境保全：年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

項目／類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全亜鉛	ﾉﾆﾙﾌｪﾉｰﾙ	直鎖ｱﾙｷﾙﾍﾞﾝｾﾞﾝｽﾙﾎﾝ酸及びその塩
生物Ａ	水生生物の生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特Ａ	生物Ａの水域のうち、水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下

資料

エ

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値 底層溶存酸素量
生物１	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0mg/L　以上
生物２	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0mg/L　以上
生物３	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0mg/L　以上

備考
1 基準値は、日間平均値とする。
2 底面近傍で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。

別表３　地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成９年３月13日環境庁告示第10号）

	項目	基準値	備考
1	カドミウム	0.003mg/L 以下	
2	全シアン	検出されないこと。	
3	鉛	0.01mg/L 以下	
4	六価クロム	0.02mg/L 以下	
5	砒(ひ)素	0.01mg/L 以下	
6	総水銀	0.0005mg/L 以下	
7	アルキル水銀	検出されないこと。	
8	ＰＣＢ	検出されないこと。	
9	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	
10	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	
11	クロロエチレン （別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	0.002mg/L 以下	H29.4.1付　変更（項目名）
12	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	
13	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	
14	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	
15	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	
16	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	
17	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	
19	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	
20	チウラム	0.006mg/L 以下	
21	シマジン	0.003mg/L 以下	
22	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	
23	ベンゼン	0.01mg/L 以下	
24	セレン	0.01mg/L 以下	
25	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	
26	ふっ素	0.8mg/L 以下	
27	ほう素	1mg/L 以下	
28	1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	

備考
1　基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2　「検出されないこと。」とは、定められた方法で測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

資料

別表４　公共用水域及び地下水の要監視項目及び指針値（令和７年６月30日環水大管発第2506309号環境省水・大気環境局長通知）

	項目	指針値	備考
1	クロロホルム	0.06mg/L 以下	
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	※1
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06mg/L 以下	
4	ｐ-ジクロロベンゼン	0.2mg/L 以下	
5	イソキサチオン	0.008mg/L 以下	
6	ダイアジノン	0.005mg/L 以下	
7	フェニトロチオン	0.003mg/L 以下	
8	イソプロチオラン	0.04mg/L 以下	
9	オキシン銅	0.04mg/L 以下	
10	クロロタロニル	0.05mg/L 以下	
11	プロピザミド	0.008mg/L 以下	
12	ＥＰＮ	0.006mg/L 以下	
13	ジクロルボス	0.008mg/L 以下	
14	フェノブカルブ	0.03mg/L 以下	
15	イプロベンホス	0.008mg/L 以下	
16	クロルニトロフェン	－	
17	トルエン	0.6mg/L 以下	
18	キシレン	0.4mg/L 以下	
19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06mg/L 以下	
20	ニッケル	－	
21	モリブデン	0.07mg/L 以下	
22	アンチモン	0.02mg/L 以下	
23	塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	※1
24	エピクロロヒドリン	0.0004mg/L 以下	
25	全マンガン	0.2mg/L 以下	
26	ウラン	0.002mg/L 以下	
27	ペルフルオロオクタンスルホン酸（ＰＦＯＳ）及びペルフルオロオクタン酸（ＰＦＯＡ）	0.00005mg/L 以下	※2

※1 公共用水域のみ適用（地下水には適用されない）
※2ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの指針値については、ＰＦＯＳ及びＰＦＯＡの合計値とする。

別表５　水生生物保全に係る要監視項目の水域類型及び指針値

項目	水域	類型	指針値
クロロホルム	河川及び湖沼	生物Ａ	0.7mg/L 以下
		生物特Ａ	0.006mg/L 以下
		生物Ｂ	3mg/L 以下
		生物特Ｂ	3mg/L 以下
	海域	生物Ａ	0.8mg/L 以下
		生物特Ａ	0.8mg/L 以下
フェノール	河川及び湖沼	生物Ａ	0.05mg/L 以下
		生物特Ａ	0.01mg/L 以下
		生物Ｂ	0.08mg/L 以下
		生物特Ｂ	0.01mg/L 以下
	海域	生物Ａ	2mg/L 以下
		生物特Ａ	0.2mg/L 以下
ホルムアルデヒド	河川及び湖沼	生物Ａ	1mg/L 以下
		生物特Ａ	1mg/L 以下
		生物Ｂ	1mg/L 以下
		生物特Ｂ	1mg/L 以下
	海域	生物Ａ	0.3mg/L 以下
		生物特Ａ	0.03mg/L 以下
4-t-オクチルフェノール	河川及び湖沼	生物Ａ	0.001mg/L 以下
		生物特Ａ	0.0007mg/L 以下
		生物Ｂ	0.004mg/L 以下
		生物特Ｂ	0.003mg/L 以下
	海域	生物Ａ	0.0009mg/L 以下
		生物特Ａ	0.0004mg/L 以下
アニリン	河川及び湖沼	生物Ａ	0.02mg/L 以下
		生物特Ａ	0.02mg/L 以下
		生物Ｂ	0.02mg/L 以下
		生物特Ｂ	0.02mg/L 以下
	海域	生物Ａ	0.1mg/L 以下
		生物特Ａ	0.1mg/L 以下
2,4-ジクロロフェノール	河川及び湖沼	生物Ａ	0.03mg/L 以下
		生物特Ａ	0.003mg/L 以下
		生物Ｂ	0.03mg/L 以下
		生物特Ｂ	0.02mg/L 以下
	海域	生物Ａ	0.02mg/L 以下
		生物特Ａ	0.01mg/L 以下

(2) 排水基準

ア　有害物質に係る排水基準

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物（Ｃｄ）		0.03 mg/L
シアン化合物（CN）		1 mg/L
有機リン化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る）（Ｒ－Ｐ）		1 mg/L
鉛及びその化合物（Ｐｂ）		0.1 mg/L
六価クロム化合物（Cr^{6+}）		0.2 mg/L
砒素及びその化合物（Ａｓ）		0.1 mg/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物（Ｔ－Ｈｇ）		0.005 mg/L
アルキル水銀化合物（Ｒ－Ｈｇ）		検出されないこと。
ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）		0.003 mg/L
トリクロロエチレン（ＴＣＥ）		0.1 mg/L
テトラクロロエチレン（ＰＣＥ）		0.1 mg/L
ジクロロメタン		0.2 mg/L
四塩化炭素		0.02 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.04 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		1 mg/L
シス-1,2-ジクロロエチレン		0.4 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		3 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.06 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.02 mg/L
チウラム		0.06 mg/L
シマジン		0.03 mg/L
チオベンカルブ		0.2 mg/L
ベンゼン		0.1 mg/L
セレン及びその化合物（Ｓｅ）		0.1 mg/L
ほう素及びその化合物(B)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	10 mg/L
	海域に排出されるもの	230 mg/L
ふっ素及びその化合物(F)	海域以外の公共用水域に排出されるもの	8 mg/L
	海域に排出されるもの	15 mg/L
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物		100 mg/L
1,4-ジオキサン		0.5 mg/L

備考

1　「検出されないこと。」とは、環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

2　砒素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行（昭和49年12月1日）の際現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

3　アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物に係る許容限度は、アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの及び亜硝酸性窒素並びに硝酸性窒素の和で表記したものとする。

4　六価クロム化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにアンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物については、暫定基準が適用される業種等がある。

イ　生活環境項目

項目		許容限度
水素イオン濃度（ｐＨ）	（海域以外の公共用水域）	5.8～8.6
	（海域）	5.0～9.0
生物化学的酸素要求量（ＢＯＤ）		160（日間平均120）mg/L
化学的酸素要求量（ＣＯＤ）		160（日間平均120）mg/L
浮遊物質量（ＳＳ）		200（日間平均150）mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量（ｎ－Ｈｅｘ）	（鉱油類含有量）	5 mg/L
	（動植物油脂類含有量）	30 mg/L
フェノール類含有量		5 mg/L
銅含有量（Ｃｕ）		3 mg/L
亜鉛含有量（Ｚｎ）		2 mg/L
溶解性鉄含有量（Ｓ－Ｆｅ）		10 mg/L
溶解性マンガン含有量（Ｓ－Ｍｎ）		10 mg/L
クロム含有量（Ｔ－Ｃｒ）		2 mg/L
大腸菌数		日間平均800 CFU/mL
窒素含有量（Ｔ－Ｎ）		120（日間平均60）mg/L
リン含有量（Ｔ－Ｐ）		16（日間平均 8）mg/L

備考

1　「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。

2　この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50㎥以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。

3　水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業（硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む）に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。

4　水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際、現に湧出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。

5　生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。

6　窒素含有量及びリン含有量についての排水基準は、環境大臣の定める湖沼及び海域並びにこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。

なお、県内の海域の中では、瀬戸内海、博多湾、有明海及び唐津湾が環境大臣の定める海域となっているほか、次表の湖沼が、環境大臣が定める湖沼に指定されている。

環境大臣が定める湖沼（福岡県内のもの）

北九州市	河内ダム貯水池　黒ヶ畑池 小森江貯水池　菖蒲谷貯水池 昭和池　白木貯水池　道原貯水池 畑貯水池　ます渕ダム貯水池 松ヶ江ダム貯水池 頓田第一貯水池 頓田第二貯水池	太宰府市	大佐野ダム貯水池　北谷ダム貯水池 松川ダム貯水池
		古賀市	河内ダム貯水池（古賀ダム貯水池）
		福津市	久末ダム貯水池
		うきは市	合所ダム貯水池
		宮若市	力丸ダム貯水池　犬鳴ダム貯水池
福岡市	曲渕ダム貯水池 長谷ダム貯水池	朝倉市	江川ダム貯水池 寺内ダム貯水池
福岡市･那珂川市	脊振ダム貯水池	糸島市	瑞梅寺ダム貯水池　雷山大溜池
直方市	尾崎貯水池　福智山ダム貯水池	那珂川市	南畑ダム貯水池
飯塚市・桂川町	久保白ダム貯水池	宇美町	草ヶ谷ダム貯水池　安光池
八女市	花宗ため池　日向神ダム貯水池	宇美町･須恵町	須恵ダム貯水池
行橋市	矢留貯水池	篠栗町	鳴淵ダム貯水池
中間市･鞍手町	浮州池	須恵町	中柱田貯水池
筑紫野市	水呑ダム貯水池 山神ダム貯水池 山口調整池（天拝湖）	久山町	猪野ダム貯水池 久原ダム貯水池
		粕屋町	古大間池
春日市	大牟田貯水池　春日貯水池 白水池	添田町	油木ダム貯水池 陣屋ダム貯水池
大野城市	牛頸ダム貯水池	苅田町	井の口貯水池 殿川ダム貯水池 山口ダム貯水池
宗像市	大井ダム貯水池 多礼ダム貯水池 吉田ダム貯水池		

※ □は窒素及びリンについて、それ以外はリンについてのみ排出規制が適用される。

ウ　生活環境項目に係る暫定排水基準

（ｱ）　亜鉛含有量（令和 11 年 12 月 10 日まで）　（単位 mg/L）

業種その他の区分	許容限度
電気めっき業	4

（ｲ）　窒素含有量及びリン含有量（令和 10 年 9 月 30 日まで）　（単位 mg/L）

項目	業種	許容限度	
		最大	日間平均
窒素含有量	天然ガス鉱業	160	150
	畜産農業（豚房施設を有するものに限る。面積が50m²以上のもの）	130	110
	酸化コバルト製造業	200	100
	バナジウム化合物製造業及びモリブデン化合物製造業（バナジウム化合物又はモリブデン化合物の塩析工程を有するものに限る）	4,100	3,100
リン含有量	畜産農業（豚房施設を有するものに限る。面積が50m²以上のもの）	22	18

※　この表は、環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用される。

資料

エ　有害物質に係る暫定排水基準

(ｱ) ほう素及びその化合物（令和 10 年 9 月 30 日まで（旅館業又は下水道業にあっては、当分の間））　（単位 mg/L）

業種その他の区分		許容限度
海域以外の公共用水域に排出されるもの	電気めっき業、ほうろう鉄器製造業	30
	下水道業（旅館業（温泉を利用するものに限る）に属する下水道法上の特定事業場から排出される水を受け入れており、一定の条件に該当するものに限る）	40
	金属鉱業	100
旅館業（温泉を利用するものに限る）	１リットルにつきほう素 500mg 以下の温泉を利用するもの	300
	１リットルにつきほう素 500mg を超える温泉を利用するもの	500

備考　下水道業の一定の条件とは、次の算式により計算された値が 10 を超えることをいう。

Σ(Ｃｉ･Ｑｉ)／Ｑ

この式において､Ｃｉ、Ｑｉ及びＱは、それぞれ次の値を表すものとする。

Ｃｉ　当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常の値(単位 ほう素の量に関して、mg/L)

Ｑｉ　当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常の量（単位 m^3/日）

Ｑ　当該下水道から排出される排出水の通常の量(単位 m^3/日)

(ｲ) ふっ素及びその化合物（令和 10 年 9 月 30 日まで（旅館業にあっては、当分の間））　（単位 mg/L）

業種その他の区分		許容限度
海域以外の公共用水域に排出されるもの	ほうろう鉄器製造業	10
	電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50m^3以上のものに限る）、旅館業(1日当たりの平均的な排出水の量が50m^3以上であり、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（以下「改正政令」という）の施行（S49.12.1)の際現に湧出していなかった温泉を利用するものに限る）	15
旅館業（温泉（自然に湧出しているものを除く)を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50m^3未満であるもの又は改正政令の施行(S49.12.1)の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る）		30
電気めっき業（1日当たりの平均的な排出水の量が50m^3未満であるものに限る）		40
旅館業（温泉（自然に湧出しているものに限る)を利用するものであって1日当たりの平均的な排出水の量が50m^3未満であるもの又は改正政令の施行(S49.12.1)の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る）		50

(ｳ) アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物（令和10年9月30日まで）

（単位：アンモニア性窒素に 0.4 を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、mg/L）

業種その他の区分	許容限度
畜産農業のうち水質汚濁防止法施行令別表第１第１号の２イに掲げる施設を有するもの	400
モリブデン化合物製造業	1,300
バナジウム化合物製造業	1,350
貴金属製造・再生業	2,800

(ｴ) 六価クロム化合物（令和9年3月31日まで）　（単位 mg/L）

業種その他の区分	許容限度
電気めっき業	0.5

オ　水域別上乗せ排水基準

水質汚濁防止法第３条第３項では、法で定める排水基準に代えて、都道府県知事がより厳しい許容限度を定める排水基準を条例で定めることができるとされている。本県では「水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例(昭和 48 年 3 月 31 日福岡県条例第 8 号)」により、県の全域を別表 1 のように区分して排水基準を定めている。

別表１　上乗せ排水基準の適用範囲

区域の名称	範囲	排水基準
瀬戸内海水域	山国川及び山国川河口左岸から北九州市若松区妙見崎灯台に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域	別表2
大牟田水域	隈川及び隈川河口左岸から福岡県と熊本県の境界線に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域	別表3
博多湾水域	福岡市東区大字勝馬2115番地先北端と同市西区大字西浦2467番地西浦崎北端とを結ぶ直線及び海岸線に囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域	別表4
遠賀川・筑後川・矢部川水域	遠賀川、筑後川及び筑後川左岸から隈川右岸に至る陸岸の地先海域並びにこれらに流入する公共用水域	別表5
筑前海水域	北九州市若松区妙見崎灯台から福岡県と佐賀県の境界線に至る陸岸の地先海域及びこれに流入する公共用水域（博多湾水域並びに遠賀川及びこれに流入する公共用水域を除く）	別表6

備考　この表に掲げる区域は、昭和 63 年 12 月 1 日における行政区画その他の区域によって表示されたものとする。

資料

別表２　瀬戸内海水域に係る上乗せ排水基準

１　洞海湾･響灘（北九州市若松区妙見崎灯台から日明下水処理場（同市小倉北区西港町 96 番地の 2)に至る陸岸の地先海域）及びこれに流入する公共用水域

業種(施設)			項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)						適用の日
			ＢＯＤ又はＣＯＤ	ＳＳ	ｎ－Ｈｅｘ 動植物油脂類	ｎ－Ｈｅｘ 鉱油類	ﾌｪﾉｰﾙ類	ｼｱﾝ化合物	
①　下水道整備地域に所在する特定事業場									
全業種			30(20)	100(70)					H2.4.1～
②　下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場（S45.11.20において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場）									
食料品製造業	通常の排水量が2,000m³/日以上のもの		40(30)	40(30)	10	2			
食料品製造業	通常の排水量が2,000m³/日未満のもの		120(100)	80(70)	10	2			
化学工業製品製造業	有機化学工業製品製造業	合成染料製造業（反応型染料及び分散型染料を製造する工程に係るもの。以下同じ）	45(40)	40(30)	10	2	1	0.5	
化学工業製品製造業	有機化学工業製品製造業	その他の有機化学工業製品製造業	45(40)	40(30)	10	2	1	0.5	
化学工業製品製造業	その他の化学工業製品製造業	通常の排水量が2,000m³/日以上のもの	15(10)	60(50)	10	2	1		
化学工業製品製造業	その他の化学工業製品製造業	通常の排水量が2,000m³/日未満のもの	50(40)	80(70)	10	2	1		
コークス製造業			60(50)	60(50)		2	1		
ガラス又はガラス製品製造業			15(10)	150(120)					
窯業原料（うわ薬原料を含む)の精製業			20(15)	80(60)					
鉄鋼業	通常の排水量が2,000m³/日以上のもの		20(15)	50(40)	10	2	1	0.5	
鉄鋼業	通常の排水量が2,000m³/日未満のもの		80(60)	80(70)					
非鉄金属製造業			15(10)	25(20)		2			
金属製品製造業			20(15)	60(50)					
し尿処理施設（処理対象人員が500人以下のし尿浄化槽を除く。以下同じ）			45(30)						
下水道終末処理施設			30(20)	(70)					
その他の業種（施設）			60(50)	80(70)					
③　下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場(S45.11.21以後に特定施設(これに相当する施設を含む。)を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場)									
化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業及び金属製品製造業			15(10)	25(20)	2	2	1	0.5	
し尿処理施設			45(30)						
指定地域特定施設	H3.7.31以前に設置されたもの	合併処理	80(60)						H4.8.1～
指定地域特定施設	H3.7.31以前に設置されたもの	単独処理	120(90)						H4.8.1～
指定地域特定施設	H3.8.1以後に設置されたもの		45(30)						
追加指定施設			60(50)	80(70)					H2.4.1～
その他の業種(施設)	通常の排水量が2,000m³/日以上のもの		15(10)	25(20)	2	2	1	0.5	
その他の業種(施設)	通常の排水量が2,000m³/日未満のもの		30(20)	30(25)	2	2	1		

2　1を除く瀬戸内海水域

業種(施設)			項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)					適用の日
			BOD又はCOD	SS	n－Hex 動植物油脂類	n－Hex 鉱油類	フェノール類	
①　下水道整備地域に所在する特定事業場								
全業種			30(20)	100(70)				
②　下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場（S49.8.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場）								
食料品製造業	通常の排水量が2,000m³/日以上のもの		40(30)	40(30)	10			
食料品製造業	通常の排水量が500m³/日以上2,000m³/日未満のもの		80(60)	100(70)	15			
食料品製造業	通常の排水量が500m³/日未満のもの		120(90)	150(120)	20			
化学工業製品製造業	有機化学工業製品製造業	エチルアルコール製造業(醗酵工業に属するものに限る)	120(90)	100(70)	10			
化学工業製品製造業	有機化学工業製品製造業	その他の有機化学工業製品製造業	45(40)	40(30)	10	2	1	
化学工業製品製造業	その他の化学工業製品製造業	通常の排水量が2,000m³/日以上のもの	15(10)	60(50)	10	2	1	
化学工業製品製造業	その他の化学工業製品製造業	通常の排水量が2,000m³/日未満のもの	50(40)	80(70)	10	2	1	
鉄鋼業			20(15)	50(40)	10	2		
非鉄金属製造業			15(10)	25(20)		2		
金属製品製造業及び機械器具製造業(武器製造業を含む)			20(15)	60(50)				
セメント製品製造業			20(15)	70(50)				
紙製造業			100(80)	70(50)				
と畜業			80(60)	100(70)				
し尿処理施設			45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設			30(20)	100(70)				
その他の業種（施設）			60(50)	80(70)	10	2	1	
③　下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場(S49.8.2以後に特定施設（これに相当する施設を含む。）を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場）								
化学工業製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、機械器具製造業(武器製造業を含む)及びセメント製品製造業			15(10)	25(20)	2	2	1	
し尿処理施設			45(30)	100(70)				
指定地域特定施設	H3.7.31以前に設置されたもの	合併処理	80(60)					H4.8.1～
指定地域特定施設	H3.7.31以前に設置されたもの	単独処理	120(90)					H4.8.1～
指定地域特定施設	H3.8.1以後に設置されたもの		45(30)					H2.4.1～
下水道終末処理施設			30(20)	100(70)				H2.4.1～
追加指定施設			60(50)	80(70)	10	2	1	H2.4.1～
その他の業種(施設)	通常の排水量が2,000m³/日以上のもの		15(10)	25(20)	2	2	1	
その他の業種(施設)	通常の排水量が500m³/日以上2,000m³/日未満のもの		30(20)	30(25)	2	2	1	
その他の業種(施設)	通常の排水量が500m³/日未満のもの		50(40)	70(50)	10	2	1	

備考

1　「指定地域特定施設」とは、水質汚濁防止法第2条第3項に定める施設をいう。

2　「特定施設」とは水質汚濁防止法第2条第2項に規定する特定施設又は指定地域特定施設をいい、「特定事業場」とは特定施設を設置する工場又は事業場をいう。

3　1の項において「既設事業場」とは、水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号。以下「施行令」という）別表第1に掲げる施設（備考4に掲げるものを除く）を設置している特定事業場であって、昭和45年11月20日以前に当該施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。

4　1の項の「追加指定施設」とは、次に掲げる特定施設ごとに、それぞれ基準日以前に設置し、又は設置の工事に着手していたものをいう。

	施行令別表第1の番号	基準日		施行令別表第1の番号	基準日		施行令別表第1の番号	基準日
(1)	1-2	S47.10.1	(5)	18-2, 18-3, 21-2, 21-3, 21-4, 23-2, 51-2, 51-3, 63-2, 70-2, 71-4	S57.1.1	(7)	66-4, 66-5, 66-6, 66-7, 66-8	S63.10.1
(2)	66-3, 71-2	S49.12.1				(8)	71-5, 71-6	H3.10.1
(3)	64-2, 69-2	S51.6.1						
(4)	68-2, 71-3	S54.5.10	(6)	69-3	S57.7.1	(9)	63-3	H13.7.1

5　2の項において「既設事業場」とは、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（昭和49年政令第363号）による改正前の水質汚濁防止法施行令（以下「昭和49年改正政令による改正前の施行令」という）別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工

資料

事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。

6　2の項において「追加指定施設」とは、備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。

7　「食料品製造業」とは、施行令別表第1第2号から第18号までに掲げる特定施設に係るものをいう。

8　「有機化学工業製品製造業」とは、施行令別表第1第28号から第37号まで、第40号、第46号及び第47号に掲げる特定施設に係るものをいう。

9　「その他の化学工業製品製造業」とは、施行令別表第1第21号、第22号、第23号、第24号から第27号まで、第38号、第39号、第41号から第45号まで及び第48号から第50号までに掲げる特定施設に係るものをいう。

10　「合併処理」及び「単独処理」は、建築基準法施行令第32条の規定に基づき、し尿浄化槽の構造を指定する件（昭和55年建設省告示第1292号。以下「昭和55年建設省告示」という）に定めるところによる。

11　( )内の数値は日間平均値による許容限度で1日の排出水の平均的な汚水状態について定めたものである。

12　この表に掲げる上乗せ排水基準は、通常の排水量が50m³/日以上である特定事業場に係る排出水について適用する。

13　ＢＯＤに係る上乗せ排水基準は、海域以外の公共用水域に排出される排出水及びし尿処理施設、指定地域特定施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水に限って適用し、ＣＯＤに係る上乗せ排水基準は、海域に排出される排出水（し尿処理施設又は下水道終末処理施設を設置する特定事業場から排出される排出水を除く）に限って適用する。

14　「下水道整備地域」とは、下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第8号に規定する処理区域をいう。

15　下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準の適用については、次のとおりとする。

(1)　下水道整備地域に所在するものの上乗せ排水基準は、一の特定事業場がそれ以外の地域に所在するとした場合における上乗せ排水基準に比べ、厳しい場合に限って適用する。

(2)　下水道整備地域に所在していなかった特定事業場が下水道整備地域に所在することとなった場合においては、当該地域につき終末処理場による下水の処理が開始された後1年を経過した日から適用する。

16　食料品製造業のうちみかん缶詰製造業に係るＢＯＤ又はＣＯＤについての上乗せ排水基準は、その排出水の量のいかんにかかわらず、食料品製造業につき定められたＢＯＤ又はＣＯＤについての上乗せ排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。

17　施行令別表第1第72号のし尿処理施設のみを設置する特定事業場にあっては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。

18　指定地域特定施設に係る上乗せ排水基準のうち、平成3年7月31日以前に設置されたものにあっては、一の特定事業場が指定地域特定施設のみを特定施設として設置する場合に限って適用する。

19　一の特定事業場が二以上の業種（施設）に該当する場合における上乗せ排水基準の適用は、次のとおりとする。

(1)　施行令別表第1第66号の3、第66号の6から第66号の8まで、第68号の2又は第71号の2に掲げる施設を設置する特定事業場（製造業に係る特定事業場を除く）が施行令別表第1第72号に掲げるし尿処理施設を設置する場合又は平成3年8月1日以後に指定地域特定施設を設置する場合にあっては、既設事業場及び新規事業場の区分にかかわらず、当該し尿処理施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。

(2)　(1)以外の特定事業場にあっては、当該事業場の主たる業種（製造業に係る特定事業場にあっては工業出荷額の数値が最大のものをいう）に係る特定施設につき定められた上乗せ排水基準を適用する。ただし、既設事業場において、既設事業場に係る施設以外の施設が特定施設として設置され、又は追加指定施設となった場合においては、既設事業場に係る上乗せ排水基準を適用する。

20　備考19の規定にかかわらず、一の特定事業場の二以上の業種の一に合成染料製造業が該当するときは、当該合成染料製造業に係る上乗せ排水基準に限り、当該合成染料製造業につき定められた上乗せ排水基準を適用する。

21　別表1の備考の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。

別表３　大牟田水域に係る上乗せ排水基準

１　大牟田川（大牟田川港湾区域を除く。以下この表において同じ）及びこれに流入する公共用水域

業種（施設）	項目及び物質並びにその許容限度（単位 mg/L）										適用の日
	ＢＯＤ	ＳＳ	ｎ－Ｈｅｘ（鉱油類）	ﾌｪﾉｰﾙ類	ｼｱﾝ化合物	有機ﾘﾝ化合物	Ｃｄ・Ｃｄ化合物	Ｐｂ・Ｐｂ化合物	Cr^{6+}化合物	Ａｓ・Ａｓ化合物	
し尿処理施設	45(30)	120(90)									
その他の施設	15(10)	100(70)	1	1	検出されないこと。		0.01	0.1	0.05	0.05	

２　大牟田川河口の中央を中心とする半径 500m の円弧及び陸岸に囲まれた海域（大牟田川港湾区域を含む）並びにこれに流入する公共用水域（大牟田川及びこれに流入する公共用水域を除く）

業種（施設）	項目及び物質並びにその許容限度（単位 mg/L）						適用の日
	ＢＯＤ	ＣＯＤ	ＳＳ	ｎ－Ｈｅｘ（鉱油類）	ﾌｪﾉｰﾙ類	Ｃｄ・Ｃｄ化合物	
特定事業場から排出される水(公共用水域に排出されるものを除く)の処理施設（し尿処理施設及び下水道終末処理施設を除く）		120(100)	100(70)	3	1	0.01	
その他の施設	40(30)	40(30)	100(70)	1	1	0.01	

３　１及び２を除く大牟田水域

業種(施設)	項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)					適用の日
	ＢＯＤ	ＣＯＤ	ＳＳ	ｎ－Ｈｅｘ（鉱油類）	ﾌｪﾉｰﾙ類	
①　下水道整備地域に所在する特定事業場						
全業種	30(20)	30(20)	100(70)			
②　下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場（S48.4.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場）						
非鉄金属製造業		40(30)	100(70)			
鉱業及び水洗炭業	70(50)	70(50)				
と畜業	120(90)					
し尿処理施設（合併処理に限る）	45(30)		120(90)			
動物系飼料製造業	120(90)		100(70)			
下水道終末処理施設	30(20)		100(70)			
その他の施設	120(90)	120(90)	150(120)			H2.4.1～
②　下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場（S48.4.2以後に特定施設（これに相当する施設を含む。）を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場）						
し尿処理施設	45(30)		120(90)			
追加指定施設	120(90)	120(90)	150(120)			H2.4.1～
その他の施設	30(20)	30(20)	100(70)	1	1	

備考

1　別表１の備考並びに別表２の備考２、11 から 15 まで、17 及び 19 の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。

2　「既設事業場」とは、昭和 49 年改正政令による改正前の施行令別表第１に掲げる施設を設置している特定事業場であって昭和 48 年４月１日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。

3　「追加指定施設」とは、別表２の備考 4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。

4　２の項においてその他の施設に係るカドミウム及びその化合物の許容限度は、非鉄金属製造業に係る特定事業場から排出される排出水に限って適用する。

5　「合併処理」は、昭和 55 年建設省告示による廃止前の建築基準法施行令の規定に基づきし尿浄化槽の構造を指定する件（昭和 44 年建設省告示第 1726 号。以下「廃止前の建設省告示」という。）に定めるところによる。

6　この表において「有機リン化合物」とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮに限る。

7　「検出されないこと。」とは、水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例第４条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。

別表４　博多湾水域に係る上乗せ排水基準

１　那珂川、御笠川及び河口海域（福岡市博多区沖浜町中央埠頭西端、同市中央区那の津５丁目須崎埠頭北端及び同市博多区築港本町博多埠頭西端を上記の順に結んだ直線並びに同市博多区築港本町博多埠頭西端から同市博多区沖浜町中央埠頭西端に至る海岸線によって囲まれた海域に限る）並びにこれらに流入する公共用水域

業種（施設）		項目及び物質並びにその許容限度（単位 mg/L）						適用の日
		ＢＯＤ	ＣＯＤ	ＳＳ	ｎ－Ｈｅｘ 動植物油脂類	ｎ－Ｈｅｘ 鉱油類	ﾌｪﾉｰﾙ類	
①　下水道整備地域に所在する特定事業場								
全業種		30(20)	30(20)	100(70)				
②　下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場（S48.4.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場）								
畜産食料品製造業、水産食料品製造業、小麦粉製造業、パン製造業、菓子製造業、飲料製造業、ぶどう糖製造業、水あめ製造業、繊維製品製造業及びと畜業		80(60)		100(80)	15			
砂糖製造業		80(60)	80(60)	100(80)				
パルプ製造業及び紙製造業		80(60)		100(70)				
写真現像業		80(60)	80(60)					
し尿処理施設	合併処理	45(30)		120(90)				
	単独処理	120(90)		150(120)				
下水道終末処理施設		30(20)		100(70)				
合成樹脂製造業							1	
その他の施設		120(90)		150(120)				H2.4.1～
③　下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場（S48.4.2以後に特定施設（これに相当する施設を含む。）を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場）								
し尿処理施設		45(30)		120(90)				
追加指定施設		120(90)		150(120)				H2.4.1～
その他の施設		30(20)	30(20)	100(70)	20		1	

2　1を除く博多湾水域

業種(施設)			項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)						適用の日
			BOD	COD	SS	n－Hex 動植物油脂類	n－Hex 鉱油類	ﾌｪﾉｰﾙ類	
①　下水道整備地域に所在する特定事業場									
全業種			30(20)	30(20)	100(70)				
②　下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場（S49.8.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場）									
畜産食料品製造業、水産食料品製造業及び飲料製造業			120(90)	120(90)	150(120)	20			
セメント製品製造業					70(50)				
と畜業			80(60)	80(60)	100(70)				
し尿処理施設	し尿浄化槽	処理対象人員が2,001人以上	45(30)		100(70)				
		処理対象人員が2,000人以下	80(60)		120(90)				
	その他のし尿処理施設		45(30)		100(70)				
下水道終末処理施設			30(20)		100(70)				
その他の施設			120(90)	120(90)	150(120)				H2.4.1～
③　下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場（S49.8.2以後に特定施設（これに相当する施設を含む。）を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場）									
し尿処理施設			45(30)		100(70)				
下水道終末処理施設			30(20)		100(70)				
追加指定施設			120(90)	120(90)	150(120)				H2.4.1～
その他の施設	通常の排水量が2,000m³/日以上のもの		30(20)	30(20)	30(25)	2	2	1	
	通常の排水量が500m³/日以上2,000m³/日未満のもの		50(40)	50(40)	70(50)	10	2	1	
	通常の排水量が500m³/日未満のもの		80(60)	80(60)	100(70)	15	2	1	

備考

1　別表1の備考並びに別表2の備考2、11から15まで、17及び19の規定（1の項に係る上乗せ排水基準については、同表の備考13の規定を除く）は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。

2　1の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和48年4月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。

3　2の項において「既設事業場」とは、昭和49年改正政令による改正前の施行令別表第1に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和49年8月1日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、同項において「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。

4　「追加指定施設」とは、別表2の備考4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。

5　「合併処理」及び「単独処理」は、廃止前の建設省告示に定めるところによる。

資料

別表５　遠賀川･筑後川･矢部川水域に係る上乗せ排水基準

業種(施設)			項目及び物質並びにその許容限度(単位mg/L)					適用の日
			ＢＯＤ又はＣＯＤ	ＳＳ	ｎ－Ｈｅｘ 動植物油脂類	ｎ－Ｈｅｘ 鉱油類	ﾌｪﾉｰﾙ類	
①　下水道整備地域に所在する特定事業場								
全業種			30(20)	100(70)				
②　下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場（S49.8.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場）								
食料品製造業	蒸りゅう酒･混成酒製造業		120(90)	100(70)				
	その他の食料品製造業	通常の排水量が500m³/日以上のもの	80(60)	100(70)	15			
		通常の排水量が500m³/日未満のもの	120(90)	150(120)	20			
染色整理業及び繊維製品製造業			120(90)	150(120)				
紙製造業、セメント製品製造業､生コンクリート製造業及び砕石業				70(50)				
と畜業			80(60)	100(70)				
し尿処理施設	し尿浄化槽	処理対象人員が2,001人以上	45(30)	100(70)				
		処理対象人員が2,000人以下	80(60)	100(90)				
	その他のし尿処理施設		45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設			30(20)	100(70)				
その他の施設			120(90)	150(120)				H2.4.1～
③　下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場（S49.8.2以後に特定施設（これに相当する施設を含む。）を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場）								
し尿処理施設			45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設			30(20)	100(70)				
追加指定施設			120(90)	150(120)				H2.4.1～
その他の施設	通常の排水量が2,000m³/日以上のもの		30(20)	30(25)	2	2	1	
	通常の排水量が500m³/日以上2,000m³/日未満のもの		50(40)	70(50)	10	2	1	
	通常の排水量が500m³/日未満のもの		80(60)	100(70)	15	2	1	

備考

1　別表２の備考 2、7、11 から 17 まで及び 19 の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。この場合において、同表の備考 15 中「下水道整備地域に所在するもの」とあるのは「下水道整備地域に所在する特定事業場」と読み替えるものとする。

2　「既設事業場」とは、昭和 49 年改正政令による改正前の施行令別表第１に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和 49 年８月１日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。

3　「追加指定施設」とは、別表２の備考 4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。

別表６　筑前海水域に係る上乗せ排水基準

業種(施設)		項目及び物質並びにその許容限度(単位 mg/L)					適用の日
		ＢＯＤ又はＣＯＤ	ＳＳ	ｎ－Ｈｅｘ		ﾌｪﾉｰﾙ類	
				動植物油脂類	鉱油類		
①　下水道整備地域に所在する特定事業場							
全業種		30(20)	100(70)				
②　下水道整備地域以外の地域に所在する既設特定事業場（S53.1.1において特定施設に相当する施設を設置し、又は設置の工事に着手していた事業場）							
食料品製造業	通常の排水量が500m³/日以上のもの	80(60)	100(70)				
	通常の排水量が500m³/日未満のもの	120(90)	150(120)				
金属製品製造業、酸又はアルカリによる表面処理施設及び畜房施設		80(60)	100(70)				
し尿処理施設		45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設		30(20)	100(70)				
その他の施設		120(90)	150(120)				H2.4.1～
③　下水道整備地域以外の地域に所在する新規特定事業場（S53.1.2以後に特定施設（これに相当する施設を含む。）を設置し、又は特定事業場に該当することとなった事業場）							
し尿処理施設		45(30)	100(70)				
下水道終末処理施設		30(20)	100(70)				
追加指定施設		120(90)	150(120)				H2.4.1～
その他の施設	通常の排水量が2,000m³/日以上のもの	30(20)	30(25)	2	2	1	
	通常の排水量が500m³/日以上2,000m³/日未満のもの	50(40)	70(50)	10	2	1	
	通常の排水量が500m³/日未満のもの	80(60)	100(70)	15	2	1	

備考

1　別表２の備考２、７、11から17まで及び19の規定は、この表に掲げる上乗せ排水基準について準用する。この場合において、同表の備考 15 中「下水道整備地域に所在するもの」とあるのは「下水道整備地域に所在する特定事業場」と読み替えるものとする。

2　「既設事業場」とは、瀬戸内海環境保全臨時措置法施行令及び水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令（昭和 54 年政令第 132 号）による改正前の水質汚濁防止法施行令別表第１に掲げる施設を設置している特定事業場であって、昭和 53 年１月１日以前に当該施設を設置し、又は設置の工事に着手していたものをいい、「新規事業場」とは、これら以外の特定事業場をいう。

3　「追加指定施設」とは、別表２の備考 4(2)から(9)までに掲げる特定施設をいう。

4　「畜房施設」とは、施行令別表第１第１号の２に掲げる特定施設に係るものをいう。

資料

福岡県小規模事業場排水水質改善指導要領

（最終改正　令和７年６月６日）

第１　（目的）

この要領は、水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）の規定に基づく特定事業場のうち、1日当たりの平均排水量50立方メートル未満の特定事業場（以下「小規模事業場」という。）について、排水の水質改善につき適正な指導を行うために必要な事項を定めるもので、もって公共用水域の水質の保全に寄与することを目的とする。

第２　（指導対象事業場）

環境部及び保健福祉環境事務所（以下「保健福祉環境事務所等」という。）において、重点的に指導する小規模事業場は、1日当たりの平均排水量30立方メートル以上50立方メートル未満の事業場及び1日当たりの平均排水量30立方メートル未満の事業場であっても特に負荷量が多いと認められる事業場（以下「指導対象事業場」という。）とする。

第３　（事業者への啓発）

保健福祉環境事務所等は、指導対象事業場の届出者に対して、この要領の円滑な推進を図るため、当該事業場が第5に定める指導基準を遵守することはもとより、進んで公共用水域の水質保全に努めるよう啓発するものとする。

第４　（指導）

1　保健福祉環境事務所等は、他の県関係機関と緊密な連携をとり、必要に応じ関係市町村長の協力を得て、指導対象事業場の届出者に対し、水質改善対策の実施について適切な指導及び助言を行うものとする。

2　前項の具体的な指導及び助言は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

1）作業工程の合理化等による汚濁負荷量の削減に係る技術的助言
2）汚水等の処理の方法に係る技術的助言
3）汚水等処理施設の適正管理に係る技術的指導
4）排出水等の水質測定に係る技術的指導
5）汚水等処理施設の設置等公害防止施設整備に関する各種制度資金のあっ旋等に係る助言
6）その他保健福祉環境事務所等が必要と認める事項に係る指導及び助言

第５　（指導基準）

1　第4に定める指導及び助言の目標とする排出水の水質の基準（以下「指導基準」という。）は、別表に定めるとおりとする。

2　保健福祉環境事務所等は、排出先公共用水域の水質に与える影響、汚水等処理技術の開発状況その他の社会的条件及び自然的条件等を勘案し、前項の指導基準による指導が適切でないと判断される場合には、必要に応じて前項の指導基準にかえて適用する特別の指導基準を定め得るものとする。

第６　（立入調査等）

1　保健福祉環境事務所等は、指導対象事業場に立ち入り、排出水の性状等について調査を行うものとする。

2　前項の具体的調査事項は、次の各号に掲げる事項によるものとする。

1）特定施設の使用状況
2）汚水等処理施設の管理及び運転状況
3）用排水の系統に関する状況
4）排出水等の汚染状態及び量
5）排水口付近の公共用水域の状況
6）その他保健福祉環境事務所等が必要と認める事項

第７　（行政措置）

保健福祉環境事務所等は、指導対象事業場の届出者が、当該事業場の排水口において、指導基準に適合しない排出水を継続して排出する場合、若しくは排出するおそれがあると認められる場合には、その者に対して、汚水等の処理の方法の改善等の水質改善対策を講ずるよう指導、勧告を行うものとする。

別表　（第５関係）

指導基準

項目		基準値	適用
水素イオン濃度 （ｐＨ）		5.8 以上 8.6 以下	海域に排出されるものについては5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量 （ＢＯＤ）		160 mg/L 以下 （日間平均120 mg/L 以下）	海域及び湖沼以外に排出されるものに適用
化学的酸素要求量 （ＣＯＤ）		160 mg/L 以下 （日間平均120 mg/L 以下）	海域及び湖沼並びに瀬戸内海水域に排出されるものに適用
浮遊物質量 （ＳＳ）		200 mg/L 以下 （日間平均150 mg/L 以下）	
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 （ｎ－Ｈｅｘ）	動植物油脂類含有量	30mg/L 以下	
	鉱油類含有量	5mg/L 以下	
大腸菌数		日間平均800 CFU※/mL以下	

※CFU：コロニー形成単位

資料

(3)　水質汚濁防止法による届出特定事業場数

（瀬戸内海環境保全特別措置法による許可を含む）　　（令和6年度末現在）

号・番号	業種（施設）	事業場数（うち、有害物質使用特定事業場）				
		県	北九州市	福岡市	久留米市	合計
1	鉱業又は水洗炭業	7				7
1の2	畜産農業又はサービス業	373　(1)	2	15	31	421　(1)
2	畜産食料品製造業	74　(1)	3	2	7	86　(1)
3	水産食料品製造業	78	7	6	10	101
4	野菜、果実保存食料品製造業	91	2		6	99
5	みそ、しょう油等調味料製造業	137	2	4	10	153
6	小麦粉製造業	1				1
7	砂糖製造業		1	1		2
8	パン、菓子、あんの製造業	12			4	16
9	米菓、こうじ製造業	4				4
10	飲料製造業	75　(2)	3	2	24	104　(2)
11	動物系飼料又は有機質肥料製造業	8	2			10
12	動植物油脂製造業	10	1			11
13	イースト製造業					0
14	でん粉又は化工でん粉製造業	2				2
15	ぶどう糖、水あめ製造業					0
16	麺類製造業	55		2	5	62
17	豆腐、煮豆製造業	151	3	5	16	175
18	インスタントコーヒー製造業					0
18の2	冷凍調理食品製造業	19		2	1	22
18の3	たばこ製造業					0
19	紡績業、繊維製品製造業	30		1	4	35
20	洗毛業					0
21	化学繊維製造業					0
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	3			1	4
21の3	合板製造業	31			2	33
21の4	パーティクルボード製造業					0
22	木材薬品処理業	5	1			6
23	パルプ、紙、紙加工品製造業	13　(1)	1			14　(1)
23の2	新聞業、出版業、印刷又は製版業	14	2	3　(1)	5	24　(1)
24	化学肥料製造業	1	2　(2)			3　(2)
25	削除					
26	無機顔料製造業		1　(1)			1　(1)
27	無機化学工業製品製造業（25、26号を除く）	9　(5)	9　(3)	1		19　(8)
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	1	1			2
29	コールタール製品製造業		1　(1)			1　(1)
30	発酵工業					0
31	メタン誘導品製造業					0
32	有機顔料又は合成染料の製造業		1　(1)			1　(1)
33	合成樹脂製造業	4　(1)	2	1		7　(1)
34	合成ゴム製造業					0
35	有機ゴム薬品製造業					0
36	合成洗剤製造業					0
37	石油化学工業（31～36、51号を除く）		1　(1)			1　(1)
38	石けん製造業	2			1	3
38の2	界面活性剤製造業					0
39	硬化油製造業					0
40	脂肪酸製造業		1　(1)			1　(1)
41	香料製造業					0
42	ゼラチン又はにかわの製造業					0
43	写真感光材料製造業					0
44	天然樹脂製品製造業	1				1
45	木材化学工業					0
46	有機化学工業製品製造業（28～45号を除く）	5　(2)	2　(1)			7　(3)

号・番号	業種(施設)	事業場数(うち、有害物質使用特定事業場)				
		県	北九州市	福岡市	久留米市	合計
47	医薬品製造業	2 (2)				2 (2)
48	火薬製造業					0
49	農薬製造業					0
50	試薬の製造業					0
51	石油精製業		2			2
51の2	ゴム製品製造業		2		1	3
51の3	医療用若しくは衛生用ゴム製品製造業					0
52	皮革製造業					0
53	ガラス又はガラス製品の製造業	8 (4)	1 (1)			9 (5)
54	セメント製品製造業	72 (4)	6	5	5	88 (4)
55	生コンクリート製造業	70 (6)	11	17	8	106 (6)
56	有機質砂かべ材製造業	3 (1)				3 (1)
57	人造黒鉛電極製造業					0
58	窯業原料の精製業					0
59	砕石業	11	2			13
60	砂利採取業	7	1	3		11
61	鉄鋼業	5 (1)	5 (3)			10 (4)
62	非鉄金属製造業	4 (1)	2 (1)			6 (2)
63	金属製品又は機械器具製造業	25 (9)	3 (1)	3 (3)	3	34 (13)
63の2	空きびん卸売業				1	1
63の3	石炭を燃料とする火力発電施設	2	2			4
64	ガス供給業又はコークス製造業	1	2 (2)			3 (2)
64の2	水道施設	26	1	2		29
65	酸又はアルカリによる表面処理施設	67 (40)	14 (5)	2	3 (1)	86 (46)
66	電気めっき施設	7 (6)	4 (4)	1 (1)	4 (4)	16 (15)
66の2	エチレンオキサイド又は1,4-ジオキサンの混合施設					0
66の3	旅館業	632	13	30	37	712
66の4	共同調理場	15				15
66の5	弁当仕出屋又は弁当製造業	26	1		4	31
66の6	飲食店(66の7及び66の8を除く)	30	2	6	1	39
66の7	そば店、うどん店、すし店、喫茶店等	1				1
66の8	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブ等	1				1
67	洗濯業	335 (6)	2	31	42	410 (6)
68	写真現像業	71 (7)	1		4	76 (7)
68の2	病院	16 (4)	4 (1)	4	2 (1)	26 (6)
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	3				3
69の2	卸売市場					0
70	廃油処理施設		1			1
70の2	自動車特定整備事業	19	6	5	1	31
71	自動式車両洗浄施設	546	36	53	65	700
71の2	試験研究機関	54 (26)	7 (7)	1 (1)	7 (4)	69 (38)
71の3	ごみ処理施設	20 (2)				20 (2)
71の4	産業廃棄物処理施設	7 (1)	5 (4)	2		14 (5)
71の5	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝによる洗浄施設	5 (4)	1 (1)			6 (5)
71の6	ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ、ﾃﾄﾗｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ又はｼﾞｸﾛﾛﾒﾀﾝの蒸留施設		1 (1)			1 (1)
72	し尿処理施設	328 (2)	2	6	18	354 (2)
73	下水道終末処理施設	34 (3)	5	8	3	50 (3)
74	特定事業場から排出される水の処理施設	8 (2)	2		1	11 (2)
指定地域特定施設		97	9			106
計		3,774 (144)	207 (42)	224 (6)	337 (10)	4,542 (202)
上記のうち排水基準適用特定事業場	排水量50 m³/日以上のもの	607	52	25	36	720
	排水量50 m³/日未満で有害物質に係るもの	90	17	3	8	118
	計	697	69	28	44	838
有害物質貯蔵指定施設を設置している工場又は事業場		60	61	11	2	134
(うち特定施設を設置していない工場又は事業場)		(5)	(14)	(4)	(2)	(25)

(注1)「号・番号」は、水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる業種又は施設ごとの号、番号を示す。
(注2)複数の特定施設を有する事業場については、主要な1業種又は1施設の号・番号に計上している。

資料

１２　土壌関係資料

(1)　土壌の汚染に係る環境基準

（平成 3 年 8 月 23 日環境庁告示第 46 号）
（令和 7 年 4 月 1 日改正）

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地（田に限る。）においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
ＰＣＢ	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る。）において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

（備考）
1　環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表（略）に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。
2　カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。
3　「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
4　有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。
5　1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125　5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と規格 K0125　5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

(2) 土壌汚染に係る指定基準

ア 土壌含有量基準

特定有害物質の種類		基準値
第2種特定有害物質（重金属類）	カドミウム及びその化合物	土壌1kgにつきカドミウム45mg以下であること
	六価クロム化合物	土壌1kgにつき六価クロム250mg以下であること
	シアン化合物	土壌1kgにつき遊離シアン50mg以下であること
	水銀及びその化合物	土壌1kgにつき水銀15mg以下であること
	セレン及びその化合物	土壌1kgにつきセレン150mg以下であること
	鉛及びその化合物	土壌1kgにつき鉛150mg以下であること
	砒素及びその化合物	土壌1kgにつき砒素150mg以下であること
	ふっ素及びその化合物	土壌1kgにつきふっ素4000mg以下であること
	ほう素及びその化合物	土壌1kgにつきほう素4000mg以下であること

イ 土壌溶出量基準

特定有害物質の種類		基準値
第1種特定有害物質（揮発性有機化合物）	クロロエチレン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
	四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下であること
	1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下であること
	1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下であること
	1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下であること
	1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下であること
	ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下であること
	テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
	1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下であること
	1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下であること
	トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
	ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下であること
第2種特定有害物質（重金属類）	カドミウム及びその化合物	検液1Lにつきカドミウム0.003mg以下であること
	六価クロム化合物	検液1Lにつき六価クロム0.05mg以下であること
	シアン化合物	検液中にシアンが検出されないこと
	水銀及びその化合物	検液1Lにつき水銀0.0005mg以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと
	セレン及びその化合物	検液1Lにつきセレン0.01mg以下であること
	鉛及びその化合物	検液1Lにつき鉛0.01mg以下であること
	砒素及びその化合物	検液1Lにつき砒素0.01mg以下であること
	ふっ素及びその化合物	検液1Lにつきふっ素0.8mg以下であること
	ほう素及びその化合物	検液1Lにつきほう素1mg以下であること
第3種特定有害物質（農薬類）	シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下であること
	チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下であること
	チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下であること
	ＰＣＢ	検液中に検出されないこと
	有機りん化合物	検液中に検出されないこと

備考：法に基づく土壌汚染状況調査の結果が上記基準を満たしていない場合、
「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定されることになります。

資料

１３ 一般廃棄物関係資料

（1）可燃ごみ処理施設

（令和7年9月1日現在）

市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力（トン／日）
福岡	福岡市	－	西部工場	平成4年3月	ス・全連	250 × 3炉
			臨海工場	平成13年3月	ス・全連	300 × 3炉
	(株)福岡クリーンエナジー	福岡市	株式会社福岡クリーンエナジー東部工場	平成17年8月	ス・全連	300 × 3炉
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町・須恵町・粕屋町	クリーンパークわかすぎごみ燃料化施設	平成14年12月	RDF	59 × 3炉
	糸島市	－	クリーンセンターごみ溶融処理施設	平成12年3月	ガ溶・全連	100 × 2炉
	玄界環境組合	宗像市・古賀市・福津市・新宮町	古賀清掃工場焼却施設	平成15年3月	ガ溶・全連	130 × 2炉
			宗像清掃工場ガス化溶融施設	平成15年6月	ガ溶・全連	80 × 2炉
	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	小郡市・筑紫野市・基山町	クリーンヒル宝満熱回収施設	平成20年3月	ガ溶・全連	125 × 2炉
	福岡都市圏南部環境事業組合	福岡市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市	福岡都市圏南部工場	平成28年3月	ス・全連	170 × 3炉
朝倉	甘木・朝倉・三井環境施設組合	久留米市・朝倉市・筑前町・大刀洗町・東峰村	サン・ポート溶融施設	平成14年12月	ガ溶・全連	60 × 2炉
久留米	久留米市	－	上津クリーンセンター	平成5年3月	ス・全連	100 × 3炉
			宮ノ陣クリーンセンター	平成28年6月	ス・全連	81.5 × 2炉
	大川市	－	大川市清掃センター	平成4年8月	流・准連	45 × 2炉
	うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納クリーンステーション	平成16年8月	RDF	61 × 1炉
八女・筑後	八女西部広域事務組合	八女市・筑後市・大川市・大木町・広川町	八女西部クリーンセンター	平成12年3月	ガ溶・全連	110 × 2炉
有明	有明生活環境施設組合	柳川市・みやま市	有明生活環境施設組合クリーンセンター	令和4年2月	ス・全連	46 × 2炉
	大牟田・荒尾清掃施設組合	大牟田市・荒尾市	大牟田・荒尾RDFセンター	平成14年11月	RDF	75 × 3炉
	大牟田リサイクル発電(株)	大牟田市	大牟田リサイクル発電所	平成14年12月	流・全連	315 × 1炉
飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町	飯塚市クリーンセンター	平成10年4月	ガ溶・全連	90 × 2炉
			嘉麻市嘉麻クリーンセンター	昭和62年3月	ス・准連・＋溶	20 × 2炉
			桂苑	平成6年3月	流・准連	37 × 2炉
田川	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町	田川市川崎町清掃センター	昭和62年3月	ス・全連	45 × 2炉
	下田川清掃施設組合	糸田町・福智町	下田川塵芥清掃センター	昭和50年3月	ス・バ	20 × 2炉
	田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・添田町・大任町・赤村	田川郡東部じん芥処理センター	平成7年12月	ス・バ	22 × 2炉
直方・鞍手	直方市	－	直方市可燃物中継所	平成13年3月	中継	113
	宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市・小竹町・鞍手町	くらじクリーンセンター	平成14年9月	RDF	66 × 1炉
北九州	北九州市	－	日明工場	平成3年3月	ス・全連	200 × 3炉
			新門司工場	平成19年3月	ガ溶・全連	240 × 3炉
			皇后崎工場	平成10年7月	ス・全連	270 × 3炉
	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	遠賀・中間リレーセンター	平成19年3月	中継	199
京築	苅田エコプラント(株)	苅田町	苅田エコプラント	平成10年11月	RDF	42 × 1炉
	築上町	－	ごみ固形燃料化施設	平成12年3月	RDF	25 × 1炉
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市・吉富町・上毛町	豊前市外二町清掃センター	平成14年2月	ス・准連・＋溶	35 × 2炉
	行橋市みやこ町清掃施設組合	行橋市・みやこ町	みやこ処理場	平成17年3月	中継	143
計			34施設			7,898

（注）　全連：全連続運転（24時間運転）
准連：准連続運転（16時間運転）
バ　：バッチ運転（ごみを一定程度まとめて処理する運転方式）
固　：固定床炉（炉床が固定されているもの）
ス　：ストーカ炉（炉床をストーカ（火格子）とし、機械的に動かすことにより、ごみを移動させながら燃焼させるもの）
流　：流動床炉（高温の砂を下部から供給される空気によって流動させ、その中でごみを燃焼させるもの）
ガ溶：ガス化溶融炉（ごみを高温・還元雰囲気下でガス化するとともに、灰を溶融するもの）
＋溶：焼却炉（ストーカ炉など）に灰溶融炉を併設しているもの
RDF：RDF（ごみ固形化燃料）の製造施設（燃料化施設）
中継：破砕、圧縮等（中継施設）

能力の計は、燃料化施設（RDF製造施設）及び中継施設を除く。

（2）粗大ごみ処理施設等

（令和7年9月1日現在）

市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力（トン／日）
福岡	福岡市	－	西部工場粗大ごみ処理施設	平成4年3月	破砕	50.0
			東部資源化センター	昭和61年9月	併用	175.0
			西部資源化センター	平成6年7月	併用	100.0
			臨海工場粗大ごみ処理施設	平成13年3月	破砕	50.0
	太宰府市	－	環境美化センター	平成3年3月	併用	21.0
	那珂川市	－	エコピア・なかがわ	平成17年10月	選別	16.0
	糸島市	－	糸島市クリーンセンターリサイクルプラザ	平成12年3月	選別 圧縮梱包	35.0
	玄界環境組合	宗像市・古賀市・福津市・新宮町	古賀清掃工場	平成15年3月	選別、破砕 圧縮梱包	48.0
			宗像清掃工場	平成15年6月	選別、破砕 圧縮梱包	40.0
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町・須恵町・粕屋町	クリーンパークわかすぎリサイクルプラザ	平成15年2月	併用	30.0
	宇美町・志免町衛生施設組合	宇美町・志免町	宇美志免リサイクルセンター	平成21年7月	選別、破砕 圧縮梱包	12.0
	春日大野城衛生施設組合	春日市・大野城市	春日大野城リサイクルプラザ	平成7年3月	選別、破砕 圧縮	45.0
	筑紫野・小郡・基山清掃施設組合	小郡市・筑紫野市・基山町	クリーンヒル宝満リサイクルセンター	平成20年3月	破砕 選別	44.0
朝倉	甘木・朝倉・三井環境施設組合	久留米市・朝倉市・筑前町・大刀洗町・東峰村	サン・ポートリサイクルプラザ	平成14年12月	選別、破砕 圧縮梱包	30.0
久留米	うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納クリーンステーション	平成16年8月	選別 その他	18.0
	久留米市	－	宮ノ陣クリーンセンター	平成28年2月	選別圧縮	22.5
八女・筑後	八女西部広域事務組合	八女市・筑後市・大川市・大木町・広川町	八女西部クリーンセンター	平成12年3月	選別 その他	50.0
			八女西部リサイクルプラザ	平成12年4月	選別圧縮	22.0
有明	大牟田市	－	大牟田市リサイクルプラザ	平成15年3月	併用	66.0
飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町	飯塚市リサイクルプラザ	平成10年3月	併用	35.0
			桂苑	平成6年3月	併用	20.0
			リサイクルプラザ	平成11年3月	併用	12.0
田川	田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・添田町・大任町・赤村	田川郡東部じん芥処理センター	平成7年12月	併用	12.0
	田川地区清掃施設組合	田川市・川崎町	田川市川崎町清掃センター資源回収施設	昭和62年3月	破砕	30.0
直方・鞍手	宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市・小竹町・鞍手町	泉水最終処分場	昭和62年1月	併用	40.0
北九州	北九州市	－	日明かんびん資源化センター	令和3年3月	選別 圧縮	32.6
			新門司工場	平成19年3月	破砕	50.0
			皇后崎工場	平成10年6月	破砕	50.0
			本城かんびん資源化センター	平成9年10月	選別 圧縮	63.0
	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	中間・遠賀リサイクルプラザ	平成13年3月	選別 圧縮梱包	27.6
			遠賀・中間リレーセンター	平成19年3月	選別圧縮	24.0
京築	苅田エコプラント(株)	苅田町	苅田エコプラント	平成10年11月	併用	10.0
	苅田町	－	リサイクルセンター	平成20年6月	選別 圧縮	4.9
	築上町	－	リサイクル施設	平成16年7月	選別 破砕	7.0
	豊前市外二町清掃施設組合	豊前市・吉富町・上毛町	豊前市外二町清掃センターリサイクルセンター	平成19年7月	選別 破砕	20.0
計			35施設			1,312.6

（注）　破砕：可燃性粗大ごみを焼却炉で容易に焼却することができるよう破砕する施設
圧縮：不燃性粗大ごみを破砕・圧縮する施設
併用：可燃性及び不燃性の粗大ごみを破砕（又は粉砕）する施設
端数処理により、計が一致しない場合がある。

資料

(3) 最終処分場

（令和7年9月1日現在）

市町村圏	設置者	構成市町村	最終処分場名	埋立開始年	埋立地面積（㎡）	全体容量（㎥）	令和6年度埋立実績（㎥）	残余容量（㎥）
福岡	福岡市	－	伏谷埋立場	昭和63年	225,000	5,027,000	66,855	1,783,102
			中田埋立場	平成8年	180,000	2,345,000	22,274	1,198,746
	宗像市	－	最終処分場	平成10年	1,400	3,560	7	2,897
	太宰府市	－	環境美化センター最終処分場	平成3年	7,000	42,550	189	13,045
	古賀市	－	不燃物埋立地	昭和62年	7,412	25,381	271	13,394
	福津市	－	不燃物処理場	昭和58年	8,657	33,983	404	9,002
	宇美町	－	最終処分場	平成5年	19,359	154,742	1,788	79,779
	春日大野城衛生施設組合	春日市・大野城市	最終処分場	平成6年	7,900	38,900	635	18,810
	糸島市	－	糸島市クリーンセンター	平成11年	4,800	25,600	0	6,485
	玄界環境組合	宗像市・古賀市・福津市・新宮町	古賀清掃工場	平成15年	1,770	11,505	0	11,505
			宗像清掃工場埋立処分地施設	平成15年	1,330	9,340	0	9,340
	福岡都市圏南部環境事業組合	福岡市・春日市・大野城市・太宰府市・那珂川市	福岡都市圏南部最終処分場	平成28年	25,000	516,000	10,672	420,687
久留米	久留米市	－	最終処分場	平成17年	12,300	204,000	3,171	113,796
八女・筑後	八女西部広域事務組合	八女市・筑後市・大川市・大木町・広川町	立花最終処分場	平成23年	3,260	25,000	423	16,822
有明	大牟田市	－	第三大浦谷埋立地	平成7年	25,300	288,277	1,504	89,270
	みやま市	－	埋立処分地施設	平成9年	17,170	60,488	1,304	19,457
	柳川市	－	大和干拓最終処分場	平成27年	14,200	9,600	304	4,211
飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町	飯塚市埋立処分場	平成10年	5,000	26,800	0	2,276
			嘉麻市嘉麻クリーンセンター最終処分場	平成13年	12,000	55,000	224	17,969
			最終処分場	平成11年	8,180	40,690	78	20,899
田川	田川郡東部環境衛生施設組合	香春町・添田町・大任町・赤村	最終処分場	平成8年	11,100	66,160	2,996	5,331
	川崎町	―	最終処分場	昭和62年	15,800	146,450	4,900	0
	田川地区広域環境衛生施設組合	田川市・川崎町・添田町・大任町・糸田町・福智町・赤村・香春町	最終処分場	令和7年4月	14,875	139,970	0	139,970
直方・鞍手	宮若市外二町じん芥処理施設組合	宮若市・小竹町・鞍手町	泉水最終処分場	平成8年	10,565	64,223	1,172	23,917
北九州	北九州市	－	(西地区)廃棄物処分場	平成10年	574,000	7,150,000	80,882	510,637
	遠賀・中間広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	最終処分場	平成元年	29,058	209,020	1,656	21,747
京築	築上町	－	最終処分場	平成12年	2,571	9,820	49	1,904
			計	27施設	1,245,007	16,729,059	201,758	4,554,998

(注)　残余容量については令和7年3月31日時点の値を記載している。

(4)　し尿処理施設

（令和7年9月1日現在）

市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	型式	能力 (kL／日)
福岡	福岡市	－	中部汚泥再生処理センター	平成27年11月	固液分離	65.0
	古賀市	－	古賀市海津木苑	昭和58年5月	標脱	67.0
	宇美町・志免町衛生施設組合	宇美町・志免町	宇美志免浄化センター	平成13年3月	高負荷	70.0
	糸島市	－	糸島市し尿処理センター	平成7年3月	高負荷	96.0
	須恵町外二ヶ町清掃施設組合	篠栗町・須恵町・粕屋町	酒水園	昭和57年10月	標脱	100.0
朝倉	朝倉市	－	環境センター	平成19年4月	高負荷 膜分離	36.0
久留米	両筑衛生施設組合	久留米市・小郡市・筑紫野市・太宰府市・筑前町・大刀洗町	両筑苑	昭和57年10月	標脱	300.0
	うきは久留米環境施設組合	久留米市・うきは市	耳納衛生センター	平成6年3月	標脱	91.0
八女・筑後	八女市	－	八女市星野自給肥料供給施設	昭和56年3月	液肥堆肥化	9.7
	筑後市	－	筑後市衛生センター	昭和58年11月	標脱	75.0
	大木町	－	おおき循環センター	平成18年10月	高負荷 嫌気消化	41.4
	八女中部衛生施設事務組合	八女市・広川町	汚泥再生処理センター	令和3年3月	高負荷 堆肥化	171.0
有明	大牟田市	－	大牟田市東部環境センター	平成15年3月	高負荷	359.0
	大川柳川衛生組合	柳川市・大川市	筑水園	平成6年6月	高負荷	195.0
	みやま市	－	バイオマスセンター	平成30年12月	高負荷 膜分離	130.0
飯塚	ふくおか県央環境広域施設組合	飯塚市・嘉麻市・桂川町・小竹町	環境センター	平成8年3月	高負荷	108.0
			汚泥再生処理センター	平成18年6月	高負荷 膜分離	146.0
			嘉麻市嘉麻浄化センター	平成9年3月	高負荷	60.0
			穂波苑	平成15年2月	高負荷 膜分離	152.0
田川	田川地区広域環境衛生施設組合	田川市・香春町・添田町・川崎町・糸田町・大任町・福智町・赤村	田川地区クリーンセンター	令和3年8月	標脱	390.0
直方・鞍手	直方市	－	直方市汚泥再生処理センター	令和3年7月	高負荷	113.0
	鞍手町	－	鞍手町衛生センター	昭和55年4月	好気消化	45.0
	宮若市	－	緑水園	平成9年2月	高負荷 膜分離	97.0
北九州	遠賀・中間地域広域行政事務組合	中間市・水巻町・芦屋町・岡垣町・遠賀町	曲水苑	平成8年3月	標脱	220.0
京築	行橋市	－	音無苑	昭和60年12月	標脱	191.0
	苅田町	－	苅田町清掃事務所第二工場	昭和55年3月	標脱	100.0
	築上町	－	築上町有機液肥製造施設	平成6年3月	液肥堆肥化	23.0
			築上町第2有機液肥製造施設	平成29年10月	液肥堆肥化	19.5
計			28施設			3,470.6

(注)
嫌気消化:嫌気性消化・活性汚泥処理方式
好気消化:好気性消化・活性汚泥処理方式
好二段:好気性処理のうち二段活性汚泥処理方式
標脱:標準脱窒素処理方式
高負荷:高負荷脱窒素処理方式
膜分離:膜分離処理方式

資料

(5) コミュニティ・プラント

（令和7年9月1日現在）

市町村圏	設置者	構成市町村	施設名	竣工年月	方式	能力（㎥／日）
飯塚	嘉麻市		木城団地汚水処理施設	昭和59年2月	長時間ばっ気	174
			鶴谷団地汚水処理施設	平成3年3月	長時間ばっ気	103
			望ヶ丘団地汚水処理施設	平成14年3月	長時間ばっ気	74
	飯塚市		中央東団地地域し尿処理施設	昭和62年1月	接触ばっ気	85
	桂川町		桂川町泉ヶ丘団地汚水処理施設	昭和58年3月	長時間ばっ気	120
			桂川町桂ヶ丘団地汚水処理施設	昭和63年3月	長時間ばっ気	105
田川	田川市		星美台汚水処理施設	平成10年3月	膜分離活性汚泥	410
	糸田町		糸田町大熊団地コミュニティプラント	平成8年	長時間ばっ気	68
	福智町		福智町赤池二反ヶ浦地区汚水処理施設（1号施設）	昭和58年4月	接触ばっ気	395
			福智町赤池二反ヶ浦地区汚水処理施設（2号施設）	昭和62年3月	長時間ばっ気	430
			福智町伊方東ヶ丘地区汚水処理施設	昭和59年4月	接触ばっ気	170
直方・鞍手	直方市		直方市頓野住宅団地汚水処理場	昭和52年3月	標準活性汚泥	1,820
計			12施設			3,954

１４　騒音・振動関係資料

(1) 騒音に係る環境基準（平成 10 年 9 月 30 日環境庁告示第 64 号）

ア　道路に面する地域以外の地域

地域の類型	基準値	
	昼間 （午前 6 時～午後 10 時）	夜間 （午後 10 時～午前 6 時）
ＡＡ	50 デシベル以下	40 デシベル以下
Ａ及びＢ	55 デシベル以下	45 デシベル以下
Ｃ	60 デシベル以下	50 デシベル以下

（備　考）
1　時間の区分は、昼間を午前 6 時から午後 10 時までの間とし、夜間を午後 10 時から翌日の午前 6 時までの間とする。
2　ＡＡを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
3　Ａを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
4　Ｂを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
5　Ｃを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

※　騒音に係る環境基準の類型当てはめ（平成11年3月31日福岡県告示第633号）

地域の類型	当てはめる地域	参考:法に基づく規制基準		
		昼	朝・夕	夜
Ａ	騒音規制法に基づく第 1 種区域	50 デシベル	45 デシベル	45 デシベル
Ｂ	騒音規制法に基づく第 2 種区域	60 デシベル	50 デシベル	50 デシベル
Ｃ	騒音規制法に基づく第 3 種区域及び第 4 種区域	65 デシベル	65 デシベル	55 デシベル
		70 デシベル	70 デシベル	65 デシベル

（備　考）この表は、都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法に規定する臨港地区並びに航空法に規定する飛行場については適用しない。

イ　道路に面する地域

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
Ａ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
Ｂ地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及びＣ地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

（備　考）車線とは、1 縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

ウ　幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基準値	
昼間	夜間
70 デシベル以下	65 デシベル以下

（備　考）個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下）によることができる。

※　平成 10 年 9 月 30 日環境庁大気保全局長通知

ア　「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
　(ｱ)　道路法第 3 条に規定する高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道（市町村道にあっては 4 車線以上の区間に限る。）
　(ｲ)　前項に掲げる道路を除くほか、一般自動車道であって都市計画法施行規則第 7 条第 1 項第 1 号に定める自動車専用道路。

イ　「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
　(ｱ)　2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路　　15 メートル
　(ｲ)　2 車線を超える車線を有する幹線道路を担う道路　　20 メートル

エ　達成期間

道路に面する地域以外の地域	直ちに
既設の道路に面する地域（幹線交通を担う道路に面する地域以外）	10 年以内を目途
幹線交通を担う道路に面する地域	10 年を越える期間で可及的速やかに
道路に面する地域以外の地域が、新たに道路に面することとなった場合	当該道路供用後直ちに

資料

(2) 航空機騒音に係る環境基準（昭和 48 年 12 月 27 日環境庁告示第 154 号）

ア　環境基準

地域の類型	基準値（L_{den}※）
Ⅰ	57 デシベル以下
Ⅱ	62 デシベル以下

※平成25年4月1日から適用

イ　達成期間

飛行場の区分			達成期間	改善目標
新設飛行場			直ちに	
既設飛行場	第三種空港及びこれに準ずるもの			
	第二種空港（福岡空港を除く。）	ジェット機以外の機種のみ就航	5 年以内	
		ジェット機就航	10 年以内	①
	新東京国際空港			
	第一種空港（新東京国際空港を除く。）及び福岡空港		10 年をこえる期間内に可及的速やかに	①及び②

（備考）

1　自衛隊等が利用する飛行場の周辺地域においては、平均的な離着陸回数及び機種並びに人家の密集度を勘案し、当該飛行場と類似の条件にある前項の表の飛行場の区分に準じて環境基準が達成され、又維持されるように努めるものとする。芦屋飛行場及び築城飛行場については第一種空港に準ずる。

2　航空機騒音の防止のための施策を総合的に講じても、達成期間内で環境基準を達成することが困難と考えられる地域においては、当該地域に引き続き居住を希望する者に対し家屋の防音工事等を行うことにより環境基準が達成された場合と同等の屋内環境が保持されるようにするとともに、極力環境基準の速やかな達成を期するものとする。

3　改善目標は次のとおり

①は 5 年以内に、70 デシベル未満とすること又は 70 デシベル以上の地域において屋内で 50 デシベル以下とすること。

②は 10 年以内に、62 デシベル未満とすること又は 62 デシベル以上の地域において屋内で 47 デシベル以下とすること。

※　航空機騒音に係る環境基準の類型当てはめ（平成4年4月6日福岡県告示第672号）

地 域 の 類 型	当てはめる地域
Ⅰ	別表に掲げる地域のうち、都市計画法に規定する第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域及び田園住居地域
Ⅱ	別表に掲げる地域のうち、類型Ⅰを当てはめた地域以外の地域。 ただし、都市計画法に規定する工業専用地域、国土利用計画法に規定する森林地域であって、かつ、都市計画法に規定する市街化区域以外の地域並びに河川法に規定する河川区域、海上、湖沼及び空港敷地又は飛行場敷地である地域は除く。

別　表

1　福岡空港関係
　福岡市（東区、博多区、中央区、南区）、筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市、宇美町、志免町、須恵町、粕屋町

2　芦屋飛行場関係
　北九州市（八幡西区、若松区）、芦屋町、遠賀町、水巻町、岡垣町

3　築城飛行場関係
　行橋市、豊前市、みやこ町のうち旧犀川町及び旧豊津町の区域、築上町

(3) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）

ア　環境基準

地　域　の　類　型	基準値
Ⅰ	70 デシベル以下
Ⅱ	75 デシベル以下

イ　達成目標期間

新幹線鉄道の沿線区域の部分			達成目標期間		
			既設新幹線鉄道に係る期間	工事中新幹線鉄道に係る期間	新設新幹線鉄道に係る期間
a	80 デシベル以上の区域		3 年以内	開業時直ちに	開業時直ちに
b	75 デシベルを超え、80 デシベル未満の区域	イ	7 年以内	開業時から 3 年以内	
		ロ	10 年以内		
c	70 デシベルを超え、75 デシベル以下の区域		10 年以内	開業時から 5 年以内	

（備考）

1　b の区域中イとは地域の類型Ⅰに該当する地域が連続する沿線地域内の区域をいい、ロとはイを除く区域をいう。

2　達成目標期間中既設新幹線鉄道とは東京・博多間の区間の新幹線鉄道をいう。

※　新幹線鉄道騒音に係る環境基準の類型当てはめ（平成 14 年 3 月 29 日福岡県告示第 538 号）

地　域　の　類　型	基準値
Ⅰ	地域類型を当てはめる地域のうち (1)　都市計画法に基づく用途地域が定められている地域にあっては、第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域及び田園住居地域。 (2)　都市計画法に基づく用途地域が定められていない地域にあっては、騒音規制法に基づく指定地域のうち、第 1 種区域及び第 2 種区域。
Ⅱ	地域類型を当てはめる地域のうち (1)　都市計画法に基づく用途地域が定められている地域にあっては、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域。 (2)　都市計画法に基づく用途地域が定められていない地域にあっては、騒音規制法に基づく指定地域のうち、第 3 種区域及び第 4 種区域。

（備考）

「地域類型を当てはめる地域」とは、新幹線鉄道の軌道中心線より左右両側それぞれ 300m（遠賀川鉄橋及び筑後川橋りょう取付け付近は、400m）以内で図面に表示する地域。（図面は福岡県環境部環境保全課及び関係市役所及び関係町村役場に備え置いて一般の縦覧に供する）

(4) 自動車騒音の要請限度（平成 12 年 3 月 2 日総理府令第 15 号）

要請限度の限度値

地域の区分	基準値	
	昼間 (6:00～22:00)	夜間 (22:00～6:00)
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル

（備考）

幹線交通を担う道路に近接する区域(2 車線以下の車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 15m、2 車線を越える車線を有する道路の場合は道路の敷地の境界線から 20m の範囲をいう）に係る限度は、上表にかかわらず、昼間 75 デシベル、夜間 70 デシベルとする。

※　自動車騒音の要請限度の区域の指定（平成 12 年 3 月 31 日福岡県告示第 586 号の 4）

地域の区分	指定する地域
a	騒音規制法に基づく第 1 種区域
b	騒音規制法に基づく第 2 種区域
c	騒音規制法に基づく第 3 種区域及び第 4 種区域

（備考）

この表は、都市計画法に規定する工業専用地域及び臨港地区、港湾法に規定する臨港地区並びに航空法に規定する飛行場については適用しない。

(5) 自動車交通振動の要請限度（振動規制法施行規則　別表第 2）

時間の区分 区域の区分	昼間	夜間
第 1 種区域	65 デシベル	60 デシベル
第 2 種区域	70 デシベル	65 デシベル

（備考）

昼間及び夜間とは、それぞれ次に掲げる時間の範囲内において都道府県知事が定めた時間をいう。

1　昼間　午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時から午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時まで

2　夜間　午後 7 時、8 時、9 時又は 10 時から翌日の午前 5 時、6 時、7 時又は 8 時まで

※　自動車交通振動の要請限度の区域及び時間の区分（昭和 61 年 11 月 15 日福岡県告示第 1719 号）

区域及び時間の区分は、知事が定めており、振動規制法に基づく特定工場等の規制基準の区分と同じである。

1　昼間　午前 8 時から午後 7 時まで

2　夜間　午後 7 時から翌日の午前 8 時まで

地域の区分	指定する地域	参考：法に基づく規制基準	
		昼	夜
第 1 種区域	振動規制法に基づく第 1 種区域	60 デシベル	55 デシベル
第 2 種区域	振動規制法に基づく第 2 種区域	65 デシベル	60 デシベル

１５　ダイオキシン類関係資料

(1) ダイオキシン類に係る環境基準（平成11年12月27日環境庁告示第68号）

媒体	基準値
大気	年間平均値　0.6　pg－TEQ/m³以下
水質(水底の底質を除く。)	年間平均値　1　pg－TEQ/L以下
土壌	1,000　pg－TEQ/g以下
水底の底質	150　pg－TEQ/g以下

(2) 大気基準適用施設及び大気排出基準（ＤＸＮ特措法施行令 別表第1）　（単位：ng-TEQ/m³N）

号番号	特定施設の種類	施設規模	新設施設排出基準	既存施設(※)排出基準	換算する酸素濃度
1	銑鉄製造の用に供する焼結炉（原料処理能力 1t/h以上）		0.1	1	15%
2	製鋼の用に供する電気炉（変圧器定格容量1000KVA以上）		0.5	5	－
3	亜鉛回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鉱炉、溶解炉及び乾燥炉　（原料処理能力0.5t/h以上）		1	10	－
4	アルミニウム合金製造の用に供する焙焼炉･乾燥炉(原料処理能力0.5t/h以上)、溶解炉(容量1ｔ以上)		1	5	－
5	廃棄物焼却炉（火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg/h以上）	4t/h以上	0.1	1	12%
		2t/h以上4t/h未満	1	5	
		2t/h未満	5	10	

※ ダイオキシン類対策特別措置法施行日(H12.1.15)前に設置された施設

(3) 水質基準対象施設及び水質排出基準(ＤＸＮ特措法施行令 別表第2)　（単位：pg-TEQ/L）

号番号	特定施設の種類	排出基準
1	硫酸塩パルプ（クラフトパルプ）又は亜硫酸パルプ（サルファイトパルプ）の製造の用に供する塩素又は塩素化合物による漂白施設	10
2	カーバイド法アセチレンの製造の用に供するアセチレン洗浄施設	
3	硫酸カリウムの製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
4	アルミナ繊維の製造の用に供する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
5	担体付き触媒の製造（塩素又は塩素化合物を使用するものに限る。）の用に供する焼成炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設	
6	塩化ビニルモノマー製造の用に供する二塩化エチレン洗浄施設	
7	カプロラクタムの製造の用に供する施設のうち、硫酸濃縮施設、シクロヘキサン分離施設、廃ガス洗浄施設	
8	クロロベンゼン又はジクロロベンゼンの製造の用に供する施設のうち、水洗施設、廃ガス洗浄施設	
9	4-クロロフタル酸水素ナトリウムの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、乾燥施設、廃ガス洗浄施設	
10	2,3-ジクロロ-1,4-ナフトキノンの製造の用に供する施設のうち、ろ過施設、廃ガス洗浄施設	
11	ジオキサジンバイオレットの製造の用に供する施設のうち、ニトロ化誘導体分離施設及び還元誘導体分離施設、ニトロ化誘導体洗浄施設及び還元誘導体洗浄施設、ジオキサジンバイオレット洗浄施設、熱風乾燥施設	
12	アルミニウム又はその合金の製造の用に供する焙焼炉、溶解炉又は乾燥炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
13	亜鉛の回収の用に供する施設のうち、精製施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
14	担体付き触媒（使用済みのものに限る。）からの金属の回収（ソーダ灰を添加して焙焼炉で処理する方法及びアルカリにより抽出する方法（焙焼炉で処理しないものに限る。）によるものを除く。）の用に供する施設のうち、ろ過施設、精製施設、廃ガス洗浄施設	
15	火床面積0.5m²以上又は焼却能力50kg/h以上の廃棄物焼却炉から発生するガスを処理する施設のうち、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設及びその廃棄物焼却炉において生ずる灰の貯留施設であって汚水又は廃液を排出するもの	
16	廃ＰＣＢ等又はＰＣＢ処理物の分解施設 ＰＣＢ汚染物又はＰＣＢ処理物の洗浄施設又は分離施設	
17	フロン類（特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律施行令（平成6年政令第308号）別表1の項、3の項及び6の項に掲げる特定物質をいう。）の破壊（プラズマを用いて破壊する方法その他環境省令で定める方法によるものに限る。）の用に供する施設のうち、プラズマ反応施設、廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設	
18	上記の施設(1～17、19)に係る汚水又は廃液を含む下水を処理する下水道終末処理施設	
19	上記の施設(1～17)を設置する工場又は事業場から排出される水の処理施設	

資料

１６　市町村の環境行政

（令和7年11月1日現在）

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例 環境に関する各種計画等
北九州市	（環境局） 総務政策部総務課 〃　環境学習課 グリーン成長推進部グリーン成長推進課 〃　再生可能エネルギー導入推進課 〃　サーキュラーエコノミー推進課 環境国際部環境国際戦略課 環境監視部環境監視課 〃　産業廃棄物対策課 循環社会推進部循環社会推進課 〃　業務課 〃　施設課 〃　新門司工場 〃　日明工場 〃　皇后崎工場 新門司環境センター 日明環境センター 皇后崎環境センター	093-582-2173 093-582-2784 093-582-2286 093-582-2238 093-582-2630 093-662-4020 093-582-2290 093-582-2177 093-582-2187 093-582-2180 093-582-2184 093-481-4727 093-581-7976 093-642-6731 093-481-7053 093-571-4481 093-631-5337	○	○	北九州市環境基本条例 北九州市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 北九州市空き缶等の散乱の防止に関する条例 北九州市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例 北九州市公害防止条例 北九州市環境影響評価条例 北九州市環境ミュージアム条例 北九州市響灘ビオトープ条例 北九州市エコタウンセンター条例 北九州市環境保全基金条例 あき地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例 北九州市環境基本計画 北九州市地球温暖化対策実行計画 第2期北九州市循環型社会形成推進基本計画（食品ロス削減推進計画を含む） 第2次北九州市生物多様性戦略（2015年度-2024年度） 北九州市環境配慮指針 北九州市PCB廃棄物処理計画 響灘・鳥がさえずる緑の回廊創成基本構想
福岡市	（環境局） 環境政策部総務課 〃　環境政策課 脱炭素社会推進部脱炭素社会推進課 〃　脱炭素事業推進課 〃　環境経営推進担当 環境監理部環境調整課 〃　環境保全課 〃　廃棄物試験研究センター 〃　産業廃棄物指導課 循環型社会推進部計画課 〃　ごみ減量推進課 〃　収集管理課 施設部事業推進課 〃　工場整備課 〃　西部工場再整備課 〃　施設課 〃　西部工場 〃　臨海工場 〃　埋立管理事務所	092-711-4293 092-733-5381 092-711-4282 092-711-4204 092-711-4103 092-733-5389 092-733-5386 092-642-4570 092-711-4303 092-711-4308 092-711-4039 092-711-4346 092-711-4316 092-711-4318 092-711-4764 092-711-4312 092-891-3433 092-642-4577 092-807-5553	○	○	福岡市環境基本条例 福岡市環境影響評価条例 福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 福岡市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 福岡市環境審議会条例 福岡市環境市民ファンド条例 福岡市事業系ごみ資源化推進ファンド条例 福岡市リサイクルプラザ条例 福岡市環境基本計画（第4次） 福岡市新世代環境都市ビジョン 福岡市環境配慮指針（改定版） 博多湾環境保全計画（第3次） 循環のまち・ふくおか推進プラン（第5次福岡市一般廃棄物処理基本計画） 福岡市地球温暖化対策実行計画 福岡市役所地球温暖化対策率先実行計画 アイランドシティ環境配慮指針（改定版） 生物多様性ふくおか戦略
大牟田市	環境部環境総務課 〃　環境保全課 〃　環境業務課 〃 〃　環境施設課 リサイクルプラザ 〃　東部環境センター	0944-41-2725 0944-41-2721 0944-41-2720 0944-41-2723 0944-59-1220 0944-59-3500	○	○	大牟田市環境基本条例 大牟田市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大牟田市空き地及び空家等の適正管理に関する条例 大牟田市ごみ散乱防止条例 大牟田市環境審議会条例 大牟田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 大牟田市第3次環境基本計画 大牟田市第2次地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 第3次大牟田市及び大牟田・荒尾清掃施設組合地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 大牟田市ごみ処理基本計画 大牟田市生活排水処理基本計画 大牟田市災害廃棄物処理計画 大牟田市第3次空き地及び空家等対策計画
久留米市	環境部総務 〃　環境政策課 〃　廃棄物指導課 〃　環境保全課 〃　斎場 〃　資源循環推進課 〃　建設課 〃　施設課 田主丸総合支所環境建設課 北野総合支所環境建設課 城島総合支所環境建設課 三潴総合支所環境建設課	0942-30-9142 0942-30-9146 0942-30-9148 0942-30-9043 0942-21-4433 0942-37-3342 0942-65-3229 0942-27-5371 0943-72-2156 0942-78-3696 0942-62-2114 0942-64-2314	○	○	久留米市廃棄物の処理施設設置条例 久留米市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 久留米市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 久留米市産業廃棄物の不適正処理の防止に関する条例 久留米市産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防及び調整に関する条例 久留米市斎場条例 久留米市環境基本条例 久留米市環境美化促進条例 久留米市環境交流プラザ条例 久留米市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 久留米市環境整備基金条例 久留米市環境基本計画 久留米市環境基本計画に基づく行動計画 久留米市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 久留米市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 久留米市一般廃棄物（ごみ）処理計画（基本計画） 久留米市生活排水処理基本構想 くるめ生きものプラン（久留米市生物多様性地域戦略）

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例 環境に関する各種計画等
直方市	上下水道・環境部　環境政策課 〃　　循環社会推進課	0949-25-2120 0949-26-4992	○		直方市環境審議会設置条例 直方市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 直方市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果縦覧等の手続に関する条例 直方市ごみ散乱防止に関する条例 直方市空き地等における雑草等の除去に関する条例 直方市太陽光発電設備設置事業に関する条例 第3次直方市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）含む） 第3次直方市環境保全行動計画 第3次直方市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 直方市ごみ処理基本計画 直方市生活排水処理基本計画 第10期直方市分別収集計画 直方市災害廃棄物処理計画
飯塚市	市民環境部環境整備課 〃　環境対策課	0948-22-5502 0948-22-7272	○		飯塚市環境基本条例 飯塚市廃棄物の減量及び処理の適正化等に関する条例 飯塚市環境保全推進基金条例 飯塚市自然環境保全条例 飯塚市生活環境の保全に関する条例 飯塚市太陽光発電設備の適正な設置に関する条例 第3次飯塚市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）含む） 第3次飯塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 容器包装リサイクル第10期飯塚市分別収集計画 飯塚市一般廃棄物処理基本計画 飯塚市災害廃棄物処理計画
田川市	市民生活部環境政策課	0947-85-7142	○		田川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 田川市環境基本条例 田川市人に優しくうつくしいまちづくり条例 田川市地域新エネルギービジョン 第2次田川市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む） 田川市一般廃棄物処理基本計画 第10期田川市分別収集計画
柳川市	市民部生活環境課	0944-77-8485	○		柳川市クリーン条例 柳川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 第2次柳川市環境基本計画（地球温暖化対策実行計画（区域施策編）を含む） 柳川市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 柳川市一般廃棄物処理基本計画 柳川市災害廃棄物処理計画 柳川市第11期分別収集計画 柳川市空家等対策計画
八女市	市民部環境課	0943-23-1462	○	○	八女市環境保護条例 八女市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 八女市環境基本計画 第5次八女市地球温暖化対策実行計画（事務事業編） 八女市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） 八女市地域エネルギービジョン 八女市一般廃棄物処理計画 八女市災害廃棄物処理計画
筑後市	市民生活部かんきょう課	0942-53-4120	○		筑後市美しい環境をつくる条例 筑後市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 筑後市衛生処理場条例 筑後市環境基本条例 筑後市地域新エネルギービジョン 筑後市一般廃棄物処理基本計画 筑後市地球温暖化対策実行計画 筑後市災害廃棄物処理計画 第2次筑後市環境基本計画（筑後市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）基本方針、筑後市気候変動適応計画、筑後市食品ロス削減推進計画を含む）
大川市	環境課	0944-87-6789	○		大川市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 大川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大川市地球温暖化対策実行計画 大川市一般廃棄物処理基本計画
行橋市	環境水道部環境課	0930-25-1111	○		行橋市環境基本条例 行橋市環境美化に関する条例 行橋市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 行橋市環境基本計画 行橋市ごみ処理基本計画 行橋市生活排水処理基本計画 行橋市災害廃棄物処理計画 行橋市地域省エネルギービジョン 行橋市地球温暖化対策実行計画（区域施策編・事務事業編）
豊前市	生活環境課	0979-82-8018	○		豊前市地下水の保全に関する条例 豊前市環境美化に関する条例 豊前市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 豊前市空き地及び空き家等管理の適正化に関する条例 豊前市土砂等のたい積の規制に関する条例

資料

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例	環境に関する各種計画等
中間市	環境上下水道部環境保全課	093-246-6265 093-245-5300	○		中間市都市環境美化条例 中間市環境基本条例 空き地等に繁茂した雑草等の除去に関する条例 中間市放置自動車の処理に関する条例 中間市飼犬条例	中間市第3次環境基本計画 中間市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 中間市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
小郡市	環境経済部生活環境課	0942-72-2111	○		小郡市環境保全条例 小郡市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 小郡市空き缶等散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 小郡市空き地等の適正な管理に関する条例 小郡市飼い犬管理条例	小郡市役所の環境保全に向けた率先行動計画 小郡市一般廃棄物処理基本計画 小郡市地域温暖化対策ビジョン
筑紫野市	環境経済部環境課	092-923-1111	○	○	筑紫野市環境基本条例 筑紫野市環境審議会設置条例 筑紫野市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例 筑紫野市畜犬管理条例 筑紫野市一般廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	第三次筑紫野市環境基本計画(筑紫野市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)及び筑紫野市気候変動適応計画を含む) 筑紫野市役所環境にやさしい行動計画パートⅤ(筑紫野市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)) 筑紫野市一般廃棄物処理基本計画 筑紫野市第10期分別収集計画
春日市	協働推進部環境課	092-584-1111	○	○	春日市環境基本条例 春日市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 春日市愛犬条例 春日市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 あき地の除草等に関する条例	第3次春日市環境基本計画 第3期春日市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 第5期エコオフィスプランかすが(春日市環境配慮率先実行計画) 春日市一般廃棄物処理基本計画 春日市分別収集計画第11期 春日市災害廃棄物処理計画 春日市アライグマ防除実施計画
大野城市	環境経済部循環型社会推進課 環境経済部生活安全課	092-580-1886 092-580-1887 092-580-1889 092-580-1897	○	○	大野城市環境基本条例 大野城市自然環境保護条例 大野城市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 大野城市迷惑行為のない快適な生活環境の確保に関する条例 おおのじょう緑のトラスト基金条例 大野城市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 大野城市あき地の環境保全に関する条例	大野城市環境基本計画　地方公共団体実行計画(区域施策編) 大野城市地方公共団体実行計画(事務事業編)～第3次まどかエコ・オフィスプラン～ 大野城市一般廃棄物処理基本計画 大野城市第10期分別収集計画 大野城市迷惑行為防止基本計画(第3次計画)
宗像市	環境部環境課 環境部脱炭素社会推進課	0940-36-1421 0940-36-9875	○		宗像市環境基本条例 宗像市釣川水系水質保全条例 宗像市地下水の採取に関する条例 宗像市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 宗像市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 宗像市産業廃棄物処理施設の設置等の紛争予防に関する条例 宗像市市街化調整区域等の開発行為に関する条例	第2次宗像市環境基本計画(中間見直し) 宗像市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 釣川グリーンネット基本構想・計画 宗像市一般廃棄物処理基本計画 宗像市第10期分別収集計画

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例	環境に関する各種計画等
太宰府市	市民生活部環境課	092-921-2121	○	○	太宰府市環境基本条例 太宰府市空き缶等散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 太宰府市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 太宰府市畜犬の愛護及び管理に関する条例 太宰府市環境美化センター条例 あき地に繁茂した雑草等の除去に関する条例	第四次太宰府市環境基本計画 太宰府市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 太宰府市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 太宰府市一般廃棄物処理基本計画 太宰府市第10期分別収集計画
古賀市	市民部環境課	092-942-1127	○	○	古賀市公害防止等生活環境の保全に関する条例 古賀市環境基本条例 古賀市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 古賀市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例	第3次古賀市環境基本計画 第2次古賀市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 古賀市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)改訂版 第3次古賀市ごみ処理基本計画 古賀市分別収集計画 古賀市災害廃棄物処理計画 生物多様性古賀戦略
福津市	市民共働部うみがめ課	0940-62-5019	○	○	福津市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 福津市環境基本条例 福津市環境創造条例 福津市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 福津市あき地等管理の適正化に関する条例 福津市ウミガメ保護条例 福津市人と犬・ねこの共生に関する条例	第2次福津市環境基本計画 第2次福津市一般廃棄物処理基本計画 福津市災害廃棄物処理計画
うきは市	市民生活課	0943-75-4972	○		うきは市環境基本条例 うきは市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 うきは市環境美化促進条例	うきは市環境基本計画 うきは市ゼロカーボンビジョン
宮若市	環境保全課	0949-32-0516	○		宮若市環境基本条例 宮若市公害防止条例 宮若市空き缶等の散乱防止条例 宮若市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	第2次宮若市環境基本計画 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 宮若市災害廃棄物処理計画
嘉麻市	環境課	0948-42-7428	○		嘉麻市環境基本条例 嘉麻市地下水採取規制条例 嘉麻市自然環境保全条例 嘉麻市浄化槽の普及に関する条例 嘉麻市環境美化条例	第2次嘉麻市環境基本計画(地球温暖化対策実行計画(区域施策編)含む) 嘉麻市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 嘉麻市一般廃棄物処理基本計画 第10期嘉麻市分別収集計画 嘉麻市災害廃棄物処理計画
朝倉市	市民環境部環境課	0946-22-1111	○		朝倉市環境美化推進条例 朝倉市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例 朝倉市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果縦覧等の手続に関する条例 朝倉市浄化槽条例 朝倉市環境審議会条例	朝倉市環境基本計画 朝倉市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 朝倉市災害廃棄物処理計画

資料

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例	環境に関する各種計画等
みやま市	環境経済部環境政策課	0944-64-1521	○		みやま市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 みやま市環境審議会条例 みやま市環境を美しくする条例 みやま市環境基本計画	みやま市廃棄物不法投棄防止推進員設置要綱
糸島市	生活環境部環境政策課	092-332-2068	○	○	糸島市環境基本条例 糸島市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 糸島市空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 糸島市あき地等の管理及び環境保全に関する条例	糸島市環境基本計画 第2次糸島市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編) 糸島市地域再生可能エネルギー導入戦略 糸島市生物多様性地域戦略
那珂川市	市民生活部環境課	092-953-2211	○	○	那珂川市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 那珂川市環境基本条例 那珂川市一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例 那珂川市あき地の環境保全に関する条例 那珂川市空き缶等の散乱防止及び再資源化の促進に関する条例	第3次那珂川市環境基本計画 那珂川市再生可能エネルギー導入戦略 那珂川市地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 那珂川市地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 第2次那珂川市一般廃棄物処理基本計画
宇美町	環境課	092-934-2226	○		宇美町環境基本条例 宇美町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 宇美町合併処理浄化槽の普及に関する条例 宇美町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 宇美町が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例 宇美町飼い犬等のふん害防止に関する条例	
篠栗町	都市整備課	092-947-1111			篠栗町空き缶等散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 篠栗町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 篠栗町地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 篠栗町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 篠栗町一般廃棄物処理実施計画 篠栗町地下水の採取に関する条例 篠栗町空家等及び空地の環境保全に関する条例	
志免町	生活安全課	092-935-1001	○		志免町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 志免町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 志免町空き地の環境保全に関する条例 志免町飼い犬等のふん害の防止に関する条例	志免町一般廃棄物処理基本計画 志免町災害廃棄物処理計画 志免町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 志免町地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 志免町分別収集計画
須恵町	地域振興課	092-932-1438	○		須恵町水道水源保護条例 須恵町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 須恵町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 須恵町空き地等の環境保全に関する条例 須恵町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例	須恵町一般廃棄物処理基本計画 須恵町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 須恵町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
新宮町	環境課	092-963-1732	○		新宮町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 新宮町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 新宮町環境基本条例	第2次新宮町環境基本計画 新宮町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
久山町	町民生活課	092-976-1111			久山町環境保全条例 久山町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 久山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	久山町一般廃棄物処理基本計画 久山町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
粕屋町	道路環境整備課	092-938-2311	○		粕屋町空き缶等の散乱防止及びその再資源化の促進に関する条例 粕屋町廃棄物の減量及び適正処理に関する条例 粕屋町あき地の雑草等の除去に関する条例 粕屋町飼い犬等のふん害等防止に関する条例	粕屋町一般廃棄物処理基本計画 粕屋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 粕屋町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例	環境に関する各種計画等
芦屋町	環境住宅課	093-223-3538	○		芦屋町環境美化条例 芦屋町環境審議会設置条例 芦屋町環境基本条例 芦屋町環境美化推進委員会設置条例	第2次芦屋町環境基本計画 芦屋町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 芦屋町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
水巻町	産業環境課	093-201-4321	○		水巻町空き缶等散乱防止条例 水巻町環境審議会条例 水巻町飼い犬・猫のふん害等の防止に関する条例	水巻町環境基本計画 水巻町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 水巻町地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
岡垣町	住民環境課	093-282-1211	○		岡垣町生活環境の保全に関する条例 岡垣町環境基本条例 岡垣町環境美化に関する条例 岡垣町飼犬条例 岡垣町地下水の保全に関する条例 岡垣町太陽光発電事業と地域環境との調和に関する条例	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 岡垣町第3次環境ビジョン 岡垣町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 岡垣町地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)
遠賀町	住民課	093-293-1241	○		遠賀町環境基本条例 遠賀町環境美化に関する条例	遠賀町環境基本計画 遠賀町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 遠賀町地球温暖化対策実行計画(区域施策編) 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画
小竹町	農政環境課	0949-62-1946			小竹町の環境をよくする条例 小竹町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	小竹町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 小竹町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
鞍手町	住民環境課	0949-42-2114	○		鞍手町公害防止条例 鞍手町環境美化に関する条例 鞍手町空き地等管理条例 鞍手町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 鞍手町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 鞍手町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
桂川町	保険環境課	0948-65-1097			桂川町公害防止条例 桂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 桂川町環境美化推進条例	桂川町環境基本計画
筑前町	環境防災課	0946-42-6613	○		筑前町環境基本条例 筑前町環境美化推進条例 筑前町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	第二次筑前町環境基本計画 第四次筑前町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
東峰村	住民福祉課	0946-74-2311			東峰村自然環境保全条例 東峰村河川をきれいにする条例 東峰村ごみ散乱防止条例 東峰村廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	東峰村地域新エネルギービジョン
大刀洗町	住民課	0942-77-2141	○		大刀洗町環境美化に関する条例 大刀洗町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 大刀洗町廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例	大刀洗町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
大木町	環境課	0944-32-1120	○		大木町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 大木町美しく住みよい環境を創る条例	大木町2050年温室効果ガス排出量実質ゼロロードマップ 大木町一般廃棄物処理基本計画 大木町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 大木町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
広川町	環境課	0943-32-1138	○		広川町空缶等の散乱の防止による環境美化に関する条例 広川町環境保全条例 広川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 広川町環境審議会条例	広川町一般廃棄物処理基本計画 広川町災害廃棄物処理計画 広川町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 広川町脱炭素ロードマップ 広川町公共施設再生可能エネルギー設備導入基本計画

資料

市町村名	環境担当部課名	電話番号	環境審議会の有無	環境白書の有無	所管環境関連条例	環境に関する各種計画等
香春町	税務住民課	0947-32-8400	○		香春町環境基本条例 香春町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 香春町みんなで美しいまちをつくる条例 香春町空家等対策協議会設置条例	環境基本計画 香春町役場エコオフィス推進プラン(香春町地球温暖化対策実行計画事務事業編) 香春町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)
添田町	福祉環境課	0947-82-1232			添田町ごみ散乱防止条例 添田町畜犬取締条例	添田町一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 添田町生活排水処理基本計画 添田町災害廃棄物処理基本計画
糸田町	税務町民課	0947-26-1235	○		糸田町環境美化に関する条例	糸田町生活排水処理基本計画 第10期糸田町分別収集計画
川崎町	住宅環境課	0947-72-3000	○		自然にやさしい地域づくりのための川崎町環境基本条例 川崎町ごみ散乱防止条例 川崎町廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例 川崎町水環境保全条例	川崎町環境基本計画 川崎町地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
大任町	住民課	0947-63-3003			大任町しじみ育成保護条例 大任町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 大任町廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 大任町飼い犬等のふん害の防止に関する条例 大任町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 大任町ごみ散乱防止条例	
赤村	産業建設課 住民課	0947-62-3000	○		赤村ホタル保護条例 赤村ごみ散乱防止条例 赤村環境保全条例 赤村地下水保全条例	一般廃棄物処理基本計画 赤村地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
福智町	税務住民課	0947-22-7761	○		福智町自然環境保護条例 福智町ごみ散乱防止条例 福智町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 福智町飼い犬取締条例	福智町生活排水処理基本計画 第9期福智町分別収集計画
苅田町	環境課	093-434-1834	○		苅田町環境美化に関する条例	第3次かんだ環境未来図(苅田町環境基本計画)
みやこ町	住民課 都市整備課	0930-32-2510 0930-32-6007	○		みやこ町環境保全条例 みやこ町公害防止条例 みやこ町空き家及び空き地等の適正管理に関する条例 みやこ町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例	みやこ町環境基本計画
吉富町	住民課	0979-24-1124	○		吉富町環境美化に関する条例 吉富町ポイ捨て等防止条例 吉富町放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 吉富町土砂等のたい積の規制に関する条例 吉富町環境審議会条例 吉富町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	吉富町地球温暖化対策実行計画
上毛町	住民課	0979-72-3116	○		上毛町環境保全条例 上毛町環境審議会条例 上毛町土砂等のたい積の規制に関する条例 上毛町環境美化推進及び生活環境保全に関する条例 上毛町廃棄物の処理及び清掃に関する条例	上毛町地球温暖化対策実行計画
築上町	住民生活課	0930-56-0300			築上町環境美化推進及び生活環境保全に関する条例 築上町環境美化推進基金事業交付金交付要綱 築上町土砂等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例 築上町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 築上町空き家等の適正管理に関する条例	一般廃棄物処理計画 築上町地球温暖化対策実行計画(事務事業編) 築上町地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

索引

【あ】

悪臭防止法 ・・・・・・・・・・・203、204、228
アライグマ ・・・・・・・・・26、89、143、245
有明海
・53、137、152、175、176、177、181、228、244
石綿（アスベスト）・・・・・・・・・・166、227
美しいまちづくり条例 ・・・・・・・・・・・ 156
上乗せ排水基準・・・・・・・・・・・ 179、265
エコアクション21・・・・・・・・ 49、81、225
エコ事業所 ・・・・・・・・ 49、81、225、247
エコタウン ・・・・・・・・・・・・・ 51、113
エコドライブ ・・・・・・・・・・・・・・・ 79
エコトン ・・・・・・・・・・・・・・目次裏面
エコファミリー ・・・・・・50、81、225、246
エネルギー対策特別融資制度・・・・ 78、219
汚水処理構想 ・・・・・・・・・・・ 182、245
温泉 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136、230

【か】

カーボンニュートラル
・・・ 13、49、52、70、72
カーボンニュートラルポート（ＣＮＰ）・・・ 78
海洋ごみ（海岸漂着物）・・ 23、121、229、245
外来生物 ・・・・・・・・・・・ 26、142、230
家電リサイクル法 ・・・・・・109、172、229
紙おむつリサイクル ・・・・・・・・・・・ 119
環境影響評価（アセスメント）
・・・・・・ 144、227
環境家計簿 ・・・・・・・・・・・・・ 80、225
環境基本法・・・・・・・・・・・ 62、107、227
環境教育ガイド・・・・・・・・・・・ 63、222
環境教育副読本 ・・・・・・・・・・・ 64、211
環境月間 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
環境県民会議 ・・・・ 43、66、73、236、240
環境審議会 ・・・・・ 43、73、136、236、237
環境対策協議会 ・・・・・・43、73、233、236
環境美化の日 ・・・・・・・・・・・・ 121、229
環境物品等調達方針・・・・・・ 49、171、245
気候変動適応法 ・・・・・ 70、72、227、244
希少野生動植物種の保護に関する条例
・・・ 139、230
九州自然歩道 ・・・・・・・・・・・・・・・ 133
九州まちの修理屋さん ・・・・・・・ 100、226
グリーンアジア国際戦略総合特区
・・・ 51、54、213
グリーンＥＶバッテリーネットワーク福岡
（GBNet福岡） ・・・・・・・・・・ 21、120
グリーン購入 ・・・・・・・49、113、225、227
グリーンデバイス ・・・・・・・・・・・・・52
クリーンビーチ推進事業 ・・・・ 62、122、226
クリーンリバー推進対策事業 ・・ 62、122、226
県産リサイクル応援事業所 ・・・・・ 113、226
県産リサイクル製品認定制度 ・・・・ 49、112
建設リサイクル法 ・・・・・・・・・・ 111、229
公害審査会 ・・・・・・・・・・ 154、236、238
公害専門委員 ・・・・・・・・・・・・ 236、239
公害防止管理者 ・・・・・・・・・・・ 155、227
公害防止等生活環境の保全に関する条例
・・・・・・ 180、182、199、202、227
光化学オキシダント
・・27、 90、158、161、163、170、248
公共工事生物多様性配慮指針 ・・・・ 50、146
コージェネレーション ・・・・ 78、219、223
小型家電リサイクル法 ・・・・・・ 109、229
国際環境協力 ・・・・・・・・・・ 29、171、210
国連ハビタット ・・・・・・・・・・・・・ 213
こどもエコクラブ ・・・・・・・・50、66、225

【さ】

再生可能エネルギー導入支援アドバイザー ・・・ 50、77、219
里地里山里海 ・・・・・・・・・・・・・・ 152
産業廃棄物管理票(マニフェスト) ・・・・125
産業廃棄物税 ・・54、101、112、124、127、229
自然海浜保全地区 ・・・・・・・・・・ 135、230
自然環境保全地域 ・・・・・・・・・・ 135、230
自然公園 ・・・・・・・・ 133、146、230、241
自動車リサイクル法 ・・・・・ 110、172、229
し尿 ・・・・・・・・・・・・・・ 94、186、283
地盤沈下 ・・・・・・・・・・・155、205、228
循環型社会基本法 ・・・・・・・・・・ 107、229
省エネルギー住宅 ・・・・・・・・・・ 18、84
浄化槽 ・・94、138、180、182、186、229、245
小規模事業場排水水質改善指導要領 ・180、274
食品リサイクル法 ・・・・・・・・・・ 110、229
食品ロス・・・ 22、61、67、84、91、103、107
224、225、229、236、245
振動規制法 ・・・・・28、199、204、228、288
侵略的外来種 ・・・・・・・・・・・・・・ 143
森林環境税 ・・・・・・・・・・・ 54、86、151
水質汚濁防止法 ・・ 173、179、228、260、276
水素エネルギー ・・・・・・・・・ 52、79、221
生物多様性戦略 ・・・・・50、132、144、244
瀬戸内海環境保全特別措置法
・・・ 173、179、228、245、276
騒音規制法 ・・・28、199、204、228、285、287

【た】

ダイオキシン類
・・・・・・・155、191、195、227、228、289
大気汚染防止法・・・・90、158、166、227、248
大気汚染予測システム ・・・・・27、55、158
太陽光発電
・・・16、17、18、76、81、83、116、118、219
食べもの余らせん隊 ・・・・・・22、104、225
地域環境協議会 ・・・・・・・・・・ 3、61、73
地域循環共生圏 ・・・・・・・・・・・・・ 63
地域連絡協議会 ・・・・・・・・・・ 127、236
地球温暖化対策ワークブック ・・・・・・ 64
地球温暖化防止活動推進員 ・・・・・ 61、80
地球温暖化防止活動推進センター
・・・ 73、80、224
地産地消応援の店 ・・・・・・・・・・・ 61
地産地消応援ファミリー ・・・・・・・・・ 61
鳥獣保護管理事業計画 ・・・・・・・ 141、230
鳥獣保護区 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 141
テレメータシステム(遠隔監視装置) ・・・ 158
特定鳥獣管理計画 ・・・・・・・・・・・ 142
都市計画基本方針 ・・・・・・・・・・・・ 83
土壌汚染対策法 ・・・・・・・・・・ 189、228

【な】

日韓海峡沿岸県市道環境技術交流事業 ・・・ 211
農薬 ・・・・・・・・・53、87、180、191、197

【は】

バイオマス ・・・・・・76、83、103、115、117
廃棄太陽光パネルスマート回収システム・・ 119
廃棄物不法処理防止連絡協議会・124、127、236
ハザードマップ ・・・・・・・・・・・・・ 89
パリ協定 ・・・・・・・・・・・・・・ 12、70
ヒアリ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 143
平尾台自然観察センター ・・24、66、129、247
フードバンク ・・・・・・・・・・・・22、104
風力発電 ・・・・・・・・・・・ 51、76、221
グローバルコネクト福岡・・・・・・・・・213
福岡生きものステーション・ 25、63、140、144
ふくおかエコ農産物認証制度 ・・・・・・ 53
ふくおかエコライフ応援サイト
・・・・ 63、73、79、81、222
ふくおか環境ひろば ・・・・・・62、227、246
福岡県気候変動適応センター
（ＦＬＣＣＡＣ） ・・・・・・・・55、73、88

福岡県水素グリーン成長戦略
・・・ 14、52、59、79、220、221
福岡県風力発電産業振興会議・・・・・・・・ 51
ふくおか農林漁業応援団 ・・・・ 61、83、152
ふくおかのエネルギー ・・・・・・・・ 78、222
ふくおかプラごみ削減応援サイト
・・・ 19、102、226
ふくおかプラごみ削減協力店・・・・102、226
ふくおかプラスチック資源循環ネットワーク
・・・ 102
福岡方式廃棄物最終処分場 ・・・・・ 210、212
ふくおか放射線・放射能情報サイト ・・・ 205
不法処理防止推進員制度 ・・・・・・・・・ 127
プラスチック資源循環法 ・・・・107、111、229
ブルーカーボン・・・・・・・・・・・・・・ 54
フロン・・・・・85、110、166、172、227、289
閉鎖性水域 ・・・・・・・・・・・・ 173、181
保健環境研究所 ・27、55、158、205、231、232

【や】

容器包装リサイクル法 ・・107、108、229、244

【ら】

リサイクル製品認定制度 ・・・・49、101、112
リサイクル総合研究事業化センター・・19、20
55、59、62、103、107、116、221、231、232
類型指定 ・・・・・・・・・・・ 175、178、201
レアメタル ・・・・・・・・ 21、109、118、120
レッドデータブック ・・・・・ 135、139、144

【わ】

ワンヘルスセンター ・・・・・・・・・・25、55

【アルファベット・数字】

３０・１０(さんまる・いちまる)運動・22、104
３Ｒの達人 ・・・・・・・・・・・67、100、224
ＣＯＰ(締約国会議) ・・・・・・・・・ 70、132
ＥＳＤ(持続可能な開発のための教育) ・・・ 64

$PM_{2.5}$(微小粒子状物質)
・・・27、55、158、164、171、248
ＰＲＴＲ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 191
ＳＤＧｓ(持続可能な開発目標) ・・・ 37、46
ＳＦＴＳ ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 144

資料

令和７年版　環　境　白　書

令和７年12月発行
編集・発行　福岡県環境部環境政策課
〒812-8577　福岡市博多区東公園 7-7
電　話　（092）643-3355（直通）
ＦＡＸ　（092）643-3357
Ｅメール　kansei@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県

福岡県行政資料	
分類記号 MA	所属コード 1900103
登録年度 07	登録番号 0002

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

UD FONT
見やすいユニバーサルデザインフォントを採用しています。